

豊田市地域防災計画

－ 附 属 資 料 編 －

[令和 5 年度改訂版]

豊田市防災会議

目 次

第1 防災上注意すべき自然的・社会的条件

1 河川一覧	
(1) 1・2級河川	1
(2) 準用河川	3
(3) 砂防指定地域河川	4
(4) 普通河川	9
2 ため池等一覧	24
3 重要水防箇所	
(1) 河川	19
(2) ため池	34
4 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定）	37
5 地すべり危険箇所・地すべり防止区域	43
6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	44
7 山地災害危険地区	58
8 道路の現況及び注意箇所等	
(1) 市内道路及び橋りょうの現況	110
(2) 道路通行規制箇所	110
9 緊急輸送道路及び交通規制路線	
(1) 県指定 緊急輸送道路（市内）	113
(2) 第3次緊急輸送道路（市指定 緊急輸送道路等）	115
(3) 耐震対策優先橋りょう（市管理）	131
(4) 第1次、第2次緊急輸送道路の管理者等	135
10 石油類等大量保有事業所	136
11 煙火製造所	137
12 液化石油ガス保有事業所	137
13 放射性物質保有事業所	138
14 宅地造成工事規制区域	139
15 浸水想定区域内における事業所等	
(1) 要配慮者利用施設	
（老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設、医療施設等）	140
(2) 地下施設	
（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）	145
(3) 豊田市洪水予報伝達様式	145
16 土砂災害警戒区域内における事業所等	147
17 孤立する可能性がある集落	150

第2 防災上必要な施設・設備等

1 気象観測施設・設備等	
(1) 雨量観測施設	154

(2) 水位・流量観測施設	155
(3) 河川監視カメラ	155
(4) 風向・風速観測施設	156
2 消防防災施設・設備等	
(1) 消防本部（署）保有の消防力	157
(2) 消防団保有の消防力	161
(3) 消防水利の現況	175
(4) 化学消火薬剤の備蓄	178
(5) 流出油防除資機材	181
(6) 林野火災対策用資機材	183
(7) 大規模地震等災害対策資機材	184
3 通信施設・設備等	
(1) 愛知県高度情報通信ネットワーク無線発信番号一覧	185
(2) 豊田市防災行政無線設備（移動系）	185
(3) 豊田市防災行政無線設備（同報系屋外拡声子局）	206
(4) 豊田市防災行政無線設備（中継局等）	215
(5) 280MHzデジタル同報無線システム（配信局）	219
(6) 280MHzデジタル同報無線システム（送信局）	219
(7) 豊田市消防・救急無線設備	220
(8) 豊田市水道事業用デジタルトランシーバ設備	227
(9) 衛星携帯電話一覧	229
4 水防施設・設備等	
(1) 矢作川豊田防災ステーション	230
(2) 水防倉庫一覧	231
(3) 水防倉庫備蓄資機材一覧	232
(4) 重要な水閘門	235
(5) 排水機場一覧	237
(6) 雨水施設対応業者一覧	238
(7) 下水道施設対応業者一覧	240
(8) 豊田市排水設備工事指定工事店一覧	242
(9) 防災用倉庫一覧	246
(10) 汚水処理施設一覧	247
5 救助用施設・設備等	
(1) 救助用資機材の保有状況（消防署）	248
(2) 高度救助用資機材の保有状況（消防署）	249
(3) 救出用資機材・集団救急事故資機材の保有状況	249
(4) 避難場所等一覧	252
(5) 防災倉庫一覧	264
(6) 防災倉庫資機材一覧	265
(7) 災害復旧用オープンスペース候補地一覧	275

(8) 医療機関	288
(9) 防疫用資機材の保有状況	290
(10) 災害用便槽設置箇所一覧	291
(11) 災害用便槽設置予定箇所一覧	293
(12) 救援物資等受入施設一覧	295
6 給水施設・設備	
(1) 応急給水用資機材一覧	296
(2) 応急復旧用資材の備蓄状況	296
(3) 災害時緊急連絡管接続箇所一覧	297
(4) 災害拠点給水施設一覧	297
(5) 応急給水支援設備（市水道）一覧	297
(6) 愛知県営水道災害時支援施設	299
(7) 飲料用耐震性貯水槽	299
(8) 豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧	300
7 清掃用施設・設備	
(1) ごみ関係	305
(2) し尿関係	310
(3) 災害廃棄物一次仮置場（候補地）一覧	312
8 火葬場	314

第3 必需物資の備蓄及び調達

1 生活物資	
(1) 食糧等の備蓄	315
(2) 生活必需品等の備蓄	315
(3) 生活物資緊急調達協定事業者一覧	317

第4 建設機械（道路復旧・障害物排除等に使用するもの）の保有及び調達

1 建設機械の保有状況	319
2 建設機械の調達	319

第5 輸送車両等の保有状況等

1 事前申請による緊急輸送車両一覧	320
2 舟艇の保有状況	331
3 緊急時ヘリポート可能箇所一覧	332
4 名古屋市航空機隊飛行場外離着陸場（市内）	335

第6 要員の確保

1 愛知県登録防災ボランティアグループ	336
2 ボランティア受け入れ体制の整備	337

第7 地震防災緊急事業五箇年計画事業

地震防災緊急事業五箇年計画事業概要一覧（豊田市府）	338

第8 防災組織等

1 市の防災組織	
（1）豊田市災害対策本部機構	339
（2）豊田市災害対策本部事務分掌	340
（3）豊田市地震災害警戒本部事務分掌	354
（4）豊田市災害対策本部（風水害・突発災害用）配備基準表	367
（5）豊田市災害対策本部（地震災害用） 地震災害警戒本部（含む警戒準備本部）配備基準表	368
（6）豊田市災害対策本部室配置図	369
2 自主防災組織等	
（1）自主防災組織設置状況一覧	370
（2）女性消防クラブ一覧	376

第9 協定書・覚書等

1 市町村間における応援協定等	
（1）愛知県内広域消防相互応援協定	377
（2）西三河地区消防相互応援協定書	380
（3）愛知県下高速道路における消防相互応援協定書	383
（4）豊田市・瀬戸市消防相互応援協定	385
（5）豊田市・尾三消防組合消防相互応援協定	386
（6）豊田市・日進市消防相互応援協定書	388
（7）豊田市・三好町消防相互応援協定書	389
（8）豊田市・土岐市消防相互応援協定書	390
（9）豊田市・恵那市消防本部消防相互応援協定書	391
（10）豊田市・瑞浪市消防相互応援協定書	392
（11）豊田市・南信州広域連合消防相互応援協定書	393
（12）愛知県防災ヘリコプター支援協定（愛知県以下72自治体及び一部事務組合） ..	395
（13）衣浦豊田道路における消防相互応援協定書	398
（14）水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会愛知県支部・愛知県）	399
（15）災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書（知立市）	403
（16）災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書 （愛知県中部水道企業団）	404
（17）緊急連絡管の取扱いに関する協定書（刈谷市）	405
（18）緊急連絡管に関する協定書（安城市）	406
（19）水道緊急連絡管に関する協定書（岡崎市）	407
（20）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 （愛知県、県下水道管理者、県内全市町村、県内市町下水道管理者及び	

一部事務組合 126 者) …	408
(21) 中核市災害相互応援協定 ……	410
(22) 榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定 (上越市、館林市、姫路市) ……	413
(23) 東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定 ……	415
(24) 広域幹線道路ネットワーク都市災害時相互応援に関する協定 (中津川市) ……	417
(25) 外国人集住都市会議災害時相互応援協定 (太田市 15 自治体) ……	419
(26) 西三河災害時相互応援協定 ……	423
(27) 災害時相互応援に関する協定 (東北 1 市 4 町) ……	426
(28) 災害時相互応援に関する協定 (海老名市) ……	429
(29) 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書 (掛川市) ……	431
2 市及び関係団体間における協力協定	
(1) 消防・防災に関する応援活動協定書 (トヨタ自動車株式会社) ……	433
(2) 水道施設の応急復旧に関する協定書 (豊田市管工事業協同組合) ……	435
(3) 災害時における簡易水道施設応急対策に関する協定書 (豊田北部簡易水道組合) ……	437
(4) 災害時の医療救護活動に関する協定 (豊田加茂医師会) ……	439
(5) 災害時の医療救護活動に関する協定 (豊田加茂歯科医師会) ……	442
(6) 災害時の医療救護活動に関する協定 (豊田加茂薬剤師会) ……	445
(参考) 豊田市医療救護計画 ……	448
(7) 災害時に要援護者の避難施設として 民間社会福祉施設等を使用することに関する協定 (豊田福寿園以下高齢者施設 32 施設、サンホーム豊田以下障がい者施設 7 施設) ……	455
(8) 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定 ……	461
(9) 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定 ……	466
(10) 避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定書 ……	471
(11) 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書 (東邦ガス株式会社) ……	473
(12) 災害時における応急措置資機材の提供等に関する協定 (豊田加茂石油業協同組合、愛知県石油商業組合) ……	475
(13) 災害時の放送に関する協定 (ひまわりネットワーク株式会社) ……	477
(14) 災害緊急放送に関する協定 (エフエムとよた株式会社) ……	478
(15) 災害救助物資の緊急調達に関する協定 (株) エイデンサカキヤホームエキスポ豊田以下 7 団体 ……	479
(16) 災害救助活動のための施設の利用に関する協定 (豊田市農業協同組合) ……	482
(17) 豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書 (社会福祉法人豊田市社会福祉協議会) ……	484
(18) 災害救助物資の緊急調達に関する協定 (キングパン協業組合) ……	486
(19) 災害救助物資の緊急調達に関する協定 (豊田製パン株式会社) ……	487
(20) 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定 (一般社団法人愛知県産業廃棄物協会) ……	488

(21)	災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書 (株)陣内工業所以下49業者)	490
(22)	災害時における応急支援活動に関する協定書 (株)石垣 名古屋支店)	495
(23)	水道事業の災害対策に伴う応援協定書 (株)ジェネッツ中部支店)	497
(24)	消防活動の協力に関する協定書 (一般社団法人全国クレーン建設業協会愛知支部)	499
(25)	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定 (社団法人愛知県LPガス協会西三河支部)	501
(26)	災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書 (公益財団法人豊田加茂環境整備公社)	506
(27)	災害時における応急対策業務に関する協定 (豊田都市整備研究会)	508
(28)	災害時における外国人支援への協力に関する協定 (公益財団法人豊田市国際交流協会)	510
(29)	災害時における応急対策業務に関する協定 (豊田市アーバングリーン協会)	512
(30)	災害時における応急対策業務に関する協定 (豊田環境ビジョン協議会)	514
(31)	災害応急対策実施のために使用される緊急通行車両の事前届出に関する協定 (株式会社NXワンビシアーカイブス名古屋支店)	516
(32)	災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定 (中部電力株式会社)	517
(33)	災害時における応急対策業務に関する協定 (協働組合豊田土木建設協力会)	519
(34)	災害時における支援協力に関する協定書 (トヨタ自動車株式会社)	521
(35)	災害時における被災要保護児童の受入れに関する協定 (社会福祉法人 愛知玉葉会 梅ヶ丘学園)	523
(36)	災害時における民間住宅等の修繕及び応急修理等に関する協定書 (豊田都市整備研究会)	526
(37)	地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書 (公益社団法人愛知建築士会)	528
(38)	地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書 (公益社団法人愛知県建築士事務所協会)	530
(39)	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)	532
(40)	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等 の協力に関する協定 (生協法人 生活協同組合コープあいち)	535
(41)	防疫活動等に関する協定書 (公益社団法人愛知県ペストコントロール協会)	541
(42)	災害時における応急対策業務に関する協定 (豊田広域測量設計研究会)	545
(43)	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書 (公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)	547
(44)	災害時における避難者等の受入れに関する協定 (株式会社善都)	549
(45)	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)	551
(46)	衣浦豊田道路における消防活動に関する覚書 (愛知県道路公社)	553

(47) 猿投グリーンロードにおける消防活動に関する覚書(愛知県道路公社)	555
(48) 災害時における環境調査に関する協定書 (一般社団法人愛知県環境測定分析協会)	557
(49) 防災・減災に関する協定書(市内5大学等)	561
(50) 災害時の物資輸送等に関する協定書(ヤマト運輸株式会社)	566
(51) 災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定(豊田環境事業協同組合) ..	568
(52) 災害時における帰宅困難者の受入に関する協定(豊田市駅前7事業者)	574
(53) 災害時における電気施設の応急復旧に関する協定書(豊田電気工事協同組合) ..	577
(54) 災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定書 (西三河生コンクリート協同組合豊田支部)	579
(55) 災害における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 (愛知県行政書士会豊田支部)	581
(56) 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書(48市場)	583
(57) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書 (一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会)	588
(58) 大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定 (豊田環境技術研究会、豊田一般廃棄物協同組合)	590
(59) 災害時の物資輸送等に関する協定書 (株式会社山信商店、えぷろんフーズ株式会社)	593
(60) 119番通報に関する協定(愛知県タクシー協会豊田支部)	595
(61) 災害時における応急支援活動に関する協定書 (株)日立製作所 中部支社)	597
(62) 上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書 (一財)豊田市水道サービス協会)	599
(63) 災害時における量の提供に関する協定書 (5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会)	601
(64) 上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書 (豊田水建株式会社)	603
(65) 災害時の物資輸送等に関する協定書 (株式会社ケー・ツー)	605
(66) 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書 (公益社団法人愛知県建築士事務所協会ほか3者)	607
(67) 災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定書 (特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク)	611
(68) 消防活動の協力に関する協定書 (豊田都市整備研究会)	613
(69) 消防活動の協力に関する協定書 (豊田土木建設協力会)	615
(70) 災害時における相互連携・協力に関する協定書	

	(中部電力パワーグリッド株式会社豊田営業所) ……	617
(71)	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書 (株式会社カインズ) ……	619
(72)	災害時のフォークリフトの提供等に関する協定書 (スズヒロフォークリフト株式会社) ……	621
(73)	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書 (一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会) ……	623
(74)	災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書 (株式会社オウルテック) ……	627
(75)	災害時における応急給水活動に関する協定書 (トヨタ記念病院) ……	631
(76)	災害拠点給水施設の運用に関する協定書 ((一財) 水道サービス協会) ……	635
(77)	物流ドローンの災害時活用及び社会実装促進に向けた協定 (株) SkyDrive) ……	639
(78)	飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書 (足助自治区) ……	641
(79)	飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書 (花山自治区) ……	643
(80)	災害時における応急支援活動に関する協定書 (荏原商事株式会社中部支社) ……	645
(81)	災害時における応急資機材等の提供に関する協定書 (明和工業(株)) ……	647
(82)	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書 (市内キッチンカー事業者) ……	651
(83)	災害時における被災者支援活動の協力に関する協定書 (市内仏教会4団体) ……	653
(84)	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 (佐川急便株式会社) ……	655
(85)	防災・減災に関する協定書 (藤田医科大学) ……	658
(86)	大規模災害発生時における物資供給等の協力に関する協定書 (株式会社ドン・キホーテ) ……	660
(87)	災害時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書 (中日本高速道路株式会社 名古屋支社 豊田保全・サービスセンター) ……	662

第10 その他

1	活断層分布図……………	664
2	気象庁震度階……………	665
3	地震観測所……………	672
4	予警報等の種類と発表基準	

(1) 特別警報	674
(2) 気象・水象に関する予報警報	676
(3) 洪水予報	695
(4) 水防警報	697
(5) 水位情報の周知	698
(6) 火災気象通報	699
(7) 河川情報に基づく災害対策活動基準	700

第11 参 考

1 豊田市防災基本条例	704
2 豊田市防災会議条例	710
3 豊田市防災会議運営要綱	712
4 豊田市防災会議委員	714
5 豊田市災害対策本部条例	715
6 豊田市災害対策本部運営要綱	716
7 豊田市現地災害対策本部運営要綱	718
8 豊田市地震災害警戒本部運営要綱	721
9 豊田市自主防災会設置助成要綱	723
10 豊田市自主防災事業補助金交付要綱	726
11 地震防災消防活動基準	728
12 災害救助法施行細則	729
13 災害救助法の適用基準	747
14 名古屋市航空機隊訓練緊急運航要領	749
15 防災関係機関及び連絡窓口	
(1) 指定行政機関	751
(2) 指定地方行政機関	751
(3) 自衛隊	751
(4) 指定公共機関	751
(5) 指定地方公共機関及び公共的団体	752
(6) 県機関	752
(7) 警察機関	752
(8) 消防機関	753

第12 連絡先・様式一覧

1 重要な情報の連絡先	
(1) 県の連絡先	754
(2) 消防庁への連絡先	757
(3) 伝達要領	757
2 自衛隊の派遣	
(1) 災害派遣の活動範囲	773

（２）災害派遣依頼の手続き	774
（３）撤収の手続き	775
３ 災害派遣部隊の受入れ	776
４ 緊急輸送車両の確認	779
５ 重要な情報の伝達（地震災害編）	781

第1 防災上注意すべき自然的・社会的条件

1 河川一覧

(令和5年4月1日現在暫定数値)

区 分	管 理 者	数	水 系 別		延 長 (m)
一 級 河 川	国土交通大臣	1	矢 作 川 水 系	1	14,800
一 級 河 川	知 事	41 直轄河川と重複	矢 作 川 水 系 境 川 水 系 猿 渡 川 水 系	41 0 0	343,132
二 級 河 川	知 事	5	矢 作 川 水 系 境 川 水 系 猿 渡 川 水 系	0 4 1	35,365
準 用 河 川	市 長	103	矢 作 川 水 系 境 川 水 系 猿 渡 川 水 系	91 9 3	161,368
普 通 河 川	市 長	468	矢 作 川 水 系 境 川 水 系 猿 渡 川 水 系	427 37 4	528,284
	砂防指定地内河川 知 事	78 普通河川の内数	矢 作 川 水 系 境 川 水 系 猿 渡 川 水 系	67 11 0	108,821 普通河川の内数
合 計		617	矢 作 川 水 系 境 川 水 系 猿 渡 川 水 系	589 55 8	1,082,949

(河川課)

(1) 1・2級河川

番 号	河 川 名	水 系	河 川 延 長 (m)	摘 要
1	矢 作 川	矢 作 川	国14,800 県43,862	1 級 河 川
2	家 下 川	矢 作 川	4,400	1 級 河 川
3	巴 川	矢 作 川	46,710	1 級 河 川
4	郡 界 川	矢 作 川	23,709	1 級 河 川

番 号	河 川 名	水 系	河 川 延 長 (m)	摘 要
5	滝 川	矢 作 川	5,164	1 級 河 川
6	仁 王 川	矢 作 川	6,520	1 級 河 川
7	足 助 川	矢 作 川	11,308	1 級 河 川
8	神 越 川	矢 作 川	8,485	1 級 河 川
9	大 見 川	矢 作 川	5,577	1 級 河 川
10	野 原 川	矢 作 川	5,636	1 級 河 川
11	大 桑 川	矢 作 川	4,873	1 級 河 川
12	加 茂 川	矢 作 川	4,200	1 級 河 川
13	市 木 川	矢 作 川	4,884	1 級 河 川
14	籠 川	矢 作 川	11,653	1 級 河 川
15	水 無 瀬 川	矢 作 川	1,250	1 級 河 川
16	伊 保 川	矢 作 川	8,816	1 級 河 川
17	加 納 川	矢 作 川	2,300	1 級 河 川
18	御 船 川	矢 作 川	2,364	1 級 河 川
19	力 石 川	矢 作 川	5,000	1 級 河 川
20	飯 野 川	矢 作 川	10,060	1 級 河 川
21	犬 伏 川	矢 作 川	12,626	1 級 河 川
22	木 瀬 川	矢 作 川	7,200	1 級 河 川
23	大 平 川	矢 作 川	5,200	1 級 河 川
24	阿 摺 川	矢 作 川	10,504	1 級 河 川
25	李 川	矢 作 川	4,800	1 級 河 川
26	田 代 川	矢 作 川	10,595	1 級 河 川
27	介 木 川	矢 作 川	5,960	1 級 河 川
28	阿 妻 川	矢 作 川	7,300	1 級 河 川
29	赤 羽 根 川	矢 作 川	1,000	1 級 河 川
30	丸 草 川	矢 作 川	250	1 級 河 川
31	明 智 川	矢 作 川	2,111	1 級 河 川
32	段 戸 川	矢 作 川	16,473	1 級 河 川
33	小 田 木 川	矢 作 川	5,155	1 級 河 川
34	名 倉 川	矢 作 川	12,947	1 級 河 川
35	入 山 川	矢 作 川	1,200	1 級 河 川
36	黒 田 川	矢 作 川	7,849	1 級 河 川
37	平 林 境 川	矢 作 川	600	1 級 河 川

番 号	河 川 名	水 系	河 川 延 長 (m)	摘 要
38	野 入 川	矢 作 川	6,791	1 級 河 川
39	安 永 川	矢 作 川	3,500	1 級 河 川
40	広 見 川	矢 作 川	2,400	1 級 河 川
41	富 永 川	矢 作 川	1,900	1 級 河 川
42	猿 渡 川	猿 渡 川	5,000	2 級 河 川
43	境 川	境 川	800	2 級 河 川
44	逢 妻 男 川	境 川	<u>11,698</u>	2 級 河 川
45	逢 妻 女 川	境 川	15,737	2 級 河 川
46	布 袋 子 川	境 川	2,130	2 級 河 川

(2) 準用河川

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
1	家 下 川	矢 作 川	1,710	鴛鴨町・永覚新町
2	太 田 川	矢 作 川	713	大内町
3	仁 王 川	矢 作 川	1,754	坂上町・足助地区
4	八 尻 川	矢 作 川	374	水源町
5	長 田 川	矢 作 川	1,722	長興寺・前田町
6	大 見 川	矢 作 川	1,565	室町・大見町
7	砂 山 川	矢 作 川	340	大見町
8	檜 尾 川	矢 作 川	3,150	野見町・古瀬間町
9	桐 山 川	矢 作 川	400	志賀町
10	入 沢 川	矢 作 川	312	広川町
11	水 無 瀬 川	矢 作 川	1,250	井上町・高町
12	柳 川	矢 作 川	3,900	四郷町・舞木町
13	八 ツ 口 洞 川	矢 作 川	1,030	亀首町
14	小 田 川	矢 作 川	1,234	荒井町・越戸町
15	初 陣 川	矢 作 川	3,450	元宮町・栄町
16	安 永 川	矢 作 川	3,475	元宮町・東梅坪町
17	五 六 川	矢 作 川	925	陣中町・日之出町
18	大 切 川	境 川	2,232	花園町・中根町
19	藤 池 川	境 川	520	吉原町

20	向	川	境	川	1,111	上丘町・聖心町			
21	甲	川	境	川	1,024	本地町			
22	大	曲	川	境	川	325	堤町		
23	御	手	洗	川	境	川	360	駒場町 知立市	
24	前	川	境	川	1,480	吉原町・若林東町			
25	毛	無	川	境	川	558	駒新町		
26	東	山	川	猿	渡	川	90	和会町	
27	和	会	川	猿	渡	川	1,210	和会町・若林東町	
28	大	風	川	猿	渡	川	2,680	西田町・山之手	
29	広	沢	川	矢	作	川	1,268	猿投町	
30	逢	妻	男	川	境	川	995	元町・細谷町	
31	池	の	下	川	矢	作	川	898	藤岡飯野町・石飛町
32	石	飛	川	矢	作	川	420	石飛町	
33	池	田	川	矢	作	川	1,467	北一色町	
34	才	田	川	矢	作	川	1,088	深見町	
35	広	見	川	矢	作	川	631	三箇町	
36	千	洗	川	矢	作	川	3,632	小原地区	
37	西	萩	平	川	矢	作	川	2,593	小原地区
38	北		川	矢	作	川	3,601	小原地区	
39	下	苅	川	矢	作	川	679	小原地区	
40	遊	屋	川	矢	作	川	1,637	小原地区	
41	永	太	郎	川	矢	作	川	1,134	小原地区
42	細	田	川	矢	作	川	2,184	小原地区	
43	丹	波	川	矢	作	川	3,797	小原地区	
44	今	朝	平	川	矢	作	川	2,159	足助地区
45	佐	切	川	矢	作	川	2,694	足助地区	
46	野	林	川	矢	作	川	4,135	足助地区	
47	怒	田	沢	川	矢	作	川	4,716	足助地区
48	室	口	川	矢	作	川	1,053	足助地区	
49	上	八	木	川	矢	作	川	1,448	足助地区
50	菅		川	矢	作	川	905	足助地区	
51	白	山	川	矢	作	川	2,093	足助地区	
52	切	山	川	矢	作	川	2,144	足助地区	
53	中	立	川	矢	作	川	2,135	足助地区	

54	大 河 原 川	矢 作 川	1,193	足助地区
55	段 戸 川	矢 作 川	3,033	足助地区
56	右 衛 門 殿 川	矢 作 川	3,042	足助地区・下山地区
57	堂 ヱ 入 川	矢 作 川	271	足助地区
58	大 島 川	矢 作 川	213	足助地区
59	大 摺 川	矢 作 川	1,940	足助地区
60	足 助 川	矢 作 川	940	足助地区
61	久 木 川	矢 作 川	7,009	足助地区
62	黒 坂 川	矢 作 川	1,292	下山地区
63	小 松 野 川	矢 作 川	793	下山地区
64	大 林 川	矢 作 川	518	下山地区
65	西 洞 川	矢 作 川	953	下山地区
66	根 山 川	矢 作 川	1,591	下山地区
67	高 野 川	矢 作 川	2,190	下山地区
68	奥 山 川	矢 作 川	1,822	下山地区
69	吉 平 川	矢 作 川	1,924	下山地区
70	宇 連 野 川	矢 作 川	2,034	下山地区
71	保 殿 川	矢 作 川	809	下山地区
72	沢 中 川	矢 作 川	1,360	旭地区
73	市 平 川	矢 作 川	690	旭地区
74	大 坪 川	矢 作 川	3,240	旭地区
75	萩 平 川	矢 作 川	990	旭地区
76	大 入 川	矢 作 川	360	旭地区
77	井 敷 川	矢 作 川	460	旭地区
78	小 田 川	矢 作 川	2,190	旭地区
79	高 能 川	矢 作 川	610	旭地区
80	白 石 川	矢 作 川	2,800	旭地区
81	中 切 川	矢 作 川	2,480	旭地区
82	明 賀 川	矢 作 川	2,620	旭地区
83	太 田 川	矢 作 川	2,230	旭地区
84	蕨 野 川	矢 作 川	710	旭地区
85	伊 熊 川	矢 作 川	1,390	旭地区
86	惣 田 川	矢 作 川	730	旭地区
87	小 畑 川	矢 作 川	510	旭地区

88	大 畑 川	矢 作 川	740	旭地区
89	月 畑 川	矢 作 川	2,680	旭地区
90	小 沢 川	矢 作 川	1,360	旭地区
91	加 塩 川	矢 作 川	1,070	旭地区
92	大 井 川	矢 作 川	2,791	旭地区・足助地区
93	花 ノ 樹 川	矢 作 川	390	旭地区
94	オ ー ジ ナ 川	矢 作 川	1,200	稲武地区
95	ホ ツ 田 川	矢 作 川	800	稲武地区
96	小 又 川	矢 作 川	400	稲武地区
97	貝 口 川	矢 作 川	900	稲武地区
98	石 神 川	矢 作 川	1,800	稲武地区
99	宮 川	矢 作 川	500	稲武地区
100	古 屋 貝 戸 川	矢 作 川	500	稲武地区
101	滝 ケ 洞 川	矢 作 川	500	稲武地区
102	谷 川	矢 作 川	700	稲武地区
103	木 地 山 川	矢 作 川	1,700	稲武地区

(3) 砂防指定地域河川

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
1	大 谷 川	矢 作 川	2,145	河合町・明和町
2	七 売 川	矢 作 川	1,160	滝脇町
3	滝 脇 川	矢 作 川	1,610	滝脇町
4	平 藪 川	矢 作 川	280	岩倉町
5	山 中 川	矢 作 川	2,630	九久平町
6	太 田 川	矢 作 川	<u>2,173</u>	豊松町
7	高 蔵 川	矢 作 川	700	豊松町
8	二 口 川	矢 作 川	1,200	豊松町
9	松 平 川	矢 作 川	880	松平町
10	ソ ウ レ 川	矢 作 川	920	松平町
11	六 ッ 木 川	矢 作 川	810	松平志賀町
12	矢 並 川	矢 作 川	5,300	古瀬間町
13	小 田 川	矢 作 川	540	古瀬間町
14	白 山 川	矢 作 川	2,520	穂積町・幸海町

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
15	香 沢 川	矢 作 川	710	矢並町
16	東 宮 口 川	矢 作 川	1,730	坂上町
17	日 明 川	矢 作 川	1,880	坂上町
18	大 楠 川	矢 作 川	1,310	石楠町
19	蛇 石 川	矢 作 川	1,300	山中町
20	折 合 川	矢 作 川	550	野口町
21	浜 泉 川	矢 作 川	400	五ヶ丘
22	桑 原 川	矢 作 川	1,530	市木町
23	池 田 川	矢 作 川	1,530	池田町・岩瀬町
24	法 沢 川	矢 作 川	1,670	岩滝町・矢並町
25	樋 川	矢 作 川	1,620	東保見町・貝津町
26	伊 保 堂 川	矢 作 川	1,550	東保見町
27	田 粃 川	矢 作 川	2,230	田粃町・東保見町
28	太 郎 川	矢 作 川	750	篠原町・保見町
29	大 沢 川	矢 作 川	1,620	篠原町
30	大 洞 川	矢 作 川	320	広幡町
31	押 芝 川	矢 作 川	660	広幡町
32	西 広 見 川	矢 作 川	1,870	広幡町
33	後 田 川	矢 作 川	480	広幡町
34	砂 川	矢 作 川	1,220	八草町・大畑町
35	小 江 戸 川	矢 作 川	900	八草町
36	秋 合 川	矢 作 川	500	八草町
37	割 田 川	矢 作 川	970	八草町
38	立 田 川	矢 作 川	240	八草町
39	本 徳 川	矢 作 川	3,160	本徳町・亀首町
40	乙 部 川	矢 作 川	850	乙部町
41	荒 子 川	矢 作 川	790	舞木町・加納町
42	加 納 川	矢 作 川	3,330	加納町
43	広 沢 川	矢 作 川	5,480	猿投町
44	鴛 取 川	矢 作 川	410	猿投町
45	猿 投 川	矢 作 川	1,380	猿投町
46	岩 本 川	矢 作 川	3,260	滝見町・百々町
47	丸 山 川	矢 作 川	590	扶桑町・手呂町

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
48	天 王 川	矢 作 川	1,500	扶桑町・勘八町
49	大 釜 川	矢 作 川	470	御船町
50	山 田 川	矢 作 川	2,640	西広瀬町・御船町
51	樋 田 川	矢 作 川	580	御船町
52	一 の 瀬 川	矢 作 川	3,210	上高町・勘八町
53	桜 田 川	矢 作 川	260	上高町
54	宮 下 川	矢 作 川	1,940	勘八町・成合町
55	室 川	矢 作 川	3,030	芳友町・力石町
56	成 合 川	矢 作 川	1,340	中金町
57	柳 沢 川	矢 作 川	1,930	千鳥町・成合町
58	須 田 川	矢 作 川	2,560	中金町・山中町
59	押 沢 川	矢 作 川	1,110	押沢町
60	松 嶺 川	矢 作 川	<u>528</u>	松嶺町
61	宮 ノ 川	矢 作 川	2,180	国附町・小峯町
62	藤 沢 川	矢 作 川	790	藤沢町
63	百 伏 川	矢 作 川	860	矢並町
64	天 下 峰 川	矢 作 川	340	坂上町
65	コ ン ノ ウ 川	矢 作 川	1,180	山中町
66	平 和 川	矢 作 川	470	平和町
67	加 茂 川	矢 作 川	930	東山町・京ヶ峰
68	山 中 川	境 川	990	生駒町・高丘新町
69	石 坂 川	境 川	1,690	前林町
70	竹 後 川	境 川	810	堤町・高岡町
71	堤 川	境 川	850	堤町・高岡町
72	神 明 堂 川	境 川	190	高崎町
73	汐 見 川	境 川	1,620	高崎町・太平町
74	逢 妻 女 川	境 川	2,230	大清水町・逢妻町
75	浄 水 川	境 川	1,310	若草町・浄水町
76	大 清 水 川	境 川	410	若草町・大清水町
77	和 田 ケ 池 川	境 川	1,260	保見町・浄水町
78	井 ノ 向 川	境 川	325	保見町

(4) 普通河川

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
1	渡 刈 川	矢 作 川	3,340	畝部東町・渡刈町
2	大 谷 川	矢 作 川	2,145	河合町・明和町
3	七 売 川	矢 作 川	1,160	滝脇町
4	滝 脇 川	矢 作 川	1,610	滝脇町
5	平 藪 川	矢 作 川	280	岩倉町
6	吉 ケ 入 川	矢 作 川	670	岩倉町
7	山 中 川	矢 作 川	2,630	九久平町
8	日 向 川	矢 作 川	520	九久平町
9	太 田 川	矢 作 川	2,173	豊松町
10	高 蔵 川	矢 作 川	700	豊松町
11	二 口 川	矢 作 川	1,200	豊松町
12	松 平 川	矢 作 川	880	松平町
13	ソ ウ レ 川	矢 作 川	920	松平町
14	六 ッ 木 川	矢 作 川	810	松平志賀町
15	矢 並 川	矢 作 川	5,300	古瀬間町
16	小 田 川	矢 作 川	540	古瀬間町
17	白 山 川	矢 作 川	2,520	穂積町・幸海町
18	香 沢 川	矢 作 川	710	矢並町
19	鍋 田 川	矢 作 川	1,170	鍋田町
20	沢 尻 川	矢 作 川	550	豊松町
21	東 宮 口 川	矢 作 川	1,730	坂上町
22	日 明 川	矢 作 川	1,880	坂上町
23	田 向 川	矢 作 川	860	坂上町・足助町
24	烙 嶺 川	矢 作 川	1,000	坂上町
25	大 楠 川	矢 作 川	1,310	石楠町
26	蛇 石 川	矢 作 川	1,300	山中町
27	中 根 川	矢 作 川	2,020	中切町・野口町
28	折 合 川	矢 作 川	550	野口町
29	琴 平 川	矢 作 川	300	渡合町
30	長 田 川	矢 作 川	1,540	前田町・上拳母
31	浜 泉 川	矢 作 川	400	五ヶ丘
32	新 川	矢 作 川	840	野見町・御立町

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
33	森 川	矢 作 川	750	御立町・森町
34	渋 川	矢 作 川	750	森町・広川町
35	川 田 川	矢 作 川	1,700	水間町・寺部町
36	桑 原 川	矢 作 川	1,530	市木町
37	池 田 川	矢 作 川	1,530	池田町・岩瀬町
38	法 沢 川	矢 作 川	1,670	岩滝町・矢並町
39	花 本 川	矢 作 川	1,530	花本町・井上町
40	井 上 川	矢 作 川	540	井上町
41	樋 川	矢 作 川	1,620	東保見町・貝津町
42	伊 保 堂 川	矢 作 川	1,550	東保見町
43	松 本 川	矢 作 川	1,060	東保見町
44	田 耜 川	矢 作 川	2,230	田耜町・東保見町
45	太 郎 川	矢 作 川	750	篠原町・保見町
46	大 沢 川	矢 作 川	1,620	篠原町
47	大 洞 川	矢 作 川	290	広幡町
48	押 芝 川	矢 作 川	320	広幡町
49	西 広 見 川	矢 作 川	1,870	広幡町
50	後 田 川	矢 作 川	480	広幡町
51	砂 川	矢 作 川	1,220	八草町・大畑町
52	小 江 戸 川	矢 作 川	900	八草町
53	秋 合 川	矢 作 川	500	八草町
54	割 田 川	矢 作 川	970	八草町
55	立 田 川	矢 作 川	240	八草町
56	北 野 川	矢 作 川	940	亀首町・伊保町
57	本 徳 川	矢 作 川	3,160	本徳町・亀首町
58	乙 部 川	矢 作 川	850	乙部町
59	沢 渡 川	矢 作 川	500	舞木町
60	荒 子 川	矢 作 川	790	舞木町・加納町
61	加 納 川	矢 作 川	3,330	加納町
62	広 沢 川	矢 作 川	5,480	猿投町
63	鴛 取 川	矢 作 川	410	猿投町
64	猿 投 川	矢 作 川	1,380	猿投町
65	岩 本 川	矢 作 川	3,260	滝見町・百々町

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
66	丸 山 川	矢 作 川	590	扶桑町・手呂町
67	天 王 川	矢 作 川	1,500	扶桑町・勘八町
68	大 釜 川	矢 作 川	470	御船町
69	山 田 川	矢 作 川	2,640	西広瀬町・御船町
70	樋 田 川	矢 作 川	580	御船町
71	一 の 瀬 川	矢 作 川	3,210	上高町・勘八町
72	桜 田 川	矢 作 川	260	上高町
73	宮下川（上下流）	矢 作 川	1,940	勘八町・成合町
74	室 川	矢 作 川	3,030	芳友町・力石町
75	成 合 川	矢 作 川	1,340	中金町
76	柳 沢 川	矢 作 川	1,930	千鳥町・成合町
77	力 石 川	矢 作 川	1,180	中金町・野口町
78	中 金 川	矢 作 川	570	中金町・城見町
79	須 田 川	矢 作 川	2,560	中金町・山中町
80	東 枝 下 川	矢 作 川	350	石野町
81	笹 澤 川	矢 作 川	1,440	枝下町・西広瀬町
82	高 根 川	矢 作 川	410	東広瀬町
83	上 海 道 川	矢 作 川	920	西広瀬町
84	広 田 川	矢 作 川	670	東広瀬町
85	押 沢 川	矢 作 川	1,110	押沢町
86	松 嶺 川	矢 作 川	528	松嶺町
87	宮 ノ 川	矢 作 川	2,180	国附町・小峯町
88	藤 沢 川	矢 作 川	790	藤沢町
89	宗 定 川	矢 作 川	3,200	畝部東町
90	鴛 鴨 川	矢 作 川	510	鴛鴨町
91	柳 川 瀬 川	矢 作 川	680	畝部東町
92	東 御 手 洗 川	矢 作 川	570	畝部東町・畝部西町
93	上 野 川	矢 作 川	2,880	畝部東町・永覚町
94	桝 塚 川	矢 作 川	930	桝塚西町
95	宝 蔵 川	矢 作 川	1,015	渡刈町
96	百 伏 川	矢 作 川	860	矢並町
97	天 下 峰 川	矢 作 川	340	坂上町
98	コ ン ノ ウ 川	矢 作 川	1,180	山中町

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
99	平 和 川	矢 作 川	470	平和町
100	加 茂 川	矢 作 川	930	東山町・京ヶ峰
101	八 幡 川	矢 作 川	1,230	水間町・百々町
102	乳 母 子 川	境 川	2,050	駒場町・生駒町
103	山 中 川	境 川	990	生駒町・高丘新町
104	石 坂 川	境 川	1,690	前林町
105	西 流 川	境 川	590	中田町
106	大 島 川	境 川	1,580	中田町・大島町
107	大 田 川	境 川	960	大島町・西岡町
108	本 田 川	境 川	1,120	本田町
109	音 羽 川	境 川	1,210	前林町
110	蔵 下 川	境 川	690	堤本町・堤町
111	竹 後 川	境 川	810	堤町・高岡町
112	堤 川	境 川	850	堤町・高岡町
113	道 田 川	境 川	350	堤町
114	田 代 川	境 川	450	田代町
115	千 足 川	境 川	790	千足町
116	西 新 川	境 川	1,080	西新町・田町
117	神 明 堂 川	境 川	190	高崎町
118	汐 見 川	境 川	1,620	高崎町・太平町
119	真 願 川	境 川	760	宮口町
120	丸 藪 川	境 川	250	宮口町
121	宮 口 川	境 川	580	宮上町
122	鉛 川	境 川	1,530	丸根町・大池町
123	丸 根 川	境 川	440	丸根町
124	横 山 川	境 川	530	横山町
125	逢 妻 女 川	境 川	2,230	大清水町・逢妻町
126	浄 水 川	境 川	1,310	若草町・浄水町
127	大 清 水 川	境 川	410	若草町・大清水町
128	和 田 ヶ 池 川	境 川	1,260	保見町・浄水町
129	駒 場 川	境 川	880	駒場町
130	馬 捨 川	境 川	360	花園町
131	藤 池 川	境 川	568	吉原町

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
132	前 田 川	境 川	270	吉原町
133	塚 本 川	境 川	830	若林西町
134	下 田 川	境 川	910	若林東町・竹元町
135	初 音 川	境 川	1,190	住吉町・中町
136	上 沖 川	境 川	280	竹町
137	逢 妻 男 川	境 川	1,130	細谷町・小川町
138	西 井 筋 川	猿 渡 川	1,540	和会町・広美町
139	大 成 川	猿 渡 川	1,810	和 会 町・住 吉 町・ 西田町
140	弁 天 川	猿 渡 川	190	大成町
141	山 手 川	猿 渡 川	640	山之手
142	井 ノ 向 川	境 川	325	保見町
143	新 子 洞 川	矢 作 川	581	藤岡地区
144	大 グ ル ミ 川	矢 作 川	787	藤岡地区
145	太 田 代 川	矢 作 川	845	藤岡地区
146	折 平 川	矢 作 川	2,464	藤岡地区
147	一 ノ 谷 川	矢 作 川	149	藤岡地区
148	西 屋 敷 川	矢 作 川	934	藤岡地区
149	北 一 色 川	矢 作 川	2,474	藤岡地区
150	梅 ノ 木 川	矢 作 川	479	藤岡地区
151	小 右 衛 門 川	矢 作 川	818	藤岡地区
152	下 ノ 田 川	矢 作 川	931	藤岡地区
153	下 山 川	矢 作 川	730	藤岡地区
154	田 ノ 平 川	矢 作 川	1,277	藤岡地区
155	西 ノ 平 川	矢 作 川	2,540	藤岡地区
156	迫 川	矢 作 川	2,779	藤岡地区
157	深 見 川	矢 作 川	2,650	藤岡地区
158	藤 見 川	矢 作 川	1,162	藤岡地区
159	間 山 川	矢 作 川	684	藤岡地区
160	屋 敷 川	矢 作 川	1,794	藤岡地区
161	岩 下 川	矢 作 川	335	藤岡地区
162	上 切 洞 川	矢 作 川	224	藤岡地区
163	勘 ケ 入 川	矢 作 川	301	藤岡地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
164	荒 田 川	矢 作 川	1,415	藤岡地区
165	大 沢 川	矢 作 川	345	藤岡地区
166	小 藤 川	矢 作 川	1,107	藤岡地区
167	三 箇 川	矢 作 川	4,938	藤岡地区
168	大 岩 川	矢 作 川	1,901	藤岡地区
169	西 慶 昌 川	矢 作 川	773	藤岡地区
170	白 川	矢 作 川	3,072	藤岡地区
171	剣 坂 川	矢 作 川	1,459	藤岡地区
172	助 重 川	矢 作 川	658	藤岡地区
173	八 剣 川	矢 作 川	663	藤岡地区
174	西 市 野 々 川	矢 作 川	2,334	藤岡地区
175	宮 浦 洞 川	矢 作 川	599	藤岡地区
176	洞 川	矢 作 川	1,432	藤岡地区
177	竹 ノ 下 川	矢 作 川	196	藤岡地区
178	韭 川	矢 作 川	4,364	藤岡地区
179	間 ノ 山 川	矢 作 川	916	藤岡地区
180	石 畳 川	矢 作 川	704	藤岡地区
181	片 平 川	矢 作 川	679	藤岡地区
182	キ ビ 夫 川	矢 作 川	695	藤岡地区
183	堀 越 川	矢 作 川	1,186	藤岡地区
184	下 勘 ケ 入 川	矢 作 川	436	藤岡地区
185	田 中 沢 川	矢 作 川	106	藤岡地区
186	天 徳 川	矢 作 川	198	藤岡地区
187	日 影 山 川	矢 作 川	105	藤岡地区
188	日 沢 川	矢 作 川	1,083	藤岡地区
189	日 沢 洞 川	矢 作 川	351	藤岡地区
190	松 嶺 川	矢 作 川	528	藤岡地区
191	亀 割 川	矢 作 川	296	藤岡地区
192	丸 山 川	矢 作 川	1,327	藤岡地区
193	井 ノ 平 川	矢 作 川	1,391	藤岡地区
194	奥 山 川	矢 作 川	459	藤岡地区
195	高 土 屋 川	矢 作 川	1,060	藤岡地区
196	西 高 土 屋 川	矢 作 川	719	藤岡地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
197	大 沢 川	矢 作 川	630	藤岡地区
198	後 山 川	矢 作 川	169	藤岡地区
199	下 沢 川	矢 作 川	713	藤岡地区
200	上 川 口 川	矢 作 川	252	藤岡地区
201	西 中 山 川	矢 作 川	4,686	藤岡地区
202	新 佐 川	矢 作 川	169	藤岡地区
203	喜 光 寺 川	矢 作 川	885	藤岡地区
204	中 山 川	矢 作 川	497	藤岡地区
205	神 子 塚 川	矢 作 川	287	藤岡地区
206	向 井 山 川	矢 作 川	1,097	藤岡地区
207	山 田 川	矢 作 川	4,535	藤岡地区
208	藤 宮 川	矢 作 川	721	藤岡地区
209	長 根 川	矢 作 川	1,034	藤岡地区
210	八 柱 川	矢 作 川	400	藤岡地区
211	万 作 川	矢 作 川	60	藤岡地区
212	鏡 川	矢 作 川	1,280	藤岡地区
213	新 田 川	矢 作 川	585	小原地区
214	慎 平 川	矢 作 川	584	小原地区
215	宮 ケ 沢 川	矢 作 川	158	小原地区
216	西 洞 川	矢 作 川	1,225	小原地区
217	松 根 沢	矢 作 川	838	小原地区
218	寺 平 川	矢 作 川	3,343	小原地区
219	た も う 二 (たもつ二の沢)	矢 作 川	456	小原地区
220	釜 ケ 平 川	矢 作 川	634	小原地区
221	北 篠 平 沢	矢 作 川	401	小原地区
222	篠 平 川	矢 作 川	2,098	小原地区
223	梅 ノ 本 川	矢 作 川	262	小原地区
224	沢 田 川	矢 作 川	273	小原地区
225	泉 川	矢 作 川	831	小原地区
226	大 洞 川	矢 作 川	3,329	小原地区
227	荷 掛 川	矢 作 川	3,642	小原地区
228	尺 口 川	矢 作 川	353	小原地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
229	野 返 り 川	矢 作 川	2,528	小原地区
230	梅 ケ 洞 川	矢 作 川	428	小原地区
231	水 神 川	矢 作 川	217	小原地区
232	水 神 支 川	矢 作 川	290	小原地区
233	宮 ノ 入 川	矢 作 川	260	小原地区
234	明 星 川	矢 作 川	965	小原地区
235	的 場 川	矢 作 川	374	小原地区
236	市 ノ 迫 川	矢 作 川	348	小原地区
237	北 ノ 入 川	矢 作 川	539	小原地区
238	宮 ノ 洞 川	矢 作 川	273	小原地区
239	大 草 川	矢 作 川	1,585	小原地区
240	北 洞 川	矢 作 川	309	小原地区
241	越 中 川	矢 作 川	460	小原地区
242	大 沢 川	矢 作 川	731	小原地区
243	新 田 川	矢 作 川	709	小原地区
244	李 西 川	矢 作 川	756	小原地区
245	西 大 皿 田 川	矢 作 川	316	小原地区
246	田 代 川	矢 作 川	3,811	小原地区
247	ア オ キ 川	矢 作 川	411	小原地区
248	ソ フ レ 川	矢 作 川	441	小原地区
249	ヲ ミ ノ ゴ 川	矢 作 川	599	小原地区
250	伊 豆 ケ 平 川	矢 作 川	351	小原地区
251	下 元 川	矢 作 川	415	小原地区
252	丸 草 小 川	矢 作 川	711	小原地区
253	宮 代 川	矢 作 川	1,377	小原地区
254	穴 畑 川	矢 作 川	97	小原地区
255	古 田 代 川	矢 作 川	322	小原地区
256	市 場 川	矢 作 川	505	小原地区
257	紙 屋 澤 川	矢 作 川	513	小原地区
258	松 名 小 川	矢 作 川	938	小原地区
259	松 名 川	矢 作 川	464	小原地区
260	上 仁 木 川	矢 作 川	885	小原地区
261	槇 ノ 根 川	矢 作 川	520	小原地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
262	神 明 川	矢 作 川	2,175	小原地区
263	石 ノ 郷 川	矢 作 川	445	小原地区
264	前 洞 川	矢 作 川	296	小原地区
265	全 小 路 川	矢 作 川	245	小原地区
266	岨 下 川	矢 作 川	343	小原地区
267	蔵 屋 敷 川	矢 作 川	250	小原地区
268	大ヶ蔵連支川	矢 作 川	160	小原地区
269	大ヶ蔵連小川	矢 作 川	244	小原地区
270	大ヶ蔵連川	矢 作 川	3,596	小原地区
271	大 倉 川	矢 作 川	195	小原地区
272	大 野 川	矢 作 川	288	小原地区
273	池 羽 川	矢 作 川	390	小原地区
274	竹 ノ 平 川	矢 作 川	331	小原地区
275	中 郷 川	矢 作 川	508	小原地区
276	中 西 川	矢 作 川	562	小原地区
277	仲 平 川	矢 作 川	1,173	小原地区
278	塚 ノ 木 川	矢 作 川	684	小原地区
279	辻 川	矢 作 川	132	小原地区
280	田 代 小 川	矢 作 川	1,347	小原地区
281	登 立 川	矢 作 川	424	小原地区
282	土 地 ノ 郷 川	矢 作 川	337	小原地区
283	東 市 野 々 川	矢 作 川	2,543	小原地区
284	柏 ノ 木 川	矢 作 川	443	小原地区
285	樋 口 川	矢 作 川	642	小原地区
286	桧 貝 戸 川	矢 作 川	672	小原地区
287	粉 野 川	矢 作 川	415	小原地区
288	平 岩 川	矢 作 川	998	小原地区
289	方 場 川	矢 作 川	757	小原地区
290	北 洞 川	矢 作 川	741	小原地区
291	矢 落 川	矢 作 川	1,229	小原地区
292	涼 堂 川	矢 作 川	260	小原地区
293	鈴 ケ 倉 川	矢 作 川	327	小原地区
294	樽 俣 川	矢 作 川	641	小原地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
295	高 羽 根 川	矢 作 川	188	小原地区
296	奥 下 苅 川	矢 作 川	382	小原地区
297	山 沢 川	矢 作 川	646	足助地区
298	三 ツ 足 川	矢 作 川	990	足助地区
299	摺 小 川	矢 作 川	5,814	足助地区
300	八 子 川	矢 作 川	373	足助地区
301	菅 生 川	矢 作 川	5,967	足助地区
302	金 蔵 連 川	矢 作 川	5,148	足助地区
303	田 之 士 里 川	矢 作 川	4,577	足助地区
304	後 川	矢 作 川	3,716	足助地区
305	葛 沢 川	矢 作 川	2,323	足助地区
306	お せ ん 川	矢 作 川	877	足助地区
307	朝 日 川	矢 作 川	1,217	足助地区
308	則 定 川	矢 作 川	1,907	足助地区
309	鏡 川	矢 作 川	4,726	足助地区
310	蕪 木 川	矢 作 川	2,137	下山地区
311	蘭 村 川	矢 作 川	793	下山地区
312	大 沼 川	矢 作 川	1,884	下山地区
313	郡 6 川	矢 作 川	570	下山地区
314	八 沢 川	矢 作 川	782	下山地区
315	郡 5 川	矢 作 川	401	下山地区
316	沖 川	矢 作 川	1,833	下山地区
317	郡 界 川	矢 作 川	811	下山地区
318	新 田 川	矢 作 川	448	下山地区
319	郡 1 川	矢 作 川	1,491	下山地区
320	郡 2 川	矢 作 川	1,072	下山地区
321	郡 3 川	矢 作 川	423	下山地区
322	郡 7 川	矢 作 川	523	下山地区
323	河 内 川	矢 作 川	430	下山地区
324	大 官 屋 敷 川	矢 作 川	201	下山地区
325	田 代 川	矢 作 川	847	下山地区
326	土 々 目 木 川	矢 作 川	3,472	下山地区
327	朴 ケ 田 和 川	矢 作 川	2,502	下山地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
328	柵ノ沢川	矢作川	2,312	下山地区
329	鑄師釜川	矢作川	581	下山地区
330	東蘭川	矢作川	521	下山地区
331	広畑川	矢作川	710	下山地区
332	郡4川	矢作川	621	下山地区
333	大伏川	矢作川	679	下山地区
334	切山川	矢作川	614	下山地区
335	大石川	矢作川	722	下山地区
336	大1川	矢作川	424	下山地区
337	大2川	矢作川	437	下山地区
338	大3川	矢作川	1,815	下山地区
339	大4川	矢作川	296	下山地区
340	黒坂川（下流）	矢作川	435	下山地区
341	奥山1号川	矢作川	1,247	下山地区
342	奥山2号川	矢作川	688	下山地区
343	黒坂川（上流）	矢作川	855	下山地区
344	神殿川	矢作川	1,279	下山地区
345	儀光川	矢作川	1,052	下山地区
346	小松野川	矢作川	533	下山地区
347	橋ノ本川	矢作川	512	下山地区
348	杣沢川	矢作川	1,482	下山地区
349	山口川	矢作川	976	下山地区
350	大林川（下流）	矢作川	1,611	下山地区
351	大林川（上流）	矢作川	1,437	下山地区
352	御嶽川	矢作川	116	下山地区
353	金狭間川	矢作川	181	下山地区
354	峰田川	矢作川	97	下山地区
355	西洞川	矢作川	918	下山地区
356	白土川	矢作川	118	下山地区
357	鬼ノ平川	矢作川	208	下山地区
358	梶川	矢作川	3,592	下山地区
359	猫洞川	矢作川	925	下山地区
360	巴1川	矢作川	494	下山地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
361	日 折 川	矢 作 川	968	下山地区
362	小 松 沢 川	矢 作 川	513	下山地区
363	立 岩 川	矢 作 川	1,280	下山地区
364	無 名 川	矢 作 川	440	下山地区
365	長 坂 川	矢 作 川	1,669	下山地区
366	西 山 川	矢 作 川	1,109	下山地区
367	成 瀬 川	矢 作 川	163	下山地区
368	西 ノ 沢 川	矢 作 川	1,107	下山地区
369	日 掛 川	矢 作 川	648	下山地区
370	平 セ 川	矢 作 川	601	下山地区
371	ウ ネ 畑 川	矢 作 川	538	下山地区
372	エ ズ 小 屋 川	矢 作 川	906	下山地区
373	カ シ ボ タ 川	矢 作 川	566	下山地区
374	ト チ ガ タ 川	矢 作 川	649	下山地区
375	二 夕 瀬 1 号 川	矢 作 川	313	下山地区
376	二 夕 瀬 2 号 川	矢 作 川	910	下山地区
377	阿 蔵 川	矢 作 川	2,845	下山地区
378	宇 連 野 川	矢 作 川	1,464	下山地区
379	奥 山 川	矢 作 川	1,735	下山地区
380	横 山 1 号	矢 作 川	1,324	下山地区
381	横 山 2 号	矢 作 川	1,082	下山地区
382	吉 平 川	矢 作 川	1,404	下山地区
383	高 野 川	矢 作 川	538	下山地区
384	腰 掛 川	矢 作 川	503	下山地区
385	細 久 後 川	矢 作 川	467	下山地区
386	山 口 川	矢 作 川	628	下山地区
387	寺 田 川	矢 作 川	474	下山地区
388	松 下 川	矢 作 川	670	下山地区
389	新 田 1 号 川	矢 作 川	898	下山地区
390	新 田 2 号 川	矢 作 川	447	下山地区
391	吹 田 川	矢 作 川	450	下山地区
392	石 山 川	矢 作 川	661	下山地区
393	洗 出 川	矢 作 川	2,027	下山地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
394	草 木 川	矢 作 川	901	下山地区
395	大 ブ ナ 川	矢 作 川	541	下山地区
396	大 柿 川	矢 作 川	888	下山地区
397	大 桑 川	矢 作 川	3,974	下山地区
398	大 蔵 洞 川	矢 作 川	1,162	下山地区
399	大 入 川 1 号	矢 作 川	858	下山地区
400	大 入 川 2 号	矢 作 川	386	下山地区
401	大 平 川	矢 作 川	1,674	下山地区
402	滝 ノ 入 川	矢 作 川	683	下山地区
403	滝 沢 川	矢 作 川	2,603	下山地区
404	田 平 沢 川	矢 作 川	2,021	下山地区
405	猫 取 川	矢 作 川	630	下山地区
406	猫 田 川	矢 作 川	2,482	下山地区
407	半 ノ 木 1 号 川	矢 作 川	528	下山地区
408	半 ノ 木 2 号 川	矢 作 川	1,370	下山地区
409	物 見 石 川	矢 作 川	1,949	下山地区
410	物見石川その2	矢 作 川	748	下山地区
411	保 戸 嶋 川	矢 作 川	580	下山地区
412	保 殿 川	矢 作 川	508	下山地区
413	無 名 川	矢 作 川	356	下山地区
414	吉 平 川 一 ①	矢 作 川	634	下山地区
415	夜 月 ケ 洞 川	矢 作 川	600	下山地区
416	梨 野 川	矢 作 川	3,655	下山地区
417	立 畑 川	矢 作 川	214	下山地区
418	六 郎 小 屋 川	矢 作 川	664	下山地区
419	田 津 原 川	矢 作 川	2,298	旭地区・稲武地区
420	平 頭 ケ 入 川	矢 作 川	588	旭地区
421	沢 尻 川	矢 作 川	613	旭地区
422	井 山 洞 川	矢 作 川	382	稲武地区
423	雪 洞 川	矢 作 川	466	稲武地区
424	井 山 川	矢 作 川	7,694	稲武地区
425	榎 木 川	矢 作 川	510	稲武地区
426	深 沢 川	矢 作 川	482	稲武地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
427	谷 川 洞	矢 作 川	975	稲武地区
428	大 野 中 川	矢 作 川	415	稲武地区
429	野 入 川	矢 作 川	4,747	稲武地区
430	向 平 川	矢 作 川	2,125	稲武地区
431	丸 根 川	矢 作 川	1,595	稲武地区
432	杣 路 洞	矢 作 川	664	稲武地区
433	井 戸 入 川	矢 作 川	634	稲武地区
434	中 柏 川	矢 作 川	514	稲武地区
435	お こ ち 川	矢 作 川	309	稲武地区
436	上 平 川	矢 作 川	400	稲武地区
437	大 桑 谷 川	矢 作 川	4,513	稲武地区
438	大 沢 川	矢 作 川	1,029	稲武地区
439	本 洞 川	矢 作 川	1,413	稲武地区
440	須 形 沢 川	矢 作 川	928	稲武地区
441	万 治 沢 川	矢 作 川	1,040	稲武地区
442	漆 瀬 中 洞	矢 作 川	528	稲武地区
443	オ オ ゾ リ 洞	矢 作 川	393	稲武地区
444	宮 横 洞	矢 作 川	234	稲武地区
445	さ い の 上 川	矢 作 川	289	稲武地区
446	城 ノ 上 洞	矢 作 川	1,084	稲武地区
447	イ ロ 山 川	矢 作 川	1,812	稲武地区
448	シ シ ナ ド 洞	矢 作 川	2,548	稲武地区
449	水 別 川	矢 作 川	3,523	稲武地区
450	小 田 木 水 別 川	矢 作 川	677	稲武地区
451	糒 屋 川	矢 作 川	1,362	稲武地区
452	奥 畑 川	矢 作 川	718	稲武地区
453	オ オ タ 川	矢 作 川	1,141	稲武地区
454	マ ノ 川	矢 作 川	425	稲武地区
455	ワ セ グ リ 川	矢 作 川	760	稲武地区
456	井 戸 入 沢	矢 作 川	766	稲武地区
457	萩 平 川	矢 作 川	476	稲武地区
458	下 モ 平 川	矢 作 川	764	稲武地区
459	河 上 瀬 川	矢 作 川	664	稲武地区

番 号	河 川 名	水 系	規定断面内延長 (m)	摘 要
460	宮 川	矢 作 川	1,286	稲武地区
461	小 田 木 川	矢 作 川	3,646	稲武地区
462	滝 ケ 洞 川	矢 作 川	918	稲武地区
463	滝 沢 川	矢 作 川	519	稲武地区
464	入 山 川	矢 作 川	551	稲武地区
465	馬 野 川	矢 作 川	369	稲武地区
466	不 動 沢 川	矢 作 川	857	稲武地区
467	立 野 川	矢 作 川	1,691	稲武地区
468	ヤ ブ ノ 沢 川	矢 作 川	367	稲武地区

(河川課)

2 ため池等一覧

(令和5年4月1日現在)

名 称	水量 (t)	所 在 地	名 称	水量 (t)	所 在 地
伊 保 蓮 池	52,000	伊 保 町	獅々岩溜池	3,200	猿 投 町
伊 保 上 池	3,400	伊 保 町	西ヶ洞 1 号池	700	猿 投 町
伊 保 新 池	13,500	伊 保 町	西ヶ洞 2 号池	1,700	猿 投 町
馬 場 池	7,800	伊 保 町	済 坂 池	1,900	加 納 町
八 木 池 上 池	13,000	貝 津 町	東別所 2 号池	5,000	加 納 町
八 木 池 下 池	9,100	貝 津 町	坂ノ上 2 号池	1,000	加 納 町
貝 津 新 池	44,500	東 保 見 町	坂ノ上 3 号池	9,700	加 納 町
東 保 見 新 池	27,000	東 保 見 町	東別所 1 号池	1,100	加 納 町
東 保 見 大 池	41,400	東 保 見 町	東別所 3 号池	600	加 納 町
北 山 池	200	保 見 町	洞 池	1,300	加 納 町
伊 保 唐 池	3,600	保 見 町	坂ノ上 1 号池	1,500	加 納 町
保 見 八 幡 池	800	保 見 町	鈴ヶ滝 池	57,600	加納町、広幡町
一 本 松 池	8,600	保 見 町	倉 本 池	15,800	本 徳 町
古 賀 池	7,200	保 見 町	葦ヶ洞 池	1,100	本 徳 町
遊 水 池	62,800	保 見 町	上ヶ根池 1 号	3,200	本 徳 町
和 田 ヶ 池	26,800	保 見 町	上ヶ根池 2 号	1,200	本 徳 町
鎌 切 池	2,800	田 粕 町	登 池 1 号	2,900	本 徳 町
鶏 石 池	11,900	田 粕 町	登 池 2 号	2,700	本 徳 町
松 ヶ 入 池	800	田 粕 町	野 端 池	500	本 徳 町
藤 洞 池	3,600	田 粕 町	梅 村 池	1,200	乙 部 町
小 向 池	600	篠 原 町	五 両 買 池	2,000	乙 部 町
寺 洞 池	2,200	篠 原 町	向 山 池	1,800	乙 部 町
切 山 池 1 号	3,100	篠 原 町	北 屋 敷 池	1,200	乙 部 町
大 沢 1 号 池	13,700	篠 原 町	乙 部 ヶ 丘 池	56,200	乙 部 ヶ 丘
徳 間 池	13,300	篠 原 町	舞 木 新 池	1,300	舞 木 町
秋 合 池	1,200	八 草 町	伊 保 地 池	2,200	舞 木 町
秋 合 南 池	19,000	八 草 町	竜ヶ池 下 池	12,200	舞 木 町

名 称	水量 (t)	所 在 地	名 称	水量 (t)	所 在 地
馬 捨 池	5,200	八 草 町	竜ヶ池上池	11,000	舞 木 町
力石北溜池	100	八 草 町	あ や め 池	23,000	亀 首 町
天 白 南 池	300	八 草 町	町 屋 洞 池	26,300	亀 首 町
お 寺 池	100	八 草 町	弘 法 池	2,200	御 船 町
上小江戸池	18,900	八 草 町	大 根 坂 池	200	東 広 瀬 町
大 田 池	500	八 草 町	カイギユウ池	200	東 広 瀬 町
来 姓 池	700	八 草 町	小 堤 池	400	東 広 瀬 町
椀 貸 池	32,600	八 草 町	豆 蔵 池	100	東 広 瀬 町
芦 迫 溜 池	100	猿 投 町	ト口ト口池	3,900	東 広 瀬 町
瀬戸田溜池	200	猿 投 町	ハ サ マ 池	2,100	東 広 瀬 町
入道北溜池	100	猿 投 町	東 広 瀬 新 池	5,600	東 広 瀬 町
洞 北 池	200	猿 投 町	大 堤 池	4,000	東 広 瀬 町
山 ノ 神 池	9,500	野 口 町	成 合 川 池	9,600	力 石 町
上 田 池	200	石 野 町	布 袋 子 池	2,800	花 丘 町
前 坂 池	600	石 野 町	コ ブ ト 池	6,200	栄 生 町
長 根 池	2,000	石 野 町	鉛 池	57,300	大 池 町
宮 池	100	千 鳥 町	牛 尾 池	3,100	大 池 町
千 鳥 池	600	千 鳥 町	よ ね が 池	100	大 池 町
辰 巳 池	3,800	成 合 町	丸 根 池	4,100	丸 根 町
カ ラ 池	32,000	勘 八 町	八 ツ 谷 池	9,000	丸 根 町
中 の 池	18,000	勘 八 町	峠 池	2,500	宮 上 町
神 ケ 池	2,700	勘 八 町	神 迫 池	8,200	天 王 町
西 棚 嶺 池	100	芳 友 町	五郎土池上池	700	白 山 町
桐 ケ 洞 池	4,300	西 広 瀬 町	五郎土池下池	1,200	白 山 町
堀 田 池	25,500	西 広 瀬 町	吉 兼 池	5,500	白 山 町
白 檜 池	1,100	滝 脇 町	道 願 池	11,000	白 山 町
古 屋 戸 池	1,700	城 見 町	孫 目 上 池	2,800	太 平 町
手 呂 池	3,700	手 呂 町	孫 目 池	42,000	太 平 町
奥 の 池	5,600	上 高 町	盆 ノ 木 池	1,700	太 平 町
光 池	300	百 々 町	鴻 巣 池	5,700	大 島 町

名 称	水量 (t)	所 在 地	名 称	水量 (t)	所 在 地
萩 谷 池	4,800	百 々 町	兼 近 上 池	6,800	高 崎 町
清 徳 池	7,800	矢 並 町	北 ノ 脇 池	1,600	高 崎 町
鳶 池	4,300	矢 並 町	大 別 当 池	44,400	中 田 町
鞍 ケ 池	348,000	岩 滝 町	西 の 池	11,200	中 田 町
市 木 新 池	5,400	市 木 町	コウノス池	2,200	千 足 町
市 木 上 池	19,300	市 木 町	千 足 新 池	3,800	千 足 町
寺 部 池	89,600	京 ケ 峰	千 足 唐 池	400	千 足 町
鏡 田 池	13,000	東 山 町	空 池	2,100	千 足 町
梅 倉 池	10,800	広 川 町	倉 梅 池	10,800	千 足 町
森 新 池	3,200	美 里	住 吉 新 池	9,400	住 吉 町
森 池	5,700	美 里	丸 薮 下 池	1,100	宮 町
神 池	18,400	美 里	丸 薮 池	6,400	宮 町
野 見 新 池	16,400	野 見 町	河 合 池	8,800	河 合 町
於 山 池	2,200	野 見 町	割 目 池	92,400	本 新 町
野 見 山 蓮 池	4,000	野 見 山 町	米 田 池	18,000	本 新 町
足 場 先 池	1,300	古 瀬 間 町	宮 投 池	300	本 地 町
大 日 影 池	2,000	古 瀬 間 町	本 地 新 池	60,000	本 地 町
小 川 池	400	大 見 町	行 田 池	5,000	本 地 町
荒 井 池	100	渡 合 町	頭 本 池	7,600	田 中 町
吉 田 池	1,200	琴 平 町	鎌 太 郎 さ 池	100	田 代 町
豊 玄 池	3,100	琴 平 町	本 地 池	7,100	堤 本 町
万 精 池	45,600	大 清 水 町	西 下 池	4,200	堤 本 町
布 袋 子 上 池	3,000	花 丘 町	唐 池 下	900	西 岡 町
唐 池 上	800	西 岡 町	阿 知 和 池	31,000	西 岡 町
立 入 池	14,800	前 林 町	万 地 池	800	西 岡 町
象 ケ 鼻 池	700	若 林 東 町	大 ノ 釜 池	500	折 平 町
古 人 傳 池	4,800	坂 上 町	柳 沢 池	30,000	北 一 色 町
長 迫 池	3,200	新 町	山 ノ 神 池	10,800	北 一 色 町
甚 田 池	600	東 新 町	山 ノ 神 中 池	5,000	北 一 色 町
白 沢 池	56,000	本 田 町	山 ノ 神 新 池	6,000	北 一 色 町

名 称	水量 (t)	所 在 地	名 称	水量 (t)	所 在 地
市 田 池	900	鍋 田 町	コウズゾレ池	3,000	北 一 色 町
飯 野 新 池	10,000	藤 岡 飯 野 町	ヒ ヤ ケ 池	2,000	北 一 色 町
小 狭 間 池	10,000	藤 岡 飯 野 町	寺 沢 池	2,000	北 一 色 町
北 洞 池	3,000	藤 岡 飯 野 町	西 山 池	100	小 原 田 代 町
小 田 池	1,200	藤 岡 飯 野 町	柿 ノ 道 池	4,700	大 平 町
柏 原 池	3,000	藤 岡 飯 野 町	恵 下 池	3,900	大 平 町
柏 原 新 池	2,000	藤 岡 飯 野 町	渡 合 池	600	東 渡 合 町
藤 源 池	10,000	藤 岡 飯 野 町	綾 渡 池	3,000	綾 渡 町
猿 投 新 池	4,000	猿 投 町	四 ツ 松 池 (馬場ヶ池)	4,000	四 ツ 松 町
田 ノ 沢 池	800	迫 町	四 ツ 松 池 (馬場ヶ池) 葛 沢 池	4,000	四 ツ 松 町
西 ノ 入 池	20,000	迫 町		1,000	葛 沢 町
荒 子 池	5,000	迫 町	下 平 池	1,000	下 平 町
剣 徳 池	3,000	迫 町	(農地整備課)		
昭 和 池	20,000	深 見 町			
白 地 釜 池	4,000	深 見 町			
昭 和 新 池	1,000	猿 投 町			
清 田 池	24,800	西 中 山 町			
下 の 池	10,800	西 中 山 町			
は す 池	2,000	西 中 山 町			
西 中 山 大 池	75,000	西 中 山 町			
小 倉 池	15,000	西 中 山 町			
別 所 池	10,000	西 中 山 町			
大 沢 池	30,000	下 川 口 町			
高 曽 池	2,000	木 瀬 町			
菖 蒲 池	5,000	木 瀬 町			
葭 ケ 池	30,000	白 川 町			
池 城 下 池	30,000	白 川 町			
池 城 上 池	10,000	三 箇 町			

名 称	水量（t）	所 在 地	名 称	水量（t）	所 在 地
石 畳 ク ラ ガ 池	10,000	石 畳 町			
折 平 新 池	10,000	折 平 町			
二 ツ 橋 池	3,000	折 平 町			
豊 ケ 池	2,000	折 平 町			
大 ノ 釜 池	500	折 平 町			

3 重要水防箇所

(1) 河川

ア 国土交通省管理区間

(令和5年4月1日現在)

番号	河川名	種 別	左右岸 の区分	位 置	地先名	延長 (m)	重要 度	摘 要 (水防工法)
1	矢作川	越水	左	33.8K～ 34.6K	豊田市渡合町～ 豊田市室町	800	A	暫定堤防 (積土のう工)
2	矢作川	越水	左	34.8K-100m ～ 34.8K+10 0m	豊田市室町	200	A	河積不足 (積土のう工)
3	矢作川	越水	左	35.2K-100m ～ 35.2K+10 0m	豊田市室町～ 豊田市宮前町	200	A	暫定堤防 (積土のう工)
4	矢作川	越水	左	35.6K～ 36.8K+10 0m	豊田市室町～ 豊田市宮前町	1,230	A	暫定堤防 (積土のう工)
5	矢作川	越水	左	37.2K～ 37.6 k	豊田市野見山町～ 豊田市野見町	440	A	河積不足 (積土のう工)
6	矢作川	越水	左	37.8K～ 39.2k+10 0m	豊田市野見山町～ 豊田市森町	1,450	A	河積不足 (積土のう工)
7	矢作川	越水	左	39.6K-100m ～ 39.6k+100m	豊田市千石町	200	A	河積不足 (積土のう工)
8	矢作川	越水	左	40.0K～ 41.4K+10 0m	豊田市千石町～ 豊田市川田町	1,390	A	河積不足 (積土のう工: 41.6k-100m～ 41.6k+100 m)
9	矢作川	越水	右	34.4K-100m ～ 34.4k+10 0m	豊田市今町	200	A	暫定堤防 (積土のう工)
10	矢作川	越水	右	34.8K～ 35.4k	豊田市水源町～ 豊田市平和町	550	A	河積不足 (積土のう工)
11	矢作川	越水	右	35.6K～ 36.8 k	豊田市平和町～ 豊田市秋葉町	1,210	A	河積不足 (積土のう工)
12	矢作川	越水	右	37.6K～ 39.4k	豊田市竜宮町～ 豊田市白浜町	1,930	A	河積不足 (積土のう工)
13	矢作川	基礎地盤 漏水	右	39.4K-100m ～ 39.4k+100 m	豊田市白浜町	200	A	H12被災履歴有の 暫定施工、パ〃化〃 ンが破壊に対する安 全性
14	矢作川	越水	右	39.6K～ 39.8k	豊田市白浜町	230	A	河積不足 (積土のう工)

番号	河川名	種 別	左右岸 の区分	位 置	地先名	延長 (m)	重要 度	摘 要 (水防工法)
15	矢作川	越水	右	40.0K～ 40.4k	豊田市中島町	450	A	暫定堤防 (積土のう工)
16	矢作川	越水	右	40.6K～ 41.4k	豊田市中島町～ 豊田市落合町	640	A	暫定堤防 (積土のう工)
17	矢作川	越水	右	41.6K-100m ～ 41.6k+100m	豊田市落合町	180	A	河積不足 (積土のう工)
18	矢作川	越水	左	33.6K～ 33.8k	豊田市落合町	210	B	暫定堤防 (積土のう工)
19	矢作川	越水	左	35.0K-100m ～ 35.0k+100 m	豊田市室町	200	B	河積不足 (積土のう工)
20	矢作川	越水	左	37.0K-100m ～ 37.0k+100 m	豊田市宮前町	200	B	河積不足 (積土のう工)
21	矢作川	堤体漏水	左	37.4K-100m ～ 37.4k+100 m	豊田市野見町	200	B	堤防脆弱性
22	矢作川	基礎地盤 漏水	左	37.4K～ 37.6k	豊田市野見町	190	B	ハ°化°ソグ破壊に対 する安全性
23	矢作川	堤体漏水	左	38.4K～ 38.8k	豊田市野見町～ 豊田市御立町	410	B	H12被災履歴有の 暫定施工
24	矢作川	基礎地盤 漏水	左	38.4K～ 39.0k	豊田市野見町～ 豊田市御立町	590	B	ハ°化°ソグ破壊に対 する安全性
25	矢作川	越水	左	39.4K-100m ～ 39.4k+100 m	豊田市森町	200	B	河積不足 (積土のう工)
26	矢作川	越水	左	39.8K-100m ～ 39.8k+100 m	豊田市千石町	200	B	河積不足 (積土のう工)
27	矢作川	堤体漏水	左	40.6K-100m ～ 40.6k+100 m	豊田市寺部町	200	B	堤防脆弱性
28	矢作川	基礎地盤 漏水	左	40.6K～ 40.8k	豊田市寺部町	200	B	ハ°化°ソグ破壊に対 する安全性
29	矢作川	越水	左	41.4K～ 41.6k+100 m	豊田市川田町	290	B	河積不足 (積土のう工)
30	矢作川	越水	右	27.8K～ 28.4k	豊田市畝部東町	550	B	暫定堤防 (積土のう工)
31	矢作川	堤体漏水	右	27.2K～ 31.8k	豊田市畝部東町～ 豊田市渡刈町	4,520	B	堤防脆弱性、すべ り破壊に対する安 全性
32	矢作川	越水	右	28.6K～ 29.4k	豊田市畝部東町	630	B	暫定堤防、河積不 足 (積土のう工)
33	矢作川	基礎地盤 漏水	右	28.8K-100m ～ 28.8k+100 m	豊田市畝部東町	200	B	S34被災履歴有の 暫定施工
34	矢作川	越水	右	30.2K～ 30.8k	豊田市畝部東町～ 豊田市配津町	590	B	暫定堤防、河積不 足 (積土のう工)

番号	河川名	種 別	左右岸 の区分	位 置	地先名	延長 (m)	重要 度	摘 要 (水防工法)
35	矢作川	水衝洗堀	右	30.4K+130 m～ 30.6k+50m	豊田市畝部東町	110	B	洗堀の未施工（捨て石工）
36	矢作川	基礎地盤 漏水	右	30.6K-100m ～ 30.6k+100 m	豊田市畝部東町	200	B	S34被災履歴有の 暫定施工
37	矢作川	基礎地盤 漏水	右	30.8K+180 m～ 31.0k+20m	豊田市配津町	40	B	S34被災履歴有の 暫定施工
38	矢作川	越水	右	31.2K～ 32.6k	豊田市幸町～ 豊田市渡刈町	1,570	B	暫定堤防 （築き直し工）
39	矢作川	基礎地盤 漏水	右	31.2K+100m ～ 31.4k+110m	豊田市幸町	30	B	S34被災履歴有の 暫定施工
40	矢作川	基礎地盤 漏水	右	31.4K+10m ～ 31.4k+60m	豊田市幸町	50	B	旧川・破堤跡履歴 有の暫定施工（月 の輪工）
41	矢作川	堤体漏水	右	32.2K-100m ～ 32.2k+100 m	豊田市渡刈町	200	B	堤防脆弱性
42	矢作川	越水	右	33.2K-100m ～ 33.2k+100 m	豊田市渡刈町	200	B	暫定堤防、河積不 足（積土のう工）
43	矢作川	堤体漏水	右	33.6K-100m ～ 33.6k+100 m	豊田市河合町	200	B	堤防脆弱性
44	矢作川	堤体漏水	右	34.0K-100m ～ 34.0k+100 m	豊田市今町	200	B	堤防脆弱性
45	矢作川	越水	右	33.8k～ 34.2k	豊田市今町	410	B	暫定堤防 （積土のう工）
46	矢作川	越水	右	34.6K-100m ～ 34.6k+100 m	豊田市水源町	200	B	暫定堤防、河積不 足（積土のう工）
47	矢作川	基礎地盤 漏水	右	38.0K+50m ～ 38.8k+100 m	豊田市竜宮町～ 豊田市長興寺	860	B	S34被災履歴有の 暫定施工
48	矢作川	堤体漏水	右	38.6K～ 41.4k	豊田市長興寺～ 豊田市落合町	3,040	B	堤防脆弱性、すべ り破壊に対する安 全性
49	矢作川	越水	右	39.4K～ 39.6k	豊田市白浜町	220	B	暫定堤防、河積不 足（積土のう工）
50	矢作川	基礎地盤 漏水	右	39.6K～ 41.4k	豊田市白浜町～ 豊田市落合町	1,720	B	ハ°化°ンガ破壊に対 する安全性
51	矢作川	越水	右	39.8K～ 40.0k	豊田市白浜町～ 豊田市中島町	200	B	暫定堤防、河積不 足（積土のう工）
52	矢作川	越水	右	40.4K～ 40.6k	豊田市中島町	200	B	暫定堤防、河積不 足（積土のう工）
53	矢作川	越水	右	41.4K～ 41.6k	豊田市落合町	220	B	暫定堤防、河積不 足（積土のう工）

番号	河川名	種 別	左右岸 の区分	位 置	地先名	延長 (m)	重要 度	摘 要 (水防工法)
54	矢作川	工作物	左	35.2K+265 m	豊田市室町	1箇所	A	河道の流下能力不足による (山室橋)
55	矢作川	工作物	左右	37.2K+72m	豊田市野見山町	1箇所	A	河道の流下能力不足による (鵜の首橋)
56	矢作川	工作物	左右	37.4K+191 m	豊田市野見町	1箇所	A	河道の流下能力不足による (竜宮橋)
57	矢作川	工作物	右	38.4K+60m	豊田市長興寺	1箇所	A	浸透路長 B (中部ポンプ場吐出管)
58	矢作川	工作物	左右	39.4K+15m	豊田市森町	1箇所	A	河道の流下能力不足による (久澄橋)
59	矢作川	工作物	左右	39.8K+15m	豊田市千石町	1箇所	A	河道の流下能力不足による (豊田大橋)
60	矢作川	工作物	左右	40.4K+63m	豊田市千石町	1箇所	A	桁下不足架替 (1期線竣工、2期線未舗装) (高橋)
61	矢作川	工作物	左右	31.6K+70m	豊田市幸町	1箇所	B	(葵大橋)
62	矢作川	工作物	左右	34.6K+30m	豊田市室町	1箇所	B	河道の流下能力不足による (水源橋)

(注) 摘要の水防工法は、重要理由から有効と思われる工法を参考として示したものである。

(国土交通省豊橋河川事務所)

イ 愛知県管理区間

(令和5年4月1日現在)

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	矢作川	41.7K 44.4K	左	豊田市川田町～扶桑町	2,700	A	堤防高不足
2	矢作川	矢作川	41.7K 44.4K	右	豊田市荒井町～平戸橋町	2,700	A	堤防高不足
3	矢作川	矢作川	70.6K+100m ～ 71.2K+100m	右	豊田市下切町 (日の出橋上流60mから上流へ)	600	C	堤防高不足
4	矢作川	籠川	0.0K ～ 0.5K	右	豊田市荒井町 (矢作川合流点から名鉄三河線鉄道橋まで)	500	C	堤防高不足
5	矢作川	巴川	3.1K+50m ～ 3.4K+50m	右	豊田市岩倉町山ノ内 (神明橋上流150mから上流へ)	300	C	堤防高不足
6	矢作川	巴川	5.0K+70m ～ 5.2K+70m	右	豊田市岩倉町平子 (港橋下流100mから下流へ)	200	C	堤防高不足
7	矢作川	家下川	4.4K ～ 4.5K	左右	豊田市鴛鴨町葭池 (明治用水下)	1箇所	A	疎通能力不足
8	矢作川	阿摺川	0.1K ～ 0.7K	左	豊田市月原町 (矢作川合流点から100m上流)	600	B	堤防高不足
9	矢作川	阿摺川	0.1K ～ 0.7K	右	豊田市月原町 (矢作川合流点から100m上流)	600	B	堤防高不足
10	矢作川	安永川	0.7K ～ 2.4K	左	豊田市平和町～秋葉町	1,730	A	水衝部 護岸 老朽
11	矢作川	安永川	0.7K ～ 2.4K	右	豊田市平和町～秋葉町	1,730	A	水衝部 護岸 老朽
12	猿渡川	猿渡川	16.0K+50m ～ 16.1K	右	豊田市大成町 (けやき橋下流400m)	50	B	漏水 実績
		計	12箇所			11,710		

(愛知県 豊田加茂建設事務所)

ウ 豊田市管理区間

(令和5年4月1日現在)

番号	水系名	河川名	位 置	左右岸別	地 名	延長(m)	重要度	理 由
1	矢作川	折平川		左	豊田市折平町 (県道大平折平線交点から 上流400m下流30m)	430	B	堤防高 不足
2	矢作川	折平川		右	豊田市折平町 (県道大平折平線交点から 上流400m下流30m)	430	B	堤防高 不足
3	矢作川	摺小川		右	豊田市摺町 (弥生橋上流200mから上流)	200	B	堤防強 度不足
4	矢作川	則定川	0.0K～ 0.2K+50m	左	豊田市則定町 (巴川合流点から上流)	250	B	堤防高 不足
5	矢作川	則定川	0.0K～ 0.2K+50m	右	豊田市則定町 (巴川合流点から上流)	250	B	堤防高 不足

(河川課)

(2) ため池

(令和5年4月1日現在)

番号	ため池名	地 名	堤長(m)	重要度	理 由	管理者	適 用 (水防工法)
1	竜ヶ池下池	豊田市舞木町笠松	90	B	工作物老朽	豊 田 市	月 の 輪 工
2	西 の 池	豊田市中田町高砂	198	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
3	竜ヶ池上池	豊田市舞木町笠松	107	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
4	本 地 池	豊田市堤本町下見	98	B	工 事 中	豊 田 市	杭打積土のう工
5	東 広 瀬 新 池	豊田市東広瀬町稲場	50	B	工作物老朽	豊 田 市	月 の 輪 工
6	阿 知 和 池	豊田市西岡町星ヶ丘	246	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
7	西 ノ 入 池	豊田市迫町風張	61	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
8	昭 和 池	豊田市深見町水上	40	B	工作物老朽	豊 田 市	月 の 輪 工
9	市 木 新 池	豊田市市木町南山	23	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
10	町 屋 洞 池	豊田市亀首町町屋洞	130	B	工作物老朽	豊 田 市	月 の 輪 工
11	鈴 ケ 滝 池	豊田市加納町馬道通	49	B	工作物老朽	豊 田 市	月 の 輪 工
12	市 木 上 池	豊田市市木町南山	153	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工

番号	ため池名	地 名	堤長 (m)	重要 度	理 由	管理者	適 用 (水防工法)
13	東保見新池	豊田市東保見町山洞	92	B	完了	豊田市	杭打積土のう工
14	菖蒲池	豊田市木瀬町清水	35	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
15	昭和池	豊田市猿投町獅子岩	30	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
16	二ツ橋池	豊田市折平町上屋敷	28	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
17	遊水池	豊田市保見町北山	64	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
18	鴻巣池	豊田市大島町元の山	72	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
19	柳沢池	豊田市北一色町柳沢	57	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
20	本地新池	豊田市本地町4丁目	150	B	完了	豊田市	杭打積土のう工
21	住吉新池	豊田市住吉町上根	161	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
22	大別当池	豊田市中田町泉	174	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
23	大沢1号池	豊田市篠原町大沢	27	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
24	丸藪池	豊田市宮町	76	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
25	丸藪下池	豊田市宮町	81	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
26	森池	豊田市美里	57	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
27	剣徳池	豊田市迫町中切	40	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
28	堀田池	豊田市西広瀬町小麦生	93	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
29	東保見大池	豊田市東保見町山洞	92	B	完了	豊田市	杭打積土のう工
30	大沢池	豊田市下川口町大沢	80	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
31	行田池	豊田市本地町	61	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
32	立入池	豊田市前林町立込	83	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
33	馬場池	豊田市伊保町山畑	137	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工
34	鎌切池	豊田市田舩町鎌切	50	B	新堤防	豊田市	杭打積土のう工
35	八木池下池	豊田市貝津町床立	97	B	工事中	豊田市	杭打積土のう工
36	八木池上池	豊田市貝津町床立	144	B	工事中	豊田市	杭打積土のう工
37	伊保新池	豊田市伊保町山畑	102	B	完了	豊田市	杭打積土のう工
38	長迫池	豊田市新町	53	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
39	西下池	豊田市堤本町新池	92	B	堤体土質軟弱	豊田市	杭打積土のう工
40	鶏石池	豊田市田舩町鶏石	69	B	工作物老朽	豊田市	月の輪工

番号	ため池名	地 名	堤長 (m)	重 要 度	理 由	管理者	適 用 (水防工法)
41	山 ノ 神 池	豊田市野口町折合	80	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
42	東別所 1 号池	豊田市加納町東別所	43	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
43	古 屋 戸 池	豊田市城見町古屋戸	31	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
44	舞 木 新 池	舞木町丸山	48	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
45	伊 保 蓮 池	豊田市伊保町山畑	160	B	完 了	豊 田 市	杭打積土のう工
46	成 合 川 池	豊田市力石山田	36	B	工作物老朽	豊 田 市	月 の 輪 工
47	中 の 池	勘八町勘八	35	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
48	徳 間 池	豊田市篠原町徳間	25	B	工作物老朽	豊 田 市	月 の 輪 工
49	飯 野 新 池	豊田市藤岡飯野町田ノ平	110	B	完 了	豊 田 市	杭打積土のう工
50	道 願 池	豊田市白山町道願	120	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
51	清 徳 池	矢並町清徳	37	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
52	神 ケ 池	勘八町長根	40	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
53	梶 貸 池	豊田市八草町丁田	58	B	工 事 中	豊 田 市	杭打積土のう工
54	孫 目 池	豊田市大平町牛込	125	B	工 事 中	豊 田 市	杭打積土のう工
55	東別所 2 号池	豊田市加納町東別所	42	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
56	藤 洞 池	豊田市田舩町藤洞	51	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
57	古 人 傳 池	豊田市坂上町古人傳	30	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
58	上 小 江 戸 池	豊田市八草町上小江戸	117	B	堤体土質軟弱	豊 田 市	杭打積土のう工
59	和 田 ケ 池	豊田市保見町南山	80	B	完 了	豊 田 市	杭打積土のう工
計	59箇所		471				

(農地整備課)

4 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定）（計141箇所）

（令和5年9月26日現在）

箇所数	区 域 名	支所	場 所		告示年月日	告示番号
1	九久平	豊田	九久平町	河内沢、築場、寺前、薬師ヶ岳	47. 8.30	698
2	本郷	豊田	加茂川町	本郷	48.12.24	1185
3	河原畑	豊田	大内町	河原畑	49.10.21	868
4	屋下	豊田	桂野町	屋下、北洞	51. 3.29	314
5	大下	豊田	加茂川町	大下	51. 3.29	314
6	四反田	豊田	松平志賀町	四反田、横	51. 3.29	314
7	寺下	豊田	豊松町	寺下、向田、井戸ノ上、ヤナイ	54. 2.26 58.4.6改正	176 401
8	小石狭間	豊田	鵜ヶ瀬町	小石狭間、澤、西洞	54. 2.26	176
9	日かげ	豊田	鍋田町	日かげ、サイナエ、ミノリ、中ト切	54. 2.26	176
10	常盤	豊田	常盤町	1丁目	55. 6.25	695
11	高瀬下	豊田	鵜ヶ瀬町	高瀬下、高瀬、渡瀬、高瀬北峯	55.10.15	1017
12	平古	豊田	岩倉町	梶屋、平古	56. 8.19	896
13	須茂貝内	豊田	坂上町	須茂貝内、日向、寿	61. 8. 8	707
14	城下	豊田	大内町	城下、城坂、大給尻	61. 8. 8	707
15	石楠	豊田	石楠町		62.12.18	792
16	高瀬	豊田	鍋田町	高瀬、後山、嶋畑、山ノ神、上ノ山	63.10.17	918
17	中切	豊田	鍋田町	中切、西、上ノ山、寺畑、トウモ	63.10.17	918
18	角池	豊田	鍋田町	角池、段戸、林下吹附、栗木、立山腰	63.10.17	918
19	宮前	豊田	王滝町	宮前、立山腰、栗木荷苗ヶ入	2. 2.28	158
20	ウシ口畑	豊田	豊松町	ウシ口畑、榎ヶ入、西ノ入	2. 8.27	771
21	中道	豊田	坂上町	中道	6. 7.25	667

箇所数	区 域 名	支所	場 所		告示年月日	告示番号
22	小玉石	豊田	豊松町 大内町	小玉石、ヲブク畑、 向田下、トドロ、宮 下、ヤゲ、冢下、 トトロ	6. 7.25	667
23	中屋敷	豊田	坂上町	中屋敷、登立、地藏 下、辻ノ下、床寒、 的場	6. 7.25	667
24	岩谷	豊田	九久平町	岩谷、丸根、立壁、 井ノ越	10. 1.19	30
25	丸根	豊田	九久平町	丸根、林口、栗ノ谷 下、川原畑、菅沼、 向菅沼、岩谷	10. 3.11	201
26	八升蒔	豊田	松平志賀町 古瀬間町	八升蒔 高瀬	11.11. 9 26.3.7改正	813 3062
27	室町一丁目	豊田	室町 宮前町	一丁目 一丁目	12. 3.24	257
28	神田	豊田	東広瀬町	神田、ハサマ、ヲゴ ソ	13.10. 5	708
29	上前田	豊田	寺下町	上前田、前田、棚田	16. 1.27	51
30	二口	豊田	豊松町	柚ノ木、乗越、神明 下、仲田、日向	17. 1.28	64
31	渡合町二丁目	豊田	渡合町	二丁目	17. 1.28	65
32	大坪	豊田	矢並町	大坪、広畑、香沢	17. 3. 8	218
33	香沢	豊田	矢並町	香沢、大坪、清徳、 広畑	18. 4. 1	349
34	池ノ上	豊田	坂上町	池ノ上、美野口、金 姓、分田、判行前、 地藏堂	18.12.19	810
35	平	豊田	藤沢町	丸竹、平、井ノ口、 蟹屋、日向	20. 4. 4 26.7.8改正	250 392
36	西ノ山	豊田	保見町	西ノ山、西古城、塚 原、起間、清水尻、 井ノ向	20. 2. 8	75

箇所数	区 域 名	支所	場 所		告示年月日	告示番号
37	棚口	豊田	中切町 野口町	棚口 漆垣内、神田	24.12.28 30.3.9改正	742 103
38	石垣内	豊田	中金町	石垣内、申堂	24.12.28	743
39	日面Ⅲ	豊田	中金町	谷下、日面	26.12.5	586
40	広畑	豊田	矢並町	広畑	29.9.5	373
41	杉長入	豊田	滝脇町	杉長入、トビガ沢、 曇雀田	30.1.12	11
42	宮下	豊田	上高町	宮下、古白、前通	30.1.12	11
43	神戸	豊田	大畑町 篠原町 広幡町	神戸 片坂 下田ヶ洞	30.3.9	102
44	御作	藤岡	御作町	田中、中切、平ノ 下、浜井場	48. 2.28	161
45	梨ノ木	藤岡	上川口町	梨ノ木、西前、仲田	49.10.21	868
46	井戸入	藤岡	下川口町	井戸入、矢草、通 善、寺前、御堂	49.10.21 62.10.5改正	868 771
47	井ノ脇	藤岡	藤岡飯野町	井ノ脇	50. 4.18 54.1.31改正	401 89
48	宮脇	藤岡	白川町	宮脇	50. 4.18	401
49	内坪	藤岡	三箇町	内坪、戸投、鬼ヶ窪	62. 4.22	347
50	空	藤岡	上川口町	空、田中、西前、洞 崩ノ田、神田、川口 河原田、源太	5. 8. 9	794
51	上ノ山	藤岡	白川町	上ノ山、三ノ宮、石 田、藤内、畑田、藤 下、八ヶ入	12. 3. 3	174
52	縄手	藤岡	御作町	縄手、紙屋下、小子 堀越	16. 3.26	295
53	紙屋下	藤岡	御作町	紙屋下、縄手、小子 堀越	18.12.19	810
54	井戸上	藤岡	御作町	井戸上	28.8.23	368

箇所数	区 域 名	支所	場 所		告示年月日	告示番号
55	平畑	小原	平畑町	見竹、下里、間場 中切、筏見場、田ノ 入	48. 2.28	161
56	蔵屋敷	小原	下仁木町	蔵屋敷、諸屋	59. 1.30	73
57	更田前	小原	大平町	更田前、下栗、三ツ 又木、神殿	1. 7.10	623
58	郷	小原	柏ヶ洞町	郷、神出、下家、同 前	2. 2.28 11.1.27改正	158 54
59	東郷	小原	東郷町	樋口、仲平下、仲平 上、野田ヶ平	7.10.23	806
60	堂ノ本	小原	小原町	堂ノ本、洞、平田、 前田、北洞、東ガイ ト、ヒカゲ、明生 院、梅ヶ洞	10.11.16	816
61	山の神	小原	上仁木町	下田、白山、柿ヶ 入、蒔本、車屋、廣 見	13. 3. 6 (15. 3.14拡大)	154 (190)
62	広見	小原	上仁木町	広見、穴田、柿ヶ入 白山、蒔本	15. 3.14	189
63	平田	小原	小原町	平田、洞、前田、尾 崎、堂ノ本、ヒカゲ 北洞、西ノ洞	17. 1.28	67
64	日面	小原	上仁木町	日面、日面畑	18. 4.14	349
65	小原	小原	市場町	川端、小原、大西、 伊豆ヶ平、藪下	20. 4. 4	250
66	前田	小原	大平町	前田	21. 3. 13	167
67	下屋敷	小原	大平町	下大屋敷、上大屋 敷、神殿	22.10.29	622
68	名木下	小原	西萩平町	竹ノ下、間世口、名 木下、小入	25.8.20	432
69	小原田代町	小原	小原田代町	ヲイノリ、坂向 小橋原	28.6.24	307
70	田平沢	下山	田平沢町	藪下	47. 3.31	250

箇所数	区 域 名	支所	場 所		告示年月日	告示番号
71	東大沼	下山	大沼町	八沢	47. 3.31	250
72	後庵	下山	大沼町	後庵	50.12. 1	994
73	西ノ沢	下山	栃立町	西ノ沢	58. 5. 9	512
74	西	下山	野原町	西	1. 7.10 3.2.8改正	623 78
75	梨野	下山	梨野町	西口	23. 1.25	40
76	足助	足助	足助町	落合	47. 8.30	698
77	宮ノ前	足助	月原町	宮ノ前	49.10.21	868
78	池鳥	足助	御蔵町	池鳥	50. 4.18	401
79	於三屋敷	足助	御蔵町	於三屋敷	50. 4.18	401
80	辻畑	足助	大河原町	辻畑	50. 4.18	401
81	岩崎	足助	足助町	岩崎	51. 2. 6 22.2.16改正	132 84
82	真弓	足助	足助町	真弓、今岡	51. 3.29 24.9.25改正	314 582
83	本郷	足助	則定町	本郷	52. 4.25	466
84	畑中	足助	御蔵町	畑中	54. 2.26	176
85	坂	足助	上佐切町	坂	55. 9.10	918
86	中切	足助	上佐切町	中切	55. 9.10	918
87	西貝戸	足助	東大見町	西貝戸	55.10.13	1003
88	馬尺	足助	千田町	馬尺	57.12.27	1269
89	黒所	足助	玉野町	黒所	57.12.27	1269
90	家ノ下	足助	中立町	家ノ下	58. 8.19	823
91	下ノ前	足助	中立町	下ノ前	58.10.31	1033
92	中切	足助	川面町	中切	58.10.31	1033
93	上切	足助	東大見町	上切	58.10.31	1033
94	中畑	足助	月原町	中畑	60.12.27	1226
95	小原	足助	近岡町	小原	62. 4.22	347
96	久井度	足助	足助町	久井度	62.12.18	992
97	鈴ヶ田和	足助	明川町	鈴ヶ田和	2. 2.28	158
98	日面	足助	栃本町	日面	2. 4.20	394
99	中根	足助	富岡町	中根	2. 4.20	394
100	溝畑	足助	二夕宮町	溝畑	2. 8.27	771

箇所数	区 域 名	支所	場 所		告示年月日	告示番号
101	日向中	足助	東渡合町	日向中	3.12.20	1155
102	槇林	足助	久木町	槇林	7. 9. 6 24.3.2改正	705 139
103	則定	足助	則定町	青木	14.10.22	766
104	成瀬	足助	足助町 近岡町	成瀬、狭石、細洞 藤の木、皿坂	17.11.11	865
105	山梨	足助	大蔵町	東洞、本城、竹ノ 下、山梨	26.11.14	563
106	上冷田	足助	冷田町	上冷田	29.3.3	82
107	西檜尾	足助	西檜尾町	西檜尾	29.3.24	146
108	寺ノ下	旭	小渡町	寺ノ下	48.12.24	1185
109	宮前	旭	小渡町	宮前	49.10.21	868
110	築和合	旭	島崎町	築和合	49.10.21 20.4.4改正	868 251
111	稲場	旭	下切町	稲場	50. 4.18	401
112	藪下	旭	小渡町	藪下	51. 3.29	314
113	鳥居前	旭	杉本町	鳥居前	51. 7. 7	644
114	浮橋	旭	榑野町	浮橋	51. 7. 7 60.12.27改正	644 1228
115	西ノ入	旭	榑野町	西ノ入	52. 3.22	265
116	東	旭	加塩町	東	55. 5. 2	488
117	堂貝戸	旭	杉本町	堂貝戸	56.10.19	1079
118	宮ノ洞	旭	下切町	宮ノ洞	58. 5.30 3.12.20改正	587 1157
119	井藻地	旭	加塩町	井藻地	60.12.27	1226
120	京田	旭	榑野町	京田	62. 4.22	347
121	上平	旭	浅谷町	上平	2. 8.27	771
122	神田	旭	笹戸町	神田	16.11.16	846
123	上郷	稲武	大野瀬町	上郷	50.12. 1 61.11.7改正	994 945
124	竹ノ下	稲武	稲武町	竹ノ下	51. 7. 7	644
125	ハネ	稲武	川手町	ハネ	58. 1.10	12
126	入ハリ原	稲武	武節町	入ハリ原	60.12.27	1226

箇所数	区 域 名	支所	場 所		告示年月日	告示番号
127	下清泰地	稲武	桑原町	下清泰地	61. 8. 8	707
128	中村	稲武	桑原町	下中村	62.12.18	992
129	寺下	稲武	稲武町	寺下	63. 2.17	125
130	漆瀬	稲武	川手町	漆瀬	2. 4. 6	368
131	ミヤノコシ	稲武	大野瀬町	ミヤノコシ	13. 1.12	20
132	須形 ス形	稲武	御所貝津町	須形	29.4.4	188
133	堂貝戸	稲武	御所貝津町	堂貝戸	2.2.25	53
134	岩倉	豊田	中金町	岩倉	2.4.7	164
135	日沢	藤岡	御作町	日沢	3.3.19	133
136	北洞	小原	小原町	北洞	4.4.15	204
137	日面	豊田	坂上町	日面	4.6.28	294
138	登り	豊田	西広瀬町	登り	4.9.9	367
139	小守岩	足助	新盛町	小守岩	5.3.24	147
140	大木本	足助	大蔵町	大木本	5.6.9	251
141	大見町六丁目	豊田	大見町	大見町六丁目	5.9.26	381

(土木管理課)

5 地すべり危険箇所・地すべり防止区域

(令和5年4月1日現在)

箇 所 名	所 在 地	地すべり防止区域の概要		
		面積 (ha)	人家	公共的建物
千 足	豊田市千足町	7.65	19	0
小 手 沢	豊田市足助町小手沢	9.30	9	0
大 桑	豊田市大桑町	14.88	12	0
合 計	3 箇 所	31.83	40	0

(土木管理課)

6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(令和5年4月25日現在)

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	洞（Ⅰ）	豊田市藤沢町洞	○	○	12	6	0	0
急傾斜地の崩壊	洞（Ⅱ）	豊田市藤沢町洞	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	井之口	豊田市藤沢町井之口	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	平（Ⅰ）	豊田市藤沢町平	○	○	13	7	0	0
急傾斜地の崩壊	平（Ⅱ）	豊田市藤沢町平	○	○	9	8	3	2
急傾斜地の崩壊	北一色大洞－1	豊田市北一色町大洞	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色大洞－2	豊田市北一色町大洞	○	○	1	1	0	0
※修正箇所が無いため省略								
急傾斜地の崩壊	沢ノ切（Ⅰ）	豊田市西市野々町沢之切	○	○	7	1	0	0
急傾斜地の崩壊	沢ノ切（Ⅱ）－1	豊田市西市野々町東沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	沢ノ切（Ⅱ）－2	豊田市西市野々町東沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西屋敷－1	豊田市西市野々町森下	○	○	6	2	2	1
急傾斜地の崩壊	西屋敷－2	豊田市西市野々町奥屋	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	屋登コ－1	豊田市西市野々町屋登コ	○	○	4	4	0	0
急傾斜地の崩壊	石畳－1	豊田市石畳町赤見夫	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	石畳－2	豊田市石畳町赤見夫	○	○	8	3	0	0
急傾斜地の崩壊	片平－2	豊田市石畳町片平	⊖	⊖	6	4	⊖	⊖
急傾斜地の崩壊	白川	豊田市白川町日面	○	○	9	3	0	0
急傾斜地の崩壊	宮脇	豊田市白川町宮脇	○	○	7	2	1	1
急傾斜地の崩壊	岨－1	豊田市白川町岨	○	○	10	5	0	0
急傾斜地の崩壊	引地	豊田市白川町引地	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	向道－1	豊田市白川町向道	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向道－2	豊田市白川町向道	○	○	3	1	0	0
※修正箇所が無いため省略								
急傾斜地の崩壊	ミタ洞－1	豊田市小田木町ミタ洞	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－A	豊田市上川口町梨ノ木	○	○	9	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－B	豊田市上川口町梨ノ木	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	梨ノ木－C	豊田市上川口町西前	○	○	9	6	0	0
急傾斜地の崩壊	空－A	豊田市上川口町洞	○	○	4	3	1	0
急傾斜地の崩壊	空－B	豊田市上川口町空	○	○	4	3	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	源太―3―A	豊田市上川口町源太	㊦	㊦	8	2	0	0
急傾斜地の崩壊	源太―3―B	豊田市上川口町源太	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御堂―1	豊田市下川口町御堂	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井戸入―A	豊田市下川口町井戸入	○	○	19	8	2	1
急傾斜地の崩壊	井戸入―B	豊田市下川口町矢草	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	寺前	豊田市下川口町寺前	○	○	4	4	1	1
急傾斜地の崩壊	奥山―2	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	奥山―3	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	千洗―7―A	豊田市千洗町細蕨	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗―7―B	豊田市千洗町細蕨	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗―6―A	豊田市千洗町南	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	千洗―6―B	豊田市千洗町南	○	○	1	1	0	0
※修正箇所が無いため省略								
土石流	入山洞―1	豊田市小田木町入山	○	○	4	0	0	0
土石流	入山洞―2	豊田市小田木町入山	○	○	4	0	0	0
土石流	入山洞―3	豊田市小田木町入山	○	○	4	0	0	0
土石流	入山洞―4	豊田市小田木町入山	○	○	3	0	0	0
土石流	仲平沢	豊田市小田木町仲平	○	―	3	0	0	0
土石流	西前沢	豊田市上川口町梨ノ木	○	○	6	0	0	0
土石流	八柱沢	豊田市上川口町洞	○	○	8	2	3	1
土石流	上川口洞	豊田市上川口町空	○	○	6	0	0	0
土石流	源太沢	豊田市上川口町源太	㊦	㊦	3	0	0	0
土石流	矢作川第16支川	豊田市上川口町源太	○	○	2	0	0	0
土石流	井ノ平沢第6支川	豊田市上川口町高土屋	○	○	1	0	0	0
土石流	井ノ平沢第7支川	豊田市上川口町高土屋	○	○	1	0	0	0
土石流	井ノ平沢第8支川	豊田市上川口町高土屋	○	○	1	0	0	0
土石流	奥山川第1支川	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	0	0
土石流	奥山川第2支川	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	0	0
土石流	奥山川第3支川	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	2	0
土石流	奥山川第4支川	豊田市下川口町奥山	○	○	0	0	0	0
※修正箇所が無いため省略								

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
土石流	摺小川第 10 支川	豊田市葛町追平	○	○	3	0	0	0
土石流	摺小川第 11 支川	豊田市葛町追平	○	○	2	0	0	0
土石流	奥山沢	豊田市怒田沢町奥山	○	○	0	0	1	0
土石流	奥山洞	豊田市怒田沢町奥山	○	○	0	0	1	1
土石流	キタハシ沢	豊田市東大島町キタハシ	○	○	3	0	0	0
土石流	鯉ヶ洞沢	豊田市東大島町鯉ヶ洞	○	○	2	0	0	0
土石流	山ノ神沢	豊田市東大島町山ノ神	○	○	2	0	0	0
土石流	稲場貝戸沢	豊田市二タ宮町稲場貝戸	○	○	1	0	0	0
土石流	築瀬洞	豊田市岩神町築瀬	○	○	10	0	0	0
地滑り	千足町 5 丁目	豊田市千足町 5 丁目	○	－	0	0	0	0
地滑り	小手沢	豊田市小手沢町井戸洞	○	－	0	0	0	0
地滑り	大桑町竹之鼻	豊田市大桑町竹之鼻	○	－	8	0	0	0
急傾斜地の崩壊	片平-2（再指定）	豊田市石畳町片平	○	○	6	4	0	0
急傾斜地の崩壊	源太 -3-A（再指定）	豊田市上川口町源太	○	○	8	2	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-1	豊田市三箇町上山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-2	豊田市三箇町上山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-3	豊田市三箇町上山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-4	豊田市三箇町上山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇百々-1	豊田市三箇町百々	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西市野々中島-1	豊田市西市野々町中島	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石畳松根-2	豊田市石畳町松根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白川松根-1	豊田市白川町松根	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	石畳松根-3	豊田市石畳町松根	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北曽木片平-1	豊田市北曽木町片平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北曽木西ノ平-1	豊田市北曽木町西ノ平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北曽木西ノ山-1	豊田市北曽木町西ノ山	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	北曽木柿内-1	豊田市北曽木町柿内	○	○	5	1	1	1
急傾斜地の崩壊	上渡合萩平-1	豊田市上渡合町萩平	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	松葉坂-1	豊田市折平町松葉坂	○	○	2	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	隠ヶ沢-1	豊田市木瀬町隠ヶ沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向戸-4	豊田市木瀬町向戸	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	木瀬上ヶ平-1	豊田市木瀬町上ヶ平	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	曲坂-1	豊田市木瀬町曲坂	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	木瀬荒田-1	豊田市木瀬町荒田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	稽古屋-1	豊田市木瀬町稽古屋	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	北一色梅ノ木-1	豊田市北一色町梅ノ木	○	○	3	0	1	1
急傾斜地の崩壊	北一色大洞-3	豊田市北一色町大洞	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上赤土-1	豊田市折平町上赤土	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	上赤土-2	豊田市折平町上赤土	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色大洞-4	豊田市北一色町大洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	堂林-1	豊田市折平町堂林	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	上渡合大畑-1	豊田市上渡合町大畑	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	石飛日焼-1	豊田市石飛町日焼	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	上渡合井ノ脇-1	豊田市上渡合町井ノ脇	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	迫石田-1	豊田市迫町石田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	十七屋-2	豊田市西中山町十七屋	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	田茂平井ノ口-1	豊田市田茂平町井ノ口	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田茂平新子-1	豊田市田茂平町新子	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	田茂平新子-2	豊田市田茂平町新子	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	西中山清水口-1	豊田市西中山町清水口	○	○	5	1	0	0
急傾斜地の崩壊	十七屋-3	豊田市西中山町十七屋	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山蔵屋敷-1	豊田市西中山町蔵屋敷	○	○	5	1	1	0
急傾斜地の崩壊	辻貝戸-1	豊田市西中山町辻貝戸	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山猿田-1	豊田市西中山町猿田	○	○	10	2	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山猿田-2	豊田市西中山町猿田	○	○	15	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山後田-1	豊田市西中山町後田	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	西中山猿田-3	豊田市西中山町猿田	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	三箇上山-5	豊田市三箇町上山	○	○	0	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	石畳坂下-1	豊田市石畳町坂下	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	キビ夫-1	豊田市石畳町キビ夫	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北曽木神田-1	豊田市北曽木町神田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	北曽木神田-2	豊田市北曽木町神田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	折平上屋敷-1	豊田市折平町上屋敷	○	○	5	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北曽木片平-2	豊田市北曽木町片平	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	戸尻-1	豊田市迫町戸尻	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	徳万場-2	豊田市木瀬町徳万場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	瀬戸田-4	豊田市猿投町瀬戸田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	西中山稲場-1	豊田市西中山町稲場	○	○	3	0	2	0
急傾斜地の崩壊	白川日面- 1	豊田市白川町日面	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	外ヶ沢- 1	豊田市白川町外ヶ沢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	白川石田- 2	豊田市白川町石田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	白川石田- 3	豊田市白川町石田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向道- 2	豊田市白川町向道	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色大洞- 5	豊田市北一色町大洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色西ノ平- 1	豊田市北一色町西ノ平	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	木ノ本- 1	豊田市北一色町木ノ本	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色柳沢- 1	豊田市北一色町柳沢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	北一色山畑- 1	豊田市北一色町山畑	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	茂リ曽- 1	豊田市北一色町茂リ曽	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ平- 1	豊田市北一色町向イ平	○	○	24	6	0	0
急傾斜地の崩壊	下ノ田- 1	豊田市北一色町下ノ田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向屋下- 1	豊田市藤岡飯野町向屋下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	藤岡飯野池下- 1	豊田市藤岡飯野町池下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	太田代- 1	豊田市藤岡飯野町太田代	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	辻戸- 2	豊田市藤岡飯野町辻戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	辻戸- 1	豊田市藤岡飯野町辻戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五釜- 4	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	五釜- 5	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	五釜- 6	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	五釜- 8	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	五釜- 7	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	五釜- 3	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 3	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原-4	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原-6	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原-5	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 10	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 11	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 8	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 9	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 7	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 14	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	五釜- 2	豊田市藤岡飯野町五釜	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 12	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 13	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	大川ヶ原- 15	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	鳥目- 2	豊田市深見町鳥目	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	鳥目-1	豊田市深見町鳥目	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深見四反田- 2	豊田市深見町四反田	○	○	4	2	0	0
急傾斜地の崩壊	深見四反田- 1	豊田市深見町四反田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	法花坊- 2	豊田市深見町法花坊	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深見細田- 1	豊田市深見町細田	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	深見広表- 1	豊田市深見町広表	○	—	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	法花坊- 3	豊田市深見町法花坊	○	○	6	1	0	0
急傾斜地の崩壊	法花坊- 4	豊田市深見町法花坊	○	○	5	5	0	0
急傾斜地の崩壊	常楽- 3	豊田市深見町常楽	○	○	6	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	常楽- 2	豊田市深見町常楽	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	常楽- 1	豊田市深見町常楽	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	常楽- 4	豊田市深見町常楽	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	深見木戸- 1	豊田市深見町木戸	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞-5	豊田市深見町向イ洞	○	○	0	0	2	1
急傾斜地の崩壊	深見洞田- 1	豊田市深見町洞田	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞-6	豊田市深見町向イ洞	○	○	1	0	1	0
急傾斜地の崩壊	向イ洞-7	豊田市深見町向イ洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御作西川- 3	豊田市御作町西川	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御作西川- 1	豊田市御作町西川	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	御作西川- 2	豊田市御作町西川	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日沢- 2	豊田市御作町日沢	○	○	1	1	1	0
急傾斜地の崩壊	勘ヶ入- 4	豊田市御作町勘ヶ入	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	亀割- 2	豊田市御作町亀割	○	○	0	0	2	0
急傾斜地の崩壊	亀割- 3	豊田市御作町亀割	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	亀割- 4	豊田市御作町亀割	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	深渡- 2	豊田市御作町深渡	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	深渡- 1	豊田市御作町深渡	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	土場- 1	豊田市上川口町土場	○	○	1	0	0	0
土石流	源太沢（再指定）	豊田市上川口町源太	○	—	3	0	0	0
土石流	北一色藤ノ木沢-1	豊田市北一色町藤ノ木	○	○	3	0	0	0
土石流	太田代沢-1	豊田市藤岡飯野町太田代	○	○	10	0	0	0
土石流	大川ヶ原沢-2	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原	○	○	1	0	0	0
土石流	御作中切沢-1	豊田市御作町中切	○	○	8	0	0	0
土石流	御作田中沢-1	豊田市御作町田中	○	○	2	0	0	0
土石流	深見長根沢-1	豊田市深見町長根	○	○	0	0	1	0
土石流	御作坂下沢-1	豊田市御作町坂下	○	○	3	0	0	0
土石流	釜土沢-1	豊田市御作町釜土	○	○	3	0	0	0
土石流	下川口寺前沢-1	豊田市下川口町寺前	○	—	3	0	1	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
土石流	下川口寺前沢-2	豊田市下川口町寺前	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノヒラ-1	豊田市稲武町宮ノヒラ	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小井沢-3	豊田市稲武町小井沢	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	宮ノ外デ-1	豊田市稲武町宮ノ外デ	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	馬野-2	豊田市稲武町馬野	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	社瀬-3	豊田市押山町社瀬	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	三梅-1	豊田市押山町三梅	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	家名地-1	豊田市押山町家名地	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	中峰山-3	豊田市押山町中峰山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下峰山-1	豊田市押山町下峰山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	押山中田-1	豊田市押山町中田	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	タワガネ-1	豊田市押山町タワガネ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	東尾-2	豊田市夏焼町東尾	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ワセグリ-1	豊田市夏焼町ワセグリ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カヤダテ-1	豊田市夏焼町カヤダテ	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	クロイハ-1	豊田市夏焼町クロイハ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	夏焼平治洞-1	豊田市夏焼町平治洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御所貝津向田-2	豊田市御所貝津町向田	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	御所貝津向田-3	豊田市御所貝津町向田	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	黒田折坂-1	豊田市黒田町折坂	○	○	2	0	1	1
急傾斜地の崩壊	古屋貝戸-1	豊田市黒田町古屋貝戸	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	尺丈-2	豊田市御所貝津町尺丈	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	尺丈-3	豊田市御所貝津町尺丈	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木水別-1	豊田市小田木町水別	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木水別-2	豊田市小田木町水別	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	大水別-1	豊田市小田木町大水別	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木中沼-1	豊田市小田木町中沼	○	○	1	1	2	1
急傾斜地の崩壊	シッタキ-1	豊田市小田木町シッタキ	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木大下-1	豊田市小田木町大下	○	○	2	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	小田木大下-2	豊田市小田木町大下	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	タワカネ-1	豊田市小田木町タワカネ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木大見山-1	豊田市小田木町大見山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	カキノソレ-5	豊田市小田木町カキノソレ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木下貝戸-1	豊田市小田木町下貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木石坂-1	豊田市小田木町石坂	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小田木洞-2	豊田市小田木町洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-3	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-4	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-5	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	シロノ上-6	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	川カド-1	豊田市大野瀬町川カド	○	○	4	3	0	0
急傾斜地の崩壊	大野瀬城山-1	豊田市大野瀬町城山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	サカイノ沢-1	豊田市中当町サカイノ沢	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ヨシガタイラ-1	豊田市富永町ヨシガタイラ	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	入ハリ原-1	豊田市武節町入ハリ原	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	オノ-1	豊田市武節町オノ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	下ノ入-1	豊田市野入町下ノ入	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	木地山-4	豊田市野入町木地山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	野入越田和-1	豊田市野入町越田和	○	○	4	1	0	0
土石流	稲武井山沢-1	豊田市稲武町井山	○	○	1	0	0	0
土石流	稲武井山沢-2	豊田市稲武町井山	○	○	1	0	0	0
土石流	横川入沢-1	豊田市稲武町横川入	○	○	1	0	0	0
土石流	横川入沢-2	豊田市稲武町横川口	○	×	2	0	0	0
土石流	押山小田沢-1	豊田市押山町小田	○	○	1	0	0	0
土石流	田羅野沢-1	豊田市押山町田羅野	○	○	2	0	0	0
土石流	社瀬沢-1	豊田市押山町社瀬	○	○	1	0	0	0
土石流	中峰山沢-1	豊田市押山町中峰山	○	○	1	0	0	0
土石流	下峰山沢-1	豊田市押山町下峰山	○	○	1	0	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
土石流	梶畑沢-1	豊田市桑原町梶畑	○	○	9	0	0	0
土石流	大水別沢-1	豊田市小田木町大水別	○	○	1	0	0	0
土石流	北水別沢-1	豊田市黒田町北水別	○	○	1	0	0	0
土石流	南水別沢-1	豊田市黒田町南水別	○	—	4	0	0	0
土石流	黒田萩平沢-1	豊田市黒田町萩平	○	○	1	0	0	0
土石流	ヨコテ沢-1	豊田市小田木町ヨコテ	○	○	1	0	0	0
土石流	小田木大見山沢-1	豊田市小田木町大見山	○	○	1	0	0	0
土石流	ヒカシ沢-1	豊田市川手町ヒカシ	○	○	2	0	0	0
土石流	ツキノキ沢-1	豊田市川手町ツキノキ	○	○	5	0	0	0
土石流	ツキノキ沢-2	豊田市川手町ツキノキ	○	○	1	0	0	0
土石流	シロノ上沢-1	豊田市川手町シロノ上	○	○	1	0	0	0
土石流	シシナド沢-1	豊田市川手町シシナド	○	○	1	0	0	0
土石流	シシナド沢-2	豊田市川手町シシナド	○	○	1	0	0	0
土石流	ヒロノ沢-1	豊田市大野瀬町ヒロノ	○	○	1	0	0	0
土石流	大サワ沢-1	豊田市大野瀬町大サワ	○	○	0	0	0	0
土石流	ハネタ沢-1	豊田市大野瀬町ハネタ	○	○	4	0	0	0
土石流	タカネ沢-1	豊田市大野瀬町タカネ	○	○	1	0	0	0
土石流	フナ石沢-1	豊田市中当町フナ石	○	○	1	0	0	0
土石流	フナ石沢-1	豊田市中当町フナ石	○	○	4	0	0	0
土石流	中当田ノ入沢-1	豊田市中当町田ノ入	○	○	4	0	0	0
土石流	中当ヒカゲ沢-1	豊田市中当町ヒカゲ	○	○	0	0	0	0
土石流	貝曲り沢-1	豊田市野入町貝曲り	○	○	0	0	0	0
土石流	野入丸根沢-1	豊田市野入町丸根	○	○	1	0	0	0
土石流	木地山沢-1	豊田市野入町木地山	○	○	1	0	0	0
土石流	野入丸根沢-2	豊田市野入町丸根	○	○	1	0	0	0
土石流	貝立沢-1	豊田市野入町貝立	○	○	1	0	0	0
土石流	野入越田和沢-1	豊田市野入町越田和	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩大沼-1	豊田市加塩町大沼	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩日面-1	豊田市加塩町日面	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	加塩西-1	豊田市加塩町西	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	井藻地-4	豊田市加塩町井藻地	○	○	6	3	0	0
急傾斜地の崩壊	井藻地-5	豊田市加塩町井藻地	○	○	4	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井藻地-6	豊田市加塩町井藻地	○	—	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	井藻地-7	豊田市加塩町井藻地	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	高保田-1	豊田市加塩町高保田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	高保田-2	豊田市加塩町高保田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩白坂-1	豊田市加塩町白坂	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩白坂-2	豊田市加塩町白坂	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩松本-1	豊田市加塩町松本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩古屋-1	豊田市加塩町古屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩古屋-2	豊田市加塩町古屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩古屋-3	豊田市加塩町古屋	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩古屋-4	豊田市加塩町古屋	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	加塩松本-2	豊田市加塩町松本	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	崩ノ久保-1	豊田市伯母沢町崩ノ久保	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	崩ノ久保-2	豊田市伯母沢町崩ノ久保	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢桜坪-1	豊田市伯母沢町桜坪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢桜坪-2	豊田市伯母沢町桜坪	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢上ノ入-1	豊田市伯母沢町上ノ入	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	伯母沢大船-1	豊田市伯母沢町大船	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢大船-2	豊田市伯母沢町大船	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伯母沢広見-1	豊田市伯母沢町広見	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	辻上-2	豊田市伯母沢町辻上	○	○	1	1	0	0
土石流	イフモリ沢-1	豊田市押井町イフモリ	○	○	1	0	0	0
土石流	イフモリ沢-2	豊田市押井町イフモリ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	旭八幡後山-1	豊田市旭八幡町後山	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	旭八幡後山-2	豊田市旭八幡町後山	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	蕨野-2	豊田市旭八幡町蕨野	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	蕨野-3	豊田市旭八幡町蕨野	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	東谷-3	豊田市時瀬町東谷	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小畑三斗蒔-1	豊田市小畑町三斗蒔	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	小畑井ノ下-1	豊田市小畑町井ノ下	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	須渕井戸洞-1	豊田市須渕町井戸洞	○	○	3	0	0	0
急傾斜地の崩壊	浅谷土場-1	豊田市浅谷町土場	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	浅谷下平-1	豊田市浅谷町下平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	浅谷横手-1	豊田市浅谷町横手	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	坪崎中屋-2	豊田市坪崎町中屋	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原上谷-1	豊田市田津原町上谷	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	静滝-1	豊田市田津原町静滝	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-4	豊田市田津原町日向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-5	豊田市田津原町日向	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-2	豊田市田津原町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田津原日向-3	豊田市田津原町日向	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵ヶ入-1	豊田市日下部町蔵ヶ入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部柿ノ入-1	豊田市日下部町柿ノ入	○	—	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部日影-1	豊田市日下部町日影	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部日向-4	豊田市日下部町日向	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	薊田-2	豊田市日下部町薊田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部東平-1	豊田市日下部町東平	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	薊田-3	豊田市日下部町薊田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	下知祖-1	豊田市日下部町下知祖	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	滑入-1	豊田市日下部町滑入	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部前棚-1	豊田市日下部町前棚	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	日下部前棚-2	豊田市日下部町前棚	○	○	3	2	0	0
急傾斜地の崩壊	蔵ヶ入-2	豊田市日下部町蔵ヶ入	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	番城垣内-1	豊田市榎本町番城垣内	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	北ヶ洞-2	豊田市伊熊町北ヶ洞	○	○	1	1	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	岩根-2	豊田市伊熊町岩根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	城ヶ根-2	豊田市伊熊町城ヶ根	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	除ヶ貝戸-1	豊田市伊熊町除ヶ貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	除ヶ貝戸-2	豊田市伊熊町除ヶ貝戸	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	押手洞-3	豊田市伊熊町押手洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊落合-1	豊田市伊熊町落合	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊小谷下-1	豊田市伊熊町小谷下	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊大洞-1	豊田市伊熊町大洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	伊熊大沼-1	豊田市伊熊町大沼	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	寺ノ入-1	豊田市押井町寺ノ入	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	押井松下-1	豊田市押井町松下	○	○	1	0	0	0
土石流	鳩吹沢-1	豊田市牛地町鳩吹	○	○	1	0	0	0
土石流	須渕井戸洞沢-1	豊田市須渕町井戸洞	○	○	5	0	0	0
土石流	坪崎親貝戸沢-1	豊田市坪崎町親貝戸	○	○	1	0	0	0
土石流	坪崎ヒカゲ沢-1	豊田市坪崎町ヒカゲ	○	○	2	0	0	0
土石流	ヒヨ毛沢-1	豊田市坪崎町ヒヨ毛	○	○	2	0	0	0
土石流	田津原上谷沢-1	豊田市田津原町上谷	○	○	3	0	0	0
土石流	河合沢-1	豊田市田津原町河合	○	○	1	0	0	0
土石流	加塩東沢-1	豊田市加塩町東	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ヶ坪-1	豊田市惣田町梅ヶ坪	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	梅ヶ坪-2	豊田市惣田町梅ヶ坪	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	名々瀬-1	豊田市惣田町名々瀬	○	○	6	6	0	0
急傾斜地の崩壊	アミダ洞-1	豊田市惣田町アミダ洞	○	○	3	1	0	0
急傾斜地の崩壊	田之神-1	豊田市惣田町田之神	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	田之神-2	豊田市惣田町田之神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	惣田大沼-1	豊田市惣田町大沼	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	イドクゴ辻-1	豊田市惣田町イドクゴ辻	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	イドクゴ洞-1	豊田市惣田町イドクゴ洞	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	永畑-1	豊田市惣田町永畑	○	○	5	3	0	0

自然現象の種類	名称	指定の区域	警	特	人家戸数		公共的建物数	
					土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
急傾斜地の崩壊	永畑-2	豊田市惣田町永畑	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	永畑-3	豊田市惣田町永畑	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	イドクゴ洞-2	豊田市惣田町イドクゴ洞	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	神明寺-1	豊田市惣田町神明寺	○	○	0	0	1	0
急傾斜地の崩壊	神明寺-2	豊田市惣田町神明寺	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	惣田井戸洞-1	豊田市惣田町井戸洞	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	伊保神-2	豊田市惣田町伊保神	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	小森田-1	豊田市惣田町小森田	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	除上-1	豊田市惣田町除上	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	問花-2	豊田市太田町問花	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	萩細-1	豊田市太田町萩細	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田下田-1	豊田市太田町下田	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田板取-1	豊田市太田町板取	○	○	2	2	0	0
急傾斜地の崩壊	太田板取-2	豊田市太田町板取	○	○	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	太田皿田-1	豊田市太田町皿田	○	○	2	1	0	0
急傾斜地の崩壊	太田皿田-2	豊田市太田町皿田	○	○	2	0	0	0
急傾斜地の崩壊	太田宮前-2	豊田市太田町宮前	○	○	0	0	1	1
急傾斜地の崩壊	小羽祢-1	豊田市太田町小羽祢	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	小羽祢-2	豊田市太田町小羽祢	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ホンゴ-1	豊田市明賀町ホンゴ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	アスガ-2	豊田市明賀町アスガ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	アスガ-3	豊田市明賀町アスガ	○	○	1	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ホンゴ-2	豊田市明賀町ホンゴ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	ホンゴ-3	豊田市明賀町ホンゴ	○	○	1	1	0	0
急傾斜地の崩壊	八丁蒔-2	豊田市明賀町八丁蒔	○	○	1	1	0	0

(注1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき知事が指定した区域である。

(注2) 土砂災害警戒区域 : 土砂災害のおそれのある区域

土砂災害特別警戒区域 : 土砂災害警戒区域の中でも住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

自然現象の種類 : 土砂災害の発生原因となる種類

警 : 土砂災害警戒区域指定のあるもの

特 : 土砂災害特別警戒区域指定のあるもの (土木管理課)

7 山地災害危険地区

(令和5年10月31日現在)

【豊田地区】

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1	山腹崩壊危険地区	西ノ山	保見	西ノ山	A
2	山腹崩壊危険地区	膝廻	猿投	膝廻	C
3	山腹崩壊危険地区	入道	猿投	入道	B
4	山腹崩壊危険地区	大久保	西広瀬	大久保	A
5	山腹崩壊危険地区	市場	西広瀬	市場	A
6	山腹崩壊危険地区	洞	藤沢	洞	B
7	山腹崩壊危険地区	九竜	松嶺	九竜	C
8	山腹崩壊危険地区	大根坂	東広瀬	大根坂	C
9	山腹崩壊危険地区	並松	東広瀬	並松	C
10	山腹崩壊危険地区	稲葉	東広瀬	稲葉	C
11	山腹崩壊危険地区	下田	芳友	下田	C
12	山腹崩壊危険地区	竹ノ下	芳友	竹ノ下（四反田）	C
13	山腹崩壊危険地区	平古	中金	平古	A
14	山腹崩壊危険地区	日面	中金	日面	A
15	山腹崩壊危険地区	鳶巣	寺下	鳶巣	C
16	山腹崩壊危険地区	小山田	池田	小山田	C
17	山腹崩壊危険地区	大谷下	池田	大谷下	A
18	山腹崩壊危険地区	唐沢	古瀬間	唐沢	A
19	山腹崩壊危険地区	城山	志賀	城山	C
20	山腹崩壊危険地区	七ツ田	穂積	七ツ田	C
21	山腹崩壊危険地区	十分	鵜ヶ瀬	十分	C
22	山腹崩壊危険地区	井ノ木沢	大内	井ノ木沢	C
23	山腹崩壊危険地区	明後平	大内	明後平	C
24	山腹崩壊危険地区	犬石（1）	豊松	犬石	C
25	山腹崩壊危険地区	椿ヶ入	豊松	椿ヶ入	C
26	山腹崩壊危険地区	後山	豊松	後山	C
27	山腹崩壊危険地区	向下	坂上	向下	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
28	山腹崩壊危険地区	岩谷（1）	桂野	岩谷	C
29	山腹崩壊危険地区	岩谷（2）	桂野	岩谷	B
30	山腹崩壊危険地区	大下	加茂川	大下	C
31	山腹崩壊危険地区	本郷	加茂川	本郷	A
32	山腹崩壊危険地区	石飛	加茂川	石飛	B
33	山腹崩壊危険地区	一色	加茂川	一色	C
34	山腹崩壊危険地区	ハツ表	加茂川	ハツ表	A
35	山腹崩壊危険地区	上藪	石楠	上藪	B
36	山腹崩壊危険地区	丸塚（1）	坂上	丸塚	C
37	山腹崩壊危険地区	金姓	坂上	金姓	C
38	山腹崩壊危険地区	神明下	豊松	神明下	C
39	山腹崩壊危険地区	向田	豊松	向田	C
40	山腹崩壊危険地区	ヤノミ	豊松	ヤノミ	C
41	山腹崩壊危険地区	寺脇	林添	寺脇	A
42	山腹崩壊危険地区	下清水	林添	下清水	C
43	山腹崩壊危険地区	山之手	長沢	山之手	C
44	山腹崩壊危険地区	羽根洞	幸海	羽根洞	A
45	山腹崩壊危険地区	北向	鍋田	北向	A
46	山腹崩壊危険地区	井ノ沢	坂上	井ノ沢	A
47	山腹崩壊危険地区	神明	岩倉	神明	A
48	山腹崩壊危険地区	猿田	加茂川	猿田	A
49	山腹崩壊危険地区	井戸ケ入	長沢	井戸ケ入	B
50	山腹崩壊危険地区	田中	広幡	田中	B
51	山腹崩壊危険地区	阿賀滝	広幡	阿賀滝	B
52	山腹崩壊危険地区	柳洞	富田	柳洞	B
53	山腹崩壊危険地区	梔子	国附	梔子	A
54	山腹崩壊危険地区	口ムデ	押沢	口ムデ	B
55	山腹崩壊危険地区	郷屋敷	篠原	郷屋敷	A
56	山腹崩壊危険地区	中切	力石	中切	B
57	山腹崩壊危険地区	清水	西広瀬	清水	A
58	山腹崩壊危険地区	牛方	上高	牛方	A
59	山腹崩壊危険地区	足ノ口	中切	足ノ口	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
6 0	山腹崩壊危険地区	3丁目	宮前	3丁目	A
6 1	山腹崩壊危険地区	四ツ屋	広幡	四ツ屋	A
6 2	山腹崩壊危険地区	竹之上	広幡	竹之上	A
6 3	山腹崩壊危険地区	荒井	鵜ヶ瀬	荒井	A
6 4	山腹崩壊危険地区	寄元	加納	寄元	B
6 5	山腹崩壊危険地区	伊達屋敷	石楠	伊達屋敷	A
6 6	山腹崩壊危険地区	森下	芳友	森下	B
6 7	山腹崩壊危険地区	犬石（2）	豊松	犬石	C
6 8	山腹崩壊危険地区	中室	芳友	中室	C
6 9	山腹崩壊危険地区	上ノ切	穂積	上ノ切	B
7 0	山腹崩壊危険地区	落之田	押沢	落之田	A
7 1	山腹崩壊危険地区	ヒロミ	豊松	ヒロミ	C
7 2	山腹崩壊危険地区	日岸田	林添	日岸田	C
7 3	山腹崩壊危険地区	井戸入	林添	井戸入	A
7 4	山腹崩壊危険地区	藤伝田	松平	藤伝田	B
7 5	山腹崩壊危険地区	宮下	坂上	宮下	C
7 6	山腹崩壊危険地区	神郷	猿投	神郷	C
7 7	山腹崩壊危険地区	日影前	松平	日影前	C
7 8	山腹崩壊危険地区	室口	下室	室口	B
7 9	山腹崩壊危険地区	水別日面	野口	水別日面	A
8 0	山腹崩壊危険地区	茶臼下	坂上	茶臼下	A
8 1	山腹崩壊危険地区	中江通	滝見	中江通	A
8 2	山腹崩壊危険地区	後ヶ洞	下室	後ヶ洞	A
8 3	山腹崩壊危険地区	池田	中切	池田	B
8 4	山腹崩壊危険地区	丸山	坂上	丸山	C
8 5	山腹崩壊危険地区	日面	坂上	日面	A
8 6	山腹崩壊危険地区	道金洞	豊松	道金洞	A
8 7	山腹崩壊危険地区	狐塚	豊松	狐塚	A
8 8	山腹崩壊危険地区	洞	猿投	洞	B
8 9	山腹崩壊危険地区	石橋	九久平	石橋	A
9 0	山腹崩壊危険地区	丸塚（2）	坂上	丸塚	B
9 1	山腹崩壊危険地区	漆田	松嶺	漆田	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
9 2	山腹崩壊危険地区	城下	東広瀬	城下	A
9 3	山腹崩壊危険地区	上トンモ	山中	上トンモ	B
9 4	山腹崩壊危険地区	下御堂上切	幸海	下御堂上切	B
9 5	山腹崩壊危険地区	覚庵(1)	王滝	覚庵	B
9 6	山腹崩壊危険地区	覚庵(2)	王滝	覚庵	B
9 7	山腹崩壊危険地区	上ノ山	鍋田	上ノ山	C
9 8	山腹崩壊危険地区	前田	池田	前田	B
9 9	山腹崩壊危険地区	龍宮	大内	龍宮	C
1 0 0	山腹崩壊危険地区	法沢	矢並	法沢	B
1 0 1	山腹崩壊危険地区	古白	上高	古白	B
1 0 2	山腹崩壊危険地区	西山	穂積	西山	C
1 0 3	山腹崩壊危険地区	庵ノ入	林添	庵ノ入	C
1 0 4	山腹崩壊危険地区	東トウモ	林添	東トウモ	A
1 0 5	山腹崩壊危険地区	西城	松嶺	西城	B
1 0 6	山腹崩壊危険地区	ミネ	幸海	ミネ	C
1 0 7	山腹崩壊危険地区	勝父	広幡	勝父	C
1 0 8	山腹崩壊危険地区	日影	城見	日影	C
1 0 9	山腹崩壊危険地区	宮下	小峯	宮下	C
1 1 0	山腹崩壊危険地区	上谷下	石野	上谷下	A
1 1 1	山腹崩壊危険地区	宮ノ脇	坂上	宮ノ脇	B
1 1 2	山腹崩壊危険区域	折合	野口	折合	C
1	地すべり危険地区	竹ノ下	芳友	竹ノ下	C
1	崩壊土砂流出危険地区	茂吉ヶ峯(1)	猿投	茂吉ヶ峯	A
2	崩壊土砂流出危険地区	茂吉ヶ峯(2)	猿投	茂吉ヶ峯	B
3	崩壊土砂流出危険地区	御座所(1)	猿投	御座所	B
4	崩壊土砂流出危険地区	膝廻(1)	猿投	膝廻	B
5	崩壊土砂流出危険地区	膝廻(2)	猿投	膝廻	A
6	崩壊土砂流出危険地区	洞	猿投	洞	A
7	崩壊土砂流出危険地区	白滝	猿投	白滝	B
8	崩壊土砂流出危険地区	柳ヶ沢(1)	西広瀬	柳ヶ沢	B
9	崩壊土砂流出危険地区	柳ヶ沢(2)	西広瀬	柳ヶ沢	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 0	崩壊土砂流出危険地区	柳ヶ沢外 2	西広瀬	柳ヶ沢、大城崩、宇津木	B
1 1	崩壊土砂流出危険地区	岩倉	中金	岩倉	B
1 2	崩壊土砂流出危険地区	深田	力石	深田	B
1 3	崩壊土砂流出危険地区	六呂木（1）	坂上	六呂木	B
1 4	崩壊土砂流出危険地区	小食沢連	石楠	小食沢連	B
1 5	崩壊土砂流出危険地区	大畑	坂上	大畑	B
1 6	崩壊土砂流出危険地区	六所山	坂上	六所山	B
1 7	崩壊土砂流出危険地区	上八木	九久平	上八木	B
1 8	崩壊土砂流出危険地区	下山	大内	下山、寺田	B
1 9	崩壊土砂流出危険地区	岩谷	桂野	岩屋	B
2 0	崩壊土砂流出危険地区	川谷	滝脇	川谷	B
2 1	崩壊土砂流出危険地区	長洞	山中	長洞	B
2 2	崩壊土砂流出危険地区	奥の空	野口	奥の空	B
2 3	崩壊土砂流出危険地区	須田	城見	須田	B
2 4	崩壊土砂流出危険地区	宮狭間（1）	中金	宮狭間	B
2 5	崩壊土砂流出危険地区	宮狭間（2）	中金	宮狭間	B
2 6	崩壊土砂流出危険地区	申堂	中金	申堂	B
2 7	崩壊土砂流出危険地区	味釜ヶ入	王滝	味釜ヶ入	A
2 8	崩壊土砂流出危険地区	蜂嶺	坂上	蜂嶺	B
2 9	崩壊土砂流出危険地区	六呂木、庵田和	坂上	六呂木、庵田和	B
3 0	崩壊土砂流出危険地区	連里	坂上	連里	B
3 1	崩壊土砂流出危険地区	中洞	滝脇	中洞	B
3 2	崩壊土砂流出危険地区	切石洞	滝脇	切石洞	B
3 3	崩壊土砂流出危険地区	大下	加茂川	大下	B
3 4	崩壊土砂流出危険地区	白井、割間	小峯	白井、割間	B
3 5	崩壊土砂流出危険地区	羽根下	小峯	羽根下	B
3 6	崩壊土砂流出危険地区	宮下、井戸洞	小峯	宮下、井戸洞	B
3 7	崩壊土砂流出危険地区	前田、大峯	小峯	前田、大峯	B
3 8	崩壊土砂流出危険地区	恋田和、前田	小呂・池田	恋田和、前田	B
3 9	崩壊土砂流出危険地区	薄平口	広幡	薄平口	A
4 0	崩壊土砂流出危険地区	堂ノ洞奥	広幡	堂ノ洞奥	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
4 1	崩壊土砂流出危険地区	一石	加納	一石	A
4 2	崩壊土砂流出危険地区	村先	中金	村先	B
4 3	崩壊土砂流出危険地区	清徳	矢並	清徳	B
4 4	崩壊土砂流出危険地区	東紺屋	富田	東紺屋	B
4 5	崩壊土砂流出危険地区	井戸ヶ入	長沢	井戸ヶ入	C
4 6	崩壊土砂流出危険地区	本郷	加茂川	本郷	B
4 7	崩壊土砂流出危険地区	河原畑	九久平	河原畑	B
4 8	崩壊土砂流出危険地区	上空田	坂上	上空田	B
4 9	崩壊土砂流出危険地区	北田	豊松	北田	B
5 0	崩壊土砂流出危険地区	馬道通	加納	馬道通	B
5 1	崩壊土砂流出危険地区	城ヶ峯	猿投	城ヶ峯	B
5 2	崩壊土砂流出危険地区	四日市	西広瀬	四日市	B
5 3	崩壊土砂流出危険地区	鈴ヶ峯	加納	鈴ヶ峯	B
5 4	崩壊土砂流出危険地区	獅々岩	猿投	獅々岩	A
5 5	崩壊土砂流出危険地区	小黒見	猿投	小黒見	A
5 6	崩壊土砂流出危険地区	楳ノ木	加納	楳ノ木	A
5 7	崩壊土砂流出危険地区	膳棚	西広瀬	膳棚	B
5 8	崩壊土砂流出危険地区	安良田	西広瀬	安良田	B
5 9	崩壊土砂流出危険地区	宇津木	西広瀬	宇津木	B
6 0	崩壊土砂流出危険地区	大見洞（１）	西広瀬	大見洞	B
6 1	崩壊土砂流出危険地区	大見洞（２）	西広瀬	大見洞	B
6 2	崩壊土砂流出危険地区	カシサワ	小峯	カシサワ	B
6 3	崩壊土砂流出危険地区	杉ヶ入	坂上	杉ヶ入	B
6 4	崩壊土砂流出危険地区	仁王沢連	坂上	仁王沢連	A
6 5	崩壊土砂流出危険地区	出入	長沢	出入	B
6 6	崩壊土砂流出危険地区	膝廻	猿投	膝廻	B
6 7	崩壊土砂流出危険地区	上ヶ根	本徳	上ヶ根	B
6 8	崩壊土砂流出危険地区	コノマ	長沢	コノマ	C
6 9	崩壊土砂流出危険地区	切カケ	坂上	切カケ	B
7 0	崩壊土砂流出危険地区	池杵	幸海	池杵	B
7 1	崩壊土砂流出危険地区	池田	中切	池田	B
7 2	崩壊土砂流出危険地区	井ノ木沢	大内	井ノ木沢	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
7 3	崩壊土砂流出危険地区	御座所（２）	猿投	御座所	B
7 4	崩壊土砂流出危険地区	洞	猿投	洞	B
7 5	崩壊土砂流出危険地区	ミネガネ	幸海	ミネガネ	C
7 6	崩壊土砂流出危険地区	宮下	小峯	宮下	B
7 7	崩壊土砂流出危険地区	ホソダ	幸海	ホソダ	B
7 8	崩壊土砂流出危険地区	日向	豊松	日向	B
7 9	崩壊土砂流出危険地区	久古畑（１）	豊松	久古畑	B
8 0	崩壊土砂流出危険地区	久古畑（２）	豊松	久古畑	B
8 1	崩壊土砂流出危険地区	勘八（１）	勘八	勘八	C
8 2	崩壊土砂流出危険地区	勘八（２）	勘八	勘八	C
8 3	崩壊土砂流出危険地区	勘八（３）	勘八	勘八	C
8 4	崩壊土砂流出危険地区	膳棚	豊松	膳棚	B
8 5	崩壊土砂流出危険地区	丸塚	坂上	丸塚	B
8 6	崩壊土砂流出危険地区	遠ノ入	坂上	遠ノ入	B
8 7	崩壊土砂流出危険地区	百伏	矢並	百伏	B
8 8	崩壊土砂流出危険地区	東紺屋	富田	東紺屋	B
8 9	崩壊土砂流出危険地区	河原畑	大内	河原畑	A
9 0	崩壊土砂流出危険地区	大峯	小峯	大峯	A
9 1	崩壊土砂流出危険地区	柳洞	富田	柳洞	B
9 2	崩壊土砂流出危険地区	貝戸田	穂積	貝戸田	B
9 3	崩壊土砂流出危険地区	鹿野末	富田	鹿野末	B
9 4	崩壊土砂流出危険地区	藤治洞	滝脇	藤治洞	B
9 5	崩壊土砂流出危険地区	阿賀滝	広幡	阿賀滝	B
9 6	崩壊土砂流出危険地区	登り	西広瀬	登り	B
9 7	崩壊土砂流出危険地区	申堂（２）	中金	申堂	B
9 8	崩壊土砂流出危険地区	床寒	坂上	床寒	B
9 9	崩壊土砂流出危険地区	郷渡	豊松	郷渡	B

【藤岡地区】

番号	地区区分	地区名	位置	危

			町	字	陰 度
1	山腹崩壊危険地区	外ヶ沢	白川	外ヶ沢	C
2	山腹崩壊危険地区	岨	白川	岨	C
3	山腹崩壊危険地区	平ラ	白川	平ラ	C
4	山腹崩壊危険地区	安戸	白川	安戸	C
5	山腹崩壊危険地区	三ノ宮	白川	三ノ宮	C
6	山腹崩壊危険地区	上ノ山	白川	上ノ山	C
7	山腹崩壊危険地区	藤下	白川	藤下	C
8	山腹崩壊危険地区	青木（1）	三箇	青木	B
9	山腹崩壊危険地区	青木（2）	三箇	青木	B
1 0	山腹崩壊危険地区	青木（3）	三箇	青木	C
1 1	山腹崩壊危険地区	笹山	三箇	笹山	C
1 2	山腹崩壊危険地区	萩平	上渡合	萩平	C
1 3	山腹崩壊危険地区	高曽（1）	木瀬	高曽	B
1 4	山腹崩壊危険地区	高曽（2）	木瀬	高曽	A
1 5	山腹崩壊危険地区	西ノ平	北一色	西ノ平	A
1 6	山腹崩壊危険地区	大洞	北一色	大洞	C
1 7	山腹崩壊危険地区	松葉	北一色	松葉	C
1 8	山腹崩壊危険地区	向屋下（1）	藤岡飯野	向屋下	C
1 9	山腹崩壊危険地区	向屋下（2）	藤岡飯野	向屋下	C
2 0	山腹崩壊危険地区	小田（1）	藤岡飯野	小田	B
2 1	山腹崩壊危険地区	小田（2）	藤岡飯野	小田	A
2 2	山腹崩壊危険地区	板倉	石飛	板倉	C
2 3	山腹崩壊危険地区	柿内・問詰	上渡合	柿内、問詰	A
2 4	山腹崩壊危険地区	出口	藤岡飯野	出口	C
2 5	山腹崩壊危険地区	御内平	深見	御内平	B
2 6	山腹崩壊危険地区	洞	上川口	洞	B
2 7	山腹崩壊危険地区	兎田	三箇	兎田	C
2 8	山腹崩壊危険地区	角田	三箇	角田	A
2 9	山腹崩壊危険地区	隠ヶ沢・溝田	木瀬	隠ヶ沢、溝田	B
3 0	山腹崩壊危険地区	亀割	御作	亀割	A
3 1	山腹崩壊危険地区	上ノ平	御作	上ノ平	A
3 2	山腹崩壊危険地区	勘ヶ入	御作	勘ヶ入	B
3 3	山腹崩壊危険地区	井ノ脇	藤岡飯野	井ノ脇	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
3 4	山腹崩壊危険地区	清水口	西中山	清水口	A
3 5	山腹崩壊危険地区	市場	深見	市場	A
3 6	山腹崩壊危険地区	林越	大岩	林越	A
3 7	山腹崩壊危険地区	浜井場	御作	浜井場	A
3 8	山腹崩壊危険地区	土場	上川口	土場	C
3 9	山腹崩壊危険地区	向イ洞	深見	向イ洞	B
4 0	山腹崩壊危険地区	稽古屋	木瀬	稽古屋	A
4 1	山腹崩壊危険地区	寺前	下川口	寺前	A
4 2	山腹崩壊危険地区	通り洞	三箇	通り洞	C
4 3	山腹崩壊危険地区	高登谷	白川	高登谷	C
4 4	山腹崩壊危険地区	飯野境	石飛	飯野境	A
4 5	山腹崩壊危険地区	源太	上川口	源太	B
1	崩壊土砂流出危険地区	兎田・谷ヶ洞外 2	三箇・大岩	兎田・谷ヶ洞外 2	B
2	崩壊土砂流出危険地区	上山	三箇	上山	B
3	崩壊土砂流出危険地区	切差・東山	西市野々	切差、東山	A
4	崩壊土砂流出危険地区	洞山・西屋敷・西井ノ向	西市野々	洞山・西屋敷・西井ノ向	A
5	崩壊土砂流出危険地区	猿死沢	三箇	猿死沢	B
6	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（1）	木瀬	一ノ瀬	B
7	崩壊土砂流出危険地区	片平（1）	北曽木	片平	C
8	崩壊土砂流出危険地区	片平（2）	北曽木	片平	C
9	崩壊土砂流出危険地区	西ノ山（1）	北曽木	西ノ山	A
1 0	崩壊土砂流出危険地区	西屋敷（1）	折平	西屋敷	A
1 1	崩壊土砂流出危険地区	川平・池ノ比良	白川	川平、池ノ比良	B
1 2	崩壊土砂流出危険地区	井ノ向（1）	御作	井ノ向	B
1 3	崩壊土砂流出危険地区	竹ノ下	木瀬	竹ノ下	B
1 4	崩壊土砂流出危険地区	向戸（1）	木瀬	向戸	B
1 5	崩壊土砂流出危険地区	向戸（2）	木瀬	向戸	B
1 6	崩壊土砂流出危険地区	間ノ山（1）	木瀬	間ノ山	B
1 7	崩壊土砂流出危険地区	間ノ山（2）	石飛	間ノ山	B
1 8	崩壊土砂流出危険地区	田ノ平	藤岡飯野	田ノ平	A
1 9	崩壊土砂流出危険地区	荒子	迫	荒子	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
2 0	崩壊土砂流出危険地区	此平（1）	御作	此平	B
2 1	崩壊土砂流出危険地区	高土屋（1）	上川口	高土屋	C
2 2	崩壊土砂流出危険地区	高土屋（2）	上川口	高土屋	B
2 3	崩壊土砂流出危険地区	日沢洞（1）	御作	日沢洞	C
2 4	崩壊土砂流出危険地区	奥山（1）－1	下川口	奥山	C
2 5	崩壊土砂流出危険地区	奥山（2）－1	下川口	奥山	C
2 6	崩壊土砂流出危険地区	北野前	御作	北野前	B
2 7	崩壊土砂流出危険地区	浜井場（1）	御作	浜井場	B
2 8	崩壊土砂流出危険地区	紙屋下	御作	紙屋下	B
2 9	崩壊土砂流出危険地区	上ノ平	御作	上ノ平	B
3 0	崩壊土砂流出危険地区	大沢（1）	下川口	大沢	C
3 1	崩壊土砂流出危険地区	山路・川端	田茂平	山路、川端	B
3 2	崩壊土砂流出危険地区	東	田茂平	東	B
3 3	崩壊土砂流出危険地区	松久保	西市野々	松久保	A
3 4	崩壊土砂流出危険地区	西ノ山（2）	北曾木	西ノ山	A
3 5	崩壊土砂流出危険地区	上屋敷	折平	上屋敷	A
3 6	崩壊土砂流出危険地区	一ノ谷	折平	一ノ谷	A
3 7	崩壊土砂流出危険地区	榎ノ木	白川	榎ノ木	A
3 8	崩壊土砂流出危険地区	井戸上	御作	井戸上	B
3 9	崩壊土砂流出危険地区	井ノ口（1）	田茂平	井ノ口	C
4 0	崩壊土砂流出危険地区	西山ノ田・日蔭	三箇	西山ノ田、日蔭	B
4 1	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（6）	木瀬	一ノ瀬	B
4 2	崩壊土砂流出危険地区	高曾	木瀬	高曾	B
4 3	崩壊土砂流出危険地区	井ノ平・北前	木瀬	井ノ平、北前	B
4 4	崩壊土砂流出危険地区	勘ヶ入	御作	勘ヶ入	A
4 5	崩壊土砂流出危険地区	平地	田茂平	平地	B
4 6	崩壊土砂流出危険地区	板取	西市野々	板取	A
4 7	崩壊土砂流出危険地区	通り沢・高登谷	白川	通り沢、高登谷	A
4 8	崩壊土砂流出危険地区	榎ノ木・池城	白川	榎ノ木、池城	B
4 9	崩壊土砂流出危険地区	高根・上曾根	石畳	高根、上曾根	A
5 0	崩壊土砂流出危険地区	井領外 6	御作・木瀬	井領外 3、向戸外 3	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
5 1	崩壊土砂流出危険地区	沼（１）	御作	沼	B
5 2	崩壊土砂流出危険地区	日影山、井ノ向・高土屋	御作・上川口	日影山、井ノ向・高土屋	C
5 3	崩壊土砂流出危険地区	上山（２）	三箇	上山	A
5 4	崩壊土砂流出危険地区	浜井場（２）	木瀬	浜井場	B
5 5	崩壊土砂流出危険地区	井領（２）	御作	井領	B
5 6	崩壊土砂流出危険地区	沼（２）	御作	沼	B
5 7	崩壊土砂流出危険地区	井ノ向（２）	御作	井ノ向	A
5 8	崩壊土砂流出危険地区	高土屋（３）	上川口	高土屋	C
5 9	崩壊土砂流出危険地区	日沢洞（２）	御作	日沢洞	B
6 0	崩壊土砂流出危険地区	長根	深見	長根	C
6 1	崩壊土砂流出危険地区	井ノ口（２）	田茂平	井ノ口	C
6 2	崩壊土砂流出危険地区	風張	迫	風張	A
6 3	崩壊土砂流出危険地区	五釜	藤岡飯野	五釜	C
6 4	崩壊土砂流出危険地区	稽古屋	木瀬	稽古屋	B
6 5	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（２）	木瀬	一ノ瀬	B
6 6	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（３）	木瀬	一ノ瀬	B
6 7	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（４）	木瀬	一ノ瀬	B
6 8	崩壊土砂流出危険地区	一ノ瀬（５）	木瀬	一ノ瀬	B
6 9	崩壊土砂流出危険地区	西屋敷（２）	折平	西屋敷	A
7 0	崩壊土砂流出危険地区	奥山（１）－２	下川口	奥山	C
7 1	崩壊土砂流出危険地区	奥山（１）－３	下川口	奥山	C
7 2	崩壊土砂流出危険地区	奥山（２）－２	下川口	奥山	C
7 3	崩壊土砂流出危険地区	大沢（４）	下川口	大沢	C
7 4	崩壊土砂流出危険地区	西ノ山（３）	北曾木	西ノ山	A
7 5	崩壊土砂流出危険地区	此平（２）	御作	此平	B
7 6	崩壊土砂流出危険地区	中切（１）	迫	中切	B
7 7	崩壊土砂流出危険地区	中切（２）	迫	中切	B
7 8	崩壊土砂流出危険地区	沼（３）	御作	沼	C
7 9	崩壊土砂流出危険地区	梅ヶ夫	石畳	梅ヶ夫	C
8 0	崩壊土砂流出危険地区	会下	三箇	会下	C
8 1	崩壊土砂流出危険地区	屋登口	西市野々	屋登口	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
8 2	崩壊土砂流出危険地区	日沢	御作	日沢	B
8 3	崩壊土砂流出危険地区	仲ノ下	藤岡飯野	仲ノ下	B
8 4	崩壊土砂流出危険地区	洞山	白川	洞山	B
8 5	崩壊土砂流出危険区域	葎ヶ洞外 5・板取外 1	白川・西市野々	葎ヶ洞外 5、板取外 1	B
8 6	崩壊土砂流出危険区域	源太	上川口	源太	B

【小原地区】

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1	山腹崩壊危険地区	市ヶ平	荷掛	市ヶ平	C
2	山腹崩壊危険地区	中屋敷	三ツ久保	中屋敷	C
3	山腹崩壊危険地区	市ノ迫（1）	三ツ久保	市ノ迫	C
4	山腹崩壊危険地区	神出	柏ヶ洞	神出	B
5	山腹崩壊危険地区	柏ヶ洞	柏ヶ洞	柏ヶ洞	C
6	山腹崩壊危険地区	蒔本	上仁木	蒔本	A
7	山腹崩壊危険地区	井ノ上	東郷	井ノ上	C
8	山腹崩壊危険地区	当門（1）	東郷	当門	C
9	山腹崩壊危険地区	当門（2）	東郷	当門	C
1 0	山腹崩壊危険地区	ソフレ	苅萱	ソフレ	C
1 1	山腹崩壊危険地区	ザク石（1）	苅萱	ザク石	C
1 2	山腹崩壊危険地区	ザク石（2）	苅萱	ザク石	C
1 3	山腹崩壊危険地区	石合	平岩	石合	C
1 4	山腹崩壊危険地区	下ノ前・堂ノ前	岩下	下ノ前、堂ノ前	A
1 5	山腹崩壊危険地区	八丁ナリ	平岩	八丁ナリ	C
1 6	山腹崩壊危険地区	中平	西丹波	中平	B
1 7	山腹崩壊危険地区	子畑（1）	西丹波	子畑	B
1 8	山腹崩壊危険地区	子畑（2）	西丹波	子畑	B
1 9	山腹崩壊危険地区	カヤノ木	西丹波	カヤノ木	A
2 0	山腹崩壊危険地区	家ノ洞・惣作	西細田	家ノ洞、惣作	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
2 1	山腹崩壊危険地区	五十目	川下	五十目	B
2 2	山腹崩壊危険地区	外目	築平	外目	C
2 3	山腹崩壊危険地区	坂	築平	坂	C
2 4	山腹崩壊危険地区	入	築平	入	C
2 5	山腹崩壊危険地区	家ノ上	築平	家ノ上	B
2 6	山腹崩壊危険地区	キツカケ	日面	キツカケ	C
2 7	山腹崩壊危険地区	中切	平畑	中切	B
2 8	山腹崩壊危険地区	松下	喜佐平	松下	B
2 9	山腹崩壊危険地区	座内	沢田	座内	C
3 0	山腹崩壊危険地区	入洞	沢田	入洞	C
3 1	山腹崩壊危険地区	城ノ腰	下仁木	城ノ腰	C
3 2	山腹崩壊危険地区	西ノ洞	遊屋	西ノ洞	C
3 3	山腹崩壊危険地区	通り洞	下仁木	通り洞	C
3 4	山腹崩壊危険地区	大門（１）	下仁木	大門	C
3 5	山腹崩壊危険地区	大門（２）	下仁木	大門	C
3 6	山腹崩壊危険地区	車屋	上仁木	車屋	C
3 7	山腹崩壊危険地区	諸屋	下仁木	諸屋	A
3 8	山腹崩壊危険地区	森下	小原	森下	A
3 9	山腹崩壊危険地区	隠ヶ洞	北篠平	隠ヶ洞	A
4 0	山腹崩壊危険地区	上ノ切	大坂	上ノ切	A
4 1	山腹崩壊危険地区	登	小原	登	A
4 2	山腹崩壊危険地区	堤（１）	永太郎	堤	B
4 3	山腹崩壊危険地区	堤（２）	永太郎	堤	A
4 4	山腹崩壊危険地区	羽根	永太郎	羽根	C
4 5	山腹崩壊危険地区	二反田	松名	二反田	B
4 6	山腹崩壊危険地区	槇本	松名	槇本	C
4 7	山腹崩壊危険地区	宮下	鍛冶屋敷	宮下	C
4 8	山腹崩壊危険地区	萩平	李	萩平	C
4 9	山腹崩壊危険地区	宿堰（１）	市場	宿堰	B
5 0	山腹崩壊危険地区	宿堰（２）	市場	宿堰	C
5 1	山腹崩壊危険地区	大西（１）	市場	大西	A
5 2	山腹崩壊危険地区	下栗	大平	下栗	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
5 3	山腹崩壊危険地区	大畑	日面	大畑	C
5 4	山腹崩壊危険地区	市ノ迫（2）	三ツ久保	市ノ迫、竜焚	B
5 5	山腹崩壊危険地区	下添窪	乙ケ林	下添窪	B
5 6	山腹崩壊危険地区	梅ノ木下	大洞	梅ノ木下	A
5 7	山腹崩壊危険地区	反手	小原北	反手	A
5 8	山腹崩壊危険地区	日面畑・日面	上仁木	日面畑、日面	B
5 9	山腹崩壊危険地区	寺屋敷	前洞	寺屋敷	B
6 0	山腹崩壊危険地区	丸山	喜佐平	丸山	A
6 1	山腹崩壊危険地区	大麦田	北篠平	大麦田	B
6 2	山腹崩壊危険地区	南	千洗	南	A
6 3	山腹崩壊危険地区	涼堂	樽俣	涼堂	B
6 4	山腹崩壊危険地区	横吹	西細田	横吹	B
6 5	山腹崩壊危険地区	森腰	北大野	森腰	B
6 6	山腹崩壊危険地区	マスノタ	日面	マスノタ	C
6 7	山腹崩壊危険地区	西田	百月	西田	B
6 8	山腹崩壊危険地区	前田	百月	前田	C
6 9	山腹崩壊危険地区	イド洞口	岩下	イド洞口	B
7 0	山腹崩壊危険地区	寺ケ洞	平岩	寺ケ洞	C
7 1	山腹崩壊危険地区	大平	川下	大平	A
7 2	山腹崩壊危険地区	西ケ洞	東郷	西ケ洞	A
7 3	山腹崩壊危険地区	ナカヤ	遊屋	ナカヤ	B
7 4	山腹崩壊危険地区	大須田	北篠平	大須田	B
7 5	山腹崩壊危険地区	大洞	寺平	大洞	A
7 6	山腹崩壊危険地区	恵坪ヶ入	上仁木	恵坪ヶ入	B
7 7	山腹崩壊危険地区	大沼	市場	大沼	B
7 8	山腹崩壊危険地区	シャグジ	小原大倉	シャグジ	B
7 9	山腹崩壊危険地区	広見	上仁木	広見	A
8 0	山腹崩壊危険地区	宮ノ入	乙ケ林	宮ノ入	A
8 1	山腹崩壊危険地区	皿田	小原北	皿田	C
8 2	山腹崩壊危険地区	三ツ又木	大平	三ツ又木	A
8 3	山腹崩壊危険地区	郷渡	永太郎	郷渡	C
8 4	山腹崩壊危険地区	窪田	千洗	窪田	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
8 5	山腹崩壊危険地区	堂ノ前	大洞	堂ノ前	B
8 6	山腹崩壊危険地区	洞	永太郎	洞	A
8 7	山腹崩壊危険地区	西ノ洞	小原	西ノ洞	B
8 8	山腹崩壊危険地区	山ノ田	大坂	山ノ田	C
8 9	山腹崩壊危険地区	合ヶ洞	沢田	合ヶ洞	C
9 0	山腹崩壊危険地区	前田	岩下	前田	B
9 1	山腹崩壊危険地区	下椿	小原田代	下椿	A
9 2	山腹崩壊危険地区	大福寺	下仁木	大福寺	C
9 3	山腹崩壊危険地区	隠屋	大ヶ蔵連	隠屋	C
9 4	山腹崩壊危険地区	森下	沢田	森下	C
9 5	山腹崩壊危険地区	西ヶ入	鍛冶屋敷	西ヶ入	B
9 6	山腹崩壊危険地区	仲屋	鍛冶屋敷	仲屋	C
9 7	山腹崩壊危険地区	才光院	雑敷	才光院	C
9 8	山腹崩壊危険地区	市場前	市場	市場前	B
9 9	山腹崩壊危険地区	陣出	市場	陣出	A
1 0 0	山腹崩壊危険地区	河原・川畔外 3	下仁木・上仁木	河原・川畔外 3	B
1 0 1	山腹崩壊危険地区	槇ノ本	大坂	槇ノ本	B
1 0 2	山腹崩壊危険地区	路田	西細田	路田	C
1 0 3	山腹崩壊危険地区	東	川下	東	A
1 0 4	山腹崩壊危険地区	広畑	小原田代	広畑	C
1 0 5	山腹崩壊危険地区	尺口・広畑	荷掛	尺口・広畑	B
1 0 6	山腹崩壊危険地区	大洞	前洞	大洞	B
1 0 7	山腹崩壊危険地区	善道和	前洞	善道和	B
1 0 8	山腹崩壊危険地区	宮ノ前	大平	宮ノ前	B
1 0 9	山腹崩壊危険地区	小皿田	寺平	小皿田	A
1 1 0	山腹崩壊危険地区	泉	千洗	泉	C
1 1 1	山腹崩壊危険地区	竹ノ下	西萩平	竹ノ下	A
1 1 2	山腹崩壊危険地区	山吹	永太郎	山吹	B
1 1 3	山腹崩壊危険地区	宮ノ根	小原大倉	宮ノ根	A
1 1 4	山腹崩壊危険地区	姫ノ内	松名	姫ノ内	B
1 1 5	山腹崩壊危険地区	大皿田	李	大皿田	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 1 6	山腹崩壊危険地区	堂ノ前	喜佐平	堂ノ前	B
1 1 7	山腹崩壊危険地区	南神田	西細田	南神田	A
1 1 8	山腹崩壊危険地区	山田	宮代	山田	B
1 1 9	山腹崩壊危険地区	下屋敷	大平	下屋敷	B
1 2 0	山腹崩壊危険地区	西（１）	大ケ蔵連	西	C
1 2 1	山腹崩壊危険地区	向	北篠平	向	B
1 2 2	山腹崩壊危険地区	西（２）	大ケ蔵連	西	C
1 2 3	山腹崩壊危険地区	伝具	小原田代	伝具	C
1 2 4	山腹崩壊危険地区	宮ノ下	下仁木	宮ノ下	C
1 2 5	山腹崩壊危険地区	半ノ田	市場	半ノ田	C
1 2 6	山腹崩壊危険地区	徳入道	前洞	徳入道	C
1 2 7	山腹崩壊危険地区	大石ノ郷	大ケ蔵連	大石ノ郷	C
1 2 8	山腹崩壊危険地区	大平	川下	大平	C
1 2 9	山腹崩壊危険地区	宮下	鍛冶屋敷	宮下	C
1 3 0	山腹崩壊危険地区	見世多	川見	見世多	C
1 3 1	山腹崩壊危険地区	大麦田	川見	大麦田	C
1	崩壊土砂流出危険地区	西山	小原田代	西山	B
2	崩壊土砂流出危険地区	広畑	小原田代	広畑	B
3	崩壊土砂流出危険地区	鎌ヶ平	大洞	鎌ヶ平	A
4	崩壊土砂流出危険地区	東畑	大洞	東畑	B
5	崩壊土砂流出危険地区	高羽根	小原北	高羽根	A
6	崩壊土砂流出危険地区	野堀	小原北	野堀	B
7	崩壊土砂流出危険地区	柏ヶ洞	柏ヶ洞	柏ヶ洞	B
8	崩壊土砂流出危険地区	サルヅカ	苅萱	サルヅカ	C
9	崩壊土砂流出危険地区	平六	苅萱	平六	C
1 0	崩壊土砂流出危険地区	長ヲサ	苅萱	長ヲサ	B
1 1	崩壊土砂流出危険地区	半ノ木	大平	半ノ木	C
1 2	崩壊土砂流出危険地区	天ヶ峰	大平	天ヶ峰	A
1 3	崩壊土砂流出危険地区	淵ノ本	大平	淵ノ本	B
1 4	崩壊土砂流出危険地区	菖蒲ヶ入	大平	菖蒲ヶ入	B
1 5	崩壊土砂流出危険地区	下山（１）	大平	下山	C
1 6	崩壊土砂流出危険地区	郷ヶ根（１）	大平	郷ヶ根	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 7	崩壊土砂流出危険地区	下山（２）	大平	下山	C
1 8	崩壊土砂流出危険地区	ゴウシキ（１）	西丹波	ゴウシキ	A
1 9	崩壊土砂流出危険地区	沢束	平畑	沢束	A
2 0	崩壊土砂流出危険地区	向田（１）	川下	向田	A
2 1	崩壊土砂流出危険地区	杼ケ久保	川下	杼ケ久保	C
2 2	崩壊土砂流出危険地区	砂場（１）	李	砂場	C
2 3	崩壊土砂流出危険地区	砂場（２）	李	砂場	B
2 4	崩壊土砂流出危険地区	七々山（１）	北篠平	七々山	C
2 5	崩壊土砂流出危険地区	七々山（２）	北篠平	七々山	C
2 6	崩壊土砂流出危険地区	七々山（３）	北篠平	七々山	C
2 7	崩壊土砂流出危険地区	七々山（４）	北篠平	七々山	C
2 8	崩壊土砂流出危険地区	向	北篠平	向	C
2 9	崩壊土砂流出危険地区	洞田	北篠平	洞田	B
3 0	崩壊土砂流出危険地区	駒ケ峰	北篠平	駒ケ峰	B
3 1	崩壊土砂流出危険地区	隠ケ洞（１）	北篠平	隠ケ洞	B
3 2	崩壊土砂流出危険地区	釜ケ平	寺平	釜ケ平	C
3 3	崩壊土砂流出危険地区	吉原	寺平	吉原	C
3 4	崩壊土砂流出危険地区	長坂	千洗	長坂	C
3 5	崩壊土砂流出危険地区	井戸沢	大坂	井戸沢	B
3 6	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ洞（１）	大坂	宮ノ洞	B
3 7	崩壊土砂流出危険地区	松根・細ノ道	大平	松根・細ノ道	A
3 8	崩壊土砂流出危険地区	的場・山ノ寺	三ツ久保	的場・山ノ寺	A
3 9	崩壊土砂流出危険地区	万作	大平	万作	C
4 0	崩壊土砂流出危険地区	杉ナ力入・明生院	小原	杉ナ力入、明生院	B
4 1	崩壊土砂流出危険地区	作ノ畔・人形	市場	作ノ畔、人形	C
4 2	崩壊土砂流出危険地区	下里・田ノ入	平畑	下里、田ノ入	A
4 3	崩壊土砂流出危険地区	カヤノ木	西丹波	カヤノ木	A
4 4	崩壊土砂流出危険地区	小平・神手	百月	小平、神手	B
4 5	崩壊土砂流出危険地区	小橋原	小原田代	小橋原	B
4 6	崩壊土砂流出危険地区	梅ケ洞	大洞	梅ケ洞	B
4 7	崩壊土砂流出危険地区	奥下苅	川見	奥下苅	B
4 8	崩壊土砂流出危険地区	三升蒔	東郷	三升蒔	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
4 9	崩壊土砂流出危険地区	樋口（１）	東郷	樋口	A
5 0	崩壊土砂流出危険地区	仲平上	東郷	仲平上	B
5 1	崩壊土砂流出危険地区	蔵屋敷	下仁木	蔵屋敷	B
5 2	崩壊土砂流出危険地区	大麦田	北篠平	大麦田	B
5 3	崩壊土砂流出危険地区	大入外 3	西萩平	大入外 3	B
5 4	崩壊土砂流出危険地区	小池	小原	小池	B
5 5	崩壊土砂流出危険地区	梅ヶ洞	小原	梅ヶ洞	B
5 6	崩壊土砂流出危険地区	下平	平岩	下平	A
5 7	崩壊土砂流出危険地区	ゴウシキ（２）	西丹波	ゴウシキ	A
5 8	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ洞（２）	築平	宮ノ洞	A
5 9	崩壊土砂流出危険地区	七々山（５）	北篠平	七々山	C
6 0	崩壊土砂流出危険地区	上平	李	上平	C
6 1	崩壊土砂流出危険地区	松塚	大洞	松塚	A
6 2	崩壊土砂流出危険地区	寺沢	大洞	寺沢	B
6 3	崩壊土砂流出危険地区	栢ノ木・同新	東郷	栢ノ木、同新	A
6 4	崩壊土砂流出危険地区	桧貝戸	東郷	桧貝戸	B
6 5	崩壊土砂流出危険地区	野田ヶ平・仲平下	東郷	野田ヶ平、仲平下	B
6 6	崩壊土砂流出危険地区	隠ヶ洞（２）	北篠平	隠ヶ洞	B
6 7	崩壊土砂流出危険地区	石田	荷掛	石田	B
6 8	崩壊土砂流出危険地区	広畑	三ツ久保	広畑	A
6 9	崩壊土砂流出危険地区	南洞	大ヶ蔵連	南洞	B
7 0	崩壊土砂流出危険地区	樋口（２）	東郷	樋口	B
7 1	崩壊土砂流出危険地区	万場前	東郷	万場前	B
7 2	崩壊土砂流出危険地区	五六上	東郷	五六上	B
7 3	崩壊土砂流出危険地区	大井ヶ窪	松名	大井ヶ窪	B
7 4	崩壊土砂流出危険地区	寄田	沢田	寄田	B
7 5	崩壊土砂流出危険地区	郷ヶ根（３）	大平	郷ヶ根	C
7 6	崩壊土砂流出危険地区	浜松山	大平	浜松山	C
7 7	崩壊土砂流出危険地区	山ノ神下（１）	北篠平	山ノ神下	C
7 8	崩壊土砂流出危険地区	山ノ神下（２）	北篠平	山ノ神下	C
7 9	崩壊土砂流出危険地区	蔵屋敷	北篠平	蔵屋敷	B
8 0	崩壊土砂流出危険地区	川向	北篠平	川向	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
8 1	崩壊土砂流出危険地区	隠ヶ洞（3）	北篠平	隠ヶ洞	C
8 2	崩壊土砂流出危険地区	入	樽俣	入	A
8 3	崩壊土砂流出危険地区	落子	李	落子	C
8 4	崩壊土砂流出危険地区	向田（2）	川下	向田	B
8 5	崩壊土砂流出危険地区	川上	樽俣	川上	B
8 6	崩壊土砂流出危険地区	崩下	樽俣	崩下	B
8 7	崩壊土砂流出危険地区	宇頭洞（1）	上仁木	宇頭洞	B
8 8	崩壊土砂流出危険地区	和石	大平	和石	B
8 9	崩壊土砂流出危険地区	大洞	大洞	大洞	B
9 0	崩壊土砂流出危険地区	釜ヶ洞	小原田代	釜ヶ洞	B
9 1	崩壊土砂流出危険地区	槇本（1）	樽俣	槇本	B
9 2	崩壊土砂流出危険地区	栃本	樽俣	栃本	A
9 3	崩壊土砂流出危険地区	槇本（2）	樽俣	槇本	A
9 4	崩壊土砂流出危険地区	涼堂	樽俣	涼堂	A
9 5	崩壊土砂流出危険地区	郷ヶ根（4）	大平	郷ヶ根	C
9 6	崩壊土砂流出危険地区	尾片	前洞	尾片	B
9 7	崩壊土砂流出危険地区	神ノ木	松名	神ノ木	B
9 8	崩壊土砂流出危険地区	空洞	李	空洞	B
9 9	崩壊土砂流出危険地区	遊屋田	松名	遊屋田	B
1 0 0	崩壊土砂流出危険地区	寺ヶ洞	松名	寺ヶ洞	B
1 0 1	崩壊土砂流出危険地区	ヒカゲ	小原	ヒカゲ	B
1 0 2	崩壊土砂流出危険地区	正洞	李	正洞	B
1 0 3	崩壊土砂流出危険地区	平六	苅萱	平六	C
1 0 4	崩壊土砂流出危険地区	大入	鍛冶屋敷	大入	B
1 0 5	崩壊土砂流出危険地区	郷ヶ根（2）	大平	郷ヶ根	C
1 0 6	崩壊土砂流出危険地区	塚ノ下	東郷	塚ノ下	B
1 0 7	崩壊土砂流出危険地区	三升時	東郷	三升時	B
1 0 8	崩壊土砂流出危険区域	井ノ上・大柱	東郷	井ノ上、大柱	C
1 0 9	崩壊土砂流出危険区域	向イ洞	東郷	向イ洞	B
1 1 0	崩壊土砂流出危険区域	宇頭洞（2）	上仁木	宇頭洞	B

【旭地区】

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1	山腹崩壊危険地区	鶴崎	明賀	鶴崎	C
2	山腹崩壊危険地区	マノ	明賀	マノ	B
3	山腹崩壊危険地区	上平	浅谷	上平	A
4	山腹崩壊危険地区	横手	有間	横手	C
5	山腹崩壊危険地区	長洞（1）	伊熊	長洞外 1	A
6	山腹崩壊危険地区	長洞（2）	伊熊	長洞	A
7	山腹崩壊危険地区	神手	池島	神手	B
8	山腹崩壊危険地区	押山	池島	押山	C
9	山腹崩壊危険地区	長洞	市平	長洞	C
10	山腹崩壊危険地区	中根	市平	中根	B
11	山腹崩壊危険地区	川西（1）	一色	川西	B
12	山腹崩壊危険地区	川西（2）	一色	川西	B
13	山腹崩壊危険地区	白坂（1）	一色	白坂	A
14	山腹崩壊危険地区	白坂（2）	一色	白坂	B
15	山腹崩壊危険地区	押場	一色	押場	A
16	山腹崩壊危険地区	前林	牛地	前林	B
17	山腹崩壊危険地区	下夕手裏	牛地	下夕手裏	C
18	山腹崩壊危険地区	大道	牛地	大道	B
19	山腹崩壊危険地区	押出	牛地	押出	B
20	山腹崩壊危険地区	阿上洞	伯母沢	阿上洞	A
21	山腹崩壊危険地区	本郷（1）	太田	本郷	C
22	山腹崩壊危険地区	本郷（2）	太田	本郷	C
23	山腹崩壊危険地区	錫杖	太田	錫杖	A
24	山腹崩壊危険地区	皿田外 1	太田	皿田外 1	C
25	山腹崩壊危険地区	新シ外 1	大坪	新シ外 1	C
26	山腹崩壊危険地区	イフモリ	押井	イフモリ	C
27	山腹崩壊危険地区	松葉外 2	押井	松葉外 2	A
28	山腹崩壊危険地区	東之坂	押井	東之坂	A
29	山腹崩壊危険地区	古屋	加塩	古屋	C
30	山腹崩壊危険地区	渡瀬	小渡	渡瀬	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
3 1	山腹崩壊危険地区	間ヶ島	小渡	間ヶ島	B
3 2	山腹崩壊危険地区	串毛	小渡	串毛	B
3 3	山腹崩壊危険地区	大平岩	上切	大平岩	A
3 4	山腹崩壊危険地区	田久谷	上切	田久谷	B
3 5	山腹崩壊危険地区	岡田	上切	岡田	B
3 6	山腹崩壊危険地区	浮橋（１）	榊野	浮橋	A
3 7	山腹崩壊危険地区	浮橋（２）	榊野	浮橋	A
3 8	山腹崩壊危険地区	青木	榊野	青木	C
3 9	山腹崩壊危険地区	堂ノ下（１）	榊野	堂ノ下	C
4 0	山腹崩壊危険地区	天白外 2	笹戸	天白外 2	B
4 1	山腹崩壊危険地区	南	笹戸	南	A
4 2	山腹崩壊危険地区	松根	閑羅瀬	松根	B
4 3	山腹崩壊危険地区	カシヒラ	閑羅瀬	カシヒラ	B
4 4	山腹崩壊危険地区	間瀬口（１）	島崎	間瀬口	A
4 5	山腹崩壊危険地区	小柳	島崎	小柳	A
4 6	山腹崩壊危険地区	築和合	島崎	築和合	A
4 7	山腹崩壊危険地区	稲場	下切	稲場	A
4 8	山腹崩壊危険地区	宮ノ洞	下切	宮ノ洞	B
4 9	山腹崩壊危険地区	六地藏	下中	六地藏	A
5 0	山腹崩壊危険地区	日影	下中	日影	A
5 1	山腹崩壊危険地区	物見平	杉本	物見平	B
5 2	山腹崩壊危険地区	月ヶ洞外 1	杉本	月ヶ洞外 1	B
5 3	山腹崩壊危険地区	土取場外 1	杉本	土取場外 1	C
5 4	山腹崩壊危険地区	城山	杉本	城山	A
5 5	山腹崩壊危険地区	若里洞	須渕	若里洞	B
5 6	山腹崩壊危険地区	向	田津原	向	A
5 7	山腹崩壊危険地区	田之神	惣田	田之神	C
5 8	山腹崩壊危険地区	静瀧（１）	田津原	静瀧	B
5 9	山腹崩壊危険地区	静瀧（２）	田津原	静瀧	B
6 0	山腹崩壊危険地区	西河合	田津原	西河合	C
6 1	山腹崩壊危険地区	日向	田津原	日向	A
6 2	山腹崩壊危険地区	下渡瀬	坪崎	下渡瀬	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
6 3	山腹崩壊危険地区	ハギラ	坪崎	ハギラ	A
6 4	山腹崩壊危険地区	須川原（１）	時瀬	須川原	B
6 5	山腹崩壊危険地区	城山	時瀬	城山	C
6 6	山腹崩壊危険地区	日面外 1	加塩	日面外 1	A
6 7	山腹崩壊危険地区	弁財天	加塩	弁財天	A
6 8	山腹崩壊危険地区	西	加塩	西	A
6 9	山腹崩壊危険地区	柿平外 2	東萩平	柿平外 2	B
7 0	山腹崩壊危険地区	横吹	万根	横吹	B
7 1	山腹崩壊危険地区	松葉	万根	松葉	A
7 2	山腹崩壊危険地区	落合外 1	旭八幡	落合外 1	B
7 3	山腹崩壊危険地区	鹿子洞	余平	鹿子洞	C
7 4	山腹崩壊危険地区	石田	小渡	石田	B
7 5	山腹崩壊危険地区	ゼニガメ	小渡	ゼニガメ	B
7 6	山腹崩壊危険地区	間瀬口（２）	島崎	間瀬口	A
7 7	山腹崩壊危険地区	乙ケ久保	伊熊	乙ケ久保	A
7 8	山腹崩壊危険地区	押手洞	伊熊	押手洞	C
7 9	山腹崩壊危険地区	伊保神	惣田	伊保神	B
8 0	山腹崩壊危険地区	庄沢	榊野	庄沢	A
8 1	山腹崩壊危険地区	馬道	万根	馬道	B
8 2	山腹崩壊危険地区	小麦田	万根	小麦田	A
8 3	山腹崩壊危険地区	大入	小滝野	大入	B
8 4	山腹崩壊危険地区	大屋敷	榎本	大屋敷	B
8 5	山腹崩壊危険地区	蒔田和	大坪	蒔田和	C
8 6	山腹崩壊危険地区	堂ノ下	榊野	堂ノ下	C
8 7	山腹崩壊危険地区	猪道	下切	猪道	A
8 8	山腹崩壊危険地区	谷下	太田	谷下	B
8 9	山腹崩壊危険地区	三斗成	杉本	三斗成	B
9 0	山腹崩壊危険地区	トビコシ	浅谷	トビコシ	A
9 1	山腹崩壊危険地区	井ノ口	榊野	井ノ口	C
9 2	山腹崩壊危険地区	平柴（１）	浅谷	平柴	A
9 3	山腹崩壊危険地区	井戸洞	一色	井戸洞	B
9 4	山腹崩壊危険地区	下平	小渡	下平	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
9 5	山腹崩壊危険地区	串毛	小渡	串毛	B
9 6	山腹崩壊危険地区	寺ヶ洞	杉本	寺ヶ洞	B
9 7	山腹崩壊危険地区	一升田	太田	一升田	C
9 8	山腹崩壊危険地区	池田	榊野	池田	B
9 9	山腹崩壊危険地区	仲田	上中	仲田	A
1 0 0	山腹崩壊危険地区	上ノ切	須渕	上ノ切	A
1 0 1	山腹崩壊危険地区	駒山	牛地	駒山	C
1 0 2	山腹崩壊危険地区	東洞外 2	伊熊	東洞外 2	A
1 0 3	山腹崩壊危険地区	菅ノ沢	上中	菅ノ沢	B
1 0 4	山腹崩壊危険地区	稲葉下外 1	杉本	稲葉下外 1	B
1 0 5	山腹崩壊危険地区	黒田外 2	大坪	黒田外 2	A
1 0 6	山腹崩壊危険地区	若里平外 1	須渕	若里平外 1	A
1 0 7	山腹崩壊危険地区	穴沢	押井	穴沢	C
1 0 8	山腹崩壊危険地区	アスガ	明賀	アスガ	C
1 0 9	山腹崩壊危険地区	鶴崎	明賀	鶴崎	A
1 1 0	山腹崩壊危険地区	山洞	明賀	山洞	C
1 1 1	山腹崩壊危険地区	大水口	杉本	大水口	B
1 1 2	山腹崩壊危険地区	神之辻	押井	神之辻	B
1 1 3	山腹崩壊危険地区	梅ヶ坪	惣田	梅ヶ坪	C
1 1 4	山腹崩壊危険地区	イダボラ	坪崎	イダボラ	B
1 1 5	山腹崩壊危険地区	中屋	坪崎	中屋	A
1 1 6	山腹崩壊危険地区	日向	日下部	日向	A
1 1 7	山腹崩壊危険地区	本郷	伊熊	本郷	C
1 1 8	山腹崩壊危険地区	三五田	伊熊	三五田	B
1 1 9	山腹崩壊危険地区	一升田	太田	一升田	B
1 2 0	山腹崩壊危険地区	上谷久保（1）	上中	上谷久保	C
1 2 1	山腹崩壊危険地区	上谷久保（2）	上中	上谷久保	A
1 2 2	山腹崩壊危険地区	西羽根	上中	西羽根	B
1 2 3	山腹崩壊危険地区	宮前	太田	宮前	C
1 2 4	山腹崩壊危険地区	辻	杉本	辻	B
1 2 5	山腹崩壊危険地区	三斗蒔	小畑	三斗蒔	A
1 2 6	山腹崩壊危険地区	石畑	小滝野	石畑	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 2 7	山腹崩壊危険地区	花ノ木	上中	花ノ木	A
1 2 8	山腹崩壊危険地区	西羽根	上中	西羽根	A
1 2 9	山腹崩壊危険地区	河合	田津原	河合	B
1 3 0	山腹崩壊危険地区	槇平	閑羅瀬	槇平	B
1 3 1	山腹崩壊危険地区	入	市平	入	C
1 3 2	山腹崩壊危険地区	空山	有間	空山	C
1 3 3	山腹崩壊危険地区	大渚	上中	大渚	A
1 3 4	山腹崩壊危険地区	松根	閑羅瀬	松根	B
1 3 5	山腹崩壊危険地区	前田	笹戸	前田	A
1 3 6	山腹崩壊危険地区	松本	加塩	松本	B
1 3 7	山腹崩壊危険地区	須川原	時瀬	須川原	A
1 3 8	山腹崩壊危険地区	広畑外 1	小渡	広畑外 1	A
1 3 9	山腹崩壊危険地区	蔵ヶ入外 3	日下部	蔵ヶ入外 3	A
1 4 0	山腹崩壊危険地区	国ヤゲ外 1	杉本	国ヤゲ外 1	C
1 4 1	山腹崩壊危険地区	花川外 1	大坪	花川外 1	C
1 4 2	山腹崩壊危険地区	蒔田和外 5	大坪	蒔田和外 5	B
1 4 3	山腹崩壊危険地区	大沼	惣田	大沼	C
1 4 4	山腹崩壊危険地区	鳥居前	榊野	鳥居前	A
1 4 5	山腹崩壊危険地区	平柴（2）	浅谷	平柴	C
1 4 6	山腹崩壊危険地区	ブサ	浅谷	ブサ	A
1 4 7	山腹崩壊危険地区	宮ノ前	浅谷	宮ノ前	A
1 4 8	山腹崩壊危険地区	下万場外 4	浅谷	下万場外 4	A
1 4 9	山腹崩壊危険地区	平柴（3）	浅谷	平柴	B
1 5 0	山腹崩壊危険地区	細田	伊熊	細田	C
1 5 1	山腹崩壊危険地区	上倉	牛地	上倉	B
1 5 2	山腹崩壊危険地区	駒山	牛地	駒山	B
1 5 3	山腹崩壊危険地区	久保見	大坪	久保見	A
1 5 4	山腹崩壊危険地区	宮下	明賀	宮下	B
1 5 5	山腹崩壊危険地区	宮	明賀	宮	C
1 5 6	山腹崩壊危険地区	小柳	島崎	小柳	B
1	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ前	浅谷	宮ノ前	B
2	崩壊土砂流出危険地区	中屋（1）	浅谷	中屋	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
3	崩壊土砂流出危険地区	中屋（２）	浅谷	中屋	C
4	崩壊土砂流出危険地区	平柴（１）	浅谷	平柴	C
5	崩壊土砂流出危険地区	平柴（２）	浅谷	平柴	C
6	崩壊土砂流出危険地区	桑凹（１）	有間	桑凹	B
7	崩壊土砂流出危険地区	大畑	余平	大畑	B
8	崩壊土砂流出危険地区	空山（１）	有間	空山	C
9	崩壊土砂流出危険地区	空山（２）	有間	空山	B
10	崩壊土砂流出危険地区	桜凹	有間	桜凹	C
11	崩壊土砂流出危険地区	横手	有間	横手	B
12	崩壊土砂流出危険地区	池八サ	有間	池八サ	C
13	崩壊土砂流出危険地区	峰ヶ洞	有間	峰ヶ洞	B
14	崩壊土砂流出危険地区	大平	有間	大平	B
15	崩壊土砂流出危険地区	砥屋	池島	砥屋	B
16	崩壊土砂流出危険地区	一色	池島	一色	C
17	崩壊土砂流出危険地区	槇田	池島	槇田	C
18	崩壊土砂流出危険地区	松ノ田和	池島	松ノ田和	B
19	崩壊土砂流出危険地区	堀切	池島	堀切	A
20	崩壊土砂流出危険地区	細久伍	市平	細久伍	A
21	崩壊土砂流出危険地区	市ヶ狭	笹戸	市ヶ狭	C
22	崩壊土砂流出危険地区	新田（１）	一色	新田	C
23	崩壊土砂流出危険地区	寺坂	一色	寺坂	C
24	崩壊土砂流出危険地区	大道	牛地	大道	C
25	崩壊土砂流出危険地区	押出	牛地	押出	B
26	崩壊土砂流出危険地区	駒山（１）	牛地	駒山	C
27	崩壊土砂流出危険地区	駒山（２）	牛地	駒山	B
28	崩壊土砂流出危険地区	鳩吹	牛地	鳩吹	C
29	崩壊土砂流出危険地区	榎洞	小渡	榎洞	C
30	崩壊土砂流出危険地区	カヲレ	浅谷	カヲレ	B
31	崩壊土砂流出危険地区	間ヶ島	小渡	間ヶ島	C
32	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（１）	上切	赤羽根	C
33	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（２）	上切	赤羽根	C
34	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（３）	上切	赤羽根	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
3 5	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（４）	上切	赤羽根	C
3 6	崩壊土砂流出危険地区	新田（２）	一色	新田	C
3 7	崩壊土砂流出危険地区	大渚（１）	上中	大渚	C
3 8	崩壊土砂流出危険地区	薊田	日下部	薊田	A
3 9	崩壊土砂流出危険地区	柿ノ入	日下部	柿ノ入	A
4 0	崩壊土砂流出危険地区	長根尻	日下部	長根尻	B
4 1	崩壊土砂流出危険地区	寺屋敷	日下部	寺屋敷	B
4 2	崩壊土砂流出危険地区	東平（１）	日下部	東平	C
4 3	崩壊土砂流出危険地区	東平（２）	日下部	東平	C
4 4	崩壊土砂流出危険地区	境沢	小田	境沢	C
4 5	崩壊土砂流出危険地区	槇ヶ平	大坪	槇ヶ平	B
4 6	崩壊土砂流出危険地区	松根（１）	閑羅瀬	松根	C
4 7	崩壊土砂流出危険地区	槇平（１）	閑羅瀬	槇平	C
4 8	崩壊土砂流出危険地区	槇平（２）	閑羅瀬	槇平	C
4 9	崩壊土砂流出危険地区	槇平（３）	閑羅瀬	槇平	B
5 0	崩壊土砂流出危険地区	島崎	島崎	島崎	B
5 1	崩壊土砂流出危険地区	森ノ入	下切	森ノ入	A
5 2	崩壊土砂流出危険地区	金山	下中	金山	C
5 3	崩壊土砂流出危険地区	百々平	須渕	百々平	C
5 4	崩壊土砂流出危険地区	青木洞	須渕	青木洞	B
5 5	崩壊土砂流出危険地区	井戸洞	須渕	井戸洞	B
5 6	崩壊土砂流出危険地区	若里洞	須渕	若里洞	C
5 7	崩壊土砂流出危険地区	上谷	田津原	上谷	C
5 8	崩壊土砂流出危険地区	日影（１）	田津原	日影	C
5 9	崩壊土砂流出危険地区	日影（２）	田津原	日影	B
6 0	崩壊土砂流出危険地区	惣作（１）	田津原	惣作	A
6 1	崩壊土砂流出危険地区	惣作（２）	田津原	惣作	B
6 2	崩壊土砂流出危険地区	日向	田津原	日向	C
6 3	崩壊土砂流出危険地区	河合	田津原	河合	C
6 4	崩壊土砂流出危険地区	霄	田津原	霄	B
6 5	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ空（１）	田津原	宮ノ空	B
6 6	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ空（２）	田津原	宮ノ空	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
67	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ空（3）	田津原	宮ノ空	B
68	崩壊土砂流出危険地区	神ノ入	坪崎	神ノ入	C
69	崩壊土砂流出危険地区	ヒヨ毛	坪崎	ヒヨ毛	C
70	崩壊土砂流出危険地区	城山	時瀬	城山	C
71	崩壊土砂流出危険地区	横手	時瀬	横手	C
72	崩壊土砂流出危険地区	松本（1）	加塩	松本	C
73	崩壊土砂流出危険地区	油ノ木	万根	油ノ木	C
74	崩壊土砂流出危険地区	紙屋	万町	紙屋	B
75	崩壊土砂流出危険地区	柿平	万町	柿平	B
76	崩壊土砂流出危険地区	堀谷	万町	堀谷	C
77	崩壊土砂流出危険地区	根山	旭八幡	根山	C
78	崩壊土砂流出危険地区	本郷（1）	余平	本郷	C
79	崩壊土砂流出危険地区	本郷（2）	余平	本郷	A
80	崩壊土砂流出危険地区	地見平（1）	余平	地見平	C
81	崩壊土砂流出危険地区	地見平（2）	余平	地見平	C
82	崩壊土砂流出危険地区	地見平（3）	余平	地見平	B
83	崩壊土砂流出危険地区	梶呂畑	余平	梶呂畑	C
84	崩壊土砂流出危険地区	駒山（3）	牛地	駒山	C
85	崩壊土砂流出危険地区	駒山（4）	牛地	駒山	B
86	崩壊土砂流出危険地区	駒山（5）	牛地	駒山	C
87	崩壊土砂流出危険地区	駒山（6）	牛地	駒山	B
88	崩壊土砂流出危険地区	駒山（7）	牛地	駒山	B
89	崩壊土砂流出危険地区	松根（2）	閑羅瀬	松根	B
90	崩壊土砂流出危険地区	坂	小滝野	坂	C
91	崩壊土砂流出危険地区	西河合	田津原	西河合	C
92	崩壊土砂流出危険地区	宮前	小渡	宮前	C
93	崩壊土砂流出危険地区	渡瀬（1）	小渡	渡瀬	C
94	崩壊土砂流出危険地区	孫女	下切	孫女	C
95	崩壊土砂流出危険地区	中根	下中	中根	A
96	崩壊土砂流出危険地区	神田沢（1）	万町	神田沢	C
97	崩壊土砂流出危険地区	平柴（3）	浅谷	平柴	A
98	崩壊土砂流出危険地区	神田沢（2）	万町	神田沢	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
99	崩壊土砂流出危険地区	向田	万町	向田	B
100	崩壊土砂流出危険地区	崩田	池島	崩田	C
101	崩壊土砂流出危険地区	秀沢	上中	秀沢	A
102	崩壊土砂流出危険地区	マノ	明賀	マノ	B
103	崩壊土砂流出危険地区	竜	杉本	竜	B
104	崩壊土砂流出危険地区	ソンデ	坪崎	ソンデ	B
105	崩壊土砂流出危険地区	小柳	島崎	小柳	B
106	崩壊土砂流出危険地区	堀切	池島	堀切	C
107	崩壊土砂流出危険地区	松本（2）	加塩	松本	B
108	崩壊土砂流出危険地区	キビウ	浅谷	キビウ	A
109	崩壊土砂流出危険地区	大渚（2）	上中	大渚	C
110	崩壊土砂流出危険地区	木多橋	下中	木多橋	C
111	崩壊土砂流出危険地区	一本松	下中	一本松	C
112	崩壊土砂流出危険地区	河合	田津原	河合	B
113	崩壊土砂流出危険地区	石畑	小滝野	石畑	C
114	崩壊土砂流出危険地区	赤羽根（5）	上切	赤羽根	C
115	崩壊土砂流出危険地区	東谷外3	時瀬	東谷外3	B
116	崩壊土砂流出危険地区	寺坂外1	一色	寺坂外1	C
117	崩壊土砂流出危険地区	新田（3）	一色	新田	C
118	崩壊土砂流出危険地区	桑凹（2）	有間	桑凹	A
119	崩壊土砂流出危険地区	古屋敷	坪崎	古屋敷	B
120	崩壊土砂流出危険地区	静滝	田津原	静滝	C
121	崩壊土砂流出危険地区	日向	田津原	日向	C
122	崩壊土砂流出危険地区	渡瀬（2）	小渡	渡瀬	B
123	崩壊土砂流出危険地区	カンシ	小畑	カンシ	B
124	崩壊土砂流出危険地区	大下田	押井	大下田	B
125	崩壊土砂流出危険地区	前林	牛地	前林	B
126	崩壊土砂流出危険地区	小田	小田	小田	B
127	崩壊土砂流出危険地区	中知祖	日下部	中知祖	B
128	崩壊土砂流出危険地区	駒山（8）	牛地	駒山	C
129	崩壊土砂流出危険地区	駒山（9）	牛地	駒山	B
130	崩壊土砂流出危険地区	明ヶ沢（1）	牛地	明ヶ沢	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 3 1	崩壊土砂流出危険地区	山ノ田	東萩平	山ノ田	C
1 3 2	崩壊土砂流出危険地区	明ヶ沢（２）	牛地	明ヶ沢	C
1 3 3	崩壊土砂流出危険地区	石畑	上切	石畑	B
1 3 4	崩壊土砂流出危険地区	砂川	大坪	砂川	B
1 3 5	崩壊土砂流出危険地区	洗出	加塩	洗出	B
1 3 6	崩壊土砂流出危険地区	八百目	加塩	八百目	A

【稲武地区】

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1	山腹崩壊危険地区	イタサワグチ	大野瀬	イタサワグチ	A
2	山腹崩壊危険地区	シラソレ（１）	大野瀬	シラソレ	B
3	山腹崩壊危険地区	シラソレ（２）	大野瀬	シラソレ	C
4	山腹崩壊危険地区	ウエノヒラ	大野瀬	ウエノヒラ	A
5	山腹崩壊危険地区	ネサキ	大野瀬	ネサキ	B
6	山腹崩壊危険地区	オオタケ	大野瀬	オオタケ	A
7	山腹崩壊危険地区	シモカソヒラ	大野瀬	シモカソヒラ	A
8	山腹崩壊危険地区	タカノヒラ	大野瀬	タカノヒラ	C
9	山腹崩壊危険地区	ウエノタイラ	大野瀬	ウエノタイラ	A
1 0	山腹崩壊危険地区	上郷	大野瀬	上郷	B
1 1	山腹崩壊危険地区	長トロ	大野瀬	長トロ	B
1 2	山腹崩壊危険地区	ワゴ	大野瀬	ワゴ	A
1 3	山腹崩壊危険地区	オコチ	大野瀬	オコチ	A
1 4	山腹崩壊危険地区	コガイト	大野瀬	コガイト	A
1 5	山腹崩壊危険地区	中ギリ	大野瀬	中ギリ	A
1 6	山腹崩壊危険地区	ミヤシタ	大野瀬	ミヤシタ	B
1 7	山腹崩壊危険地区	下ノ入	大野瀬	下ノ入	B
1 8	山腹崩壊危険地区	ホンボラグチ	大野瀬	ホンボラグチ	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 9	山腹崩壊危険地区	マルノ	大野瀬	マルノ	C
2 0	山腹崩壊危険地区	杣路	野入	杣路	C
2 1	山腹崩壊危険地区	ナギ下	野入	ナギ下	C
2 2	山腹崩壊危険地区	コヤノサワ	夏焼	コヤノサワ	A
2 3	山腹崩壊危険地区	ホフガ洞・シホノタワ	稲武・夏焼	ホフガ洞・シホノタワ	A
2 4	山腹崩壊危険地区	スソガエト	稲武	スソガエト	A
2 5	山腹崩壊危険地区	馬野	稲武	馬野	B
2 6	山腹崩壊危険地区	田ノ入	中当	田ノ入	C
2 7	山腹崩壊危険地区	ヒカゲ	中当	ヒカゲ	C
2 8	山腹崩壊危険地区	キング入	中当	キング入	C
2 9	山腹崩壊危険地区	糺屋	押山	糺屋	C
3 0	山腹崩壊危険地区	上平	押山	上平	B
3 1	山腹崩壊危険地区	的場	押山	的場	A
3 2	山腹崩壊危険地区	瀧澤	押山	瀧澤	B
3 3	山腹崩壊危険地区	社瀬	押山	社瀬	A
3 4	山腹崩壊危険地区	一斗蒔田	押山	一斗蒔田	A
3 5	山腹崩壊危険地区	小田	押山	小田	B
3 6	山腹崩壊危険地区	ミヅフ	川手	ミヅフ	A
3 7	山腹崩壊危険地区	スナバ	川手	スナバ	A
3 8	山腹崩壊危険地区	ヒカシ	川手	ヒカシ	B
3 9	山腹崩壊危険地区	ツキノキ	川手	ツキノキ	A
4 0	山腹崩壊危険地区	ウルシゼ	川手	ウルシゼ	A
4 1	山腹崩壊危険地区	オオゾリ	川手	オオゾリ	B
4 2	山腹崩壊危険地区	マンジサワ（１）	川手	マンジサワ	B
4 3	山腹崩壊危険地区	マンジサワ（２）	川手	マンジサワ	B
4 4	山腹崩壊危険地区	マンジサワ（３）	川手	マンジサワ	B
4 5	山腹崩壊危険地区	東尾	夏焼	東尾	C
4 6	山腹崩壊危険地区	黒淵	桑原	黒淵	B
4 7	山腹崩壊危険地区	オホクダリ	夏焼	オホクダリ	A
4 8	山腹崩壊危険地区	下清泰地	桑原	下清泰地	B
4 9	山腹崩壊危険地区	諏訪	黒田	諏訪	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
5 0	山腹崩壊危険地区	西乳母ヶ入	黒田	西乳母ヶ入	B
5 1	山腹崩壊危険地区	松渚	御所貝津	松渚	A
5 2	山腹崩壊危険地区	堂貝戸	御所貝津	堂貝戸	A
5 3	山腹崩壊危険地区	柏山	黒田	柏山	B
5 4	山腹崩壊危険地区	大保屋敷	黒田	大保屋敷	A
5 5	山腹崩壊危険地区	仲田	黒田	仲田	A
5 6	山腹崩壊危険地区	上手	黒田	上手	A
5 7	山腹崩壊危険地区	水別	小田木	水別	B
5 8	山腹崩壊危険地区	カキノソレ	小田木	カキノソレ	C
5 9	山腹崩壊危険地区	西ノ洞	小田木	西ノ洞	A
6 0	山腹崩壊危険地区	シッタキ	小田木	シッタキ	C
6 1	山腹崩壊危険地区	川下	小田木	川下	B
6 2	山腹崩壊危険地区	西	富永	西	B
6 3	山腹崩壊危険地区	藤ノ塔	富永	藤ノ塔	B
6 4	山腹崩壊危険地区	シモヤ	小田木	シモヤ	A
6 5	山腹崩壊危険地区	上中村	桑原	上中村	A
6 6	山腹崩壊危険地区	桑原	桑原	桑原	A
6 7	山腹崩壊危険地区	ノマキ	川手	ノマキ	A
6 8	山腹崩壊危険地区	シシナド	川手	シシナド	A
6 9	山腹崩壊危険地区	塩沢	押山	塩沢	A
7 0	山腹崩壊危険地区	奥畑	押山	奥畑	B
7 1	山腹崩壊危険地区	東尾	夏焼	東尾	B
7 2	山腹崩壊危険地区	クサカリ場	稲武	クサカリ場	A
7 3	山腹崩壊危険地区	シロ山	武節	シロ山	B
7 4	山腹崩壊危険地区	口クザ林	御所貝津	口クザ林	A
7 5	山腹崩壊危険地区	萩平	黒田	萩平	A
7 6	山腹崩壊危険地区	マセ口	小田木	マセ口	B
7 7	山腹崩壊危険地区	杣路	野入	杣路	B
7 8	山腹崩壊危険地区	井戸川	小田木	井戸川	A
7 9	山腹崩壊危険地区	松下	野入	松下	A
8 0	山腹崩壊危険地区	社瀬	押山	社瀬	A
8 1	山腹崩壊危険地区	日向	押山	日向	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
8 2	山腹崩壊危険地区	入ハリ原	武節	入ハリ原	C
8 3	山腹崩壊危険地区	井ノ入	野入	井ノ入	B
8 4	山腹崩壊危険地区	大見山（１）	小田木	大見山（１）	B
8 5	山腹崩壊危険地区	入山	御所貝津	入山	C
8 6	山腹崩壊危険地区	三梅	押山	三梅	A
8 7	山腹崩壊危険地区	谷平	川手	谷平	B
8 8	山腹崩壊危険地区	オオハタ	川手	オオハタ	B
8 9	山腹崩壊危険地区	大見山（２）	小田木	大見山（２）	B
9 0	山腹崩壊危険地区	ス形	御所貝津	ス形	A
9 1	山腹崩壊危険地区	下ノ入	野入	下ノ入	C
9 2	山腹崩壊危険地区	大下	小田木	大下	B
9 3	山腹崩壊危険地区	タシロ	大野瀬	タシロ	B
9 4	山腹崩壊危険地区	妻ノ神	御所貝津	妻ノ神	B
9 5	山腹崩壊危険地区	日ヨモ	大野瀬	日ヨモ	B
9 6	山腹崩壊危険地区	マセド	大野瀬	マセド	A
9 7	山腹崩壊危険地区	井ノ入	野入	井ノ入	A
9 8	山腹崩壊危険地区	ヤブノ沢	中当	ヤブノ沢	B
9 9	山腹崩壊危険地区	奥畑	押山	奥畑	A
1 0 0	山腹崩壊危険地区	山形	桑原	山形	B
1	地すべり危険地区	ナカガイト	大野瀬	ナカガイト	A
1	崩壊土砂流出危険地区	イタサワグチ	大野瀬	イタサワグチ	A
2	崩壊土砂流出危険地区	サカエノサワ	大野瀬	サカエノサワ	B
3	崩壊土砂流出危険地区	城山	大野瀬	城山	B
4	崩壊土砂流出危険地区	ウエノタイラ	大野瀬	ウエノタイラ	C
5	崩壊土砂流出危険地区	タカノヒラ（１）	大野瀬	タカノヒラ	B
6	崩壊土砂流出危険地区	タカノヒラ（２）	大野瀬	タカノヒラ	B
7	崩壊土砂流出危険地区	宮ノ腰	大野瀬	宮ノ腰	A
8	崩壊土砂流出危険地区	笹ガクボ	大野瀬	笹ガクボ	C
9	崩壊土砂流出危険地区	中田	押山	中田	B
1 0	崩壊土砂流出危険地区	ノマキ	川手	ノマキ	A
1 1	崩壊土砂流出危険地区	ヒガシ	川手	ヒガシ	B
1 2	崩壊土砂流出危険地区	イロ山	川手	イロ山	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 3	崩壊土砂流出危険地区	キハチガホラ	川手	イロ山(キハチガホラ)	A
1 4	崩壊土砂流出危険地区	オオハタ	川手	オオハタ	A
1 5	崩壊土砂流出危険地区	タテイハ	夏焼	タテイハ	A
1 6	崩壊土砂流出危険地区	東峰山	押山	東峰山	C
1 7	崩壊土砂流出危険地区	クダリヤマ（１）	夏焼	クダリヤマ	C
1 8	崩壊土砂流出危険地区	イチノセ	大野瀬	イチノセ	A
1 9	崩壊土砂流出危険地区	ホンボラクチ	大野瀬	ホンボラクチ	A
2 0	崩壊土砂流出危険地区	日ヨモ	大野瀬	日ヨモ	A
2 1	崩壊土砂流出危険地区	ミヤノ洞	大野瀬	ミヤノ洞	B
2 2	崩壊土砂流出危険地区	下ノ入（１）	野入	下ノ入	C
2 3	崩壊土砂流出危険地区	姥ヶ洞	野入	姥ヶ洞	A
2 4	崩壊土砂流出危険地区	クダリヤマ（２）	夏焼	クダリヤマ	A
2 5	崩壊土砂流出危険地区	木地山	野入	木地山	B
2 6	崩壊土砂流出危険地区	大ナギ	野入	大ナギ	A
2 7	崩壊土砂流出危険地区	木地山	野入	木地山	B
2 8	崩壊土砂流出危険地区	川入	野入	川入	C
2 9	崩壊土砂流出危険地区	蘭峠	野入	蘭峠	C
3 0	崩壊土砂流出危険地区	月ヶ平	稲武	月ヶ平	C
3 1	崩壊土砂流出危険地区	井山（１）	稲武	井山	B
3 2	崩壊土砂流出危険地区	青木洞	夏焼	青木洞	A
3 3	崩壊土砂流出危険地区	トウシホラ（１）	夏焼	トウシホラ	B
3 4	崩壊土砂流出危険地区	ワカドチ	夏焼	ワカドチ	A
3 5	崩壊土砂流出危険地区	トウシホラ（２）	夏焼	トウシホラ	B
3 6	崩壊土砂流出危険地区	ワセグリ	夏焼	ワセグリ	B
3 7	崩壊土砂流出危険地区	深沢	稲武	深沢	C
3 8	崩壊土砂流出危険地区	馬野	稲武	馬野	C
3 9	崩壊土砂流出危険地区	ホソノ（１）	稲武	ホソノ	C
4 0	崩壊土砂流出危険地区	ホソノ（２）	稲武	ホソノ	C
4 1	崩壊土砂流出危険地区	小井沢洞	稲武	小井沢洞	B
4 2	崩壊土砂流出危険地区	ヨコドヤ、矢竹、井戸入	御所貝津	ヨコドヤ、矢竹、井戸入	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
4 3	崩壊土砂流出危険地区	松渕	御所貝津	松渕	B
4 4	崩壊土砂流出危険地区	東乳母ヶ入	黒田	東乳母ヶ入	A
4 5	崩壊土砂流出危険地区	仲根	黒田	仲根	B
4 6	崩壊土砂流出危険地区	古屋貝戸	黒田	古屋貝戸	A
4 7	崩壊土砂流出危険地区	井戸入	黒田	井戸入	C
4 8	崩壊土砂流出危険地区	一ノ渡瀬	黒田	一ノ渡瀬	B
4 9	崩壊土砂流出危険地区	タカドヤ	小田木	タカドヤ	B
5 0	崩壊土砂流出危険地区	西	富永	西	B
5 1	崩壊土砂流出危険地区	入ノ洞	小田木	入ノ洞	B
5 2	崩壊土砂流出危険地区	フカサワ	小田木	フカサワ	B
5 3	崩壊土砂流出危険地区	大下	小田木	大下	C
5 4	崩壊土砂流出危険地区	川入	小田木	川入	C
5 5	崩壊土砂流出危険地区	本洞	小田木	本洞	C
5 6	崩壊土砂流出危険地区	入山	小田木	入山	A
5 7	崩壊土砂流出危険地区	ワラビ平	御所貝津	ワラビ平	A
5 8	崩壊土砂流出危険地区	中須形	桑原	中須形	A
5 9	崩壊土砂流出危険地区	サブサ	武節	サブサ	B
6 0	崩壊土砂流出危険地区	林貝津（１）	中当	林貝津	C
6 1	崩壊土砂流出危険地区	古畑（１）	中当	古畑	A
6 2	崩壊土砂流出危険地区	古畑（２）	中当	古畑	B
6 3	崩壊土砂流出危険地区	桜ノ木	中当	桜ノ木	C
6 4	崩壊土砂流出危険地区	ヒカゲ（１）	中当	ヒカゲ	C
6 5	崩壊土砂流出危険地区	ヒカゲ（２）	中当	ヒカゲ	B
6 6	崩壊土砂流出危険地区	ヤブノ沢	中当	ヤブノ沢	C
6 7	崩壊土砂流出危険地区	宮下	中当	宮下	A
6 8	崩壊土砂流出危険地区	横川入（１）	稲武	横川入	C
6 9	崩壊土砂流出危険地区	横川入（２）	稲武	横川入	C
7 0	崩壊土砂流出危険地区	井山（２）	稲武	井山	C
7 1	崩壊土砂流出危険地区	井山（３）	稲武	井山	B
7 2	崩壊土砂流出危険地区	井山（４）	稲武	井山	C
7 3	崩壊土砂流出危険地区	オオホラ・ニノジザワ	御所貝津	オオホラ、ニノジザワ	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
74	崩壊土砂流出危険地区	上川入（1）	押山	上川入	A
75	崩壊土砂流出危険地区	フカダワ	大野瀬	フカダワ	A
76	崩壊土砂流出危険地区	ウトウ	川手	ウトウ	A
77	崩壊土砂流出危険地区	南水別	黒田	南水別	A
78	崩壊土砂流出危険地区	石坂	小田木	石坂	A
79	崩壊土砂流出危険地区	水別	小田木	水別	B
80	崩壊土砂流出危険地区	北水別	黒田	北水別	B
81	崩壊土砂流出危険地区	ナカ田	稲武	ナカ田	A
82	崩壊土砂流出危険地区	丸根	野入	丸根	B
83	崩壊土砂流出危険地区	経塚	川手	経塚	A
84	崩壊土砂流出危険地区	ヨコテ	小田木	ヨコテ	B
85	崩壊土砂流出危険地区	大下り	小田木	大下り	A
86	崩壊土砂流出危険地区	大見山	小田木	大見山	C
87	崩壊土砂流出危険地区	井山（5）	稲武	井山	B
88	崩壊土砂流出危険地区	タカウセ	大野瀬	タカウセ	C
89	崩壊土砂流出危険地区	オオホラ	川手	オオホラ	A
90	崩壊土砂流出危険地区	横川入（3）	稲武	横川入	A
91	崩壊土砂流出危険地区	横川入（4）	稲武	横川入	B
92	崩壊土砂流出危険地区	六良木（1）	武節	六良木	A
93	崩壊土砂流出危険地区	六良木（2）	武節	六良木	A
94	崩壊土砂流出危険地区	横川入（5）	稲武	横川入	A
95	崩壊土砂流出危険地区	林貝津（2）	中当	林貝津	B
96	崩壊土砂流出危険地区	桑原	桑原	桑原	A
97	崩壊土砂流出危険地区	下ノ入（2）	野入	下ノ入	A
98	崩壊土砂流出危険地区	下ノ入（3）	野入	下ノ入	B
99	崩壊土砂流出危険地区	ヤナジ	大野瀬	ヤナジ	A
100	崩壊土砂流出危険地区	ヒロノ	大野瀬	ヒロノ	B
101	崩壊土砂流出危険地区	フカサワ	小田木	フカサワ	A
102	崩壊土砂流出危険地区	上川入（2）	押山	上川入	A
103	崩壊土砂流出危険地区	堀田	押山	堀田	B
104	崩壊土砂流出危険地区	田ノ洞	御所貝津	田ノ洞	A
105	崩壊土砂流出危険地区	仙路	野入	仙路	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
106	崩壊土砂流出危険地区	中ギリ	大野瀬	中ギリ	A
107	崩壊土砂流出危険地区	カセウセ	大野瀬	カセウセ	A
108	崩壊土砂流出危険地区	月ヶ平	稲武	月ヶ平	B
109	崩壊土砂流出危険地区	炭焼	中当	炭焼	C
110	崩壊土砂流出危険地区	横川入（6）	稲武	横川入	C
111	崩壊土砂流出危険地区	ハチガクゴ	稲武	ハチガクゴ	C
112	崩壊土砂流出危険地区	ワラビ平	大野瀬	ワラビ平	A
113	崩壊土砂流出危険地区	ミミスリ山	大野瀬	ミミスリ山	A
114	崩壊土砂流出危険地区	六良木（3）	武節	六良木	A
115	崩壊土砂流出危険地区	ナメイリ	稲武	ナメイリ	A
116	崩壊土砂流出危険地区	横川入（7）	稲武	横川入	B
117	崩壊土砂流出危険地区	洞	桑原	洞	A
118	崩壊土砂流出危険地区	イナバ	中当	イナバ	C
119	崩壊土砂流出危険地区	月ヶ平（2）	稲武	月ヶ平	B

【下山地区】

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1	山腹崩壊危険地区	沢尻（1）	阿蔵	沢尻	B
2	山腹崩壊危険地区	鍛冶造外 1	阿蔵	鍛冶造外 1	C
3	山腹崩壊危険地区	蓬生	阿蔵	蓬生	B
4	山腹崩壊危険地区	物見石	宇連野	物見石	B
5	山腹崩壊危険地区	逢生外 1	宇連野	逢生外 1	B
6	山腹崩壊危険地区	宮前	宇連野	宮前	A
7	山腹崩壊危険地区	大柿外 2	宇連野	大柿外 2	A
8	山腹崩壊危険地区	大林庵（1）	東大林	大林庵	B
9	山腹崩壊危険地区	半ノ木	東大林	半ノ木	C
10	山腹崩壊危険地区	川面	大桑	川面	B
11	山腹崩壊危険地区	一ノ瀬	大沼	一ノ瀬	B
12	山腹崩壊危険地区	大畑	大沼	大畑	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 3	山腹崩壊危険地区	空山外 1	黒坂	空山外 1	A
1 4	山腹崩壊危険地区	由ヶ入	小松野	由ヶ入	A
1 5	山腹崩壊危険地区	日影山	下山田代	日影山	B
1 6	山腹崩壊危険地区	神畑	下山田代	神畑	B
1 7	山腹崩壊危険地区	峯洞外 1	下山田代	峯洞外 1	A
1 8	山腹崩壊危険地区	折地洞	田折	折地洞	A
1 9	山腹崩壊危険地区	外山（1）	田平沢	外山	B
2 0	山腹崩壊危険地区	外山（2）	田平沢	外山	B
2 1	山腹崩壊危険地区	長坂	立岩	長坂	B
2 2	山腹崩壊危険地区	笹原	田平沢	笹原	A
2 3	山腹崩壊危険地区	坂ノ尻	田平沢	坂ノ尻	A
2 4	山腹崩壊危険地区	ウシ口	田平沢	ウシ口	C
2 5	山腹崩壊危険地区	大明神外 2	田平沢・立岩	大明神外 2	A
2 6	山腹崩壊危険地区	横畑	梨野	横畑	C
2 7	山腹崩壊危険地区	峯山（1）	野原	峯山	C
2 8	山腹崩壊危険地区	峯山（2）	野原	峯山	C
2 9	山腹崩壊危険地区	五良田	野原	五良田	C
3 0	山腹崩壊危険地区	西畑	野原	西畑	A
3 1	山腹崩壊危険地区	西川	花沢	西川	B
3 2	山腹崩壊危険地区	榎木前	花沢	榎木前	B
3 3	山腹崩壊危険地区	小御堂外 1	花沢	小御堂外 1	B
3 4	山腹崩壊危険地区	エス小屋（1）	羽布	エス小屋	B
3 5	山腹崩壊危険地区	エス小屋（2）	羽布	エス小屋	C
3 6	山腹崩壊危険地区	エス小屋（3）	羽布	エス小屋	B
3 7	山腹崩壊危険地区	鬼ノ平（1）	羽布	鬼ノ平	C
3 8	山腹崩壊危険地区	鬼ノ平（2）	羽布	鬼ノ平	B
3 9	山腹崩壊危険地区	草木	羽布	草木	A
4 0	山腹崩壊危険地区	二夕瀬（1）	羽布	二夕瀬	A
4 1	山腹崩壊危険地区	二夕瀬（2）	羽布	二夕瀬	B
4 2	山腹崩壊危険地区	二夕瀬（3）	羽布	二夕瀬	C
4 3	山腹崩壊危険地区	二夕瀬（4）	羽布	二夕瀬	B
4 4	山腹崩壊危険地区	横山（1）	羽布	横山	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
4 5	山腹崩壊危険地区	横山（2）	羽布	横山	A
4 6	山腹崩壊危険地区	絵下ノ入（1）	羽布	絵下ノ入	C
4 7	山腹崩壊危険地区	名牛西外 1	大沼	名牛西外 1	C
4 8	山腹崩壊危険地区	名牛西	大沼	名牛西	C
4 9	山腹崩壊危険地区	奥山	大沼	奥山	C
5 0	山腹崩壊危険地区	越田和	大沼	越田和	C
5 1	山腹崩壊危険地区	小洞外 1	大沼	小洞外 1	C
5 2	山腹崩壊危険地区	後庵外 2	大沼	後庵外 2	B
5 3	山腹崩壊危険地区	中切山上	大沼	中切山上	B
5 4	山腹崩壊危険地区	頂沢	平瀬	頂沢	B
5 5	山腹崩壊危険地区	井ノ口	野原	井ノ口	B
5 6	山腹崩壊危険地区	神田沢	野原	神田沢	B
5 7	山腹崩壊危険地区	山口	和合	山口	B
5 8	山腹崩壊危険地区	小沼	和合	小沼	B
5 9	山腹崩壊危険地区	西ヶ洞	宇連野	西ヶ洞	B
6 0	山腹崩壊危険地区	大伏中	大沼	大伏中	B
6 1	山腹崩壊危険地区	保田	東大林	保田	C
6 2	山腹崩壊危険地区	絵下ノ入（2）	羽布	絵下ノ入	B
6 3	山腹崩壊危険地区	大下	蘭	大下	C
6 4	山腹崩壊危険地区	竹ノ内	大桑	竹ノ内	A
6 5	山腹崩壊危険地区	芦原	神殿	芦原	C
6 6	山腹崩壊危険地区	松下	宇連野	松下	C
6 7	山腹崩壊危険地区	沢尻（2）	阿蔵	沢尻	C
6 8	山腹崩壊危険地区	蔵廻	大沼	蔵廻	C
6 9	山腹崩壊危険地区	青木	大沼	青木	A
7 0	山腹崩壊危険地区	横畑	下山田代	横畑	A
7 1	山腹崩壊危険地区	向田	小松野	向田	B
7 2	山腹崩壊危険地区	花蔵（1）	大沼	花蔵	C
7 3	山腹崩壊危険地区	神子坂外 2	田折	神子坂、樋田、峯地	A
7 4	山腹崩壊危険地区	源左小屋	梨野	源左小屋	C
7 5	山腹崩壊危険地区	鬼ノ平	羽布	鬼ノ平	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
7 6	山腹崩壊危険地区	鳥下	大沼	鳥下	A
7 7	山腹崩壊危険地区	花蔵（2）	大沼	花蔵	B
7 8	山腹崩壊危険地区	社口殿	大沼	社口殿	B
7 9	山腹崩壊危険地区	高儘	大沼	高儘	C
8 0	山腹崩壊危険地区	平岩	花沢	平岩	B
8 1	山腹崩壊危険地区	杓子沢	立岩	杓子沢	A
8 2	山腹崩壊危険地区	新田	蘭	新田	B
8 3	山腹崩壊危険地区	中屋敷	蕪木	中屋敷	A
8 4	山腹崩壊危険地区	塚本下	大沼	塚本下	A
8 5	山腹崩壊危険地区	二タ瀬（5）	羽布	二タ瀬	B
8 6	山腹崩壊危険地区	法田外 1	花沢	法田外 1	C
8 7	山腹崩壊危険地区	藤墳外 1	野原	藤墳外 1	A
8 8	山腹崩壊危険地区	右エ門東（2）	大沼	右エ門東	B
8 9	山腹崩壊危険地区	西洞	東大林	西洞	C
9 0	山腹崩壊危険地区	沢尻（3）	阿蔵	沢尻	A
9 1	山腹崩壊危険地区	石原	阿蔵	石原	C
9 2	山腹崩壊危険地区	シャウシカマ	立岩	シャウシカマ	A
9 3	山腹崩壊危険地区	エス小屋（4）	羽布	エス小屋	A
9 4	山腹崩壊危険地区	半ノ木	東大林	半ノ木	C
9 5	山腹崩壊危険地区	大林庵（2）	東大林	大林庵	C
9 6	山腹崩壊危険地区	青木外 1	花沢	青木外 1	C
9 7	山腹崩壊危険地区	尾関	羽布	尾関	B
9 8	山腹崩壊危険地区	中切	神殿	中切	B
9 9	山腹崩壊危険地区	古宿	黒坂	古宿	C
1 0 0	山腹崩壊危険地区	新井前東	大沼	新井前東	A
1 0 1	山原崩壊危険区域	西小田・アラタ	東大林・立岩	西小田・アラタ	B
1 0 2	山原崩壊危険区域	右エ門東（1）	大沼	右エ門東	A
1	崩壊土砂流出危険地区	北ノ平（1）	阿蔵	北ノ平	B
2	崩壊土砂流出危険地区	北ノ平（2）	阿蔵	北ノ平	B
3	崩壊土砂流出危険地区	ダンド	阿蔵	ダンド	C
4	崩壊土砂流出危険地区	物見石	宇連野	物見石	C
5	崩壊土砂流出危険地区	奥山	黒坂	奥山	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
6	崩壊土砂流出危険地区	大入	黒坂	大入	B
7	崩壊土砂流出危険地区	テラゲ	立岩	テラゲ	B
8	崩壊土砂流出危険地区	大下道	栃立	大下道	C
9	崩壊土砂流出危険地区	深田	梨野	深田	C
10	崩壊土砂流出危険地区	アライダシ	梨野	アライダシ	C
11	崩壊土砂流出危険地区	大ブナ	梨野	大ブナ	B
12	崩壊土砂流出危険地区	大蔵洞	野原	大蔵洞	B
13	崩壊土砂流出危険地区	草木	羽布	草木	C
14	崩壊土砂流出危険地区	鬼ノ平（1）	羽布	鬼ノ平	B
15	崩壊土砂流出危険地区	鬼ノ平（2）	羽布	鬼ノ平	C
16	崩壊土砂流出危険地区	後庵	大沼	後庵	B
17	崩壊土砂流出危険地区	奥山（1）	大沼	奥山	C
18	崩壊土砂流出危険地区	奥山（2）	大沼	奥山	C
19	崩壊土砂流出危険地区	八ツ頭	平瀬	八ツ頭	B
20	崩壊土砂流出危険地区	三ツ又沢	平瀬	三ツ又沢	C
21	崩壊土砂流出危険地区	熊倉	平瀬	熊倉	C
22	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（1）	羽布	二タ瀬	A
23	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（2）	羽布	二タ瀬	B
24	崩壊土砂流出危険地区	谷渡	宇連野	谷渡	B
25	崩壊土砂流出危険地区	エス小屋（1）	羽布	エス小屋	B
26	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（3）	羽布	二タ瀬	A
27	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（4）	羽布	二タ瀬	A
28	崩壊土砂流出危険地区	二タ瀬（5）	羽布	二タ瀬	B
29	崩壊土砂流出危険地区	エス小屋（2）	羽布	エス小屋	B
30	崩壊土砂流出危険地区	柿田他	羽布	柿田他	B
31	崩壊土砂流出危険地区	広畑	大沼	広畑	B

【足助地区】

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1	山腹崩壊危険地区	本郷	安実京	本郷	A
2	山腹崩壊危険地区	マノ（１）	安実京	マノ	B
3	山腹崩壊危険地区	マノ（２）	安実京	マノ	B
4	山腹崩壊危険地区	滝ヶ洞	明川	滝ヶ洞	B
5	山腹崩壊危険地区	フセタ	明川	フセタ	A
6	山腹崩壊危険地区	大平	明川	大平	B
7	山腹崩壊危険地区	井戸洞外 1	平沢	井戸洞外 1	B
8	山腹崩壊危険地区	山ノ神外 2	明川	山ノ神外 2	A
9	山腹崩壊危険地区	今岡外 1	足助	今岡外 1	A
1 0	山腹崩壊危険地区	平岩	足助	平岩	C
1 1	山腹崩壊危険地区	井ノ上	足助	井ノ上	B
1 2	山腹崩壊危険地区	飯盛	足助	飯盛	A
1 3	山腹崩壊危険地区	月ノ入	足助	月ノ入	C
1 4	山腹崩壊危険地区	弓折	足助	弓折	B
1 5	山腹崩壊危険地区	成瀬	足助	成瀬	A
1 6	山腹崩壊危険地区	御所山	足助	御所山	A
1 7	山腹崩壊危険地区	四ッ田	綾渡	四ッ田	A
1 8	山腹崩壊危険地区	茶洗	岩谷	茶洗	A
1 9	山腹崩壊危険地区	日陰洞	有洞	日陰洞	B
2 0	山腹崩壊危険地区	向洞	有洞	向洞	A
2 1	山腹崩壊危険地区	百々	上八木	百々	B
2 2	山腹崩壊危険地区	臼木	上八木	臼木	A
2 3	山腹崩壊危険地区	向田外 1	漆畑	向田外 1	A
2 4	山腹崩壊危険地区	大畑外 1	漆畑	大畑外 1	A
2 5	山腹崩壊危険地区	亀田	近岡	亀田	B
2 6	山腹崩壊危険地区	長洞	井ノ口	長洞	A
2 7	山腹崩壊危険地区	長入	井ノ口	長入	A
2 8	山腹崩壊危険地区	山ノ神外 3	東大島	山ノ神外 3	A
2 9	山腹崩壊危険地区	馬橋	近岡	馬橋	A
3 0	山腹崩壊危険地区	大滝外 2	田振	大滝外 2	B
3 1	山腹崩壊危険地区	東入外 1	田振	東入外 1	A
3 2	山腹崩壊危険地区	塩平	籠林	塩平	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
3 3	山腹崩壊危険地区	東	大井	東	A
3 4	山腹崩壊危険地区	辻畑	大河原	辻畑	B
3 5	山腹崩壊危険地区	中畑外 1	大河原	中畑外 1	B
3 6	山腹崩壊危険地区	横手山	大蔵	横手山	A
3 7	山腹崩壊危険地区	餅田	大多賀	餅田	C
3 8	山腹崩壊危険地区	三浦	大多賀	三浦	A
3 9	山腹崩壊危険地区	隠屋	大多賀	隠屋	B
4 0	山腹崩壊危険地区	百田	大塚	百田	B
4 1	山腹崩壊危険地区	塩平	箆林	塩平	B
4 2	山腹崩壊危険地区	大洞	箆林	大洞	C
4 3	山腹崩壊危険地区	京良平	箆林	京良平	B
4 4	山腹崩壊危険地区	ヒロハタ	上小田	ヒロハタ	B
4 5	山腹崩壊危険地区	イモウ外 3	上小田	イモウ外 3	C
4 6	山腹崩壊危険地区	皿田	上佐切	皿田	A
4 7	山腹崩壊危険地区	鳥飼場外 2	国谷	鳥飼場外 2	B
4 8	山腹崩壊危険地区	前山外 2	国谷	前山外 2	A
4 9	山腹崩壊危険地区	畑中	上脇	畑中	C
5 0	山腹崩壊危険地区	大宮	上脇	大宮	C
5 1	山腹崩壊危険地区	草沢	川面	草沢	C
5 2	山腹崩壊危険地区	段ヶ久保	川面	段ヶ久保	A
5 3	山腹崩壊危険地区	日影	川面	日影	B
5 4	山腹崩壊危険地区	枝玉（1）	川面	枝玉	B
5 5	山腹崩壊危険地区	尺地貝戸	川面	尺地貝戸	A
5 6	山腹崩壊危険地区	土平外 1	川面	土平外 1	A
5 7	山腹崩壊危険地区	堂平外 2	川面	堂平外 2	A
5 8	山腹崩壊危険地区	平地	東川端	平地	A
5 9	山腹崩壊危険地区	伯母平	北小田	伯母平	B
6 0	山腹崩壊危険地区	高山外 2	霧山	高山外 2	A
6 1	山腹崩壊危険地区	三本木外 3	上切山	三本木外 3	A
6 2	山腹崩壊危険地区	東田	霧山	東田	C
6 3	山腹崩壊危険地区	肉平	連谷	肉平	B
6 4	山腹崩壊危険地区	御堂ノ入外 1	桑田和	御堂ノ入外 1	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
6 5	山腹崩壊危険地区	入地外 1	桑田和	入地外 1	A
6 6	山腹崩壊危険地区	室屋	富岡	室屋	B
6 7	山腹崩壊危険地区	南	小町	南	B
6 8	山腹崩壊危険地区	坂屋外 1	小町	坂屋外 1	A
6 9	山腹崩壊危険地区	引地	五反田	引地	A
7 0	山腹崩壊危険地区	サラタ	五反田	サラタ	B
7 1	山腹崩壊危険地区	ナメヲ	塩ノ沢	ナメヲ	A
7 2	山腹崩壊危険地区	南垣内外 2	下佐切	南垣内外 2	B
7 3	山腹崩壊危険地区	仙現下	下佐切	仙現下	B
7 4	山腹崩壊危険地区	日向	下佐切	日向	B
7 5	山腹崩壊危険地区	宮坂	下国谷	宮坂	B
7 6	山腹崩壊危険地区	真垣内	下国谷	真垣内	A
7 7	山腹崩壊危険地区	鏡外 2	下国谷	鏡外 2	A
7 8	山腹崩壊危険地区	馬場	下平	馬場	B
7 9	山腹崩壊危険地区	神原	白倉	神原	A
8 0	山腹崩壊危険地区	天ヶ峰	白倉	天ヶ峰	A
8 1	山腹崩壊危険地区	上金田	足助白山	上金田	C
8 2	山腹崩壊危険地区	栃ヶ洞	新盛	栃ヶ洞	A
8 3	山腹崩壊危険地区	日蔭	新盛	日蔭	A
8 4	山腹崩壊危険地区	開サ洞	新盛	開サ洞	C
8 5	山腹崩壊危険地区	菅生	菅生	菅生	A
8 6	山腹崩壊危険地区	石亀	菅生	石亀	A
8 7	山腹崩壊危険地区	大皿田外 2	摺	大皿田外 2	A
8 8	山腹崩壊危険地区	大洞	千田	大洞	C
8 9	山腹崩壊危険地区	丸根	竜岡	丸根	B
9 0	山腹崩壊危険地区	森平	竜岡	森平	A
9 1	山腹崩壊危険地区	大久後	玉野	大久後	C
9 2	山腹崩壊危険地区	十王下	桑田和	十王下	A
9 3	山腹崩壊危険地区	中寸田崎	葛沢	中寸田崎	C
9 4	山腹崩壊危険地区	枇杷所	葛沢	枇杷所	C
9 5	山腹崩壊危険地区	神場坂外 1	葛沢	神場坂外 1	A
9 6	山腹崩壊危険地区	割石	室口	割石	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
9 7	山腹崩壊危険地区	坂外 2	椿立	坂外 2	A
9 8	山腹崩壊危険地区	東	栃本	東	A
9 9	山腹崩壊危険地区	大栃本	栃本	大栃本	C
1 0 0	山腹崩壊危険地区	東道上外 1	戸中	東道上外 1	A
1 0 1	山腹崩壊危険地区	西道上	戸中	西道上	A
1 0 2	山腹崩壊危険地区	浜居場	中立	浜居場	A
1 0 3	山腹崩壊危険地区	小畑前外 2	中立	小畑前外 2	A
1 0 4	山腹崩壊危険地区	下ノ前	中立	下ノ前	B
1 0 5	山腹崩壊危険地区	百々	中立	百々	B
1 0 6	山腹崩壊危険地区	後山	足助	後山	A
1 0 7	山腹崩壊危険地区	西ノ入外 1	足助	西ノ入外 1	B
1 0 8	山腹崩壊危険地区	石畑	永野	石畑	C
1 0 9	山腹崩壊危険地区	中島	西檜尾	中島	B
1 1 0	山腹崩壊危険地区	向田外 2	西檜尾	向田外 2	A
1 1 1	山腹崩壊危険地区	奥山	怒田沢	奥山	A
1 1 2	山腹崩壊危険地区	屋毛	怒田沢	屋毛	A
1 1 3	山腹崩壊危険地区	鳶沢	怒田沢	鳶沢	A
1 1 4	山腹崩壊危険地区	向イ山	怒田沢	向イ山	B
1 1 5	山腹崩壊危険地区	中田	野林	中田	B
1 1 6	山腹崩壊危険地区	境	野林	境	A
1 1 7	山腹崩壊危険地区	黒木上	則定	黒木上	B
1 1 8	山腹崩壊危険地区	寺田	則定	寺田	A
1 1 9	山腹崩壊危険地区	川谷	則定	川谷	B
1 2 0	山腹崩壊危険地区	向	則定	向	C
1 2 1	山腹崩壊危険地区	旭	冷田	旭	B
1 2 2	山腹崩壊危険地区	旭外 1	冷田	旭外 1	B
1 2 3	山腹崩壊危険地区	西貝戸	東大見	西貝戸	B
1 2 4	山腹崩壊危険地区	札ノ辻外 1	東大見	札ノ辻外 1	A
1 2 5	山腹崩壊危険地区	市平	東大見	市平	A
1 2 6	山腹崩壊危険地区	市平外 1	東大見	市平外 1	A
1 2 7	山腹崩壊危険地区	上切	東大見	上切	A
1 2 8	山腹崩壊危険地区	寺田洞外 1	東中山	寺田洞外 1	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 2 9	山腹崩壊危険地区	神ノ木	久木	神ノ木	A
1 3 0	山腹崩壊危険地区	柳ヶ入外 1	平沢	柳ヶ入、不入土	A
1 3 1	山腹崩壊危険地区	アラト	平折	アラト	C
1 3 2	山腹崩壊危険地区	溝畑	二夕宮	溝畑	A
1 3 3	山腹崩壊危険地区	日向	二夕宮	日向	A
1 3 4	山腹崩壊危険地区	稲場貝戸	二夕宮	稲場貝戸	A
1 3 5	山腹崩壊危険地区	滝沢	御内	滝沢	A
1 3 6	山腹崩壊危険地区	田ノ土里	御内	田ノ土里	C
1 3 7	山腹崩壊危険地区	東切	御内	東切	A
1 3 8	山腹崩壊危険地区	大奥山	御内	大奥山	A
1 3 9	山腹崩壊危険地区	柵木外 2	御蔵	柵木外 2	A
1 4 0	山腹崩壊危険地区	畑中外 1	御蔵	畑中外 1	A
1 4 1	山腹崩壊危険地区	森ノ上	室口	森ノ上	A
1 4 2	山腹崩壊危険地区	入根	室口	入根	C
1 4 3	山腹崩壊危険地区	ヒヨモ外 2	室口	ヒヨモ外 2	A
1 4 4	山腹崩壊危険地区	川見	岩神	川見	B
1 4 5	山腹崩壊危険地区	堂根外 2	岩神・籠林	堂根外 2	A
1 4 6	山腹崩壊危険地区	荒田外 1	山谷	荒田外 1	B
1 4 7	山腹崩壊危険地区	本洞	山谷	本洞	B
1 4 8	山腹崩壊危険地区	中洞外 2	山ノ中立	中洞外 2	A
1 4 9	山腹崩壊危険地区	十明山（1）	四ッ松	十明山	B
1 5 0	山腹崩壊危険地区	中畑	月原	中畑	A
1 5 1	山腹崩壊危険地区	安ノ平	月原	安ノ平	A
1 5 2	山腹崩壊危険地区	子ブ外 1	月原	子ブ外 1	A
1 5 3	山腹崩壊危険地区	小沼洞	怒田沢	小沼洞	A
1 5 4	山腹崩壊危険地区	閑蔵連	川面	閑蔵連	C
1 5 5	山腹崩壊危険地区	青木	則定	青木	B
1 5 6	山腹崩壊危険地区	日影	山谷	日影	B
1 5 7	山腹崩壊危険地区	十明山（2）	四ッ松	十明山	C
1 5 8	山腹崩壊危険地区	大貝津・数加	小	大貝津・数加	A
1 5 9	山腹崩壊危険地区	森ノ下	小	森ノ下	A
1 6 0	山腹崩壊危険地区	猿海老	上切山	猿海老	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 6 1	山腹崩壊危険地区	伴上貝戸	大井	伴上貝戸	A
1 6 2	山腹崩壊危険地区	瓜ノ田・風穴	北小田	瓜ノ田、風穴	A
1 6 3	山腹崩壊危険地区	イナハ	千田	イナハ	A
1 6 4	山腹崩壊危険地区	古沼	玉野	古沼	B
1 6 5	山腹崩壊危険地区	上貝戸	二タ宮	上貝戸	C
1 6 6	山腹崩壊危険地区	千ノ田・芦ノ入	上八木	千ノ田、芦ノ入	C
1 6 7	山腹崩壊危険地区	平岩	上八木	平岩	B
1 6 8	山腹崩壊危険地区	森下	新盛	森下	A
1 6 9	山腹崩壊危険地区	山ノ神	久木	山ノ神	B
1 7 0	山腹崩壊危険地区	北伴上貝戸、下久木	久木	北伴上貝戸外 2	C
1 7 1	山腹崩壊危険地区	宮下	小手沢	宮下	A
1 7 2	山腹崩壊危険地区	川平	大蔵	川平	C
1 7 3	山腹崩壊危険地区	向田	東中山	向田	C
1 7 4	山腹崩壊危険地区	紺屋貝戸	中立	紺屋貝戸	C
1 7 5	山腹崩壊危険地区	佐切田前	足助白山	佐切田前	C
1 7 6	山腹崩壊危険地区	森ノ洞、堂ノ洞	足助白山	森ノ洞、堂ノ洞	A
1 7 7	山腹崩壊危険地区	宮ノ洞	久木	宮ノ洞	C
1 7 8	山腹崩壊危険地区	日向	富岡	日向	A
1 7 9	山腹崩壊危険地区	向イ	富岡	向イ	C
1 8 0	山腹崩壊危険地区	本洞	山谷	本洞	B
1 8 1	山腹崩壊危険地区	日向	有洞	日向	A
1 8 2	山腹崩壊危険地区	中本郷	葛沢	中本郷	B
1 8 3	山腹崩壊危険地区	東ノ洞、中ノ切	野林	東ノ洞、中ノ切	C
1 8 4	山腹崩壊危険地区	松戻り	桑原田	松戻り	B
1 8 5	山腹崩壊危険地区	棚ヤゲ、屋ゲ	国閑	棚ヤゲ、屋ゲ	A
1 8 6	山腹崩壊危険地区	餅田	沢ノ堂	餅田	A
1 8 7	山腹崩壊危険地区	前田	連谷	前田	A
1 8 8	山腹崩壊危険地区	郷敷	四ッ松	郷敷	C
1 8 9	山腹崩壊危険地区	梅平	上切山	梅平	B
1 9 0	山腹崩壊危険地区	塩井屋敷外 2	竜岡	塩井屋敷外 2	B
1 9 1	山腹崩壊危険地区	瑞竜（１）	小	瑞竜	C
1 9 2	山腹崩壊危険地区	瑞竜（２）	小	瑞竜	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
193	山腹崩壊危険地区	引地	中立	引地	B
194	山腹崩壊危険地区	藤ケタワ（1）	大多賀	藤ケタワ	A
195	山腹崩壊危険地区	持アラバ	足助白山	持アラバ	B
196	山腹崩壊危険地区	清水元	実栗	清水元	C
197	山腹崩壊危険地区	久楽後（1）	実栗	久楽後	B
198	山腹崩壊危険地区	寺田外3	細田	寺田外3	B
199	山腹崩壊危険地区	ニイヤ外2	上小田	ニイヤ外2	B
200	山腹崩壊危険地区	亀割	御内	亀割	B
201	山腹崩壊危険地区	山ノ上	沢ノ堂	山ノ上	A
202	山腹崩壊危険地区	西久保	上切山	西久保	C
203	山腹崩壊危険地区	末長	御蔵	末長	C
204	山腹崩壊危険地区	東口論部	御内	東口論部	A
205	山腹崩壊危険地区	下本郷	葛沢	下本郷	A
206	山腹崩壊危険地区	大柏上	月原	大柏上	C
207	山腹崩壊危険地区	川見	足助	川見	A
208	山腹崩壊危険地区	井ノ元	月原	井ノ元	C
209	山腹崩壊危険地区	日陰	二タ宮	日陰	B
210	山腹崩壊危険地区	川向イ田	上八木	川向イ田	A
211	山腹崩壊危険地区	岩立	明川	岩立	C
212	山腹崩壊危険地区	亀平	明川	亀平	A
213	山腹崩壊危険地区	梅屋下	下国谷	梅屋下	C
214	山腹崩壊危険地区	万場	五反田	万場	B
215	山腹崩壊危険地区	柿ヶ坪	五反田	柿ヶ坪	B
216	山腹崩壊危険地区	キノコキ	明川	キノコキ	A
217	山腹崩壊危険地区	赤羽	北小田	赤羽	C
218	山腹崩壊危険地区	蛇石	足助	蛇石	A
219	山腹崩壊危険地区	南	富岡	南	A
220	山腹崩壊危険地区	栃木外3	東中山	栃木外3	A
221	山腹崩壊危険地区	青木外1	菅生	青木外1	C
222	山腹崩壊危険地区	神子ヶ入外1	明川	神子ヶ入外1	C
223	山腹崩壊危険地区	鍛冶ヶ下外2	四ツ松	鍛冶ヶ下外2	B
224	山腹崩壊危険地区	久楽後（2）	実栗	久楽後	C

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
2 2 5	山腹崩壊危険地区	東ノ洞	野林	東ノ洞	C
2 2 6	山腹崩壊危険地区	藤ケタワ（2）	大多賀	藤ケタワ	A
2 2 7	山腹崩壊危険地区	石神	大蔵	石神	B
2 2 8	山腹崩壊危険地区	松下	西檜尾	松下	A
2 2 9	山腹崩壊危険地区	小木山	怒田沢	小木山	B
2 3 0	山腹崩壊危険地区	枝玉（2）	川面	枝玉	B
2 3 1	山腹崩壊危険地区	奥山	怒田沢	奥山	C
2 3 2	山腹崩壊危険地区	柳	漆畑	柳	B
2 3 3	山腹崩壊危険地区	天バク	山ノ中立	天バク	A
2 3 4	山腹崩壊危険地区	栗下シ	御蔵	栗下シ	A
2 3 5	山腹崩壊危険地区	藤揚	四ッ松	藤揚	A
2 3 6	山腹崩壊危険地区	川造	足助白山	川造	B
2 3 7	山腹崩壊危険地区	小田口	二タ宮	小田口	B
2 3 8	山腹崩壊危険地区	須ノ夫	新盛	須ノ夫	A
1	地すべり危険地区	平石	東中山	平石	B
1	崩壊土砂流出危険地区	通り洞	明川	通り洞	B
2	崩壊土砂流出危険地区	向田	明川	向田	B
3	崩壊土砂流出危険地区	ヤオトシ	明川	ヤオトシ	B
4	崩壊土砂流出危険地区	深沢	明川	深沢	C
5	崩壊土砂流出危険地区	総山	足助	総山	C
6	崩壊土砂流出危険地区	落部	足助	落部	B
7	崩壊土砂流出危険地区	萩ノ田	上八木	萩ノ田	C
8	崩壊土砂流出危険地区	百々	上八木	百々	C
9	崩壊土砂流出危険地区	下貝戸	上八木	下貝戸	C
1 0	崩壊土砂流出危険地区	坂	上八木	坂	C
1 1	崩壊土砂流出危険地区	ハツケ蔵連	井ノ口	ハツケ蔵連	C
1 2	崩壊土砂流出危険地区	橋詰	田振	橋詰	C
1 3	崩壊土砂流出危険地区	白井	大河原	白井	C
1 4	崩壊土砂流出危険地区	名目理	大河原	名目理	C
1 5	崩壊土砂流出危険地区	大摺	大河原	大摺	B
1 6	崩壊土砂流出危険地区	落	大河原	落	B
1 7	崩壊土砂流出危険地区	中ノ洞	大蔵連	中ノ洞	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 8	崩壊土砂流出危険地区	下平（１）	大多賀	下平	C
1 9	崩壊土砂流出危険地区	下平（２）	大多賀	下平	C
2 0	崩壊土砂流出危険地区	下平（３）	大多賀	下平	C
2 1	崩壊土砂流出危険地区	不二平	大多賀	不二平	C
2 2	崩壊土砂流出危険地区	餅田	大多賀	餅田	C
2 3	崩壊土砂流出危険地区	八子（１）	大多賀	八子	C
2 4	崩壊土砂流出危険地区	八子（２）	大多賀	八子	C
2 5	崩壊土砂流出危険地区	藤ケタワ（１）	大多賀	藤ケタワ	C
2 6	崩壊土砂流出危険地区	藤ケタワ（２）	大多賀	藤ケタワ	C
2 7	崩壊土砂流出危険地区	榎木谷（１）	大多賀	榎木谷	C
2 8	崩壊土砂流出危険地区	榎木谷（２）	大多賀	榎木谷	C
2 9	崩壊土砂流出危険地区	奥山（１）	川面	奥山	C
3 0	崩壊土砂流出危険地区	奥山（２）	川面	奥山	B
3 1	崩壊土砂流出危険地区	押ノ山	川面	押ノ山	B
3 2	崩壊土砂流出危険地区	日影	川面	日影	C
3 3	崩壊土砂流出危険地区	猿戸屋	東川端	猿戸屋	C
3 4	崩壊土砂流出危険地区	橋戸	東川端	橋戸	B
3 5	崩壊土砂流出危険地区	大日影（１）	桑田和	大日影	A
3 6	崩壊土砂流出危険地区	大日影（２）	桑田和	大日影	A
3 7	崩壊土砂流出危険地区	水上	小	水上	B
3 8	崩壊土砂流出危険地区	大月	新盛	大月	C
3 9	崩壊土砂流出危険地区	足ノ草	新盛	足ノ草	B
4 0	崩壊土砂流出危険地区	打込	摺	打込	B
4 1	崩壊土砂流出危険地区	矢落	摺	矢落	C
4 2	崩壊土砂流出危険地区	吉ヶ入	千田	吉ヶ入	C
4 3	崩壊土砂流出危険地区	大藪	竜岡	大藪	B
4 4	崩壊土砂流出危険地区	屋下	栃ノ沢	屋下	C
4 5	崩壊土砂流出危険地区	浜居場	中立	浜居場	C
4 6	崩壊土砂流出危険地区	神於倉	中立	神於倉	C
4 7	崩壊土砂流出危険地区	蛇這	足助	蛇這	B
4 8	崩壊土砂流出危険地区	西大空	西檜尾	西大空	C
4 9	崩壊土砂流出危険地区	赤田和	平沢	赤田和	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
5 0	崩壊土砂流出危険地区	下平檉	二タ宮	下平檉	C
5 1	崩壊土砂流出危険地区	登沢	御内	登沢	C
5 2	崩壊土砂流出危険地区	山口・長水	御蔵	山口・長水	A
5 3	崩壊土砂流出危険地区	長沢	御蔵	長沢	B
5 4	崩壊土砂流出危険地区	畑中	御蔵	畑中	B
5 5	崩壊土砂流出危険地区	栗下シ	御蔵	栗下シ	A
5 6	崩壊土砂流出危険地区	引地	御蔵	引地	C
5 7	崩壊土砂流出危険地区	月ノ入	御蔵	月ノ入	C
5 8	崩壊土砂流出危険地区	山ノ神	実栗	山ノ神	B
5 9	崩壊土砂流出危険地区	七升蒔	岩神	七升蒔	B
6 0	崩壊土砂流出危険地区	十明山	四ツ松	十明山	B
6 1	崩壊土砂流出危険地区	前田	連谷	前田	B
6 2	崩壊土砂流出危険地区	石神	連谷	石神	C
6 3	崩壊土砂流出危険地区	栃平	連谷	栃平	C
6 4	崩壊土砂流出危険地区	森腰	連谷	森腰	C
6 5	崩壊土砂流出危険地区	羽根ヶ瀬	月原	羽根ヶ瀬	C
6 6	崩壊土砂流出危険地区	松ヶ洞	月原	松ヶ洞	C
6 7	崩壊土砂流出危険地区	下中ノ沢	月原	下中ノ沢	B
6 8	崩壊土砂流出危険地区	丸竹	月原	丸竹	C
6 9	崩壊土砂流出危険地区	明摺川	月原	明摺川	C
7 0	崩壊土砂流出危険地区	樋ノ沢（１）	月原	樋ノ沢	B
7 1	崩壊土砂流出危険地区	樋ノ沢（２）	月原	樋ノ沢	C
7 2	崩壊土砂流出危険地区	金蔵連	御内	金蔵連	B
7 3	崩壊土砂流出危険地区	下切	御内	下切	C
7 4	崩壊土砂流出危険地区	天狗山（１）	御内	天狗山	B
7 5	崩壊土砂流出危険地区	天狗山（２）	御内	天狗山	B
7 6	崩壊土砂流出危険地区	上浦山（１）	御内	上浦山	B
7 7	崩壊土砂流出危険地区	上浦山（２）	御内	上浦山	B
7 8	崩壊土砂流出危険地区	深沢（１）	明川	深沢	C
7 9	崩壊土砂流出危険地区	深沢（２）	明川	深沢	C
8 0	崩壊土砂流出危険地区	井ノ元	月原	井ノ元	A
8 1	崩壊土砂流出危険地区	五倫	小	五倫	A

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
8 2	崩壊土砂流出危険地区	田畑	小	田畑	B
8 3	崩壊土砂流出危険地区	岩立	明川	岩立	A
8 4	崩壊土砂流出危険地区	中平	上八木	中平	A
8 5	崩壊土砂流出危険地区	奥山	怒田沢	奥山	B
8 6	崩壊土砂流出危険地区	隠屋	大多賀	隠屋	C
8 7	崩壊土砂流出危険地区	萩ヶ根	御内	萩ヶ根	C
8 8	崩壊土砂流出危険地区	坂洞	足助	坂洞	C
8 9	崩壊土砂流出危険地区	チソ	明川	チソ	C
9 0	崩壊土砂流出危険地区	狐塚	竜岡	狐塚	B
9 1	崩壊土砂流出危険地区	胡桃ノ草	葛沢	胡桃ノ草	C
9 2	崩壊土砂流出危険地区	大奥山	御内	大奥山	C
9 3	崩壊土砂流出危険地区	竜留	小	竜留	A
9 4	崩壊土砂流出危険地区	奥山	東大見	奥山	C
9 5	崩壊土砂流出危険地区	深沢（3）	明川	深沢	A
9 6	崩壊土砂流出危険地区	深沢（4）	明川	深沢	A
9 7	崩壊土砂流出危険地区	上浦山（3）	御内	上浦山	B
9 8	崩壊土砂流出危険地区	浦山（1）	御内	浦山	C
9 9	崩壊土砂流出危険地区	浦山（2）	御内	浦山	C
1 0 0	崩壊土砂流出危険地区	平岩	御蔵	平岩	B
1 0 1	崩壊土砂流出危険地区	井ノ元（1）	月原	井ノ元	B
1 0 2	崩壊土砂流出危険地区	井ノ元（2）	月原	井ノ元	B
1 0 3	崩壊土砂流出危険地区	草沢	川面	草沢	A
1 0 4	崩壊土砂流出危険地区	茶磨	小町	茶磨	A
1 0 5	崩壊土砂流出危険地区	岩立（1）	明川	岩立	C
1 0 6	崩壊土砂流出危険地区	岩立（2）	明川	岩立	C
1 0 7	崩壊土砂流出危険地区	岩立（3）	明川	岩立	C
1 0 8	崩壊土砂流出危険地区	総山	足助	総山	C
1 0 9	崩壊土砂流出危険地区	不二平	大多賀	不二平	C
1 1 0	崩壊土砂流出危険地区	木夕橋	足助	木夕橋	A
1 1 1	崩壊土砂流出危険地区	日向東	東渡合	日向東	B
1 1 2	崩壊土砂流出危険地区	日向東外 1	東渡合	日向東外 1	B
1 1 3	崩壊土砂流出危険地区	日向中	東渡合	日向中	B

番号	地区区分	地区名	位置		危険度
			町	字	
1 1 4	崩壊土砂流出危険地区	深沢（５）	明川	深沢	C
1 1 5	崩壊土砂流出危険地区	深沢（６）	明川	深沢	A
1 1 6	崩壊土砂流出危険地区	中平（１）	上八木	中平	C
1 1 7	崩壊土砂流出危険地区	中平（２）	上八木	中平	A
1 1 8	崩壊土砂流出危険地区	八子（３）	大多賀	八子	B
1 1 9	崩壊土砂流出危険地区	西ヶ入	井ノ口	西ヶ入	A
1 2 0	崩壊土砂流出危険地区	ヤオトシ	明川	ヤオトシ	B
1 2 1	崩壊土砂流出危険地区	根木貝戸	東大見	根木貝戸	B
1 2 2	崩壊土砂流出危険地区	大岩	明川	大岩	C
1 2 3	崩壊土砂流出危険地区	中峰	久木	中峰	B
1 2 4	崩壊土砂流出危険地区	滝ノ洞	大河原	滝ノ洞	B
1 2 5	崩壊土砂流出危険区域	フセタ	明川	フセタ	A
1 2 6	崩壊土砂流出危険区域	入出り	月原	入出り	B

地 区 名	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区
豊 田	1 1 2箇所	9 9箇所	1 箇所
藤 岡	4 5箇所	8 6箇所	—
小 原	1 3 1箇所	1 1 0箇所	—
旭	1 5 6箇所	1 3 6箇所	—
稲 武	1 0 0箇所	1 1 8箇所	1 箇所
下 山	1 0 2箇所	3 1箇所	—
足 助	2 3 8箇所	1 2 6箇所	1 箇所
合 計	8 8 4箇所	7 0 6箇所	3 箇所

- (注)1. 山腹崩壊危険地区とは、山腹崩壊により公共施設・人家等に直接被害を与えるおそれのある地区。
崩壊土砂流出危険区域とは、山腹崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、災害が発生するおそれのある地区。
地すべり危険地区とは、地すべりにより公共施設・人家等に直接被害を与えるおそれのある地区。
2. これらの危険地区は、現在の技術水準の調査によって把握されたものです。この危険地区以外でも、災害が発生する可能性があります。

(森林課)

8 道路の現況及び注意箇所等

(1) 市内道路及び橋りょうの現況

(令和5年4月1日現在)

種 別	道路延長 (km)	橋りょう (箇所)
国 道	2 0 3	2 1 4 (97)
1 5 3号	6 0	5 1 (25)
1 5 5号	2 3	2 4 (16)
2 4 8号	8	1 3 (4)
3 0 1号	2 8	3 8 (17)
4 1 9号	4 3	4 8 (23)
2 5 7号	1 2	1 6 (2)
4 2 0号	1 7	1 7 (7)
4 7 3号	1 2	7 (2)
県 道	5 9 8	6 2 4 (201)
主要地方道	1 9 6	2 3 5 (92)
一般県道	4 0 2	3 8 9 (109)
市 道	2, 6 1 7	1, 1 8 4 (408)
合 計	3, 4 1 8	2, 0 2 2 (706)

(注) 橋梁数の()は、そのうちの15メートル以上のものの数

(土木管理課)

(2) 道路通行規制箇所

(令和5年4月1日現在)

管理 番号	道 路 名		規 制 区 間	延長 (km)	通行注意 時間雨量 連続 (mm)	通行止時間雨量		管理機関
	種別	路線名				連続 (mm)	時間 (mm)	
4	国道	国道257号	豊田市川手町 ～豊田市稲武町	6.9	100	150	40	県豊田加茂 建設事務所
7	国道	国道419号	豊田市大ヶ蔵連 町	4.3	100	150	40	県豊田加茂 建設事務所

管理 番号	道 路 名		規 制 区 間	延長 (km)	通行注意 時間雨量 連続 (mm)	通行止時間雨量		管理機関
	種別	路線名				連続 (mm)	時間 (mm)	
						～豊田市上仁木町		
23	主要 地方道	豊田明智線	豊田市笹戸町 ～豊田市小渡町	5.3	100	150	40	県豊田加茂 建設事務所
24	主要 地方道	豊田明智線	豊田市下切町 ～豊田市須渕町	5.7	100	120	40	県豊田加茂 建設事務所
25	主要 地方道	豊田多治見線	豊田市木瀬町 ～豊田市三箇町	3.7	100	150	40	県豊田加茂 建設事務所
27	主要 地方道	土岐足助線	豊田市宮代町 ～豊田市下切町	7.3	100	120	40	県豊田加茂 建設事務所
28	主要 地方道	土岐足助線	豊田市小渡町 ～豊田市新盛町	7.9	100	120	40	県豊田加茂 建設事務所
29	主要 地方道	瑞浪大野瀬線	岐阜・愛知県境	3.8	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
			～豊田市大野瀬町					
35	主要 地方道	岡崎足助線	豊田市鵜ヶ瀬町 ～豊田市近岡町	10.8	100	150	40	県豊田加茂 建設事務所
39	主要 地方道	東栄稲武線	設楽町津具 ～豊田市稲武町	14.6	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
43	一般 県道	加茂川志賀線	豊田市加茂川町 ～豊田市中垣内町	4.4	100	150	40	県豊田加茂 建設事務所
44	一般 県道	北一色東 広瀬線	豊田市西広瀬町 ～豊田市迫町	5.9	100	120	40	県豊田加茂 建設事務所
45	一般 県道	上仁木明智線	豊田市宮代町 ～豊田市東郷町	5.1	100	120	40	県豊田加茂 建設事務所
46	一般 県道	平畑土岐線	豊田市平畑町 ～豊田市小原町	6.2	100	120	40	県豊田加茂 建設事務所

管理 番号	道 路 名		規 制 区 間	延長 (km)	通行注意 時間雨量 連続 (mm)	通行止時間雨量		管理機関
	種別	路線名				連続 (mm)	時間 (mm)	
47	一般 県道	島崎豊田線	豊田市島崎町 ～豊田市平畑町	4.1	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
48	一般 県道	島崎豊田線	豊田市笹戸町 ～豊田市石野町	16.5	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
49	一般 県道	大野瀬小渡線	豊田市川手町 ～豊田市牛地町	8.1	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
50	一般 県道	大野瀬小渡線	豊田市牛地町 ～豊田市小渡町	9	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
51	一般 県道	大沼足助線	豊田市平瀬町 ～豊田市安美京 町	10.5	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
52	一般 県道	田峯東大見線	豊田市御内町 ～豊田市東大見 町	6.8	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
71	一般 県道	牛地大多賀線	豊田市連谷町 ～豊田市大多賀 町	3.1	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
72	一般 県道	沢田御作線	豊田市北篠平町 ～豊田市御作町	4.4	100	150	40	県豊田加茂 建設事務所
73	一般 県道	木瀬富田線	豊田市木瀬町 ～豊田市富田町	6.5	100	150	40	県豊田加茂 建設事務所
74	一般 県道	笹戸小田木線	豊田市笹戸町 ～豊田市大坪町	4.7	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
75	一般 県道	笹戸小田木線	豊田市田津原町 ～豊田市小田木 町	6.4	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所
78	一般 県道	大野瀬小渡線	豊田市押山町 ～豊田市川手町	1.2	70	100	30	県豊田加茂 建設事務所

管理 番号	道 路 名		規 制 区 間	延長 (km)	通行注意 時間雨量 連続 (mm)	通行止時間雨量		管理機関
	種別	路線名				連続 (mm)	時間 (mm)	
102 103	主要 地方道	猿投グリーン ロード	全 線	13.1		150	40	愛知県 道路公社
111	一般 国道	1 5 3号	豊田市明川町～ 豊田市小田木町	7.4		150		国土交通省 名古屋国道 事務所

(土木管理課)

第1 防災上注意すべき自然的・社会的条件

9 緊急輸送道路及び交通規制路線

(1) 県指定 緊急輸送道路 (市内)

(令和5年11月1日現在)

区 分	路 線 名	起 点	終 点
第1次	東名高速道路	全 区 間	
	新東名高速道路	全 区 間	
	伊勢湾岸自動車道	全 区 間	
	東海環状自動車道	全 区 間	
	(国) 155号	全 区 間	
	(国) 248号	渡刈町	挙母町 (挙母町1交点)
	(国) 153号	全 区 間	
	衣浦豊田道路	全 区 間	
第2次	(国) 301号	黒坂町 (下山地区)	挙母町 (挙母町1交点)
	(国) 419号	大ケ蔵連町 (小原地区)	陣中町 (陣中町1北交点)
	(国) 257号	中当町 (稲武地区)	押山町 (稲武地区)
	(国) 420号	足助町 (足助地区)	阿蔵町 (下山地区)
	(国) 473号	黒坂町 (下山地区)	阿蔵町 (下山地区)
	(主) 力石名古屋線 (猿投グリーンロード)	力石町 (力石IC東交点)	八草町
	(主) 豊田明智線	平戸橋町 (平戸大橋西交点)	須渕町
	(主) 豊田一色線	大林町 (大林町8交点)	吉原町
	(主) 豊田安城線	美山町	福受町
	(主) 豊田多治見線	西中山町 (藤岡地区)	西中山町 (藤岡地区)
	(主) 瀬戸設楽線	折平町 (藤岡地区)	上川口町 (藤岡地区)
	(主) 土岐足助線	小渡町 (旭地区)	新盛町 (足助地区)
	(主) 岡崎足助線	鵜ヶ瀬町 (松平橋交点)	近岡町 (足助地区)
	(主) 名古屋岡崎線	生駒町 (生駒町東山交点)	福受町

(2) 第3次緊急輸送道路(市指定 緊急輸送道路等)

ア 市指定緊急輸送道路 一覧

(令和5年1月1日現在)

指 定 区 間	市道 No.	道路 等級	路 線 名	起 点	終 点	延長
(国) 301号 (スカイホール西、 拳母町4) ～ (国) 248号 (トヨタ自動車本社 工場、トヨタ町)	71	1	吹上天神線	十塚町5交点	拳母町4交点	0.3
	133 8	1	環状4号線	十塚町5交点	長興寺5交点	1.6
	188	13	長興寺今線	長興寺5交点	トヨタ町東交点	1.7
	374 9	1	豊田環状1号線	トヨタ町交点	トヨタ町東交点	0.9
内環状線： (国) 419号 (梅坪9) ～ (国) 153号 (平成記念橋北交点)	170 9	1	平戸橋土橋線	梅坪町9交点	朝日町6交点	1.6
	84	13	大洞筋違橋線	朝日町6交点	細谷町4交点	2.7
	271 3	1	豊田刈谷3号線	細谷町4交点	細谷町7交点 ((国)419号へ接続)	0.4
	291	1	鴻ノ巣線	細谷町7交点	新生跨線橋西詰	0.5
	271 4	1	高橋細谷4号線	丸山町1交点	新生跨線橋西詰	0.5
	151 6	1	高橋細谷3号線	丸山町4交点	丸山町1交点	0.3
	135 7	1	高橋細谷2号線	長興寺9交点	丸山町4交点	1.5
	121 2	1	高橋細谷線	野見小学校西交点	長興寺9交点	1.6
	112 6	1	都計環状線	高橋町4交点	野見小学校西交点	2.2
(国) 153号 (平成記念橋交点) ～ 医療センター (高原町3)	284 6	1	荒井郷中線	荒井町万加田交点	平成記念橋北交点	0.2
	126 1	1	西山越戸線	高原町3交点	荒井町万加田交点	1.9
医療センター (高原町3) ～ (国) 248号 (栄町3交点)	254	1	拳母保見線	栄町3交点	高原町3交点	1.0
計						20.4

イ 緊急啓開道路 一覧

(ア) 優先啓開路線 (重要拠点)

(令和5年11月1日現在)

区 域	分 類	指 定 区 間	市道 番号	道路 等級	路 線 名	対 象 区 間		延長	備 考
						起 点	終 点		
旧 豊 田 市	災害 対策本部	(国) 153号 ～ 豊田市役所東西庁舎	114	123	(市) 蔵前前山線	市役所前交点	拠点入口	0.1	
		(国) 153号 ～ 豊田市役所南庁舎	114	123	蔵前前山線	市役所前交点	元城町4丁目2	0.1	
			82	3	神田元城線	元城町4丁目2	拠点入口	0.1	
		(国) 153号 ～ 市民文化会館	1226	1	小坂若林1号線	小坂町12交点	拠点入口	0.3	
	現地 対策本部 (支所)	(主) 豊田安城線 ～ 上郷支所	425	3	下長根配津1号線	永覚町南沢交点	上郷町5丁目23	0.1	
			1055	3	上郷第28号線	上郷町5丁目23	拠点入口	0.1	
		(国) 419号 ～ 猿投支所	-	-	(主) 名古屋豊田線	四郷町与茂田交点	四郷町東畑交点	0.3	
			1206	2	旧多治見線	四郷町東畑交点	四郷町東畑70	0.1	
			1359	3	四郷通学線	四郷町東畑70	四郷町東畑70	0.1	
			2515	3	井上公園線	四郷町東畑70	拠点入口	0.1	
		(国) 155号 ～ 高岡支所	1207	2	旧名岡線	高岡町松葉交点	若林西町小山交点	0.3	
			-	-	(国) 419号	若林西町交点	高岡中学校西交点	1.0	
			-	-	(県) 岡崎豊明線	高岡中学校西交点	高岡町長根57	0.3	
			2553	3	前林高岡線	高岡町長根57	拠点入口	0.1	
		(国) 301号 ～ 高橋支所	1126	1	都計環状線	野見小学校西交点	上野町6南交点	1.4	
			2610	1	豊田市停車場1号線	上野町6南交点	東山町1交点	0.2	
			2763	2	高上東山線	東山町1交点	拠点入口	0.5	

	(国) 3 0 1 号 ～ 松平支所	-	-	(主) 岡崎足助線	九久平町築場交点	拠点入口	0.5	
消防	(国) 2 4 8 号 ～ 消防本部	1357	1	高橋細谷 2 号線	下林町 5 交点	長興寺 9 交点	0.7	
		188	13	長興寺今線	長興寺 9 交点	長興寺 5 交点	0.4	
		1338	1	環状 4 号線	長興寺 5 交点	拠点入口	0.1	
	(国) 4 1 9 号 ～ 北消防署	1123	1	四郷西山線	四郷町森前交点	拠点入口	0.1	
	(国) 1 5 5 号 ～ 保見出張所	652	3	黒坪寺洞線	篠原町黒坪 10	拠点入口	0.1	
	(国) 1 5 3 号 ～ 力石出張所	-	-	(国) 1 5 3 号に接続 (第 1 次緊急輸送道路)	-	-	-	
	(国) 1 5 3 号 ～ 東分署	2850	1	平戸橋水源 3 号線	勘八インター西交点	岩滝町高入交点	2.0	
		-	-	(県) 則定豊田線	岩滝町高入交点	拠点入口	0.1	
	(国) 1 5 5 号 ～ 逢妻分署	15-1	1	小久手本地 1 号線	横山町 3 交点	拠点入口	0.9	
	(国) 3 0 1 号 ～ 松平出張所	-	-	(主) 岡崎足助線	九久平町築場交点	拠点入口	1.0	
	(主) 豊田安城線 ～ 南消防署	-	-	(県) 岡崎豊明線	上郷町 1 交点	拠点入口	1.3	
	(主) 豊田安城線 ～ 西分署	1229	1	豊田刈谷 1 号線	土橋町 1 交点	清水町 1 丁目 8	0.8	
		815	3	東名側道南線	清水町 1 丁目 8	拠点入口	0.1	
	(国) 2 4 8 号 ～ 末野原分署	-	-	(県) 鴛鴨みよし線	鴛鴨町長根交点	鴛鴨町新林交点	0.6	
		-	-	(県) 本地鴛鴨線	鴛鴨町新林交点	拠点入口	0.2	
	(国) 1 5 5 号	-	-	(主) 名古屋岡崎線	生駒町横山交点	生駒町大坪交点	1.2	

	～ 高岡出張所	1224	1	堤駒場線	生駒町大坪交点	拠点入口	0.1	
警察	(国) 2 4 8 号 ～ 豊田警察署	-	-	(国) 2 4 8 号に接続 (第 1 次緊急輸送道路)	-	-	-	
病院	(国) 2 4 8 号 ～ トヨタ記念病院	3749	1	豊田環状 1 号線	トヨタ町交点	トヨタ町東交点	0.9	災害拠点 病院
		188	13	長興寺今線	トヨタ町東交点	トヨタ町北東交点	0.5	
		819	3	平山線	トヨタ町北東交点	トヨタ記念病院西交点	0.3	
		2685	3	竜宮平山線	トヨタ記念病院西交点	拠点入口	0.4	
	(国) 1 5 3 号 ～ 豊田厚生病院	4541	1	浄水駅南通り線	浄水町中三戸口交点	拠点入口	0.4	災害拠点 病院
	(国) 1 5 5 号 ～ 豊田地域医療センター	254	1	拳母保見線	栄町 3 交点	拠点入口	1.2	後方拠点 医療機関
	(国) 1 5 5 号 ～ 加茂クリニック	-	-	(国) 4 1 9 号	西町 4 交点	神田町 1 丁目 28	0.3	透析病院
		78	3	仲田十王塚線	神田町 1 丁目 28	拠点入口	0.1	
	(国) 2 4 8 号 ～ 豊田共立クリニック	2643	1	大林豊栄 1 号線	豊栄町 6 交点	拠点入口	0.3	透析病院
	(国) 1 5 3 号 ～ 東加茂クリニック	2850	1	平戸橋水源 3 号線	勘八インター西交点	岩滝町高入交点	1.9	透析病院
		-	-	(県) 則定豊田線	岩滝町高入交点	拠点入口	0.2	
	(国) 1 5 5 号 ～ 保見クリニック	1263	1	保見浄水線	浄水町伊保原南交点	拠点入口	2.1	透析病院
活動拠点	(国) 3 0 1 号 ～ 矢作川豊田防災ステーション (ヘリポートと重複)	-	-	(国) 3 0 1 号に接続 (第 2 次緊急輸送道路)	-	-	-	県地域防災 活動拠点 ヘリポート
	(国) 1 5 3 号 ～ 白浜公園	65	1	天神高橋線	喜多町 4 交点	豊田大橋西詰	0.3	県地域防災 活動拠点
		1166	2	白浜線	豊田大橋西詰	拠点入口	0.1	
	(国) 1 5 3 号 ～ 越戸公園	736	3	越戸石平線	平戸橋町太戸 53	平戸橋町上井畑 307	0.2	県地域防災 活動拠点
		1764	3	越戸平戸橋線	平戸橋町上井畑 307	拠点入口	0.1	
	(国) 3 0 1 号 ～ 豊田スタジアム (物資受入拠点と重複)	5158	3	森千石 1 号線	加茂川橋西交点	拠点入口	0.1	救援部隊 活動拠点 救援物資等

旧 豊 田 市									受入施設
	(国) 4 1 9号 ～ 豊田市運動公園 (物資受入拠点と重複)	2711	1	亀首町屋線	亀首町前田交点	亀首町町屋洞	0.3	救援部隊 活動拠点 救援物資等 受入施設	
		704	13	町屋東山線	亀首町町屋洞	亀首町町屋洞 222	0.9		
		2712	1	亀首御船線	亀首町町屋洞 222	御船町待井 67	0.5		
		1722	1	高町東山線	御船町待井 67	高町東山 4	0.3		
		2958	1	猿投公園線	高町東山 4	高町東山 63	0.6		
		729	3	東山 2 号線	高町東山 63	拠点入口	0.2		
	物資 受入拠点	(国) 1 5 5号 ～ 高岡公園体育館	-	-	(主) 名古屋岡崎線	生駒町横山交点	中田町川向交点	1.5	救援物資等 受入施設
			533	2	高岡富士松線	中田町川向交点	拠点入口	0.1	
		(主) 豊田安城線 ～ 柳川瀬公園体育館	-	-	(県) 岡崎豊明線	上郷町 1 交点	畝部西町伊勢神交点	2.2	救援物資等 受入施設
			368	1	柳ヶ瀬線	畝部西町伊勢神交点	畝部東町横道 99	1.0	
			4173	2	畝部東 2 号線	畝部東町横道 99	畝部東町中乞 95	0.3	
		(国) 3 0 1号 ～ 東山体育センター	2252	1	平戸橋水源 1 号線	泉町 2 交点	宝来町 4 丁目 758	1.2	救援物資等 受入施設
			398	123	上野大見線	宝来町 4 丁目 758	東山町 6 丁目 1503	0.3	
			1519	3	宝来美里線	東山町 6 丁目 1503	美里 3 丁目 24	0.1	
			1331	3	東部 65 号線	美里 3 丁目 24	拠点入口	0.1	
		(国) 1 5 3号 ～ 西部体育館	1695	3	西新高崎 1 号線	西新町 7 交点	西新町 6 丁目 60	0.2	救援物資等 受入施設
			815	3	東名側道南線	西新町 6 丁目 60	拠点入口	0.2	
		(主) 豊田安城線 ～ 豊田地域文化広場	2684	1	環状 5 号線	永覚町上長根交点	大成町交点	0.8	救援物資等 受入施設
			1228	1	環状 2 号線	大成町交点	拠点入口	0.5	
	公的機関	(国) 1 5 3号 ～ 中部地方整備局 名古屋国道事務所 豊田維持出張所	-	-	(国) 1 5 5号に接続 (第 1 次緊急輸送道路)	-	-	-	国施設
		(国) 1 5 3号 ～ 愛知県豊田加茂総合庁舎	114	123	蔵前前山線	市役所前交点	拠点入口	0.1	県施設
		(国) 2 4 8号 ～ 愛知県豊田加茂建設事務所	74	2	初陣桜町線	豊田警察署北交点	松ヶ枝町 2 丁目 6	0.1	県施設
			208	3	樹木青木線	松ヶ枝町 2 丁目 6	拠点入口	0.2	
	その他	(国) 2 4 8号 ～ 消防本部	1357	1	高橋細谷 2 号線	下林町 5 交点	長興寺 9 交点	0.7	ヘリポート
			188	13	長興寺今線	長興寺 9 交点	拠点入口	0.5	

旧 豊 田 市	ライフ ライン 拠点	(主) 豊田安城線 ～ 豊田永覚中A (減圧装置)	-	-	(県) 鴛鴨みよし線	永覚町上長根交点	拠点入口	0.1	東邦ガス施設
		(主) 豊田安城線 ～ 豊田柵塚中A (減圧装置)	470	3	上広畔福受線	福受町背戸側 88-1	福受町背戸側 183	0.1	東邦ガス施設
			1480	3	福受8号線	福受町背戸側 183	福受町背戸側 180	0.2	
			-	-	-	福受町背戸側 180	拠点入口	0.1	
		(国) 155号 ～ 豊田朝日中A (減圧装置)	15-1	1	小久手本地1号線	横山町3交点	拠点入口	0.5	東邦ガス施設
		(国) 153号 ～ 豊田元町中A (減圧装置)	84	13	大洞筋違橋線	小坂町10交点	細谷町1交点	1.1	東邦ガス施設
			287-0	2	衣ヶ原細谷線	細谷町1交点	衣ヶ原4交点	0.5	
			302	2	広久手下細谷線	衣ヶ原4交点	拠点入口	0.1	
		(国) 419号 ～ 豊田陣中中A (減圧装置)	1575	3	陣中平芝2号線	陣中町1北交点	拠点入口	0.2	東邦ガス施設
		(国) 248号 ～ 豊田鴛鴨中A (減圧装置)	1196	1	畝部渡刈線	鴛鴨町郷上交点	拠点入口	0.3	東邦ガス施設
		(国) 301号 ～ 豊田野見中A (減圧装置)	1212	1	高橋細谷線	野見小学校西交点	野見町5丁目 184	0.4	東邦ガス施設
			416	3	野見長興寺線	野見町5丁目 184	野見町3丁目 151	0.3	
			1737	3	御立野見線	野見町3丁目 151	拠点入口	0.1	
	ライフ ライン 拠点	(国) 153号 ～ 西町変電所	77	3	御殿下桜町線	元城町2丁目	元城町2丁目	0.1	中部電力事業場 および発電所
			81	3	仲田桜町線	元城町2丁目	拠点入口	0.1	
		(国) 248号 ～ 拳母変電所	-	-	(国) 248号に接続 (第1次緊急輸送道路)	-	-	-	中部電力事業場 および発電所
		(国) 248号 ～ 猿投変電所	-	-	(主) 名古屋豊田線	保見町塚原交点	貝津町郷地 68	1.6	中部電力事業場 および発電所
			-	-		貝津町郷地 68	貝津町寺前 142	0.3	
			-	-		貝津町寺前 142	拠点入口	0.1	
		(主) 豊田安城線 ～ 鴻ノ巣変電所	1146	1	都計花丘一本木線	土橋町交点	土橋町2交点	0.5	中部電力事業場 および発電所
			3182	1	豊田刈谷4号線	土橋町2	鴻巣橋北交点	0.1	
			98	13	新生鴻ノ巣線	鴻巣橋北交点	鴻ノ巣町3丁目 3-1	0.5	
			2352	3	鴻ノ巣住宅1号線	鴻ノ巣町3丁目 3-1	拠点入口	0.1	
		(国) 155号 ～	15-1	1	小久手本地1号線	横山町3交点	宮上町6交点	1.6	中部電力事業場 および発電所
			-	-	(県) 宮上知立線	宮上町6交点	宮町4丁目 57	0.2	

宮口変電所	1137	3	宮町線	宮町4丁目57	拠点入口	0.1	
(国) 301号 ～ 香九礼変電所	2252	1	平戸橋水源1号線	泉町2交点	宝来町4交点	1.1	中部電力事業場 および発電所
	398	123	上野大見線	宝来町4交点	志賀町香九礼1-1	0.2	
	2087	3	志賀団地18号線	志賀町香九礼1-1	志賀町香九礼1-1	0.1	
	2082	3	志賀団地13号線	志賀町香九礼1-1	志賀町香九礼1-1	0.1	
	2080	3	志賀団地11号線	志賀町香九礼1-1	拠点入口	0.1	
(国) 155号 ～ 駒新変電所	-	-	(主) 名古屋岡崎線	生駒町東山交点	生駒町大坪交点	1.2	中部電力事業場 および発電所
	1224	1	堤駒場線	生駒町大坪交点	駒場町中山交点	0.8	
	527-1	3	宮裏線	駒場町中山交点	駒新町大阪89	0.6	
	527-2	3	宮裏2号線	駒新町大阪89	拠点入口	0.1	
(主) 豊田安城線 ～ 和会变電所	-	-	(県) 岡崎豊明線	上郷町1交点	拠点入口	0.4	中部電力事業場 および発電所
(国) 155号 ～ 篠原変電所	-	-	(主) 名古屋豊田線	大井橋東交点	田𪛇町向畑167-4	1.2	中部電力事業場 および発電所
	654	3	篠原田𪛇線	田𪛇町向畑167-4	拠点入口	0.7	
(国) 419号 ～ 若草変電所	1261	1	西山越戸線	東梅坪町1交点	高原町3交点	0.9	中部電力事業場 および発電所
	254	1	拳母保見線	高原町3交点	若草町3丁目49	0.2	
	2963	3	若草3号線	若草町3丁目49	拠点入口	0.1	
(国) 155号 ～ 若林変電所	1266	1	環状3号線	堤町五月池南交点	若林西町北山51-4	0.4	中部電力事業場 および発電所
	-	-		若林西町北山51-4	若林西町北山51-4	0.1	
	542	3	三好岡崎線	若林西町北山51-4	若林西町北山122	0.1	
	-	-		若林西町北山122	若林西町北山122	0.1	
	4036	3	若林西1号線	若林西町北山122	若林西町北山122	0.1	
	605	3	旧半田拳母線第6号線	若林西町北山122	拠点入口	0.1	
(主) 豊田安城線 ～ 南豊田変電所	905	1	和会大林線	大林町7交点	大林町7丁目104	0.1	中部電力事業場 および発電所
	632	3	飛越大林線	大林町7丁目104	拠点入口	0.3	
(主) 豊田明智線 ～ 越戸発電所	714	3	申原波岩線	平戸橋町波岩96	拠点入口	0.5	中部電力事業場 および発電所
(国) 301号 ～ 東豊田変電所	1000	1	松平日影線	林添町下三五田和10-8	滝脇町榎前13-4	1.8	中部電力事業場 および発電所
	-	-	(県) 花沢桑原線	滝脇町榎前13-4	賀茂川町本郷90-2	3.2	
	-	-	(主) 賀茂川志賀線	賀茂川町本郷90-2	桂野町中皿田8-3	1.1	
(国) 155号	-	-	(主) 名古屋豊田線	大井橋東交点	田𪛇町向畑167-4	1.2	中部電力事業場

		～ 北豊田変電所	654	3	篠原田糲線	田糲町向畑 167-4	拠点入口	0.7	および発電電所
		(主) 豊田明智線	714	3	申原波岩線	平戸橋町波岩 96	平戸橋町波岩 98	0.6	中部電力事業場 および発電電所
		～ 愛知水力センター	-	-		平戸橋町波岩 98	拠点入口	0.1	
		(国) 1 5 3 号	-	-	(国) 1 5 3 号に接続 (第 1 次緊急輸送道路)	-	-	-	中部電力事業場 および発電電所
		～ 越戸水力制御所越戸ダム(左岸)	-	-					
		(主) 豊田明智線	714	3	申原波岩線	平戸橋町波岩 96	平戸橋町波岩 98	0.6	中部電力事業場 および発電電所
		～ 越戸水力制御所越戸ダム(右岸)	-	-		平戸橋町波岩 98	拠点入口	0.5	
		(国) 1 5 3 号	114	123	蔵前前山線	市役所前交点	拠点入口	0.2	中部電力事業場 および発電電所
		～ 中部電力豊田営業所	-	-	(主) 名古屋豊田線	四郷町与茂田交点	伊保町下河原交点	0.8	中部電力事業場 および発電電所
		(国) 4 1 9 号 ～ 中部電力豊田電力センター	2784	2	上原伊保線	伊保町下河原交点	伊保橋南交点	0.5	
			2923	3	西山向山線	伊保橋南交点	伊保町向山 18-4	0.3	
675	3		下北野向山線	伊保町向山 18-4	大清水町大清水交点	0.4			
673	13		殿貝津拳母線	大清水町大清水交点	拠点入口	0.4			
旭 地 区	現地 対策本部 (支所)	(主) 豊田明智線 ～ 旭支所	-	-	(県) 大野瀬小渡線	日の出橋南詰交点	拠点入口	0.1	
	消防	(主) 豊田明智線 ～ 旭出張所	-	-	(主) 瑞浪大野瀬線	浅谷町横手 239	拠点入口	0.3	
	その他	(主) 土岐足助線 ～ 旭中学校	1021 3	2	旭杉本線	榊野町大平 20	杉本町マセロ 10	0.1	ヘリポート
			1000 5	1	旭線	杉本町マセロ 10	拠点入口	0.5	
	ライフ ライン 拠点	(主) 豊田明智線 ～ 時瀬発電所	-	-	(県) 大野瀬小渡線	小渡町船渡 17-3	時瀬町東谷 41-7	1.7	中部電力事業場 および発電電所
			1032 0	3	旭下時瀬線	時瀬町東谷 41-7	拠点入口	0.1	
		(国) 2 5 7 号 ～ 奥矢作第二発電所	-	-	(県) 大野瀬小渡線	川手町前田 38	拠点入口	5.4	中部電力事業場 および発電電所
足	現地 対策本部 (支所)	(国) 1 5 3 号 ～ 足助支所	-	-	(国) 1 5 3 号に接続 (第 2 次緊急輸送道路)	-	-	-	

助 地 区	消防	(国) 4 2 0 号 ～ 足助消防署 (その他と重複)	-	-	(県) 小渡明川足助線	足助町飯盛 46	今朝平交点	0.9	ヘリポート
			-	-	(主) 瀬戸設楽線	今朝平交点	拠点入口	1.0	
	警察	(国) 1 5 3 号 ～ 足助警察署	2000 1	1	足助宮町小原線	足助記念橋北交点	岩神町仲田 7	0.1	
			2002 8	3	足助岩神仲田線	岩神町仲田 7	拠点入口	0.1	
	病院	(国) 1 5 3 号 ～ 足助病院	2000 1	1	足助宮町小原線	足助記念橋北交点	拠点入口	0.1	後方拠点 医療機関
	公的機関	(国) 4 2 0 号 ～ 愛知県豊田加茂建設事務所足助支所	-	-	(県) 小渡明川足助線	足助町飯盛 46	今朝平交点	0.9	県施設
			-	-	(主) 瀬戸設楽線	今朝平交点	拠点入口	0.2	
	ライフ ライン 拠点	(主) 豊田明智線 ～ 阿摺発電所	4252	1	富田国附 2 号線	富田町前田 44-3	国附町前瀬 125-2	0.3	中部電力事業場 および発電所
			-	-	(県) 島崎豊田線	国附町前瀬 125-2	拠点入口	1.8	
		(国) 4 2 0 号 ～ 賀茂発電所	-	-	(国) 4 2 0 号に接続 (第 2 次緊急輸送道路)	-	-	-	中部電力事業場 および発電所
		(主) 岡崎足助線 ～ 巴川発電所	2005 9	1	足助佐切国関平折線	下佐切町平七垣内 20-6	平折町木コノキ 9	3.8	中部電力事業場 および発電所
			-	-	(県) 坂上田振線	平折町木コノキ 9	坂上町日向 56-7	0.6	
			-	-	(県) 坂上花沢線	坂上町日向 56-7	坂上町日向 65-1	0.1	
			997	1	日明九久平線	坂上町日向 65-1	坂上町日向 98-12	0.4	
			2004 6	1	足助四ツ松日明線	坂上町日向 98-12	四ツ松町十明山 221- 1197	3.9	
			-	-	(県) 大沼足助線	四ツ松町十明山 221- 1197	拠点入口	0.3	
	ライフ ライン 拠点	(国) 1 5 5 号 ～ 足助発電所	2000 1	1	足助宮町小原線	足助町宮ノ後 2-10	拠点入口	0.2	中部電力事業場 および発電所
		(主) 岡崎足助線 ～ 東部変電所	2003 0	2	足助大島則定線	東大島町川谷 12-2	拠点入口	1.0	中部電力事業場 および発電所
足 助 地 区									
稲	現地 対策本部 (支所)	(国) 2 5 7 号 ～ 稲武支所	-	-	(国) 2 5 7 号に接続 (第 2 次緊急輸送道路)	-	-	-	

武 地 区	消防	(国) 1 5 3 号 ～ 稲武出張所 (その他と重複)	3000 9	3	稲武藤塚線	稲武町小井沢クゴ 57	拠点入口	0.2	ヘリポート
	活動拠点	(国) 1 5 3 号 ～ 道の駅どんぐりの里稲武	-	-	(国) 1 5 3 号に接続 (第 1 次緊急輸送道路)	-	-	-	救援部隊 活動拠点
ライフ ライン 拠点		(国) 1 5 5 号 ～ 黒田発電所	3023 8	2	稲武段戸線	黒田町仲田 362-1	拠点入口	0.4	中部電力事業場 および発電所
		(国) 1 5 3 号 ～ 奥矢作発電管理所 奥矢作第一発電所	-	-	(国) 1 5 3 号に接続 (第 1 次緊急輸送道路)	-	-	-	中部電力事業場 および発電所
		(国) 1 5 3 号 ～ 黒田ダム(左岸)	3025 1	2	稲武水別線	小田木町大水別 6-9	黒田町休石 1147-53	2.8	中部電力事業場 および発電所
			3023 8	2	稲武段度線	黒田町休石 1147-53	小田木町タカドヤ 1-20	0.5	
			-	-		小田木町タカドヤ 1-20	拠点入口	0.3	
		(国) 1 5 3 号 ～ 黒田ダム(右岸)	3025 1	2	稲武水別線	小田木町大水別 6-9	黒田町休石 1147-53	2.8	中部電力事業場 および発電所
			3023 8	2	稲武段度線	黒田町休石 1147-53	黒田町休石 1147-104	0.4	
			-	-		黒田町休石 1147-104	拠点入口	1	
		(国) 1 5 3 号 ～ 富永ダム(左岸)	3029 2	2	稲武富永線	小田木町大水別 6-9	拠点入口	0.6	中部電力事業場 および発電所
		(国) 1 5 3 号 ～ 富永ダム(右岸)	3029 2	2	稲武富永線	小田木町大水別 6-9	富永町所畑 18-19	1.7	中部電力事業場 および発電所
			-	-		富永町所畑 18-19	拠点入口	0.1	
小 原 地	現地 対策本部 (支所)	(国) 4 1 9 号 ～ 小原支所	4000 8	1	小原大草足助線	小原町尾崎 436	拠点入口	0.2	
	その他	(国) 4 1 9 号 ～ 緑の公園	-	-	公園内道路	小原町ユヤミ 47	拠点入口	0.4	ヘリポート

区	ライフ ライン 拠点	(主) 豊田明知線 ～ 百月発電所	-	-	(主) 豊田明知線に接続 (第2次緊急輸送道路)	-	-	-	中部電力事業場 および発電所
		(国) 419号 ～ 愛知変電所	4000 8	1	小原大草足助線	小原町尾崎 436-6	李町大下 1156-2	2.7	中部電力事業場 および発電所
			4000 9	2	小原李川下線	李町大下 1156-2	拠点入口	0.8	
下 山 地 区	現地 対策本部 (支所)	(国) 301号 ～ 下山支所	-	-	(主) 足助下山線	根崎交点	下山支所西交点	0.2	
			5006 3	3	下山越田和船橋線	下山支所西交点	拠点入口	0.4	
	消防	(国) 301号 ～ 下山出張所	-	-	(主) 足助下山線	根崎交点	下山支所西交点	0.2	
			5006 3	3	下山越田和船橋線	下山支所西交点	拠点入口	0.1	
	その他	(国) 301号 ～ ペリポート下山地区	-	-	(主) 足助下山線	根崎交点	大沼町越田和 7	0.8	ヘリポート
			-	-	(県) 作手善夫大沼線	大沼町越田和 7	大沼町鳥屋 67	0.3	
			5009 0	3	下山石坂塚本線	大沼町鳥屋 67	拠点入口	0.1	
	ライフ ライン 拠点	(国) 301号 ～ 花沢変電所	-	-	(国) 301号に接続 (第2次緊急輸送道路)	-	-	-	中部電力事業場 および発電所
藤 岡 地 区	現地 対策本部 (支所)	(主) 瀬戸設楽線 ～ 藤岡支所	6000 9	1	藤岡田中二反田線	藤岡飯野町二反田 457	拠点入口	0.1	
	消防	(国) 419号 ～ 藤岡小原分署	-	-	(国) 419号に接続 (第2次緊急輸送道路)	-	-	-	
	その他	(国) 419号 ～ ヘリポート藤岡地区	6000 7	1	藤岡深見田茂平線	深見常楽交点	拠点入口	0.7	ヘリポート
	ライフ ライン 拠点	(主) 瀬戸設楽線 ～ 飯野変電所	6011 0	2	藤岡飯野広瀬線	小右衛門橋北交点	拠点入口	0.1	中部電力事業場 および発電所
計								110.8	

(令和5年11月1日現在)

(イ) 啓開路線

(令和5年11月1日現在)

区域	指定区間	市道番号	道路等級	路線名	対象区間		延長
					起点	終点	
旧豊田市内	(県)鴛鴨みよし線 ～ (主)名古屋岡崎線	1266	1	環状3号線	堤町道田交点	上丘町大下西交点	1.2
		3571	1	堤駒場2号線	堤町道田交点	高岡町大西交点	1.2
		1224	1	堤駒場線	高岡町大西交点	生駒町大坪交点	2.5
	(国)155BP ～ (主)豊田安城線	1266	1	環状3号線	中町中郷交点南交点	堤町五月池南交点	2.0
		1228	1	環状2号線	大成町交点	中町中郷交点南交点	1.5
		2684	1	環状5号線	永覚町上長根交点	大成町交点	0.7
	(県)鴛鴨みよし線 ～ 岡崎市境 (愛環北野柵塚駅)	444	13	鴛鴨永覚愛宕線	東名高速交点	鴛鴨町新林交点	0.6
		2929	1	鴛鴨柵塚1号線	東名高速交点	幸町本川交点南交点	1.2
		429	13	隣松寺西柵塚線	幸町本川交点南交点	北野柵塚駅北市境	1.8
	(県)豊田環状線 ～ (国)153号	2652	13	平戸橋水源2号線	大見町1交点	泉町2交点	1.4
		2252	1	平戸橋水源1号線	泉町2交点	宝来町4交点	1.2
		2251	1	平戸橋水源線	宝来町2交点	岩滝町高入交点	2.4
		2850	1	平戸橋水源3号線	岩滝町高入交点	勘八町勘八インター西交点	1.9
	(国)155号 ～ (国)419号	1265	13	豊田刈谷2号線	聖心町2交点	上丘町廻間交点	0.8
		1229	1	豊田刈谷1号線	土橋町1交点	聖心町2交点	1.2
		1146	1	都計花丘一本木線	土橋町2交点	土橋町1交点	0.4
	市指定緊急輸送道路 ((市)平戸橋土橋線) ～ (国)153号	1709	1	平戸橋土橋線	朝日町6交点	東新町2交点	2.6
	(国)155号 ～ (県)豊田東郷線	15-1	1	小久手本地1号線	横山町3交点	宮上町6交点	1.6
	(国)153号 ～ 外環状線	65	1	天神高橋線	喜多町4交点	豊田大橋西詰	0.3
		1225	1	豊田市停車場線	豊田大橋西詰	上野町9交点	1.3
		2610	1	豊田市停車場1号線	上野町9交点	東山町4交点	1.6
	市指定緊急輸送道路 ((市)拳母保見線) ～ (国)155号	254	1	拳母保見線	高原町3交点	大清水町大清水63	0.8
		673	13	殿貝津拳母線	大清水町大清水63	大清水町大清水交点	1.0
		667	13	原山線	大清水町大清水交点	浄水町伊保原北交点	1.8
		1263	1	保見浄水線	浄水町伊保原南交点	東保見町池下交点	2.3
		1434	1	大門篠原線	東保見町池下交点	篠原町上り花交点	1.5
	緊急啓開道路 ((市)原山線) ～ (主)名古屋豊田線 ～ (県)深見亀首線	675	3	下北野向山線	大清水町大清水交点	向山橋南詰	0.4
		2923	3	西山向山線	向山橋南詰	伊保橋南交点	0.3
		2784	2	上原伊保線	伊保橋南交点	伊保町下川原交点	0.5
		1264	1	中切金山線	伊保町下川原交点	大橋北詰	5.8
	市指定緊急輸送道路 ((市)豊田環状1号線) ～ (県)豊田環状線	3749	1	豊田環状1号線	トヨ夕町東交点	平和町6交点	0.9

区域	指定区間	市道番号	道路等級	路線名	対象区間		延長
					起点	終点	
	市指定緊急輸送道路 ((市)豊田環状1号線) ～ (国)248号	188	13	長興寺今線	トヨタ町東交点	河合町1交点	0.6
		2715	1	環状6号線	河合町1交点	鴛鴨町長根交点	2.8
	(国)419号 ～ (県)豊田環状線	140	1	樹木小丸線	上挙母4交点	丸山町4交点南交点	1.0
		184	1	山之手第26号線	丸山町4交点南交点	山之手3交点北交点	0.5
		1537	13	南部16号線	山之手3交点北交点	山之手3交点	0.2
		1523	1	南部2号線	山之手3交点	三河豊田駅前交点南	0.3
	(国)419号 ～ 緊急啓開道路 ((市)的場大皿田線)	2711	1	亀首町屋線	亀首町前田交点	亀首町町屋洞交点	0.3
		704	13	町屋東山線	亀首町町屋洞交点	亀首町町屋洞238	0.9
		2712	1	亀首御船線	亀首町町屋洞238	御船高架橋北詰	1.0
		3301	1	亀首御船先線	御船高架橋北詰	御船町山ノ神交点	1.0
旧豊田市内	(主)豊田明智線 ～ 緊急啓開道路 ((市)藤岡御作御船線)	692	1	的場大皿田線	御船町奥山畑交点	西広瀬インター北交点	1.8
		3183	1	西広瀬工業団地1号線	西広瀬インター北交点	西広瀬町小麦生635	1.4
	(県)坂上大内線 ～ (国)301号	983	2	沢連九久平線	豊松町カヅタ	豊松町人見	0.9
		1004	1	松平足助線	松平町神田	豊松町カヅタ	1.6
	(国)301号 ～ (県)花沢桑原線	1000	1	松平日影線	林添町下三五田和	滝脇町榎前	1.8
	(県)坂上大内線 ～ (県)坂上花沢線	994	3	真垣内九久平線	坂上町市場	坂上町金姓	0.4
	緊急啓開道路 ((都)平戸橋土橋線) ～ (国)301号	836	1	北部14号線	陣中町2交点北	喜多町5交点	1.2
		71	1	吹上天神線	挙母町4交点	喜多町5交点	0.4
	(国)419号 ～ (国)153号	1709	1	平戸橋土橋線	東梅坪町10交点	梅坪町9交点	0.5
		3671	1	平戸橋土橋2号線	(国)153号交点	東梅坪町10交点	0.3
	(国)419号 ～ 市指定緊急輸送道路 ((市)西山越戸線)	4033	1	井上荒井1号線	豊田北郵便局南交点	荒井町万加田交点	1.8
	(国)155BP ～ 緊急啓開道路 ((都)三好ヶ丘駒場線)	1266	1	環状3号線	堤町五月池南交点	堤町道田交点	0.8
	(国)153号 ～ 緊急啓開道路 ((都)平戸橋土橋線)	32-2	1	石坂上竹生2号線	久保町2交点	挙母小学校南交点	0.5
		1569	1	豊田則定3号線	挙母小学校南交点	月見町3丁目2	0.5
		1340	1	豊田則定1号線	月見町3丁目2	日南南3丁目44	0.1
		1356	1	豊田則定2号線	日南南3丁目44	朝日町3西交点	0.6
	(国)155号 ～	52	1	駅前第3号線	新豊田駅東	豊田市駅西	0.1
		1567	1	公園線	新豊田駅東	小坂本町2丁目1	0.6

区域	指定区間	市道番号	道路等級	路線名	対象区間		延長
					起点	終点	
	市指定緊急輸送道路 ((市)大洞筋違橋線)	1421	1	大洞線	小坂本町 2 丁目 1	朝日町 2 交点	0.4
	(国) 1 5 5 号 ～ (国) 1 5 3 号	1566	1	樗通り線	拳母小学校西交点	小坂本町 4 交点	1.1
	(国) 2 4 8 号 ～	114	1	蔵前前山線	喜多町 2 交点	西町 2 交点	0.3
	緊急啓開道路 ((市)石坂上竹生 2 号線)	57	1	蔵前陣中線	喜多町 2 交点	昭和町 2 交点	0.5
	(国) 4 1 9 号 ～ (国) 2 4 8 号	1710	1	初陣線	神田町 2 交点	十塚町 4 交点	0.6
	(国) 4 1 9 号 ～	98	1	新生鴻ノ巣線	鴻ノ巣 2 丁目 12	鴻ノ巣橋北交点	0.1
		2689	1	豊田今村線	鴻ノ巣 2 丁目 12	緑ヶ丘 5 丁目 11	0.5
	緊急啓開道路 ((市)南部 1 6 号線)	244	1	山之手第 6 7 号線	緑ヶ丘 5 丁目 11	山之手 2 丁目 13	0.8
		1523	1	南部 2 号線	山之手 2 丁目 13	山之手 3 交点	0.2
	緊急啓開道路 ((市)樹木小丸線) ～	139	1	山之手下林線	司町 3 交点	庄司橋	0.4
	緊急啓開道路 ((市)小坂若林 2 号線)	213	1	山之手第 3 7 号線	庄司橋	山ノ手 1 0 南交点	1.6
	(県)三河豊田 停車場大林線 ～	2927	1	大林豊栄 2 号線	山ノ手 1 0 南交点	大林町 1 4 交点	0.3
		1227	1	小坂若林 2 号線	山ノ手 1 0 南交点	本町寺田交点	2.7
	緊急啓開道路 ((市)環状 3 号線)	1341	1	小坂若林 3 号線	本町寺田交点	広田町富田交点	1.0
旭	(県)平沢御蔵線 ～ (県)小渡明川足助線	10006	1	旭東加塩惣田線	加塩町広見	惣田町神明寺	1.9
	(県)小渡明川足助線 ～	10001	1	旭太田下平線	太田町神田	万町町井ノ上	1.7
	(県)笹戸小田木線	10007	1	旭中央線	太田町神田	押井町梅ヶ久保	2.4
	(県)笹戸小田木線 ～	10007	1	旭中央線	伊熊町大沼	平沢町中ノ田	3.1
	(県)平沢御蔵線	20164	3	足助加茂広域線	平沢町中ノ田	平沢町尾々下	0.1
	(主)瑞浪大野瀬線 ～ (主)土岐足助線	10008	1	旭一色上切線	一色町川西	上切町上切	3.4
	(県)島崎豊田線 ～ (県)笹戸小田木線	10009	1	旭沢中線	池島町坂口	東萩平町立石	2.1
足助地	(国) 4 2 0 号 ～ (国) 1 5 3 号	20001	1	足助宮町小原線	足助町岩清水	近岡町皿坂	0.7

区域	指定区間	市道番号	道路等級	路線名	対象区間		延長
					起点	終点	
区	緊急啓開道路 ((市)足助宮町小原線) ～ (主)足助下山線	20028	3	足助岩神仲田線	籠林町本郷	岩神町仲田	0.3
	(国)420号 ～ (県)小渡明川足助線	20014	2	足助飯盛真弓線	足助町梶平	足助町広畑	0.6
	(主)足助下山線 ～ (県)坂上花沢線	20046	1	足助四ツ松日明線	四ツ松町河原田	坂上町大槇	2.1
		997	1	日明九久平線	坂上町大槇	坂上町日向	0.4
	(主)岡崎足助線 ～ (県)坂上田振線	20059	1	足助佐切国閑平折線	下佐切町平七垣内	平折町南	3.8
	(国)420号 ～ 緊急啓開道路 ((市)足助加茂広域線)	20079	1	足助神尾川葛沢四ツ松線	東大見町市渡出	葛沢町寺屋敷	4.0
		4547	3	葛沢1号線	葛沢町寺屋敷	葛沢町榎山	1.7
足助地区	(県)月原近岡線 ～ (主)瀬戸設楽線	20099	2	足助摺月原線	摺町神皿田	月原町中畑	2.6
	(主)土岐足助線 ～ (県)久木中金線	20106	1	足助菅田和切山西榎尾線	榊野町小吹	西榎尾町広見	4.1
	(主)瀬戸設楽線 ～ (県)小渡明川足助線	20164	3	足助加茂広域線	川面町滝脇	千田町イナハ	4.7
	(国)420号 ～ (主)瀬戸設楽線	20164	3	足助加茂広域線	東大見町奥山	川面町上ノ平	8.4
	(国)420号 ～ 緊急啓開道路 ((市)下山神殿立岩線)	20164	3	足助加茂広域線	立岩町長坂	東大見町祢宜屋敷	1.7
	(主)足助下山線 ～ (県)坂上田振線	20026	1	足助小原田振線	籠林町本郷	田振町長走	1.4
稲武地区	(国)257号 ～ (国)153号	30001	1	稲武線	稲武町ナハテ	黒田町尾知	2.1
小原地区	(国)419号 ～ (県)大平折平線	40001	1	小原北篠平多治見線	北篠平町道南	大平町両工	3.5
	緊急啓開道路 ((市)小原喜佐平瑞浪線) ～ (県)平畑土岐線	40003	2	小原上仁木田代線	前洞町松下	小原田代町セバイシ	3.4

区 域	指定区間	市道番 号	道 路 等 級	路線名	対象区間		延長
					起点	終点	
	(県)沢田御作線 ～ (国)419号	40004	1	小原喜佐平瑞浪線	喜佐平町丸山	雑敷町老婆ヶ洞	5.4
	(国)419号 ～ (主)豊田明智線	40008	1	小原大草足助線	小原町尾崎	百月町神手	4.9
	(国)419号 ～ (主)土岐足助線	40011	1	小原永太郎岩下線	永太郎町筑紫田	岩下町タワ	2.1
		40065	3	小原岩下線	岩下町タワ	岩下町ヤブシ	0.7
		40011	1	小原永太郎岩下線	岩下町ヤブシ	刈萱町アオキ	0.5
	(県)作手菅沼平瀬線 ～ (国)420号	50010	2	下山宇連野阿蔵線	宇連野町宮前	阿蔵町曾理	2.0
下 山 地 区	(国)473号 ～ (県)作手菅沼平瀬線	50012	1	下山野原宇連野線	野原町蓬生	野原町井ノ口	1.0
	(国)301号 ～ (県)作手善夫大沼線	50011	1	下山吉平宇連野線	野原町井ノ口	宇連野町柳戸	1.9
		50045	2	下山蘭和合線	蘭町上屋敷	和合町岩倉	2.5
		50046	3	下山北山岩倉線	和合町北山	和合町岩倉	0.7
		50048	1	下山東大沼和合線	和合町北山	和合町石ノ塔	0.4
		50049	1	下山和合神殿線	和合町石ノ塔	神殿町上日折	1.2
	(県)作手善夫大沼線 ～ 緊急啓開道路 (市)足助加茂広域線	50108	3	下山神殿立岩線	神殿町笹ヶ田和	立岩長長坂	6.6
藤 岡 地 区	(国)419号 ～ (県)北一色東広瀬線	60007	1	藤岡深見田茂平線	深見常楽交点	深田橋北詰	2.4
	(県)木瀬富田線 ～ (県)北一色東広瀬線	60001	1	藤岡御作御船線	御作下河原交点	興亜橋北詰	2.5
	(県)北一色東広瀬線 ～ (国)419号	60001	1	藤岡御作御船線	田茂平町坂下 402	西中山町辻貝戸交点	2.7
	計						176. 8

(道路予防保全課)

(3) 耐震対策優先橋りょう(市管理)

(令和5年1月1日現在)

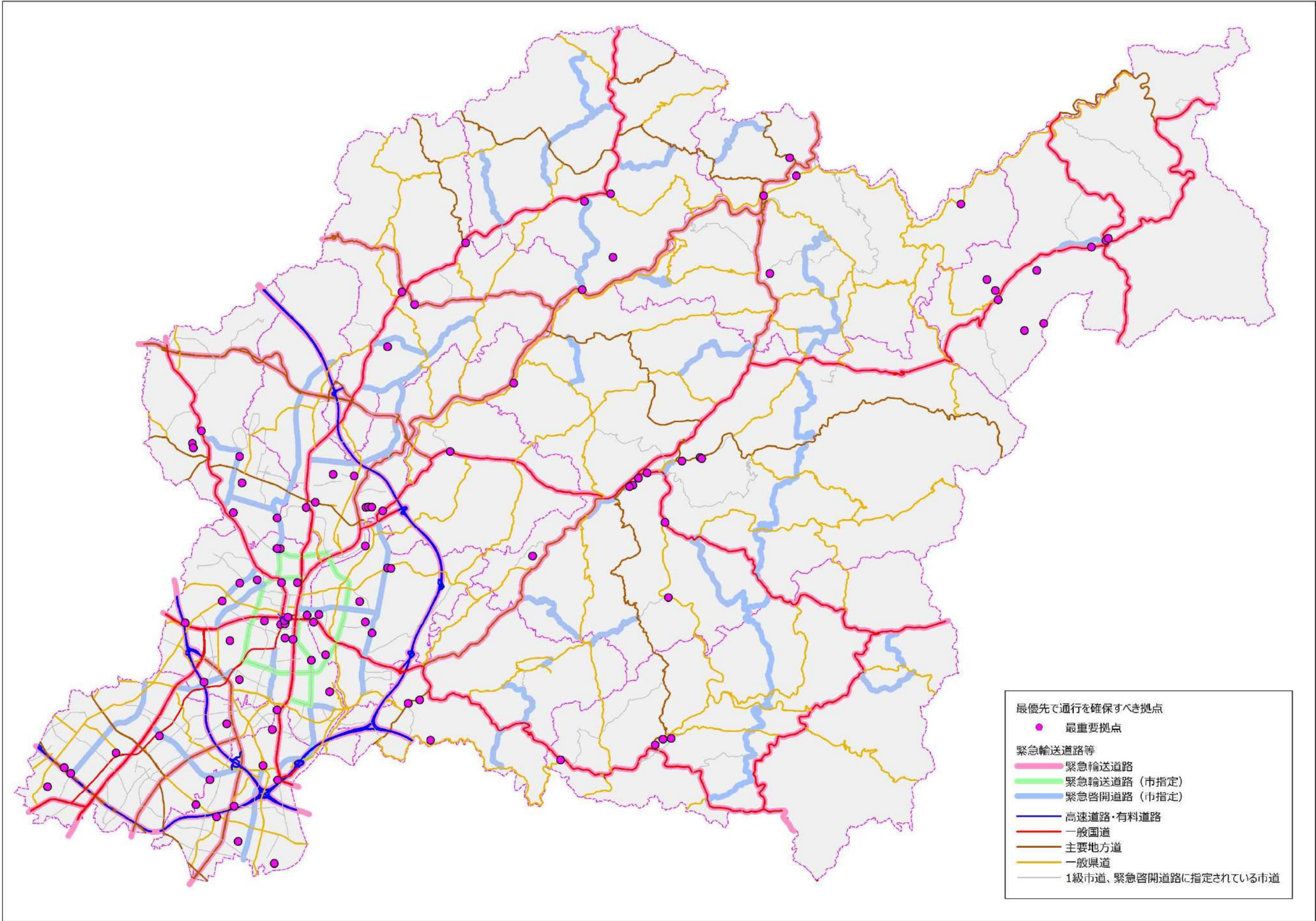
No	道路橋名	路線名	所在地	供用 年度	橋長 (m)	幅員 (m)	橋梁の 種類
1	竜宮橋	高橋細谷線	竜宮町	1978	304.0	11.3	鋼
2	東梅坪橋	西山越戸線	東梅坪町4丁目	1985	109.0	12.0	鋼
3	ペデストリアンデッキ	豊田市駅歩行者道線	若宮町	1988	252.0	22.8	鋼
4	平成記念橋1	荒井高橋線	荒井町	1991	80.0	23.0	P C
5	平成記念橋3	荒井高橋線	川田町	1991	160.0	23.0	鋼
6	神明歩道橋	藤藪北部2号線	豊栄町1丁目	1995	75.0	2.5	鋼
7	平成記念橋2	荒井高橋線	荒井町	1991	243.0	23.7	鋼
8	新生三枝立体交差歩道橋	豊田刈谷3号線	細谷町5丁目	1988	56.0	26.0	鋼
9	榎前跨道橋	藤岡西中山藤宮線	西中山町榎前	1970	15.0	4.1	R C
10	聖心跨道橋	乙尾線	上丘町	1995	44.0	5.0	P C
11	豊田大橋	豊田市停車場線	白浜町	1999	475.0	25.0	鋼
12	保見橋	保見浄水線	保見町	1979	43.2	20	鋼
13	足助記念橋	足助宮町小原線	岩神町仲田	1995	53.0	10.3	P C
14	伊保橋	上原伊保線	伊保町	1987	71.0	9.0	鋼
15	大分橋	足助加茂広域線	東大見町大見山	1989	22.0	10.1	P C
16	翠橋	五ヶ丘緑陰歩道線	五ヶ丘1丁目	1985	52.0	4.0	P C
17	萌黄橋	五ヶ丘31号線	五ヶ丘5丁目	1984	51.0	8.0	P C
18	若宮緑陰歩道橋	駅西緑陰歩道線	若宮町	1988	47.0	2.1	P C
19	ふれあい橋	幸穂台1号線	幸穂台1丁目	1996	56.0	7.0	鋼
20	豊田市駅東口 ペデストリアンデッキ	豊田市駅東歩行者道線	喜多町	1999	167.0	8.0	鋼
21	山吹橋	五ヶ丘歩行者道22号線	五ヶ丘3丁目	1984	35.0	3.0	R C
22	紫橋	五ヶ丘歩行者道12号線	五ヶ丘3丁目	1984	38.0	2.5	P C
23	郡青橋	五ヶ丘歩行者道23号線	五ヶ丘4丁目	1984	29.0	2.5	P C
24	橙橋	五ヶ丘歩行者道50号線	五ヶ丘5丁目	1986	37.0	3.0	R C
25	茜橋	五ヶ丘緑陰歩道線	五ヶ丘3丁目	1985	38.0	4.0	R C
26	鴛鴦2線道路橋	鴛鴦山神線	鴛鴦町	1974	16.8	8.8	P C
27	新馬場橋	六本松流川線	高岡町	1972	32.7	6.1	P C
28	ハツ田橋	環状3号線	中町	1986	29	16.8	P C
29	金山橋	中切金山線	亀首町	1970	16.6	12.8	P C
30	山ノ神跨道橋	的場大皿田線	西広瀬町	1988	27.3	16.8	P C

No	道路橋名	路線名	所在地	供用 年度	橋長 (m)	幅員 (m)	橋梁の 種類
31	力石跨道橋	力石勘八線	力石町	1979	31.8	3.7	P C
32	天道跨道橋	勘八広瀬線	勘八町	1971	43.9	6	鋼
33	聖心第3橋	豊田刈谷1号線	聖心町	1967	52	21	P C
34	加納橋	中切金山線	加納町	1980	16.7	13.8	P C
35	長根橋	乙尾一本木線	上丘町	1982	20.4	6.8	P C
36	平芝交差橋	平戸橋土橋線	平芝町7丁目	1980	20.6	10	R C
37	大清水歩道橋	上豊田駅歩道橋線	大清水町	1979	36	2.4	鋼
38	京町跨線橋	西山西山畑線	京町7丁目	1982	205	8	P C
39	平戸橋駅歩道橋	平戸橋駅歩道橋線	平戸橋町	1984	54	2.5	鋼
40	市木川大橋	平戸橋水源線	市木町5丁目	1982	19.4	23.8	P C
41	櫛橋	環状2号線	西田町	1981	16.1	16.8	P C
42	古瀬間橋	古瀬間墓地公園線	古瀬間町	1985	80.2	8.2	鋼
43	谷間高架橋	小坂若林2号線	竹町	1987	198.8	12.8	P C
44	鴻ノ巣高架橋	豊田今村線	鴻ノ巣町	1987	126	12.8	P C
45	広崎歩道橋	岩津線	若林西町	1985	40.3	2.7	鋼
46	渋川橋	豊田市停車場1号線	広川町11丁目	1986	28	20.8	P C
47	神明橋	鴛鴨永覚愛宕線	鴛鴨町	1994	17.2	16.2	P C
48	花ヶ崎橋	都計環状線	広川町	1987	28.1	16.8	P C
49	新生三枝立体交差 Bランプ高架橋	豊田刈谷3号線	細谷町5丁目	1988	108	6.5	鋼
50	新生三枝立体交差 Cランプ高架橋	豊田刈谷3号線	細谷町5丁目	1988	232	6.5	鋼
51	新生三枝立体交差 Dランプ高架橋	豊田刈谷3号線	細谷町5丁目	1988	45	8.9	鋼
52	新生三枝立体交差 Aランプ高架橋	豊田刈谷3号線	細谷町5丁目	1988	208	9.07	鋼
53	猿投駅跨線歩道橋	猿投駅跨線歩道橋線	井上町	1986	45.6	2.4	鋼
54	広崎跨道橋	高岡中学校線	若林西町	1985	30	7.7	P C
55	竹見橋	宝町竹見栄線	宝町	1966	74	5.7	P C
56	家下橋	隣松寺西柵塚線	柵塚西町	1991	24.9	16.8	P C
57	平成記念橋4	荒井高橋線	川田町	1991	105	23.8	P C
58	西山跨道橋	西三河自動車検査場線	若林西町	1987	30.7	5.2	P C
59	馬場瀬跨道橋	勘八馬場瀬線	平戸橋町	1993	65	7.7	鋼
60	手呂高架橋2(R)	平戸橋水源3号線	手呂町	1993	123	12.0	鋼
61	手呂高架橋2(L)	平戸橋水源3号線	手呂町	1993	116	12.0	鋼

No	道路橋名	路線名	所在地	供用 年度	橋長 (m)	幅員 (m)	橋梁の 種類
62	梨の木高架橋 1 (R)	平戸橋水源 3 号線	手呂町	1993	50	11.8	P C
63	梨の木高架橋 1 (L)	平戸橋水源 3 号線	手呂町	1993	50	11.8	P C
64	梨の木高架橋 2 (R)	平戸橋水源 3 号線	扶桑町 8 丁目	1993	73	11.8	P C
65	梨の木高架橋 2 (L)	平戸橋水源 3 号線	扶桑町 8 丁目	1993	73	11.8	P C
66	扶桑高架橋	平戸橋水源 3 号線	扶桑町 9 丁目	1993	114	17.3	P C
67	なかね高架橋	平戸橋水源 3 号線	勘八町	1993	41	25	鋼
68	新生跨線橋	高橋細谷 4 号線	新生町 5 丁目	1988	18	20.8	P C
69	右岸側アプローチ高架橋	天神高橋線	喜多町 6 丁目	1999	59.1	20	P C
70	竹之台橋	旧豊田一色線	住吉町	1967	52	12.7	P C
71	丸子橋	中切金山線	猿投町	1985	17.2	13.8	P C
72	秋平橋	竜宮平山線	秋葉町 9 丁目	1983	219.5	10.8	鋼
73	聖心第一橋	聖心第 1 橋線	聖心町 4 丁目	1965	42.5	4.8	P C
74	聖心第二橋	聖心第 2 橋線	聖心町 4 丁目	1966	54.6	4.8	P C
75	岩美跨道橋	美和団地 1 号線	岩滝町	1993	21.7	10.5	P C
76	月原橋	足助摺月原線	月原町中畑	1987	19.6	7.6	鋼
77	川上橋	足助加茂広域線	川面町登那柳	1994	35	8.2	鋼
78	大橋	稲武線	稲武町夕ヒラ	1924	28.3	6.1	鋼
79	真弓橋	稲武線	御所貝津町奥沼	1959	25	6.6	鋼
80	市ノ瀬橋	小原北篠平多治見線	大平町市ノ瀬	1996	20.8	6.2	P C
81	千洗橋	小原喜佐平瑞浪線	千洗町南	1975	20.1	6	鋼
82	央橋	小原喜佐平瑞浪線	千洗町窪田	1975	26.4	6	鋼
83	雑敷橋	小原喜佐平瑞浪線	雑敷町東門	1974	16.5	6	P C
84	永太郎橋	小原永太郎岩下線	永太郎町新貝渡	1993	25.3	9.7	鋼
85	形平橋	下山野原宇連野線	野原町峯山	1993	27.2	9.7	鋼
86	明外橋	下山宇連野阿蔵線	阿蔵町西街道	1993	22	6.4	P C
87	立岩大橋	下山神殿立岩線	立岩町高年田	1991	100.1	9.3	鋼
88	深田橋	藤岡深見田茂平線	深見町御内平	1986	26.1	13.3	P C

(道路予防保全課)

緊急輸送道路網図（令和5年11月）



(道路予防保全課)

(4) 第1次、第2次緊急輸送道路の管理者等

(令和5年11月1日現在)

路 線 名	管 理 者	連 絡 先
東名高速道路 新東名高速道路 伊勢湾岸自動車道 東海環状自動車道	中日本高速道路(株)	豊田保全・サービスセンター TEL21-0937 FAX21-0938 多治見保全・サービスセンター TEL0572-23-3281 FAX0572-23-8410
(国) 153号 (国) 155号	国土交通省	名古屋国道事務所 豊田維持出張所 TEL32-6110 FAX32-6121
(国) 248号 (国) 301号 (国) 419号 (国) 257号 (国) 420号 (国) 473号 (主) 主要地方道 (一) 一般県道	愛知県	豊田加茂建設事務所 TEL35-9326 FAX35-1648 無線電話番号(高度情報通信ネットワーク) TEL8-618-424・425・434(内線電話) TEL8-618-1102(無線専用電話) FAX8-618-1150(無線専用FAX) 足助支所 TEL62-0047 FAX62-1270 無線電話番号(高度情報通信ネットワーク) TEL8-619-404・405・418(内線電話) TEL8-619-1100(無線専用電話) FAX8-619-1150(無線専用FAX)
(主) カ石名古屋線 (猿投グリーンロード)	愛知県道路公社	愛知道路コンセッション(株) 猿投事務所 TEL 48-1546 FAX 48-1544

(道路予防保全課)

10 石油類等大量保有事業所

(令和5年4月1日現在)

事業所名	所在地	危険物の種類 (注1)	最大数量	電話番号
スギムラ化学工業(株)	藤岡飯野町大川ヶ原1160番地10	3	1657kl	76-0505
スギムラ化学工業(株)	藤岡飯野町大川ヶ原1160番地10	4	636kl	76-0505
日本ペイント・オートモーティブコーティングス(株)	堤町寺池上3番地1	1	517kl	53-2211
日本ペイント・オートモーティブコーティングス(株)	堤町寺池上3番地1	2	649kl	53-2211
豊田化学工業(株)	藤岡飯野町五釜1168番地7	1	868kl	76-4222
豊田化学工業(株)	藤岡飯野町五釜1168番地7	2	2127kl	76-4222
トヨタ自動車(株)(本社)	トヨタ町1番地	1	749kl	28-2121
トヨタ自動車(株)(本社)	トヨタ町1番地	2	1136kl	28-2121
トヨタ自動車(株)(本社)	トヨタ町1番地	3	1985kl	28-2121
トヨタ自動車(株)(本社)	トヨタ町1番地	4	404kl	28-2121
トヨタ自動車(株)(堤工場)	堤町馬ノ頭1番地	2	385kl	52-1313
トヨタ自動車(株)(堤工場)	堤町馬ノ頭1番地	3	1358kl	52-1313
トヨタ自動車(株)(上郷工場)	大成町1番地	3	1576kl	21-1515
トヨタ自動車(株)(上郷工場)	大成町1番地	4	483kl	21-1515
トヨタ自動車(株)(高岡工場)	本田町三光1番地	3	1256kl	52-1212

トヨタ自動車(株) (元町工場)	元町1番地	3	1431kl	28-3232
中間貯蔵・環境安全事業(株)	細谷町3丁目1番地1	3	856kl	25-3110
(株)アイシン	御作町坂下918番地11	1	489kl	76-2011
(株)丸新石油	篠原町蔵王下5番地1	3	969kl	(052) 471- 7793

(注1) 主な危険物の種類

1は消防法別表第4類第1石油類、2は第4類第2石油類、3は第4類第3石油類、
4は第4類第4石油類

(注2) 危険物を300kl (kg) 以上保有している事業所

(予防課)

1.1 煙火製造所

(令和5年4月1日現在)

事業所名	製造所所在地	所有火薬庫棟数	同左所在地	電話番号
豊田煙火(有)	山中町乗越 714-1	煙火火薬庫 1棟	山中町乗越 714-1	42-1141
拳母煙火製造(株)	山中町乗越 724-1	煙火火薬庫 1棟	山中町乗越 724-1	41-2877

(予防課)

1.2 液化石油ガス保有事業所

(令和5年4月1日現在)

名称	所在地	内容	規模(t)
アストモスリテイリング(株)	北一色町吉原 756-46	L P ガス貯蔵(工業用)	90
豊通エネルギー(株)	生駒町横山 106	L P ガス貯蔵(工業用)	150

規模60 t 以上の事業所

(予防課)

13 放射性物質保有事業所

(令和5年4月1日現在)

事業所名
住友ゴム工業株式会社 名古屋工場
愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院
トヨタ自動車株式会社 トヨタ記念病院
トヨタ自動車株式会社 本社部門
TMC本社地区事業所(トヨタ自動車株式会社 本社工場部門内 計測実験棟)
トヨタ自動車株式会社 広瀬工場
日本メジフィジックス株式会社 愛知ラボ
豊田化学工業株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事
愛知工業大学
豊田市消防本部
大豊工業株式会社 篠原工場
朝日航洋株式会社 元町基地
トヨタ自動車株式会社 技術部門
公益財団法人科学技術交流財団
清水建設株式会社 清水・名工・成瀬特定建設工事共同企業体 用地造成事業 豊田・岡崎地区 東工区整地工事その3
三井住友建設株式会社 三井住友・日本国土・須藤特定建設工事共同企業体 用地造成事業 豊田・岡崎地区 西工区整地工事
トヨタ防災株式会社 営業本部
清水建設株式会社 (仮称)トヨタ技術部再構築(Phase. 1)
五洋建設株式会社・昭和土木株式会社特定建設工事共同企業体 東名高速道路 上郷スマートインターチェンジ土木工事

(愛知県地域防災計画附属資料)

1 4 宅地造成工事規制区域

(令和5年4月1日現在)

町 名	字 名
秋葉町	7丁目、8丁目
泉町	一番坂、梅ヶ根、上前田、神高、下前田、瀬戸、林畦、日四方、山田、1丁目、2丁目、3丁目
市木町	赤根、北山、日影、豆入、南山、谷耳太、1丁目(一部)、2丁目(一部)、3丁目(一部)、4丁目(一部)、5丁目(一部)、8丁目、9丁目、10丁目
五ヶ丘	1丁目、2丁目、3丁目(一部)、4丁目、5丁目、7丁目(一部)
岩滝町	小玉、コンジ、新田、神明、菅生、高入、滝坂、滝ノ上、萩洞、花立、向田
大池町	牛毛、汐取、鉛り松
大見町	1丁目、2丁目、3丁目、8丁目(一部)
神池町	1丁目、2丁目
京ヶ峰	2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目
古瀬間町	安貝津、足場先、窟谷、大是、大日影、坂能瀬、高落、鳥ヶ峯、中切、中峯、西貝津、配添、藤塊、古宿、平六、森下、山ノ神
汐見町	2丁目
志賀町	荒田、池田、後山、大手、香九礼、神上り、上番戸、神高、桐山、楠ノ木、下番戸、高洞、栃本、西ノ海道、根ノ山、花柄、浜居場、前田、箕平、稔台、宮裏、山ノ神
渋谷町	1丁目(一部)、2丁目、3丁目
水源町	2丁目、6丁目、7丁目
千足町	神明堂
太平町	出崎、七曲、平山、盆ノ木、午込
高崎町	欠ノ上、兼近、北ノ脇、新池、神明前
貞宝町	井山、欠ノ下、田淵、貞宝、
百々町	3丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目、9丁目
野見山町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
白山町	五郎土、出崎、道願、七曲、二ツ坂、吉兼
花丘町	1丁目、4丁目
東山町	1丁目(一部)、2丁目(一部)、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目
久岡町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目
平井町	9丁目
平山町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
双美町	1丁目、2丁目、3丁目
平和町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目
宝来町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
美里	1丁目(一部)、2丁目(一部)、3丁目、4丁目(一部)、5丁目(一部)、6丁目(一部)
宮前町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目
美和町	1丁目、2丁目、3丁目
室町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目

(開発調整課)

1 5 浸水想定区域内における事業所等

(1) 要配慮者利用施設（老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設、医療施設等）

番号	施設分類	施設分類備考 (該当分類が複数やその他の場合に使用)	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	所属CD	担当課	消防計画 による届出	対象河川①	対象河川②
1	児童福祉関連施設		うねべこども園	21-0405	21-6419	470-1219	畝部西町伊勢神1-1	AK04	保育課		矢作川	
2	児童福祉関連施設		寺部こども園	80-2194	80-9585	471-0017	上野町1-173	AK04	保育課		矢作川	
3	児童福祉関連施設		若宮こども園	32-3200	32-6946	471-0026	若宮町6-2-5	AK04	保育課		矢作川	
4	児童福祉関連施設		梅坪こども園	32-2057	32-6945	471-0064	梅坪町1-14-1	AK04	保育課		矢作川	
5	児童福祉関連施設		みずほこども園	32-7380	32-6958	471-0863	瑞穂町2-5	AK04	保育課		矢作川	
6	児童福祉関連施設		拳母こども園	32-0199	32-5735	471-0023	拳母町5-58	AK04	保育課		矢作川	
7	児童福祉関連施設		根川こども園	32-1082	32-6948	471-0878	下林町7-41	AK04	保育課		矢作川	
8	児童福祉関連施設		丸山こども園	28-0744	28-9294	471-0832	丸山町3-30	AK04	保育課		矢作川	
9	児童福祉関連施設		こじまこども園	32-2281	32-2899	471-0876	金谷町7-30	AK04	保育課		矢作川	
10	児童福祉関連施設		今こども園	28-2285	28-9419	471-0823	今町7-50-2	AK04	保育課		矢作川	
11	児童福祉関連施設		上郷こども園	21-1830	21-6466	470-1218	上郷町郷下15	AK04	保育課		矢作川	
12	児童福祉関連施設		駒場こども園	57-2413	57-1689	473-0925	駒場町新生69	AK04	保育課		逢妻女川	
13	児童福祉関連施設		拳母ルーテル幼稚園	32-1764	32-5072	471-0029	桜町1-79	AK04	保育課		矢作川	
14	幼稚園		まふみ幼稚園	31-7181	33-9721	471-0071	東梅坪町3-28	AK04	保育課		矢作川	
15	幼稚園		ひらしば幼稚園	32-3565	32-5715	471-0079	陣中町1-13-1	AK04	保育課		矢作川	
16	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	拳母小学校放課後児童クラブ	31-1335	31-1335	471-0065	平芝町1-1-1	AK01	次世代育成課	○	矢作川	
17	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	元城小学校放課後児童クラブ	31-0354	31-0354	471-0861	八幡町3-30	AK01	次世代育成課	○	矢作川	龍川
18	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	畝部小学校放課後児童クラブ	21-0899	21-0899	470-1219	畝部西町新田屋敷24	AK01	次世代育成課	○	矢作川	
19	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	梅坪小学校放課後児童クラブ	31-6230	31-6230	471-0064	梅坪町1-5-1	AK01	次世代育成課	○	矢作川	
20	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	寺部小学校放課後児童クラブ	80-2029	80-2029	471-0015	上野町1-173	AK01	次世代育成課	○	矢作川	
21	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	童子山小学校放課後児童クラブ	31-0575	31-0575	471-0852	御幸町1-60	AK01	次世代育成課	○	矢作川	
22	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	根川小学校放課後児童クラブ	31-2027	31-2027	471-0878	下林町7-30	AK01	次世代育成課	○	矢作川	
23	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	駒場小学校放課後児童クラブ	57-0031	57-0031	473-0925	駒場町新生58	AK01	次世代育成課	○	逢妻女川	
24	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	堤小学校放課後児童クラブ	52-1184	52-1184	473-0939	堤本町流 2 8	AK01	次世代育成課	○	逢妻女川	
25	病院（有床診療所）		家田病院	21-0500	21-2068	470-1219	畝部西町城ヶ堀11-1	AY01	（保）総務課		矢作川	
26	病院（有床診療所）		鈴木病院	33-8051	32-8666	471-0033	月見町1-10-8	AY01	（保）総務課	○	矢作川	
27	病院（有床診療所）		菊池病院	32-2200	34-0210	471-0026	若宮町5-1	AY01	（保）総務課		矢作川	
28	病院（有床診療所）		内田クリニック	35-3500	32-0179	471-0027	喜多町4-50-1	AY01	（保）総務課		矢作川	

番号	施設分類	施設分類備考 (該当分類が複数やその他の場合に使用)	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	所属CD	担当課	消防計画 による届出	対象河川①	対象河川②
29	病院（有床診療所）		吉田整形外科病院	89-1818	89-1820	471-0811	御立町7-100	AY01	（保）総務課		矢作川	
30	病院（有床診療所）		河合眼科	32-5274	33-8383	471-0025	西町6-2-8	AY01	（保）総務課		矢作川	
31	病院（有床診療所）		加茂クリニック	34-1345	35-3545	471-0868	神田町1-8-9	AY01	（保）総務課		矢作川	
32	病院（有床診療所）		深見眼科	34-1155	32-5870	471-0079	陣中町1-6-11	AY01	（保）総務課		矢作川	
33	老人福祉関係施設	老人保健施設、短期入所、通所リハビリデー ション	豊田老人保健施設	89-3511	89-3510	471-0073	川田町1-36	AX07	介護保険課		矢作川	
34	老人福祉関係施設	老人保健施設、短期入所	老人保健施設ウェルビー	36-1411	36-1412	471-0078	昭和町1-1	AX07	介護保険課		矢作川	
35	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	サントピア豊田みたち	41-7571	41-7581	471-0811	御立町8-13	AX07	介護保険課		矢作川	
36	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービス まりもの家	25-9021	25-9021	470-1213	柵塚西町北小畔76-4	AX07	介護保険課		矢作川	
37	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	日本介護サービス株式会社	35-1550	35-8809	471-0851	柵木町5-51	AX07	介護保険課		矢作川	
38	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	介護支援センターつばさ デイサービ ス事業部	36-6637	36-6657	471-0878	下林町4-111	AX07	介護保険課		矢作川	
39	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	日本介護サービス 2号館	35-3577	35-8825	471-0852	御幸町1-17	AX07	介護保険課		矢作川	
40	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅、デイサービスセ ンター	Tーグランシア 水源サロン	24-3160	24-3161	471-0822	水源町5-3-1	AX07	介護保険課		矢作川	
41	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	三九朗病院リハビリデイサービスさん さん	34-3320	42-3096	471-0876	金谷町4-26-1	AX07	介護保険課		矢作川	
42	老人福祉関係施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ハート	42-8155	42-8154	471-0015	上野町2-91	AX07	介護保険課		矢作川	
43	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	イコールリハビリセンター	36-0506	36-0507	471-0075	日之出町2-17-5	AX07	介護保険課		矢作川	
44	老人福祉関係施設	グループホーム	介護支援センター つばさグループ ホーム事業部	36-6637	36-6657	471-0878	下林町4-111	AX07	介護保険課		矢作川	
45	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービスたいようのいえ	45-5051	45-5051	470-0332	越戸町上能田143-1	AX07	介護保険課		矢作川	
46	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	ニチイケアセンター豊田	36-6583	36-6584	471-0064	梅坪町6-12-6	AX07	介護保険課		矢作川	
47	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	フランスベット(株) 豊田デイサービス センター	25-0200	41-8070	470-1211	款部東町安女32-7	AX07	介護保険課		矢作川	
48	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	る・こつくデイサービス石黒	25-0760	25-0761	470-1204	配津町池田4-1	AX07	介護保険課		矢作川	
49	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	生活リハビリデイセンター アビリ ティーズ豊田	37-1510	37-1520	471-0024	元城町1-52 NTT豊田ビル1階	AX07	介護保険課		矢作川	
50	老人福祉関係施設	グループホーム	愛の家グループホーム 豊田松ヶ枝	37-8830	37-8831	471-0865	松ヶ枝町2-34	AX07	介護保険課		矢作川	
51	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム うねへの里	25-0044	25-0045	470-0847	款部西町西裏100	AX07	介護保険課		矢作川	
52	老人福祉関係施設	介護付き有料老人ホーム（特定施設）	有料老人ホーム ラルガヴィーダ	32-1165	47-8989	471-0025	西町6-2-8	AX07	介護保険課		矢作川	
53	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	歩行リハビリデイサービス アルク	63-5891	32-5487	471-0034	小坂本町1-6-4	AX07	介護保険課		矢作川	
54	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービス センター	特別養護老人ホーム豊水園	74-4165	74-2681	471-0823	今町5-40-1	AX07	介護保険課		矢作川	
55	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、サービス付き 高齢者向け住宅、デイサービスセンター	特別養護老人ホームアメニティ豊田駅前	34-0002	34-4111	471-0027	喜多町2-170	AX07	介護保険課		矢作川	
56	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、デイサービスセンター	特別養護老人ホーム豊田つつみ園	51-5208	55-0061	473-0932	堤町堤18-1	AX07	介護保険課		逢妻女川	

番号	施設分類	施設分類備考 (該当分類が複数やその他の場合に使用)	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	所属CD	担当課	消防計画 による届出	対象河川①	対象河川②	
57	老人福祉関係施設		特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム第2すばる	51-2500	52-2322	473-0931	上丘町八ツ田25-1	AX07	介護保険課		矢作川	
58	老人福祉関係施設		有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ハートⅡ番館	80-3322	80-3323	471-0015	上野町3-29-7	AX07	介護保険課		矢作川	
59	老人福祉関係施設		サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅模音（くすね）	85-4160	85-4161	471-0812	野見町5-146-1	AX07	介護保険課		矢作川	
60	老人福祉関係施設		サービス付き高齢者向け住宅	四季彩けやき	88-2223	89-7170	471-0009	扶桑町4-1	AX07	介護保険課		矢作川	
61	老人福祉関係施設		介護付き有料老人ホーム（特定施設）	介護付き有料老人ホームころもガーデン	34-0034	34-4111	471-0027	喜多町2-170	AX07	介護保険課		矢作川	
62	老人福祉関係施設		住宅型有料老人ホーム	ナーシングホーム寿々豊田	41-7960	41-7970	471-0015	上野町1-24	AX07	介護保険課		矢作川	
63	老人福祉関係施設		サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 クルール豊田上挙母	47-0966	47-0965	471-0866	上挙母4-40	AX07	介護保険課		矢作川	
64	老人福祉関係施設		グループホーム	グループホーム森津苑	54-0070	54-0171	473-0935	大島町栄25-1	AX07	介護保険課		逢妻女川	
65	老人福祉関係施設		デイサービスセンター	豊寿園デイサービスセンター	27-2200	28-7343	470-1202	渡刈町5-200	AX07	介護保険課		矢作川	
66	老人福祉関係施設		デイサービスセンター、グループホーム	グループホームジョイア永覚	21-3908	21-6484	470-1205	永覚町欠畑20-1	AX07	介護保険課		矢作川	
67	老人福祉関係施設		デイサービスセンター	デイサービスおかげ庵けやき	88-2223	89-7170	471-0009	扶桑町4-1	AX07	介護保険課		矢作川	
68	老人福祉関係施設		デイサービスセンター	デイサービスからふる豊田	87-2655	87-2656	471-0016	千石町2-3	AX07	介護保険課		逢妻女川	
69	老人福祉関係施設		デイサービスセンター	ころトレ！デイサービス	77-0570	77-6861	471-0028	神明町3-33-14	AX07	介護保険課		矢作川	
70	障害者福祉サービスの用に供する施設			グループホームたいようのいえ	45-5051	45-5051	470-0332	越戸町上能田143-1	AX05	障がい福祉課		矢作川	龍川
71	障害者福祉サービスの用に供する施設			放課後等デイサービス能力探求スクール ジーニアス荒井校	45-6900	45-6901	470-0333	荒井町下原428-2	AX05	障がい福祉課		矢作川	龍川
72	障害者福祉サービスの用に供する施設			ジョイナスえかく	21-6141	21-6141	470-1205	永覚町中山畑39	AX05	障がい福祉課		矢作川	
73	障害者福祉サービスの用に供する施設			パッソ豊田校	47-2222	47-2223	471-0064	梅坪町8-2-11 宇佐美ビル1F	AX05	障がい福祉課		矢作川	
74	障害者福祉サービスの用に供する施設			こめ組	74-0788	74-1778	471-0825	明和町7-58	AX05	障がい福祉課		矢作川	
75	障害者福祉サービスの用に供する施設			ジョイナスつかさ	77-0041	77-0506	471-0831	司町3-61-1	AX05	障がい福祉課		矢作川	
76	障害者福祉サービスの用に供する施設			日本介護サービス株式会社	35-1550	35-8809	471-0851	樹木町5-51	AX05	障がい福祉課		矢作川	
77	障害者福祉サービスの用に供する施設			なないろ	42-5196	42-5196	471-0866	上挙母2-40	AX05	障がい福祉課		矢作川	
78	障害者福祉サービスの用に供する施設			季楽ショートステイ 春風 豊田店	42-8711	42-8712	471-0875	下市場町6-57	AX05	障がい福祉課		矢作川	
79	障害者福祉サービスの用に供する施設			bonds café（豊田市福祉センター内）	28-0567 (42-5059)	42-5059	471-0877	錦町1-1-1（豊田市福祉センター内）	AX05	障がい福祉課		矢作川	
80	障害者福祉サービスの用に供する施設			つむぎ	32-9511	85-8185	471-0871	元宮町6丁目19番地	AX05	障がい福祉課		矢作川	
81	障害者福祉サービスの用に供する施設			り〜ふ	080-4632-3300		471-0879	長興寺10-3-1	AX05	障がい福祉課		矢作川	
82	障害者福祉サービスの用に供する施設			さきがけ	34-0737	34-0738	471-0879	長興寺10-36	AX05	障がい福祉課		矢作川	
83	障害者福祉サービスの用に供する施設			生活介護 水音	47-2212	47-2213	471-0879	長興寺10-5-1	AX05	障がい福祉課		矢作川	
84	障害者福祉サービスの用に供する施設			豊田キャリアセンター駅前校	85-7822	85-7822	471-0027	喜多町5-2-14	AX05	障がい福祉課		矢作川	

番号	施設分類	施設分類備考 (該当分類が複数やその他の場合に使用)	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	所属CD	担当課	消防計画 による届出	対象河川①	対象河川②
85	障害者福祉サービスの用に供する施設		豊田市知的障がい者グループホーム喜多ハウス	36-2120	36-0567	471-0027	喜多町5-2-4	AX05	障がい福祉課		矢作川	
86	障害者福祉サービスの用に供する施設		ジョイナスふれあい	35-6084	35-6084	471-0027	喜多町6-61-1	AX05	障がい福祉課		矢作川	
87	その他	福祉サービスの提供・担い手育成、ボランティア活動の支援・各種福祉相談・社旗福祉の事業・福祉団体の活動の場を提供	福祉センター	34-1131	32-6011	471-0877	錦町1-1-1	AX02	総務監査課		矢作川	
88	児童福祉関連施設		とよた子育て支援センター あいあい	37-7071	37-7072	471-0026	若宮町1-57-1A館 T-FACE9階	AK04	保育課		矢作川	
89	中学校		上郷中学校	21-0035	21-3719	470-1218	上郷町4-5-1	KC03	学校教育課		矢作川	
90	小学校		歌部小学校	21-0029	21-5063	470-1219	歌部西町新田屋敷24	KC03	学校教育課		矢作川	
91	小学校		根川小学校	32-0195	35-4578	471-0878	下林町7-30	KC03	学校教育課		矢作川	
92	小学校		元城小学校	31-2280	35-4587	471-0861	八幡町3-30	KC03	学校教育課		矢作川	
93	小学校		寺部小学校	80-0126	89-6419	471-0015	上野町1-173	KC03	学校教育課		矢作川	
94	小学校		梅坪小学校	31-4882	35-4591	471-0064	梅坪町1-5-1	KC03	学校教育課		矢作川	
95	小学校		学母小学校	31-0193	35-4590	471-0065	平芝町1-1-1	KC03	学校教育課		矢作川	
96	小学校		童子山小学校	32-0196	35-4572	471-0852	御幸町1-60	KC03	学校教育課		矢作川	
97	小学校		駒場小学校	57-2507	57-1327	473-0925	駒場町新生58	KC03	学校教育課		逢妻女川	
98	高等学校		豊田北高等学校	80-5111	80-9408	471-0016	千石町2丁目100番1	AU14	防災対策課		矢作川	
99	高等学校		豊田東高等学校	80-1177	80-5066	471-0811	御立町11丁目1番地	AU14	防災対策課		矢作川	
100	児童福祉関連施設		越戸こども園	45-1073	45-4080	470-0332	越戸町松葉52-2	AK04	保育課		矢作川	
101	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	P-BASE 高橋店	41-3340	41-3341	471-0014	東山町1-5-1	AX07	介護保険課		矢作川	
102	老人福祉関係施設	住宅型有料老人ホーム	エルステージ豊田	33-8111	33-8112	471-0066	栄町5-1-2	AX07	介護保険課		矢作川	
103	障害者福祉サービスの用に供する施設		ショートステイ さくらの杜	34-0737	34-0738	471-0879	長興寺10丁目36番地	AX05	障がい福祉課		矢作川	
104	障害児通所支援事業の用に供する施設		Growup豊田	85-7855	85-7856	471-0005	京ヶ峰1-5-1	AX05	障がい福祉課		矢作川	
105	障害者福祉サービスの用に供する施設		カラフル豊田駅前	42-6106	052-308-3264	471-0024	元城町2丁目40	AX05	障がい福祉課		矢作川	
106	障害児通所支援事業の用に供する施設		COPAIN スタージュ	41-3511	41-3512	471-0026	若宮町5丁目4番地7 ルミライズ豊田若宮3階	AX05	障がい福祉課		矢作川	
107	障害児通所支援事業の用に供する施設		サテライト型 生活支援センター じゃん（従：生活支援センター じゃ	25-4151	25-4152	470-1218	上郷町5丁目13-4	AX05	障がい福祉課		矢作川	
108	障害児通所支援事業の用に供する施設		ラボデミHOME	34-0660	34-0660	471-0078	昭和町4-16-3 日高ビル301号室	AX05	障がい福祉課		矢作川	
109	障害者福祉サービスの用に供する施設		ほしぞら ねこのて	052-325-6991、	47-7996	471-0034	小坂本町1丁目14-2 ユニープル小坂本町2階F	AX05	障がい福祉課		矢作川	
110	障害者福祉サービスの用に供する施設		指定共同生活介護かりん	77-9213	80-7703	471-0807	広川町8丁目113番	AX05	障がい福祉課		矢作川	
111	障害児通所支援事業の用に供する施設		コベルプラス 梅坪教室	85-1097	85-1098	471-0071	東梅坪町8丁目8番地18 イーストテラスu 4階	AX05	障がい福祉課		矢作川	

番号	施設分類	施設分類備考 (該当分類が複数やその他の場合に使用)	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	所属CD	担当課	消防計画 による届出	対象河川①	対象河川②
112	障害者福祉サービスの用に供する施設		夢尊ワークス 豊田駅前	47-7756	47-7757	471-0075	日之出町2丁目3-5	AX05	障がい福祉課		矢作川	龍川
113	障害児通所支援事業の用に供する施設		かけはし豊田	44-2288	44-2277	470-0332	越戸町尺口208番地22 リバーコ モン越戸A	AX05	障がい福祉課			龍川
114	病院（有床診療所）		医療法人社団以心会中野胃腸病院	57-1611	57-1650	473-0926	胸新町金山1-12	AY01	(保)総務課		逢妻女川	
115	小学校		堤小学校	52-3718	52-1634	473-0939	堤本町流2-8	KC03	学校教育課		逢妻女川	

※医療施設は無床診療所を除く病院及び有床診療所

（保育課、（保）総務課、介護保険課、次世代育成課、障がい福祉課、総務監査課、学校教育課、防災対策課）

(2) 地下施設（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）

豊田市洪水予報伝達様式 (第 号) (令和5年4月1日現在)

主たる 地階用途	施設名称（通称）	電話番号	F A X	郵便番号	地階面積及び駐車台数
		所 在 地			
駐車場	ギャザビル （ギャザパーキン グ）	35-3100 35-2181	35-3103 42-2904	471- 0027	11,920㎡（内駐車場6,739㎡） 223台
		喜多町1-140			
駐車場	豊田参合館	31-5366	31-5366	471- 0025	9,568㎡ 127台
		西町1-200			
駐車場	豊田市役所南庁舎	31-1212	33-2221	471- 8501	5,527㎡ 142台
		西町3-60			
駐車場	豊田市役所東庁舎	31-1212	33- 2221	471- 8501	4,476㎡ 103台
		西町3-60			
駐車場	新豊田駅地下 駐車場	31-2137 35-2181	31-2137 42-2904	471- 0026	5,784㎡ 170台
		若宮町8-7			
駐車場	コモ・スクエア （コモパーキング）	35-3100 35-2181	35- 3103 42- 2904	471- 0027	11,620㎡ 245台
		喜多町2-160			
駐車場	K i T A R A （キトラパーキン グ）	35-3100 35-2181	35- 3103 42- 2904	471- 0026	1 F : 5137.75㎡ 2 F : 4797.36㎡ 289台
		豊田市喜多町2-170			

※地階面積2,000㎡以上の地下駐車場施設

（商業観光課、財産管理課）

(3) 豊田市洪水予報伝達様式

次ページに掲載

国土交通省豊橋河川事務所及び名古屋地方気象台から、矢作川洪水予報第_____号が発表されましたので伝達します。				
1 発信元	豊田市災害対策本部 発信者氏名： 電話：31-1212			
2 日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分			
3 伝達方法	FAX・電話（どちらかに○をつける）			
4 緊急防災情報				
5 洪水予報	年 月 日 () 午前・午後 時 分			
発表内容(抜粋)				
主 文	矢作川（洪水注意報・洪水警報・洪水情報）（発表・発表〔切換え〕・解除）			
	矢作川（洪水注意報・洪水警報）を（洪水注意報・洪水警報）に切換えます。			
	矢作川の（高橋水位観測所・岩津水位観測所）では、（警戒水位・危険水位）（に達する・を越える・を大幅に越える）出水となる見込みですので、各地とも(十分な注意・厳重な警戒)をして下さい。			
	矢作川の（高橋水位観測所・岩津水位観測所）では、当分の間（警戒水位・危険水位）（以上・程度）の水位が続く見込みですので、各地とも（十分な注意・厳重な警戒）をして下さい。			
	矢作川の（高橋水位観測所・岩津水位観測所）では、警戒水位を下回りましたが、引き続き各地とも十分な注意をして下さい。			
	矢作川の（高橋水位観測所・岩津水位観測所）では、警戒水位を下回り危険はなくなったと思われます。			
現 況 文	（台風第 号・ 低気圧・ 前線）の（接近・通過・活動・停滞）による（雨・大雨）により、降り始めの			
	日 時から 日 時までの の流域平均雨量は ミリ			
	日 時から 日 時までの の流域平均雨量は ミリ			
	（に達しました・となっています）。			
	また、（所により・ ）1時間に、 ミリの雨が降っています。			
	現在、雨は（小降りになりました・やんでいます）。			
予 想 文	矢作川の水位は、 日 時には、次のように見込まれます。			
	高橋水位観測所で m（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）			
	岩津水位観測所で m（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）			
	この雨は、（今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる）でしょう。			
	日 時から 日 時までの の流域平均雨量は ミリ			
	日 時から 日 時までの の流域平均雨量は ミリ の見込です。			
注 意 事 項	矢作川の水位は、 日 時には、次のように見込まれます。			
	高橋水位観測所で m（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）			
	岩津水位観測所で m（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）			
	このため、（高橋・岩津）水位観測所の受け持ち区間では、はん濫のおそれのある水位（危険水位）に到達することが見込まれます。			
参 考	洪水警報は、避難勧告の目安のひとつとなる情報です。市町村が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。			
	今回の出水は、 年 月の（台風第 号・ 低気圧・ 前線・出水）（と同程度・を上回る）規模と見込まれます。			
参 考	高橋水位観測所 危険水位換算水位：6.80m 警戒水位：2.70m 平常水位：-1.43m			
	岩津水位観測所 危険水位換算水位：8.50m 警戒水位：4.90m 平常水位：0.49m			
	豊橋河川事務所調査課：0532-48-8107 名古屋地方気象台観測予報課052-751-0909			

16 土砂災害警戒区域内における事業所等

番号	施設分類	施設分類備考 (該当分類が複数やその他の場合に使用)	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	所属CD	担当課	消防計画 による届出	警戒区域のレベル	土砂災害警戒区域の種類 ※該当する箇所に「○」を記入		
												急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり
1	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	則定小学校（放課後児童クラブ）	63-2030	63-2030	444-2342	則定町本郷5-1	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○	○	
2	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	明和小学校（放課後児童クラブ）	67-2350	67-2350	444-2607	平沢町赤田和2-1-8	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○		
3	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	岩倉小学校（放課後児童クラブ）	58-0185	58-0185	444-2225	岩倉町五ツ畑2-3	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○		
4	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	幸海小学校（放課後児童クラブ）	58-1153	58-1153	444-2226	幸穂台2-8-1	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○		
5	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	敦島小学校（放課後児童クラブ）	68-2011	68-2011	444-2816	杉本町稲葉下2-7	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○		
6	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	本城小学校（放課後児童クラブ）	65-1511	65-1511	470-0574	市場町市場前3-7-2	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○	○	
7	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	西広瀬小学校（放課後児童クラブ）	42-1332	42-1332	470-0309	西広瀬町清水3-4	AK01	次世代育成課	○	警戒区域		○	
8	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	上麻見小学校（放課後児童クラブ）	41-2011	41-2011	470-0322	上高町宮下6-0	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○		
9	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	足助小学校（放課後児童クラブ）	62-0306	62-0306	444-2424	足助町今岡3-3-2	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○		
10	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	御蔵小学校（放課後児童クラブ）	64-2350	64-2350	444-2522	御蔵町辻4-3	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○		
11	児童福祉関連施設		足助もみじこども園	62-0685	62-1728	444-2351	岩神町梁瀬25-1	AK04	保育課		警戒区域		○	
12	幼稚園		小渡こども園	68-2766	68-2922	444-2833	下切町下切10	AK04	保育課		警戒区域		○	
13	児童福祉関連施設		大蔵こども園	64-2220	64-2875	444-2511	大蔵町本城13-1	AK04	保育課		特別警戒区域	○	○	
14	児童福祉関連施設		大草こども園	65-2045	65-2750	470-0531	小原町北洞268-2	AK04	保育課		特別警戒区域	○	○	
15	児童福祉関連施設		御作こども園	76-4672	76-6805	470-0424	御作町日沢1060-20	AK04	保育課		特別警戒区域	○		
16	児童福祉関連施設		杉本こども園	68-2701	68-2852	444-2816	杉本町三斗成36	AK04	保育課		特別警戒区域	○	○	
17	児童福祉関連施設		冷田こども園	63-2310	63-2141	444-2313	冷田町上冷田38	AK04	保育課		特別警戒区域	○		
18	児童福祉関連施設		稲武こども園	82-2025	83-1012	441-2522	武庫町神田96-1	AK04	保育課		警戒区域	○	○	
19	児童福祉関連施設		御船こども園	45-1215	45-1599	470-0371	御船町山屋敷78-30	AK04	保育課		警戒区域	○		
20	児童福祉関連施設		大畑こども園	48-8288	48-4631	470-0352	磯原町片坂40-6	AK04	保育課		特別警戒区域	○		
21	児童福祉関連施設		豊松こども園	58-1551	58-3082	444-2203	豊松町郭塚120-4	AK04	保育課		特別警戒区域	○		
22	児童福祉関連施設		大沼こども園	90-3021	90-3072	444-3242	大沼町船橋21	AK04	保育課		警戒区域	○		
23	児童福祉関連施設		則定こども園	63-2051	63-2687	444-2342	則定町前田5	AK04	保育課		警戒区域		○	
24	児童福祉関連施設		石堂こども園	76-1998	76-6280	470-0403	白川町大根1271-1	AK04	保育課		特別警戒区域	○		
25	児童福祉関連施設		木瀬こども園	76-1765	76-6580	470-0411	木瀬町浜居塚248-1	AK04	保育課		警戒区域	○		
26	児童福祉関連施設		飯野こども園	76-2667	76-2741	470-0451	藤岡飯野町出口1122	AK04	保育課		警戒区域	○		
27	児童福祉関連施設		北栄こども園	65-3025	65-3712	470-0565	下仁木町仲谿428-1	AK04	保育課		警戒区域	○		
28	障害者福祉サービスの用に供する施設		いこまハウス	68-3007	38-3007	444-2801	牛地町西久保2-85	AX05	障がい福祉課		特別警戒区域	○		
29	障害者福祉サービスの用に供する施設		生活介護事業はる	64-2860	64-2860	444-2527	月原町御堂1番1	AX05	障がい福祉課		警戒区域	○		
30	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	豊田市百年草	61-1118	62-1255	444-2424	足助町東貝戸10	AX07	介護保険課		警戒区域	○	○	
31	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスセンター	笑いの家	58-4165	58-4166	444-2212	海胎町杉長入23	AX07	介護保険課		警戒区域	○	○	
32	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	壽生会デイサービス	82-2515	82-2535	441-2515	夏焼町クロイハ370-3	AX07	介護保険課		警戒区域		○	
33	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスセンター	巴の里	61-2002	62-2003	444-2351	岩神町仲田38-5	AX07	介護保険課		警戒区域		○	

番号	施設分類	施設分類備考 (該当分類が複数やその他の場合に使用)	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	所属CD	担当課	消防計画 による届出	警戒区域のレベル	土砂災害警戒区域の種類 ※該当する箇所に「○」を記入		
												急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり
34	老人福祉関係施設	グループホーム	グループホーム稲武の家	83-3100	83-3701	441-2524	黒田町字一色310-2	AX07	介護保険課		警戒区域		○	
35	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	まどいの丘デイサービスセンター	90-4005	90-2419	444-3252	神殿町中切7-2	AX07	介護保険課		警戒区域	○		
36	老人福祉関係施設	グループホーム、デイサービスセンター	グループホームJ O・さざんか	69-0150	69-0151	444-2511	大蔵町字大木本	AX07	介護保険課		特別警戒区域	○	○	
37	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム、短期入所、グループホーム	特別養護老人ホーム小原安立	66-0012	66-0032	470-0564	沢田町座内22	AX07	介護保険課		警戒区域	○		
38	老人福祉関係施設	老人保健施設、短期入所、通所リハビリテーション	介護老人保健施設フジオカ	76-7801	75-1750	470-0424	御作町蛸ヶ洞1157-1	AX07	介護保険課		警戒区域	○		
39	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	スマイリングリハニティー	50-8101	050-3488-1766	444-3231	花沢町ヌマ17	AX07	介護保険課		警戒区域	○		
40	老人福祉関係施設		足助まめだ館	62-1857	61-1115	444-2424	足助町東貝戸10	AX02	総務監査課		特別警戒区域	○	○	
41	老人福祉関係施設		小原福祉センターふくしの里	65-3350	65-3705	470-0564	沢田町梅ノ木574	AX02	総務監査課		特別警戒区域	○	○	
42	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	デイサービスふくしの里	65-3350	65-3705	470-0564	沢田町梅ノ木574	AX07	介護保険課		警戒区域	○		
43	老人福祉関係施設	介護医療院、短期入所、デイサービスセンター、通所リハビリテーション	足助病院	62-1211	62-1820	444-2351	岩神町仲田20	AX07	介護保険課		警戒区域		○	
44	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	げっじんお茶の間デイサービス	61-1521	61-1521	444-2424	足助町植田4	AX07	介護保険課		警戒区域	○		
45	老人福祉関係施設	グループホーム	J O・さざんか・第2	69-0150	69-0151	444-2511	大蔵町字花立11-7	AX07	介護保険課		警戒区域	○		
46	老人福祉関係施設	グループホーム	グループホーム日和	68-3355	68-3381	444-2524	大坪町日向下23	AX07	介護保険課		特別警戒区域	○		
47	病院（有床診療所）		仁大病院	45-0110	45-0995	470-0361	猿投町入道3-5	AY01	（保）総務課		特別警戒区域	○	○	
48	病院（有床診療所）		豊田西病院	48-8331	48-8318	470-0344	保見町横山100	AY01	（保）総務課		警戒区域	○		
49	病院（有床診療所）	老人福祉関係施設	足助病院	62-1211	62-1820	444-2351	岩神町仲田20	AY01、AX07	（保）総務課、介護保険課		警戒区域		○	
50	小学校		平井小学校	80-3011	89-6484	471-0008	百々町5-60	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
51	小学校		西広瀬小学校	41-2555	42-1408	470-0309	西広瀬町清水34	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○	○	
52	小学校		中金小学校	41-2210	42-1437	470-0312	中金町塚ノ木124	KC03	学校教育課		警戒区域	○	○	
53	小学校		上農見小学校	41-2017	42-1410	470-0322	上高町宮下60	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
54	小学校		幸海小学校	58-0127	58-2475	444-2221	幸海町下御堂下切14-1	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
55	小学校		岩倉小学校	58-0119	58-1446	444-2225	岩倉町五ッ畑23	KC03	学校教育課		警戒区域	○		
56	小学校		九久平小学校	58-0027	58-2460	444-2216	九久平町寺前3-2	KC03	学校教育課		警戒区域	○		
57	小学校		御作小学校	76-2512	76-4245	470-0424	御作町田中1086-4	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
58	小学校		本城小学校	65-2022	65-3693	470-0574	市場町市場前372-2	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○	○	
59	小学校		足助小学校	62-0059	62-1799	444-2424	足助町今岡33-2	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
60	小学校		冷田小学校	63-2300	63-2759	444-2312	四ツ松町笹ヶ田40-1	KC03	学校教育課		警戒区域	○		
61	小学校		追分小学校	62-0392	62-2327	444-2355	近岡町馬橋4-2	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
62	小学校		則定小学校	63-2001	63-2672	444-2342	則定町本郷5-1	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○	○	
63	小学校		萩野小学校	62-0214	62-2448	444-2407	桑田和町宮ノ前25	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
64	小学校		明和小学校	67-2250	67-2269	444-2607	平沢町赤田和21-8	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
65	小学校		新盛小学校	67-2020	67-2059	444-2505	新盛町深沼24-1	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
66	小学校		大蔵小学校	64-2002	64-2708	444-2511	大蔵町本城9-2	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○	○	

番号	施設分類	施設分類備考 (該当分類が複数やその他の場合に使用)	施設名	電話番号	FAX	郵便番号	住所	所属CD	担当課	消防計画 による届出	警戒区域のレベル	土砂災害警戒区域の種類 ※該当する箇所に「○」を記入		
												急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり
67	小学校		御蔵小学校	64-2001	64-2810	444-2522	御蔵町辻 4 3	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○	○	
68	小学校		教島小学校	68-2702	68-2193	444-2816	杉本町稲場下 2 7 - 1	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○	○	
69	小学校		飯野小学校	76-2504	76-4241	470-0451	藤岡飯野町弥治前 1 0 9 5	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
70	小学校		稲武小学校	82-3535	82-2765	441-2513	稲武町シモ田 2 0 - 1	KC03	学校教育課		警戒区域	○		
71	小学校		大畑小学校	48-8003	48-0783	473-0902	大畑町神戸 7 9 - 2	KC03	学校教育課		警戒区域	○		
72	中学校		石野中学校	412016	41-2841	470-0318	力石町井ノ上 6 0 0 - 1	KC03	学校教育課		警戒区域	○		
73	中学校		松平中学校	580026	58-2349	444-2216	九久平町河原畑 3 7	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○	○	
74	中学校		足助中学校	62-0227	62-1300	444-2424	足助町尻平 5 8	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
75	中学校		稲武中学校	82-2084	82-2758	441-2521	桑原町鐘紡場 2 7 0	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
76	中学校		小原中学校	65-3011	65-3691	470-0562	永太郎町馬場 5 9	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○	○	
77	中学校		保見中学校	48-8026	48-0502	470-0344	保見町北山 1 8	KC03	学校教育課		特別警戒区域	○		
78	高等学校		足助高等学校	62-1661	62-1687	444-2451	岩神町川原5	AU14	防災対策課		警戒区域	○	○	
79	高等学校		杜若高等学校	45-5000	45-8870	470-0331	平戸橋町波岩87番地1	AU14	防災対策課		警戒区域	○		
80	高等学校		ルネサンス豊田高等学校	49-0051	41-2121	470-0302	藤沢町丸竹182	KC01	教育政策課		警戒区域	○	○	
81	助産所		ちこ助産院	090-3457-	50-5975	444-2205	鍋田町タカセ 2 1 番地 1	AY01	(保) 総務課		警戒区域	○		
82	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	御作小学校 (放課後児童クラブ)	76-0076	76-0076	470-0424	御作町田中 1 0 8 6 - 4	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○		
83	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	大蔵小学校 (放課後児童クラブ)	64-2277	64-2277	444-2511	大蔵町本城9-2	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○	○	
84	児童福祉関連施設	放課後児童クラブ	追分小学校 (放課後児童クラブ)	62-0392	62-2327	444-2355	近岡町馬場 4 - 2	AK01	次世代育成課	○	警戒区域	○		
85	障害児通所支援事業の用に供する施設		ハビネス国際ほみ放課後等児童デイサービス	79-3400	78-3445	470-0353	保見ケ丘1丁目1番地2	AX05	障がい福祉課		警戒区域	○		
86	老人福祉関係施設	デイサービスセンター	地域密着型デイサービス あんじやない	77-4436	77-0649	444-2808	榎本町向田11番地 1	AX07	介護保険課		警戒区域	○		
87	老人福祉関係施設	有料住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム 至福の優	75-2650	75-2651	470-0462	上渡合町間詰378-107	AX07	介護保険課		特別警戒区域	○		
88	小学校		花山小学校	90-2102	90-3047	444-3222	下山田代町万徳前 1 6 - 4	KC03	学校教育課		警戒区域	○		

(保育課、(保) 総務課、介護保険課、次世代育成課、障がい福祉課、総務監査課、学校教育課、教育政策課、防災対策課)

1 7 孤立する可能性がある集落

	旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名
1	石野村	松嶺	松嶺町			21	松平村	東宮口	坂上町			41	藤岡町	北曾木	北曾木町		
2	石野村	山路椿	芳友町の一部			22	松平村	真垣内	坂上町			42	藤岡町	折平	折平町		
3	石野村	千鳥	千鳥町			23	松平村	日明	坂上町			43	藤岡町	上渡合	上渡合町		
4	石野村	元山中	山中町			24	松平村	松平	松平町			44	小原村	大平上	大平町		
5	松平村	七売	滝脇町			25	藤岡町	飯野	藤岡飯野町			45	小原村	大平下	大平町		
6	松平村	滝脇	滝脇町			26	藤岡町	石飛	石飛町			46	小原村	寺平	寺平町		
7	松平村	長沢西	長沢町			27	藤岡町	北一色	北一色町			47	小原村	荷掛	荷掛町		
8	松平村	長沢東	長沢町			28	藤岡町	迫	迫町			48	小原村	大洞	大洞町		
9	松平村	林添	林添町			29	藤岡町	深見	深見町			49	小原村	乙ケ林	乙ケ林町		
10	松平村	下河内	大内町			30	藤岡町	御内平	深見町の一部			50	小原村	三ツ久保	三ツ久保町		
11	松平村	大給	大内町			31	藤岡町	田茂平	田茂平町			51	小原村	沢田	沢田町		
12	松平村	堤立	坂上町の一部			32	藤岡町	御作	御作町			52	小原村	西萩平	西萩平町		
13	松平村	椿木	豊松町の一部			33	藤岡町	上川口	上川口町			53	小原村	千洗	千洗町		
14	松平村	歌石	豊松町の一部			34	藤岡町	下川口	下川口町			54	小原村	喜佐平	喜佐平町		
15	松平村	大田	豊松町			35	藤岡町	木瀬	木瀬町			55	小原村	上仁木	上仁木町		
16	松平村	茅原	豊松町			36	藤岡町	三箇	三箇町			56	小原村	東市野々	東郷町		
17	松平村	羽明	豊松町			37	藤岡町	大岩	大岩町			57	小原村	北篠平	北篠平町		
18	松平村	大津	豊松町			38	藤岡町	白川	白川町			58	小原村	小	東郷町の一部		
19	松平村	所石	石楠町			39	藤岡町	西市野々	西市野々町			59	小原村	川見	川見町		
20	松平村	豊栄	坂上町の一部			40	藤岡町	石畳	石畳町			60	小原村	柏雑	柏ケ洞町	雑敷町	

	旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名
61	小原村	前洞	前洞町			81	小原村	築平	築平町			101	盛岡村	野林	野林町		
62	小原村	大ヶ蔵連	大ヶ蔵連町			82	小原村	日面	日面町			102	盛岡村	中川	箆林町	田振町	
63	小原村	田代	小原田代町			83	小原村	平畑	平畑町			103	盛岡村	井ノ口	井ノ口町		
64	小原村	北	小原北町			84	小原村	樽俣	樽俣町			104	盛岡村	大島	東大島町		
65	小原村	永太郎	永太郎町			85	小原村	西細田	西細田町			105	盛岡村	則定	則定町		
66	小原村	倉野	小原大倉町	北大野町		86	小原村	下仁木	下仁木町			106	盛岡村	霧山	霧山町		
67	小原村	西丹波	西丹波町			87	盛岡村	戸中	戸中町			107	賀茂村	桑田和	桑田和町		
68	小原村	平岩	平岩町			88	盛岡村	岩下	岩谷町	下平町		108	賀茂村	菅生	菅生町		
69	小原村	岩下	岩下町			89	盛岡村	平折	平折町			109	賀茂村	龍岡	竜岡町		
70	小原村	苅萱	苅萱町			90	盛岡村	国閑	国閑町			110	賀茂村	怒田沢	怒田沢町	川面町の一部	御内蔵連の一部
71	小原村	宮代	宮代町			91	盛岡村	上脇	上脇町			111	賀茂村	川面	川面町		
72	小原村	松名	松名町			92	盛岡村	下佐切	下佐切町			112	賀茂村	上八木	上八木町		
73	小原村	遊屋	遊屋町			93	盛岡村	上佐切	上佐切町			113	賀茂村	五反田	五反田町		
74	小原村	市場	市場町			94	盛岡村	下国谷	下国谷町			114	賀茂村	千田	千田町		
75	小原村	大草	小原町			95	盛岡村	白倉	白倉町			115	賀茂村	玉野	玉野町		
76	小原村	大坂	大坂町			96	盛岡村	国谷	国谷町			116	賀茂村	二夕宮	二夕宮町		
77	小原村	鍛冶屋敷	鍛冶屋敷町			97	盛岡村	栃原	栃本町	桑原田町		117	賀茂村	葛沢	葛沢町		
78	小原村	李	李町			98	盛岡村	四ツ松	四ツ松町			118	賀茂村	山ノ中立	山ノ中立町		
79	小原村	川下	川下町			99	盛岡村	上冷田	上小田町	沢ノ堂町の一部	冷田町	119	賀茂村	御内蔵連	御内町		
80	小原村	百月	百月町			100	盛岡村	沢ノ堂	沢ノ堂町			120	賀茂村	綾渡	綾渡町		

	旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名
121	賀茂村	三沢	椿立町	漆畑町	室口町	141	阿摺村	富岡	富岡町			161	下山村	平瀬	平瀬町		
122	賀茂村	山ヶ谷	山谷町			142	阿摺村	久木	久木町			162	下山村	田平沢	田平沢町		
123	賀茂村	有京	有洞町	安実京町		143	阿摺村	新盛	新盛町	永野町		163	下山村	栃立	栃立町		
124	賀茂村	平沢	平沢町			144	阿摺村	大和	北小田町	細田町	大井町	164	下山村	立岩	立岩町		
125	賀茂村	大多賀	大多賀町			145	下山村	花沢 1 区	花沢町			165	下山村	大林	東大林町		
126	賀茂村	連谷	連谷町			146	下山村	花沢 2 区	花沢町			166	下山村	高野	高野町		
127	賀茂村	明川	明川町			147	下山村	花沢 3 区	花沢町			167	下山村	野原	野原町		
128	阿摺村	阿摺	大蔵町	小手沢町	東中山町	148	下山村	花沢 4 区	花沢町			168	下山村	羽布	羽布町		
129	阿摺村	西檜尾	西檜尾町			149	下山村	花沢 5 区	花沢町			169	下山村	吉平	野原町		
130	阿摺村	切山	上切山町			150	下山村	東大沼 1 区	大沼町			170	下山村	宇連野	宇連野町		
131	阿摺村	小町	小町			151	下山村	東大沼 2 区	大沼町			171	下山村	阿蔵	阿蔵町		
132	阿摺村	御蔵	御蔵町			152	下山村	東大沼 3 区	大沼町			172	下山村	梨野	梨野町		
133	阿摺村	渡合	東渡合町			153	下山村	東大沼 4 区	大沼町			173	下山村 2-2	蘭村	蘭町		
134	阿摺村	実栗	実栗町			154	下山村	小松野	小松野町			174	下山村 2-2	田折	田折町		
135	阿摺村	月原	月原町			155	下山村	東蘭	蘭町の一部			175	下山村 2-2	蕪木	蕪木町		
136	阿摺村	白山	足助白山町			156	下山村	黒坂	黒坂町			176	下山村 2-2	田代上	下山田代町 の一部		
137	阿摺村	大沢	栃ノ沢町	大塚町	塩ノ沢町	157	下山村	和合	和合町			177	下山村 2-2	田代嶋	下山田代町		
138	阿摺村	中立	中立町			158	下山村	神殿	神殿町			178	下山村 2-2	田代中	下山田代町		
139	阿摺村	摺	摺町			159	下山村	大桑	大桑町			179	下山村 2-2	田代日影	下山田代町		
140	阿摺村	大河原	大河原町			160	下山村	梶	大沼町の一 部			180	旭村	田津原	田津原町	牛地町	

	旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名		旧町村名	農業集落名	町名	町名	町名
181	旭村	閑羅瀬	閑羅瀬町			201	旭村	八幡	旭八幡町			221	稲武町	御所貝津	御所貝津町		
182	旭村	時瀬	時瀬町			202	旭村	余平	余平町			222	稲武町	川手	川手町		
183	旭村	有間	有間町			203	旭村	万町	万町町			223	稲武町	黒田	黒田町		
184	旭村	笹戸	笹戸町			204	旭村	太田	太田町			224	稲武町	小田木	小田木町		
185	旭村	市平	市平町			205	旭村	明賀	明賀町			225	稲武町	富永	富永町		
186	旭村	池島	池島町			206	旭村	小田	小田町								
187	旭村	東萩平	東萩平町			207	三濃村 2-1	島崎	島崎町								
188	旭村	大坪	大坪町			208	三濃村 2-1	下切	下切町								
189	旭村	万根	万根町			209	三濃村 2-1	下中切	下中町								
190	旭村	榊野	榊野町			210	三濃村 2-1	上中切	上中町								
191	旭村	杉本	杉本町			211	三濃村 2-1	上切	上切町								
192	旭村	押井	押井町			212	三濃村 2-1	一色	一色町								
193	旭村	東加塩	加塩町			213	三濃村 2-1	浅谷	浅谷町	三分山町							
194	旭村	惣田	惣田町			214	三濃村 2-1	須淵	須淵町								
195	旭村	小畑	小畑町			215	稲武町	中当	中当町								
196	旭村	坪崎	坪崎町			216	稲武町	夏焼	夏焼町								
197	旭村	日下部	日下部町			217	稲武町	野入	野入町								
198	旭村	槇本	槇本町			218	稲武町	大野瀬	大野瀬町								
199	旭村	伊熊	伊熊町			219	稲武町	押山	押山町								
200	旭村	伯母沢	伯母沢町			220	稲武町	桑原	桑原町	夏焼町の一部							

第2 防災上必要な施設・設備等

1 気象観測施設・設備等

(1) 雨量観測施設

「愛知県地域防災計画付属資料（令和5年修正）」参照

地区	観測所名	設置場所	管理者
挙母	西町	西町3-60	豊田市
	豊田	常盤町3-28	愛知県
	長興寺	長興寺5-17-1	豊田市
	大清水	大清水町原山66	豊田市
高橋	矢並	矢並町大坪 901-7	豊田市
上郷	上郷	上郷町5-1-1	豊田市
高岡	駒場	駒場町新生58	豊田市
	竜神	竜神町竜神16	豊田市
	高岡	高岡町長根51	豊田市
猿投	猿投	東広瀬町神田	中部地方整備局
	藤沢	藤沢町丸竹182	豊田市
	上高	上高町宮下60	豊田市
	西広瀬	西広瀬町清水34	豊田市
	力石	力石町深田57-2	豊田市
	加納	加納町東股55	豊田市
	乙部	乙部町字沖の田 15-1	中部地方整備局
	豊田	高町東山	名古屋地方気象台
	四郷	四郷町東畑70-1	豊田市
保見	大畑	大畑町神戸79-2	豊田市
	保見	保見町四反田121-1	豊田市
松平	坂上	坂上町郷敷1-1	豊田市
	滝脇	滝脇町切石洞18-1	豊田市
	九久平	九久平町寺前16	豊田市
	九久平	岩倉町馬場	中部地方整備局
藤岡	木瀬ダム	三箇町下山5-16	愛知県
	藤岡	藤岡飯野町田中245	愛知県
小原	道慈	千洗町道滋 382-2	中部地方整備局
	小原	小原町上平441-1	愛知県
	小原	小原町上平	名古屋地方気象台
	大草	小原町	中部地方整備局
足助	明川	明川町オクマノ2-32	愛知県
	足助	足助町岡田3-1	愛知県
	足助	足助町岡田3-1	中部地方整備局
	金蔵連	御内町滝沢	中部地方整備局
下山	阿蔵	阿蔵町猫田	名古屋地方気象台
	下山	大沼町越田和37-1	愛知県
	和合	和合町田螺池 234-1	中部地方整備局
旭	矢作ダム	閑羅瀬町	中部地方整備局
	旭	小渡町船戸15-1	愛知県

稲武	稲武	稲武町竹ノ下1-1	愛知県
	稲武	稲武町スソガエト	名古屋地方気象台
	桑原	稲武町	中部地方整備局

(防災対策課)

(2) 水位・流量観測施設

「愛知県地域防災計画付属資料（令和5年修正）」参照

河川名	観測所名	設 置 場 所	管 理 者
矢作川	小渡	島崎町	中部地方整備局
	猿投	東広瀬町神田	
	高橋	中島町	
	矢作ダム	閑羅瀬町	
巴 川	九久平	岩倉町馬場	
名倉川	真弓	桑原町	
根羽川	押山	大野瀬町	愛知県
籠 川	京町	京町 4-50 地先	
逢妻女川	千足	千足町地内	
	堤町宝	堤町宝地内	
逢妻男川	若林	中根町小根崎 4-68 地先	愛知県

(防災対策課)

(3) 河川監視カメラ

河川名	設 置 場 所	管 理 者
逢妻男川	細谷町（下細谷橋付近）	豊田市
逢妻女川	堤町（平松橋付近）	
	駒場町（駒場小学校付近）	
家下川	上郷（上郷町大清水地内）	
巴川	九久平町（松平支所内）	
飯野川	藤岡飯野町（藤岡支所内）	
田代川	下仁木町（宮前橋付近）	
阿摺川	月原町（月原公民館付近）	
足助川／巴川	足助町（足助支所内）	
大桑川／巴川	大桑町（巴ヶ丘小学校付近）	
矢作川	小渡町（旭農林会館内）	
黒田川／名倉川	稲武町（稲武小学校内）	中部地方整備局
矢作川	閑羅瀬町（矢作ダム下流付近）	
	浅谷町（時瀬河川敷公園付近）	
	島崎町（日の出橋下付近）	

	平畑町（有平橋下付近）	
	築平町（笹戸橋下付近）	
	上川口町（上川口やな付近）	
	下川口町（加茂橋下付近）	
	大河原町（阿摺ダム付近）	
	東広瀬町（広梅橋下付近）	
	平戸橋町（平戸橋下付近）	
	落合町（籠川合流点付近）	
	中島町（高橋付近）	
	白浜町（久澄橋付近）	
	御立町（加茂川水門付近）	
	野見町（竜宮橋付近）	
	渡合町（明治頭首工付近）	
逢妻女川	千足町	愛知県
逢妻男川	中根町	
籠川	落合町	

（防災対策課）

（４）風向・風速観測施設

「愛知県地域防災計画付属資料（令和５年修正）」参照

観測所名	設 置 場 所	管 理 者
稲武	稲武町スソガエト	名古屋地方気象台
豊田	高町東山	
西町	西町 3-60	豊田市

（防災対策課）

2 消防防災施設・設備等

(1) 消防本部(署)保有の消防力

ア 消防吏員の配備状況

(令和5年4月1日現在)

職 名 所 属		正 監	消 防 監	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	副 士 長	士	合 計
合計		1	8	36	73	112	112	115	79	536
消 防 本 部	消 防 長	1								1
	消 防 次 長		1							1
	管 理 監		1							1
	警防救急指令担当専門監		1							1
	予 防 担 当 専 門 監		1							1
	総 務 課			3	4	2	4	2		15
	警 防 救 急 課			2	4	2	4	3		15
	予 防 課			2	3	4	6	6		21
	指 令 課			4	5	4	11	3		27
	小 計	1	4	11	16	12	25	14		83
足 助 消 防 署	消防署長		1							1
	消防副署長			1						1
	管理課			(1)	1	2		1		4
	消防1課			2	3	5	2	4	2	18
	消防2課			2	3	5	3	2	3	18
	旭出張所				3	4	2	4	2	15
	稲武出張所				3	4	3	4	1	15
	下山出張所				3	4	3	4	1	15
	小計		1	5	16	24	13	19	9	87
北 消 防 署	消防署長		1							1
	消防副署長			1						1
	管理課			(1)	2	1	2	1		6
	消防1課			2	3	6	5	8	2	26
	消防2課			2	3	6	5	5	5	26
	藤岡小原分署			1	2	4	7	5	6	25
	保見出張所				3	2	2	5	3	15
	力石出張所				1	4	2	5	3	15
	小計		1	6	14	23	23	29	19	115
中	消防署長		1							1

職 名 所 属		正 監	消 防 監	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	副 士 長	士	合 計
消 防 署	消防副署長			1						1
	管理課			(1)	1	1	3	1		6
	消防 1 課			2	4	7	6	3	5	27
	消防 2 課			2	4	7	4	5	5	27
	東分署			1	2	4	4	5	9	25
	逢妻分署			1	2	4	6	6	4	23
	松平出張所				1	4	5	2	3	15
	小計		1	7	14	27	28	22	26	125
南 消 防 署	消防署長		1							1
	消防副署長			1						1
	管理課			(1)	2	1		4		7
	消防 1 課			2	3	7	4	6	4	26
	消防 2 課			2	3	6	4	6	4	25
	西分署			1	2	4	6	4	8	25
	未野原分署			1	2	4	4	8	6	25
	高岡出張所				1	4	4	3	3	15
	小計		1	7	13	26	22	31	25	125

- ・（ ）内数字は、兼務を表す。
- ・市長部局配備数は合計に含まない。

派 遣 ・ 出 向	県消防学校									
	総務省派遣						1			1
	市長部局						2			2
	小計						3			3

（（消）総務課）

イ 消防車両の配備状況

(令和5年4月1日現在)

署 所 車 種	本 部	北 消 防 署	藤 岡 小 原 分 署	保 見 出 張 所	力 石 出 張 所	中 消 防 署	東 分 署	逢 妻 分 署	松 平 出 張 所	南 消 防 署	西 分 署	末 野 原 分 署	高 岡 出 張 所	足 助 消 防 署	旭 出 張 所	稲 武 出 張 所	下 山 出 張 所	合 計
消防ポンプ自動車		1	1			1	1			1	1	1		1	1	1	1	11
水槽付消防ポンプ 自動車		1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	19
梯子付消防(ポンプ) 自動車		1				1				1								3
化学消防ポンプ 自動車		1				1				1								3
水槽車		1				1				1								3
救助工作車		1				1				1				1				4
指揮車	1	1				1				1				1				5
広報車	6	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	24
指揮隊車		1				1				1				1				4
資機材搬送車	2	1				1				1				2				7
救急自動車		2	1	1	1	2	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	1	21
排煙電源車		1																1
支援車						1												1
起震車	1																	1
その他車両	9	3				2				2				2				18
合計	19	1 6	4	3	3	1 7	4	4	3	15	4	4	3	14	4	4	4	125

(警防救急課)

ウ 消防用資機材の配備状況

(令和5年11月1日現在)

機関名 資機材名	合 計	北 署	藤 岡 小 原 分 署	保 見 出 張 所	力 石 出 張 所	中 署	東 分 署	松 平 出 張 所	逢 妻 分 署	南 署	西 分 署	末 野 原 分 署	高 岡 出 張 所	足 助 署	稲 武 出 張 所	旭 出 張 所	下 山 出 張 所
65mmホース	152 9	11 4	87	41	45	23 7	10 2	39	52	12 0	70	84	50	22 7	84	84	84
50mmホース	831	71	49	26	29	80	51	29	33	67	35	46	33	78	47	48	46
耐熱防火服	14	3	1	0	0	4	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0
空気呼吸器 (他用途と兼用)	222	34	8	5	5	33	7	5	4	29	9	9	6	26	8	8	8
可燃性ガス測定器 (他用途と兼用)	34	4	1	1	1	6	2	1	1	4	1	1	1	5	1	1	1
発動発電機 (他用途と兼用)	127	19	4	1	2	22	6	4	4	19	3	4	6	11	6	6	6
投光器 (他用途と兼用)	108	10	2	1	1	21	5	4	3	15	3	4	6	10	2	4	4
フロートポンプ (他用途と兼用)	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェンソー (他用途と兼用)	72	5	2	2	2	5	2	4	5	9	2	2	2	16	4	5	5
ジェットシューター (他用途と兼用)	127	11	9	3	4	9	7	4	3	14	3	6	0	33	8	10	5

(4消防署 管理課)

(2) 消防団保有の消防力

ア 消防団の現勢

(令和5年4月1日現在)

方面 隊	分 団 名	部 名	主 要 管 轄 自 治 区	計	団 長	副 団 長	方面 隊長	分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	積 載 車	ポ ン プ 車	ポ ン プ 車	小 型 動 力 車
計				189 4	1	4	10	43	123	236	1477	298	121	7	170	
団本部			団長・副団長	15	1	4	10									
1	1	1	1区、2区東部、2区西部、3区、東区、中区、西区	67			1	1	1	2	15	4	2			2
		2	平芝、平芝前、陣中町、栄町、西山						1	2	10	2	1		1	
		3	東梅坪町、京町、梅坪町、浄水町、大清水、伊保原、逢妻町、上原、向山						1	2	32	2	1		1	
	2	1	樹木	59			1	1	1	1	11	2	1		1	
		2	小坂、三軒屋						1	2	11	2	1		1	
		3	金谷、下市場						1	2	13	4	2		2	
		4	下林、長興寺						1	2	12	2	1		1	
	3	1	宮口上、宮口一色、宮口新田	41			1	1	1	3	17	4	1		3	
		2	本地新田、千足町						1	2	6	4	2		2	
		3	本地、深田山、美山、広久手、広久手町、田中第2						1	2	7	3	1		2	
	4	1	今、水源町	38			1	1	1	2	7	2	1		1	
		2	前山、山之手、丸山、渡合						1	2	9	3	1		2	
		3	平和町、平山、下野見						1	2	12	2	1		1	
2	1	1	高橋、寺部、県営初吹	10			1	1	1	2	2	2	1		1	
		2	上野						1	1	0	2	1		1	
		3	市木町、美和町、公営美和						1	1	0	2	1		1	
	2	1	平井町、百々、扶桑町	45			1	1	1	3	14	4	1		3	
		2	岩滝町、池田町、手呂町						1	2	10	3	1		2	
		3	矢並町、山中町						1	2	10	3	1		2	
	3	1	御立、野見、神池、県営神池、野見山	51			1	1	1	2	12	2	1		1	
		2	東山町、広川町、森、第1宝来、第2宝来、美里1区、美里2区、美里3区、美里4区						1	2	8	2	1		1	

2		3	大見、泉町、志賀町、古瀬間、志賀ニュータウン、古瀬間グリーンパーク、五ヶ丘第1～第8			1		1	3	20	4	2		2	
	4	1	九久平、鵜ヶ瀬町、大内、鍋田、王滝	55			1	1	3	10	2	1		1	
		2	幸海町、穂積町					1	2	13	4	1		3	
		3	松平志賀町、岩倉東、岩倉南、岩倉西、巴町					1	2	2	2	1		1	
		4	中垣内町、桂野町、加茂川町					1	2	16	2	1		1	
	5	1	滝脇町、長沢町、林添町	47			1	1	2	12	4	1		3	
		2	豊松、松平					1	2	13	3	1		2	
		3	石楠、坂上町					1	2	12	4	1		3	
	3	1	1	鴛鴦	42			1	1	2	15	2	1		1
			2	永覚新町、第1永覚アパート、第2永覚アパート、永覚宿舍、御幸本町、大林町					1	1	7	2	1		1
3			渡刈町、豊栄二区、豊栄町一区	1		2			4	4	2		2		
4			幸町、隣松寺、永覚	1		2			4	2	1		1		
2		1	榊塚西町、上郷大成	63		1	1	2	11	2	1		1		
		2	畝部中切、上中島、川端、宗定、榊塚東町				1	2	14	3	1		2		
		3	配津町、国江、阿弥陀堂、川田、畝部団地				1	2	16	2	1		1		
		4	福受、上和会、中和会、下和会、広美町				1	2	9	4	2		2		
3		1	土橋、緑ヶ丘、東田	27		1	1	2	5	2	1		1		
		2	竹上、本町				1	2	8	2	1		1		
		3	竹中、竹下、西田町				1	2	4	2	1		1		
4		1	若林、高美町、外根、若林宿舍	26		1	1	2	9	2	1		1		
		2	吉原町、中根				1	2	1	2	1		1		
		3	花園町				1	2	6	2	1		1		
5		1	高岡町、堤本町、堤町、上丘	55		1	1	2	17	4	2		2		
		2	前林、大島町、西岡町、本田、星ヶ丘				1	2	17	4	2		2		
	3	駒場、中田	1				2	11	3	1		2			

4	1	1	広幡町、八草	63		1	1	2	13	3	1		2	
		2	大畑、篠原				1	1	7	3	1		2	
		3	田舩町、保見町、東保見町、保見緑苑、保見ヶ丘6区、県営保見、公団保見ヶ丘				1	3	7	5	2		3	
		4	貝津町、伊保町				1	2	23	4	2		2	
	2	1	猿投、加納町	74		1	1	2	23	4	2		2	
		2	舞木町、亀首町、さなげ台				1	2	22	3	1		2	
		3	本徳町、乙部、乙部ヶ丘第1				1	2	19	2	1		1	
	3	1	天道、下古屋、井上、高町	62		1	1	1	2	11	2	1		1
		2	御船町、青木					1	1	9	2	1		1
		3	平戸橋、花本、荒井、青木台、平戸橋1区、平戸橋2区、中越戸、下越戸					1	2	15	4	1		2
		4	枝下町、西広瀬町					1	1	16	2	1		1
	4	1	東広瀬町上切、東広瀬下切、石野町、力石町、小峯町、下室町	71		1	1	1	3	22	6	2		3
		2	藤沢、松嶺・押沢、富田町、国附					1	2	1	3	1		2
		3	千鳥・成合、上高町、七重、勘八					1	2	16	3	1		2
		4	芳友町、中金町、野口、中切町、城見町					1	2	18	6	2		4

5	1	1	木瀬	44		1	2	2	16	2		1	1	
		2	藤岡飯野、藤源、石飛、迫町				1	3	19	2		1	1	
	2	1	西中山、藤営、田茂平、藤岡ニューハイッ、藤岡緑ヶ丘	28		1	1	2	9	3	1		2	
		2	深見				1	2	12	2	1		1	
	3	1	御作町	27		1	1	3	17	2	1		1	
		2	上川口町、下川口				1	1	3	2	1		1	
	4	1	三箇町、大岩町	35		1	1	1	2	12	2	1		1
		2	北一色、北曽木町、折平町、上渡合、ファーツリー					1	2	6	2	1	±	1
		3	白川町、西市野々、石畳					1	3	6	2	1		1

6	1	1	大平	28	1	1	1	3	10	2		1	1	
		2	道慈				1	2	1	2	1		1	
		3	小原西				1	2	6	2	1		1	
	2	1	上仁木	29		1	1	1	2	3	2	1		1
		2	旭、高原					1	2	7	2	1		1
		3	小原中、小原東、栄					1	3	8	2	1		1
	3	1	大草	20		1	1	1	4	8	2	1		1
		2	城東、矢作					1	2	3	2	1		1
		3						1	2	1	0			
7	1	1	足助	35	1	1	1	3	22	2	1		1	
		2	椿立、御内				1	1	6	2	1		1	
	2	1	足助	41		1	1	1	4	33	2	1		1
		2	足助大見					1	1	0	2	1		1
	3	1	追分	28		1	1	1	2	11	2	1		1
		2	冷田					1	2	10	2	1		1
	4	1	則定	43		1	1	1	3	30	2	1		1
		2	佐切					1	1	6	3	1		2
	5	1	萩野	40		1	1	1	1	14	2	1		1
		2	明和、大多賀					1	2	20	4	1		3
	6	1	新盛	48		1	1	1	2	18	3	1		2
		2	大蔵、大河原					1	2	11	3	1		2
		3	御蔵					1	2	9	3	1		2
8	1		花山	29	1	1	4	3	21	5	2		3	
	2		大沼	19		1	3	6	9	2		1	1	
	3		三巴、和合	13		1	4	7	1	5	2		3	
	4		阿蔵、田平沢、羽布	32		1	3	8	20	9	3		6	
9	1		小渡	16	1	1	3	4	8	4	1	1	2	
	2		笹戸	7		1	1	1	4	2	1		1	
	3		敷島	30		1	2	3	24	6	2		4	
	4		築羽	13		1	2	2	8	3	1		2	
	5		浅野	11		1	3	3	4	2	1		1	
10	1	1	稲武町、中当、夏焼町	34	1	1	1	2	12	4	1	1	2	
		2	押山、川手				1	1	7	2	1		1	
		3	大野瀬町、野入町				1	2	6	2	1		1	
	2	1	小田木町、黒田町、御所貝津町、富永町	35		1	1	3	30	6	3		3	
	3	1	桑原町、武節町	23		1	1	2	19	4	1	1	2	
災害支援機能別団員（第2方面隊26、藤岡地区23、小原地区15、足助地区23、下山地区44、旭地区74、稲武地区25）				230					230					
学生機能別団員（中京大学26、日本赤十字豊田看護大2、愛知工業大学3、愛知学泉大学0）				31					31					
広報指導部				14	- 164 -			1	2	11				

((消) 総務課)

イ 消防団詰所・格納庫一覧

(令和5年4月1日現在)

No.	方面隊	分団	班名	所在地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
1	1	1	元城	元城町1-35	H1	112.74	78.00	78.00	2
2	1	1	竹生	竹生町2-21-1	H16	101.19	70.44	116.00	2
3	1	1	平芝	平芝町3-4-15	H3	296.44	52.80	52.80	2
4	1	1	梅坪	京町4-14-8	H3	360.28	50.82	50.82	2
5	1	2	樹木	常盤町2-11	S51	82.00	44.40	44.40	2
6	1	2	小坂	小坂町3-11-2	H26	172.71	39.75	74.54	1
7	1	2	下市場	下市場町5-41-1	H13	62.00	29.83	57.50	2
8	1	2	金谷	金谷町1-116	S62	155.65	50.82	50.82	2
9	1	2	長興寺	長興寺5-100-1	H3	77.61	29.46	54.66	2
10	1	3	宮口	宮口町3-112-2	H28	407.90	39.75	74.54	1
11	1	3	宮上	宮上町4-63-2	H7	458.29	52.50	52.50	2
12	1	3	宮	宮町3-80	S48	50.68	42.23	42.23	1
13	1	3	本新	本新町4-29-2	S62	149.91	50.82	50.82	2
14	1	3	千足	千足町6-14-1	H4	150.00	52.80	52.80	2
15	1	3	深田	柿本町7-61-3	H14	237.78	40.07	75.39	2
16	1	3	本地	本地町6-214	H7	136.20	52.50	52.50	2
17	1	4	今	今町7-79	H1	120.00	52.20	52.20	2
18	1	4	前山	前山町3-9-2	S52	776.63	37.64	37.64	3
19	1	4	渡合	渡合町5-77	S50	95.00	22.68	22.68	2
20	1	4	室	室町3-125-1	S52	37.00	23.49	23.49	2
21	2	1	高橋	高橋町1-53	H16	74.04	37.00	74.00	2
22	2	1	上野	上野町3-120	H17	103.67	40.07	74.47	2
23	2	1	市木	市木町3-5-10	S57	164.00	45.36	45.36	2
24	2	2	扶桑	扶桑町3-55	H2	120.00	50.82	50.82	2
25	2	2	平井	平井町6-15	S51	69.00	34.39	34.39	2
26	2	2	百々	百々町1-59	S61	95.86	21.37	41.24	2
27	2	2	岩滝	岩滝町萩洞471-1	H30	353.00	39.75	74.54	1
28	2	2	池田	池田町前田296	S63	106.00	50.82	50.82	2
29	2	2	矢並	矢並町広畑321-1	H10	99.00	29.63	55.67	2
30	2	2	山中	山中町中トンモ856-5	H17	21.41	9.45	9.45	2
31	2	3	野見	野見町5-144-1	H3	207.50	29.46	54.66	2
32	2	3	広川	広川町8-27-1	H4	205.12	52.80	52.80	2
33	2	3	古瀬間	古瀬間町古宿1-2	R1	2770.98	76.19	76.19	1

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
34	2	3	大 見	大見町1-115-1	H9	130.00	29.46	54.66	2
35	2	4	九 久 平	九久平町薬師ヶ嶽21	H13	132.00	32.55	59.20	2
36	2	4	幸 海	幸穂台3丁目8	H30	448.65	39.75	74.54	1
37	2	4	穂 積	穂積町ササ山3	H6	151.00	25.92	25.92	2
38	2	4	岩 倉	岩倉町四ツ瀬71	S58	89.97	46.84	46.84	1
39	2	4	桂 野	桂野町西百々6-2	S58	1615.84	88.33	88.33	1
40	2	5	林 添	林添町東トウモ14-1	H5	100.00	29.62	55.66	2
41	2	5	滝 脇	滝脇町中洞10	S53	115.70	42.15	42.15	2
42	2	5	長 沢	長沢町イレウ16	S51	46.00	21.13	21.13	1
43	2	5	豊 松	豊松町宮下16-1	S54	85.00	52.95	52.95	2
44	2	5	松 平	松平町神田14-10	H20	12.6	9.45	9.45	2
45	2	5	坂 上 (仁王)	坂上町河原田25-1	S52	43.68	36.40	72.80	2
46	2	5	坂 上 (日明)	坂上町日向50-1	-	40.00	24.70	24.70	1
47	2	5	石 楠	石楠町伊達屋敷14-6	S59	31.93	21.28	21.28	1
48	3	1	鴛 鴨	鴛鴨町中屋敷15-1	H8	200.00	52.50	52.50	2
49	3	1	大 林	大林町11-8-1	H21	568.16	40.07	74.52	2
50	3	1	渡 刈	渡刈町4-119	H15	167.86	40.07	75.39	2
51	3	1	豊 栄	豊栄町8-35-1	H27	330.01	39.75	74.54	1
52	3	1	永 覚	永覚町下山畑104-1	S53	150.16	51.60	51.60	2
53	3	2	上 郷	上郷町市場126	S59	419.90	66.24	66.24	2
54	3	2	畝 部 東 (中切)	畝部東町寺前19-1	S42	95.00	41.59	41.59	2
55	3	2	枡 塚 東	枡塚東町西郷120	S55	76.00	31.73	31.73	1
56	3	2	配 津	配津町蔵前53	S55	254.54	45.00	45.00	2
57	3	2	福 受	福受町中ノ切26	H18	106.25	40.07	74.47	2
58	3	2	和 会	和会町東郷50-1	H1	180.00	52.20	52.20	2
59	3	3	土 橋	土橋区画整理事業49B-1 L	H27	439.47	39.75	74.54	1
60	3	3	本	本町大富57	H3	75.81	53.70	53.70	2
61	3	3	中	住吉町前邸122	S56	70.00	43.15	43.15	2
62	3	4	若 林	若林東町沖田123-1	H10	148.00	26.04	53.51	2
63	3	4	中 根	中根町小沢8	S58	499.17	27.47	27.47	2
64	3	4	花 園	花園町屋敷99-5	H16	104.77	40.07	73.02	2
65	3	5	堤	堤町蔵下34	H12	117.71	40.06	75.37	2
66	3	5	上 丘	上丘町甲中才1	S63	126.88	50.82	50.82	2
67	3	5	西 岡	西岡町前田23-3	H4	150.00	52.80	52.80	2

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
68	3	5	前 林	前林町行田28	S57	1,894.9 3	67.17	67.17	2
69	3	5	駒 場	駒場町北81-1	S55	5,874.3 3	57.60	57.60	2
70	3	5	中 田	中田町高砂2-1	H2	263.37	50.82	50.82	2
71	4	1	八 草	八草町秋合762	S55	2,985.0 0	51.90	51.90	2
72	4	1	広 幡	広幡町四ツ屋62地先	S52	320.66	46.08	46.08	2
73	4	1	大 畑	大畑町不流130-3	S54	122.28	38.30	69.56	2
74	4	1	篠 原	篠原町黒坪23-6	H13	228.34	40.07	75.39	2
75	4	1	保 見	保見町松本18	S62	254.11	50.82	50.82	2
76	4	1	東 保 見	東保見町藪下613-	H3	169.14	50.80	50.80	2
77	4	1	田 粃	田粃町向畑1	H11	125.00	40.07	75.39	2
78	4	1	貝 津	貝津町町屋134-7	S53	201.08	76.68	76.68	2
79	4	1	伊 保	伊保町大鳥居27-7	H20	181.02	40.07	74.47	2
80	4	2	猿 投	猿投町神郷81-6	H8	177.22	29.63	55.67	2
81	4	2	加 納	加納町下大坪1	S51	3,811.0 0	45.50	45.50	2
82	4	2	亀 首	亀首町札掛9	H16	108.00	40.00	73.00	2
83	4	2	舞 木	舞木町焼山1102-5	H3	125.00	50.80	50.80	2
84	4	2	乙 部	乙部町南沢445-15	R2	1049.00	39.75	74.54	2
85	4	3	四 郷	四郷町南六反田南1-3	R1	807.50	39.75	74.54	1
86	4	3	御 船	御船町登り21-1	H4	261.02	52.80	52.80	2
87	4	3	越 戸	平戸橋町太戸128-2	H24	384.95	40.04	74.52	2
88	4	3	花 本	花本町宇津木105	H12	60.47	40.06	75.37	2
99	4	3	西 広 瀬	西広瀬町西前65-4	H9	197.00	29.60	55.60	2
90	4	4	東 広 瀬	東広瀬町平地20-3	H18	523.00	40.07	74.47	2
91	4	4	小 峯	小峯町川田248-2	H1	231.00	52.20	52.20	2
92	4	4	力 石	力石町井ノ上119-2	H2	110.05	50.82	50.82	2
93	4	4	藤 沢	藤沢町平117	S56	30.00	30.00	43.50	2
94	4	4	富 田	富田町鹿野末28-3	-	29.16	24.30	24.30	2
95	4	4	寺 下	寺下町冷田311-1	H5	223.00	73.76	73.76	2
96	4	4	成 合	成合町岩倉53-5	S45		12.60	12.60	1
97	4	4	中 金	中金町申堂213	H4	569.00	52.80	52.80	2
98	4	4	芳 友	芳友町両ノクゴ123-3	S63	105.43	50.82	50.82	2

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
99	4	4	野 口	野口町水別日陰385-2	H14	264.00	41.54	41.54	2
100	4	4	中 切	中切町池田325-1	H6	110.00	25.92	25.92	2
101	5	1	木 瀬	木瀬町井ノ平226	H1	231.40	98.25	98.25	2
102	5	1	藤岡飯野	藤岡飯野町田中15	S54	553.00	88.44	88.44	2
103	5	2	西 中 山	西中山町後田96-12	H26	219.64	39.74	74.52	1
104	5	2	深 見	深見町細田302-1	-	102.00	63.33	63.33	2
105	5	3	御 作	御作町堀越202-1	S52	456.44	94.70	122.80	3
106	5	3	上 川 口	上川口町中田221-2	H3	362.00	65.00	98.90	2
107	5	4	三 箇	三箇町森前1-5	S59	66.11	98.64	98.64	2
108	5	4	折 平	折平町上赤土158-2	H24	256.20	40.07	74.37	1
109	5	4	白 川	白川町前田5	H16	262.26	85.80	92.50	2
110	6	1	大 平	大平町神殿40-1	H22	306.92	40.07	74.52	2
111	6	1	乙 ケ 林	乙ヶ林町信田190-1	R2	528.00	76.19	76.19	1
112	6	1	北 篠 平	北篠平町駒ヶ峰335-1	H12	639.00	28.80	28.80	2
113	6	2	上 仁 木	上仁木町柿ヶ入312-1	H10	790.03	54.45	54.45	1
114	6	2	雑 敷	雑敷町同前7-4	S50	70.76	46.98	46.98	1
115	6	3	永 太 郎	永太郎町馬場48-6	H19	53.18	40.07	74.47	2
116	6	3	小 原	小原町上平941-15	S60		25.92	25.92	2
117	6	3	市 場	市場町半ノ田1407-1	H14		53.18	53.18	1
118	7	1	足 助 (田 町)	足助町田町1-1	S45	93.00	93.00	93.00	2
119	7	1	山 谷	山谷町日向道上10-3	H10	53.46	57.00	57.00	1
120	7	2	足 助 (宮 平)	足助町宮平39-1	H24	284.19	40.07	74.37	2
121	7	2	葛 沢	葛沢町枇杷所47-1	H5		28.00	28.00	2
122	7	3	近 岡	近岡町馬橋7-9	S40		86.00	172.00	1
123	7	3	国 谷	国谷町中根10-2	H29	189.00	76.19	76.19	1
124	7	4	則 定	則定町前田15-1	S40	77.61	52.65	52.65	1
125	7	4	上 佐 切	上佐切町中切12	H4	13.65	32.76	65.52	2
126	7	5	竜 岡	竜岡町丸根4-1	S63	312.81	50.00	50.00	1
127	7	5	明 川	明川町オクマノ2-13	H17	242.40	40.47	74.87	2
128	7	5	大 多 賀	大多賀町不二平18-1	S58	164.00	31.00	31.00	1
129	7	5	五 反 田	五反田町長配2-1	H7		16.00	16.00	1

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
130	7	6	新 盛	新盛町深沼11-1	H25	1,050.4 0	76.20	76.20	1
131	7	6	大 河 原	大河原町辻畑61-1	S50	31.68	31.68	31.68	2
132	7	6	大 蔵	大蔵町森下39-10	S58	354.00	66.00	66.00	2
133	7	6	御 蔵	御蔵町於三屋敷7-3	S30		35.00	35.00	1
134	7	6	月 原	月原町上向田28-1	H11		45.54	45.54	1
135	8	1	下 山 田 代	下山田代町神畑6-5	H5	227.20	87.00	87.00	2
136	8	1	花 沢	花沢町ヲチ合24-5	H14	107.61	24.80	24.80	2
137	8	2	大 沼	大沼町八沢107-1	H9	248.03	58.18	107.48	2
138	8	3	蘭	蘭町神田55	H10	91.77	23.40	23.40	2
139	8	3	和 合	和合町日向44-1	H12	91.49	91.49	91.49	2
140	8	4	阿 蔵	阿蔵町仏供田10-59	H30	65.00	47.19	47.19	1
141	8	4	立 岩	立岩町シンコ口7-3	H11	142.32	62.90	62.90	2
142	8	4	梨 野	梨野町寺田17-2	-	88.00	14.58	14.58	1
143	8	4	野 原	野原町岡1-6	-	80.00	21.49	21.49	1
144	8	4	羽 布	羽布町川合26-2	H17	232.48	92.75	92.75	1
145	9	1	田 津 原	田津原町松ヶ下19-1	S53		21.49	21.49	1
146	9	1	小 渡	小渡町船戸15-1(旭支所 内)	H26		77.00	77.00	3
147	9	2	笹 戸	笹戸町平畑1	R3	1,030	76.19	76.19	1
148	9	3	杉 本	杉本町稲場下38-3	S60	150.00	34.02	34.02	1
149	9	3	太 田	太田町宮前43	H10	3.31	4.86	4.86	1
150	9	3	加 塩	加塩町広見18-5	H20	12.97	9.45	9.45	2
151	9	3	榊 野	榊野町池田30-3	S40	95.01	40.00	80.00	1
152	9	4	模 本	模本町落合11-1	H19	138.00	40.07	74.47	2
153	9	4	伊 熊	伊熊町豆生30-3	H10	138.00	19.44	19.44	1
154	9	5	浅 谷	浅谷町下洞370-1	H2		50.00	50.00	1
155	10	1	稲 武	稲武町寺下4-5	H16	365.57	102.00	102.00	1
156	10	1	川 手	川手町前田1-2	S56		56.25	56.25	1
157	10	1	大 野 瀬	大野瀬町ヤシロジマ 23-9	S45		63.75	63.75	2
158	10	2	小 田 木	小田木町中沼47	S52		121.87	121.87	2
159	10	2	黒 田	黒田町古屋貝戸235- 1	S52		75.54	75.54	2
160	10	2	御所貝津	御所貝津町千保田 38-2	H20	226.00	40.07	74.47	2
161	10	3	武 節	武節町針原21-3	H16	56.55	27.38	27.38	2
162	10	3	桑 原	桑原町鐘鑄場319-1	S56		72.15	72.15	1

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
1	1	1	元 城	元城町1-35	H1	112.74	78.00	78.00	2
2	1	1	竹 生	竹生町2-21-1	H16	101.19	70.44	116.00	2
3	1	1	平 芝	平芝町3-4-15	H3	296.44	52.80	52.80	2
4	1	1	梅 坪	京町4-14-8	H3	360.28	50.82	50.82	2
5	1	2	樹 木	常盤町2-11	S51	82.00	44.40	44.40	2
6	1	2	小 坂	小坂町3-11-2	H26	172.71	39.75	74.54	1
7	1	2	下 市 場	下市場町5-41-1	H13	62.00	29.83	57.50	2
8	1	2	金 谷	金谷町1-116	S62	155.65	50.82	50.82	2
9	1	2	長 興 寺	長興寺5-100-1	H3	77.61	29.46	54.66	2
10	1	3	宮 口	宮口町3-112-2	H28	407.90	39.75	74.54	1
11	1	3	宮 上	宮上町4-63-2	H7	458.29	52.50	52.50	2
12	1	3	宮	宮町3-80	S48	50.68	42.23	42.23	1
13	1	3	本 新	本新町4-29-2	S62	149.91	50.82	50.82	2
14	1	3	千 足	千足町6-14-1	H4	150.00	52.80	52.80	2
15	1	3	深 田	柿本町7-61-3	H14	237.78	40.07	75.39	2
16	1	3	本 地	本地町6-214	H7	136.20	52.50	52.50	2
17	1	4	今	今町7-79	H1	120.00	52.20	52.20	2
18	1	4	前 山	前山町3-9-2	S52	776.63	37.64	37.64	3
19	1	4	渡 合	渡合町5-77	S50	95.00	22.68	22.68	2
20	1	4	室	室町3-125-1	S52	37.00	23.49	23.49	2
21	2	1	高 橋	高橋町1-53	H16	74.04	37.00	74.00	2
22	2	1	上 野	上野町3-120	H17	103.67	40.07	74.47	2
23	2	1	市 木	市木町3-5-10	S57	164.00	45.36	45.36	2
24	2	2	扶 桑	扶桑町3-55	H2	120.00	50.82	50.82	2
25	2	2	平 井	平井町6-15	S51	69.00	34.39	34.39	2
26	2	2	百 々	百々町1-59	S61	95.86	21.37	41.24	2
27	2	2	岩 滝	岩滝町萩洞471-1	H30	353.00	39.75	74.54	1
28	2	2	池 田	池田町前田296	S63	106.00	50.82	50.82	2
29	2	2	矢 並	矢並町広畑321-1	H10	99.00	29.63	55.67	2
30	2	2	山 中	山中町中トンモ856-5	H17	21.41	9.45	9.45	2
31	2	3	野 見	野見町5-144-1	H3	207.50	29.46	54.66	2
32	2	3	広 川	広川町8-27-1	H4	205.12	52.80	52.80	2
33	2	3	古 瀬 間	古瀬間町古宿1-2	R1	2770.98	76.19	76.19	1
34	2	3	大 見	大見町1-115-1	H9	130.00	29.46	54.66	2
35	2	4	九 久 平	九久平町薬師ヶ嶽21	H13	132.00	32.55	59.20	2
36	2	4	幸 海	幸穂台3丁目8	H30	448.65	39.75	74.54	1

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
37	2	4	穂 積	穂積町ササ山3	H6	151.00	25.92	25.92	2
38	2	4	岩 倉	岩倉町四ツ瀬71	S58	89.97	46.84	46.84	1
39	2	4	桂 野	桂野町屋下7-2	S58	49.00	42.15	42.15	2
40	2	4	加 茂 川	加茂川町本郷19-1	S54	112.00	38.10	38.10	2
41	2	5	林 添	林添町東トウモ14-1	H5	100.00	29.62	55.66	2
42	2	5	滝 脇	滝脇町中洞10	S53	115.70	42.15	42.15	2
43	2	5	長 沢	長沢町イレウ16	S51	46.00	21.13	21.13	1
44	2	5	豊 松	豊松町宮下16-1	S54	85.00	52.95	52.95	2
45	2	5	松 平	松平町神田14-10	H20	12.6	9.45	9.45	2
46	2	5	坂 上 (仁王)	坂上町河原田25-1	S52	43.68	36.40	72.80	2
47	2	5	坂 上 (日明)	坂上町日向50-1	-	40.00	24.70	24.70	1
48	2	5	石 楠	石楠町伊達屋敷14-6	S59	31.93	21.28	21.28	1
49	3	1	鴛 鴨	鴛鴨町中屋敷15-1	H8	200.00	52.50	52.50	2
50	3	1	大 林	大林町11-8-1	H21	568.16	40.07	74.52	2
51	3	1	渡 刈	渡刈町4-119	H15	167.86	40.07	75.39	2
52	3	1	豊 栄	豊栄町8-35-1	H27	330.01	39.75	74.54	1
53	3	1	永 覚	永覚町下山畑104-1	S53	150.16	51.60	51.60	2
54	3	2	上 郷	上郷町市場126	S59	419.90	66.24	66.24	2
55	3	2	畝 部 東 (中切)	畝部東町寺前19-1	S42	95.00	41.59	41.59	2
56	3	2	枡 塚 東	枡塚東町西郷120	S55	76.00	31.73	31.73	1
57	3	2	配 津	配津町蔵前53	S55	254.54	45.00	45.00	2
58	3	2	福 受	福受町中ノ切26	H18	106.25	40.07	74.47	2
59	3	2	和 会	和会町東郷50-1	H1	180.00	52.20	52.20	2
60	3	3	土 橋	土橋区画整理事業49B-1 L	H27	439.47	39.75	74.54	1
61	3	3	本	本町大富57	H3	75.81	53.70	53.70	2
62	3	3	中	住吉町前邸122	S56	70.00	43.15	43.15	2
63	3	4	若 林	若林東町沖田123-1	H10	148.00	26.04	53.51	2
64	3	4	中 根	中根町小沢8	S58	499.17	27.47	27.47	2
65	3	4	花 園	花園町屋敷99-5	H16	104.77	40.07	73.02	2
66	3	5	堤	堤町蔵下34	H12	117.71	40.06	75.37	2
67	3	5	上 丘	上丘町甲中才1	S63	126.88	50.82	50.82	2
68	3	5	西 岡	西岡町前田 23-3	H4	150.00	52.80	52.80	2

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
69	3	5	前 林	前林町行田28	S57	1,894.9 3	67.17	67.17	2
70	3	5	駒 場	駒場町北81-1	S55	5,874.3 3	57.60	57.60	2
71	3	5	中 田	中田町高砂2-1	H2	263.37	50.82	50.82	2
72	4	1	八 草	八草町秋合762	S55	2,985.0 0	51.90	51.90	2
73	4	1	広 幡	広幡町四ツ屋62地先	S52	320.66	46.08	46.08	2
74	4	1	大 畑	大畑町不流130-3	S54	122.28	38.30	69.56	2
75	4	1	篠 原	篠原町黒坪23-6	H13	228.34	40.07	75.39	2
76	4	1	保 見	保見町松本18	S62	254.11	50.82	50.82	2
77	4	1	東 保 見	東保見町藪下613-	H3	169.14	50.80	50.80	2
78	4	1	田 粃	田粃町向畑1	H11	125.00	40.07	75.39	2
79	4	1	貝 津	貝津町町屋134-7	S53	201.08	76.68	76.68	2
80	4	1	伊 保	伊保町大鳥居27-7	H20	181.02	40.07	74.47	2
81	4	2	猿 投	猿投町神郷81-6	H8	177.22	29.63	55.67	2
82	4	2	加 納	加納町下大坪1	S51	3,811.0 0	45.50	45.50	2
83	4	2	亀 首	亀首町札掛9	H16	108.00	40.00	73.00	2
84	4	2	舞 木	舞木町焼山1102-5	H3	125.00	50.80	50.80	2
85	4	2	乙 部	乙部町南沢445-15	R2	1049.00	39.75	74.54	2
86	4	3	四 郷	四郷工区1B3	R1	807.50	39.75	74.54	1
87	4	3	御 船	御船町登り21-1	H4	261.02	52.80	52.80	2
88	4	3	越 戸	平戸橋町太戸128-2	H24	384.95	40.04	74.52	2
89	4	3	花 本	花本町宇津木105	H12	60.47	40.06	75.37	2
90	4	3	西 広 瀬	西広瀬町西前65-4	H9	197.00	29.60	55.60	2
91	4	4	東 広 瀬	東広瀬町平地20-3	H18	523.00	40.07	74.47	2
92	4	4	小 峯	小峯町川田248-2	H1	231.00	52.20	52.20	2
93	4	4	力 石	力石町井ノ上119-2	H2	110.05	50.82	50.82	2
94	4	4	藤 沢	藤沢町平117	S56	30.00	30.00	43.50	2
95	4	4	富 田	富田町鹿野末28-3	-	29.16	24.30	24.30	2
96	4	4	寺 下	寺下町冷田311-1	H5	223.00	73.76	73.76	2
97	4	4	成 合	成合町岩倉53-5	S45		12.60	12.60	1
98	4	4	中 金	中金町申堂213	H4	569.00	52.80	52.80	2
99	4	4	芳 友	芳友町両ノクゴ 123-3	S63	105.43	50.82	50.82	2

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
100	4	4	野 口	野口町水別日陰385-2	H14	264.00	41.54	41.54	2
101	4	4	中 切	中切町池田325-1	H6	110.00	25.92	25.92	2
102	5	1	木 瀬	木瀬町井ノ平226	H1	231.40	98.25	98.25	2
103	5	1	藤岡飯野	藤岡飯野町田中15	S54	553.00	88.44	88.44	2
104	5	2	西 中 山	西中山町後田96-12	H26	219.64	39.74	74.52	1
105	5	2	深 見	深見町細田302-1	-	102.00	63.33	63.33	2
106	5	3	御 作	御作町堀越202-1	S52	456.44	94.70	122.80	3
107	5	3	上 川 口	上川口町中田221-2	H3	362.00	65.00	98.90	2
108	5	4	三 箇	三箇町森前1-5	S59	66.11	98.64	98.64	2
109	5	4	折 平	折平町上赤土158-2	H24	256.20	40.07	74.37	1
110	5	4	白 川	白川町前田5	H16	262.26	85.80	92.50	2
111	6	1	大 平	大平町神殿40-1	H22	306.92	40.07	74.52	2
112	6	1	乙 ケ 林	乙ヶ林町信田190-1	R2	528.00	76.19	76.19	1
113	6	1	北 篠 平	北篠平町駒ヶ峰335-1	H12	639.00	28.80	28.80	2
114	6	2	上 仁 木	上仁木町柿ヶ入312-1	H10	790.03	54.45	54.45	1
115	6	2	雑 敷	雑敷町同前7-4	S50	70.76	46.98	46.98	1
116	6	3	永 太 郎	永太郎町馬場48-6	H19	53.18	40.07	74.47	2
117	6	4	小 原	小原町上平941-15	S60		25.92	25.92	2
118	6	4	市 場	市場町半ノ田1407-1	H14		53.18	53.18	1
119	7	1	足 助 (田 町)	足助町田町1-1	S45	93.00	93.00	93.00	2
120	7	1	山 谷	山谷町日向道上10-3	H10	53.46	57.00	57.00	1
121	7	2	足 助 (宮 平)	足助町宮平39-1	H24	284.19	40.07	74.37	2
122	7	2	葛 沢	葛沢町枇杷所47-1	H5		28.00	28.00	2
123	7	3	近 岡	近岡町馬橋7-9	S40		86.00	172.00	1
124	7	3	国 谷	国谷町中根10-2	H29	189.00	76.19	76.19	1
125	7	4	則 定	則定町前田15-1	S40	77.61	52.65	52.65	1
126	7	4	上 佐 切	上佐切町中切12	H4	13.65	32.76	65.52	2
127	7	5	竜 岡	竜岡町丸根4-1	S63	312.81	50.00	50.00	1
128	7	5	明 川	明川町オクマノ2-13	H17	242.40	40.47	74.87	2
129	7	5	大 多 賀	大多賀町不二平18-1	S58	164.00	31.00	31.00	1
130	7	5	五 反 田	五反田町長配2-1	H7		16.00	16.00	1

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
131	7	6	新 盛	新盛町深沼11-1	H25	1,050.4 0	76.20	76.20	1
132	7	6	大 河 原	大河原町辻畑61-1	S50	31.68	31.68	31.68	2
133	7	6	大 蔵	大蔵町森下39-10	S58	354.00	66.00	66.00	2
134	7	6	御 蔵	御蔵町於三屋敷7-3	S30		35.00	35.00	1
135	7	6	月 原	月原町上向田28-1	H11		45.54	45.54	1
136	8	1	下 山 田 代	下山田代町神畑6-5	H5	227.20	87.00	87.00	2
137	8	1	花 沢	花沢町ヲチ合24-5	H14	107.61	24.80	24.80	2
138	8	2	大 沼	大沼町八沢107-1	H9	248.03	58.18	107.48	2
139	8	3	蘭	蘭町神田55	H10	91.77	23.40	23.40	2
140	8	3	和 合	和合町日向44-1	H12	91.49	91.49	91.49	2
141	8	4	阿 蔵	阿蔵町仏供田10-59	H30	65.00	47.19	47.19	1
142	8	4	立 岩	立岩町シンコ口7-3	H11	142.32	62.90	62.90	2
143	8	4	梨 野	梨野町寺田17-2	-	88.00	14.58	14.58	1
144	8	4	野 原	野原町岡1-6	-	80.00	21.49	21.49	1
145	8	4	羽 布	羽布町川合26-2	H17	232.48	92.75	92.75	1
146	9	1	田 津 原	田津原町松ヶ下19-1	S53		21.49	21.49	1
147	9	1	小 渡	小渡町船戸15-1(旭支所 内)	H26		77.00	77.00	3
148	9	2	笹 戸	笹戸町平畑1	R3	1,030	76.19	76.19	1
149	9	3	杉 本	杉本町稲場下38-3	S60	150.00	34.02	34.02	1
150	9	3	太 田	太田町宮前43	H10	3.31	4.86	4.86	1
151	9	3	加 塩	加塩町広見18-5	H20	12.97	9.45	9.45	2
152	9	3	榊 野	榊野町池田30-3	S40	95.01	40.00	80.00	1
153	9	4	模 本	模本町落合11-1	H19	138.00	40.07	74.47	2
154	9	4	伊 熊	伊熊町豆生30-3	H10	138.00	19.44	19.44	1
155	9	5	浅 谷	浅谷町下洞370-1	H2		50.00	50.00	1
156	10	1	稲 武	稲武町寺下4-5	H16	365.57	102.00	102.00	1
157	10	1	川 手	川手町前田1-2	S56		56.25	56.25	1
158	10	1	大 野 瀬	大野瀬町ヤシロジマ 23-9	S45		63.75	63.75	2
159	10	1	野 入	野入町榎木平11-12	S48	62.00	35.25	35.25	2
160	10	2	小 田 木	小田木町中沼47	S52		121.87	121.87	2
161	10	2	黒 田	黒田町古屋貝戸235- 1	S52		75.54	75.54	2
162	10	2	御所貝津	御所貝津町千保田 38-2	H20	226.00	40.07	74.47	2
163	10	3	武 節	武節町針原21-3	H16	56.55	27.38	27.38	2

No.	方面 隊	分 団	班 名	所 在 地	建	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	主
164	10	3	桑原	桑原町鐘鋳場319-1	S56		72.15	72.15	1

注1「建」：建築年度を表す。「-」は不明

2「主」：主要建物構造を表す。1＝木造、2＝鉄骨、3＝鉄筋、4＝その他

(消)総務課)

(3) 消防水利の現況

ア 消火栓・防火水槽・指定水利

(令和5年4月1日現在)

水利種別 地 区		消火栓		防火水槽			指定水利		
		基準適合	基準非適合	20㎡以上～ 40㎡未満	40㎡以上～ 100㎡未満	100㎡以上	プ ール	防 火 水 槽	池
猿 投		877	272	7	283	14	18	16	6
拳 母		1,418	239	13	220	15	19	11	8
高 橋		573	77	5	158	4	11	2	2
松 平		144	133	29	106	1	5	0	0
上 郷		310	141	1	86	2	5	4	0
高 岡		873	185	12	178	10	9	6	3
藤 岡		234	260	11	106	2	5	0	0
小 原				0	135	1	4	0	1
足 助				59	134	1	2	1	0
下 山		3		5	76	1	2	0	1
旭				53	77	0	3	0	0
稲 武				21	92	0	3	0	0
小 計		4,432	1,307	216	1,651	51	86	40	21
合 計		5,739		1,918			147		
旧簡易水道の消火栓									
地区／口径		6 5 mm	5 0 mm	4 0 mm	備 考				

水利種別 地区	消火栓		防火水槽			指定水利		
	基準適合	基準非適合	20m ³ 以上～ 40m ³ 未満	40m ³ 以上～ 100m ³ 未満	100m ³ 以上	プ ー ル	防 火 水 槽	池
小 原	104	7	642					
足 助	375	28	644					
下 山	484	51	4					
旭	272	27	28					
稲 武	86	79	108					
合 計	1,321	192	1,426					

(警防救急課)

イ 耐震性貯水槽（100m³）の設置状況

（令和5年4月1日現在）

設 置 場 所	所 在 地	容量(m ³)	箇所数	建設年度
豊田喜多町郵便局	喜多町4-48-1	100	1	昭和52年
職業訓練校	陣中町1-22-1	100	1	52
元城児童遊園地	元城町1-49-1	100	1	54
山之手4丁目公園	山之手4-1	100	1	55
宗心洞公園	御幸本町7-196	100	1	56
井上公園	四郷町東畑104	100	1	57
栄町公園	栄町5-16	100	1	58
豊田産業文化センター	小坂本町1-25	100	1	59
高橋運動広場	高橋町3-100	100	1	60
若宮公園	若宮町2-14	100	1	61
山之手小学校内	山之手6-8-1	100	1	62
上野公園内	上郷町4-4-1	100	1	63
白草公園内	美里6-5	100	1	平成元年
梅坪駅西広場	梅坪町7-11	100	1	2
平山町集会場広場	平山町4-5-1	100	1	3
住吉公園	住吉町1-7	100	1	4
深田ふれあい広場	深田町1-124-1	100	1	5
大林公園	大林町15-3-2	100	1	6
高美町ふれあい広場	高美町5-47	100	1	7
東田ふれあい広場	寿町4-26-4	100	1	8
東山ふれあい広場	東山町4-1117	100	1	9
旧藤岡交流館	藤岡飯野町仲ノ下501	100	1	9
永覚新町ふれあい広場	永覚新町5-192	100	1	10
岩倉東公民館	岩倉町平子17-1	100	1	11
参合館	西町1-203	100	1	11
若林公園内	若林東町高根下90-1	100	1	12
愛知環状鉄道貝津駅前	貝津町片坂115-2	100	1	13
青木町ふれあい広場	青木町5-95-2	100	1	14
堤町ふれあい広場	堤町神田58	100	1	15
花園中央公園	花園町井田96-4	100	1	16
猿投神社	猿投町大城5-1	100	1	17
あめいけ公園	五ヶ丘7-13	100	1	18
井上町ふれあい広場	井上町6-31-3	100	1	19
石野出張所	力石町深田57-2	100	1	20
三軒屋公園	三軒町5-18-1	100	1	21
計			35	

(注) 付属部品：小型動力ポンプ C-1級、ホース50mm (旧藤岡交流館を除く) (警防救急課)

(4) 化学消火薬剤の備蓄

ア 行政機関

(令和5年11月1日現在)

目等 署所名	泡消火薬剤 (リットル)		粉末消火器		高発砲	所在地	電話番号
	界面活性剤 3%原液	A G F F メガホーム	B C	A B C			
北署	0	772				四郷町森前南6番地1	43-0093
	ミラクルフォームα (A火災用) 180 ファイヤーエイド (A火災用) 160 マルチエース (A火災用) 320						
藤岡小原分署	0	F-610AT 80				木瀬町檜本1525-1	76-5560
	ミラクルフォームα (A火災用) 60 スーパーフォーム (Aクラス以外) 0						
保見出張所	0	140				篠原町黒坪11-2	43-1630
	フォレックスパン・S (A火災用) 100						
カ石出張所	0	60				カ石町井ノ上81-2	42-1751
	ミラクルフォームα (A火災用) 60						
中署	0	1740				長興寺5-17-1	35-9720
	フォレックスパンS (A火災用) 0 ミラクルフォームα (A火災用) 150 マルチエース (A火災用) 40						
東分署	0	80				岩滝町高入36-1	87-0360
	フォレックスパンS (A火災用) 0 ミラクルフォームα (A火災用) 110						
松平出張所	0	80				九久平町百々8-7	86-1190
	フォレックスパンS (A火災用) 220 ミラクルフォームα (A火災用) 30						
逢妻分署	0	60				丸根町6-18-2	36-

目等 署所名	泡消火薬剤（リットル）		粉末消火 器		高発砲	所在地	電 話 番 号
	界面活性剤 3%原液	A G F F メガホーム	B C	A B C			
	フォレックスパンS （A火災用） 0 ミラクルフォームα （A火災用） 50						2450
南署	0	800				和会町長田3-1	25- 9008
	マルチA （A火災用） 260 ミラクルフォームα （A火災用） 0						
西分署	0	120				聖心町4-44-5	25- 2570
	ミラクルフォームα （A火災用） 60 マルチA 40 （A火災用）						
末野原分署	0	40				鴛鴨町新林127	25- 3070
	フォレックスパンS （A火災用） 20 ミラクルフォームα （A火災用） 80 マルチA 40 （A火災用）						
高岡出張所	0	80				高丘新町上平地135- 1	51- 6111
	ミラクルフォームα （A火災用） 70						
足助署	0	200				桑田和町中貝戸6	62- 0119
	ミラクルフォームα 60 （A火災用） プロフォーム 40 （A火災用） マルチA 140 （A火災用）						
旭出張所	0	0				浅谷町下万場303-2	68- 1119
	スーパーフォーム 140 （A火災用） フォレックスS 0 （A火災用） ミラクルフォームα 0 （A火災用） ファイヤーエイド 20						

目等 署所名	泡消火薬剤（リットル）		粉末消火器		高発砲	所在地	電 話 番 号
	界面活性剤 3%原液	A G F F メガホーム	B C	A B C			
	(A火災用) マルチA 80 (A火災用)						
稲武出張所	80	20				稲武町宮ノヒラ8-7	82- 3099
	ミラクルフォームα	40					
	(A火災用)						
	プロフォーム	100					
	(A火災用)						
	ファイヤーエイド	20					
	(A火災用)						
下山出張所	0	0				大沼町大官屋敷92-1	90- 4119
	ミラクルフォームα	0					
	(A火災用)						
	マルチA						
合 計	(A火災用)	80					
	100	6,530					
	フォレックスパン・S						
		540					
	ミラクルフォームα						
		1920					
	フォスチェック	19					
	ファイヤーエード	300					
	プロフォーム	40					
	スーパーフォーム	160					

(4 消防署 管理課)

イ 事業所

(令和5年4月1日現在)

名称	区分	泡消火薬剤	粉末消火薬剤		高発泡	所在地	電話番号
		界面活性剤 3%原液	B C	A B C			
豊田ドライケミカル(株)				60kg		小坂町13-8	34-2817
内外ガード(株)				200kg		高崎町欠ノ上23-18	32-1181
(有) 大一防災				100kg		住吉町前邸64	52-2562
トヨタ防災(株)				500kg		青木町1-69-26	45-8119
(株) T Bテクノグリーン				100kg		大林町8-54	29-1381

(予防課)

(5) 流出油防除資機材

ア 行政機関

(令和5年10月31日現在)

油 処 理 剤		オイルマット		オイルフェンス		保管場所	電話番号
製品名	数量	製品名	数量	製品名	数量		
オイルメディ ほか	50kg	タフネル (100枚) ほか	1000 枚	タフネル オイルフェンス ほか	20 箱	環境保全課 環境センター 地下倉庫、4F	34-6628
オイルメディ ほか	50kg	タフネル (100枚) ほか	500 枚	タフネル オイルフェンス ほか シルトフェンス	6箱 10 本	神田倉庫	
—	—	MAXX J-50 ほか (50枚)	1箱 以上	もりの木太郎 (フェンスタイプ) 5m×2本 又は、 スノムゲルフェンス 5m×2本又は2m×5本 又は、 ラバライザー RB2D10L5B 3m×5本	1箱 以上	旭支所 足助支所 稲武支所 小原支所 下山支所 藤岡支所	
—	—	—	—	シルトフェンス	10 本	旭支所倉庫	

(環境保全課)

イ 事業所

(令和5年4月1日現在)

区分 事業所名	油処理剤		油吸着剤		オイル フェンス		保管場所	電話番号
	製品名	数量	製品名	数量	製品 名	数量 (m)		
豊田化学工業(株)			ラグマット	3箱			豊田市明和町 6-1	28- 2651
			エコットスポンジ	10kg				
豊田化学工業(株)			D X P - 200 - V	1200 枚			豊田市藤岡飯 野町五釜 1168-7	76- 4222
(株) 協豊製作所	リウイ -K	7kg	タフネルオイ ルプロッター	8箱		50	豊田市トヨタ 町6	71- 3611
住友ゴム工業(株) 名古屋工場	・オイ ルドラ イ ・オイ ルメデ イ	・ 198 kg ・40 L	オイルキャッ チャー	130枚			豊田市新生町 4-1	28- 2345
シロキ工業 (株) 名古屋工場			ピグM A T 477	2箱			豊田市西広瀬 町小麦生 635-26	46- 4691
			ピグライトド ライ PLP201	2袋				
日本発条 (株) 豊田工場			オイルキャッ チャー	3箱	ピグ スキ マー	12	豊田市東梅坪 町5-1-1	32- 3131
(株) トフス			オイルキャッ チャー	200枚			豊田市衣ケ原 3-1	32- 0149
トヨタ自動車(株) (本社工場)			オイルキャッ チャーベルト	10個			豊田市トヨタ 町 1	28- 2121
			オイルソーベント	50枚				
			吸着マット	100枚				
			ピグマットヘ ビーウェイト	100枚				
			床清掃剤オイ ルドライ(18kg 入)	3袋				

区分 事業所名	油処理剤		油吸着剤		オイル フェンス		保管場所	電話番号
	製品名	数量	製品名	数量	製品 名	数量 (m)		
トヨタ自動車(株) (元町工場)			オイルキャッ チャーベルト ミニ(10個入)	20箱			豊田市元町 1	28- 3232
			オイルキャッ チャーベルト (10個入)	8箱				
			ピグマットヘ ビーウェイト	100枚				
トヨタ自動車(株) (上郷工場)			オイルソーベ ント(100枚入)	3箱			豊田市大成町 1	21- 1515
			ブルーピグ	20個				
(株)デンソー 広瀬製作所			床清掃剤オイ ルドライ(18kg 入)	1袋			豊田市西広瀬 町桐ヶ洞 543-13	45- 5111
トヨタ自動車(株) (高岡工場)			オイルキャッ チャーベルト ミニ(10個入)	90箱			豊田市本田町 三光 1	52- 1212
			オイルソーベント	50枚				
トヨタ自動車(株) (堤工場)			オイルソーベント	50枚			豊田市堤町馬 ノ頭 1	52- 1313
			吸着マット	100枚				

(予防課)

(6) 林野火災対策用資機材

(令和5年11月1日現在)

機関名 資機材名	合 計	北 署	藤 岡 小 原 分 署	保 見 出 張 所	力 石 出 張 所	中 署	東 分 署	松 平 出 張 所	逢 妻 分 署	南 署	西 分 署	末 野 原 分 署	高 岡 出 張 所	足 助 署	稲 武 出 張 所	旭 出 張 所	下 山 出 張 所
ジェットシューター (他用途と兼用)	131	11	9	3	4	9	7	4	3	9	3	6	0	18	8	10	5
チェーンソー (他用途と兼用)	72	5	2	2	2	5	2	4	5	6	2	2	2	12	5	5	5
フロートポンプ (他用途と兼用)	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山林防火用具 (他用途と兼用)	78	5	9	5	3	15	5	6	0	0	0	0	0	13	2	3	3

(4 消防署 管理課)

(7) 大規模地震等災害対策資機材

(令和5年11月1日現在)

機関名 資機材名	合計	北署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所
組立式スコップ	97	19	0	5	5	21	5	5	2	15	10	5	5	0	0	0	0
大型バール（釘抜）	96	4	5	4	4	7	4	4	2	7	4	14	14	10	10	10	10
のこぎり	348	2	5	2	2	5	1	2	42	40	2	40	65	48	40	30	40
大型カッターナイフ	9	1	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
防塵マスク	48	0	30	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クリッパー	65	0	0	0	2	2	0	1	10	10	1	11	15	0	10	1	2
ジャッキ	80	7	3	3	3	19	4	5	5	5	3	5	3	6	3	4	4
レバー式放水銃	19	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1
組立水槽	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	2	1	2
チェーンソー （他用途と兼用）	72	5	2	2	2	5	2	4	5	6	2	2	2	12	5	5	5
ボルトクリッパー	51	3	7	2	0	5	1	1	1	2	0	0	2	10	0	10	10
車両移動器具	16	0	0	0	0	0	4	0	0	6	0	0	0	4	0	0	0
エア担架	7	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1
発動発電機 （他用途と兼用）	127	19	6	1	2	22	6	4	4	19	3	4	6	13	6	6	6
可搬式消防小型ポンプ	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1

（4消防署 管理課）

3 通信施設・設備等

(1) 愛知県高度情報通信ネットワーク無線発信番号一覧

(令和5年3月31日現在)

名称	無線発信番号				局番号				
	内線から発信		無線専用から発信		内線着信		無線専用着信		内線着信付加
	地上系	衛星系	地上系	衛星系	地上系	衛星系	地上系	衛星系	
豊田市（本庁）	18	19	8	9	711	711	711	711	2
豊田市（旭支所）	18	19	8	9	772	772	772	772	2
豊田市（足助支所）	18	19	8	9	770	770	770	770	2
豊田市（稲武支所）	18	-	8	-	778	-	778	-	2
豊田市（小原支所）	18	-	8	-	769	-	769	-	2
豊田市（下山支所）	18	-	8	-	771	-	771	-	2
豊田市（藤岡支所）	-	-	8	-	768	-	768	-	2
豊田市消防本部	18	19	8	-	8309	-	8309	-	2
県庁	8	9	8	9	600	600	600	600	-
西三河県民事務所	8	9	8	9	605	605	605	605	-
豊田庁舎	8	6	8	6	606	606	606	606	-
豊田加茂建設事務所	8	-	8	-	618	-	618	-	-
陸上自衛隊豊川駐屯地	-	-	8	9	-	-	8240	8240	-

(防災対策課)

(2) 豊田市防災行政無線設備（移動系）

(令和5年3月31日現在)

呼出番号	無線局名	種別	出力(W)	設置場所等
100	統制台	統制局	－	防災対策課
100	副統制台	統制局	－	指令課
102	メッセージ伝送装置	統制局	－	防災対策課
140	災対情報管理室 1	遠隔	－	災害対策本部室
141	災対情報管理室 2	遠隔	－	災害対策本部室
142	災対情報管理室 3	遠隔	－	災害対策本部室
143	災対情報管理室 4	遠隔	－	災害対策本部室
144	災対情報管理室 5	遠隔	－	災害対策本部室
145	医療保健対策部遠隔部	遠隔	－	市民福祉課
146	建設対策部遠隔	遠隔	－	建設部
147	教育行政対策部遠隔	遠隔	－	教育委員会
001	市役所基地局	基地局	5	南庁舎 5階
002	篠原中継局	基地局	10	本徳町
003	松平中継局	基地局	4	松平町
004	蚕霊山中継局	基地局	10	川下町

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
005	池田山中継局	基地局	5	足助町
006	立野中継局	基地局	5	夏焼町
007	炮烙山中継局	基地局	5	下平町
008	八幡山中継局	基地局	10	余平町
033	矢作川豊田防災ステーション	半固定	5	矢作川豊田防災ステーション
034	高橋支所	半固定	5	高橋支所
035	高岡支所	半固定	5	高岡支所
036	藤岡支所	半固定	5	藤岡支所
037	小原支所	半固定	5	小原支所
038	足助支所	半固定	5	足助支所
039	下山支所	半固定	5	下山支所
040	旭支所	半固定	5	旭支所
041	稲武支所	半固定	5	稲武支所
042	小原福祉センター	半固定	5	小原福祉センター
043	下山保健福祉センター	半固定	5	下山保健センター
044	稲武交流館	半固定	5	稲武交流館
045	野入集会所	半固定	5	野入集会所
046	崇化館交流館	半固定	5	崇化館交流館
047	稲武押山地区振興施設	半固定	5	稲武押山地区振興施設
048	梅坪台交流館	半固定	5	梅坪台交流館
049	朝日丘交流館	半固定	5	朝日丘交流館
050	逢妻交流館	半固定	5	逢妻交流館
051	高橋交流館	半固定	5	高橋交流館
052	美里交流館	半固定	5	美里交流館
053	益富交流館	半固定	5	益富交流館
054	豊南交流館	半固定	5	豊南交流館
055	末野原交流館	半固定	5	末野原交流館
056	竜神交流館	半固定	5	竜神交流館
057	若林交流館	半固定	5	若林交流館
058	前林交流館	半固定	5	前林交流館
059	若園交流館	半固定	5	若園交流館
060	猿投台交流館	半固定	5	猿投台交流館
061	猿投北交流館	半固定	5	猿投北交流館
062	名豊病院	半固定	5	名豊病院
063	小原交流館	半固定	5	小原交流館
064	上鷹見こども園	半固定	5	上鷹見こども園
065	松平こども園	半固定	5	松平こども園
066	上郷コミュニティセンター	半固定	5	上郷コミュニティセンター
067	猿投コミュニティセンター	半固定	5	猿投コミュニティセンター

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
068	松平コミュニティセンター	半固定	5	松平コミュニティセンター
069	保見交流館	半固定	5	保見交流館
070	石野出張所	半固定	5	石野出張所
071	市民文化会館	半固定	5	市民文化会館
072	福祉センター	半固定	5	福祉センター
073	清掃事務所	半固定	5	清掃事務所
074	藤岡体育センター	半固定	5	藤岡体育センター
075	小原北部生活改善センター	半固定	5	小原北部生活改善センター
076	霧山多目的集会所	半固定	5	霧山多目的集会所
077	下山基幹集落センター	半固定	5	下山基幹集落センター
078	笹戸会館	半固定	5	笹戸会館
079	敷島会館	半固定	5	敷島会館
080	築羽会館	半固定	5	築羽会館
081	浅野会館	半固定	5	浅野会館
082	豊田高等学校	半固定	5	豊田高等学校
083	稲武小田木老人憩の家	半固定	5	稲武小田木老人憩の家
084	矢作ダム管理所	半固定	5	矢作ダム管理所
085	羽布ダム管理所	半固定	5	羽布ダム管理所
086	木瀬ダム管理所	半固定	5	愛知県豊田加茂建設事務所
087	自衛隊豊田地域事務所	半固定	5	自衛隊愛知地方協力本部 豊田地域事務所
088	国交省豊田維持出張所	半固定	5	国土交通省名古屋国道工事事務所 豊田維持出張所
089	国交省名四国道出張所	半固定	5	国土交通省名四国道工事事務所 豊田出張所
090	浄水北小学校	半固定	5	浄水北小学校
095	豊田市役所	車載	5	ﾌﾟﾛﾄﾞ 豊田 ｹﾞ 63-59
108	市役所半固定	半固定	5	防災対策課
110	愛知県豊田警察署	半固定	5	愛知県豊田警察署講堂
111	愛知県足助警察署	半固定	5	愛知県足助警察署
119	消防本部 総務課	半固定	5	消防本部 総務課
120	中消防署	半固定	5	中消防署
121	中消防署 東分署	半固定	5	中消防署 東分署
122	中消防署 松平出張所	半固定	5	中消防署 松平出張所
123	中消防署 逢妻分署	半固定	5	中消防署 逢妻分署
124	北消防署	半固定	5	北消防署
125	北消防署藤岡小原分署	半固定	5	北消防署 藤岡小原分署
126	北消防署 保見出張所	半固定	5	北消防署 保見出張所
127	北消防署 力石出張所	半固定	5	北消防署 力石出張所
128	南消防署	半固定	5	南消防署
129	南消防署 西分署	半固定	5	南消防署 西分署
130	南消防署 末野原分署	半固定	5	南消防署 末野原分署

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
131	南消防署 高岡出張所	半固定	5	南消防署 高岡出張所
132	足助消防署	半固定	5	足助消防署
133	足助消防署 下山出張所	半固定	5	足助消防署 下山出張所
134	足助消防署 稲武出張所	半固定	5	足助消防署 稲武出張所
135	足助消防署 旭出張所	半固定	5	足助消防署 旭出張所
150	豊田加茂医師会	半固定	5	(社) 豊田加茂医師会
151	豊田加茂歯科医師会	半固定	5	(社) 豊田加茂歯科医師会
152	三九朗病院	半固定	5	三九朗病院
153	中野胃腸病院	半固定	5	中野胃腸病院
154	斉藤病院	半固定	5	斉藤病院
155	防災対策課	半固定	5	防災対策課
156	菊地病院	半固定	5	菊地病院
157	吉田整形外科病院	半固定	5	吉田整形外科病院
158	豊田共立クリニック	半固定	5	豊田共立クリニック
159	さくら病院	半固定	5	さくら病院
160	鈴木病院	半固定	5	鈴木病院
161	藤岡南中学校	半固定	5	藤岡南中学校
162	加茂クリニック	半固定	5	加茂クリニック
163	東加茂クリニック	半固定	5	東加茂クリニック
164	保見クリニック	半固定	5	保見クリニック
165	浄水交流館	半固定	5	浄水交流館
166	仁大病院	半固定	5	仁大病院
167	豊田西病院	半固定	5	豊田西病院
168	南豊田病院	半固定	5	南豊田病院
169	衣ヶ原病院	半固定	5	衣ヶ原病院
170	豊田厚生病院	半固定	5	豊田厚生病院
171	トヨタ記念病院	半固定	5	トヨタ記念病院
172	豊田地域医療センター	半固定	5	豊田地域医療センター
173	防災対策課	半固定	5	防災対策課
180	中部電力越戸ダム管理所	半固定	5	越戸ダム管理所 (中部電力)
181	衣台高等学校	半固定	5	衣台高等学校
182	中部電力(株)豊田営業所	半固定	5	中部電力(株) 岡崎支店 豊田営業所
183	東邦ガス(株)豊田営業所	半固定	5	東邦ガス(株) 豊田営業所
184	豊田工科高等学校	半固定	5	豊田工科高等学校
185	名古屋鉄道(株)豊田市駅	半固定	5	名古屋鉄道(株) 豊田市駅
186	愛知環状鉄道(株)新豊田駅	半固定	5	愛知環状鉄道(株) 新豊田駅
187	豊田森林組合	半固定	5	豊田森林組合
188	豊田土地改良区	半固定	5	豊田土地改良区
189	ひまわりネットワーク(株)	半固定	5	ひまわりネットワーク(株)

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
190	豊田東リハビリテーション病院	半固定	5	豊田東リハビリテーション病院
191	トヨタスポーツセンター	半固定	5	トヨタスポーツセンター第二体育館
200	拳母小学校	半固定	5	拳母小学校
201	元城小学校	半固定	5	元城小学校
202	朝日小学校	半固定	5	朝日小学校
203	梅坪小学校	半固定	5	梅坪小学校
204	浄水小学校	半固定	5	浄水小学校
205	童子山小学校	半固定	5	童子山小学校
206	根川小学校	半固定	5	根川小学校
207	衣丘小学校	半固定	5	衣丘小学校
208	小清水小学校	半固定	5	小清水小学校
209	美山小学校	半固定	5	美山小学校
210	寺部小学校	半固定	5	寺部小学校
211	平井小学校	半固定	5	平井小学校
212	矢並小学校	半固定	5	矢並小学校
213	市木小学校	半固定	5	市木小学校
214	野見小学校	半固定	5	野見小学校
215	東山小学校	半固定	5	東山小学校
216	広川台小学校	半固定	5	広川台小学校
217	古瀬間小学校	半固定	5	古瀬間小学校
218	五ヶ丘小学校	半固定	5	五ヶ丘小学校
219	五ヶ丘東小学校	半固定	5	五ヶ丘東小学校
220	前山小学校	半固定	5	前山小学校
221	山之手小学校	半固定	5	山之手小学校
222	平和小学校	半固定	5	平和小学校
223	寿恵野小学校	半固定	5	寿恵野小学校
224	大林小学校	半固定	5	大林小学校
225	高嶺小学校	半固定	5	高嶺小学校
226	畝部小学校	半固定	5	畝部小学校
227	竹村小学校	半固定	5	竹村小学校
228	土橋小学校	半固定	5	土橋小学校
229	若林東小学校	半固定	5	若林東小学校
230	若林西小学校	半固定	5	若林西小学校
231	堤小学校	半固定	5	堤小学校
232	駒場小学校	半固定	5	駒場小学校
233	若園小学校	半固定	5	若園小学校
234	青木小学校	半固定	5	青木小学校
235	西広瀬小学校	半固定	5	西広瀬小学校
236	四郷小学校	半固定	5	四郷小学校

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
237	井上小学校	半固定	5	井上小学校
238	加納小学校	半固定	5	加納小学校
239	大畑小学校	半固定	5	大畑小学校
240	伊保小学校	半固定	5	伊保小学校
241	東保見小学校	半固定	5	東保見小学校
242	西保見小学校	半固定	5	西保見小学校
243	東広瀬小学校	半固定	5	東広瀬小学校
244	中金小学校	半固定	5	中金小学校
245	上鷹見小学校	半固定	5	上鷹見小学校
246	ルネサンス豊田高等学校	半固定	5	ルネサンス豊田高等学校
247	幸海小学校	半固定	5	幸海小学校
248	岩倉小学校	半固定	5	岩倉小学校
249	九久平小学校	半固定	5	九久平小学校
250	滝脇小学校	半固定	5	滝脇小学校
251	豊松小学校	半固定	5	豊松小学校
252	石畳小学校	半固定	5	石畳小学校
253	御作小学校	半固定	5	御作小学校
254	中山小学校	半固定	5	中山小学校
255	飯野小学校	半固定	5	飯野小学校
256	小原中部小学校	半固定	5	小原中部小学校
257	道慈小学校	半固定	5	道慈小学校
258	本城小学校	半固定	5	本城小学校
259	追分小学校	半固定	5	追分小学校
260	萩野小学校	半固定	5	萩野小学校
261	足助小学校	半固定	5	足助小学校
262	冷田小学校	半固定	5	冷田小学校
263	則定小学校	半固定	5	則定小学校
264	新盛小学校	半固定	5	新盛小学校
265	大蔵小学校	半固定	5	大蔵小学校
266	明和小学校	半固定	5	明和小学校
267	御蔵小学校	半固定	5	御蔵小学校
268	佐切小学校	半固定	5	佐切小学校
269	花山小学校	半固定	5	花山小学校
270	巴ヶ丘小学校	半固定	5	巴ヶ丘小学校
271	大沼小学校	半固定	5	大沼小学校
272	敷島小学校	半固定	5	敷島小学校
273	小渡小学校	半固定	5	小渡小学校
274	豊田特別支援学校	半固定	5	豊田特別支援学校
275	稲武小学校	半固定	5	稲武小学校

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
280	崇化館中学校	半固定	5	崇化館中学校
281	梅坪台中学校	半固定	5	梅坪台中学校
282	朝日丘中学校	半固定	5	朝日丘中学校
283	逢妻中学校	半固定	5	逢妻中学校
284	高橋中学校	半固定	5	高橋中学校
285	美里中学校	半固定	5	美里中学校
286	益富中学校	半固定	5	益富中学校
287	豊南中学校	半固定	5	豊南中学校
288	末野原中学校	半固定	5	末野原中学校
289	上郷中学校	半固定	5	上郷中学校
290	竜神中学校	半固定	5	竜神中学校
291	高岡中学校	半固定	5	高岡中学校
292	前林中学校	半固定	5	前林中学校
293	若園中学校	半固定	5	若園中学校
294	猿投台中学校	半固定	5	猿投台中学校
295	井郷中学校	半固定	5	井郷中学校
296	猿投中学校	半固定	5	猿投中学校
297	保見中学校	半固定	5	保見中学校
298	石野中学校	半固定	5	石野中学校
299	松平中学校	半固定	5	松平中学校
300	藤岡中学校	半固定	5	藤岡中学校
301	小原中学校	半固定	5	小原中学校
302	足助中学校	半固定	5	足助中学校
303	下山中学校	半固定	5	下山中学校
304	旭中学校	半固定	5	旭中学校
305	稲武中学校	半固定	5	稲武中学校
310	浄水中学校	半固定	5	浄水中学校
311	豊野高等学校	半固定	5	豊野高等学校
312	猿投農林高等学校	半固定	5	猿投農林高等学校
313	松平高等学校	半固定	5	松平高等学校
317	防災対策課	半固定	5	防災対策課
320	堤ヶ丘こども園	半固定	5	堤ヶ丘こども園
321	堤こども園	半固定	5	堤こども園
322	越戸こども園	半固定	5	越戸こども園
323	小原町勤労者研修センター	半固定	5	小原町勤労者研修センター
350	広報車	車載	5	RAV4 豊田 300 た 6845
351	道路維持車 1	車載	5	デイト ダンプ 豊田 100 さ 2127
352	道路維持車 2	車載	5	RAV4 豊田 800 さ 1692
353	道路維持車 3	車載	5	RAV4 豊田 800 さ 1693

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
354	道路維持車 4	車載	5	ビークスバン 豊田 480 う 9606
355	道路維持車 5	車載	5	ハイラックス 豊田 800 さ 431
356	道路維持車 6	車載	5	防災対策課
357	道路維持車 7	車載	5	サット 豊田 400 さ 1332
358	道路維持車 8	車載	5	プロムックス 豊田 400 さ 447
359	防災広報車	車載	5	ビーゴ 豊田 500 な 4502
360	地域水道車載 1	車載	5	RAV4 豊田 300 ち 3274
361	水道維持車載	車載	5	加ラフィルター 豊田 500 て 9987
362	地域建設車載 1	車載	5	プロムックス 豊田 400 さ 4012
363	地域建設車載 2	車載	5	プロムックス 豊田 800 さ 2563
364	藤岡支所車両	車載	5	プロムックス 豊田 400 さ 6757
365	小原支所車両	車載	5	プロムックス 豊田 400 さ 1924
366	足助支所車両	車載	5	プロムックス 豊田 400 さ 7950
367	下山支所車両	車載	5	プロムックス 豊田 400 さ 1928
368	旭支所車両	車載	5	プロムックス 豊田 400 さ 696
369	稲武支所車両	車載	5	ハッパ 豊田 500 す 1698
370	消防本部指揮車車載	車載	5	プロト 豊田 800 さ 3414
371	消防本部警防救急課車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 719
372	消防本部予防課車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2223
373	消防北署指揮隊車車載	車載	5	ハイス 豊田 800 さ 3181
374	防災対策課	車載	5	防災対策課
375	消防保見広報車車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2412
376	消防力石広報車車載	車載	5	ビークスIホック 豊田 800 あ 627
377	消防中署指揮隊車車載	車載	5	ハイス 豊田 800 さ 3397
378	消防東分署広報車車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2220
379	消防松平広報車車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2014
380	消防逢妻広報車車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2221
381	消防中署防災支援車車載	車載	5	ゴスター 豊田 800 さ 2914
382	消防南署指揮隊車車載	車載	5	ハイス 豊田 800 さ 1175
383	消防西分署広報車車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2016
384	消防末野原分署広報車車載	車載	5	ビークスIホック 豊田 800 さ 628
385	消防高岡広報車車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2225
386	消防足助署指揮車車載	車載	5	ハイス 豊田 800 さ 2192
387	消防旭広報車車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2013
388	消防稲武広報車車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2414
389	消防下山広報車車載	車載	5	サット 豊田 800 さ 2415
390	消防団指揮車車載	車載	5	グロシー 豊田 800 さ 1108
391	消防 5 方 1 分団 1 部	車載	5	グイダッポ 豊田 800 さ 601
392	消防 5 方 1 分団 2 部	車載	5	ヒデント 豊田 800 さ 2207

呼出 番号	無線局名	種別	出 力 (W)	設置場所等
393	消防5方2分団1部	車載	5	グイダッ° 豊田800さ1106
394	消防5方2分団2部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1143
395	消防5方3分団1部	車載	5	ラト°ル-ザ- 豊田800さ2417
396	消防5方3分団2部	車載	5	グイ 豊田800さ3129
397	消防5方4分団1部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ3311
398	消防5方4分団2部	車載	5	ラト°ル-ザ- 豊田800さ737
399	消防5方4分団3部	車載	5	グイ 豊田800さ2654
400	消防6方1分団1部	車載	5	グイダッ° 豊田800さ602
401	消防6方1分団2部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1997
402	消防6方1分団3部	車載	5	トダ°グイ 豊田800さ2196
403	消防6方2分団1部	車載	5	グイダッ° 豊田800さ2864
404	防災対策課	車載	5	防災対策課
405	消防6方2分団2部	車載	5	トダ°グイ 豊田800さ2195
406	消防6方3分団1部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1587
407	消防6方4分団1部	車載	5	ILノ 豊田800さ1588
408	消防6方4分団2部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1999
409	防災対策課	車載	5	防災対策課
410	消防7方1分団1部	車載	5	グイ 豊田800さ176
411	消防7方1分団2部	車載	5	グイ 豊田800さ2658
412	消防7方2分団1部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1586
413	消防7方2分団2部	車載	5	グイ 豊田800さ494
414	消防7方3分団1部	車載	5	トイレ-ス 豊田800さ177
415	消防7方3分団2部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1585
416	消防7方4分団1部	車載	5	グイ 豊田800さ491
417	消防7方4分団2部	車載	5	トイレ-ス 三河800さ3312
418	消防7方5分団1部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1144
419	消防7方5分団2部	車載	5	グイ 豊田800さ178
420	消防7方6分団1部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1383
421	消防7方6分団2部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1145
422	消防7方6分団3部	車載	5	グイ 豊田800さ179
423	消防8方1分団1部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1146
424	消防8方1分団2部	車載	5	グイ 豊田800さ170
425	消防8方2分団1部	車載	5	トイレ-ス 豊田800さ3114
426	消防8方3分団1部	車載	5	グイ 豊田800さ1147
427	消防8方3分団3部	車載	5	グイ 豊田800さ497
428	消防8方4分団1部	車載	5	ハイレ-ス 豊田800さ1148
429	消防8方4分団2部	車載	5	グイ 豊田800さ498
430	消防8方4分団3部	車載	5	グイ 豊田800さ499
431	消防9方1分団1部	車載	5	トイレ-ス 豊田800さ730

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
432	防災対策課予備	車載	5	防災対策課
433	消防9方1分団3部	車載	5	グイ 豊田800さ1141
434	消防9方2分団1部	車載	5	グイ 豊田800さ1092
435	消防9方3分団1部	車載	5	トエ-ス 豊田800さ1105
436	消防9方3分団2部	車載	5	トエ-ス 豊田800さ171
437	消防9方4分団1部	車載	5	トエ-ス 豊田800さ1099
438	消防9方5分団1部	車載	5	ハエ-ス 豊田800さ1150
439	消防10方1分団1部1	車載	5	ハエ-ス 豊田800さ1382
440	消防10方1分団1部2	車載	5	ILノ 豊田800さ2851
441	災害対策用	車載	5	防災対策課
442	消防10方1分団2部1	車載	5	グイ 豊田800さ172
443	消防10方1分団3部1	車載	5	グイ 豊田800さ173
444	未来都市推進課	車載	5	未来都市推進課（FC オフィスカー）
445	消防10方2分団1部1	車載	5	ハエ-ス 豊田800さ1381
446	消防10方2分団1部2	車載	5	ハエ-ス 豊田800さ1379
447	消防10方2分団1部3	車載	5	グイ 豊田800さ493
448	消防10方3分団1部1	車載	5	グイ 豊田800さ263
449	消防10方3分団1部2	車載	5	ハエ-ス 豊田800さ1378
500	防災対策可搬1	可搬	5	防災対策課
501	防災対策可搬2	可搬	5	防災対策課
502	本部員会議運営班可搬	可搬	5	秘書課
503	報道班可搬	可搬	5	市政発信課
504	議会班可搬	可搬	5	議会事務局
505	広報・被害調査対策部可搬1	可搬	5	市民相談課
506	広報・被害調査対策部可搬2	可搬	5	市民課
507	広報・被害調査対策部可搬3	可搬	5	市民税課
508	広報・被害調査対策部可搬4	可搬	5	資産税課
509	防災対策可搬3	可搬	5	防災対策課
510	防災対策可搬4	可搬	5	防災対策課
511	防災対策可搬5	可搬	5	防災対策課
512	防災対策可搬6	可搬	5	防災対策課
513	防災対策可搬7	可搬	5	防災対策課
514	防災対策可搬8	可搬	5	防災対策課
515	福祉保健対策部可搬1	可搬	5	介護保険課
516	福祉保健対策部可搬2	可搬	5	特別養護老人ホーム ひまわりの街
517	福祉保健対策部可搬3	可搬	5	特別養護老人ホーム 笑いの家
518	福祉保健対策部可搬4	可搬	5	特別養護老人ホーム 巴の里
519	福祉保健対策部可搬5	可搬	5	介護老人保健施設 フジオカ
520	福祉保健対策部可搬6	可搬	5	特別養護老人ホーム うねべの里

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
521	福祉保健対策部可搬 7	可搬	5	障がい福祉課
522	産業対策部可搬	可搬	5	森林課
523	都市整備対策部可搬 1	可搬	5	都市整備課
524	上下水道対策部可搬 1	可搬	5	(上下水) 総務課
525	上下水道対策部可搬 2	可搬	5	水道整備課
526	上下水道対策部可搬 3	可搬	5	上水運用センター
527	上下水道対策部可搬 4	可搬	5	上水運用センター
528	教育対策部可搬	可搬	5	豊田市美術館庶務事務室
529	地域建設可搬 1	可搬	5	地域建設課
530	地域水道可搬 1	可搬	5	上水運用センター (足助支所)
531	地域水道可搬 2	可搬	5	上水運用センター (足助支所)
532	地域建設可搬 2	可搬	5	株式会社 河合組
533	地域建設可搬 3	可搬	5	澤組株式会社
534	崇化館交流館可搬 1	可搬	5	崇化館交流館
535	崇化館交流館可搬 2	可搬	5	崇化館交流館
536	梅坪台交流館可搬 1	可搬	5	梅坪台交流館
537	梅坪台交流館可搬 2	可搬	5	梅坪台交流館
538	朝日丘交流館可搬 1	可搬	5	朝日丘交流館
539	朝日丘交流館可搬 2	可搬	5	朝日丘交流館
540	逢妻交流館可搬 1	可搬	5	逢妻交流館
541	逢妻交流館可搬 2	可搬	5	逢妻交流館
542	高橋交流館可搬 1	可搬	5	高橋交流館
543	高橋交流館可搬 2	可搬	5	高橋交流館
544	美里交流館可搬 1	可搬	5	美里交流館
545	美里交流館可搬 2	可搬	5	美里交流館
546	益富交流館可搬 1	可搬	5	益富交流館
547	益富交流館可搬 2	可搬	5	益富交流館
548	豊南交流館可搬 1	可搬	5	豊南交流館
549	豊南交流館可搬 2	可搬	5	豊南交流館
550	末野原交流館可搬 1	可搬	5	末野原交流館
551	末野原交流館可搬 2	可搬	5	末野原交流館
552	上郷コミセン可搬 1	可搬	5	上郷コミュニティセンター
553	上郷コミセン可搬 2	可搬	5	上郷コミュニティセンター
554	竜神交流館可搬 1	可搬	5	竜神交流館
555	竜神交流館可搬 2	可搬	5	竜神交流館
556	若林交流館可搬 1	可搬	5	若林交流館
557	若林交流館可搬 2	可搬	5	若林交流館
558	前林交流館可搬 1	可搬	5	前林交流館
559	前林交流館可搬 2	可搬	5	前林交流館

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
560	若園交流館可搬 1	可搬	5	若園交流館
561	若園交流館可搬 2	可搬	5	若園交流館
562	猿投台交流館可搬 1	可搬	5	猿投台交流館
563	猿投台交流館可搬 2	可搬	5	猿投台交流館
564	猿投コミセン可搬 1	可搬	5	猿投コミュニティセンター
565	猿投コミセン可搬 2	可搬	5	猿投コミュニティセンター
566	猿投北交流館可搬 1	可搬	5	猿投北交流館
567	猿投北交流館可搬 2	可搬	5	猿投北交流館
568	保見出張所	可搬	5	保見出張所
569	保見出張所	可搬	5	保見出張所
570	石野出張所可搬 1	可搬	5	石野出張所
571	石野出張所可搬 2	可搬	5	石野出張所
572	松平コミセン可搬 1	可搬	5	松平コミュニティセンター
573	松平コミセン可搬 2	可搬	5	松平コミュニティセンター
574	藤岡支所可搬 1	可搬	5	藤岡支所
575	藤岡支所可搬 2	可搬	5	藤岡支所
576	小原支所可搬 1	可搬	5	小原支所
577	小原支所可搬 2	可搬	5	小原支所
578	足助支所可搬 1	可搬	5	足助支所
579	足助支所可搬 2	可搬	5	足助支所
580	下山支所可搬 1	可搬	5	下山支所
581	下山支所可搬 2	可搬	5	下山支所
582	旭支所可搬 1	可搬	5	旭支所
583	旭支所可搬 2	可搬	5	旭支所
584	稲武支所可搬 1	可搬	5	稲武支所
585	稲武支所可搬 2	可搬	5	稲武支所
586	トラック協会豊田部会	可搬	5	愛知県トラック協会 西三支部豊田部会
587	消防本部可搬 0 1	可搬	5	(消) 総務課
588	消防本部可搬 0 2	可搬	5	(消) 総務課
589	消防本部可搬 0 3	可搬	5	(消) 総務課
590	消防本部可搬 0 4	可搬	5	(消) 総務課
591	消防本部可搬 0 5	可搬	5	(消) 総務課
592	消防本部可搬 0 6	可搬	5	(消) 総務課
593	消防本部可搬 0 7	可搬	5	(消) 総務課
594	消防本部可搬 0 8	可搬	5	(消) 総務課
595	消防本部可搬 0 9	可搬	5	(消) 総務課
596	消防本部可搬 1 0	可搬	5	(消) 総務課
597	豊田加茂薬剤師会 1	可搬	5	豊田加茂薬剤師会 副会長 くすりのヤナセ本店
598	福祉保健対策部可搬 8	可搬	5	特別養護老人ホーム豊田つつみ園

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
599	福祉保健対策部可搬 9	可搬	5	特別養護老人ホーム第 2 すばる
600	都市整備対策部可搬 2	可搬	5	西山公園
601	建設対策部可搬 6	可搬	5	河川課
602	建設対策部可搬 7	可搬	5	河川課
603	第 1 方面隊第 1 分団	可搬	5	消防団第 1 方面隊第 1 分団 竹生
604	第 1 方面隊第 2 分団	可搬	5	消防団第 1 方面隊第 2 分団 樹木
605	第 1 方面隊第 3 分団	可搬	5	消防団第 1 方面隊第 3 分団 本新
606	第 1 方面隊第 4 分団	可搬	5	消防団第 1 方面隊第 4 分団 今
607	第 2 方面隊第 1 分団	可搬	5	消防団第 2 方面隊第 1 分団 高橋
608	第 2 方面隊第 2 分団	可搬	5	消防団第 2 方面隊第 2 分団 岩滝
609	第 2 方面隊第 3 分団	可搬	5	消防団第 2 方面隊第 3 分団 野見
610	第 2 方面隊第 4 分団	可搬	5	消防団第 2 方面隊第 4 分団 九久平
611	第 2 方面隊第 5 分団	可搬	5	消防団第 2 方面隊第 5 分団 林添
612	第 3 方面隊第 1 分団	可搬	5	消防団第 3 方面隊第 1 分団 鴛鴨
613	第 3 方面隊第 2 分団	可搬	5	消防団第 3 方面隊第 2 分団 上郷
614	第 3 方面隊第 3 分団	可搬	5	消防団第 3 方面隊第 3 分団 本
615	第 3 方面隊第 4 分団	可搬	5	消防団第 3 方面隊第 4 分団 若林
616	第 3 方面隊第 5 分団	可搬	5	消防団第 3 方面隊第 5 分団 堤
617	第 4 方面隊第 1 分団	可搬	5	消防団第 4 方面隊第 1 分団 篠原
618	第 4 方面隊第 2 分団	可搬	5	消防団第 4 方面隊第 2 分団 亀首
619	第 4 方面隊第 3 分団	可搬	5	消防団第 4 方面隊第 3 分団 四郷
620	第 4 方面隊第 4 分団	可搬	5	消防団第 4 方面隊第 4 分団 力石
621	防災対策課	可搬	5	防災対策課
622	第 5 方面隊第 2 分団	可搬	5	消防団第 5 方面隊第 2 分団 西中山
623	第 5 方面隊第 3 分団	可搬	5	消防団第 5 方面隊第 3 分団 御作
624	第 5 方面隊第 4 分団	可搬	5	消防団第 5 方面隊第 4 分団 白川
625	第 6 方面隊第 1 分団	可搬	5	消防団第 6 方面隊第 1 分団 大平
626	第 6 方面隊第 2 分団	可搬	5	消防団第 6 方面隊第 2 分団 上仁木
627	第 6 方面隊第 3 分団	可搬	5	消防団第 6 方面隊第 3 分団 永太郎
628	防災対策課	可搬	5	防災対策課
629	第 7 方面隊第 1 分団	可搬	5	消防団第 7 方面隊第 1 分団 足助田町
630	第 7 方面隊第 2 分団	可搬	5	消防団第 7 方面隊第 2 分団 足助宮平
631	第 7 方面隊第 3 分団	可搬	5	消防団第 7 方面隊第 3 分団 近岡
632	第 7 方面隊第 4 分団	可搬	5	消防団第 7 方面隊第 4 分団 則定
633	第 7 方面隊第 5 分団	可搬	5	消防団第 7 方面隊第 5 分団 竜岡
634	第 7 方面隊第 6 分団	可搬	5	消防団第 7 方面隊第 6 分団 大蔵
635	第 8 方面隊第 1 分団	可搬	5	消防団第 8 方面隊第 1 分団 下山田代
636	第 8 方面隊第 2 分団	可搬	5	消防団第 8 方面隊第 2 分団 大沼
637	第 8 方面隊第 3 分団	可搬	5	消防団第 8 方面隊第 3 分団 和合

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
638	第8方面隊第4分団	可搬	5	消防団第8方面隊第4分団 羽布
639	第9方面隊第1分団	可搬	5	消防団第9方面隊第1分団 小渡
640	第9方面隊第2分団	可搬	5	消防団第9方面隊第2分団 笹戸
641	第9方面隊第3分団	可搬	5	消防団第9方面隊第3分団 杉本
642	第9方面隊第4分団	可搬	5	消防団第9方面隊第4分団 槇本
643	第9方面隊第5分団	可搬	5	消防団第9方面隊第5分団 浅谷
644	第10方面隊第1分団	可搬	5	消防団第10方面隊第1分団 稲武
645	第10方面隊第2分団	可搬	5	消防団第10方面隊第2分団 御所貝津
646	第10方面隊第3分団	可搬	5	消防団第10方面隊第3分団 桑原
647	防災対策課	可搬	5	防災対策課
648	地域建設可搬4	可搬	5	株式会社 榊建設
649	上下水道対策部可搬5	可搬	5	下水道施設課
650	防災対策課可搬9	可搬	5	防災対策課
651	地域建設可搬5	可搬	5	株式会社 杉田組
652	建設対策部可搬1	可搬	5	道路維持課
653	建設対策部可搬2	可搬	5	金山建設(株)
654	地域建設可搬6	可搬	5	地域建設課
655	建設対策部可搬3	可搬	5	(株)三宅組
656	建設対策部可搬4	可搬	5	豊田建設会館
657	広報・被害調査対策部可搬5	可搬	5	債権管理課
658	環境対策部	可搬	5	渡刈クリーンセンター
659	建設対策部可搬5	可搬	5	(株)尾割組
700	災害対策本部 事務局長	携帯	2	自治推進室 室長
701	議会班携帯1	携帯	2	議会事務局
702	上下水道対策部携帯1	携帯	2	水道整備課
703	議会班携帯2	携帯	2	議会事務局
704	防災対策課携帯6	携帯	2	市民安全室 室長
705	防災対策課携帯7	携帯	2	防災対策課
706	本部員会議運営班携帯	携帯	2	秘書課
707	報道班携帯	携帯	2	市政発信課
708	防災対策課携帯1	携帯	2	防災対策課
709	防災対策課携帯2	携帯	2	防災対策課
710	防災対策課携帯3	携帯	2	防災対策課
711	防災対策課携帯4	携帯	2	防災対策課
712	防災対策課	携帯	2	防災対策課
713	アメティ豊田駅前	携帯	2	アメティ豊田駅前
714	防災対策課	携帯	2	防災対策課
715	福祉保健対策部携帯1	携帯	2	特別養護老人ホーム 豊田みのり園
716	福祉保健対策部携帯2	携帯	2	医療法人寿光会豊田老人保健施設

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
717	福祉保健対策部携帯 3	携帯	2	医療法人豊成会老人保健施設ウエルビー
718	福祉保健対策部携帯 4	携帯	2	小原福祉ヴィレッジ
719	福祉保健対策部携帯 5	携帯	2	サン・ドーム（豊田西病院内）
720	福祉保健対策部携帯 6	携帯	2	感染症予防課
721	福祉保健対策部携帯 7	携帯	2	地域保健課
722	福祉保健対策部携帯 8	携帯	2	地域保健課
723	産業対策部携帯 1	携帯	2	農地整備課
724	産業対策部携帯 2	携帯	2	農地整備課
725	産業対策部携帯 3	携帯	2	農地整備課
726	産業対策部携帯 4	携帯	2	森林課
727	産業対策部携帯 5	携帯	2	卸売市場
728	都市整備対策部携帯 1	携帯	2	都市整備課
729	都市整備対策部携帯 2	携帯	2	土橋区画整理事務所
730	防災対策課	携帯	2	防災対策課
731	都市整備対策部携帯 4	携帯	2	花園区画整理事務所
732	都市整備対策部携帯 5	携帯	2	都市整備課
733	都市整備対策部携帯 6	携帯	2	定住促進課
734	建設対策部携帯 1	携帯	2	松山建設工業(株)
735	建設対策部携帯 2	携帯	2	三登建設(株)
736	建設対策部携帯 3	携帯	2	安山建設(株)
737	建設対策部携帯 4	携帯	2	河木興業(株)
738	建設対策部携帯 5	携帯	2	ヤハギ道路(株)
739	建設対策部携帯 6	携帯	2	(株)テクナス
740	建設対策部携帯 7	携帯	2	中部ポンプ場
741	建設対策部携帯 8	携帯	2	(株)加藤土木
742	建設対策部携帯 9	携帯	2	梅坪ポンプ場
743	上下水道対策部携帯 2	携帯	2	下水道建設課
744	教育対策部携帯 1	携帯	2	学校教育課
745	教育対策部携帯 2	携帯	2	スポーツ振興課
746	教育対策部携帯 3	携帯	2	豊田市郷土資料館
747	高橋支所携帯	携帯	2	高橋支所
748	高岡支所携帯	携帯	2	高岡支所
749	地域水道携帯 1	携帯	2	上水運用センター（足助支所）
750	地域水道携帯 2	携帯	2	上水運用センター（足助支所）
751	地域水道携帯 3	携帯	2	上水運用センター（足助支所）
752	地域水道携帯 4	携帯	2	上水運用センター（足助支所）
753	地域建設携帯 1	携帯	2	地域建設課
754	地域建設携帯 2	携帯	2	地域建設課
755	防災対策課携帯 6	携帯	2	防災対策課

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
756	教育対策部携帯 4	携帯	2	文化振興課
757	崇化館交流館携帯	携帯	2	崇化館交流館
758	梅坪台交流館携帯	携帯	2	梅坪台交流館
759	朝日丘交流館携帯	携帯	2	朝日丘交流館
760	逢妻交流館携帯	携帯	2	逢妻交流館
761	高橋交流館携帯	携帯	2	高橋交流館
762	美里交流館携帯	携帯	2	美里交流館
763	益富交流館携帯	携帯	2	益富交流館
764	豊南交流館携帯	携帯	2	豊南交流館
765	末野原交流館携帯	携帯	2	末野原交流館
766	上郷コミセン携帯	携帯	2	上郷コミュニティセンター
767	竜神交流館携帯	携帯	2	竜神交流館
768	若林交流館携帯	携帯	2	若林交流館
769	前林交流館携帯	携帯	2	前林交流館
770	若園交流館携帯	携帯	2	若園交流館
771	猿投台交流館携帯	携帯	2	猿投台交流館
772	猿投コミセン携帯	携帯	2	猿投コミュニティセンター
773	猿投北交流館携帯	携帯	2	猿投北交流館
774	保見出張所	携帯	2	保見出張所
775	石野出張所携帯	携帯	2	石野出張所
776	松平コミセン携帯	携帯	2	松平コミュニティセンター
777	藤岡支所携帯	携帯	2	藤岡支所
778	小原支所携帯	携帯	2	小原支所
779	足助支所携帯	携帯	2	足助支所
780	下山支所携帯	携帯	2	下山支所
781	旭支所携帯	携帯	2	旭支所
782	稲武支所携帯	携帯	2	稲武支所
783	(消) 総務課携帯 1	携帯	2	(消) 総務課
784	(消) 総務課携帯 2	携帯	2	(消) 総務課
785	(消) 総務課携帯 3	携帯	2	(消) 総務課
786	(消) 総務課携帯 4	携帯	2	(消) 総務課
787	(消) 総務課携帯 5	携帯	2	(消) 総務課
788	消防中署	携帯	2	中消防署
789	消防南署指揮車携帯	携帯	2	南消防署
790	消防北署指揮車携帯	携帯	2	北消防署
791	消防藤岡小原分署指揮車携帯	携帯	2	藤岡小原分署
792	消防足助署指揮車携帯	携帯	2	足助消防署
793	消防下山広報車携帯	携帯	2	下山出張所
794	消防旭広報車携帯	携帯	2	旭出張所

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
795	消防稲武広報車携帯	携帯	2	稲武出張所
796	消防足助署広報車携帯	携帯	2	足助消防署
797	消防南署広報車携帯	携帯	2	南消防署
798	消防北署広報車携帯	携帯	2	北消防署
799	消防団指揮車携帯	携帯	2	(消)総務課
800	消防団長	携帯	2	消防副団長
801	消防副団長 1	携帯	2	消防副団長 1
802	消防副団長 2	携帯	2	消防副団長 2
803	消防副団長 3	携帯	2	消防副団長 3
804	消防第 1 方面隊長	携帯	2	消防団第 1 方面隊
805	消防 1 方 1 分団長	携帯	2	消防団第 1 方面隊第 1 分団
806	消防副団長 4	携帯	2	消防副団長 4
807	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
808	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
809	消防 1 方 2 分団長	携帯	2	消防団第 1 方面隊第 2 分団
810	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
811	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
812	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
813	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
814	消防 1 方 3 分団長	携帯	2	消防団第 1 方面隊第 3 分団
815	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
816	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
817	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
818	消防 1 方 4 分団長	携帯	2	消防団第 1 方面隊第 4 分団
819	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
820	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
821	豊田北高等学校	携帯	2	豊田北高等学校
822	消防第 2 方面隊長	携帯	2	消防団第 2 方面隊
823	消防 2 方 1 分団長	携帯	2	消防団第 2 方面隊第 1 分団
824	愛知工業大学	携帯	2	防災対策課
825	家田病院	携帯	2	家田病院
826	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
827	消防 2 方 2 分団長	携帯	2	消防団第 2 方面隊第 2 分団
828	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
829	豊田東高等学校	携帯	2	豊田東高等学校
830	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
831	消防 2 方 3 分団長	携帯	2	消防団第 2 方面隊第 3 分団
832	足助高等学校	携帯	2	足助高等学校
833	豊田西高等学校	携帯	2	豊田西高等学校

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
834	豊田南高等学校	携帯	2	豊田南高等学校
835	消防 2 方 4 分団長	携帯	2	消防団第 2 方面隊第 4 分団
836	加茂丘高等学校	携帯	2	豊田南高等学校
837	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
838	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
839	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
840	消防 2 方 5 分団長	携帯	2	消防団第 2 方面隊第 5 分団
841	グリーン・クリーンふじの丘	携帯	2	グリーン・クリーンふじの丘
842	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
843	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
844	消防第 3 方面隊長	携帯	2	消防団第 3 方面隊
846	消防 3 方 1 分団長	携帯	2	消防団第 3 方面隊第 1 分団
847	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
848	足助病院	携帯	2	足助病院
849	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
850	消防 3 方 2 分団長	携帯	2	消防団第 3 方面隊第 2 分団
851	グリーン・クリーンふじの丘	携帯	2	グリーン・クリーンふじの丘
852	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
853	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
854	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
855	消防 3 方 3 分団長	携帯	2	消防団第 3 方面隊第 3 分団
856	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
857	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
858	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
859	消防 3 方 4 分団長	携帯	2	消防団第 3 方面隊第 4 分団
860	藤岡小原分署	携帯	2	北消防署藤岡小原分署
861	グリーン・クリーンふじの丘	携帯	2	グリーン・クリーンふじの丘
862	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
863	消防 3 方 5 分団長	携帯	2	消防団第 3 方面隊第 5 分団
864	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
865	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
866	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
867	消防第 4 方面隊長	携帯	2	消防団第 4 方面隊
868	消防 4 方 1 分団長	携帯	2	消防団第 4 方面隊第 1 分団
869	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
870	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
871	グリーン・クリーンふじの丘	携帯	2	グリーン・クリーンふじの丘
872	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
873	消防 4 方 2 分団長	携帯	2	消防団第 4 方面隊第 2 分団

呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
874	消防団第5方面隊第1分団（藤岡飯野）	携帯	2	消防団第5方面隊第1分団（藤岡飯野）
875	広沢こども園	携帯	2	広沢こども園
876	緑のリサイクルセンター	携帯	2	緑のリサイクルセンター
877	消防4方3分団長	携帯	2	消防団第4方面隊第3分団
878	市長	携帯	2	市長
879	副市長	携帯	2	副市長
880	副市長	携帯	2	副市長
881	道路維持課	携帯	2	道路維持課
882	消防4方4分団長	携帯	2	消防団第4方面隊第4分団
883	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
884	防災対策課予備	携帯	2	防災対策課
885	第6方面隊第4分団（市場）	携帯	2	第6方面隊第4分団（市場）
886	産業文化センター	携帯	2	産業文化センター
887	消防第5方面隊長	携帯	2	消防団第5方面隊
888	上下水道対策部携帯3	携帯	2	下水道施設課
889	消防5方1分団長	携帯	2	消防団第5方面隊第1分団
890	消防5方2分団長	携帯	2	消防団第5方面隊第2分団
891	消防5方3分団長	携帯	2	消防団第5方面隊第3分団
892	消防5方4分団長	携帯	2	消防団第5方面隊第4分団
893	消防第6方面隊長	携帯	2	消防団第6方面隊
894	上下水道対策部携帯4	携帯	2	下水道建設課
895	消防6方1分団長	携帯	2	消防団第6方面隊第1分団
896	消防6方2分団長	携帯	2	消防団第6方面隊第2分団
897	消防6方3分団長	携帯	2	消防団第6方面隊第3分団
898	防災対策課	携帯	2	防災対策課
899	消防第7方面隊長	携帯	2	消防団第7方面隊
900	建設対策部携帯10	携帯	2	道路維持課
901	消防7方1分団長	携帯	2	消防団第7方面隊第1分団
902	消防7方2分団長	携帯	2	消防団第7方面隊第2分団
903	消防7方3分団長	携帯	2	消防団第7方面隊第3分団
904	消防7方4分団長	携帯	2	消防団第7方面隊第4分団
905	消防7方5分団長	携帯	2	消防団第7方面隊第5分団
906	消防7方6分団長	携帯	2	消防団第7方面隊第6分団
907	建設対策部携帯11	携帯	2	道路維持課
908	消防8方面隊長	携帯	2	消防団第8方面隊
909	消防8方1分団長	携帯	2	消防団第8方面隊第1分団
910	消防8方2分団長	携帯	2	消防団第8方面隊第2分団
911	消防8方3分団長	携帯	2	消防団第8方面隊第3分団
912	消防8方4分団長	携帯	2	消防団第8方面隊第4分団

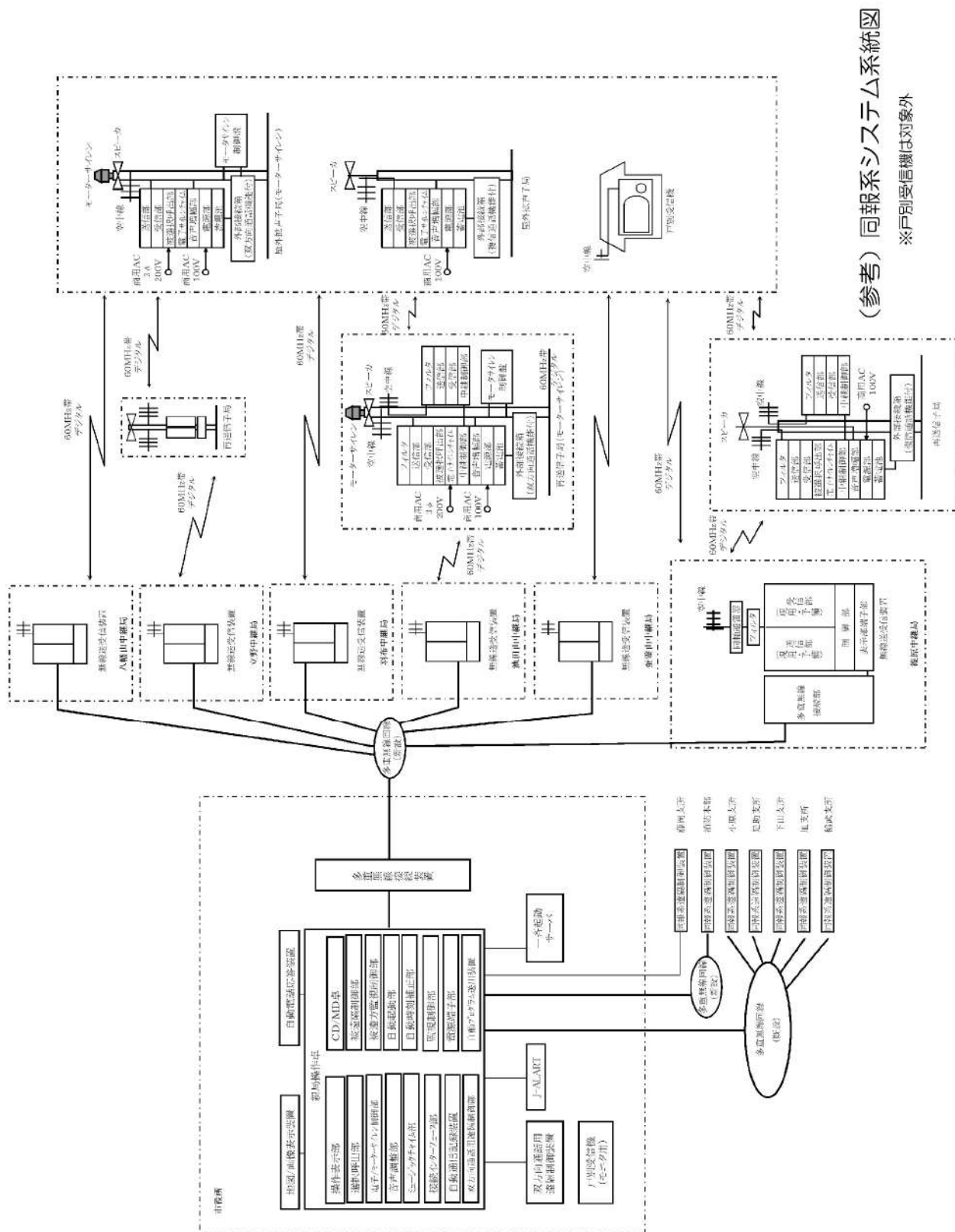
呼出 番号	無線局名	種別	出力 (W)	設置場所等
913	消防第9方面隊長	携帯	2	消防団第9方面隊
914	都市整備対策部携帯7	携帯	2	公園緑地つかう課
915	消防9方1分団長	携帯	2	消防団第9方面隊第1分団
916	消防9方2分団長	携帯	2	消防団第9方面隊第2分団
917	消防9方3分団長	携帯	2	消防団第9方面隊第3分団
918	消防9方4分団長	携帯	2	消防団第9方面隊第4分団
919	消防9方5分団長	携帯	2	消防団第9方面隊第5分団
920	消防第10方面隊長	携帯	2	消防団第10方面隊
921	都市整備対策部携帯8	携帯	2	区画整理支援課
922	消防10方1分団長	携帯	2	消防団第10方面隊第1分団
923	消防10方2分団長	携帯	2	消防団第10方面隊第2分団
924	消防10方3分団長	携帯	2	消防団第10方面隊第3分団
925	豊田加茂医師会 携帯1	携帯	2	医師会 副会長 あさひが丘クリニック
926	豊田加茂医師会 携帯2	携帯	2	医師会 会長 三九朗病院
927	豊田加茂医師会 携帯3	携帯	2	医師会 救急委員会委員長 むつおクリニック
928	豊田加茂医師会 携帯4	携帯	2	医師会 副会長 こどもクリニックパパ
929	豊田加茂医師会 携帯5	携帯	2	医師会 副会長 平吹病院
930	豊田加茂歯科医師会携帯1	携帯	2	歯科医師会 役員 中野歯科医院
931	豊田加茂歯科医師会携帯2	携帯	2	歯科医師会 常務理事 大正ファミリー歯科
932	豊田加茂歯科医師会携帯3	携帯	2	歯科医師会 副会長 歯列矯正敬愛歯科クリニック
933	豊田加茂薬剤師会携帯1	携帯	2	薬剤師会 理事 そら豆薬局
934	豊田加茂薬剤師会携帯2	携帯	2	薬剤師会 会長 東うめつぼ薬局

〈豊田市防災行政無線設備（移動系）局数集計〉

種 別	数 量		免許種別	備考
統制台	1台		—	防災対策課
副統制台	1台		—	指令課
遠隔制御装置	8台		—	各対策部
半固定型無線送受信装置	226局	719局	陸上移動局 (M L)	非常用蓄電池付
可搬型無線送受信装置	160局			
車載型無線送受信装置	99局			
携帯型無線送受信装置	234局			

(防災対策課)

〈豊田市防災行政無線 システム系統図（移動系）〉



(3) 豊田市防災行政無線設備 (同報系屋外拡声子局)

(令和5年3月31日現在)

No.	柱	識 別 信 号	設 置 場 所	通 信 の 相 手 方	送信出力(W)	
					アンサーバック	親局・再送信
1	モ	とよたそうかかんちゅうがっこう	崇 化 館 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
2	音	とよたころもしょうがっこう	拳 母 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
3	モ	とよたもとしろしょうがっこう	元 城 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
4	音	とよたあさひしょうがっこう	朝 日 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
5	音	とよたじんなかこうえん	陣 中 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
6	音	とよたひもりこうえん	毘 森 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
7	音	とよたにしやまこうえん	西 山 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
8	音	とよたうめつぼしょうがっこう	梅 坪 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
9	モ	とよたじょうすいしょうがっこう	浄 水 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
10	音	とよたとよたこうとうがっこう	豊 田 高 等 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
11	モ	とよたどうじやましょうがっこう	童 子 山 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
12	音	とよたねがわしょうがっこう	根 川 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
13	音	とよたころもがおかしょうがっこう	衣 丘 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
14	モ	とよたこしみずしょうがっこう	小 清 水 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
15	モ	とよたみやましょうがっこう	美 山 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
16	モ	とよたみやぐちいっしきふれあいひろば	宮口一色ふれあい広場	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
17	モ	とよたたかはしちゅうがっこう	高 橋 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
18	音	とよたてらべしょうがっこう	寺 部 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
19	モ	とよたひらいしょうがっこう	平 井 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
20	モ	とよたやなみしょうがっこう	矢 並 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
21	音	とよたいちぎしょうがっこう	市 木 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
22	音	とよたかもがわこうえん	加 茂 川 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
23	音	とよたやまなちょうくみんかいかん	山中町区民会館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
24	音	とよたふそうちょうくみんかいかん	扶桑町区民会館	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
25	音	とよたみさとちゅうがっこう	美 里 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
26	音	とよたのみしょうがっこう	野 見 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
27	音	とよたひがしやましょうがっこう	東 山 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
28	音	とよたひろかわだいしょうがっこう	広 川 台 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
29	音	とよたちゅうおうこうえん	中 央 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
30	モ	とよたこせましょうがっこう	古 瀬 間 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
31	音	とよたいつがおかしょうがっこうさいそうしん	五ヶ丘小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	1
32	音	とよたいつがおかひがししょうがっこう	五ヶ丘東小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
33	音	とよたまえやましょうがっこう	前 山 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
34	モ	とよたやまのてしょうがっこう	山 之 手 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
35	モ	とよたへいわしょうがっこう	平 和 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
36	音	とよたひらやまこうえん	平 山 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
37	音	とよたすえのはらちゅうがっこう	末 野 原 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
38	音	とよたすえのしょうがっこう	寿 恵 野 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
39	音	とよたおおばやししょうがっこう	大 林 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－

No.	柱	識 別 信 号	設 置 場 所	通 信 の 相 手 方	送信出力(W)	
					アンサー バック	親局・ 再送信
40	モ	とよたゆたかのこうとうがっこう	豊 野 高 等 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
41	音	とよたさいわいちょうふれあいひろば	幸町ふれあい広場	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
42	音	とよたかみごうちゅうがっこう	上 郷 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
43	モ	とよたたかねしょうがっこう	高 嶺 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
44	モ	とよたうねべしょうがっこう	畝 部 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
45	モ	とよたかみごうこうえん	上 郷 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
46	音	とよたりゅうじんちゅうがっこう	竜 神 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
47	モ	とよたたけむらしょうがっこう	竹 村 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
48	音	とよたつちはしこうえん	土 橋 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
49	モ	とよたひろたちょうじどうゆえん	広 田 町 児 童 遊 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
50	音	とよたたかおかちゅうがっこう	高 岡 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
51	モ	とよたわかばやしひがししょうがっこう	若 林 東 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
52	音	とよたわかばやしにししょうがっこう	若 林 西 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
53	モ	とよたまえばやしちゅうがっこう	前 林 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
54	音	とよたつつみしょうがっこう	堤 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	2.5	－
55	モ	とよたこまばしょうがっこう	駒 場 小 学 校	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
56	モ	とよたつつみがおかほいくえん	堤ヶ丘こども園	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
57	音	とよたつつみほいくえん	堤 こ ど も 園	「こうほうとよたささばら」固定局	2.5	－
58	モ	とよたわかそのちゅうがっこう	若 園 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
59	音	とよたわかそのしょうがっこう	若 園 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
60	モ	とよたあおきしょうがっこう	青 木 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
61	音	とよたにしひろせしょうがっこう	西 広 瀬 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
62	音	とよたこしどほいくえん	越 戸 こ ど も 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
63	モ	とよたしだれちょうふれあいひろば	枝下町ふれあい広場	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
64	モ	とよたさなげこうえん	猿 投 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
65	音	とよたあらいちょうじどうかん	荒 井 町 児 童 館	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
66	音	とよたいさとちゅうがっこう	井 郷 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
67	音	とよたしごうしょうがっこう	四 郷 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
68	音	とよたいのうえしょうがっこう	井 上 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
69	音	とよたさなげのうりんこうとうがっこう	猿投農林高等学校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
70	音	とよたいのうえこうえん	井 上 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
71	モ	とよたかのうしょうがっこう	加 納 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
72	モ	とよたかめくびだんちだいごちびっこひろば	亀首団地第5ちびっこ広場	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
73	音	とよたさなげちょうこうみんかん	猿 投 町 公 民 館	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
74	音	とよたほみちゅうがっこう	保 見 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
75	モ	とよたおおはたしょうがっこう	大 畑 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
76	モ	とよたほみこうりゅうかん	保 見 交 流 館	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
77	モ	とよたひがしほみしょうがっこう	東 保 見 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
78	音	とよたにしほみしょうがっこう	西 保 見 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
79	モ	とよたやくさちょうこうみんかん	八 草 町 公 民 館	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
80	音	とよたひろはたちょうこうみんかん	広 幡 町 公 民 館	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－

No.	柱	識 別 信 号	設 置 場 所	通 信 の 相 手 方	送信出力(W)	
					アンサー バック	親局・ 再送信
81	モ	とよたもみちようちびっこひろば	田 鞆 町 ち び っ こ 広 場	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
82	音	とよたいしのちゅうがっこう	石 野 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
83	モ	とよたひがしひろせしょうがっこう	東 広 瀬 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
84	モ	とよたながねしょうがっこうさいそうしん	中 金 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	0.1
85	モ	とよたかみたまきみしょうがっこう	上 鷹 見 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	2.5	－
86	音	とよたふじさわしょうがっこう	旧 藤 沢 小 学 校	「とよたおおかわらふるさとかんさいそうしん」固定局	0.01	－
87	音	とよたとみたちょうこうみんかん	富 田 町 公 民 館	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
88	モ	とよたならいちようしもならい	成 合 町 下 成 合	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
89	音	とよたのぐちちょうこうみんかん	野 口 町 公 民 館	「とよたながねしょうがっこうさいそうしん」固定局	0.1	－
90	モ	とよたかんぱちちょうかんぱち	勘 八 町 勘 八	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
91	音	とよたきぎゅうだいらしょうがっこう	九 久 平 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
92	モ	とよたこうかいしょうがっこう	幸 海 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
93	モ	とよたいわくらしょうがっこう	岩 倉 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
94	音	とよたたきわきしょうがっこう	滝 脇 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
95	モ	とよたとよまつしょうがっこうさいそうしん	豊 松 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	0.1
96	モ	とよたうがせだいにちびっこひろば	鶴ヶ瀬第2ちびっこ広場	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
97	モ	とよたきぎゅうだいらちようさらしだ	九 久 平 町 晒 田	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
98	モ	とよたまつだいらちようちびっこひろば	松平町ちびっこ広場	「とよたまつだいらさいそうしん」固定局	0.5	－
99	モ	とよたいわくらちようやまのかみ	岩 倉 町 山 ノ 神	「とよたいつがおかしょうがっこうさいそうしん」固定局	1	－
100	モ	とよたながざわちようふれあいひろば	長沢町ふれあい広場	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
101	モ	とよたにしいちのせいかつかいぜんせんたー	西市野々生活改善センター	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
102	モ	とよたさんがこうみんかん	三 箇 公 民 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
103	モ	とよたいしたみしょうがっこう	石 畳 小 学 校	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
104	モ	とよたおりだいらちようしょうじき	折 平 町 姓 敷	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
105	モ	とよたふじおかおばらぶんしょ	藤 岡 小 原 分 署	「こうほうとよたこだまやま」固定局	2.5	－
106	音	とよたふじおかちゅうがっこう	藤 岡 中 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
107	モ	とよたふじおかたいいくせんたー	藤岡体育センター	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
108	音	とよたみつくりにしかわこうえん	御 作 西 川 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
109	音	とよたみつくりみずぐちばし	御 作 水 口 橋	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
110	モ	とよたみつくりしょうがっこう	御 作 小 学 校	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
111	モ	とよたかみかわぐちこうみんかん	上 川 口 公 民 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
112	音	とよたしもかわぐちこうみんかん	下 川 口 公 民 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
113	モ	とよたかいぎろうじんほけんしせつ ふじおか	介護老人保健施設フジオカ	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
114	モ	とよたふかみちようほそだ	深 見 町 細 田	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
115	モ	とよたたまだいらせいかつかいぜんせんたー	田茂平生活改善センター	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
116	モ	とよたなかやましょうがっこう	中 山 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
117	モ	とよたほんじょうしょうがっこう	本 城 小 学 校	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
118	モ	とよたおばらふくしせんたー	小原福祉センター	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
119	モ	とよたおばらほくぶせいかつかいぜんせんたー	小原北部生活改善センター	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
120	音	とよたおおくさほいくえん	大 草 こ ど も 園	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
121	モ	とよたおばらこうりゅうかん	小 原 交 流 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－

No.	柱	識 別 信 号	設 置 場 所	通 信 の 相 手 方	送信出力(W)	
					アンサー バック	親局・ 再送信
122	モ	とよたおばらししよ	小 原 支 所	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
123	モ	とよたのうぎょうしゃけんこうかんりせんたー	農業者健康管理センター	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	－
124	音	とよたおばらきたちょうみなみごう	小 原 北 町 南 郷	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
125	モ	とよたおおばらこうみんかん	大 洞 公 民 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
126	モ	とよたはちおうじしゃ	八 王 子 社	「こうほうとよたこだまやま」固定局	2.5	－
127	音	とよたおばらおおだいらじどうかん	小原大平児童館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	2.5	－
128	モ	とよたおおだいらちょうはままつ	大 平 町 浜 松	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
129	音	とよたきさだいらひろば	喜 佐 平 広 場	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
130	モ	とよたおばらにしじちくしゅうかいじょ	小原西自治区集会所	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
131	音	とよたきたささだいらちょうまえだ	北 篠 平 町 前 田	「こうほうとよたささばら」固定局	2.5	－
132	音	とよたおばらほくえいじどうかん	小原北栄児童館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
133	モ	とよたとうごうこうみんかん	東 郷 公 民 館	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	－
134	音	とよたみやしろちょうしゅうかいじょ	宮 代 町 集 会 所	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
135	モ	とよたにしたんばちょうみやまえ	西 丹 波 町 宮 前	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	－
136	音	とよたひらはたひろば	平 畑 広 場	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
137	音	とよたくれまたこうみんかん	樽 俣 公 民 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
138	音	とよたおおがぞれちょうやおとし	大ヶ蔵連町矢落	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1.5	－
139	モ	とよたあすけちゅうがっこう	足 助 中 学 校	「こうほうとよたいけだやま」固定局	0.01	－
140	モ	とよたひえだしょうがっこう	冷 田 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
141	モ	とよたのりさだしょうがっこう	則 定 小 学 校	「とよたきりやまたもくてきしゅうかいじょさいそうしん」固定局	0.01	－
142	モ	とよたふれあいせんたーはぎの	ふれあいセンター萩野	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
143	モ	とよたしんもりしょうがっこう	新 盛 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	2.5	－
144	モ	とよたおおくらしょうがっこう	大 蔵 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
145	モ	とよたれんだにたもくてきしゅうかいじょ	連谷多目的集会所	「こうほうとよたたての」固定局	2.5	－
146	モ	とよためいわしょうがっこう	明 和 小 学 校	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
147	モ	とよたこちょうこうかいどう	小 町 公 会 堂	「とよたさかきのちょういけださいそうしん」固定局	0.1	－
148	モ	とよたおおわたもくてきしゅうかいじょ	大和多目的集会場	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
149	音	とよたにしがしおしゅうかいじょ	西 檜 尾 集 会 所	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.5	－
150	モ	とよたねびそのさと	ね び そ の 里	「とよたいこいのむらさいそうしん」固定局	0.01	－
151	音	とよたうばやぎたもくてきしゅうかいじょ	上八木多目的集会所	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	－
152	音	とよたうばやぎやまなかしゅうかいじょ	上八木山中集会所	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
153	モ	とよたかわもてななぎりしゅうかいじょ	川 面 中 切 集 会 所	「こうほうとよたささばら」固定局	2.5	－
154	モ	とよたみずきのさと	み ず き の 里	「とよたやまのなかだちさいそうしん」固定局	0.5	－
155	音	とよたみうちちょうなかしま	御 内 町 中 島	「とよたやまのなかだちさいそうしん」固定局	0.1	－
156	モ	とよたつばきのさと	椿 の 里	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
157	モ	とよたひがしおおみしゅうかいじょ	東 大 見 集 会 所	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
158	音	とよたつづらさわしゅうかいじょ	葛 沢 集 会 所	「こうほうとよたいけだやま」固定局	1	－
159	モ	とよたうきょうしゅうかいじょ	有 京 集 会 所	「こうほうとよたいけだやま」固定局	0.1	－
160	モ	とよたとちゅうしゅうかいじょ	戸 中 集 会 所	「こうほうとよたいけだやま」固定局	0.1	－
161	モ	とよたしらやましゅうかいじょ	白 山 集 会 所	「こうほうとよたいけだやま」固定局	0.01	－
162	音	とよたとみおかえいのうせんたー	富 岡 集 会 所	「とよたひさぎかんさいそうしん」固定局	0.01	－

No.	柱	識 別 信 号	設 置 場 所	通 信 の 相 手 方	送信出力(W)	
					アンサー バック	親局・ 再送信
163	モ	とよたみくらしょうがっこう	御 蔵 小 学 校	「とよたさかきのちよういけださいそうしん」固定局	1.5	－
164	音	とよたわちばらこうみんかん	月 原 公 民 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
165	モ	とよたなかだちこうかいどう	中 立 公 会 堂	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
166	モ	とよたおおかわらふるさとかんさいそうしん	大河原ふるさと館	「こうほうとよたささばら」固定局	2.5	0.01
167	モ	とよたいのくちしゅうかいじょ	井 ノ 口 集 会 所	「こうほうとよたいけだやま」固定局	0.5	－
168	モ	とよたおおしまもくてきけんしゅうしゅうかいじょ	大島多目的研修集会所	「とよたきりやまもくてきしゅうかいじょさいそうしん」固定局	0.5	－
169	モ	とよたさぎりしょうがっこう	佐 切 小 学 校	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
170	音	とよたあすけびょういん	足 助 病 院	「こうほうとよたいけだやま」固定局	0.01	－
171	音	とよたくにやしゅうかいじょ	国 谷 集 会 所	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
172	音	とよたとちもとしゅうかいじょ	栃 本 集 会 所	「こうほうとよたささばら」固定局	2.5	－
173	モ	とよたいわだれしゅうかいじょ	岩 下 集 会 所	「とよたとよまつしょうがっこうさいそうしん」固定局	0.1	－
174	音	とよたあすけししよ	足 助 支 所	「こうほうとよたいけだやま」固定局	0.5	－
175	音	とよたのばやししゅうかいじょ	野 林 集 会 所	「こうほうとよたささばら」固定局	2.5	－
176	音	とよたすりしゅうかいじょ	摺 集 会 所	「こうほうとよたいけだやま」固定局	0.1	－
177	音	とよたしおのさわしゅうかいじょ	塩 ノ 沢 集 会 所	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
178	音	とよたせんだこうりゅうかん	千 田 交 流 館	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.5	－
179	音	とよたひさぎかんさいそうしん	久 木 館	「こうほうとよたささばら」固定局	1	0.01
180	音	とよたきりやましゅうかいじょ	切 山 集 会 所	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	－
181	音	とよたやまがいちようしゅうかいじょ	山 谷 町 集 会 所	「こうほうとよたいけだやま」固定局	0.01	－
182	モ	とよたあぞうしょうがっこう	旧 阿 蔵 小 学 校	「こうほうとよたはぶ」固定局	1	－
183	音	とよたなしのだいよんぐんだんぼんぐこ	梨野第4分団ポンプ庫	「こうほうとよたはぶ」固定局	2.5	－
184	モ	とよたのはらちようおださく	野 原 町 小 田 作	「こうほうとよたはぶ」固定局	1	－
185	音	とよたのはらしゅうかいじょ	野 原 集 会 所	「こうほうとよたはぶ」固定局	1	－
186	モ	とよたともえがおかしょうがっこう	巴 ケ 丘 小 学 校	「こうほうとよたはぶ」固定局	0.01	－
187	モ	とよたわごうしょうがっこう	旧 和 合 小 学 校	「こうほうとよたはぶ」固定局	0.1	－
188	音	とよたおおばやしいこいひろば	大 林 い こ い 広 場	「こうほうとよたはぶ」固定局	0.1	－
189	モ	とよたたひらざわしょうがっこうさいそうしん	旧 田 平 沢 小 学 校	「こうほうとよたはぶ」固定局	0.5	1.5
190	モ	とよたあらざしゅうかいじょさいそうしん	蘭 集 会 所	「こうほうとよたはぶ」固定局	0.1	0.01
191	モ	とよたさんぱしょうがっこう	旧 三 巴 小 学 校	「とよたしもやまほけんせんたーさいそうしん」固定局	0.5	－
192	モ	とよたおおぬまよんくみしゅうかいじょ	大 沼 四 組 集 会 所	「こうほうとよたはぶ」固定局	1	－
193	モ	とよたひらせちよう	平 瀬 町	「とよたたひらざわしょうがっこうさいそうしん」固定局	1.5	－
194	音	とよたおおぬまちようかりやす	大 沼 町 荻 安	「とよたあらざしゅうかいじょさいそうしん」固定局	0.01	－
195	音	とよたしもやまほけんせんたーさいそうしん	下山保健センター	「こうほうとよたはぶ」固定局	0.1	0.5
196	モ	とよたはなやましょうがっこう	花 山 小 学 校	「とよたまつだいらさいそうしん」固定局	0.1	－
197	音	とよたはなざわちようにしのいりしゅうかいじょ	花沢町西ノ入集会所	「とよたまつだいらさいそうしん」固定局	0.01	－
198	モ	とよたはなざわちようはなさんしゅうかいじょ	花沢町花三集会所	「とよたまつだいらさいそうしん」固定局	0.01	－
199	モ	とよたみかわこうげん	三 河 高 原	「こうほうとよたはぶ」固定局	0.1	－
200	モ	とよたはぶちようおにのたいら	羽 布 町 鬼 ノ 平	「こうほうとよたはぶ」固定局	0.1	－
201	モ	とよたしもやまししよ	下 山 支 所	「とよたまつだいらさいそうしん」固定局	0.01	－
202	モ	とよたうれのちようものみいし	宇 連 野 町 物 見 石	「こうほうとよたはぶ」固定局	0.5	－
203	モ	とよたくろさかちようしもぎり	黒 坂 町 下 切	「こうほうとよたはぶ」固定局	2.5	－

No.	柱	識 別 信 号	設 置 場 所	通 信 の 相 手 方	送信出力(W)	
					アンサー バック	親局・ 再送信
204	モ	とよたあさひししよ	旭 支 所	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.5	－
205	モ	とよたささどかいかん	笹 戸 会 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
206	モ	とよたしきしまかいかん	敷 島 会 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
207	モ	とよたつくばかいかん	築 羽 会 館	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.1	－
208	モ	とよたあさのかいかん	浅 野 会 館	「とよたすぶちこうかいどうさいそうしん」固定局	0.1	－
209	音	とよたしずらせしゅうかいじよ	閑 羅 瀬 集 会 所	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1.5	－
210	音	とよたすぶちこうかいどうさいそうしん	須 淵 公 会 堂	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	0.1
211	モ	とよたかみぎりこうみんかん	上 切 公 民 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	1	－
212	音	とよたいしきこうかいどう	一 色 公 会 堂	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	－
213	音	とよたかみなかぎりまちひでさわ	上 中 切 町 秀 沢	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.01	－
214	音	とよたあんまちょううないど	有 間 町 宇 内 戸	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.5	－
215	音	とよたこだこうかいどう	小 田 公 会 堂	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.5	－
216	モ	とよたおおつぼこうかいどう	大 坪 公 会 堂	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
217	音	とよたひがしはぎひらこうみんかん	東 萩 平 公 民 館	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
218	モ	とよたまんじょうこうかいどう	万 町 公 会 堂	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.1	－
219	モ	とよたあさひこうげんげんきむら	旭 高 原 元 気 村	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
220	モ	とよたたっばらこうかいどう	田 津 原 公 会 堂	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.1	－
221	モ	とよたつぼさきこうかいどう	坪 崎 公 会 堂	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.1	－
222	音	とよたおおだくみんかん	太 田 区 民 館	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.01	－
223	音	とよたおいしいこうかいどう	押 井 公 会 堂	「こうほうとよたささばら」固定局	1	－
224	音	とよたさきのちょういげださいそうしん	榊 野 町 池 田	「こうほうとよたささばら」固定局	0.5	1.5
225	モ	とよたひがしかしおしゅうかいじよ	東 加 塩 集 会 所	「こうほうとよたこだまやま」固定局	2.5	－
226	モ	とよたそうだしゅうかいじよ	惣 田 集 会 所	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.1	－
227	モ	とよたいけじまちょう	池 島 町	「こうほうとよたこだまやま」固定局	0.1	－
228	モ	とよたあすがこうかいどう	明 賀 公 会 堂	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	－
229	音	とよたいくまこうかいどう	伊 熊 公 会 堂	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.1	－
230	音	とよたさかきのちょうおち	榊 野 町 落	「こうほうとよたやはたやま」固定局	0.01	－
231	モ	とよたいなぶししよ	稲 武 支 所	「こうほうとよたたての」固定局	0.1	－
232	モ	とよたおおのせちくたもくてきけんしゅうせつ	大野瀬地区多目的研修集会施設	「こうほうとよたたての」固定局	0.5	－
233	モ	とよたいなぶおしやまちくしんこうしせつ	稲武押山地区振興施設	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	－
234	音	とよたいなぶたいいくかん	稲 武 体 育 館	「こうほうとよたたての」固定局	0.1	－
235	モ	とよたいなぶおたぎろうじんいこいのいえ	稲武小田木老人憩の家	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1.5	－
236	モ	とよたいなぶおおくわろうじんいこいのいえ	稲武大桑老人憩の家	「こうほうとよたたての」固定局	2.5	－
237	音	とよたなしのしゅうかいじよ	梨 野 集 会 所	「こうほうとよたたての」固定局	2.5	－
238	音	とよたかしわぼらしゅうかいじよ	柏 洞 集 会 所	「こうほうとよたたての」固定局	1	－
239	モ	とよたのいりしゅうかいじよ	野 入 集 会 所	「こうほうとよたたての」固定局	1	－
240	音	とよたなつやけちょうふかさわ	夏 焼 町 フ カ サ ワ	「こうほうとよたたての」固定局	0.01	－
241	モ	とよたうるしげこうかいどう	ウルシゼ公会堂	「こうほうとよたたての」固定局	1	－
242	モ	とよたくろだこみゆにていひろば	黒田コミュニティ広場	「こうほうとよたたての」固定局	0.5	－
243	音	とよたとみながしゅうかいじよ	富 永 集 会 所	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	－
244	モ	とよたなかとうろうじんいこいのいえ	中 当 老 人 憩 の 家	「こうほうとよたたての」固定局	0.1	－

No.	柱	識 別 信 号	設 置 場 所	通 信 の 相 手 方	送信出力(W)	
					アンサー バック	親局・ 再送信
245	モ	とよたなごやしいなぶやがいきよういくせんたー	名古屋市稲武野外教育センター	「とよためんのきさいそうしん」固定局	0.1	－
246	音	とよたやまのなかだちさいそうしん	山 ノ 中 立	「こうほうとよたこだまやま」固定局	2.5	0.5
247	音	とよたきりやまたもくてきしゅうかいじょさいそうしん	霧山多目的集会所	「こうほうとよたいけだやま」固定局	1	0.5
248	音	とよたいこいのむらさいそうしん	い こ い の 村	「こうほうとよたやはたやま」固定局	1	0.01
249	音	とよたまつだいらさいそうしん	松 平	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	0.5
250	音	とよためんのきさいそうしん	面 ノ 木	「こうほうとよたたての」固定局	0.01	0.1
251	モ	とよたきょうまちこうえん	京 町 公 園	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
252	モ	とよたかみおかちようじどうかん	上 丘 町 児 童 館	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
253	モ	とよたおおしまちようじんじゃ	大 島 町 神 社	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
254	モ	とよたしだれりよくどう	枝 下 緑 道	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－
255	モ	とよたせんそくちようくみんかいかんちゅうしゃじょう	千足町区民会館駐車場	「こうほうとよたささばら」固定局	0.1	－
256	モ	とよたいぼじょうかせんたー	伊保浄化センター	「こうほうとよたささばら」固定局	0.01	－

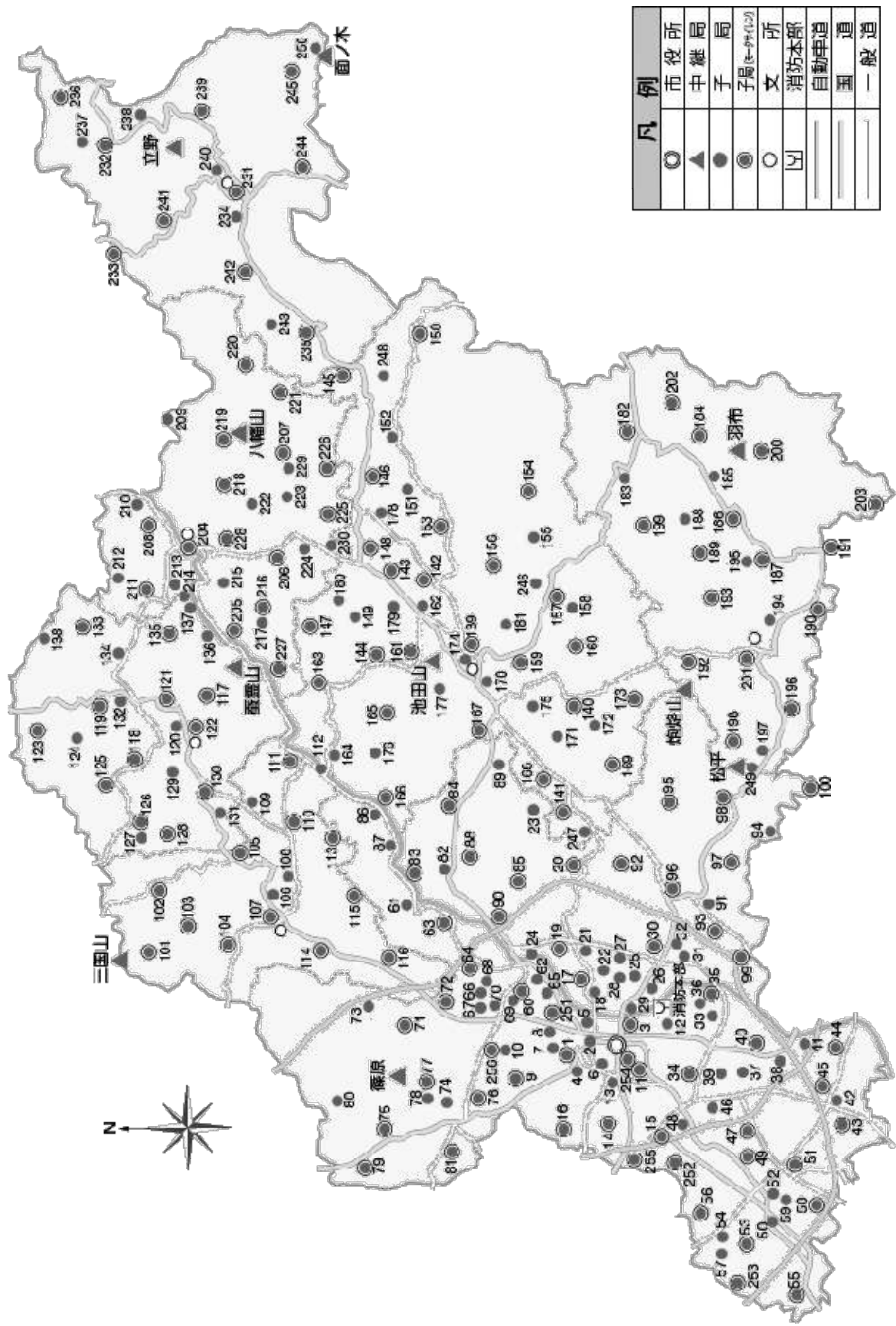
注：「柱」の「モ」はモーターサイレン付、「音」はスピーカのみ

〈豊田市防災行政無線設備（同報系屋外拡声子局）局数計〉

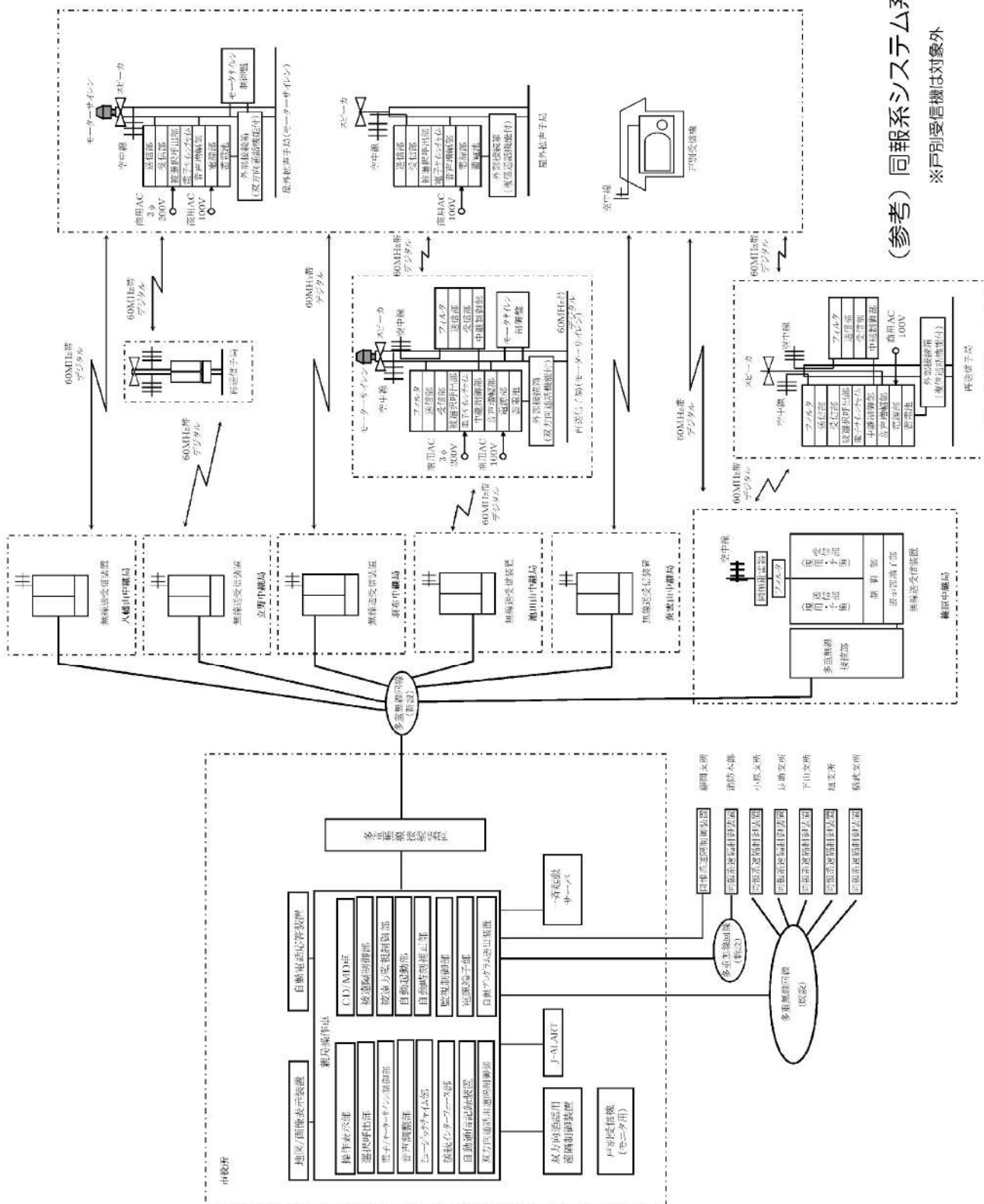
種 別	数 量	免許種別	備 考
操作卓	1台	－	防災対策課
遠隔制御装置	7台	－	旧町村支所、指令課
屋外拡声子局	113局	256局	固定局
屋外拡声子局（モーターサイレン付）	143局		固定局
（屋外拡声子局のうち再送信を行なう子局）	15局	固定局	

（防災対策課）

〈豊田市防災行政無線 同報子局位置図〉



〈豊田市防災行政無線 システム系統図（同報系）〉



(参考) 同報システム系統図

※戸別受信機は対象外

(4) 豊田市防災行政無線設備(中継局等)

(令和5年3月31日現在)

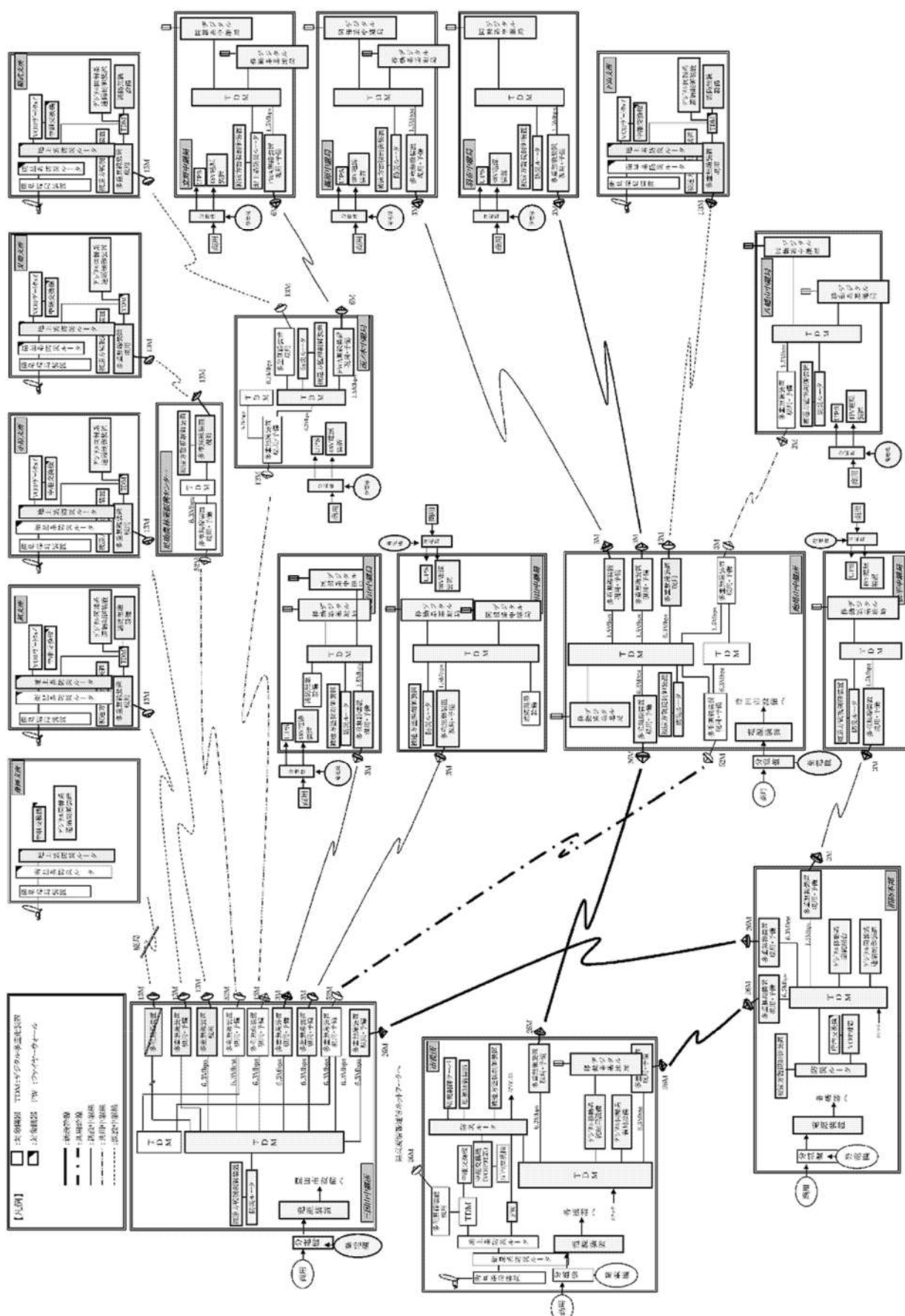
場 所	種別	識 別 信 号	所 在 地	通 信 の 相 手 方	定格 出力	周波数帯	備 考
市役所	F X	こうほうとよた	西町3-60	ぼうさいとたしょうぼうほんぶ	0.1W	12GHz	
				ぼうさいとよたほうろく	0.8W	7.5GHz	
	F B	ぎょうせいとよた			5W	260MHz	
消防本部	F X	ぼうさいとたしょうぼうほんぶ	長興寺5-17-1	こうほうとよた	0.1W	12GHz	
				ぼうさいとよたみくに	0.8W	7.5GHz	
				ぼうさいとよたまつだいら	1W	7.5GHz	
藤岡支所	F X	ぼうさいとよたふじおか	藤岡飯野町田中245	ぼうさいとよたみくに	0.1W	12GHz	県より移管
小原支所	F X	ぼうさいとよたおばら	小原町上平441-1	ぼうさいとよたみくに	0.3W	7.5GHz	県より移管
足助支所	F X	ぼうさいとよたあすけ	足助町宮ノ後26-2	ぼうさいとよたあすけのうりん	0.1W	12GHz	県より移管
下山支所	F X	ぼうさいとよたしもやま	大沼町越田和37-1	ぼうさいとよたほうろく	0.1W	12GHz	県より移管
旭支所	F X	ぼうさいとよたあさひ	小渡町船戸15-1	ぼうさいとよたみくに	0.3W	7.5GHz	県より移管
稲武支所	F X	ぼうさいとよたいなぶ	稲武町竹ノ下1-1	ぼうさいとよためんのき	0.3W	7.5GHz	県より移管
篠原 中継局	F X	こうほうとよたささばら	本徳町登り699	ぼうさいとよたほうろく	1W	7.5GHz	
				同報系子局用固定局及び受信設備	10W	60MHz	
	F B	ぎょうせいとよたささばら			10W	260MHz	
松平 中継局	F X	ぼうさいとよたまつだいら	松平町石佛25-1	ぼうさいとたしょうぼうほんぶ	1W	7.5GHz	
	F B	ぎょうせいとよたまつだいら			4W	260MHz	
蚕霊山 中継局	F X	こうほうとよたこだまやま	川下町下ヶ蔵連600-1	ぼうさいとよたみくに	1W	7.5GHz	
				同報系子局用固定局及び受信設備	10W	60MHz	
	F B	ぎょうせいとよたこだまやま			10W	260MHz	
池田山 中継局	F X	こうほうとよたいけだやま	足助町弓折5-5	ぼうさいとよたみくに	1W	7.5GHz	
				同報系子局用固定局及び受信設備	1W	60MHz	
	F B	ぎょうせいとよたいけだやま			5W	260MHz	
羽布 中継局	F X	こうほうとよたはぶ	野原町根山7-74	ぼうさいとよたほうろく	1W	7.5GHz	
				同報系子局用固定局及び受信設備	10W	60MHz	
立野 中継局	F X	こうほうとよたたての	夏焼町カサリマ495-174	ぼうさいとよためんのき	0.2W	18GHz	
				同報系子局用固定局及び受信設備	10W	60MHz	
	F B	ぎょうせいとよたたての			5W	260MHz	
八幡山 中継局	F X	こうほうとよたやはたやま	余平町本郷5	ぼうさいとよたほうろく	0.3W	7.5GHz	県設備共用
				同報系子局用固定局及び受信設備	3W	60MHz	
	F B	ぎょうせいとよたやはたやま			10W	260MHz	
面ノ木 中継局	F X	ぼうさいとよためんのき	稲武町井山1-9	ぼうさいとよたみくに	0.3W	7.5GHz	県設備共用
				ぼうさいとよたいなぶ	0.3W	7.5GHz	県より移管
				こうほうとよたたての	0.2W	18GHz	
三国山	F X	ぼうさいとよたみくに	西市野々町東山856-	ぼうさいとたしょうぼうほんぶ	0.8W	7.5GHz	

場 所	種別	識 別 信 号	所 在 地	通 信 の 相 手 方	定格 出力	周波数帯	備 考
中継所			1	ぼうさいとよたほうろく	0.8W	7.5GHz	県設備共用
				ぼうさいとよたあすけのうりん	0.16 W	7.5GHz	県設備共用
				ぼうさいとよためんのき	0.3W	7.5GHz	県設備共用
				ぼうさいとよたふじおか	0.1W	12GHz	県より移管
				ぼうさいとよたおばら	0.3W	7.5GHz	県より移管
				ぼうさいとよたあさひ	0.3W	7.5GHz	県より移管
				こうほうとよたこだまやま	1W	7.5GHz	
				こうほうとよたいけだやま	1W	7.5GHz	
炮烙山 中継所	F X	ぼうさいとよたほうろく	下平町宝嶺24-1	こ う ほ う と よ た	0.8W	7.5GHz	
				ぼうさいとよたみくに	0.8W	7.5GHz	県設備共用
				ぼうさいとよたしもやま	0.1W	12GHz	県より移管
				こうほうとよたささばら	1W	7.5GHz	
				こうほうとよたはぶ	1W	7.5GHz	
				こうほうとよたやはたやま	0.3W	7.5GHz	県設備共用
	F B	ぎょうせいとよたほうろく			5W	260MHz	
足助 中継所	F X	ぼうさいとよたあすけのうりん	足助町陣屋跡19-3	ぼうさいとよたみくに	0.16 W	7.5GHz	県設備共用
				ぼうさいとよたあすけ	0.1W	12GHz	県より移管
小原 反射板	F	－	小原町上平848-1	ぼうさいとよたおばら	－	－	県より移管
				ぼうさいとよたみくに			
下山 反射板	F	－	大沼町蒲生1-1	ぼうさいとよたしもやま	－	－	県より移管
				ぼうさいとよたほうろく			
旭反射板	F	－	小渡町榎洞1-2	ぼうさいとよたあさひ	－	－	県より移管
				ぼうさいとよたみくに			
稲武 反射板	F	－	桑原町上清泰地563	ぼうさいとよたいなぶ	－	－	県より移管
				ぼうさいとよためんのき			

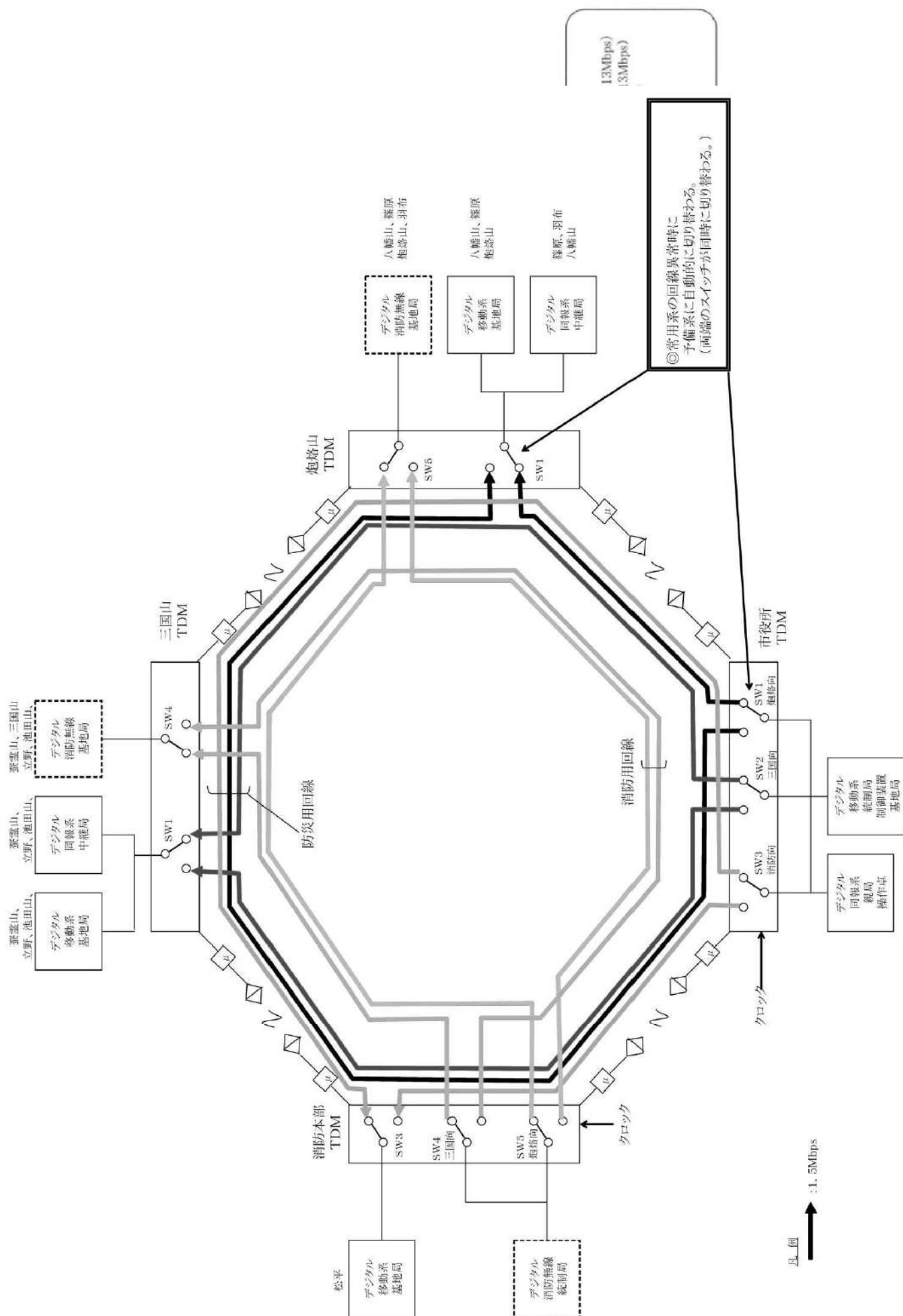
注：「F X」は固定局（同報系）、「F B」は基地局（移動系）、
「F」は無給電中継装置（反射板）

（防災対策課）

〈豊田市防災行政無線 システム系統図〉



〈豊田市防災行政無線 多重無線回路構成図〉



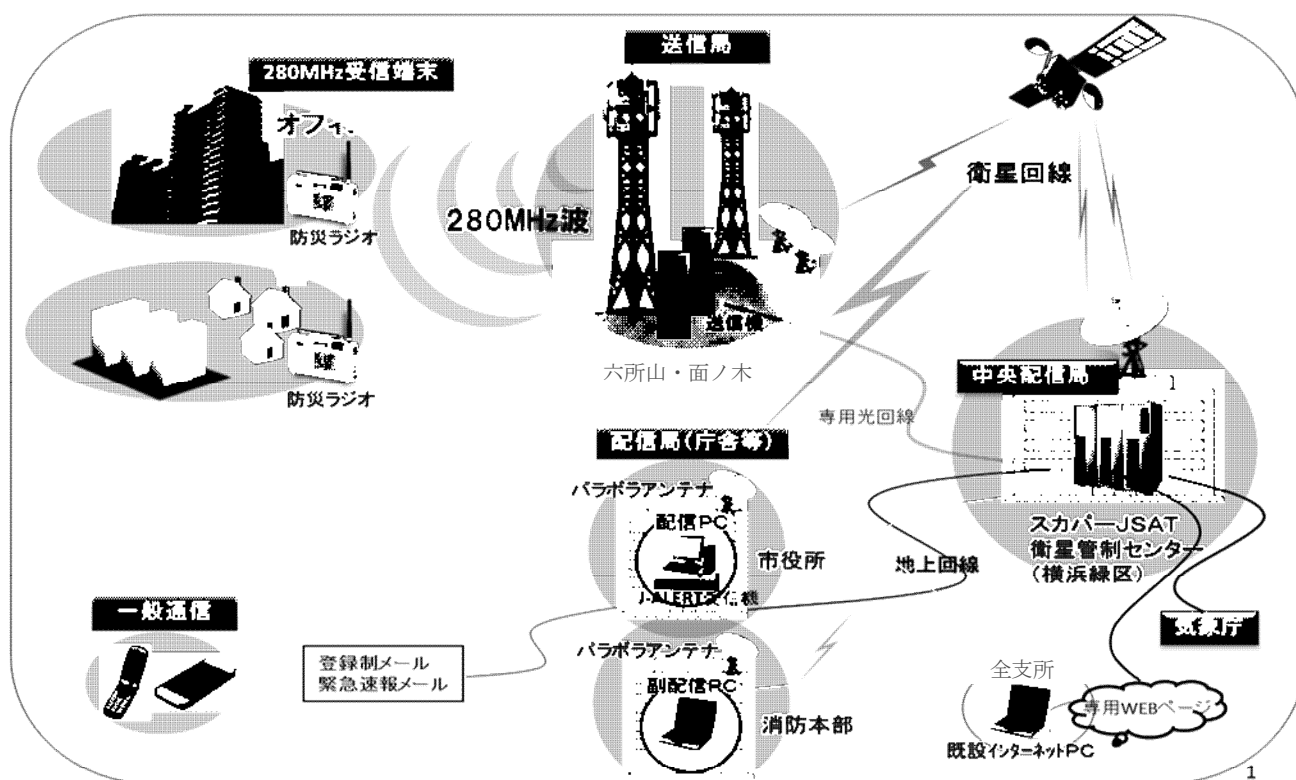
(5) 280MHzデジタル同報無線システム設備（配信局）

場所	所在地	回線種類
市役所（防災対策課）	西町3-60	地上・衛星（屋上パラボラアンテナ）
消防本部（指令課）	長興寺5-17-1	地上・衛星（屋上パラボラアンテナ）
豊田市博物館	小坂本町5-80	地上・衛星（屋上パラボラアンテナ）

(6) 280MHzデジタル同報無線システム設備（送信局）

場所	所在地	回線種類	備考
六所山送信局	花沢町	地上（光）・衛星	中部電力と共用
面ノ木送信局	稲武町	地上（光）・衛星	

〈280MHzデジタル同報無線システム構成図〉



(7) 豊田市消防・救急無線設備

(令和5年4月1日現在)

識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場 所
とよたしょうぼうさなげやまとんねる	基地局	5	猿投山トンネル 主通信機械室
とよたしょうぼう	基地局	10	豊田市消防本部
とよたしょうぼうこだまやま	基地局	5	豊田市消防本部 蚕霊山中継局
とよたしょうぼうたての	基地局	10	豊田市消防本部 立野中継局
とよたしょうぼうやはたやま	基地局	10	豊田市消防本部 八幡山中継局
とよたしょうぼうはぶ	基地局	10	豊田市消防本部 羽布中継局
とよたしょうぼうまつだいら	基地局	10	豊田市消防本部 松平中継局
とよたしょうぼうささばら	基地局	5	豊田市消防本部 篠原中継局
とよたしょうぼういけだやま	基地局	10	豊田市消防本部 池田山中継局
とよたきた301	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたふじおか 301	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたほみ 301	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
とよたちからいし 301	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
とよたなか 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたひがし 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたあいづま 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたまつだいら 301	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
とよたみなみ 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたにし 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたすえのはら 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたたかおか 301	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたあすけ 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあさひ 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたいなぶ 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたしもやま 301	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
とよた51	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた61	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた62	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた63	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた81	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよた82	陸上移動局	5	豊田市消防本部
とよたきた1	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた11	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた21	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた31	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた41	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた51	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた52	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた61	陸上移動局	5	豊田市北消防署

識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場 所
とよたきた71	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた81	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた91	陸上移動局	5	豊田市北消防署
きゅうきゅうとよたきた 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署
きゅうきゅうとよたきた 2	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたふじおか 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 11	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 51	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
きゅうきゅうとよたふじおか 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたほみ 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
とよたほみ 61	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
きゅうきゅうとよたほみ 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 保見出張所
とよたちからいし 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
とよたちからいし 61	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
きゅうきゅうとよたちからいし 1	陸上移動局	5	豊田市北消防署 力石出張所
とよたなか 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 2	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 11	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 21	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 31	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 41	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 51	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 52	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 61	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 71	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 81	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 91	陸上移動局	5	豊田市中消防署
きゅうきゅうとよたなか 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署
きゅうきゅうとよたなか 2	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたひがし 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 61	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 71	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
きゅうきゅうとよたひがし 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 東分署
とよたあいづま 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 61	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
きゅうきゅうとよたあいづま 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
きゅうきゅうとよたあいづま 2	陸上移動局	5	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたまつだいら 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
とよたまつだいら 61	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
きゅうきゅうとよたまつだいら 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署 松平出張所
とよたみなみ 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 2	陸上移動局	5	豊田市南消防署

識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場 所
とよたみなみ 11	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 21	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 31	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 41	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 51	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 52	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 71	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 81	陸上移動局	5	豊田市南消防署
きゅうきゅうとよたみなみ 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署
きゅうきゅうとよたみなみ 2	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたにし 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 11	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
きゅうきゅうとよたにし 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 西分署
とよたすえのはら 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 71	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
きゅうきゅうとよたすえのはら 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 末野原分署
とよたたかおか 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたたかおか 61	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
きゅうきゅうとよたたかおか1	陸上移動局	5	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたあすけ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 2	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 11	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 41	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 51	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 52	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 62	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 81	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 82	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
きゅうきゅうとよたあすけ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
きゅうきゅうとよたあすけ 2	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあさひ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 11	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
きゅうきゅうとよたあさひ1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたいなぶ 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 11	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
きゅうきゅうとよたいなぶ1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたしもやま 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所

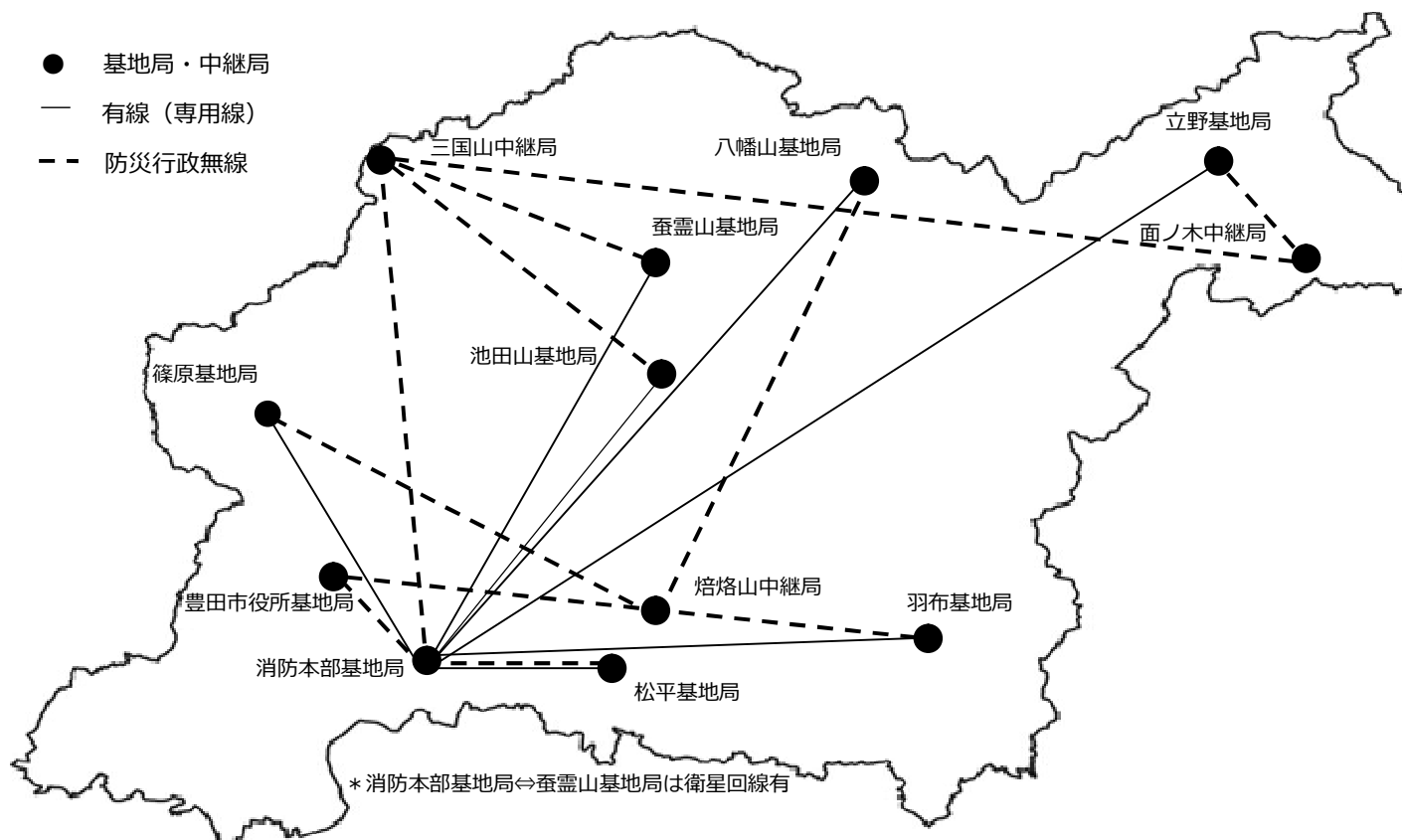
識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場 所
とよたしもやま 15	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 61	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
きゅうきゅうとよたしもやま 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署 下山出張所
とよた 101	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 102	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 103	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 104	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 151	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 161	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 162	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 163	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 181	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよた 182	陸上移動局	1	豊田市消防本部
とよたきたしき1	陸上移動局	5	豊田市北消防署
とよたきた 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 111	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 121	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 131	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 141	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 151	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 152	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 153	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 171	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 181	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 191	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたきた 202	陸上移動局	1	豊田市北消防署
とよたふじおか 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 111	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 151	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたふじおか 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署 藤岡小原分署
とよたほみ 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署 保見出張所
とよたほみ 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署 保見出張所
とよたほみ 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署 保見出張所
とよたちからいし 101	陸上移動局	1	豊田市北消防署 力石出張所
とよたちからいし 161	陸上移動局	1	豊田市北消防署 力石出張所
とよたちからいし 201	陸上移動局	1	豊田市北消防署 力石出張所
とよたなかしき 1	陸上移動局	5	豊田市中消防署
とよたなか 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 102	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 111	陸上移動局	1	豊田市中消防署

識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場 所
とよたなか 121	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 131	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 141	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 151	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 152	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 153	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 171	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 181	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 191	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたなか 202	陸上移動局	1	豊田市中消防署
とよたひがし 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 171	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたひがし 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署 東分署
とよたあいづま 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたあいづま 202	陸上移動局	1	豊田市中消防署 逢妻分署
とよたまつだいら 101	陸上移動局	1	豊田市中消防署 松平出張所
とよたまつだいら 161	陸上移動局	1	豊田市中消防署 松平出張所
とよたまつだいら 201	陸上移動局	1	豊田市中消防署 松平出張所
とよたみなみしき 1	陸上移動局	5	豊田市南消防署
とよたみなみ 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 102	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 111	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 121	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 131	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 141	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 151	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 152	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 153	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 171	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたみなみ 202	陸上移動局	1	豊田市南消防署
とよたにし 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 111	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたにし 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署 西分署
とよたすえのはら 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署

識 別 信 号	局 種 別 名	出力 (W)	場 所
とよたすえのはら 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 171	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたすえのはら 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署 末野原分署
とよたたかおか 101	陸上移動局	1	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたたかおか 161	陸上移動局	1	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたたかおか 201	陸上移動局	1	豊田市南消防署 高岡出張所
とよたあすけしき 1	陸上移動局	5	豊田市足助消防署
とよたあすけ 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 102	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 111	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 141	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 151	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 152	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 153	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 162	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 181	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 182	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあすけ 202	陸上移動局	1	豊田市足助消防署
とよたあさひ 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 111	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたあさひ 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 旭出張所
とよたいなぶ 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 111	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたいなぶ 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 稲武出張所
とよたしもやま 101	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 115	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 161	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所
とよたしもやま 201	陸上移動局	1	豊田市足助消防署 下山出張所

(指令課)

【消防救急デジタル無線ネットワーク】



【基地局実装チャネル】

基地局名 c h	消防本部 基地局	松平 基地局	蚕霊山 基地局	八幡山 基地局	羽布 基地局	篠原 基地局	池田山 基地局	立野 基地局
活動波 1 c h	○	-	△	○	○	-	-	-
活動波 2 c h	△	-	○	-	-	-	-	○
活動波 3 c h	△	○	△	-	-	○	○	-
活動波 4 c h	○	-	△	○	○	-	-	-
活動波 5 c h	△	-	○	-	-	-	-	○
活動波 6 c h	△	○	△	-	-	○	○	-
活動波 7 c h	○	○	○	○	○	○	○	○
主運用波	○	○	○	○	○	○	○	○
統制波 1～3 c h	○	-	-	-	○	-	○	○

○使用波 △予備波

(指令課)

(8) 豊田市水道事業用IP無線機設備

令和5年4月1日現在

管理者パスワード		11111											
No.	回線番号	トランシーバ番号	設置先	IPアドレス				指令局	機器名称	備考			
1	08026029806	1	(上下水)総務課	10	101	153	46	○	iVo_100				
2	08026029852	2	料金課	10	101	153	47	○	iVo_100				
3	08026029997	3	水道整備課	10	101	153	48	○	iVo_100				
4	08026042124	4	水道維持課	10	101	153	49	○	iVo_100				
5	08026042786	5	上水運用センター	10	101	153	50	○	iVo_100				
6	08026042794	6	上水運用センター	10	101	153	51	○	iVo_100				
7	08026048528	101	(上下水)総務課	10	101	153	52		iVo_300				
8	08026048529	102	(上下水)総務課	10	101	153	53		iVo_300				
9	08026048954	103	(上下水)総務課	10	101	153	54		iVo_300				
10	08026107374	201	料金課	10	101	153	64		iVo_300				
11	08026107383	202	料金課	10	101	153	65		iVo_300				
12	08026107478	203	料金課	10	101	153	66		iVo_300				
13	08026107501	204	料金課	10	101	153	67		iVo_300				
14	08026107783	205	料金課	10	101	153	68		iVo_300				
15	08026107897	301	水道整備課	10	101	153	69		iVo_300				
16	08026108064	302	水道整備課	10	101	153	70		iVo_300				
17	08026108692	303	水道整備課	10	101	153	71		iVo_300				
18	08026108762	304	水道整備課	10	101	153	72		iVo_300				
19	08026108764	305	水道整備課	10	101	153	73		iVo_300				
20	08026109491	306	水道整備課	10	101	153	74		iVo_300				
21	08026109746	401	水道維持課	10	101	153	76		iVo_300				
22	08026109989	402	水道維持課	10	101	153	77		iVo_300				
23	08026111004	403	水道維持課	10	101	153	78		iVo_300				
24	08026111657	404	水道維持課	10	101	153	79		iVo_300				
25	08026111704	405	水道維持課	10	101	153	80		iVo_300				
26	08026111993	406	水道維持課	10	101	153	81		iVo_300				
26	08026113028	407	水道維持課	10	101	153	82		iVo_300				
28	08026113192	408	水道維持課	10	101	153	83		iVo_300				
29	08026113454	409	水道維持課	10	101	153	84		iVo_300				
30	08026113581	410	水道維持課	10	101	153	85		iVo_300				
31	08026113945	411	水道維持課	10	101	153	86		iVo_300				
32	08026113947	412	水道維持課	10	101	153	87		iVo_300				
33	08026114160	413	水道維持課	10	101	153	88		iVo_300				
34	08026114343	414	水道維持課	10	101	153	89		iVo_300				
35	08026114507	415	水道維持課	10	101	153	90		iVo_300				
36	08026114927	416	水道維持課	10	101	153	91		iVo_300				
37	08026115162	417	水道維持課	10	101	153	92		iVo_300				
38	08026115228	418	水道維持課	10	101	153	93		iVo_300				
39	08026115843	419	水道維持課	10	101	153	94		iVo_300				
40	08026116209	420	水道維持課	10	101	153	95		iVo_300				
41	08026116575	421	水道維持課	10	101	153	96		iVo_300				
42	08026116633	422	水道維持課	10	101	153	97		iVo_300				
43	08026107322	423	水道維持課	10	101	153	63		iVo_300				
44	08026116703	501	上水運用センター	10	101	153	98		iVo_300				
45	08026116913	502	上水運用センター	10	101	153	99		iVo_300				
46	08026121135	503	上水運用センター	10	101	153	100		iVo_300				
47	08026121338	504	上水運用センター	10	101	153	101		iVo_300				
48	08026121504	505	上水運用センター	10	101	153	102		iVo_300				
49	08026121513	506	上水運用センター	10	101	153	103		iVo_300				
50	08026121699	507	上水運用センター	10	101	153	104		iVo_300				
51	08026121938	508	上水運用センター	10	101	153	105		iVo_300				
52	08026122150	509	上水運用センター	10	101	153	106		iVo_300				
53	08026122213	510	上水運用センター	10	101	153	107		iVo_300				
54	08026122287	511	上水運用センター	10	101	153	108		iVo_300				
55	08026122471	512	上水運用センター	10	101	153	109		iVo_300				
56	08026122794	513	上水運用センター	10	101	153	110		iVo_300				
57	08026122875	514	上水運用センター	10	101	153	111		iVo_300				
58	08026122901	515	上水運用センター	10	101	153	112		iVo_300				
59	08026102118	516	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	55		iVo_300				
60	08026102585	517	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	56		iVo_300				
61	08026102662	518	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	57		iVo_300				
62	08026102904	519	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	58		iVo_300				
63	08026102956	520	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	59		iVo_300				
64	08026105342	521	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	60		iVo_300				
65	08026105480	522	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	61		iVo_300				
66	08026105569	523	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	62		iVo_300				
67	08026109725	524	上水運用センター(協会足助)	10	101	153	75		iVo_300				
68	08026125459	601	上水運用センター	10	101	153	113		iVo_300				
69	08026125488	602	上水運用センター	10	101	153	114		iVo_300				
70	08026125682	603	上水運用センター	10	101	153	115		iVo_300				

IP無線機ID、無線番号等一覧表

No.	端末ID	無線番号	設置先	パスワード	機器名称	備考
1	549bksqav05	総務課 101	(上下水)総務課 副局長席	906	ハザードトークM1	
2	agt24rqfpq	総務課 102	(上下水)総務課 災害対策本部用	906	ハザードトークM1	
3	vu1c3rounvi	総務課 103	(上下水)総務課 予備機	906	ハザードトークM1	
4	y405oguu5i	総務課 104	(上下水)総務課 予備機	906	ハザードトークM1	
5	k1trmzm76qs	総務課 105	(上下水)総務課 予備機	906	ハザードトークM1	
6	wzkbewrvnui	総務課 106	(上下水)総務課 予備機	906	ハザードトークM1	
7	aeQq62hufmm	総務課 107	(上下水)総務課 予備機	906	ハザードトークM1	
8	5l5qlj2td5o	料金課 201	料金課 課代表	906	ハザードトークM1	
9	0wjphv3f0mj	料金課 202	料金課	906	ハザードトークM1	
10	ohapxhouu2	料金課 203	料金課	906	ハザードトークM1	
11	orfzguprdg	整備課 301	水道整備課 課代表	906	ハザードトークM1	
12	nrycwyzlqo	整備課 302	水道整備課	906	ハザードトークM1	
13	xbr3h547sr	整備課 303	水道整備課	906	ハザードトークM1	
14	pw1n9ah061	整備課 304	水道整備課	906	ハザードトークM1	
15	al5ff4c5sgv	整備課 305	水道整備課	906	ハザードトークM1	
16	1vygkyh8hzkj	整備課 306	水道整備課	906	ハザードトークM1	
17	kk4cmda68s	整備課 307	水道整備課	906	ハザードトークM1	
18	c2fx70jluoj	維持課 401	水道維持課 課代表	906	ハザードトークM1	
19	a5zi1qy3ag	維持課 402	水道維持課	906	ハザードトークM1	
20	Orbxnst4dj1	維持課 403	水道維持課	906	ハザードトークM1	
21	qi1sy83tj8	維持課 404	水道維持課	906	ハザードトークM1	
22	1gwdnxi8h28	維持課 405	水道維持課	906	ハザードトークM1	
23	53dyksaye4a	維持課 406	水道維持課	906	ハザードトークM1	
24	3m0e316hxp6	維持課 407	水道維持課	906	ハザードトークM1	
25	t32t8uir0k	維持課 408	水道維持課	906	ハザードトークM1	
26	h424pvv5fzg	維持課 409	水道維持課	906	ハザードトークM1	
26	7rkf5gk6bwr	維持課 410	水道維持課	906	ハザードトークM1	
28	7haax493ya5	維持課 411	水道維持課	906	ハザードトークM1	
29	wonzy7dxy8	維持課 412	水道維持課	906	ハザードトークM1	
30	r8p852c29vn	維持課 413	水道維持課	906	ハザードトークM1	
31	l48jgaw6qri	維持課 414	水道維持課	906	ハザードトークM1	
32	6jih5y8006	維持課 415	水道維持課	906	ハザードトークM1	
33	a39msqcn4nf	維持課 416	水道維持課	906	ハザードトークM1	
34	3pp5pyxihgf	維持課 417	水道維持課	906	ハザードトークM1	
35	y23myp809v	維持課 418	水道維持課	906	ハザードトークM1	
36	qsxwy8jlwug	維持課 419	水道維持課	906	ハザードトークM1	
37	ztuulsh3x0l	センター 501	上水運用センター 課代表	906	ハザードトークM1	
38	uixc6197mo	センター 502	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
39	fe76y4t0gg8	センター 503	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
40	5rp8iwt3uk	センター 504	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
41	bqq3bsjhbcd	センター 505	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
42	7a8tl6fn1dk	センター 506	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
43	12faegspdd4	センター 507	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
44	c8g9wfdnri9	センター 508	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
45	12ijkec4ogg	センター 509	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
46	ha7sqtcp1d	センター 510	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
47	wzrvisp916	センター 511	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
48	yzq9v4jhjie	センター 512	上水運用センター	906	ハザードトークM1	
49	4hhfxyitgag	センター 513	上水運用センター 協会足助	906	ハザードトークM1	
50	7ghgfa43717	センター 514	上水運用センター 協会足助	906	ハザードトークM1	

((上下水) 総務課)

(9) 衛星携帯電話一覧

(令和5年3月31日現在)

No.	配置場所	所在地	衛星携帯電話番号	備考
1	豊田市災害対策本部	西町3-60	090-3024-4891	
2			090-3024-4892	
3			090-3024-4893	
4	崇化館交流館	昭和町2-46	090-3024-5019	
5	梅坪台交流館	梅坪町1-15	090-3024-5024	
6	浄水交流館	大清水町大清水12-1	090-1985-4988	
7	朝日丘交流館	御幸町1-80	090-3024-5027	
8	逢妻交流館	田町3-20	090-3024-5029	
9	高橋交流館	高橋町3-100-1	090-3024-5031	
10	美里交流館	美里4-9-6	090-3024-5034	
11	益富交流館	志賀町稔台30	090-3024-5035	
12	豊南交流館	水源町1-11	090-3024-5036	
13	末野原交流館	豊栄町11-36-1	090-3024-5041	
14	上郷支所	上郷町5-1-1	090-3024-5043	
15	竜神交流館	竜神町新生115-2	090-3024-5045	
16	若林交流館	若林東町沖田124	090-3024-5048	
17	前林交流館	前林町行田43-1	090-3024-5049	
18	若園交流館	花園町脇ノ田8	090-3024-5052	
19	猿投台交流館	青木町2-56-26	090-3024-5054	
20	猿投支所	四郷町東畑70-1	090-3024-5057	
21	猿投北交流館	加納町西股67	090-3024-5063	
22	保見交流館	保見町四反田121-1	090-3024-5068	
23	石野交流館	力石町深田57-2	090-3024-5073	
24	松平支所	九久平町寺前16	090-3024-5075	
25	高橋支所	東山町2-1-1	090-3026-7860	
26	高岡支所	高岡町長根51	090-3026-7929	
27	藤岡支所	藤岡飯野町田中245	090-3026-7861	
28	小原支所	小原町上平441-1	090-3026-7863	
29	足助支所	足助町宮ノ後26-2	090-3026-7909	
30	下山支所	大沼町越田和37-1	090-3026-7911	
31	旭支所	小渡町船戸15-1	090-3026-7925	
32	稲武支所	稲武町竹ノ下1-1	090-3026-7927	

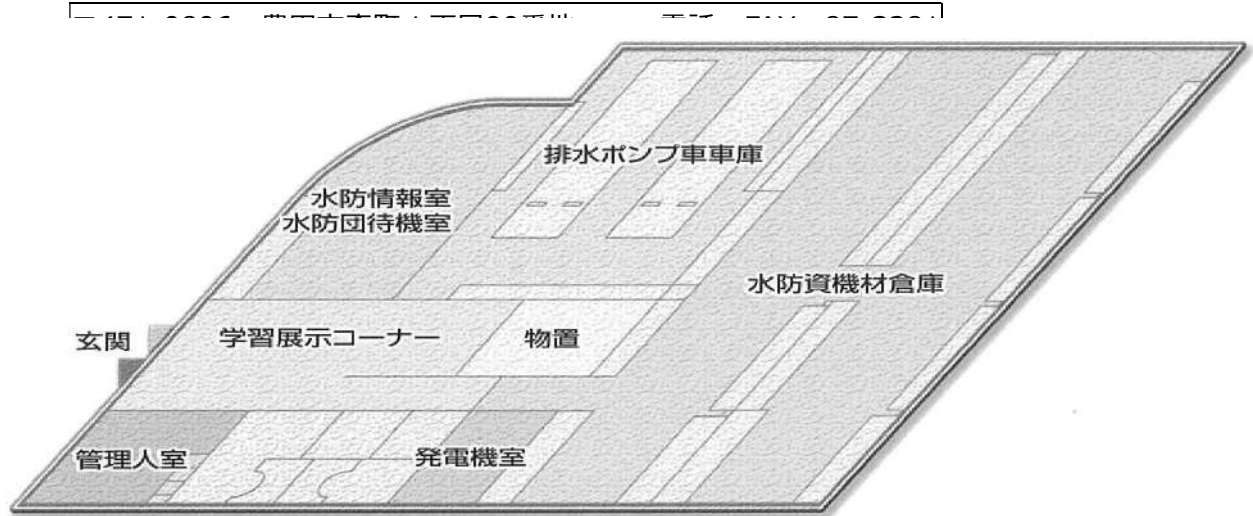
(防災対策課)

4 水防施設・設備等

(1) 矢作川豊田防災ステーション

(令和5年4月1日現在)

■ 矢作川豊田防災ステーション概要 (平成15年度運用開始)



矢作川豊田防災ステーションの役割

● 平常時の役割

- 公園、レクリエーションの場
- 河川等に関する情報発信の場
- 水防訓練実施の場

● 洪水などの緊急時の役割

- 水防情報の受発信基地
- 土砂、水防機材等備蓄した資材による緊急復旧の拠点
- 水防情報室、水防団待機室
- 排水ポンプ車の基地
- 防災ヘリなどの災害対応ヘリコプターの離着陸場

((消) 総務課)

(2) 水防倉庫一覧(令和5年4月1日現在)

No.	建物区分	構 造	面積(m ²)	所 在 地	所有
1	梅坪	鉄骨折版葺	68.08	豊田市京町4-14-8	市
2	日之出	鉄骨折版葺	217.91	豊田市日之出町1-13-1	市
3	高岡	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市高丘新町上平地135-1	市
4	千足	鉄骨スレート葺	33.60	豊田市千足町10	市
5	室町	鉄骨折版葺	61.02	豊田市室町6-57-6	市
6	逢妻	鉄骨カラ-鋼板葺	50.00	豊田市丸根町6-18-2	市
7	北	鉄骨造	63.00	豊田市四郷町森前南6-1	市
8	矢作川豊田防災 ステーション	鉄骨鋼板葺	255.10	豊田市森町1-90	市
9	南	鉄骨折板葺	120.00	豊田市和会町長田3-1	市
10	松平	鉄骨カラ-鋼板葺	60.00	豊田市九久平町百々8-7	市
11	末野原	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市鴛鴨町新林127	市
12	東	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市岩滝町高入36-1	市
13	藤岡小原	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市木瀬町桧本1525- 1	市
14	下山	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市大沼町大官屋敷92- 1	市
15	稲武	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市稲武町宮ノヒラ8-7	市
16	旭	木造	63.77	豊田市浅谷町下万場303-2	市
17	足助	鉄骨カラ-鋼板葺	92.40	豊田市桑田和町中貝戸6	市
18	小原	木造	63.76	豊田市小原町孫八456	市
19	西	鉄骨造	63.96	豊田市聖心町4-40-3	市
合 計			1575.48		
No.	建物区分	構 造	面積(m ²)	所 在 地	所有
1	梅坪	鉄骨折版葺	68.08	豊田市京町4-14-8	市
2	日之出	鉄骨折版葺	217.91	豊田市日之出町1-13-1	市
3	高岡	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市高丘新町上平地135-1	市
4	千足	鉄骨スレート葺	33.60	豊田市千足町10	市
5	室町	鉄骨折版葺	61.02	豊田市室町6-57-6	市
6	逢妻	鉄骨カラ-鋼板葺	50.00	豊田市丸根町6-18-2	市
7	北	鉄骨造	63.00	豊田市四郷町森前100	市
8	矢作川豊田防災 ステーション	鉄骨鋼板葺	255.10	豊田市森町1-90	市
9	南	鉄骨折板葺	120.00	豊田市和会町長田3-1	市
10	松平	鉄骨カラ-鋼板葺	60.00	豊田市九久平町百々8-7	市
11	末野原	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市鴛鴨町新林127	市
12	東	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市岩滝町高入36-1	市
13	藤岡小原	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市木瀬町桧本1525- 1	市
14	下山	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市大沼町大官屋敷92- 1	市
15	稲武	鉄骨カラ-鋼板葺	60.48	豊田市稲武町宮ノヒラ8-7	市
16	旭	木造	63.77	豊田市浅谷町下万場303-2	市
17	足助	鉄骨カラ-鋼板葺	92.40	豊田市桑田和町中貝戸6	市
18	小原	木造	63.76	豊田市小原町孫八456	市
合 計			1551.52		

((消) 総務課)

(3) 水防倉庫資機材備蓄基準

(令和5年4月1日現在)

品名(単位)	豊田矢作	日之出	梅坪	千足	室	逢妻	東	松平	南
1 t大型土のう (枚)	166	100	100	0	0	0	0	0	5
P P土のう (袋)	20,150	31,000	10,000	5,000	10,000	10,200	10,000	10,000	23,20
P Pロープ (巻)	38	30	19	18	20	10	20	20	1
トラロープ (巻)	14	10	10	5	10	10	10	10	2
ビニール縄 (巻)	11	5	10	5	10	10	10	10	2
ハウスバンド (巻)									
防水シート (枚)	445	200	200	100	210	200	200	290	39
道板 (枚)	100	50	50	50	35	30	20	30	5
木杭 1.5m (本)	400	400	470	200	300	150	200	133	19
木杭 3.0m (本)	125	203	110	185	200	78	115	100	10
丸太 4.0m (本)	150	109	100	100	100	100	113	100	10
鋼管杭 (本)	400	440	300	200	300	300	300	300	60
加工線 (箱)	25	20	10	5	10	10	10	10	2
たこつち (丁)	22	24	15	10	15	10	10	10	2
掛矢 (丁)	88	99	50	29	50	10	10	50	2
品名(単位)	豊田矢作	日之出	梅坪	千足	室	逢妻	東	松平	南
10Pハンマー (丁)	15	10	15	5	10	10	10	10	1
シャベル (丁)	402	304	200	100	200	100	100	168	20
つるはし (丁)	20	21	5	5	5	10	10	10	2
唐鍬 (丁)	24	20	0	0	0	0	0	0	
バチ鍬 (丁)	9	24	0	0	0	0	0	0	
のこぎり (丁)	31	54	39	39	40	40	40	40	4
のこゴム太郎 (丁)									
おの (丁)	14	25	5	5	5	5	5	5	
なた (丁)	40	30	30	30	30	20	30	30	3
鎌 (丁)	60	94	37	20	20	20	20	20	2
クリッパー (丁)	10	17	10	10	10	10	10	10	1
ペンチ (丁)	10	9	5	5	7	10	10	10	1
しの (丁)	30	45	30	20	30	30	30	30	3
バール (丁)	10	10	10	10	10	10	10	10	1
一輪車 (台)	19	21	10	10	10	10	20	10	1
手箕 (プラ+竹) (個)	100	70	50	50	50	50	50	50	4
照明灯 (基)	3	8	2	2	2	2	2	2	

脚立	(個)	3	1	1	1	1	1	1	1	
発電機	(台)	2	5	2	2	2	2	2	2	
延長コード	(個)	2	8	2	2	2	2	2	2	
照明用三脚(本)	(本)	3	9	2	2	2	2	2	2	
水中ポンプ	(台)	0	0	0	0	0	0	0	0	
チェーンソー	(台)	1	0	0	0	0	2	0	2	
チルホール 1 式	(式)	0	0	0	0	0	2	0	2	
支点用ワイヤー 3 種	(式)	0	0	0	0	0	1	0	0	
救助用ロープ 2 種	(式)	0	0	0	0	0	2	0	2	
カラビナ	(個)	0	0	0	0	0	0	0	0	
ダルマジャッキ 10 t	(基)	2	2	1	1	1	2	2	2	
救命ボート	(艇)	2	0	0	0	0	1	1	1	
救命胴衣	(個)	15	0	0	0	0	4	5	4	
軍手	(ダース)	78	95	120	36	45	45	50	45	4
空気入れ	(個)	5	5	0	1	2	1	0	0	

品名（単位）	末野原	高岡	北	藤岡	下山	旭	稲武	足助	小原	西
1 t 大型土のう（枚）	0	0	50	0	0	0	0	50	0	0
P P 土のう（袋）	10,000	12000	10,000	10,000	10,000	10,000	11,750	10,100	10,000	5000
P P ロープ（巻）	19	20	10	10	10	10	10	10	9	10
トラロープ（巻）	10	10	7	10	10	10	10	10	10	10
ビニール縄（巻）	7	10	9	10	10	0	10	10	10	10
ハウスバンド（巻）										
防水シート（枚）	200	200	220	190	200	200	200	200	190	40
道板（枚）	46	50	19	20	19	16	20	18	20	20
木杭 1.5m（本）	200	200	46	200	169	100	100	100	100	100
木杭 3.0m（本）	50	50	100	0	0	0	0	40	0	0
丸太 4.0m（本）	100	100	62	78	40	0	0	0	0	0
鋼管杭（本）	280	300	273	300	300	200	300	295	200	200
加工線（箱）	10	12	10	9	10	10	10	10	10	10
たこつち（丁）	15	15	15	5	5	4	0	6	0	0
掛矢（丁）	50	55	48	10	10	10	10	12	10	10
10P ハンマー（丁）	10	10	10	10	10	11	10	10	10	10
シャベル（丁）	204	162	172	100	100	100	100	110	120	100
つるはし（丁）	10	10	10	6	10	10	10	10	10	10
唐鍬（丁）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バチ鍬（丁）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
のこぎり（丁）	40	60	38	40	40	30	40	48	40	40
のこゴム太郎（丁）										
おの（丁）	5	6	5	5	5	5	10	5	5	5
なた（丁）	30	30	30	30	30	30	30	30	0	0
鎌（丁）	50	20	20	20	20	20	20	20	20	20
クリッパー（丁）	10	15	10	10	10	10	10	10	10	10
ペンチ（丁）	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
しの（丁）	29	35	30	30	30	30	30	28	20	20
パール（丁）	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
一輪車（台）	10	11	10	20	10	10	12	10	10	10
手箕 （プラ+竹）（個）	50	60	49	50	30	20	20	32	20	20
照明灯（基）	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2
脚立（個）	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2

発電機	(台)	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2

品名（単位）		末野原	高岡	北	藤岡	下山	旭	稲武	足助	小原	西
延長コード	(個)	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2
照明用三脚(本)	(本)	2	4	2	2	2	2	0	0	2	2
水中ポンプ	(台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チェーンソー	(台)	2	0	2	0	2	2	2	3	4	4
チルホール 1 式	(式)	2	0	2	0	0	2	0	2	2	2
支点用ワイヤー 3 種	(式)	2	0	1	0	0	2	0	6	2	2
救助用ロープ 2 種	(式)	1	0	2	0	0	1	0	2	1	1
カラビナ	(個)	0	0	0	0	0	10	0	10	10	10
ダルマジャッキ 10 t	(基)	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2
救命ボート	(艇)	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
救命胴衣	(個)	4	4	3	4	10	10	0	10	10	10
軍手	(ダ-ス)	78	64	90	50	47	50	50	50	0	0
空気入れ	(個)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1

（（消）総務課）

（４）重要な水閘門

（令和5年4月1日現在）

番号	河川名	名 称	所 在 地	構 造	管理者
1	矢作川	御立排水ひ門	豊田市御立町	鋼製ローラーゲート	国土交通省
2	矢作川	野見排水ひ管	豊田市野見町	鋼製スライドゲート	豊田市
3	矢作川	門田排水ひ管	豊田市野見町	鋼製スライドゲート	豊田市
4	矢作川	八尻川排水樋管	豊田市水源町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
5	矢作川	加茂川水門	豊田市御立町	鋼製スルースゲート	国土交通省
6	矢作川	渡刈排水樋管	豊田市渡刈町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
7	矢作川	神明排水樋管	豊田市今町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
8	矢作川	大谷川排水樋管	豊田市河合町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
9	矢作川	野見 2 号排水樋管	豊田市野見町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
10	矢作川	渡合川排水樋管	豊田市渡合町	鋼製フラップゲート	豊田市
11	矢作川	越戸排水樋管	豊田市越戸町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
12	矢作川	荒井排水樋門	豊田市荒井町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
13	矢作川	岩本川樋門	豊田市扶桑町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
14	矢作川	天王川樋門	豊田市扶桑町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市
15	逢妻女川	乳母子川樋門	豊田市駒場町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市
16	逢妻男川	駒場川樋門	豊田市駒場町	川表：鋼製マイターゲート 川裏：手動鋼製引上式ゲート	豊田市

番号	河川名	名 称	所 在 地	構 造	管理者
17	矢作川	室町水門	豊田市室町	鉄製自動開閉式	豊田市
18	巴川	羽布ダム	豊田市羽布町	コンクリート可動式	愛知県
19	枝下用水	1号放水門	豊田市平戸橋町 波岩	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
20	枝下用水	2号放水門	豊田市平戸橋町 石平	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
21	枝下用水	3号放水門	豊田市花本町宇 津木	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
22	枝下用水 (籠川)	3号河川門	豊田市花本町横 枕	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
23	枝下用水	4号放水門	豊田市井上町 12 丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
24	枝下用水	5号放水門	豊田市四郷町六 反田	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
25	枝下用水	5号制水門	豊田市四郷町松 本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市 豊田土地改良区
26	枝下用水 (籠川)	5号河川門	豊田市四郷町松 本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
27	枝下用水	6号放水門	豊田市四郷町松 本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
28	枝下用水	7号放水門	豊田市上原町殿 上	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
29	枝下用水 (籠川)	8号河川門	豊田市東梅坪町 4丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
30	枝下用水	8－1号放水門	豊田市梅坪町 1 丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
31	枝下用水	8－2号放水門	豊田市梅坪町 6 丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市
32	枝下用水	9号放水門	豊田市小坂本町 2丁目	電動式鋼製ローラーゲート 手動式鋼製転倒ゲート	豊田市
33	枝下用水 (矢作川)	9号河川門	豊田市八幡町 2 丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
34	枝下用水	10号放水門	豊田市御幸町 1 丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
35	枝下用水 (矢作川)	10号河川門	豊田市竜宮町	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市
36	矢作川	宗定ひ門	豊田市畝部東町	鋼製ローラーゲート	国土交通省
37	矢作川	上郷柳川瀬 排水機場	岡崎市北野町字 押廻 28-1	1,500mm×161KW×2台 8.2 m ³ /s 1,500mm×160KW×1台 4.1 m ³ /s	豊田市

番号	河川名	名 称	所 在 地	構 造	管理者
38	矢作川	上郷柳川瀬排水機場排水ひ門	岡崎市北野町字押廻	電動式鋼製スルースゲート2連	豊田市
39	矢作川	家下川ひ門	岡崎市北野町字押廻	鋼製スルースゲート	国土交通省
40	家下川	溢流堰	岡崎市北野町字押廻	溢流堰	豊田土地改良区
41	市木川	水間排水機場	豊田市水間町 1-31	1,000mm×130KW×1 台 2.5 m³/s	豊田市
42	市木川	川田排水機場	豊田市寺部町 1-1-3	800mm×100KW×1 台 1.5 m³/s	豊田市
43	矢作川	千石排水機場	豊田市千石町 5-30	1,000mm×180KW×1 台 2.5 m³/s	豊田市
44	矢作川	御立排水機場	豊田市御立町 9-45	1,000mm×150KW×1 台 2.5 m³/s	豊田市
45	籠川	荒井排水機場	豊田市荒井町寿田 34	1,000mm×95KW×1 台 2.3 m³/s	豊田市
46	逢妻女川	不毛排水機場	豊田市駒新町不毛 69	250mm×15KW×1 台 0.12 m³/s	豊田市
47	安永川	安永川樋門	豊田市今町 4 丁目	銅製ローラーゲート	愛知県
		計	47 所		

(農地整備課、河川課、下水道施設課)

(5) 排水機場一覧

(令和5年11月1日現在)

ポンプ場名	設置場所	ポ ン プ 機 種						動 力 機 種				運 転 方 法
		口径 (mm)	台数 (台)	揚水量 (m³/s)	全揚程 (m)	形式	製作 会社	形式	出力 (PS)	台数 (台)	製作会社	
梅坪 ポンプ場	東梅坪町 4-4	1,500	1	5.7	12.0	立軸 斜流	西島 製作所	ディーゼル	1,000 Kw	1	ヤンマー ディーゼル	自動
		1,500	2	5.7	12.0	立軸 斜流	日立 製作所	ディーゼル	1,000 Kw	2	ヤンマー ディーゼル	自動
		1,000	1	1.9	12.0	立軸 斜流	日立 製作所	電動	330K W	1	明電舎	自動
		300	2	0.2	13.0	水中 ポンプ	鶴見 製作所					自動
中部 ポンプ場	元宮町 3-60	1,500	5	5.0	9.4	立軸 斜流	荏原 製作所	ディーゼル	1.020 PS	5	ヤンマー ディーゼル	自動
		1,000	1	2.0	9.4	立軸 斜流	日立 製作所	立型開放 直列6気筒	300K W 330P S	1	ヤンマー ディーゼル	自動

ポンプ場名	設置場所	ポンプ機種						動力機種				運転方法
		口径 (mm)	台数 (台)	揚水量 (m³/s)	全揚程 (m)	形式	製作 会社	形式	出力 (PS)	台数 (台)	製作会社	
		1,650	1	5.6	8.8	立軸 斜流	荏原 製作所	ガス タービン	713K W	1	荏原 製作所	自動
		1,650	1	5.6	8.8	立軸 斜流	日立 製作所	ガス タービン	713K W	1	ダイハツ ディーゼル	自動
		1,650	1	5.6	8.8	立軸 斜流	石垣	ガス タービン	713K W	1	ダイハツ ディーゼル	自動
		1,000	2	2.1	11.8	立軸 斜流	荏原 製作所	ガス タービン	374K W	2	荏原 製作所	自動
		500	1	0.5	11.8	水中 ポンプ	新明和 工業					自動
越戸 ポンプ場	越戸町 安貝戸 212	900	2	1.6	5.9	水中 ポンプ	電業社					自動
上郷柳川瀬 排水機場	岡崎市 北野町 押廻28-1	1,500	2	8.2	2.8	横軸 斜流	荏原 製作所	ディーゼ ル	161K W	2	ヤンマー パワーテ クノロジ ー	手動
		1,500	1	4.1	2.2	横軸 斜流	荏原 製作所	電動	160K W	1	東芝三菱 電機産業 システム	手動
水間 排水機場	水間町 1-31	1,000	1	2.5	2.4	横軸 斜流	電業社	電動	130K W	1	明電舎	手動
千石 排水機場	千石町 5-30	1,000	1	2.5	3.9	横軸 斜流	三菱 重工	電動	180K W	1	明電舎	手動
荒井 排水機場	荒井町 寿田34-2	1,000	1	2.3	2.7	横軸 斜流	栗村 製作所	電動	95KW	1	明電舎	手動
御立 排水機場	御立町 11-45	1,000	1	2.5	3.9	横軸 斜流	日立 製作所	電動	150K W	1	日耕機電	手動
川田 排水機場	寺部町 1-1-3	800	1	1.5	3.9	横軸 斜流	日立 製作所	電動	100K W	1	日立 製作所	手動
不毛 排水機場	駒新町 不毛69	250	1	0.12	3.0	水中 ポンプ	新明和 工業	電動	15KW	1	吉田工機	手動
計 10箇所 31台												

(農地整備課、下水道施設課)

(6) 雨水施設対応業者一覧

(令和5年4月1日現在)

施設名	主要設備	対応業者	連絡先

中部ポンプ場 32-0780	(第2ポンプ場)		052-218-7691
	ゲート類	前澤工業(株)名古屋支店	052-218-7691
	除塵機	前澤工業(株)名古屋支店	052-243-3111
	搬出機	(株)日立製作所 中部支社	052-446-6611
	ポンプ類	(株)荏原製作所 中部支社	052-586-2111
	ポンプ用エンジン	松岡産業(株)	052-586-2111
	自家発電装置	松岡産業(株)	052-243-3111
	計装設備	(株)日立製作所 中部支社	052-961-5111
	建物関係	(株)大林組名古屋支店	052-564-5050
	(第3ポンプ場)		052-564-5050
	ゲート類	クボタ環境サービス(株)	052-369-2581
	除塵機	クボタ環境サービス(株)	052-564-5050
		(株)フソウ 名古屋支店	052-369-2581
	搬出機	クボタ環境サービス(株)	052-446-6611
		(株)フソウ 名古屋支店	052-243-3111
	ポンプ類	(株)荏原製作所 中部支社	052-218-2650
		(株)日立製作所 中部支社	052-446-6611
		(株)石垣	052-218-2650
	ポンプ用エンジン	(株)荏原製作所 中部支社	052-243-3111
	自家発電装置	ダイハツディーゼル(株)	052-243-3111
	計装設備	(株)日立製作所 中部支社	052-961-5111
	建物関係	(株)日立製作所 中部支社	
		(株)大林組 名古屋支店	

梅坪ポンプ場 33-1521	ゲート類 除塵機 搬出機 ポンプ ポンプ用エンジン 自家発電装置 計装設備 建物関係	前澤工業（株）名古屋支店 （株）日立製作所 中部支社 ドリコ（株）名古屋支店 ドリコ（株）名古屋支店 （株）日立製作所 中部支社 （株）西島製作所 松岡産業（株） 松岡産業（株） （株）日立製作所 中部支社 （株）太啓建設	052-218-7691 052-243-3111 052-684-5540 052-684-5540 052-243-3111 052-221-9521 052-586-2111 052-586-2111 052-243-3111 0565-31-1273
越戸ポンプ場 45-8351	ゲート類 ポンプ 自家発電装置 計装設備 建物関係	前澤工業（株）名古屋支店 （株）電業社機械製作所 松岡産業（株） 東芝インフラシステムズ（株） （株）太啓建設	052-218-7691 052-231-6211 052-586-2111 052-564-9190 0565-31-1273
雨水管渠	スクリーン清掃 管渠閉塞 陥没 TVカメラ調査	豊田下水道管理サービス合同会社 （株）パスコ	0565-89-5888 052-239-5145

（下水道施設課）

（７）下水道施設対応業者一覧

（令和５年４月１日現在）

施設名	主 要 設 備	対 応 業 者	連 絡 先
管路	本管閉塞	豊田環境事業協同組合 ホームメックス（株） トヨタ衛生保繕（株）	0565-32-7088 0565-33-2468 0565-32-4666
	TVカメラ調査	ホームメックス（株）	0565-33-2468

	取付管・ 公共樹閉塞修繕	豊田市管工事業協同組合 (株) サンセルフ (株) パスコ	0565-32-5300 0565-78-0740 052-239-5145
汚水処理場	水処理機械関係	(株) 日本フォト・サイエンス中部	052-801-6351
		(株) 前澤エンジニアリングサービス	052-563-4820
		荏原商事(株) 中部支社 大高事務所	052-623-3211
		(株) クボタ中部支社	052-564-5111
		(株) 西原テクノサービス中部支社	052-979-2570
		島津システムソリューションズ(株) 名古屋支店	052-565-7562
		J F Eエンジニアリング(株) 名古屋支店	052-561-8611
		(株) トーブ	052-502-8211
		(株) エステム	052-611-0611
		(株) クボタ中部支社	052-564-5111
	汚泥処理機械関係	(株) 日立製作所 中部支社	052-243-3111
		日耕機電(株)	0564-26-2241
		富士電機システムズ(株) 中部支社	052-746-1000
		シンフォニアテクノロジー(株)	052-581-9046
		豊田電気(株)	0565-27-9619
		東亜電機設備(株)	0565-88-1588
		アズビル(株) 豊田営業所	0565-24-4511
		メタウォーター(株)	052-856-1210
		徳倉建設(株)	052-971-9541
		太啓建設(株)	0565-31-1271
	電気設備関係	矢作建設工業(株)	0565-32-6980
		ホームメックス・エステム共同企業体	0565-33-9349
		(株) エステム豊田事業所	0565-33-9349
		ホームメックス(株)	0565-33-2468
		(株) エステム監視センター	052-619-1851
		オオブユニティ(株)	0562-47-0535
		トヨタ衛生保繕(株)	0565-32-4666
		浄化槽管理センター(株)	0565-87-1025
		東邦清掃(株)	0566-92-1605
		(有) 猿投衛生社	0565-45-0676
	施設非常通報監視 汚泥処理	(株) 豊環	0565-28-2020
		豊田環境事業協同組合	0565-32-7088
		(有) ヤハギエコノス	0565-76-6330
		(株) 東海環境衛生社	0536-62-1464
		(有) タナカ興業	0532-41-8989

(下水道施設課)

(8) 豊田市排水設備工事指定工事店一覧

(令和5年11月1日現在)

	店舗の名称	住 所	電 話		店舗の名称	住 所	電 話
挙 母 地 区	ダイダン(株)	曙町	28-1841	挙 母 地 区	三河商事(株)	元城町	88-2777
	松山建設工業(株)	朝日町	32-4004		安山建設(株)	元宮町	31-1999
	フクタ建設(株)	栄生町	32-0768		大矢建設(株)豊田支店	山之手	28-3947
	(株)海老澤建設	柿本町	24-1811		(有)武田工業	山之手	28-8658
	西山設備工業(株)	神田町	32-1173		テムズ中日(株)	山之手	28-7551
	(有)酒井住宅設備	京町	35-6163		(株)NIPPO	山之手	28-0957
	(有)中日設備	久保町	35-8544		(株)ムツミ建設	山之手	28-0068
	須藤建設工業(株)	鴻ノ巣町	28-0347		(株)隆和建設	長興寺	41-3375
	(株)桶武住宅設備	小坂町	32-3292		(株)小野組	梅坪町	33-4033
	愛豊管工(株)	寿町	27-0171		あいち管工(株)	宮上町	47-5550
	(有)中根工産	寿町	27-9020	高 橋 地 区	東豊(株)ー	池田町	80-2054
	無藤住設(株)	寿町	47-7617		宇井設備	泉町	78-5925
	桶源住興(株)	挙母町	32-2611		豊田水建(株)豊田営業所	市木町	41-3200
	(株)ホクニ	挙母町	31-0302		今井管工	市木町	88-2463
	中根管工(株)	栄町	31-0545		小磯設備(株)	岩滝町	78-0517
	(有)タクスイ・ラボ	三軒町	37-8258		(株)テクナス	千石町	80-0568
	(有)タカイ住設	下市場町	32-9296		(株)にしやま	高上	88-4555
	藤村産業(株)	昭和町	31-3331		(株)鈴喜組	高橋町	80-2734
	森設備	昭和町	33-2529		中部ホームテクノ(有)	百々町	88-6840
	沖土木建設(株)	陣中町	32-1519		(有)田中水道設備	平井町	80-5469
	桶兼住設(株)	陣中町	32-1420	上 郷 地 区	鈴木設備	美里	88-1766
	(株)豊南設備	丸山町	85-4247		(株)西島産業	美里	80-6879
	内藤水道工事店	竹生町	33-4275		美里設備	美里	80-0067
	豊水管工(有)	田代町	33-5587		(株)東工建設	室町	58-3781
	三登建設(株)	月見町	32-1530		阿部設備	畝部東町	21-2521
	豊田市管工事業協同組合	常盤町	32-5300		大山住設	畝部東町	21-2075
	住設テクノ(株)	栄町	33-2319		(有)三豊	畝部東町	21-3332
	大岡建設(株)	日南町	33-1510		オシカモ住設	鴛鴨町	27-3488
	太啓建設(株)	東梅坪町	31-1273		東洋工業(株)	鴛鴨町	28-1924
	ティー・イー・ココモ(株)	久岡町	34-3535		(株)リザルト	和会町	25-0558
	ころも住設	若宮町	36-4600		(有)八百正住宅機器	上郷町	21-0826
	(有)スギヤマ	平山町	27-0416		(株)岡野住工	幸町	63-5300
	(株)ツツケイラウンドサービス	丸山町	27-4488		(有)岡田工業	渡刈町	71-3501
	浜田建設(株)	宮町	31-1029		辻村工業(株)	配津町	25-4030
	(有)協栄建商	宮上町	35-0553		(株)丸正設備	福受町	28-2591
	碧洋管工(株)	宮上町	31-0541		(株)鈴木工設	豊栄町	28-5039
	日京工設(株)	美山町	28-0900		ユニット プラス(株)	豊栄町	28-3753
	(株)陣内工業所	御幸町	36-6611		(株)MENJYU	福受町	21-1891

	店舗の名称	住 所	電 話		店舗の名称	住 所	電 話
高岡地区	木村サービス	大島町	54-7776	猿投地区	(株)広州管工	力石町	49-0150
	森島設備管工(株)	大島町	53-2621		近藤建設工業(株)	西広瀬町	41-2008
	三機工業(株)	大林町	28-4411		エフ・ピボット(有)	平戸橋町	43-0550
	三機テクノサポート(株)	大林町	29-2586		(株)今井組	保見町	48-1539
	武田機工(株)	大林町	28-2470		豊清建設(株)	保見町	48-8556
	豊田管工(株)	大林町	28-5148		(有)利根設備	御船町	45-1100
	(有)豊田下水サービス	大林町	26-1418		(株)ユウキ設備	浄水町	78-5466
	(有)プランニングシステム	駒場町	57-1600		(株)メンテル	平戸橋町	45-9001
	(有)コジマ設備	高岡町	52-3962		(株)市川土木	岩倉町	58-0306
	三栄工業(株)	高岡町	32-7677		コメジ・ソシオ(株)	九久平町	58-1100
	(株)高岡管工建設	竹町	52-3536		(株)オオテックスプラント	中垣内町	58-3827
	(株)白武	堤町	52-3045		(株)二チノ	中垣内町	50-8822
	(有)サポート24	花園町	54-4344	足助地区	(有)鈴木工業	足助町	62-0248
	モレメンテ(有)	駒場町	57-2323		安藤建設(株)	近岡町	62-1168
	(有)人優	前林町	53-2807		(有)岡田水設	近岡町	62-1503
	丸正酒井設備(株)	前林町	52-4310		(株)小松	近岡町	62-0316
	(株)エスケーシー	吉原町	54-1746		マルコ(株)	大沼町	90-2005
	中日管工(株)	若林東町	52-3851		ミカワ住設	下山田代町	90-3865
	(有)森野興業豊田支店	若林東町	52-1025				
	(有)山田水道工事	若林東町	52-2903				
	(株)三重水道センター東海支店	西岡町	47-8007		伊藤設備	西中山町	76-7552
	(株)プロテック	中町	54-7260		小谷設備(株)	西中山町	76-4102
猿投地区	(株)タクヤ設備	青木町	45-9270	藤岡地区	高田設備	西中山町	98-2697
	(株)成瀬組	青木町	46-1180		ナガオカ住設	深見町	50-5090
	(有)宮越設備	荒井町	45-7246		フジイ設備(株)	藤岡飯野町	76-2551
	鈴木ポンプ工業所	井上町	45-0068		なし		
	(有)成田管工	井上町	44-0178				
	(株)猿投商事	伊保町	43-2020				
	梅村住設	大清水町	46-5102				
	(有)水野設備	大清水町	45-8860	小原地区	(有)松井設備工業	稲武町	82-2741
	豊和住設(有)	大畑町	48-8266		(株)安藤組	小田木町	82-2505
	(有)菊石設備	乙部町	45-7925		(有)山田設備	小田木町	82-3437
	(有)深見設備	貝津町	45-0353		ミカワムセン	桑原町	82-3131
	(株)スギテックス	貝津町	45-1822		青木建設(株)	御所貝津町	82-2561
	(有)梅新管工	亀首町	45-7771		稲武士建(株)	武節町	82-2208
	(有)ミヤビ管工設備	亀首町	46-0350		なし		
	(有)CAC	越戸町	44-2100				
	(株)水土	大清水町	79-2654	旭地区			
	イケテック	四郷町	44-0376				
	イマイ商事(株)	四郷町	45-0129				
	河木興業(株)	四郷町	45-0377				
	近藤商事土木(株)	四郷町	45-0661				

	藤本建設(株)	浄水町	45-1812				
	店舗の名称	住 所	電 話		店舗の名称	住 所	電 話
市 外	(有)加藤設備管工 愛西営業所	愛西市	0567-22- 5277	市 外	(株)一設備	瀬戸市	0561-84- 1521
	(株)タツダ	愛西市	0567-28- 3332		(有)平川工業所	瀬戸市	0561-48- 2578
	(株)伊波設備	阿久比町	0569-48- 4302		(株)都商会	瀬戸市	0561-82- 1230
	安成工業(株)	安城市	0566-75- 2611		(有)ライフ・オオナカ	瀬戸市	0561-84- 3859
	KSK PLUMBING (同)	安城市	0566-45- 5977		(株)大成設備工業	知立市	0566-82- 2556
	三水工業(株)	安城市	0566-76- 5371		タブチ住設機工(株)	知立市	0566-81- 0396
	(株)杉武住宅設備	安城市	0566-87- 7337		中一建設工業(株)	知立市	0566-82- 7111
	(有)鈴木水道	安城市	0566-97- 0735		野々山建設(株)	知立市	0566-81- 1895
	(有)田島工業所	安城市	0566-76- 4759		(株)豊光設備	知立市	0566-81- 1170
	(有)中根設備	安城市	0566-76- 3030		(株)菅原設備	津島市	0567-24- 1743
	(有)ヤマト住設	安城市	0566-79- 2016		善勝(有)	津島市	0567-22- 5200
	(有)アイセイ工業	一宮市	0586-64- 5782		(株)ニシ井設備	津島市	0567-31- 3346
	(有)ハッピー住設サー ビス	一宮市	0586-87- 5450		(株)山新設備	津島市	0567-31- 0427
	アオイ設備工業(株)	岡崎市	0564-52- 2228		(株)光荣設備	大府市	0562-48- 3344
	アサカ住宅設備	岡崎市	0564-23- 0931		(株)ウォーター工業	豊明市	0562-91- 3667
	(株)アルファテック	岡崎市	0564-52- 8189		青海建設(有)	豊明市	0562-57- 7878
	うめぞの設備(有)	岡崎市	0564-25- 0628		(株)岡本設備工業所	豊明市	0562-93- 1313
	大恵水道工業(株)	岡崎市	0564-31- 2048		カネコ工業(株)	豊明市	0562-92- 1236
	(株)小幡建設	岡崎市	0564-45- 2910		(有)カワハラ建設	豊明市	0562-93- 1947
喜栄工業(株)	岡崎市	0564-31- 3177	(有)ダイセン	豊明市	0562-97- 9297		
(株)ケイテック	岡崎市	0564-45- 1333	(株)浜島設備工業所	豊明市	0562-97- 1540		

外

市

外

創備工業(株)	岡崎市	0564-32-2101	(有)深谷設備	豊明市	0562-92-0579
(有)タカ住設	岡崎市	0564-66-6305	第一管工(株)	豊橋市	0532-45-7711
(株)タマサエンジニア	岡崎市	0564-57-8970	(株)トヨソウォーターシステム	豊橋市	0532-34-2737
永谷設備	岡崎市	0564-59-3950	(株)山田設備	豊橋市	0532-32-3930
(株)夏目住宅	岡崎市	0564-23-7066	(株)江原工業	長久手市	0561-62-3309
(有)日祥技研	岡崎市	0564-54-9755	(株)オーケテック	名古屋市	052-325-3307
(有)ハヤシ設備	岡崎市	0564-31-7850	大矢造園設備(有)	名古屋市	052-775-5738
フジ興業(株)	岡崎市	0564-25-0417	木下工業(株)	名古屋市	052-736-2348
平和商会(有)	岡崎市	0564-55-6461	協立設備工業(株)	名古屋市	052-751-2004
(株)本多設備	岡崎市	0564-48-2838	(株)クレヌマ	名古屋市	052-877-4525
やはぎ設備(株)	岡崎市	0564-31-0304	G R O W T H(株)	名古屋市	052-797-9188
渡辺設備(株)	岡崎市	0564-43-3010	ケイ・アール(株)	名古屋市	052-703-3610
(株)三河設備	岡崎市	0564-27-7080	児玉設備工業(株)	名古屋市	052-821-5318
(有)ステップ	尾張旭市	0561-55-4533	(株)三東	名古屋市	052-782-2322
(株)池田産業 春日井営業所	春日井市	0568-87-3888	積和建設中部(株)	名古屋市	052-772-2411
ブラミング設備 (同)	春日井市	0568-84-8084	(株)創建	名古屋市	052-798-5245
中央ブランテック(株)	刈谷市	0566-23-5731	大信設備(株)	名古屋市	052-623-6101
中部日化サービス(株)	刈谷市	0566-29-2211	D A I S U I (株)	名古屋市	052-681-6019
(株)ダイシン	刈谷市	0566-36-1756	寺沢工業	名古屋市	052-736-5306
(有)吉永管工	刈谷市	0566-62-7180	(有)富田設備	名古屋市	052-791-4676
(株)長谷基業	碧南市	0566-41-0727	ニッカホーム中部(株)	名古屋市	052-899-3580
(株)ヤママ住設	小牧市	0568-77-6985	(株)パイプマン名古屋	名古屋市	052-398-5225

	瀬戸カス水道(株)	瀬戸市	0561-84-8600		(株)フジコー	名古屋市	052-853-2717
	中部オーケーホーム(株)	瀬戸市	0561-82-6951		(株)エイト	名古屋市	052-462-9950
	(有)東陽設備工業	瀬戸市	0561-41-0927		南川設備	名古屋市	052-711-2816

	店舗の名称	住 所	電 話		店舗の名称	住 所	電 話
市 外	(株)レックスコーポレーション	名古屋市	052-841-1382	市 外	打越設備	みよし市	0561-32-0737
	ハヤシエンジニアリング(株)	名古屋市	052-627-1195		(有)多香久組	みよし市	0561-32-1687
	(株)アイラス	西尾市	0563-62-3379		(株)増岡水道設備	みよし市	0561-34-3143
	(株)キタックス	西尾市	0563-57-0033		三好建設工業(株)	みよし市	0561-34-3072
	(株)林設備	西尾市	0563-56-0094		(有)東名建設	みよし市	0561-36-3336
	(有)イワコー	日進市	0561-73-6079		(株)富士総合設備事務所	半田市	0569-27-7898
	(株)鈴木工務店	日進市	0561-72-0521		中川設備工業(株)	東浦町	0562-34-9232
	(株)ヒラ・ミツ設備	日進市	0561-72-5362		(株)伊波設備	阿久比町	0569-48-4302
	(株)市川組	日進市	0561-73-9200		FATS(株)	岡崎市	0564-73-6994
	旭化成ライフライン(株)	日進市	0561-76-1295				
	(株)長沼水道工業所 愛知営業所	小牧市	050-1358-3539				
	(株)愛三工業	みよし市	0561-34-4877				
	(株)ウォーターワークス	みよし市	0561-34-4850				

(料金課)

(9) 防災用倉庫一覧

(令和4年4月1日現在)

No	施 設 名	所 在 地
1	伊保浄化センター	伊保町下川原62
2	畝部浄化センター	畝部西町高正6-1

(下水道施設課)

(1 0) 汚水処理施設一覧

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

No	施 設 名	所 在 地	処 理 能 力
1	鞍ヶ池浄化センター	岩滝町滝坂386-1	930 m ³ /日
2	あすけ水の館	井ノ口町田面12	1,800 m ³ /日
3	幸穂台浄化センター	幸穂台1-8	320 m ³ /日
4	西川団地汚水処理施設	御作町西川965-28	70 m ³ /日
5	平畑地区汚水処理施設	平畑町下里156-3	30 m ³ /日
6	御船浄化センター	御船町口明塚76	524 m ³ /日
7	高岡中部浄化センター	前林町前越1-6	1,680 m ³ /日
8	稲武中部クリーンセンター	桑原町梶畑96-3	1,152.9 m ³ /日
9	稲武野入クリーンセンター	野入町下ノ入58	72.9 m ³ /日

(下水道施設課)

5 救助用施設・設備等

(1) 救助用資機材の保有状況

(令和5年4月1日現在)

区分	資機材名	数量	区分	資機材名	数量
一般救助用器具	かぎ付はしご	25	山岳用	バスケット型担架（舟型含）	7
	三連はしご	29	破壊用器具	万能斧	39
	金属製折りたたみはしご	0		ハンマー	28
	ワイヤーはしご	4		削岩機	4
	空気式救助マット	4		ハンマドリル	4
	救命索発射銃	4		携帯用コンクリート破壊器具	5
	救助用縛帯	31	測定用器具	可燃性ガス測定器	6
	平担架	5		有毒ガス測定器	5
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	52		酸素濃度測定器	5
	油圧スプレッター	3		複合型測定器（コスモス、BW）	28
	チルホール	9		放射線測定器	9
	マット型空気ジャッキ	6	呼吸保護用器具	空気呼吸器	157
	大型油圧スプレッター	5		酸素呼吸器	18
	マンホール救助器具	4		簡易呼吸器	17
	チェーンブロック	7		送排風機	5
切断用器具	油圧切断機	8	水難救助用器具	防塵マスク（他用途と兼用）	19
	エンジンカッター	4		潜水器具	26
	ガス溶断器	4		救命胴衣	151
	チェーンソー	16		水中投光器（水中ヘッドライト含む）	30
	鉄線カッター	36		水中時計	20
	空気鋸	5		救命浮環	29
	大型油圧切断器	6		浮標	12
	空気切断機	4		救命ボート	8
	ダイヤモンドチェーンソー	1		船外機	7
隊員保護用器具	耐電手袋	174	その他の救助用器具	投光器一式	52
	耐電衣	24		携帯拡声器	67
	耐電ズボン	24		携帯無線機	82
	耐電長靴	166		発動発電機	51
	防毒衣	27		応急処置用セット	38
	放射能防護服	9		緩降機	4
	防塵メガネ	48		ロープ登降機	0
	携帯警報器	5	検索用	簡易画像探索機	4

防毒マスク	23	機 器	
耐熱防火服	10		

※消防車両積載機材とする。（救助活動に関する基準 別表に基づくもの）（警防救急課）

（２）高度救助用資機材の保有状況

（令和５年４月１日現在）

資 機 材 名	数 量
画像探索機	1
二酸化炭素探査装置	1
地中音響探知機	1
熱画像直視装置	20
夜間用暗視装置	1
地震警報機	2

（警防救急課）

（３）救出用資機材・集団救急事故資機材の保有状況

（令和５年１１月１日現在）

機関名 資機材名		北消防署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中消防署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南消防署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所	計
救 出 資 機 材	投光器 （他用途と兼用）	10	4	1	1	21	5	4	3	15	3	4	6	10	2	4	4	106
	発動発電機 （他用途と兼用）	19	6	1	2	22	6	4	4	19	3	4	6	13	6	6	6	119
	救命胴衣 （他用途と兼用）	28	12	5	11	31	13	8	8	34	4	16	8	37	8	17	10	237
	エンジンカッター （他用途と兼用）	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	7
	チルホール （他用途と兼用）	5	2	1	1	6	1	2	3	2	0	2	0	5	2	2	2	36
	救命ボート （他用途と兼用）	4	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	2	1	1	2	24
	船外機 （他用途と兼用）	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	6
	チェンソー （他用途と兼用）	5	2	2	2	5	2	4	5	6	2	2	2	12	5	5	5	70
	山林防火用具 （他用途と兼用）	5	9	5	3	15	5	6	0	0	0	0	0	13	2	3	3	72
	ジェットシューター （他用途と兼用）	11	9	3	4	9	7	4	3	9	3	6	0	18	8	10	5	133

（４消防署 管理課）

機関名 資機材名		北消防署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中消防署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南消防署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所	計
集団救急事故用資機材	エアー式テント	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	2L酸素ボンベ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	空気ボンベ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	折りたたみ椅子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	折りたたみ机	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	担架	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
	バックボード	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	ホワイトボード	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	折りたたみベッド	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	パイプテント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	トリアージシート	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
	隊長かばん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	減圧式固定具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	陽圧式固定具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	電動吸引器	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	人工呼吸器（ボンベ付） 【マイクロベント】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	BVM（コンビバッグ）	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	折りたたみリヤカー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	保護メガネ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
	ポータブルカート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	汚物バケツ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	ガーゼ・三角巾	250	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250
	頸椎カラー	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	携帯酸素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	白衣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	ディスポシート	10	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	ソフトシーネ（特大）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	毛布	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53
	噴霧器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コードリール	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

機関名 資機材名		北消防署	藤岡小原分署	保見出張所	力石出張所	中消防署	東分署	松平出張所	逢妻分署	南消防署	西分署	末野原分署	高岡出張所	足助署	稲武出張所	旭出張所	下山出張所	計
	アルミ救急ケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4 消防署 管理課)

(4) 避難所等一覧

ア 災害対策本部及び現地対策本部設置場所

(令和5年4月1日現在)

名 称	所在地	代表電話	F A X 番号	無線 番号	衛星携帯 電話番号	災害用電話
豊田市役所 (災害対策本部)	西町3-60	0565-31- 3210	0565-34- 6048	140	090-3024- 4891	0565-37- 0461
				141	090-3024- 4892	0565-37- 0462
				142	090-3024- 4893	0565-37- 0463
				143	-	0565-37- 0464
				144	-	-
上郷コミュニティセンター (現地対策本部)	上郷町5-1-1	0565-21- 0001	0565-21- 5095	066	090-3024- 5043	0565-21- 0001
猿投コミュニティセンター (現地対策本部)	四郷町東畑70- 1	0565-45- 1211	0565-45- 4824	067	090-3024- 5057	0565-45- 1211
高岡コミュニティセンター (現地対策本部)	高岡町長根51	0565-53- 7779	0565-53- 3516	035	090-3026- 7929	0565-52- 3781
高橋コミュニティセンター (現地対策本部)	東山町2-1-1	0565-80- 0077	0565-80- 0068	034	090-3026- 7860	-
松平コミュニティセンター (現地対策本部)	九久平町寺前16	0565-58- 0001	0565-58- 0049	068	090-3024- 5075	0565-58- 0001
藤岡支所 (現地対策本部)	藤岡飯野町田中 245	0565-76- 2101	0565-76- 4852	036	090-3026- 7861	0565-76- 2647
						0565-76- 2713
						0565-76- 5999
小原支所 (現地対策本部)	小原町上平 441-1	0565-65- 2001	0565-65- 3695	037	090-3026- 7863	0565-65- 2155
						0565-65- 2156
						0565-65- 3999
足助支所 (現地対策本部)	足助町宮ノ後 26-2	0565-62- 0600	0565-62- 0606	038	090-3026- 7909	0565-62- 1199
						0565-62- 2711
						0565-62- 2714
下山支所 (現地対策本部)	大沼町越田和 37-1	0565-90- 2111	0565-90- 3344	039	090-3026- 7911	0565-90- 2040

名 称	所在地	代表電話	F A X 番号	無線 番号	衛星携帯 電話番号	災害用電話
						0565-90-2064
						0565-90-2237
旭支所 (現地対策本部)	小渡町船戸 15-1	0565-68-2211	0565-68-3476	040	090-3026-7925	0565-68-2214
稲武支所 (現地対策本部)	稲武町竹ノ下 1-1	0565-82-2511	0565-82-3272	041	090-3026-7927	0565-82-2229
						0565-82-2529
						0565-83-3517

(防災対策課)

イ 防災対策地区活動拠点

(令和5年4月1日)

名 称	所在地	代表電話	F A X 番号	無線 番号	衛星携帯 電話番号	災害用電話
豊田市 災害対策本部	西町3-60	0565-31-3210	0565-34-6048	140	090-3024-4891	0565-37-0461
				141	090-3024-4892	0565-37-0462
				142	090-3024-4893	0565-37-0463
				143	-	0565-37-0464
				144	-	-
崇化館交流館	昭和町2-46	0565-33-0750	0565-33-0760	046	090-3024-5019	0565-33-0891
梅坪台交流館	梅坪町1-15	0565-31-0402	0565-31-0412	048	090-3024-5024	0565-31-0432
浄水交流館	大清水町大清水12-1	0565-42-5920	0565-42-5930	165	090-1985-4988	0565-46-2515
朝日丘交流館	御幸町1-80	0565-34-1561	0565-34-1569	049	090-3024-5027	0565-34-1842
逢妻交流館	田町3-20	0565-34-3220	0565-34-3400	050	090-3024-5029	0565-34-3342
高橋交流館	高橋町3-100-1	0565-88-4887	0565-88-4891	051	090-3024-5031	0565-88-4885
美里交流館	美里4-9-6	0565-80-1697	0565-80-1701	052	090-3024-5034	0565-80-1699
益富交流館	志賀町稔台30	0565-80-3520	0565-80-3530	053	090-3024-5035	0565-80-3549

名 称	所在地	代表電話	F A X 番号	無線 番号	衛星携帯 電話番号	災害用電話
豊南交流館	水源町1-11	0565-27-2866	0565-27-2870	054	090-3024-5036	0565-27-2976
末野原交流館	豊栄町11-36-1	0565-26-6200	0565-26-6210	055	090-3024-5041	0565-26-9170
上郷コミセン (上郷交流館)	上郷町5-1-1	0565-21-0001	0565-21-5095	066	090-3024-5043	0565-21-0001
竜神交流館	竜神町新生115-2	0565-29-1819	0565-29-1823	056	090-3024-5045	0565-29-3142
若林交流館	若林東町沖田124	0565-52-3858	0565-52-4063	057	090-3024-5048	0565-52-9924
前林交流館	前林町行田29	0565-52-5474	0565-52-5596	058	090-3024-5049	0565-52-5772
若園交流館	花園町脇ノ田8	0565-53-0028	0565-53-0064	059	090-3024-5052	0565-53-0062
猿投台交流館	青木町2-56-26	0565-45-2838	0565-45-2943	060	090-3024-5054	0565-45-3649
猿投コミセン (井郷交流館)	四郷町東畑70-1	0565-45-1211	0565-45-4824	067	090-3024-5057	0565-45-1211
猿投北交流館	加納町西股67	0565-45-5480	0565-45-5612	061	090-3024-5063	0565-45-5844
保見交流館	保見町四反田121-1	0565-48-8006	0565-48-9345	069	090-3024-5068	0565-48-3365
石野出張所 (石野交流館)	力石町深田57-2	0565-41-2001	0565-42-1861	070	090-3024-5073	0565-41-2001
松平コミセン (松平交流館)	九久平町寺前16	0565-58-0001	0565-58-0049	068	090-3024-5075	0565-58-0001
藤岡支所	藤岡飯野町田中245	0565-76-2101	0565-76-4852	036	090-3026-7861	0565-76-2647
						0565-76-2713
						0565-76-5999
小原支所	小原町上平441-1	0565-65-2001	0565-65-3695	037	090-3026-7863	0565-65-2155
						0565-65-2156
						0565-65-3999
足助支所	足助町宮ノ後26-2	0565-62-0600	0565-62-0606	038	090-3026-7909	0565-62-1199
						0565-62-2711

名 称	所在地	代表電話	F A X 番号	無線 番号	衛星携帯 電話番号	災害用電話
						0565-62-2714
下山支所	大沼町越田和37-1	0565-90-2111	0565-90-3344	039	090-3026-7911	0565-90-2040
						0565-90-2064
						0565-90-2237
旭支所	小渡町船戸15-1	0565-68-2211	0565-68-3476	040	090-3026-7925	0565-68-2214
稲武支所	稲武町竹ノ下1-1	0565-82-2511	0565-82-3272	041	090-3026-7927	0565-82-2229
						0565-82-2529
						0565-83-3517

(防災対策課)

ウ 広域避難地

(令和5年4月1日現在)

番号	地区名	設置場所	郵便番号	所在地	避難地 (屋外避難)	面積 (㎡)	収容可 能人員
1	崇化館	毘森公園	471-0035	小坂町1-41	公園一帯	80,000	40,000
2	崇化館	西山公園	471-0062	西山町5-1	公園一帯	64,000	32,000
3	高橋	加茂川公園	471-0014	東山町3-1	公園一帯	25,000	12,500
4	美里	中央公園	471-0016	千石町	公園一帯	169,000	84,500
5	豊南	平山公園	471-0827	平山町4- 6- 1	公園一帯	30,000	15,000
6	竜神	土橋公園	471-0842	土橋町6-80-1	公園一帯	37,600	18,800
7	井郷	井上公園	470-0372	井上町11-8-6	公園一帯	52,000	26,000

(防災対策課)

工 緊急避難場所兼避難所

(令和5年3月31日)

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
崇化館	崇化館中学校	栄町2-6	31-0197	35-4187	280	体育館	980	490	グラウンド	18,470	9,230	○	○	○	○
	挙母小学校	平芝町1-1-1	31-0193	35-4590	200	体育館	875	430	グラウンド	13,326	6,660	○	× (浸水)	○	
	元城小学校	八幡町3-30	31-2280	35-4587	201	体育館	750	370	グラウンド	12,656	6,320	○	× (浸水)	○	
	朝日小学校	朝日町6-1	31-4880	35-4589	202	体育館	875	430	グラウンド	7,410	3,700	○	○	○	
梅坪台	梅坪台中学校	西山町1-21-1	31-2131	35-4182	281	体育館	980	490	グラウンド	15,268	7,630	○	○	○	○
	梅坪小学校	梅坪町1-5-1	31-4882	35-4591	203	体育館	875	430	グラウンド	12,008	6,000	○	▲ (浸水)	○	
浄水	浄水中学校	大清水町大清水12-1	42-8400	45-5616	310	体育館	993	490	グラウンド	14,038	7,000	○	○	○	○
	浄水小学校	浄水町南平113-2	45-0556	46-0695	204	体育館	612	300	グラウンド	9,956	4,970	○	○	○	
	浄水北小学校	浄水町原山8-1	63-5091	45-3305	090	体育館	875	430	グラウンド	13,002	6,500	○	○	○	
	豊田高等学校	伊保町三本松1	45-8622	46-1984	082	体育館	1,795	890	グラウンド	11,442	5,720	○	○	○	
朝日丘	朝日丘中学校	朝日ヶ丘5-34	32-0198	35-4198	282	体育館	980	490	グラウンド	19,740	9,870	○	○	○	○
	童子山小学校	御幸町1-60	32-0196	35-4572	205	体育館	875	430	グラウンド	10,798	5,390	○	▲ (浸水)	○	
	根川小学校	下林町7-30	32-0195	35-4578	206	体育館	612	300	グラウンド	5,997	2,990	○	× (浸水)	○	
	衣丘小学校	三軒町6-20-1	34-2030	35-4595	207	体育館	612	300	グラウンド	8,353	4,170	○	○	○	
	豊田西高等学校	小坂町14-65	31-0313	33-9417	833	体育館	1,296	640	グラウンド	19,438	9,710	○	○	○	
逢妻	逢妻中学校	新町1-46-5	33-7881	35-4159	283	体育館	980	490	グラウンド	20,869	10,430	○	○	○	○
	小清水小学校	田町2-81	32-0194	35-4584	208	体育館	980	490	グラウンド	16,445	8,220	○	○	○	
	美山小学校	美山町4-1	28-3458	26-6274	209	体育館	875	430	グラウンド	11,589	5,790	○	○	○	
	衣台高等学校	太平町平山5	33-1080	33-9419	181	体育館	1,270	630	グラウンド	26,698	13,340	○	○	○	
高橋	高橋中学校	高橋町4-70	80-0412	80-4932	284	体育館	952	470	グラウンド	19,998	9,990	○	○	○	○

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	寺部小学校	上野町1-173	80-0126	89-6419	210	体育館	900	450	グラント*	8,940	4,470	○	× (浸水)	○	
	平井小学校	百々町5-60	80-3011	89-6484	211	北校舎 1 階ヲ 利用等*	894	440	グラント*	11,881	5,940	○	▲ (土砂)	○	
	矢並小学校	矢並町大坪 901-7	88-3100	89-6485	212	体育館	472	230	グラント*	8,323	4,160	○	○	○	
	市木小学校	市木町8-1-2	80-0385	89-6483	213	体育館	612	300	グラント*	12,916	6,450	○	○	○	
	豊田北高等学校 (臨時)	千石町2-100-1	80-5111	80-9408	821	体育館	1,336	660	グラント*	16,112	8,050	○	× (浸水)	○	
美里	美里中学校	美里4-5-1	89-1731	89-6399	285	体育館	980	490	グラント*	17,404	8,700	○	○	○	○
	野見小学校	野見町12-1	80-0372	89-6491	214	体育館	612	300	グラント*	9,850	4,920	○	○	○	
	東山小学校	渋谷町3-8	80-7581	89-6495	215	体育館	875	430	グラント*	14,449	7,220	○	○	○	
	広川台小学校	渋谷町1-12-1	80-2801	89-6493	216	体育館	612	300	グラント*	9,621	4,810	○	○	○	
	豊田東高等学校 (臨時)	御立町11-1	80-1177	80-5066	829	体育館 (講堂)	1,258	620	グラント*	18,981	9,490	○	× (浸水)	○	
益富	益富中学校	志賀町浜居 場625	80-4161	80-4929	286	体育館	980	490	グラント*	12,162	6,080	○	○	○	○
	古瀬間小学校	志賀町西之 海道240	80-0593	89-6459	217	体育館	612	300	グラント*	10,959	5,470	○	○	○	
	五ヶ丘小学校	五ヶ丘4-2	80-5533	89-6492	218	体育館	875	430	グラント*	8,722	4,360	○	○	○	
	五ヶ丘東小学校	五ヶ丘8-1	80-9211	80-9220	219	体育館	875	430	グラント*	8,658	4,320	○	○	○	
豊南	豊南中学校	水源町1-17	28-0947	26-6176	287	体育館	980	490	グラント*	28,810	14,400	○	○	○	○
	前山小学校	前山町1-24	28-0192	26-6275	220	体育館	875	430	グラント*	16,292	8,140	○	○	○	
	山之手小学校	山之手6-6	28-0722	26-6273	221	体育館	875	430	グラント*	7,002	3,500	○	○	○	
	平和小学校	平和町6-70	29-3833	26-6276	222	体育館	612	300	グラント*	9,991	4,990	○	○	○	
末野原	末野原中学校	豊栄町11-1-1	27-9800	26-6270	288	体育館	980	490	グラント*	11,146	5,570	○	○	○	○
	寿恵野小学校	鴛鴦町東屋敷50	28-5027	26-6146	223	体育館	612	300	グラント*	10,409	5,200	○	○	○	
	大林小学校	大林町14-11-5	28-2501	26-6271	224	体育館	875	430	グラント*	10,323	5,160	○	○	○	

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	豊野高等学校	渡刈町3-3-1	28-8800	28-4339	311	体育館	1,074	530	グラウンド	21,945	10,970	○	○	○	
上郷	上郷中学校	上郷町4-5-1	21-0035	21-3719	289	体育館	980	490	グラウンド	16,915	8,450	○	▲ (浸水)	○	○
	高嶺小学校	広美町高根2-1	21-0026	21-5127	225	体育館	612	300	グラウンド	14,075	7,030	○	○	○	
	畝部小学校	畝部西町新田屋敷24	21-0029	21-5063	226	体育館	612	300	グラウンド	11,637	5,810	○	× (浸水)	○	
	上郷コミュニティセンター	上郷町5-1-1	21-0001	21-5095	066	ホール	730	580	公園	20,100	10,200	○	▲ (浸水)	○	
竜神	竜神中学校	竜神町竜神16	28-6600	26-6186	290	体育館	1,735	860	グラウンド	18,272	9,130	○	○	○	○
	竹村小学校	住吉町大興4	52-3420	52-1664	227	体育館	612	300	グラウンド	10,612	5,300	○	○	○	
	土橋小学校	土橋町6-117	29-5285	26-6278	228	体育館	612	300	グラウンド	8,698	4,340	○	○	○	
	豊田工科高等学校	竹元町南細畔3	52-4311	53-7716	184	体育館	1,354	670	グラウンド	26,983	13,490	○	○	○	
若林	高岡中学校	若林西町広崎82	52-1830	52-7244	291	体育館	980	490	グラウンド	21,128	10,560	○	○	○	○
	若林東小学校	若林東町広間64	52-7211	52-9663	229	体育館	612	300	グラウンド	10,839	5,410	○	○	○	
	若林西小学校	若林西町西ノ堂7	52-2821	52-9661	230	体育館	612	300	グラウンド	9,881	4,940	○	○	○	
	豊田南高等学校	若林東町中外根1-1	53-1011	53-7714	834	体育館	1,374	680	グラウンド	22,614	11,300	○	○	○	
前林	前林中学校	前林町行田60	52-1353	52-6967	292	体育館	980	490	グラウンド	18,914	9,450	○	○	○	○
	堤小学校	堤本町流28	52-3718	52-1634	231	体育館	980	490	グラウンド	14,068	7,030	○	▲ (浸水)	○	
	駒場小学校	駒場町新生58	57-2507	57-1327	232	体育館	875	430	グラウンド	8,460	4,230	○	× (浸水)	○	
	堤ヶ丘こども園	堤町道仙65	52-0166	52-0191	320	ホール	143	70	園庭	1,260	630	○	○	○	
	堤こども園	本田町本田1	52-3053	52-3095	321	ホール	144	70	園庭	1,950	970	○	○	○	
若園	若園中学校	花園町脇ノ田13-3	52-2233	52-6189	293	体育館	980	490	グラウンド	16,044	8,020	○	○	○	○
	若園小学校	中根町永池200	52-3717	52-1667	233	体育館	980	490	グラウンド	11,072	5,530	○	○	○	
台 猿投	猿投台中学校	青木町3-80	45-0039	46-0396	294	体育館	980	490	グラウンド	20,878	10,430	○	○	○	○

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	青木小学校	青木町4-5	45-0025	46-0689	234	体育館	980	490	グラウンド*	11,217	5,600	○	○	○	
	西広瀬小学校	西広瀬町清水34	41-2555	42-1408	235	校舎2階音楽室等*	390	190	グラウンド*	5,010	2,500	× (土砂、浸水)		○	
	緑のリサイクルセンター	枝下町下笹沢197	43-2080	43-2081		研修室	97	48	—	—	—	×	○	×	
	越戸こども園	越戸町松葉52-2	45-1073	45-4080	322	ホール	194	90	園庭	1,792	890	○	× (浸水)	○	
井郷	井郷中学校	井上町1-10-1	45-8222	46-0399	295	体育館	980	490	グラウンド*	16,139	8,060	○	○	○	○
	四郷小学校	四郷町山畑76-8	45-2283	46-0693	236	体育館	600	300	グラウンド*	9,456	4,720	○	○	○	
	井上小学校	井上町2-34	45-2411	46-0691	237	体育館	612	300	グラウンド*	10,893	5,440	○	○	○	
	猿投農林高等学校	井上町12-179	45-0621	46-1985	312	体育館	773	380	グラウンド*	20,473	10,230	○	○	○	
猿投北	猿投中学校	加納町東股15	45-0264	46-0408	296	体育館	980	490	グラウンド*	11,300	5,650	○	○	○	○
	加納小学校	加納町東股55	45-0024	46-0692	238	体育館	612	300	グラウンド*	10,221	5,110	○	○	○	
	広沢こども園	舞木町焼山1102-23	44-0288	44-0988	317	遊戯室	350	175	園庭	714	357	○	○	○	
保見	保見中学校	保見町北山18	48-8026	48-0502	297	体育館	980	490	グラウンド*	13,721	6,860	○	○	○	○
	大畑小学校	大畑町神戸79-2	48-8003	48-0783	239	体育館	612	300	グラウンド*	11,166	5,580	○	○	○	
	伊保小学校	保見町権堂坊1	48-8200	48-0790	240	体育館	875	430	グラウンド*	8,538	4,260	○	○	○	
	東保見小学校	保見ヶ丘4-5	48-1075	48-0892	241	体育館	600	300	グラウンド*	11,657	5,820	○	○	○	
	西保見小学校	保見ヶ丘2-185	48-2822	48-0896	242	体育館	875	430	グラウンド*	12,429	6,210	○	○	○	
	トヨタスポーツセンター	保見町井ノ向57-230	43-3260	43-3279	191	第2体育館	5,678	2,800	多目的グラウンド	10,013	5,000	○	○	○	
石野	石野中学校	力石町井ノ上600-1	41-2016	41-2841	298	体育館	980	490	グラウンド*	9,800	4,900	○	○	○	○
	東広瀬小学校	東広瀬町大根坂8	41-2012	42-1438	243	体育館	612	300	グラウンド*	13,202	6,600	○	○	○	
	中金小学校	中金町塚ノ本124	41-2210	42-1437	244	体育館	436	210	グラウンド*	2,892	1,440	× (土砂災害)		○	
	上鷹見こども園	上高町古白344-2	41-2219	42-1317	064	遊戯室等*	465	230	園庭	548	270	○	× (浸水)	○	

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	ルネサンス豊田高等学校	藤沢町丸竹182	49-0051	42-2121	246	体育館	641	320	グラウンド*	1,599	790	× (土砂災害)		○	
松平	松平こども園	九久平町築場52	58-0070	58-3083	065	遊戯室等*	556	270	園庭	1,476	730	○	○	○	
	幸海小学校	幸海町下御堂下切14-1	58-0127	58-2475	247	体育館	431	210	グラウンド*	2,330	1,160	○	○	○	
	岩倉小学校	岩倉町五ツ畑23	58-0119	58-1446	248	体育館	472	230	グラウンド*	9,040	4,520	○	○	○	
	九久平小学校	九久平町寺前3-2	58-0027	58-2460	249	体育館	472	230	グラウンド*	5,340	2,670	○	○	○	○
	滝脇小学校	滝脇町切石洞18-1	58-0252	58-1754	250	体育館	472	230	グラウンド*	4,246	2,120	○	○	○	
	豊松小学校	坂上町郷敷1-1	58-0129	58-2205	251	体育館	472	230	グラウンド*	7,252	3,620	○	○	○	
	松平高等学校	鵜ヶ瀬町桐山1	58-1144	58-3061	313	体育館	1074	530	グラウンド*	28,114	14,050	○	○	○	
藤岡	石畳小学校	石畳町辻124-5	76-2511	76-4243	252	体育館	638	310	グラウンド*	8,251	4,120	○	○	○	
	藤岡中学校	木瀬町稽古屋1163-3	76-2521	76-4240	300	体育館	1,008	500	グラウンド*	24,061	12,030	○	○	○	○
	藤岡体育センター	藤岡飯野町仲ノ下501	76-6060	76-6060	074	体育館	924	460	広場	3,600	1,800	○	○	○	
	御作小学校	御作町田中1086-4	76-2512	76-4245	253	南校舎2階図書室等*	339	160	グラウンド*	8,193	4,090	○	○	○	
	加茂丘高等学校	藤岡飯野町太田代1137-30	76-2241	76-2491	836	体育館	1,330	660	グラウンド*	24,000	12,000	○	○	○	
藤岡南	中山小学校	西中山町蔵屋敷61	76-2509	76-4246	254	体育館	448	220	グラウンド*	12,700	6,350	○	○	○	○
小原	本城小学校	市場町市場前372-2	65-2022	65-3693	258	南校舎2階理科室: *	540	270	グラウンド*	4,050	2,020	○	▲ (土砂)	○	
	小原福祉センター	沢田町梅ノ木574	65-3350	65-3705	042	研修室・集会室	195	90	駐車場	500	250	○	○	○	
	小原北部生活改善センター	雑敷町東門84-1	65-2026	-	075	集会室	150	70	駐車場	600	300	○	× (浸水)	○	
	小原町勤労者研修センター	小原町上平941-15	-	-	323	研修室	164	80	駐車場	326	160	○	○	○	
	小原交流館	永太郎町落681-1	65-3711	65-1189	063	ふれあいホール	407	200	駐車場	1,000	500	○	○	○	○
足助	足助中学校	足助町梶平58	62-0227	62-1300	302	南校舎4階礼法室等*	1,098	500	グラウンド*	8,365	4,180	○	▲ (土砂)	○	○

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害		
	足助小学校	足助町今岡 33-2	62-0059	62- 1799	261	南校舎2階会 議室等*	680	300	グラント*	6,349	3,170	○	▲ (土砂)	○	
	冷田小学校	四ツ松町笹 ヶ田40-1	63-2300	63- 2759	262	体育館	448	220	グラント*	5,113	2,550	○	○	○	
	霧山多目的集 会所	霧山町替田 5-4	-	-	076	集会室	76	30	-	-	-	× (耐震)	○	○	
	萩野小学校	桑田和町宮 ノ前5	62-0214	62- 2448	260	ランルーム等*	501	250	グラント*	2,774	1,380	○	▲ (土砂, 浸水)	○	
	新盛小学校	新盛町深沼 11-1	67-2020	67- 2059	264	体育館	228	110	グラント*	3,826	1,910	○	▲ (浸水)	○	
	大蔵小学校	大蔵町本城 9-2	64-2002	64- 2708	265	和室等*	277	130	グラント*	2,463	1,230	○	▲ (土砂, 浸水)	○	
	足助高等学校 (臨時)	岩神町河原 5	62-1661	62- 1687	832	体育館	1,08 0	540	グラント*	14,96 2	7,480	○	× (土砂)	○	
下山	花山小学校	下山田代町 万徳前16- 4	90-2102	90- 3047	269	体育館	584	290	グラント*	4,364	2,180	○	○	○	
	下山中学校	大沼町青木 1	90-2140	90- 3059	303	体育館	1,199	590	グラント*	35,14 4	17,57 0	○	○	○	○
	下山基幹集落 センター	大沼町鳥下 34-1	90-2111	90- 3344	077	ホール	855	420	駐車場	5,600	2,800	○	○	○	
	下山保健福祉 センター	神殿町中切 7-2	90-4488	90- 2419	043	東側ホール	273	130	駐車場	5,730	2,860	○	▲ (土砂)	○	
	巴ヶ丘小学校	大桑町別当 56	91-1717	91- 1718	270	体育館	695	340	グラント*	1,405	700	○	○	○	
旭	旭支所	小渡町船戸 15-1	68-2211	68- 3476	040	2階第1.2会 議室	167	80	駐車場	800	400	○	▲ (土砂, 浸水)	○	○
	笹戸会館	笹戸町平畑 1	68-3971	-	078	ホール	321	160	駐車場	800	400	○	▲ (土砂)	○	
	敷島会館	杉本町奥西 山49	68-3100	-	079	ホール	461	230	駐車場	1,000	500	○	○	○	
	築羽会館	槇本町落合 11	68-2800	-	080	ホール	350	170	駐車場	1,000	500	○	○	○	
	浅野会館	浅谷町下万 場303-2	68-2993	-	081	ホール	344	170	駐車場	1,000	500	× (土砂災害)		○	
稲武	稲武交流館	稲武町竹ノ 下1-1	83-1007	82- 2229	044	研修室	150	70	駐車場	9,975	4,980	○	○	○	
	野入集会所	野入町榎木 平11-8	82-2476	-	045	集会室	103	50	グラント*	960	480	○	○	○	
	押山地区振興	押山町スス	82-3358	-	047	研修室	109	50	グラント*	2,267	1,130	○	×	○	

地区	設置場所	所在地	電話	F A X	無線	屋内避難			屋外避難			緊急避難場所		避難所	拠点 避難所
						施設	面積	人員	施設	面積	人員	地震	風水害 (浸水)		
	施設	ペ99-1													
	稲武中学校	桑原町鐘鋳 場270	82-2084	82- 2758	305	多目的ホール 等*	872	430	グラウンド	8,038	4,000	○	▲ (浸水)	○	○
	稲武小田木老人憩の家	小田木町清水畑20-1	82-3267	-	083	集会室	155	70	グラウンド	3,908	1,950	× (土砂災害)		○	

※風水害の種類：浸水（洪水、内水氾濫）、土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）

※○は使用可、×は使用不可

屋内避難*印の「等」の詳細

地区	設置場所	等の詳細
高橋	平井小学校	・南校舎 2 階多目的ホール ・北校舎 1 階及び 2 階普通教室 8 室
猿投台	西広瀬小学校	・校舎 2 階図書室 ・校舎 2 階教室 3 室
石野	上鷹見こども園	保育室 2 室※上鷹見小学校の体育館が使用可能な場合は一部を使用する。
松平	松平こども園	1、2 階保育室 7 室
藤岡	御作小学校	・北校舎 2 階コンピューター室、音楽室
小原	本城小学校	・北校舎 2 階図書室、教室 4 室 * 避難所として使用
足助	足助中学校	・南校舎 4 階会議室、図書室 ・南校舎 1 階～ 3 階特別教室 6 室
	足助小学校	・南校舎 2 階図書室他 2 室 ・北校舎 1 階及び 2 階教室 6 室
	萩野小学校	2 階教室 6 室
	大蔵小学校	・校舎 2 階図書室、音楽室 ・校舎 2 階教室 2 室
稲武	稲武中学校多目的 ホール	・校舎 2 階教室 6 室 ・校舎 3 階図書室、会議室

(防災対策課)

緊急避難場所（風水害）における「▲」の詳細

（浸水が想定されるが、浸水が及ばない避難先（施設の一部等）風水害時の緊急避難場所として使用する施設）

地区	施設名	緊急避難場所（避難先）
梅坪台	梅坪小学校	校舎（3 階以上）
朝日丘	童子山小学校	校舎（3 階以上）
高橋	平井小学校	北校舎（1・2 階）、南校舎（2 階）
上郷	上郷中学校	校舎（3 階以上）
	上郷コミュニティセンター	庁舎（2 階以上）
前林	堤小学校	校舎（2 階以上）
藤岡	御作小学校	南校舎（2 階）、北校舎（2 階）
小原	本城小学校	南校舎（2 階）、北校舎（2 階）
足助	足助中学校	南校舎
	足助小学校	南校舎（2 階）、北校舎（1～2 階）

	萩野小学校	校舎（２階以上）
	大蔵小学校	校舎（２階以上）
下山	下山保健福祉センター	東側ホール
旭	旭支所	庁舎（２階）
	笹戸会館	ホール
稲武	稲武中学校	校舎（２階以上）

(5) 防災倉庫一覧

(令和5年4月1日現在)

地区防災倉庫(地区)	名 称	住 所
拳母地区	拳母中央地区防災倉庫	小坂町1-38
	拳母西部地区防災倉庫	本新町7-50-3
	豊南地区防災倉庫	平山4-12-1
高橋地区	高橋地区防災倉庫	東山町4-1117一部
上郷地区	上郷地区防災倉庫	上郷町5-4-24
高岡地区	高岡地区防災倉庫	若林西町西山18
末野原地区	末野原地区防災倉庫	大林町11-8-2
猿投地区	猿投中部地区防災倉庫	井上町11-8-6地先
保見地区	保見地区防災倉庫	保見町御山前70
	保見中部地区防災倉庫	保見町北山65-30
石野地区	石野地区防災倉庫	力石町深田57-2
松平地区	松平地区防災倉庫	九久平町百々8-5
藤岡地区	藤岡地区防災倉庫	藤岡飯野町田中245
小原地区	小原地区防災倉庫	小原町上平441-1
足助地区	足助地区防災倉庫	足助町宮ノ後26-2
下山地区	下山地区防災倉庫	大沼町越田和37-1
旭地区	旭地区防災倉庫	小渡町船戸15-1
稲武地区	稲武地区防災倉庫	稲武町竹ノ下1-1
交流館防災倉庫	名 称	住 所
—	逢妻交流館防災倉庫	田町3-20
—	朝日丘交流館防災倉庫	御幸町1-80
—	井郷交流館防災倉庫	四郷町東畑70-1
—	石野交流館防災倉庫	力石町深田57-2
—	梅坪台交流館防災倉庫	梅坪町1-15
—	上郷交流館防災倉庫	上郷町5-2-13
—	猿投北交流館防災倉庫	加納町西股70
—	猿投台交流館防災倉庫	青木町2-56-26
—	末野原交流館防災倉庫	豊栄町11-36-1
—	崇化館交流館防災倉庫	竹生町2-21-1
—	高橋交流館防災倉庫	高橋町3-100-1
—	豊南交流館防災倉庫	水源町1-11
—	前林交流館防災倉庫	前林町行田29
—	益富交流館防災倉庫	志賀町稔台25
—	松平交流館防災倉庫	九久平町寺前22-1
—	美里交流館防災倉庫	美里4-9-6
—	竜神交流館防災倉庫	竜神町竜神19-1

—	若園交流館防災倉庫	花園町脇ノ田8-5
—	若林交流館防災倉庫	若林東町沖田124
—	保見交流館防災倉庫	保見町四反田121－1
—	浄水交流館防災倉庫	大清水町大清水12－1

(防災対策課)

(6) 防災倉庫資機材一覧

(令和5年4月1日現在)

備蓄品目等		地区防災倉庫								
		挙母 中央	挙母 西部	豊南	高橋	上郷	高岡	末野原	猿投 中部	保見
保存水	飲料水	8,064	4,500	4,500	4,500	3,500	5,500	5,500	4,500	
食糧等	ソフトパン	1,032						720		
	アルファ米五目									
	アルファ米ひじき									
	アルファ米梅粥									
	乾燥米飯(はんぶん米)									
	クラッカー等							9,600		
	粉ミルク									
調理用品	ハソリ・かまど	20	2		3	3	8		9	9
	大型炊き出し器(30型)GVセット付									
	大型炊き出し器(85型)GVセット付			2				2		
	食器セット	5,000		5,000		5,000				
	ほ乳びん	200	130	300	150	150	240		130	100
給水用品	組立式水槽	8	2			2	6			3
	ウォーターパルーン	4	8		3	3	8		12	12
	折畳式給水器									
	給水コンテナ	1							1	
衛生用品	紙おむつ 新生児用	180		360	270	360	270		180	180
	紙おむつ 幼児用		2,432	2,688	2,370	2,144	2,370		2,606	2,606
	紙おむつ 成人用	1,082	784	888	810	786	888		768	768
	マスク	31,970								
	生理用品	34,830			6,450		19,350			
	洗面用具セット	2,600						200		
	ドライシャンプー	624								
	フェイスタオル	5,903	4,000	3,000	5,100	3,500	7,000		3,100	2,000
	バスタオル	200	100	500	120	100	200			50
	トイレットペーパー	1,024				1,400	1,216	2,624		
	ポケットティッシュ	11,136	4,002	6,000	30,528	3,504	25,024		10,120	6,000
生活用品	毛布	2,800						2,800		
	アルミござ	30					45			
	エアーマット									
	防寒シート(頭巾付)	2,000						2,800		
	綿ロープ	22								
照明発電	発電機	6	1	1	1	1	1	2	2	2
	コードリール	6	1	10	6	2	2		4	7
	投光器(ハロゲンライト等)	10	3	5		4	4		4	5
	蛍光灯ライト	3	1	1	1	2	2		1	

	投光器（三脚）	16		5	3	4	4		3	7
	バルーン投光器	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	ガソリン缶詰セット	24	8	8	8	12	12	16	16	16
	オイル1 L 缶	8	1	1	1	1	2	2	2	1
	携行缶(ガソリン用 20ℓ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
間仕切り	間仕切り(大学8㎡)	38		30		50				
	間仕切り(大学6㎡)							84		
	間仕切り 30室タイプ	2		2	1		2	2	2	
	間仕切り 4室タイプ	10					30		8	
	間仕切り 6室エコボード	11								
	間仕切り エコボード更衣室	4		4			4	8	4	
テント	支柱式テント		2		1					9
	テント・三方幕	6		2					1	
	キャンプ用テント	2		52		60				
	テント・三方幕（災害ボランティア用）						3			
備蓄品目等		地区防災倉庫								
		拳母中央	拳母西部	豊南	高橋	上郷	高岡	末野原	猿投中部	保見
簡易トイレ	組立式トイレ(汲取り式)	7	2		2	1	3		2	2
	組立式トイレ(六角パクト焼却式)		1		3				3	8
	組立式トイレ（簡易型）									
	携帯用トイレ	1,600	2,000	2,000	1,600	1,600	3,600		4,100	2,400
	携帯用トイレ便座	15								
救助資 機材	ヘルメット				15				10	10
	チェーンソー	9								
救急救助物資	折たたみ梯子		2		2		6		2	2
	トリアージシート									
	救助セット	8	4			4	5			
	救急セット		4		6	4	10		3	6
水害対策機材	水中ポンプ・ホース	4		4		3	4			
	災害救助用ボート	3								
	防水シート	164	109			150	100	200		
	土のう袋						200			
その他	折畳式リヤカー	4	1	2	1	1	1		1	1
	メガホン	50	50		50	50	100		100	50
	強力ライト等	2	9	2	12	5	3		12	12
	担架		3		3				3	3

備蓄品目等		地区防災倉庫									計
		石野	松平	藤岡	小原	足助	下山	旭	稲武	保見中部	
保存水	飲料水	3,500	4,500	2,000	5,180	1,000	4,350	4,500	7,000		62,826
等食糧	ソフトパン								240		1,992

	アルファ米五目			1,000	1,000	1,000	1,000	1,250	1,250		6,500
	アルファ米ひじき			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		6,000
	アルファ米梅粥			250	250	250	250	250	250		1,500
	乾燥米飯(はんぶん米)			550	550	550	550	550	550		3,300
	クラッカー等	480		432	384			384		528	11,808
	粉ミルク										
調理用品	ハソリ・かまど	5	3								62
	大型炊き出し器(30型) GV セット付								1		1
	大型炊き出し器(85型) GV セット付			1	1	1	1	1	1		10
	食器セット										15,000
	ほ乳びん	50	50								1,500
給水用品	組立式水槽										21
	ウォーターバルーン	8	7								65
	折畳式給水器			370							370
	給水コンテナ	1		1	1		1	1	1		8
衛生用品	紙おむつ 新生児用	180	180				270	270			2,700
	紙おむつ 幼児用	2,606	2,606				2,370	2,370			27,168
	紙おむつ 成人用	768	768				810	784			9,904
	マスク			1,200	1,200	1,200	1,200	100	100	116,450	153,420
	生理用品								1,290		61,920
	洗面用具セット										2,800
	ドライシャンプー										624
	フェイスタオル	700	1,000	1,000							36,303
	バスタオル	120	120								1,510
	トイレットペーパー						300	2,400			8,964
	ポケットティッシュ	6,100	10,048								112,462

備蓄品目等		地区防災倉庫									計
		石野	松平	藤岡	小原	足助	下山	旭	稲武	保見中部	
生活用品	毛布	199	420	770	284		344	509	290		10,865
	アルミござ							19	30		124
	エアーマット										
	防寒シート(頭巾付)									2,400	7,200
	綿ロープ							1	1		24
照明発電	発電機	1	2	3	3	1	2	2	2		31
	コードリール	4	7	8	4	4	6	5	1		77
	投光器 (ハロゲンライト等)						1				36
	蛍光灯ライト	1	2	1	1	4	1	1	1		23
	投光器 (三脚)	2	3	4		1					52

	バルーン投光器	1	1	1	1	1	1	1	1		18
	ガソリン缶詰セット	16	16	24	32		16	16	16		256
	オイル 1 L 缶	3	1	1	2	1	2	4	1		34
	携行缶(ガソリン用 20ℓ)	1	1	1	1	1	1	1	1		17
間仕切り	間仕切り(大学 8㎡)										118
	間仕切り(大学 6㎡)										84
	間仕切り 30 室タイプ	2		1	2	2	2	2	2		24
	間仕切り 4 室タイプ	4	6	5	1	6	3				73
	間仕切り 6 室エコボード										11
	間仕切り エコボード更衣室			4			4	4	12	8	56
テント	支柱式テント										12
	テント・三方幕										9
	キャンプ用テント										114
	テント・三方幕（災害ボラン ティア用）										3
簡易トイレ	組立式トイレ(汲取り式)	3	2								24
	組立式トイレ(六角パクト焼却 式)	1	3								19
	組立式トイレ（簡易型）			48							48
	携帯用トイレ	1,900	3,100		1,000	600	1,000	1,100	1,000		37,900
	携帯用トイレ便座		4		4		4	4	9		68
救助資 機材	ヘルメット	15	15								65
	チェンソー										9
救急救助物資	折たたみ梯子	2	2								18
	トリアージシート										
	救助セット			6							27
	救急セット	2	4								39
水害対 策機材	水中ポンプ・ホース			1	2	2	2	2	2		26
	災害救助用ボート										3
	防水シート	35	20	43	55	20	159	32	45		1,302
	土のう袋	1,800	500	8,700	6,400	1,950	5,000	2,720	2,900		30,170
その他	折畳式リヤカー	2	2	1	1	1	1	1	1		22
	メガホン	50	50								550
	強力ライト等	10	10	100							162
	担架		3	5	5	17	7				49

備蓄品目等		交流館防災倉庫								
		崇化館	梅坪台	浄水	朝日丘	逢妻	豊南	高橋	美里	益富
保存水	飲料水	3,696	3,696	2,972	3,636	3,696	3,696	1,440	3,696	1,440
食糧等	ソフトパン	1,152	2,256		2,424	2,424	1,152	2,424	2,424	600
	アルファ米五目	1,400	1,000	1,100	1,250	1,250	1,600	500	2,000	1,500
	アルファ米ひじき	900	500	850	500	500	850	500	1,000	1,000
	アルファ米梅粥	500		250			250			750

	乾燥米飯(はんぶん米)	600	500	450	500	500	450	500	500	
	クラッカー等	1,920	960	1,680	960	960	1,680	240	480	
	粉ミルク				8,000					
	液体ミルク				576				576	
備蓄品目等		交流館防災倉庫								
		崇化館	梅坪台	浄水	朝日丘	逢妻	豊南	高橋	美里	益富
調理用品	ハソリ・かまど									
	大型炊き出し器(30 型) GV セット 付									
	大型炊き出し器(85 型) GV セット 付									
	食器セット				2,000				2,000	
	ほ乳びん									
給水用品	組立式水槽									
	ウォーターバレーン									
	折畳式給水器									
	給水コンテナ	1		1	1	1	1	2	1	
衛生用品	紙おむつ 新生児用									
	紙おむつ 幼児用									
	紙おむつ 成人用									
	マスク	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	生理用品									
	洗面用具セット									
	ドライシャンプー									
	フェイスタオル									
	バスタオル									
	トイレットペーパー									
	ポケットティッシュ									
生活用品	毛布	570	500	490	670	500	500	500	500	120
	アルミござ	45	45	45	45	45	45	15	45	45
	エアーマット	60	60		60	60	60	60	60	60
	防寒シート(頭巾付)									
	綿ロープ									
照明発電	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	2	1	1	1	1	1	2	1
	投光器 (ハロゲンライト等)	2	2	1		2	2	2	2	2
	蛍光灯ライト								1	
	投光器 (三脚)	2	2	1		2	2	2	2	
	バレーン投光器									
	ガソリン缶詰セット	12	12	8	8	8	8	12	12	8
	オイル 1 L 缶	1	2	1	1	1	1	1	1	1
	携行缶(ガソリン用 20 ℓ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
切り間仕	間仕切り(大学 8 m)									

	間仕切り(大学 6 m)									
	間仕切り 30 室タイプ									
	間仕切り 4 室タイプ									
	間仕切り 6 室エコボード									
	間仕切り エコボード更衣室			4		4			4	
テント	支柱式テント									
	テント・三方幕	2						2		
	キャンプ用テント									
	テント・三方幕（災害ボランティア用）									
簡易トイレ	組立式トイレ(汲取り式)									
	組立式トイレ(六角パクト焼却式)									
	組立式トイレ（簡易型）									
	携帯用トイレ	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,300	1,600	1,600
	携帯用トイレ便座	17	17	17	17	17	17	17	17	17
救助資 機材	ヘルメット									
	チェンソー									
救急救助物資	折たたみ梯子									
	トリアージシート				4					
	救助セット									
	救急セット									
備蓄品目等		交流館防災倉庫								
		崇化館	梅坪台	浄水	朝日丘	逢妻	豊南	高橋	美里	益富
水害対策機材	水中ポンプ・ホース									
	災害救助用ボート									
	防水シート	30	20	10		10	20	10		
	土のう袋	400		400	400		400	400	400	
その他	折畳式リヤカー	2	2		2	2	2	2	2	2
	メガホン		50				50			
	強力ライト等		2				2			
	担架	5	5	4	5	5	5	5	5	5

備蓄品目等		交流館防災倉庫								
		上郷	竜神	若林	前林	若園	末野原	猿投台	井郷	猿投北
保存水	飲料水	3,696	3,696	1,440	1,440	1,440	1,440	696	3,480	1,440
食糧等	ソフトパン	2,496	1,152	1,152	1,152	1,152	1,656	1,152	4,608	552
	アルファ米五目	1,500		1,100		1,100	750	1,600	3,000	1,100
	アルファ米ひじき	1,500		850		850	250	850	3,000	850
	アルファ米梅粥			250		250		250		250
	乾燥米飯(はんぶん米)	500		450		450	250	450	1,000	450
	クラッカー等			1,680		1,680	240	1,680	240	1,680
	粉ミルク									
	液体ミルク				1,104					

調理用品	ハソリ・かまど									
	大型炊き出し器(30 型) GV セット付									
	大型炊き出し器(85 型) GV セット付									
	食器セット									
	ほ乳びん									
給水用品	組立式水槽									
	ウォーターバルーン									
	折畳式給水器									
	給水コンテナ	1	1	1	1	1	1		3	
衛生用品	紙おむつ 新生児用									
	紙おむつ 幼児用									
	紙おむつ 成人用									
	マスク									
	生理用品									
	洗面用具セット									
	ドライシャンプー									
	フェイスタオル									
	バスタオル									
	トイレットペーパー									
生活用品	ポケットティッシュ									
	毛布	820	520	650	100	100	690	500	797	119
	アルミござ	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	エアーマット	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	防寒シート(頭巾付)									
照明発電	綿ロープ									
	発電機	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	投光器 (ハロゲンライト等)		2	2	2	2	1	2	2	2
	蛍光灯ライト									
	投光器 (三脚)		2	2	2	2	2	2	2	2
	バルーン投光器									
	ガソリン缶詰セット	20	12	12	12	12	12	8	8	8
	オイル 1 L 缶	2	1	1	1	2	1	1	1	2
	携行缶(ガソリン用 20 ℓ)	1	1	1	1	1	1	1		1

備蓄品目等		交流館防災倉庫								
		上郷	竜神	若林	前林	若園	末野原	猿投台	井郷	猿投北
間仕切り	間仕切り(大学 8 m)									
	間仕切り(大学 6 m)									
	間仕切り 30 室タイプ									
	間仕切り 4 室タイプ								6	
	間仕切り 6 室エコボード									

	エコボード更衣室								8	
テント	支柱式テント									
	テント・三方幕	2	2	2			2		2	
	キャンプ用テント									
	テント・三方幕（災害ボランティア用）									
簡易トイレ	組立式トイレ(汲取り式)									
	組立式トイレ(六角パクト焼却式)									
	組立式トイレ（簡易型）									
	携帯用トイレ	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	携帯用トイレ便座	17	17	17	17	17	17	17	17	17
救助資 機材	ヘルメット									
	チェーンソー									
救急救 助物資	折たたみ梯子									
	トリアージシート									
	救助セット									
	救急セット									
水害対 策機材	水中ポンプ・ホース									
	災害救助用ボート									
	防水シート		10		15	5		20	10	
	土のう袋	400	400		400	400	400	400	800	
その他	折畳式リヤカー	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	メガホン	50	50	50	25	25	50	50	50	
	強力ライト等				5		2		2	
	担架	6	5	5	5	5	5	5	5	5

備蓄品目等		交流館防災倉庫				指定避難所 防災倉庫計	総計
		保見	石野	松平	計		
保存水	飲料水	1,840	1,440	3,696	53,712	42,260	169,876
食糧等	ソフトパン	1,224	1,204	1,152	33,508	336	35,932
	アルファ米五目	1,000	1,000	500	24,250		30,750
	アルファ米ひじき	500	500	1,000	16,750		22,750
	アルファ米梅粥			750	3,500		5,000
	乾燥米飯(はんぶん米)	500	500		8,550		11,850
	クラッカー等	12,240	240		28,560	11,856	53,952
	粉ミルク				8,000		8,000
	液体ミルク				3,360		3,360
調理用品	ハソリ・かまど						62
	大型炊き出し器(30 型) GV セット 付						1
	大型炊き出し器(85 型) GV セット 付						10
	食器セット	200			4,200		19,200
	ほ乳びん						1,500

給水用品	組立式水槽						21
	ウォーターバルーン						65
	折畳式給水器						370
	給水コンテナ	1	1	1	20		28

備蓄品目等		交流館防災倉庫				指定避難所 防災倉庫計	総計
		保見	石野	松平	計		
衛生用品	紙おむつ 新生児用						2,700
	紙おむつ 幼児用						27,168
	紙おむつ 成人用						9,904
	マスク	1,200	1,200	1,200	25,200	182,400	365,520
	生理用品						61,920
	洗面用具セット						2,800
	ドライシャンプー						624
	フェイスタオル						36,303
	バスタオル						1,510
	トイレトペーパー						8,964
	ポケットティッシュ					288	112,750
生活用品	毛布	700	700	500	10,546	3,086	24,597
	アルミござ	45	45	45	915	3,495	4,534
	エアーマット	60	60	60	1,200		1,307
	防寒シート(頭巾付)						11,200
	綿ロープ					123	147
照明発電	発電機	1	1	1	22	104	164
	コードリール	1	1	1	23	104	204
	投光器 (ハロゲンライト等)	2	2	2	36		72
	蛍光灯ライト				1	109	130
	投光器 (三脚)	2	2		33		85
	バルーン投光器						18
	ガソリン缶詰セット	8	8	8	216	832	1,304
	オイル 1 L 缶	1	1	1	25	111	170
	携行缶(ガソリン用 20ℓ)	1	1	1	20	103	140
間仕切り	間仕切り(大学 8㎡)						118
	間仕切り(大学 6㎡)					112	196
	間仕切り 30 室タイプ	2			2		26
	間仕切り 4 室タイプ	5			11		84
	間仕切り 6 室エコボード						11
	エコボード更衣室	4			24	8	88
テント	支柱式テント				2		14
	テント・三方幕		2		14		23
	キャンプ用テント						234

	テント・三方幕（災害ボランティア用）						3
簡易トイレ	組立式トイレ(汲取り式)						26
	組立式トイレ(六角パクト焼却式)						19
	組立式トイレ（簡易型）						48
	携帯用トイレ	1,600	1,600	1,600	33,300	23,500	97,100
	携帯用トイレ便座	17	17	17	357		397
救助資 機材	ヘルメット						65
	チェンソー						9
救急救 助物資	折たたみ梯子						18
	トリアージシート				4		4
	救助セット						27
	救急セット						39
水害対 策機材	水中ポンプ・ホース					5	31
	災害救助用ボート						5
	防水シート	10		25	195		1,497
	土のう袋	400	400	2,300	8,700		38,870
その他	折畳式リヤカー	2	2	2	40		62
	メガホン				450		1,000
	強力ライト等	2			12		203
	担架	5	5	5	105		154

（７）災害復旧用オープンスペース候補地一覧

（令和５年10月１日現在）

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途							愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無						
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地			災害廃棄物置場	電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			拠点	人命救助活動	復旧部隊活動地	生活支援・応急活動拠点	航空部隊											
1	豊田市北消防署 /四郷工区18B1ー1	4,600 ／消防本部総務課			◎								○	○	○	○	○	
2	豊田市消防本部・豊田市中消防署 /長興寺5-17-1	15,900 ／消防本部総務課			◎		◎					○	○	○	○	○		

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無										
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他					
			拠点	人命救助活動		復旧部隊活動地	生活支援・応急活動拠点												航空部隊				
				自衛隊	警察															消防	自衛隊・警察	消防ヘリ	自衛隊、警察、
3	愛知県立松平高等学校 (グラウンド) /鵜ヶ瀬町桐山1	28,100 ／愛知県 (教育：松平 高等学校)						○										△	○	○	○		
4	愛知県立豊田北高等学 校 (グラウンド) /千石町2-100-1	22,400 ／愛知県 (教育：豊田 北高等学 校)						○										△	○	○	○		
5	越戸公園 /越戸町地内	16,000 ／国：国土交通 省市：スポーツ 課	○	○		○	◎					○							○				
6	白浜公園 /白浜町地内	28,000 ／国：国土交 通省市：スポ ーツ課	○	○		◎	○					○							○				
7	豊田市立豊南中学校 (グラウンド) /水源町1-17	15,000 ／学校づくり 推進課						◎										△	○	○	○	○	
8	矢作川豊田防災ステー ション /森町1-90	14,000 ／国（国土交 通省）	○	○		○	◎	○				○						○	○	○	○		
9	豊田市運動公園 (陸上競技場) /高町東山4-97	10,000 ／スポーツ課						○										○	○	○	○		
10	豊田市立保見中学校 (グラウンド) /保見町北山18	13,000 ／学校づくり 推進課						○										△	○	○	○		

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無						
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他	
			拠点	人命救助活動		復旧部隊活動地	生活支援・応急活動拠点												航空部隊
				自衛隊	警察														
1 1	豊田市柳川瀬公園 (グラウンド) /畝部東町柳川瀬1-1	16,000 ／スポーツ課	○	○		○	○	◎		○	○	東邦ガス 協定地・ 中部電力 協定地	△	○	○	○			
1 2	猿投棒の手ふれあい広 場 (グラウンド) /猿投町別所23-1	11,000 ／愛知県（資 源循環推進 課）								◎		県有財産 無償貸付 契約有り	△	○	○	○			
1 3	豊田スタジアム（芝生 広場、南駐車場） /千石町7-2	28,000 ／スポーツ課	◎	◎	○	○	○	○		○	○	地域防災 活動拠点 防災活動 拠点 （「東南 海・南海 地震応急 対策活動 要領に基 づく具体 的な活動 内容に係 る計画 （H19） 」におい て防災活 動拠点に 指定（主 に消防）	△	○	○	○	○		
1 4	高岡運動広場（グラン ド、テニスコート） /高岡町秋葉山10	9,200 ／高岡支所							◎	○			△	○	○	○			

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途							愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無							
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地			災害廃棄物置場	電気	水道	街灯	排水	下水道	その他	
			拠点	人命救助活動		復旧部隊活動地	生活支援・応急活動拠点												航空部隊
				自衛隊	警察														
15	高岡公園（グラウンド、多目的広場） /中田町川向63	32,000 ／スポーツ課	○	○		○			◎	○	○	○	東邦ガス協定地・中部電力協定地	○	○	○	○		
16	豊田地域文化広場（グラウンド、テニスコート） /西田町けやき1	13,000 ／市民活躍支援課									◎			△	○	○	○		
17	豊田市運動公園（体育館北多目的広場） /高町東山4-97	18,000 ／スポーツ課	◎	○	○	○	○	○	○	○		○	防災活動拠点（自衛隊の防災活動拠点として陸上自衛隊豊川駐屯地と調整済）	○	○	○	○		
18	豊田市運動公園（陸上競技場南西多目的広場） /高町東山4-97	5,000 ／スポーツ課	◎	○	○	◎	○			◎				△	○	○	○		
19	石野運動広場 /東広瀬町舟木1-4	10,000 ／スポーツ課								◎					○	○	○	○	
20	松平運動広場 /大内町滝坂1	10,000 ／スポーツ課								◎					○	○	○	○	
21	松平団地公園 /巴町神田16	1,400 ／豊田市（公園緑地管理課）								◎					○	○	○	○	○

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途							愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	災害廃棄物置場	応急仮設住宅建設用地	ライフライン復旧用地	その他備考	施設設備等の有無						
			救援部隊活動拠点用地					航空部隊 活動拠点	電気						水道	街灯	排水	下水道	その他		
			人命救助活動 拠点			復旧部隊活動地	生活支援・応急														
			自衛隊	警察	消防															自衛隊・警察	消防へリ
2 2	花ヶ崎公園 /上野町6-107	1,200 ／豊田市（公園緑地管理課）									◎					○	○	○	○	○	
2 3	乙部公園 /乙部ヶ丘1-20-1	3,500 ／豊田市（公園緑地管理課）									◎					○	○	○	○	○	
2 4	井上公園（野球場） /井上町11-8-6	7,600 ／スポーツ課									◎			広域避難地		○	○	○	○	○	
2 5	井上公園 （芝生広場） /井上町11-8-6	2,000 ／スポーツ課									◎					○	○	○	○	○	
2 6	保見運動広場 /保見ヶ丘1-152	7,700 ／スポーツ課									◎					○	○	○	○	○	
2 7	保見団地 2 号公園 /保見ヶ丘2-51	1,500 ／豊田市（公園緑地管理課）									◎					○	○	○	○	○	
2 8	古瀬間運動広場 /古瀬間町烏ヶ峰371-3	12,000 ／スポーツ課									◎					○	○		○		
2 9	古瀬間団地公園 /古瀬間町烏ヶ峰371-33	3,800 ／豊田市（公園緑地管理課）									◎					○	○	×	○	○	隣接市道に街路灯有
3 0	東山運動広場 /宝来町4-758-10	14,000 ／スポーツ課									◎					△	○	○	○	○	

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無							
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他		
			拠点	人命救助活動	復旧部隊活動地	生活支援・応急	活動拠点												航空部隊	
																				自衛隊
3 1	神池公園 /美里5-14	3,900 ／豊田市（公園緑地管理課）								◎					○	○	○	○	○	
3 2	浅間公園 /梅坪町1-13	750 ／豊田市（公園緑地管理課）								◎					○	○	○	○	○	
3 3	西山公園 /西山町5-1	20,000 ／豊田市（公園緑地管理課）								◎				広域避難地	○	○	○	○		
3 4	岩畑公園 /平芝町3-6	1,600 ／豊田市（公園緑地管理課）								◎					○	○	○	○	○	
3 5	新生公園 (グラウンド) /新生町2	17,500 ／スポーツ課								◎	○			東邦ガス協定地・中部電力協定地	○	○	○	○		
3 6	毘森公園（野球場） /小坂町1-41	11,000 ／スポーツ課								◎				広域避難地	○	○	○	○	○	
3 7	平山公園（グラウンド） /平山町4丁目6番地1	5,300 ／スポーツ課								◎				広域避難地	○	○	○	○		
3 8	河合池運動広場 /河合町6-1	6,300 ／スポーツ課								◎					○	○	○	○	○	
3 9	豊田市南消防署 /和会町長田3番地1	3,100 ／消防本部総務課			◎										○	○	○	○		

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途							愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無							
			救援部隊活動拠点用地				ライフライン 復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場										
			拠点	人命救助活動	復旧部隊活動地	生活支援・応急活動拠点												航空部隊	
																			自衛隊
40	上郷公園（グラウンド） /上郷町5-1-1	4,600 ／上郷支所							◎					○	○	○	○	○	
41	上野公園 /上郷町4-4-1	1,000 ／豊田市（公園緑地管理課）							◎					○	○	○	○	○	
42	高美中央公園 /高美町3-35	1,700 ／豊田市（公園緑地管理課）							◎					○	○	○	○	○	
43	大林公園 /大林町15-3-2	5,500 ／豊田市（公園緑地管理課）							◎					○	○	○	○	○	
44	土橋公園 /土橋町6-80-1	8,000 ／スポーツ課							◎			広域避難地		○	○	○	○		
45	末野原運動広場（グラウンド） /豊栄町11-25	9,400 ／豊田市（スポーツ課）							◎					○	○		○		
46	高根公園 /大林町10-17-1	1,600 ／豊田市（公園緑地管理課）							◎					○	○	○	○	○	
47	若林公園 /若林東町高根下90-1	1,500 ／豊田市（公園緑地管理課）							◎					○	○	○	○	○	
48	宮上公園/宮上町2-112-1	8,000 ／豊田市（公園緑地管理課）							◎					○	○	○	○	○	

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途								愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無										
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場													
			拠点	人命救助活動		復旧部隊活動地	生活支援・応急活動拠点												航空部隊				
				自衛隊	警察															消防	自衛隊・警察	自衛隊、警察、消防ヘリ	
49	若園運動広場 /吉原町穴田1	14,000 ／スポーツ課									◎						○	○	○				トイレ
50	豊田市南消防署 高岡出張所/高丘新町上平地135-1	1,000 ／豊田市消防本部総務課				○											○	○	○	○	○		
藤-1	豊田市藤岡コミュニティ広場（広場・駐車場） /藤岡飯野町井ノ脇401	6,200 ／藤岡支所									◎		○	地区防災活動拠点			○	○	○				トイレ
藤-2	藤岡地区ヘリポート /深見町岩花1067-1	9,000 ／警防救急課	○			○			◎					陸上自衛隊場外離着陸場申請済み			○						
藤-3	藤岡運動広場（グラウンド・駐車場） /折平町松葉坂507-3	12,000 ／豊田信用金庫（藤岡支所）	◎	○	◎	○		○	○					H31年度以降も指定管理施設として5年間管理			○	○	△				仮設トイレ
小-1	緑の公園 /市場町陣出879	15,000 ／小原支所	◎			○			◎	○		○	○	地区防災活動拠点・中部電力協定地 陸上自衛隊場外離着陸場申請済み			○	○	○	△			
小-2	小原ふれあい公園 /小原町孫八5456	10,000 ／公園課				○			○	○	○	◎					○	○	○	△			

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途							愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地 災害廃棄物置場 応急仮設住宅建設用地 ライフライン復旧用地	その他備考	施設設備等の有無						
			救援部隊活動拠点用地				航空部隊 活動拠点 生活支援・応急 復旧部隊活動地	自衛隊、警察、 消防へり	電気			水道	街灯	排水	下水道	その他		
			人命救助活動 拠点		自衛隊・警察	自衛隊、警察、 消防へり												
			自衛隊	警察													消防	
小-3	豊田市生涯学習センター小原交流館（駐車場）/永太郎町落681	3,000 ／小原支所							◎	○		避難所	○	△	○	△		
小-4	四季桜公園 /小原町ヒカゲ940番地10	6,000 ／公園課					○					傾斜あり	○	○	○	○	△	
足-1	香嵐溪多目的広場 /竜林町本郷他	21,366 ／民間（所管：足助支所）	◎	○	○		○	○	◎		○	防災活動拠点（自衛隊の防災活動拠点として陸上自衛隊豊川駐屯地と調整済）	○	○	○			
足-2	足助グラウンド /足助町真弓5-1	9,400 ／足助支所	○		○		○	○	◎		○	地区防災活動拠点・中部電力協定地	○	○	○			
足-3	足助バイパス越田和残土処分場 /富岡町度合他	45,075 ／豊田市（足助支所）								◎								
足-4	大島グラウンド /東大島町フカバ47-1	7,000 ／大島自治会			○				○	◎				○	○			
足-5	豊田市足助消防署 /桑田町中貝戸6番地	11,800 ／消防本部総務課			◎							ヘリポート除くスペース	○	○		○		
下-1	下山運動場（テニスコート） /大沼町舟橋28-1	1,529 ／下山支所			○				○	◎	○			△	○	○	△	

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途							愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無						
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地			災害廃棄物置場	電気	水道	街灯	排水	下水道	その他
			人命救助活動拠点		復旧部隊活動地	生活支援・応急活動拠点	航空部隊											
			自衛隊	警察														
下-2	下山運動場（多目的運動場） /大沼町舟橋28-1	5,565 ／下山支所	◎	○	○	○		○		○		中部電力 協定地	△	○	○	△		
下-3	愛知県総合射撃場 /宇連野町ウネ畑12-95	20,000 ／県（教育：体育スポーツ課）			○		○	○	◎	○			○	○	○	△		
下-4	下山地区ヘリポート/ 大沼町八沢118-1	7,000 ／豊田市（消防本部警防救急課）	○		○		◎						○					
下-5	残土処理場 /大桑町コンデ嶋13-14	5,000 ／下山支所	○	○	○		○	◎		○								
旭-1	旧生駒小学校グラウンド /牛地町西久保50-1	1,400 ／財産管理課（土地は豊田市財産管理課とNPO法人あさひが賃貸借契約中。建物はNPO法人あさひに売却済み）			○		○	○	◎				○	○	○	○		
旭-2	笹戸生活改善センター 笹戸会館（駐車場） /笹戸町平畑1	800 ／豊田市（条例所管：農政課、施設所管：旭支所）			◎			○				避難場所	○	○	○	○		
旭-3	敷島農村環境改善センター敷島会館(駐車場) /杉本町奥西山49	1,000 ／農地整備課			○			○	◎			避難場所	○	○	○	○		

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途							愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無								
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地			災害廃棄物置場								
			人命救助活動拠点			復旧部隊活動地	生活支援・応急活動拠点												航空部隊	
			自衛隊	警察	消防															自衛隊・警察
旭-4	築羽農村環境改善センター-築羽会館(駐車場) /榎本町落合11	1,000 ／農地整備課			○				○	◎			避難場所	○	○	○	○			
旭-5	豊田市浅野会館（駐車場） /浅谷町下万場303-2	1,000 ／旭支所			○				○	◎			避難場所	○	○	○	○			
旭-6	旭高原自然活用村 /余平町梶呂畑51-1	7,000 ／旭支所	○		○			○	○	○	◎				○	○	○	○		
旭-7	矢作川池島公園 /池島町坂口18-1地先	20,169 ／国（国土交通省） 管理者：愛知県（建設：豊田加茂建設事務所） 占有者：豊田市（公園緑地管理課）			◎			◎					○							
旭-8	矢作川島崎公園 /島崎町川原3241番地先	6,300 ／国（国土交通省） 管理者：愛知県 占有者：豊田市（公園緑地管理課） 管理者：旭支所			◎			◎							△	△	×			広場隣接にトイレ有

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途							愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無						
			救援部隊活動拠点用地				ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物置場			電気	水道	街灯	排水	下水道	その他	
			拠点	人命救助活動	復旧部隊活動地	生活支援・応急活動拠点												航空部隊
旭 -9	矢作川時瀬公園 /時瀬町仲島1番地先	20,000 ／国（国土交通省） 管理者：愛知県（建設：豊田加茂建設事務所） 占用者：豊田市（公園緑地管理課）			◎		◎				○		△	△	×			
旭 -10	旭総合体育館ほか駐車場 /島崎町築和合3058-1ほか 下切町平田3014-1の一部ほか	3,160 ／旭支所、一部愛知県	○		○			◎		○	地区防災活動拠点	○	△	○				
稲 -1	稲武夏焼グラウンド /夏焼町クルミサワ131	7,000 ／稲武支所 ／個人2名	◎		○	○	○	○	○	○	地区防災活動拠点・中部電力協定地	○	○	○				
稲 -2	稲武シシナド運動公園 /川手町ヒロミ2番地	3,200 ／国（国土交通省） 管理者：豊田市（公園緑地管理課）			△							△	△	△			広場内にトイレ有	

番号	候補地の名称 (施設名) /所在地	有効面積 (㎡) ／所有者	利用可能な用途							愛知県広域受援計画にかかる 「救助活動拠点」候補地	その他備考	施設設備等の有無								
			救援部隊活動拠点用地					ライフライン復旧用地	応急仮設住宅建設用地			災害廃棄物置場	電気	水道	街灯	排水	下水道	その他		
			拠点		人命救助活動	復旧部隊活動地	活動拠点												航空部隊	
			自衛隊	警察			消防													自衛隊・警察
稲-3	稲武出張所ヘリポート /稲武町宮ノヒラ8-13	2,229／豊田市 消防本部警防 救急課						◎						◎						
稲-4	稲武出張所 /稲武町宮ノヒラ8-7	1,200／豊田市 消防本部総務 課				○								△	○	○	○	○		
稲-5	道の駅どんぐりの里い なぶ/武節町針原 6 番 地 1	7,200／国（国 土交通省） 管理者：豊田 市稲武支所	○	◎	◎		○								○	○	○	○	トイレ	

(防災対策課)

(8) 医療機関

ア 災害拠点病院及び後方拠点医療機関等

(令和5年11月1日現在)

災害拠点病院

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
トヨタ記念病院	平和町 1-1	28-0100	527	171	○
豊田厚生病院	浄水町伊保原 500-1	43-5000	606	170	○

後方拠点医療機関

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
足助病院	岩神町仲田 20	62-1211	148	173	○
豊田地域医療センター	西山町 3-30-1	34-3000	190	172	○

後方医療機関

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
胃腸科肛門科家田病院	畝部西町城ヶ堀 11-1	21-0500	84	155	
菊池病院	若宮町 5-1	32-2200	111	156	○
斉藤病院	四郷町森前南 33-10	44-0033	69	154	○
さくら病院	豊栄町 11-131	28-3691	95	159	○
三九朗病院	小坂町 7-80	32-0282	139	152	
三九朗東リハビリテーション病院	野見山町 3-88-26	47-0395	60	190	
名豊病院	竹元町荒子 15	51-3000	250	062	
中野胃腸病院	駒新町金山 1-12	57-1611	67	153	
吉田整形外科病院	御立町 7-100	89-1818	78	157	○

産婦等

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
鈴木病院	月見町 1-10-8	33-8051	68	160	

透析

医療機関名	所在地	電話	病床数	防災無線	救急告示
加茂クリニック	神田町 1-8-9	34-1345	18	162	
浄水共立クリニック	浄水町伊保原 300	47-0200	0	-	
豊田共立クリニック	豊栄町 10-59	74-0774	0	158	
東加茂クリニック	岩滝町高入 48-1	87-3212	0	163	
保見クリニック	東保見町池下 30-1	48-0011	0	164	

((保) 総務課)

イ 応急救護所開設予定場所

(令和5年11月1日現在)

(地震災害時)

	開設予定場所	所在地	電話	F A X	無線 (半固定局)
1	浄水交流館	大清水町大清水12-1	42-5920	42-5930	165
2	朝日丘交流館	御幸町1-80	34-1561	34-1569	049
3	逢妻交流館	田町3-20	34-3220	34-3400	050
4	美里交流館	美里4-9-6	80-1697	80-1701	052
5	豊南交流館	水源町1-11	27-2866	27-2870	054
6	末野原交流館	豊栄町11-36-1	26-6200	26-6210	055
7	上郷コミュニティセンター（上郷交流館）	上郷町5-1-1	21-0001	21-5095	066
8	竜神交流館	竜神町新生115-2	29-1819	29-1823	056
9	若林交流館	若林東町沖田124	52-3858	52-4063	057
10	前林交流館	前林町行田43-1	52-5474	52-5596	058
11	若園交流館	花園町脇ノ田8	53-0028	53-0064	059
12	猿投コミュニティセンター（井郷交流館）	四郷町東畑70-1	45-4807	45-4824	067
13	藤岡支所	藤岡飯野町田中245	76-2101	76-4852	036
14	足助支所	足助町宮ノ後26-2	62-0600	62-0606	038

((保) 総務課)

(9) 防疫用資機材の保有状況

(令和5年4月1日現在)

二兼機	三兼機	動力噴霧器	肩掛式噴霧機	背負式噴霧機	防疫車	薬剤散粉機	薬剤散布車	消毒車	電動噴霧機	電動煙霧機	備考
—	—	4	4	—	—	—	—	—	4	—	

(感染症予防課)

(1 0) 災害用便槽設置箇所一覧

(令和6年4月1日現在)

設置年度	設置箇所	洋式 (箇所)	和式 (箇所)	貯留量 (m ³)
H14	青木小学校	4	6	3.33
H15	若林西小学校	3	4	2.04
	崇化館中学校	4	6	3.33
	東保見小学校	3	4	3.33
	東山小学校	4	6	2.92
	大林小学校	4	6	2.04
	上郷中学校	4	6	2.92
H16	高橋中学校	4	6	3.33
	逢妻中学校	4	6	2.92
	五ヶ丘小学校	4	6	2.92
	美山小学校	4	6	3.20
	山之手小学校	4	6	2.92
H17	平和小学校	3	4	2.04
	梅坪小学校	4	6	2.04
	拳母小学校	4	6	2.92
	市木小学校	3	4	3.33
	美里中学校	4	6	2.04
	根川小学校	3	4	2.92
	前林中学校	4	6	3.33
	畝部小学校	3	4	2.04
H18	西保見小学校	4	6	2.92
	猿投台中学校	4	6	3.33
	平井小学校	3	4	2.99
	広川台小学校	3	4	2.04
	五ヶ丘東小学校	4	6	2.92
	豊南中学校	4	6	3.33
H19	朝日丘中学校	4	6	2.52
	前山小学校	4	6	3.33
	元城小学校	3	6	2.92
H20	若園中学校	4	6	3.33
	衣丘小学校	3	4	2.04
	竹村小学校	3	4	2.04
H21	若林東小学校	3	4	2.04
H22	上郷コミュニティセンター	4	6	3.94
H24	朝日小学校	6	-	2.92

	浄水小学校	4	-	2.04
H25	四郷小学校	4	-	2.04
H26	矢並小学校	3	-	2.74
	石野中学校	5	-	5.83
	中金小学校	3	-	2.50
	上鷹見小学校	3	-	2.74
	幸海小学校	3	-	2.50
	滝脇小学校	3	-	2.74
	豊松小学校	3	-	2.74
	藤岡中学校	5	-	5.95
H27	古瀬間小学校	3	-	2.04
	石畳小学校	4	-	3.69
	御作小学校	2	-	1.90
	本城小学校	3	-	3.21
	小原福祉センター	2	-	1.07
	小原北部生活改善センター	2	-	0.83
	小原交流館	2	-	2.38
	花山小学校	3	-	3.45
	巴ヶ丘小学校	4	-	4.05
H28	童子山小学校	5	-	2.92
	益富中学校	5	-	3.33
	中山小学校	3	-	1.50
	冷田小学校	3	-	2.62
	新盛小学校	2	-	1.31
	大蔵小学校	2	-	1.55
	萩野小学校	3	-	2.98
	下山中学校	6	-	7.02
	下山基幹集落センター	5	-	5.00
	下山保健福祉センター	2	-	1.55
H29	伊保小学校	5	-	3.57
	保見中学校	5	-	3.21
	大畑小学校	3	-	2.74
	東広瀬小学校	3	-	2.74
	松平こども園	3	-	5.83
	岩倉小学校	3	-	3.57
	九久平小学校	3	-	5.12
H30	高嶺小学校	3	-	10.23
	竜神中学校	9	-	3.57

	高岡中学校	5	-	5.83
	堤小学校	5	-	5.83
R 1	西広瀬小学校	2	-	2.26
	猿投中学校	5	-	5.83
	加納小学校	3	-	3.57
	藤岡体育センター	5	-	5.47
	小原勤労者研修センター	1	-	0.95
R2	井郷中学校	5	-	3.33
	旭支所	2	-	0.95
	笹戸会館	2	-	1.90
	敷島会館	3	-	2.74
	築羽会館	2	-	2.02
	押山地域振興施設	2	-	0.60
R3	浄水中学校	5	-	3.33
	末野原中学校	5	-	3.33
R4	井上小学校	3	-	2.04
	稲武中学校	5	-	2.92
R5	足助中学校	5	-	3.40
	越戸こども園	2	-	0.61

(防災対策課)

(1 1) 災害用便槽設置予定箇所一覧

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

地区名	設置箇所
梅坪台	梅坪台中学校
浄水	浄水北小学校、豊田高等学校
朝日丘	豊田西高等学校
逢妻	小清水小学校、衣台高等学校
高橋	寺部小学校
美里	野見小学校
末野原	寿恵野小学校、豊野高等学校
竜神	土橋小学校、豊田工科高等学校
若林	豊田南高等学校
若園	若園小学校
前林	駒場小学校、堤ヶ丘こども園、堤こども園
井郷	猿投農林高等学校
猿投北	南山国際高等・中学校
保見	トヨタスポーツセンター
石野	ルネサンス豊田高等学校
松平	松平高等学校
藤岡	加茂丘高等学校
足助	足助小学校、霧山多目的集会所

旭	浅野会館
稲武	稲武交流館、野入集会所、稲武小田木老人憩の家

※設置予定場所のため、現地調査の結果により、設置できない場合があります。

(防災対策課)

(12) 救援物資等受入施設（地域内輸送拠点）一覧

（令和5年3月1日現在）

施設名	所在地	緊急輸送道路
豊田スタジアム（B2F駐車場）	千石町7-2	国道301号
豊田市運動公園（体育館）	高町東山4-97	国道419号
高岡公園体育館	中田町川向8	伊勢湾岸自動車道
柳川瀬公園体育館	畝部東町稻荷25	東海環状自動車道
東山体育センター	宝来町4-758-10	東海環状自動車道
西部体育館	西新町6-133	国道153号
豊田地域文化広場（体育館）	西田町けやき1	東海環状自動車道
松平体育館（屋根付き運動広場）	九久平町築場31-25	国道301号

（防災対策課）

6 給水施設・設備

(1) 応急給水用資機材一覧

(令和5年4月1日現在)

品 名	容 量	数 量	保 管 場 所 等
加圧式給水車	4.0 t	1 台	豊田配水場
	2.0 t	3 台	足助（1台） 豊田配水場（2台）
給水タンク （積載用）	2.0 t	1 基	水道サービス協会
	1.0 t	5 基	豊田配水場（4基） 水道サービス協会（1基）
	0.5 t	2 基	水道サービス協会
給水タンク 積載用車両	1.5 t	4 台	豊田配水場（4台）
給水袋 （背負い用）	6 L	27,600 枚	豊田配水場、応急給水施設等に配備
給水コンテナ	1.0 t	2 基	豊田配水場
県営水道応急 給水支援設備	倉庫内	各11基	給水栓脚、給水袋、弁栓類一式 など
市水道応急給 水支援設備	倉庫内	各3基	給水栓脚、給水袋、弁栓類一式 など

備考：豊田配水場内に水道災害用備蓄倉庫を設置

((上下水)総務課)

(2) 応急復旧用資材の備蓄状況

(令和5年10月30日現在)

品 名	規 格	数 量	保 管 場 所
V P	φ 100×5.0m	192本	亀首配水場 配水池 1 階
V P用H i ソケット	φ 100	200個	
V P用H i ベンド	φ 100×90°	10個	
V P用H i ベンド	φ 100×45°	20個	
V P用H i ベンド	φ 100×22°1／2	20個	
V P用H i ベンド	φ 100×11°1／4	20個	
P E P	φ 50×40m	18巻	
P E P用ソケット	φ 50	12個	
接着剤	500 g	10缶	
番線	# 10	200kg	
角材	9cm×9cm×4m	19本	災害用資材倉庫 (元宮水源送水場内)
矢板	4cm×24cm×2m	61枚	
槍杭	9cm×1.5m	300本	
槍杭	9cm×1.0m	500本	
管台	5cm×10cm×40cm	203個	

(水道維持課)

(3) 災害時緊急連絡管接続箇所一覧

(令和5年4月1日現在)

連絡相手	場所	連絡管			想定給水能力 (m ³ /日)
		口 径	延 長	施行年度	
知立市	駒場・花園町	φ 150	786.9m	49、50年	435
中部水道企業団	千足町	φ 150	158.0m	51年	140
	堤町	φ 200	133.4m	62年	2,700
刈谷市	西岡町	φ 150	220.0m	56年	360
	中田町	φ 100	73.0m	56年	115
安城市	吉原町	φ 100	166.3m	59年	125
岡崎市	榑塚西町	φ 100	155.9m	63年	115

((上下水)総務課)

(4) 災害時拠点給水施設一覧

(令和5年4月1日現在)

災害時拠点給水施設名 (所在地)	貯 水 量(m ³)		災害対策設備
	満水時	給水用	
豊田配水場 (西山町5-2-8)	40,000	24,000	緊急遮断弁、ポンプ緊急停止
篠原配水場 (篠原町切山2-10)	4,300	2,580	緊急遮断弁
乙部ヶ丘高区配水場 (乙部ヶ丘4-4-5)	1,380	828	緊急遮断弁
高町配水場 (高町東山8-9)	5,000	3,000	緊急遮断弁
花本配水場 (花本町青木97-9)	1,400	840	緊急遮断弁
川田水源送水場 (水間町1-30)	6,000	3,600	ポンプ緊急停止
五ヶ丘配水場(低区) (五ヶ丘8-32-1)	4,350	2,610	緊急遮断弁
高岡配水場 (上丘町三笠121)	12,000	7,200	ポンプ緊急停止
中切水源配水場 (畝部東町池田32)	10,000	6,000	ポンプ緊急停止
西中山送配水場 (西中山町十七屋124-16)	2,050	1,230	緊急遮断弁、ポンプ緊急停止
深見配水場 (深見町岩花1067-16)	3,500	2,100	緊急遮断弁
第2京ヶ峰配水場 (東山町6-1450)	15,000	9,000	緊急遮断弁
大草配水場 (市場町陣出884-1)	1,020	612	緊急遮断弁
桑田和配水場 (菅生町青木18-2)	1,000	600	緊急遮断弁
大沼梶浄水場 (大沼町猫洞23-1)	82	49	ポンプ圧送
夏焼配水場 (夏焼町イハクラ296)	617	370	緊急遮断弁
万町浄水場 (万町町惣佐貝戸15)	350	210	緊急遮断弁
合 計	108,050	64,829	

((上下水)総務課)

(5) 応急給水支援設備 (市水道) 一覧

(令和5年4月1日現在)

設置場所	分岐箇所配管概要	布設管	所在地	施工年度
毘森公園	内環状線毘森公園野球場前 φ 600mmDINより分岐	φ 75mm HPP	小坂町2丁目29-1	平成29年度改良

衣丘小学校	小学校北門前歩道内 φ 75mmDINより分岐	φ 75mm HPP	三軒町6丁目40	平成27年度改良
崇化館中学校	豊田配水場内φ 75mmDIP より分岐	φ 75mm HPP	栄町2丁目6-1	平成27年度改良

((上下水)総務課)

(6) 愛知県営水道災害時支援施設

ア 応急給水支援設備一覧

(令和5年4月1日現在)

設 置 場 所	県 水 概 要	接 続 口 径	所 在 地
上郷中学校	岡崎線 φ 900mm	φ 75mm	上郷町 4 - 5 - 1
竹村小学校	豊田線 φ 1,000mm	φ 75mm	住吉町大興 4
前林中学校	刈谷線 φ 1,200mm	φ 75mm	前林町行田 6 0
高岡中学校	知立線 φ 700mm	φ 75mm	若林西町広崎 8 2
堤小学校	刈谷線 φ 1,200mm	φ 75mm	堤本町流 2 8
高嶺小学校	豊田線 φ 1,000mm	φ 75mm	広美町高根 2 - 1
若林東小学校	豊田線 φ 1,000mm	φ 75mm	若林東町広間 6 4
上郷コミュニティセンター	岡崎線 φ 900mm	φ 75mm	上郷町 5 - 1 - 1
竜神中学校	岡崎線 φ 900mm	φ 75mm	竜神町竜神 1 6
駒場小学校	刈谷線 φ 900mm	φ 75mm	駒場町新生 5 8
加納小学校	藤岡線 φ 400mm	φ 75mm	加納町東股 5 5

イ 支援連絡管接続

(平成17年度施工)

接 続 場 所	県 水 概 要	接 続 口 径	想定給水能力 m ³ /日
堤町堤 2 2 - 3	知立線 φ 700mm	φ 300mm (市 : φ 700mm)	9,600

((上下水) 総務課)

(7) 飲料用耐震性貯水槽

(令和5年4月1日現在)

設置場所	施設概要	接続口径	所在地	施工年度
宮町駐車場 (足助地区)	SUS製 V=6.0 m ³ φ 2280	φ 150mm	足助町宮平 34-2、35-8	令和3年度
花沢町資材置場 (下山地区)	SUS製 V=6.0 m ³ φ 2280	φ 150mm	花沢町南川 23-19	令和3年度
稲武温泉どんぐりの湯駐車場 (稲武地区)	SUS製 V=6.0 m ³ φ 2280	φ 100mm	武節町針原 11-1	令和4年度

((上下水) 総務課)

(8) 豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧

(令和5年11月1日現在)

	店舗の名称	住 所	電 話		店舗の名称	住 所	電 話
挙母地区	ダイダン(株)	曙町	28-1841	高岡地区	(有)プランニングシステム	駒場町	57-1600
	西山設備工業(株)	神田町	32-1173		(有)コジマ設備	高岡町	52-3962
	(有)酒井住宅設備	京町	35-6163		(株)高岡管工建設	竹町	52-3536
	(有)中日設備	久保町	35-8544		花園電業(株)	花園町	53-0943
	(株)桶武住宅設備	小坂町	32-3292		モレメンテ(有)	駒場町	57-2323
	三和(株)	小坂町	35-6050		(有)サポート24	花園町	54-4344
	(株)ホクニ	拳母町	31-0302		丸正酒井設備(株)	前林町	52-4310
	(有)中根工産	寿町	27-9020		(有)人優	前林町	53-2807
	無藤住設(株)	寿町	47-7617		(株)エスケーシー	吉原町	54-1746
	愛豊管工(株)	寿町	27-0171		中日管工(株)	若林東町	52-3851
	中根管工(株)	栄町	31-0545		(有)森野興業 豊田支店	若林東町	52-1025
	東海住設水道サービス	三軒町	41-8985		(有)山田水道工事	若林東町	52-2903
	(有)タクスイ・ラボ	三軒町	37-8258		(株)プロテック	中町	54-7260
	(有)タカイ住設	下市場町	32-9296	上郷地区	大山住設	畝部東町	21-2075
	藤村産業(株)	昭和町	31-3331		(有)三豊	畝部東町	21-3332
	森設備	昭和町	33-2529		阿部設備	畝部東町	21-2521
	桶兼住設(株)	陣中町	32-1420		東洋工業(株)	鴛鴨町	28-1924
	内藤水道工事店	竹生町	33-4275		オシカモ住設	鴛鴨町	27-3488
	豊水管工(有)	田代町	33-5587		(株)リザルト	和会町	25-0558
	豊田市管工事業協同組合	常盤町	32-5300		伊賀設備	和会町	21-2824
	住設テクノ(株)	栄町	33-2319		(株)岡野住工	幸町	63-5300
	ころも住設	若宮町	36-4600		(有)岡田工業	渡刈町	71-3501
	ティ・イー・ココモ(株)	久岡町	34-3535		辻村工業(株)	配津町	25-4030
	(有)スギヤマ	平山町	27-0416		(株)丸正設備	福受町	28-2591
	(株)ツツケイラウンドサービス	丸山町	27-4488		(株)MENJYU	福受町	21-1891
	碧洋管工(株)	宮上町	31-0541		(株)鈴木工設	豊栄町	28-5039
	あいち管工(株)	宮上町	47-5550		ユニット プラス(株)	豊栄町	28-3753
	(株)陣内工業所	御幸町	36-6611		(有)八百正住宅機器	上郷町	21-0826
	日京工設(株)	美山町	28-0900	猿投地区	(株)成瀬組	青木町	46-1180
	(株)山花工芸	元宮町	35-3939		(株)タクヤ設備	青木町	45-9270
	三河商事(株)	元城町	88-2777		(有)宮越設備	荒井町	45-7246
	テムズ中日(株)	山之手	28-7551		(有)ホームドック.タイキ	荒井町	44-0190
	(株)ムツミ建設	山之手	28-0068		(有)成田管工	井上町	44-0178
	(有)武田工業	山之手	28-8658		鈴木ポンプ工業所	井上町	45-0068
	(株)豊南設備	丸山町	85-4247		梅村住設	大清水町	46-5102
高岡地区	森島設備管工(株)	大林町	53-2621		(有)水野設備	大清水町	45-8860
	木村サービス	大林町	54-7776		(株)水土	大清水町	79-2654
	武田機工(株)	大林町	28-2470		(有)アライ	大畑町	43-3568
	三機工業(株)	大林町	28-4411		(有)菊石設備	乙部町	45-7925
	豊田管工(株)	大林町	28-5148		(株)スギテックス	貝津町	45-1822

	店舗の名称	住 所	電 話		店舗の名称	住 所	電 話
猿 投 地 区	(有)深見設備	貝津町	45-0353	地 区	ミカワ住設	下山田代町	90-3865
	(有)梅新管工	亀首町	45-7771		羽布建設(株)	羽布町	90-3518
	(有)ミヤビ管工設備	亀首町	46-0350		(有)伊藤設備	大沼町	90-2240
	(株)猿投商事	伊保町	43-2020		(株)鈴木工務店	明川町	67-2820
	イケテック	四郷町	44-0376	足 助 地 区	(株)宇井工務店	足助町	62-0148
	イマイ商事(株)	四郷町	45-0129		(有)鈴木工業	足助町	62-0248
	(有)マルス商店	富田町	41-2825		安藤建設(株)	近岡町	62-1168
	エフ・ピボット(有)	平戸橋町	43-0550		(有)岡田水設	近岡町	62-1503
	(株)メンテル	平戸橋町	45-9001	稲 武 地 区	(株)小松	近岡町	62-0316
	本藤デンキ	御船町	46-2626		(株)杉田組	稲武町	82-2012
	(有)利根設備	御船町	45-1100		(有)松井設備工業	稲武町	82-2741
高 橋 地 区	(株)ユウキ設備	浄水町	78-5466		青木建設(株)	御所貝津町	82-2561
	今井管工(株)	市木町	88-2463	藤 岡 地 区	(株)安藤組	小田木町	82-2505
	豊田水建(株)豊田営業所	市木町	41-3200		(有)山田設備	小田木町	82-3437
	(有)サカタ設備	五ヶ丘	87-1567		ミカワムセン	桑原町	82-3131
	小磯設備(株)	岩滝町	78-0517		稲武土建(株)	武節町	82-2208
	中部ホームテクノ(有)	百々町	88-6840	小 原 地 区	アストモスリテイリング(株)藤岡営業所	北一色町	76-1088
	(有)田中水道設備	平井町	80-5469		伊藤設備	西中山町	76-7552
	鈴木設備	美里	88-1766		小谷設備(株)	西中山町	76-4102
松 平 地 区	(株)西島産業	美里	80-6879		高田設備	西中山町	98-2697
	(株)オオテックスプラント	中垣内町	58-3827		酒井水道設備	市場町	65-2268
	(株)ニチノー	中垣内町	50-8822		ヤマニ石油(株)	上仁木町	65-3121
	コメジ・ソシオ(株)	九久平町	58-1100				
旭 地 区	(有) マルゴ管工	中垣内町	58-1366				
	(資)アサヒ管工設備	杉本町	68-2637				
下 山	安藤工務(株)	島崎町	68-2667				
	澤組(株)	大沼町	90-2003				
	マルコ(株)	大沼町	90-2005				

	店舗の名称	住 所	電 話		店舗の名称	住 所	電 話
市	(有)まるば工業白退社	あま市	052-442-7820	市	プラミング設備(同)	春日井市	0568-84-8084
	(株)杉武住宅設備	安城市	0566-87-7337		丸水設備(株)	春日井市	0568-81-2428
	(有)ヤマト住設	安城市	0566-79-2016		(株)池田産業 春日井営業所	春日井市	0568-87-3888
	(有)鈴木水道	安城市	0566-97-0735		水道サービス アクア	春日井市	0120-898-949
	(有)田島工業所	安城市	0566-76-4759		(有)吉永管工	刈谷市	0566-62-7180
	(有)中根設備	安城市	0566-76-3030		(株)ダイシン	刈谷市	0566-36-1756
	三水工業(株)	安城市	0566-76-5371		竹中ポンプ	刈谷市	0566-21-7467
	安成工業(株)	安城市	0566-75-2611		中央ブランテック(株)	刈谷市	0566-23-5731
	KSK PLUMBING (同)	安城市	0566-45-5977		中部日化サービス(株)刈谷営業所	刈谷市	0566-29-2211
	(有)アイセイ工業	一宮市	0586-64-5782		(株)長谷基業	碧南市	0566-41-0727
外	(株)光栄設備	大府市	0562-48-3344	外	(株)ヤママ住設	小牧市	0568-77-6985
	(有)巧	大府市	0562-57-5730		(株)長沼水道工業所 愛知営業所	小牧市	050-1358-3539
	平和商会(有)	岡崎市	0564-55-6461		(有)東陽設備工業	瀬戸市	0561-41-0927
	うめその設備(有)	岡崎市	0564-25-0628		東海設備工業(株)	瀬戸市	0561-82-6611
	フジ興業(株)	岡崎市	0564-25-0417		中部オーケーホーム(株)	瀬戸市	0561-82-6951
	石田設備(株)	岡崎市	0564-24-0139		(有)平川工業所	瀬戸市	0561-48-2578
	(有)日祥技研	岡崎市	0564-54-9755		(株)都商会	瀬戸市	0561-82-1230
	渡辺設備(株)	岡崎市	0564-43-3010		(有)ライフ・オオナカ	瀬戸市	0561-84-3859
	アオイ設備工業(株)	岡崎市	0564-52-2228		瀬戸ガス水道(株)	瀬戸市	0561-84-8600
	(株)タマサエンジニア	岡崎市	0564-57-8970		(株)一設備	瀬戸市	0561-84-1521
	(株)アルファテック	岡崎市	0564-52-	(株)山内設備	瀬戸市	0561-82-	

		8189			5992
永谷設備	岡崎市	0564-59-3950	(株)豊光設備	知立市	0566-81-1170
(株)シーエーアイ	岡崎市	0564-51-3838	タブチ住設機工(株)	知立市	0566-81-0396
創備工業(株)	岡崎市	0564-32-2101	(株)大成設備工業	知立市	0566-82-2556
喜栄工業(株)	岡崎市	0564-31-3177	野々山建設(株)	知立市	0566-81-1895
(株)福井ポンプ技研	岡崎市	0564-32-5628	(株)ニシ井設備	津島市	0567-31-3346
大恵水道工業(株)	岡崎市	0564-31-2048	(株)山新設備	津島市	0567-31-0427
やはぎ設備(株)	岡崎市	0564-31-0304	(株)菅原設備	津島市	0567-24-1743
(有)ハヤシ設備	岡崎市	0564-31-7850	善勝(有)	津島市	0567-22-5200
(有)金光設備	岡崎市	0564-28-4704	中西設備	東海市	052-603-5066
(株)サニック	岡崎市	0564-65-7200	(株)岡本設備工業所	豊明市	0562-93-1313
(株)夏目住宅	岡崎市	0564-23-7066	(株)ウォーター工業	豊明市	0562-91-3667
(株)小幡建設	岡崎市	0564-45-2910	(有)深谷設備	豊明市	0562-92-0579
(株)アラウス	岡崎市	0564-45-5645	カネコ工業(株)	豊明市	0562-92-1236
アサカ住宅設備	岡崎市	0564-23-0931	青海建設(有)	豊明市	0562-57-7878
梅村設備(株)	岡崎市	0564-84-2234	山田設備	豊明市	0562-93-4473
(株)本多設備	岡崎市	0564-48-2838	(有)ダイセン	豊明市	0562-97-9297
(有)タカ住設	岡崎市	0564-66-6305	(株)浜島設備工業所	豊明市	0562-97-1540
三菱電機システムサービス(株)	岡崎市	0564-88-5220	(株)ナガシマ	豊橋市	0533-78-2311
(有)美合管設	岡崎市	0120-07-5422	(株)トヨハシウォーターシステム	豊橋市	0532-34-2737
(株)三河設備	岡崎市	0564-27-7080	(株)山田設備	豊橋市	0532-32-3930
(有)クラウド・ホームサービス	岡崎市	0564-54-4139	第一管工(株)	豊橋市	0532-45-7711
F A T S (株)	岡崎市	0564-73-	(有)オダ設備	豊橋市	0532-34-

GROWTH(株)	名古屋市	052-797-9188	林建設(株)	幸田町	0564-62-2566
(有)富田設備	名古屋市	052-791-4676	(株)伊波設備	阿久比町	0569-48-4302
(株)三東	名古屋市	052-782-2322	中川設備工業(株)	東浦町	0562-34-9232
協立設備工業(株)	名古屋市	052-751-2004	(有)ハッピー住設サービス	一宮市	0586-87-5450
大矢造園設備(有)	名古屋市	052-775-5738	(株)タツダ	愛西市	0567-28-3332
(株)エプロスジャパン	名古屋市	052-709-2777			
(株)エイト	名古屋市	052-462-9950			
(株)フジコー	名古屋市	052-853-2717			
(株)レックスコーポレーション	名古屋市	052-841-1382			

(料金課)

7 清掃用施設・設備

(1) ごみ関係

ア ごみ処理施設

(令和5年11月22日現在)

名 称	所 在 地	処理能力	受 入 地 域	電話番号
豊田市渡刈クリーンセンター	豊田市渡刈町 大明神39-3	405 t / 日	豊田市	(0565) 28- 2000
豊田市藤岡プラント	豊田市下川口町 奥山516-4	90 t / 日	豊田市	(0565) 76- 2027
豊田市グリーン・クリーンふ じの丘	豊田市藤岡飯野町 大川ヶ原1161-89	埋立容量 148,000m ³	豊田市・みよし 市	(0565) 75- 2101
豊田市緑のリサイクルセンタ ー	豊田市枝下町下笹 沢197	破碎 22.5 t / 日 発酵・熟成 27.0 t / 日	豊田市	(0565) 43- 2080

(清掃施設課)

イ ごみ運搬車

(令和5年11月1日現在)

市 所 有			業 者 所 有		
※ 塵芥車 (台)	その他 (台)	計 (台)	※ 塵芥車 (台)	その他 (台)	計 (台)
67	19	86	202	289	491

※ 塵芥車 = 特殊運搬車

(清掃業務課) (循環型社会推進課)

ウ 業務車両 (ごみ) の保有状況

(令和5年11月22日現在)

区 分	車 種	積載量 又は能	収集物の種類			台数
			可・不	資源粗大	動物	
清掃事業所 (ごみ収集用)	プレスパッカー	3.00 t 以下	46			46
	"	2.50 t 以下	5	1		6
	"	2.00 t 以下	12	3		15
	ダンプ	3.00 t		3		3
	トラック	以下		2		2
	" (1台クレーン付)	2.00 t	2	2		4
	小型ピックアップトラック	0.75 t	2(ハ°トローラー)			2
	軽トラック	0.35 t	3(貸出用 2)		1	4
	計					82
(連絡用)	ライトバン					2
	乗用車					2
	計					4
渡刈クリーン センター	ダンプ (灰運搬)	9.00 t				1
	乗用車 (事務連絡用)					1
	ダンプ (スラグ運搬)	9.20 t				1
	ダンプ (間伐材等運搬)	2.00 t				1
	トラック (ミニタンクローリー)	1.21 t				1
	フォークリフト	1.65 t				1
	計					6
藤岡プラント	乗用車 (事務連絡用)					1
	計					1
グリーン・クリ ーンふじの丘	ダンプ (覆土運搬用)	10.00 t				1
	乗用車 (事務連絡用)					1
	小型ダンプ (埋立物運搬用)	2.00 t				1
	小型ダンプ (ユニック)	2.00 t				1
	パワーショベル	0.7m³				1
	パワーショベル	0.7m³				1
	小割機用パワーショベル	—				1

ホイールローダー	1.3m ³		1
トラッシュコンパクター (埋立用破碎機)	24 t 級		1
覆土代替散布機	3.00 t		1
プレスパッカー	1.80t		1
軽トラック	0.36t		1
フォークリフト (バッテリー)	1.5t		1
計			17

(清掃業務課) (清掃施設課)

エ 指定ごみ袋認定製造者一覧

(令和5年4月1日現在)

業 者 名	住 所	電 話
アイチパックス (株)	豊田市美山町 3 - 4 5 - 3	2 8 - 5 5 1 0
(有) 伊豫田包装店	豊田市畝部西町宮西 1 0 7	2 1 - 0 1 0 1
(株) イデキュー	豊田市高岡本町中部 1 0 8	5 2 - 8 1 1 1

(清掃業務課)

オ 一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者一覧

（令和 5 年 11 月 1 日現在）

許可 番号	業 者 名	本 社 所 在 地	連絡先	登録車両 台数
1002	（株）河上澄夫商店	豊田市常盤町 2 丁目 55 番地	0565-34-3755	10
1004	（有）杉本産業	豊田市豊栄町 10 丁目 211 番地	0565-28-4073	4
1005	（有）中部メンテナンス	豊田市山之手 1 丁目 76 番地 1	0565-27-5530	2
1007	（有）浅井商店	名古屋市熱田区旗屋 2 丁目 8 番 15 号	052-671-1787	6
1008	（有）アンコム	安城市福釜町尾山 14 番地	0566-92-4060	26
1014	サンスイサービス（株）	名古屋市緑区鳴海町字母呂後 67 番地	052-622-0947	9
1021	豊田産棄（株）	豊田市本町寺田 16 番地 1	0565-52-3920	4
1022	（株）日本クリーナー	豊田市松ヶ枝町 3 丁目 1 番地 3	0565-34-2271	9
1025	（株）富士商行	春日井市桃山町 3 丁目 191 番地	0568-82-0789	5
1026	ホームックス（株）	豊田市錦町一丁目 95 番地	0565-33-2468	67
1029	（有）丸和トラスト ジャパン	豊田市丸山町 5 丁目 21 番地	0565-28-3061	1
1030	モリ環境 衛生センター（株）	豊田市月見町 1 丁目 1 番地 5	0565-32-0356	22
1031	（株）ワコー商事	豊田市御船町山ノ神 56 番地 119	0565-46-0033	6
1033	川原産業（名）	豊田市高崎町新池 4 番地 4	0565-33-0434	5
1034	小松開発工業（株）	刈谷市大手町 2 丁目 15 番地	0566-21-5271	17
1035	テムズ中日（株）	豊田市山之手 10 丁目 23 番 9	0565-28-7551	4
1037	（株）モダン装美	豊田市広川町 5 丁目 107 番地	0565-80-6565	16
1040	三栄工業（株）	豊田市高岡町東浦 10 番地	0565-52-2511	2
1041	（株）三清社	名古屋市中村区名駅 4 丁目 4 番 10 号	052-584-7272	2
1042	豊光工業（株）	豊田市永覚町梨畔 61 番地 1	0565-21-0333	3
1044	豊昭工業（株）	豊田市堤本町山畑 67 番地	0565-52-3205	5
1047	本町興業（株）	豊田市広田町広田 13 番地 7	0565-52-0671	2
1048	安田工業（株）	豊田市堤町寺池 93 番地	0565-52-0539	1
1051	（有）豊クリーン	豊田市西広瀬町神田 734 番地 3	0565-46-4861	6
1055	（有）山中商事	豊田市和会町上折場 1 番地 1	0565-21-5009	1
1060	日本ロード・ メンテナンス（株）	東京都港区芝浦 4 丁目 17 番 4 号	03-3454-2211	14

許可 番号	業 者 名	本 社 所 在 地	連絡先	登録車両 台数
1064	(有) 東海美化	岡崎市下青野町字太田川原 3 番地 2	0564-57-7211	14
1081	(株) 三矢	豊田市大清水町原山 37 番地 3	0565-26-8532	3
1083	クリーンテックサービス	瀬戸市大坪町 170 番地の 1	0561-69-0329	3
1086	中日コプロ (株)	名古屋市千種区今池南 26 番 4 号	052-733-8131	4
1089	(有) 万三サービス	豊田市上郷町 3 丁目 12 番地 15	0565-21-1876	6
1090	(株) コスモクリーン サービス	西尾市吉良町下横須賀加長割 47 番地 4	0563-35-1600	23
1092	中央清掃 (株)	豊田市岩倉町林口 44 番地 2	0565-58-2239	6
1096	(株) 鈴鍵	豊田市中金町塚ノ本 111 番地 3	0565-41-2003	2
1101	(株) 東助	豊田市御幸本町 7 丁目 305 番地 2	0565-28-1816	8
1105	ベンリー豊田店	岡崎市東蔵前 1 丁目 8 番地 5	0564-45-4683	2
1141	(有) 岩田清掃	瀬戸市山の田町 43 番地の 303	0561-21-0006	10
1142	坪井金属 (有)	小牧市大字東田中字東嶋 2057 番 1	0568-73-9141	5
1147	(有) 河口商店	岡崎市伊賀町字 7 丁目 117 番地	0564-24-1374	10
1149	(有) あいち商會	西尾市一色町一色西塩浜 121 番地	0563-59-0505	3
1157	(株) トーアクリーン	安城市根崎町東新切 2 番地 2	0566-92-7770	8
1166	すまいるサポート豊田	豊田市聖心町 3 丁目 16 番地 13	0565-41-4114	1
1171	(有) 山鹿商会	豊田市東梅坪町 10 丁目 4 番地 16	0565-32-7526	5
1173	(有) アームズ	愛知郡東郷町大字春木字北野洲 2311 番 地 5	0561-37-5211	15
1175	(有) 林起業	豊田市亀首町金山 16 番地 3	0565-45-4129	5
1183	コメジ・ソシオ (株)	豊田市九久平町築場 26 番地 3	0565-58-1100	3
1186	(株) 大谷商事	豊田市貝津町西向畑 7 番地	0565-43-0336	3
1187	(株) 岡富士	日進市岩崎町神明 16 番地の 2	0561-73-1318	7
1192	(有) 伍三処理商会	豊田市本地町 1 丁目 68 番地 5	0565-34-2718	5
1211	(株) カネウミ	豊田市丸山町 4 丁目 7 番地 1	0565-27-8749	3
1213	ヒラテ産業 (有)	刈谷市大正町 6 丁目 203 番地	0566-21-1456	3
1214	(株) 都市環境サービス	豊田市西町 1 丁目 88 番地	0565-34-0080	6
1219	(株) 重原産業	豊田市保見町南山 205 番地	0565-48-2802	11
1227	(株) ユニオンサービス	名古屋市緑区大高町字追風 23 番地の 1	052-623-5342	24

許可 番号	業 者 名	本 社 所 在 地	連絡先	登録車両 台数
1229	(有) マツヤマ	豊田市梅坪町 6 丁目 7 番地 2	0565-34-6701	3
1230	トヨキン (株)	豊田市鴻ノ巣町 3 丁目 33 番地	0565-28-2222	24
1231	(有) コスモテクノ	名古屋市守山区西川原町 82 番地	052-796-3633	4
2001	トヨタ衛生保繕 (株)	豊田市若草町 1 丁目 1 番地 1	0565-32-4666	1
2002	(有) 猿投衛生社	豊田市越戸町下能田 2 1 9 番地	0565-45-0676	4
2004	東邦清掃 (株)	安城市石井町石原 5 5 番地 1	0566-92-1605	10
2006	(有) ヤハギエコノス	豊田市御作町亀割 1165 番地 7	0565-76-6330	4

(循環型社会推進課)

(2) し尿関係

ア し尿処理施設

(令和 5 年 11 月 22 日現在)

名 称	所 在 地	処理能力 (kl/日)	受入地域	電話番号
砂川衛生プラント	みよし市三好丘旭 4 - 19 - 15	2 0 0	豊田市・みよし市	0561-36- 4400
逢妻衛生プラント	豊田市前林町前越 1	3 5 0	豊田市・知立市	0565-52- 3318

(清掃施設課)

イ し尿運搬車

(令和 5 年 12 月 1 日現在)

市 有			業 者 所 有		
バキューム車 (台)	その他 (台)	計 (台)	バキューム車 (台)	その他 (台)	計 (台)
3	—	3	70	12	82

(清掃業務課、循環型社会推進課)

ウ 業務車両 (し尿) の保有状況

(令和 5 年 11 月 22 日現在)

区 分		車 種	積載量 又は能力	台 数
清掃事業所	し尿収集用	バキューム	1.80kl	3
		計		3
	連絡用	乗用車		1
		計		1
逢妻衛生プ ラント	連絡用	乗用車		1
		計		1
合 計				5

(清掃業務課) (清掃施設課)

工 一般廃棄物収集運搬業（し尿）許可業者一覧

（令和 5 年 12 月 1 日現在）

許可 番号	業 者 名	所 在 地	連絡先 電話番号	登録車両台数
2001	トヨタ衛生保繕（株）	豊田市若草町一丁目 1 番地 1	0565-32-4666	18
2002	（有）猿投衛生社	豊田市越戸町下能田 2 1 9 番地	0565-45-0676	11
2003	（株）豊環	豊田市大林町 4 丁目 8 番地	0565-28-2020	12
2004	東邦清掃（株）	安城市石井町石原 5 5 番地 1	0566-92-1605	11
2005	浄化槽管理センター（株）	豊田市森町 1 丁目 9 2 番地	0565-87-1025	3
2006	（有）ヤハギエコノス	豊田市御作町亀割 1 1 6 5 番地 7	0565-76-6330	7
2007	（株）光商事	岡崎市薮田 2 丁目 1 2 番地 8	0564-21-5265	1
307	（株）東海環境衛生社	静岡市葵区山崎 1 丁目 4 番地の 2 8	0536-62-1464	9

（循環型社会推進課）

オ 一般廃棄物処分業許可業者一覧（委託業者を含む）

（令和 5 年 12 月 1 日現在）

許可 番号	業 者 名	所 在 地	連絡先 電話番号	取扱品目
委託	トヨキン 株式会社	豊田市鴻ノ巣町三丁目 33 番地	0565-28-2222	金属ごみ 廃蛍光灯 廃乾電池
3003	株式会社 鈴鍵	豊田市中金町塚ノ木 111 番地 3	0565-41-2003	木くず
3004	フルハシ E P O 株式会社	名古屋市中区金山 1 丁目 14 番地 18 号	052-324-9088	木くず
3006	コメジ・ソシオ 株式会社	豊田市九久平町築場 26 番地 3	0565-58-1100	木くず
委託	循環資源 株式会社	豊田市貝津町西向畑 7 番 2 4	0565-46-2811	ペットボトル ガラスびん 飲料缶
委託	豊田リサイクル協同組合	豊田市本新町 5 丁目 7 8 番地 1	0565-32-2885	古紙類 古布類

（循環型社会推進課）

カ 汚水一時貯留施設一覧

(令和5年4月1日現在)

No	施設名 (利用箇所)	所在地	管理者	有効貯留量 (m ³)
1	伊保浄化センター	伊保町下川原 62	下水道施設課	1,749
2	畝部浄化センター	畝部西町高正 6-1	下水道施設課	1,626
3	五ヶ丘浄化センター	五ヶ丘 2-1-1	下水道施設課	3,088
4	柳川瀬浄化センター	畝部東町稻荷 16-1	下水道施設課	1,392
5	元宮中継ポンプ場	元宮町 4-51	下水道施設課	485
6	松平団地第 1 污水处理施設	松平志賀町コゼ 44	下水道施設課	341

(下水道施設課)

(3) 災害廃棄物一次仮置場（候補地）一覧

(令和5年11月1日現在)

No.	施設名 (利用箇所)	所在地	管理者	有効面積 (m ²)
1	豊田地域文化広場 (グラウンド、テニスコート)	西田町けやき 1	市民活躍支援課	13,000
2	猿投棒の手ふれあい広場 (グラウンド、テニスコート)	猿投町別所 23-1	愛知県	11,000
3	小原ふれあい公園 (グラウンド)	小原町孫八 5456	小原支所	10,000
4	足助バイパス越田和残土処分場	富岡町度合他	足助支所	45,075
5	旭高原自然活用村	余平町梶呂畑 51-1	旭支所	3,000
6	愛知県総合射撃場	宇連野町ウネ畑 12-95	愛知県	20,000
7	稲武シシナド運動公園	川手町ヒロミ 2 番地	国（国土交通省） 管理者：公園緑地管理課	3,200
8	豊田スタジアム (芝生広場、南駐車場)	千石町 7-2	スポーツ振興課	28,000
9	柳川瀬公園 (グラウンド)	畝部東町柳川瀬 1-1	スポーツ振興課	16,000
10	高岡運動広場 (グラウンド、テニスコート)	高岡町秋葉山 10	高岡支所	9,200
11	高岡公園 (グラウンド、多目的広場)	中田町川向 63	スポーツ振興課	32,000
12	緑の公園	市場町陣出 879	小原支所	15,000
13	豊田市生涯学習センター 小原交流館（駐車場）	永太郎町落 681	小原支所	3,000
14	下山運動場 (多目的運動場)	大沼町舟橋 28-1	下山支所	5,565

15	下山運動場 (テニスコート)	大沼町舟橋 28-1	下山支所	1,529
16	残土処理場	大桑町コンデ嶋 13-14	下山支所	5,000
17	稲武夏焼グラウンド	夏焼町クルミサワ 131	稲武支所 ／個人2名	7,000
18	逢妻運動広場 (グラウンド)	西新町 6-133	スポーツ振興課	7,800
19	保見南山ふれあい広場 (グラウンド)	保見町四ツ足 141- 2	公園緑地つかう課	8,600
20	野入広場 (広場)	野入町姥ガ洞 24-49 他	野入財産区	10,000
21	深見町資源保管庫 (資源等一時保管場所)	深見町岩花 1067- 1	清掃業務課	5,000
22	公益財団法人豊田加茂整備公社 (埋立処分場)	御船町山ノ神 56- 8	産業労働課	30,000
23	グリーン・クリーンふじの丘 (第2期、第3期予定地)	藤岡飯野町大川ケ原 1161- 89	清掃施設課	14,700
24	緑のリサイクルセンター (ほ場)	枝下町下笹沢 197	清掃施設課	5,800
25	梅坪中央公園	東梅坪町 1-6	公園緑地つかう課	7,600
26	平芝坂の上公園	平芝町 4-12	公園緑地つかう課	2,700
27	千足町ふれあい広場	千足町 1-1-7	公園緑地つかう課	5,000
28	山ノ手公園	山之手 7-45-1	公園緑地つかう課	8,000
29	深田公園	深田町 4-28	公園緑地つかう課	9,000
30	丸山公園	丸山町 5-13	公園緑地つかう課 (テニス場：スポーツ課)	11,600
31	扶桑公園	扶桑町 5-73	公園緑地つかう課	6,400
32	東山町ふれあい広場	豊田市東山町 4-1117-181	公園緑地つかう課	4,300
33	豊田市鞍ヶ池公園 (プレイハウス周辺広場)	矢並町法沢 713-24	公園緑地つかう課	6,800
34	五ヶ丘運動広場 (サッカーコート、グラウンド)	五ヶ丘 6-1	スポーツ振興課	12,000
35	加茂川公園	東山町 3-1	公園緑地つかう課 (管理：高橋支所)	5,600
36	鴻巣池公園 (未開設)	大島町元の山	公園緑地つかう課	7,400
37	若林東公園	若林東町石根 47	公園緑地つかう課	14,400
38	若林西公園	若林西町門田 52	公園緑地つかう課	6,000
39	西岡町児童遊園 西岡町ふれあい広場	西岡町唐池 84、85-1	公園緑地つかう課	7,000

40	前林ふれあい広場	高丘新町上平地 3	公園緑地つかう課	5,800
41	豊田市運動公園 (ソフトボール場、南側広場)	高町東山 134-7	スポーツ振興課	7,200
42	豊田市運動公園 (野球場)	高町東山 40、54	スポーツ振興課	12,500
43	幸穂台公園	幸穂台 3-7	公園緑地つかう課	6,500
44	豊田市藤岡総合グラウンド野球場	木瀬町徳万場 826-5	藤岡支所	10,000
45	大芝公園 全国育樹祭記念公園	西中山町下山田 10 他	愛知県	18,500
46	愛知県緑化センター	西中山町猿田 21-1	愛知県	14,000

(循環型社会推進課)

8 火葬場

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	炉数
豊田市古瀬間聖苑	古瀬間町小田 8 2 0	1 3

(総務監査課)

第3 必需物資の備蓄及び調達

1 生活物資

(1) 食糧等の備蓄

(令和5年3月31日現在)

品 目	単位	現 状	備 考
ソフトパン (缶)	缶	35,932	
アルファ化米 (五目)	食	30,750	
〃 (ひじき)	〃	22,750	
〃 (梅粥)	〃	5,000	
乾燥米飯 (はんぶん米)	〃	11,850	
クラッカー等	〃	53,952	
飲料水	本	169,876	
粉ミルク	包	8,000	
液体ミルク	個	3,360	

※備蓄数基準：発災から3日間の避難者数3食分及び帰宅困難者1食分

(防災対策課)

(2) 生活必需品等の備蓄

(令和5年3月31日現在)

品 目	単位	現 状	備 考
毛布	枚	24,601	
アルミござ	枚	4,519	
フェイスタオル	枚	36,303	
バスタオル	枚	1,510	
ポケットティッシュ	個	112,750	
哺乳瓶	個	1,500	
乳幼児用紙おむつ	枚	29,868	
成人用紙おむつ	枚	9,904	
生理用品	枚	61,920	
メガホン	個	1,000	

ハンドマイク	個	25	
救助セット	セット	27	
防水シート	枚	1,497	
土のう袋	枚	38,870	
折りたたみ式リヤカー	台	62	
発電機	基	164	
燃料缶詰セット	セット	1,304	4缶（1リットル）/セット

（防災対策課）

(3) 生活物資緊急調達協定事業者一覧

(令和4年3月9日現在)

協定団体の名称	所在地	連絡先
(株) エイデンサカキヤホームエキスポ豊田	〒471-0866 上拳母4-1-1	36-2000 (店)
カシマゴビルディング(株)	〒471-0025 西町5-5	31-2311 (店)
(株) カーマホームセンター豊田宮上店	〒471-0038 宮上町4-50-3	34-1727 (店)
(株) カーマホームセンター豊田若林店	〒473-0914 若林東町竹陽73-1	53-2201 (店)
イオン(株) 高橋店	〒471-0014 東山町1-5-1	88-6511 (店)
イオン(株) 豊田店	〒471-0864 広路町1-1	33-8111 (店)
トヨタ生活協同組合	〒470-1201 豊栄町2-111	28-4817 (店)
あいち豊田農業協同組合	〒471-0025 西町4-5	52-5155 (店)
(株) 山信商店	〒471-0064 梅坪町 9-3-2	33-0249 (本)
えぶろんフーズ(株)	〒471-0038 宮上町 3-39-3	33-2248 (本)
株式会社カインズ (カインズ豊田四郷店)	〒470-0373 豊田四郷駅周辺土地区画整理事業 24 街区	41-5333 (店)

(防災対策課)

ア 医薬品その他衛生材料の調達

(令和5年11月1日現在)

品 名	調達先	所在地区	電 話	F A X
医薬品	愛知県医薬品卸協同組合	名古屋市中区	052-212-8902	052-212-8903
医療ガス	一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 東海地域本部	名古屋市中村区	052-551-0706	052-551-0707
衛生材料	中部衛生材料協同組合	名古屋市西区	052-531-1815	052-531-1889
歯科用品	東海歯科用品商協同組合 愛知県支部	名古屋市千種区	052-752-1215	052-752-1218
医療機器	愛知県医療機器販売業協会	名古屋市中区	052-251-6669	052-251-8244

(注) 調達方法は、「災害時における医薬品等供給マニュアル【暫定版】(愛知県)」による。

((保) 総務課)

第4 建設機械（道路復旧・障害物排除等に使用するもの）の保有及び調達

1 建設機械の保有状況

（令和5年10月30日現在）

区 分	総務部	産業部	建設部	上下水道局	総 計
ショベルローダー			1	1	2
バックホウ				2	2
ダンプトラック		1	2	6	9
トラック	2	6	4	6	19
その他					
合計	2	7	7	15	32

（防災対策課、道路維持課、水道維持課）

2 建設機械の調達

（令和5年10月30日現在）

調 達 先	電 話	常 時 保 有 機 械					所在地
		ブルドーザー	ホイール式 ショベル	バックホー	クレーン式 トラック	ダンプ トラック	
豊田土木建設協力会	48- 5277	2	3	2 7	4	3 0	保見町南山 123-5
豊田環境ビジョン協 議会	41- 3300	0	6	4 1	6	4 7	田代町8-16-2
豊田都市整備研究会	32- 1152	1 7	4 7	2 5 4	3 8	1 8 5	八幡町 3-21-1
計		1 9	5 6	3 2 2	4 8	2 6 2	

（道路維持課）

第5 輸送車両等の保有状況等

1 事前申請による緊急輸送車両一覧

(令和5年4月1日から)

番号	用途種別	使用目的	車両番号	所属 CD	使用課	車名
1	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	三河 100 さ 51-18	AE09	清掃業務課	トイエ・スタンプ
2	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 19-62	AB01	(総) 庶務課	ハッリ
3	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 300 す 89-86	AB01	(総) 庶務課	ハイ・スコーン
4	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 さ 63-22	AU02	旭支所	プロ・メックス
5	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 30-63	AU03	足助支所	トイエ・スキャパー
6	普通乗用	災害の発生の防範又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 す 30-34	AU03	足助支所	プリウス
7	小型乗用	災害の発生の防範又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 た 96-75	AU03	足助支所	加・ラフィエター
8	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 す 16-98	AU04	稲武支所	ハッリ
9	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 た 92-85	AU04	稲武支所	加・ラフィエター
10	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 た 81-24	AU04	稲武支所	エスティマ
11	軽貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 い 21-22	AU04	稲武支所	ハルバットトラック
12	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 た 81-18	AU05	小原支所	エスティマ
13	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 た 60-78	AU05010	和紙のふるさと	プリウス
14	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 さ 19-24	AU05	小原支所	プロ・メックス
15	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 ち 29-94	AE04	廃棄物対策課	ランクル・プラト
16	軽貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 483 う 05-30	AE09	清掃業務課	ダイハツハルバット
17	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 は 00-36	AE11	清掃施設課	ヒノダン・10 トン
18	普通乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 300 ち 06-17	AY01	(保) 総務課	プリウス
19	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 13-89	AG04	農地整備課	タフ・エス・パ
20	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ち 67-14	AG04	農地整備課	RAV4
21	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 21-27	AH09	道路維持課	デュトロ・スタンプ
22	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 16-92	AH09	道路維持課	RAV4
23	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 54-41	AH12	河川課	プロ・メックス

		する事項				
24	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 74-89	AJ23	公園緑地つかう課	プロムックス
25	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 21-16	AH17	地域建設課	デット
26	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 62-30	KC05020	稲武給食センター	プロムックス
27	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 63-05	AW06020	民芸館	プロムックス
28	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 と 40-38	AB01	(総) 庶務課	パッリ
29	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 79-41	AC05	資産税課	ラケイス
30	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 て 66-26	AX02	総務監査課	ラケイス
31	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 88-09	AY01	(保) 総務課	プロムックス
32	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 て 58-50	AG07	森林課	RAV4
33	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 て 98-16	AJ23	公園緑地つかう課	RAV4
34	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 72-59	AJ16030	花園区画整理事務所	ブーン
35	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 72-58	AJ06	建築相談課	ブーン
36	小型乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 と 33-11	AY02	保健衛生課	ア
37	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 と 43-83	AY02	保健衛生課	プリウス PHV
38	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 73-63	AC08	債権管理課	パッリ
39	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 73-62	AC08	債権管理課	パッリ
40	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 と 00-46	AY04	地域保健課	パッリ
41	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 と 60-84	AX05	障がい福祉課	ブーン
42	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 さ 84-82	AX03	福祉総合相談課	プロムックス
43	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 96-86	AG07	森林課	プロムックス
44	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 26-88	AH09	道路維持課	トヨエースアップ
45	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 と 01-58	AH11	土木課	加-ファイナルガー
46	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 79-43	AC05	資産税課	ラケイス
47	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 78-23	AC05	資産税課	パッリ
48	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 す 14-92	AB01	(総) 庶務課	クワンエストラック
49	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 に 61-55	AB01	(総) 庶務課	加-ファイナルガー

50	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 79-00	AH08	土木管理課	ハッリ
51	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 96-87	AH14	幹線道路推進課	プロムックス
52	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 す 07-14	AY02	保健衛生課	ハイ・スパン
53	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 な 99-59	AY03	感染症予防課	プリウス PHV
54	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 さ 97-00	AW06010	市史編さん室	プロムックス
55	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	三河 400 つ 91-09	KC80	豊田市学校給食協会 (平和給食センター)	プロムックス
56	小型乗用	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 め 79-50	AU03	足助支所	ダイハツ・ゴ
57	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 す 25-05	AG07	森林課	ジムニー
58	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 さ 88-30	AB01	(総) 庶務課	ハイ・スパン
59	小型乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 と 65-99	AE111040	清掃施設課 (達妻衛生プラント)	ハッリ
60	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 す 45-02	AX07	介護保険課	ヒュンダイ・ソナタ
61	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 す 44-00	AB01	(総) 庶務課	ハイ・スパン
62	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 300 と 73-33	AB01	(総) 庶務課	ノア
63	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 め 99-15	AU05	小原支所	加・ラフィエルター
64	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 44-63	AW81	市民活躍支援課 (豊田市文化振興財団)	ライト・ス
65	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 17-88	AE09	清掃業務課	ヒルジヤ
66	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 17-91	AE09	清掃業務課	ヒルジヤ
67	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 18-02	AE09	清掃業務課	ヒルジヤ
68	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 18-09	AE09	清掃業務課	ヒルジヤ
69	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 18-95	AE09	清掃業務課	ヒルジヤ
70	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 19-16	AE09	清掃業務課	ヒルジヤ
71	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 19-17	AE09	清掃業務課	ヒルジヤ
72	し尿回収	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 27-05	AE09	清掃業務課	ヒルジヤ
73	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 36-81	AH09	道路維持課	ダイ
74	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 36-82	AH09	道路維持課	ダイ

		する事項				
75	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 44-01	AJ23	公園緑地つかう課	プロミックス
76	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 せ 70-92	AX04	生活福祉課	ビクスエボウ
77	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ね 44-73	AG07	森林課	ラッシュ
78	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ね 44-72	AG07	森林課	ラッシュ
79	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 40-12	AH17	地域建設課	ササートバン
80	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 は 21-74	AU02	旭支所	プリウス PHV
81	軽貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 い 87-96	AU02	旭支所	ハイエットトラック
82	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 55-20	AH17	地域建設課	プロミックス
83	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 と 61-91	AY04	地域保健課	ラティス
84	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 580 か 50-26	KC05020	稲武給食センター	グハツミ
85	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 01-68	AG04	農地整備課	プロミックス
86	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 す 60-75	AY04	地域保健課	プロミックス
87	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 は 34-87	AB01	(総) 庶務課	加-ファイナルダー
88	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 は 34-86	AB01	(総) 庶務課	加-ファイナルダー
89	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ひ 23-29	AB01	(総) 庶務課	加-ファイナルダー
90	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 は 21-77	AU05	小原支所	プリウス PHV
91	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 67-57	AU11	藤岡支所	ササート
92	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 11-63	AU12	松平支所	ビクスエボウ
93	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 は 21-81	AU12	松平支所	プリウス PHV
94	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ひ 23-32	AU13	交通安全防犯課	加-ファイナルダー
95	普通貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 100 さ 46-72	AU13	交通安全防犯課	タウエーエボウ
96	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 46-86	AE09	清掃業務課	ヒナソフ
97	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 46-93	AE09	清掃業務課	トリエスターエニク
98	し尿回収	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 31-69	AE09	清掃業務課	ヒナエト
99	し尿回収	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 33-43	AE09	清掃業務課	グハツミ
100	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 は 03-99	AE11	清掃施設課	ヒナソフ 10 ト

101	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 42-50	AG04	農地整備課	加-ファイルター
102	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 43-37	AG06	農政課	ヒ°クスバン
103	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 41-79	AH09	道路維持課	ター付
104	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 41-80	AH09	道路維持課	ター付ターフ°
105	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 34-08	AH09	道路維持課	路面清掃車
106	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 80-43	AH11	土木課	プロミックス
107	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 う 84-55	AH12	河川課	ハセット
108	普通乗用	消防、水防その他の応急措置に関する事項	三河 800 す 19-77	AH12	河川課	ラントクルザー
109	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ひ 96-43	AH14	幹線道路推進課	プリウス PHV
110	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 23-31	AH14	幹線道路推進課	加-ファイルター
111	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 60-74	AH14	幹線道路推進課	プロミックス
112	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 67-13	AJ02	交通政策課	プロミックス
113	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 80-45	AJ16010	土橋区画整理事務所	プロミックス
114	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 ひ 48-71	AT02	秘書課	レクス
115	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 て 78-24	AC05	資産税課	ハ°ッリ
116	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 す 67-12	AX04	生活福祉課	プロミックス
117	軽貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 480 え 43-38	AX04	生活福祉課	ヒ°クスバン
118	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 す 45-01	AX07	介護保険課	ヒ°クスエホ°ッ
119	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 ひ 48-72	FA01	議会事務局	レクス
120	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 23-34	AW02	文化振興課	加-ファイルター
121	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 50-39	AW06	文化財課	プロミックス
122	小型乗用	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	豊田 500 の 20-41	KC04	学校づくり推進課	加-ファイルター
123	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ひ 23-36	AU07	猿投支所	加-ファイルター
124	普通乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 300 ね 93-06	AU13	交通安全防犯課	プリウス
125	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 31-58	AJ16	市街地整備課	加-ファイルター
126	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 54-85	KC80	豊田市学校給食協	プロミックス

		する事項			会 (中部給食センタ ー)	
127	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に する事項	三河 502 そ 45-97	KC80	豊田市学校給食協 会 (中部給食センタ ー)	ハ° ッリ
128	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 500 は 21-78	AU08	下山支所	ﾌﾟﾘｸｽ PHV
129	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難 の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-91	AC05	資産税課	ハ° ッリ
130	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難 の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-93	AC05	資産税課	ハ° ッリ
131	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難 の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-94	AC05	資産税課	ハ° ッリ
132	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に 関する事項	豊田 100 さ 02-96	AE11	清掃施設課	ﾄﾖｰｽﾀﾞﾝﾌﾟ 2ﾄﾝ
133	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 500 は 34-88	AJ24	開発調整課	ハ° ッリ
134	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 は 59-55	AU06	上郷支所	ﾙｰﾐｰ
135	普通乗用	犯罪の予防、交通の規制その他 災害地における社会秩序の維持 に関する事項	豊田 300 と 57-55	AU13	交通安全防犯課	ﾌﾟﾘｸｽ PHV
136	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難 の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 86-86	AB01	(総) 庶務課	ﾌﾞﾛｯｸｽ
137	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難 の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 86-87	AB01	(総) 庶務課	ﾌﾞﾛｯｸｽ
138	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 400 す 94-10	AB01	(総) 庶務課	ﾚｼﾞｱｽﾈｰｽ
139	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難 の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 06-92	AC05	資産税課	ハ° ッリ
140	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 800 さ 36-53	AH09	道路維持課	RAV4
141	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 800 さ 36-70	AH09	道路維持課	RAV4
142	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 400 す 94-13	AH09	道路維持課	ﾌﾞﾛｯｸｽ
143	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 400 す 90-56	AH10	街路課	ﾌﾞﾛｯｸｽ
144	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 400 す 90-57	AH10	街路課	ﾌﾞﾛｯｸｽ
145	小型貨物	消防、水防その他の応急措置に 関する事項	豊田 400 す 94-12	AH1201 0	矢作川研究所	ﾌﾞﾛｯｸｽ
146	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 500 ひ 62-36	AH14	幹線道路推進課	ｶｰﾌｨｰﾙﾀﾞｰ
147	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 300 ほ 01-22	AH18	建設企画課	ﾌﾟﾘｸｽ
148	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 480 え 54-07	AH19	道路予防保全課	ﾋﾞｴｽﾊﾞﾝ
149	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 400 す 86-84	AJ23	公園緑地つかう課	ｸﾗｼﾞｰﾊﾞﾝ
150	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に する事項	豊田 400 す 93-29	AJ23	公園緑地つかう課	ｸﾞｲﾀﾞﾝﾌﾟ

		する事項				
151	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 93-37	AJ23	公園緑地つかう課	ﾀｲﾀﾞﾝﾌﾟ
152	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ひ 62-32	AK02	子ども家庭課	ﾊﾟｯｼ
153	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ひ 62-33	AK02	子ども家庭課	ﾊﾟｯｼ
154	普通乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 500 ふ 06-87	AU01	地域支援課	加-ﾌｧｲﾙﾀﾞｰ
155	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ひ 47-11	AU03	市民活躍支援課 (豊田市文化振興財団)	加-ﾌｧｲﾙﾀﾞｰ
156	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 す 90-55	AX04	生活福祉課	ﾌﾞﾛｯｸｽ
157	軽自動車	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ひ 84-50	AY02	保健衛生課	加-ﾌｧｲﾙﾀﾞｰ
158	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ち 06-30	AY04	地域保健課	ﾋﾞｸｽｲﾎﾟｯｸ
159	普通乗合	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 200 さ 05-47	AB01	(総) 庶務課	ｺｰｽﾀｰ EX
160	普通乗合	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 200 は 01-55	AB01	(総) 庶務課	ﾋﾉ大型ﾊﾞｽ
161	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 す 97-02	AU02	旭支所	ｻｸｼｰﾄﾞ
162	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 え 93-13	AU08	下山支所	ﾋﾟｸｽﾄﾗｯｸ
163	小型貨物	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 400 せ 01-39	AU08	下山支所	ﾌﾞﾛｯｸｽ
164	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ふ 68-93	AU08	下山支所	ﾗｲｽﾞ
165	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 は 03-02	AE1101 0	藤岡プラント	ﾋﾉﾀﾞﾌﾟ 8ﾄﾝ
166	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 46-94	AE1103 0	グリーン・クリーン ふじの丘	ﾃﾞｭﾄ
167	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 08-45	AB01	(総) 庶務課	ﾌﾞﾛｯｸｽ
168	小型乗用	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ひ 23-30	AE03	環境保全課	加-ﾌｧｲﾙﾀﾞｰ
169	小型貨物	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 400 す 86-85	AE03	環境保全課	ﾌﾞﾛｯｸｽ
170	小型乗用	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ふ 06-90	AE03	環境保全課	ﾊﾟｯｼ
171	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ふ 93-99	AE04	廃棄物対策課	ﾗｲｽﾞ
172	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 07-46	AE09	清掃業務課	ﾄﾚｰｽﾀｲ
173	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 64-17	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄ
174	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 64-67	AE09	清掃業務課	ﾋﾉﾃﾞｭﾄ
175	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 31-71	AE09	清掃業務課	ﾄﾚｰｽﾀｲ
176	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 93-97	AG05	卸売市場	ﾊﾟｯｼ

		する事項				
177	普通乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ふ 56-40	AG11	産業労働課	加-ファイルター
178	普通特殊	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 800 さ 38-33	AH09	道路維持課	RAV4
179	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 56-39	AH11	土木課	加-ファイルター
180	軽貨物	消防、水防その他の応急措置に関する事項	豊田 480 え 33-01	AH12	河川課	ビークスバン
181	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 56-44	AJ16	市街地整備課	パッリ
182	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-07	AJ26	建築整備課	加-ファイルター
183	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 580 せ 70-93	AK02	子ども家庭課	ビークスバック
184	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-06	AW01	市民活躍支援課	加-ファイルター
185	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 08-47	AW01030	ものづくりサポートセンター	プロボックス
186	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 す 74-26	AW04	生涯スポーツ推進課	プロボックス
187	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 56-41	AW06	文化財課	加-ファイルター
188	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ふ 93-98	AX04	生活福祉課	パッリ
189	小型乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ふ 93-96	AY03	感染症予防課	パッリ
190	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 と 60-85	AY05	保健支援課	ブーン
191	普通乗用	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	豊田 330 せ 08-69	KC03020	青少年相談センター	プリウス PHV
192	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 08-48	KC05	保健給食課	プロボックス
193	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 300 み 16-54	AG07	森林課	RAV4
194	軽乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 480 か 06-67	AU02	旭支所	ハイエッタコッ
195	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 49-55	AU08AU03	下山支所	ノア
196	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 て 12-10	KC05010	足助給食センター	ブーン
197	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 け 34-57	AY04	地域保健課	ミライス
198	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 は 73-82	AY04	地域保健課	加-ファイルター
199	小型貨物	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 400 せ 08-46	AB01	(総) 庶務課	プロボックス
200	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 17-85	AE09	清掃業務課	プロボックス
201	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 さ 68-10	AE09	清掃業務課	ヒルシヤ
202	小型貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 10-58	AE13	循環型社会推進課	プロボックス

		関する事項				
203	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 03-99	AG04	農地整備課	ハイエットカーゴ
204	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 03-98	AH08	土木管理課	ハイエットカーゴ
205	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 に 31-60	AH11	土木課	加-ファイナルター
206	普通特殊	消防、水防その他の応急措置に関する事項	三河 800 は 02-66	AH12	河川課	ヒルシグヤー
207	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ほ 32-52	AJ11	区画整理支援課	加-ファイナルター
208	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ほ 05-12	AJ16	市街地整備課	パッリ
209	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ほ 32-55	AK02	子ども家庭課	パッリ
210	小型乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 500 ほ 79-90	AK02	子ども家庭課	ノア
211	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ほ 32-56	AK04	保育課	パッリ
212	小型乗用	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 ほ 32-54	AN05	都市計画課	加-ファイナルター
213	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 は 21-82	AN07	未来都市推進課	プリウス PHV
214	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 ま 83-32	AN07	未来都市推進課	MIRAI
215	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 580 て 85-77	AN07	未来都市推進課	C+ pod
216	普通乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 300 み 83-07	AZ02	秘書課	アルファード
217	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ほ 32-53	AU10	高橋支所	加-ファイナルター
218	小型貨物	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 480 か 05-96	AU11	藤岡支所	ハイエット
219	普通乗用	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 は 21-80	AU11	藤岡支所	プリウス PHV
220	小型乗用	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 500 せ 84-93	AU11	藤岡支所	パッリ
221	普通乗用	緊急輸送の確保に関する事項	豊田 300 つ 84-53	AU11	藤岡支所	イステア
222	小型乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 500 ふ 56-43	AU13	交通安全防犯課	加-ファイナルター
223	小型乗用	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	豊田 500 ふ 79-14	AU13	交通安全防犯課	加-ファイナルター
224	普通乗用	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 な 85-69	AU14	防災対策課	プリウス PHV
225	普通乗用	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 300 ね 63-59	AU14	防災対策課	ランドクルーザープラド
226	小型貨物	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 400 す 94-11	AU14	防災対策課	レジアスエース

227	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 05-13	AW01020	とよた男女共同参画センター	ハ°ッリ
228	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-08	AW08	ラリーまちづくり推進課	加-ファイナルター
229	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 え 78-88	AW06	文化財課	ハイゼ°ットラック
230	軽貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 480 か 00-70	AY02	保健衛生課	ビ°クスバ°ン
231	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 05-14	AY04	地域保健課	ハ°ッリ
232	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ほ 05-15	AY04	地域保健課	ハ°ッリ
233	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 た 00-89	AY04	地域保健課	ビ°クスバ°ン
234	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 た 00-87	AY04	地域保健課	ビ°クスバ°ン
235	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ち 06-32	AY04	地域保健課	ビ°クスバ°ン
236	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 ち 06-34	AY04	地域保健課	ビ°クスバ°ン
237	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 に 61-57	AY04	地域保健課	ハ°ッリ
238	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 22-55	KC80	豊田市学校給食協会	プロホ°ックス
239	小型乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ま 32-06	AB01	(総) 庶務課	ハ°ッリ
240	小型乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ま 32-07	AB01	(総) 庶務課	ハ°ッリ
241	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ま 32-24	AB01	(総) 庶務課	ハ°ッリ
242	小型乗用	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	豊田 500 ま 49-48	AB01	(総) 庶務課	RAIZE
243	軽乗用	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	豊田 580 な 40-67	AC05	資産税課	ミライス
244	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 33-41	AE09	清掃業務課	ヒノデ°トロ
245	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 32-69	AE09	清掃業務課	ヒノデ°トロ
246	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 34-87	AE09	清掃業務課	トヨエス
247	普通貨物	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 400 せ 29-02	AE09	清掃業務課	トヨカ°付
248	ごみ収集	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 800 さ 37-26	AE09	清掃業務課	ヒノデ°トロ
249	普通・ダンプ	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 100 せ 25-82	AE09	清掃業務課	ヒノデ°トロ
250	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 は 21-67	AE11	清掃施設課	プリウス PHV
251	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 300 は 21-68	AE13	循環型社会推進課	プリウス PHV
252	軽貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 480 か 33-67	AG14	農業振興課	ハイゼ°ットラック

		する事項				
253	普通貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 100 さ 70-92	AH09	道路維持課	デットダンプ
254	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 500 ふ 79-12	AH10	街路課	加-ラファイルター
255	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 34-05	AJ22	公園緑地つくる課	プロムックス
256	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 29-64	AJ23	公園緑地つかう課	プロムックス
257	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 32-47	AJ26	建築整備課	プロムックス
258	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 む 60-18	AN07	未来都市推進課	bZ4X
259	普通乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 300 み 67-62	AN07	未来都市推進課	FC クラニス
260	小型貨物	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 400 せ 33-07	AW06	文化財課	ハイスロンクバン
261	普通乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 500 ふ 79-09	AX04	生活福祉課	加-ラファイルター
262	小型貨物	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 400 せ 29-22	AX04	生活福祉課	プロムックス
263	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 03-08	AX05	障がい福祉課	ミライス
264	軽乗用	被災者の救難、救助その他保護に関する事項	豊田 580 な 22-12	AX05	障がい福祉課	ミライス
265	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ふ 38-92	AY03	感染症予防課	JPN TAXI
266	普通乗用	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	豊田 500 ふ 38-93	AY03	感染症予防課	JPN TAXI
267	軽乗用	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	豊田 580 な 22-11	KC04	学校づくり推進課	ミライス
268	軽乗用	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	豊田 580 な 47-64	KC0508 0	北部給食センター	ピクシブッパ

※車両更新等による、登録予定車両を含む。（水道局（上下水）総務課、（総）庶務課、防災対策課）

2 舟艇の保有状況

(令和5年4月1日現在)

用 途	水防倉庫（※を除く。）	ポータ ボート	アルミ ボート	ゴム ボート	船外機
水防用	矢作川豊田防災ステーション	2			2
	足助消防署			1	
	下山出張所	1			
	旭出張所			1	
	稲武出張所			1	
	北消防署		1		
	藤岡小原分署	1			
	保見出張所※		1		
	力石出張所※		1		
	中消防署※				
	東分署		1		
	逢妻分署		1		
	松平出張所	1			
	南消防署		2		
	西分署※		1		
	末野原分署	1			
	高岡出張所		1		
合計		6	9	3	2

((消) 総務課)

(令和3年4月1日現在)

用 途	施 設	ポータ ボート	アルミ ボート	ゴム ボート	船外機
救助業務用	足助消防署			1	2
	北消防署			2	2
	中消防署	1		1	2
	南消防署			2	2
合計		0		6	8

(警防救急課)

3 緊急時ヘリポート可能箇所一覧

(令和5年4月1日現在)

名 称	所在地	電話番号	施設 管理者	面積 (㎡)	幅(m) * 長さ(m)	至近水 利まで の距離 (m)	経度 (東経)	緯度 (北緯)	機種別
拳母小学校 グラウンド	平芝町 1-1-1	0565-31-0193	学校長	13,326	70*90	70	137 09 36	35 05 22	小型
前山小学校 グラウンド	前山町 1-24	0565-28-0192	学校長	16,217	100*110	70	137 10 15	35 02 53	小型
平井小学校 グラウンド	百々町 5-60	0565-80-3011	学校長	11,881	90*130	90	137 11 52	35 06 02	中型
高嶺小学校 グラウンド	広美町 高根2-1	0565-21-0026	学校長	14,075	65*80	40	137 07 33	35 00 16	小型
大林小学校 グラウンド	大林町 14-133	0565-28-2526	学校長	10,323	65*120	50	137 08 49	35 02 43	小型
青木小学校 グラウンド	青木町 4-5	0565-45-0025	学校長	11,217	70*120	75	137 10 56	35 06 57	中型
猿投台中学校 グラウンド	青木町 3-80	0565-45-0039	学校長	20,878	60*100	70	137 10 59	35 07 01	小型
崇化館中学校 グラウンド	栄町 2-6	0565-31-0197	学校長	18,470	60*90	80	137 09 14	35 05 44	小型
朝日丘中学校 グラウンド	朝日ヶ丘 5-34	0565-32-0198	学校長	8,213	85*125	110	137 08 54	35 04 30	中型
豊南中学校 グラウンド	水源町 1-17	0565-28-0947	学校長	28,724	90*155	110	137 10 29	35 02 51	大型
高岡中学校 グラウンド	若林西町 広崎82	0565-52-1830	学校長	19,868	120*125	100	137 05 25	35 01 52	中型
猿投中学校 グラウンド	加納町 東股15	0565-45-0264	学校長	10,958	70*90	140	137 09 57	35 09 13	小型
豊田工業高等専 門学校グラウンド	栄生町 2-1	0565-32-8811	学校長	29,000	105*225	130	137 09 09	35 06 01	大型
松平高等学校 グラウンド	鵜ヶ瀬町 桐山1	0565-58-1144	学校長	28,114	125*150	80	137 13 16	35 03 36	大型
白浜公園 野球場	日之出町 7-25	0565-31-1212	豊田市長	19,784	150*90	100	137 10 08	35 05 01	大型
豊田北高等学校 グラウンド	千石町 2-100-1	0565-80-5111	学校長	22400	215*112	50	137 10 54	35 05 17	中型
矢作緑地 越戸公園	越戸町 寺前	0565-34-6621	豊田市長	8,591	121*71	200	137 11 65	35 06 34	中型
豊田市 消防本部	長興寺5-17-1	0565-35-9720	消防長	5,000	125*41	80	137 10 14	35 03 55	中型
豊田市運動公園 陸上競技場	高町 東山4-97	0565-45-4855	豊田市長	23,300	122*191	50	137 11 35	35 07 82	中型

名 称	所在地	電話番号	施設 管理者	面積 (㎡)	幅(m) * 長さ(m)	至近水 利まで の距離 (m)	経度 (東経)	緯度 (北緯)	機種別
保見中学校 グラウンド	保見町 北山18	0565-48-8026	学校長	13,730	88*156	30	137 08 05	35 08 28	中型
柳川瀬公園体 育館グラウンド	畝部東町 稲荷25	0565-21-2232	豊田市長	26,500	154*172	50	137 09 12	34 59 60	中型
石野中学校 グラウンド	力石町 中切258-4	0565-41-2016	学校長	12,300	127*97	30	137 13 88	35 08 42	中型
若園中学校 グラウンド	花園町 脇野ノ田13-3	0565-52-2233	学校長	12,700	118*108	30	137 05 43	35 00 63	中型
矢作川豊田防災 センター	森町1-90	0565-34-6750	豊田市長	18,000	178*101	50	137 09 62	35 04 87	中型
愛知緑化セン ター第2駐車場	西中山町 猿田21-1	0565-76-2106	所長	5,000	35*140	150	137 11 38	35 09 05	小型
愛知緑化セン ター第3駐車場	西中山町 猿田21-1	0565-76-2106	所長	8,000	60*112	70	137 11 52	35 09 08	中型
本館前 芝生大広場	西中山町 猿田21-1	0565-76-2106	所長	4,000	40*105	50	137 11 44	35 09 15	小型
中山小学校 グラウンド	西中山町 蔵屋敷61	0565-76-2509	学校長	7,164	96*103	100	137 11 34	35 09 32	中型
藤岡地区 ヘリポート	深見町 岩花1067-1	0565-35-9701	消防長	26,000	75*100		137 12 10	35 10 30	大型
藤岡コミュニティ広場	藤岡飯野町 井ノ脇401	0565-76-1612	豊田市長	9,849	60*147	100	137 12 41	35 11 47	小型
飯野小学校 グラウンド	藤岡飯野町 弥治前1095	0565-76-2504	学校長	10,679	50*93	100	137 12 48	35 11 42	小型
藤岡中学校 グラウンド	木瀬町 稽古屋1163-3	0565-76-2521	学校長	24,149	79*146	200	137 13 15	35 11 58	大型
加茂丘高等学校 グラウンド	藤岡飯野町 太田代1137-30	0565-76-2241	学校長	14,400	115*133	200	137 13 38	35 11 30	大型
小原ふれあい 公園	小原町 孫八456	0565-65-2001	豊田市長	13,000	80*80	50	137 17 15	35 13 38	中型
道慈小学校 グラウンド	千洗町 道慈382-3	0565-65-2023	学校長	4,586	50*60	40	137 15 46	35 14 28	小型
小原中部小学校 グラウンド	遊屋町 向垣内191	0565-65-3002	学校長	14,621	80*90	150	137 17 40	35 14 18	中型
緑の公園 多目的広場	市場町 陣出879	0565-66-0220	豊田市長	10,000	80*100	300	137 17 57	35 13 47	大型
小原中学校 グラウンド	永太郎町 馬場59	0565-65-3011	学校長	6,082	50*90	100	137 17 58	35 14 17	中型
足助高等学校 グラウンド	岩神町 川原5	0565-62-1661	学校長	5,635	80*130	20	137 18 39	35 07 38	中型

名 称	所在地	電話番号	施設 管理者	面積 (㎡)	幅(m) * 長さ(m)	至近水 利まで の距離 (m)	経度 (東経)	緯度 (北緯)	機種別
足助消防署 場外離着陸場	桑田和町 中貝戸6	0565-62-0119	消防長	4,114	60*60		137 21 07	35 08 36	小型
下山中学校 グラウンド	大沼町 青木1	0565-90-2140	学校長	35,200	100*160	50	137 19 03	35 02 15	中型
愛知県 総合射撃場	宇連野町 ウネ畑12-95	0565-90-3971	場長	20,000			137 25 49	35 03 13	大型
下山地区 ヘリポート	大沼町 八沢118-1	0565-35-9701	消防長	2,000	100*200	50	137 19 22	35 02 30	中型
小渡小学校	下切戸町 平田3012-1	0565-68-2326	学校長	7,100	60*100	50	137 21 56	35 13 51	小型
旭中学校	杉本町 羽根1-1	0565-68-2131	学校長	1,444	38*38	290	137 22 09	35 12 04	中型
旭高原広場	余平町 梶呂畑51-1	0565-68-2755	理事長	10,000	100*100		137 24 38	35 12 57	中型
矢作川池島公園	池島町 坂口18-1	0565-68-2211	豊田市長	14,000	70*200	50	137 18 48	35 12 03	大型
矢作川島崎公園	島崎町 川原	0565-68-2211	豊田市長	6,300	70*90	30	137 21 41	35 13 27	小型
矢作川時瀬公園	時瀬町 仲島1	0565-62-0604	豊田市長	20,000	100*200	30	137 22 45	35 14 15	大型
稲武出張所 ヘリポート	稲武町 宮ノヒラ8-13	0565-82-3099	消防長	2,229	45*50	50	137 30 55	35 13 01	大型
黒田ダム	黒田町 休石	0565-82-2384	黒田区			100	137 28 60	35 11 00	小型
野外学習センター	富永町 ヨシガタ15	052-961-1111	名古屋市 長			10	137 27 96	35 12 10	小型

(警防救急課)

4 名古屋市航空機隊飛行場外離着陸場（市内）

（令和5年4月1日現在）

名 称	所 在 地	電話番号	施設等 管理者	経度（東経）			緯度（北緯）		
				度	分	秒	度	分	秒
藤岡地区ヘリポート	深見町岩花1067-1	0565-35-9701	豊田市	137	12	10	35	10	30
足助消防署ヘリポート	桑田和町中貝戸6	0565-62-0119	豊田市	137	21	07	35	08	36
旭中学校ヘリポート	杉本町羽根1-1	0565-68-2131	豊田市	137	22	09	35	12	04
矢作川豊田防災ステーションヘリポート	森町1-90	0565-35-9717	豊田市	137	09	62	35	04	87
消防本部ヘリポート	長興寺5-17-1	0565-35-9701	豊田市	137	10	14	35	03	55
稲武出張所ヘリポート	稲武町宮ノヒラ8-13	0565-82-3099	豊田市	137	30	55	35	13	01
緑の公園ヘリポート	市場町陣出875	0565-65-2001	豊田市	137	17	57	35	13	47
下山地区ヘリポート	大沼町八沢118-1	0565-35-9701	豊田市	137	19	22	35	02	30

（警防救急課）

第6 要員の確保

1 愛知県登録防災ボランティアグループ

(令和5年3月31日現在)

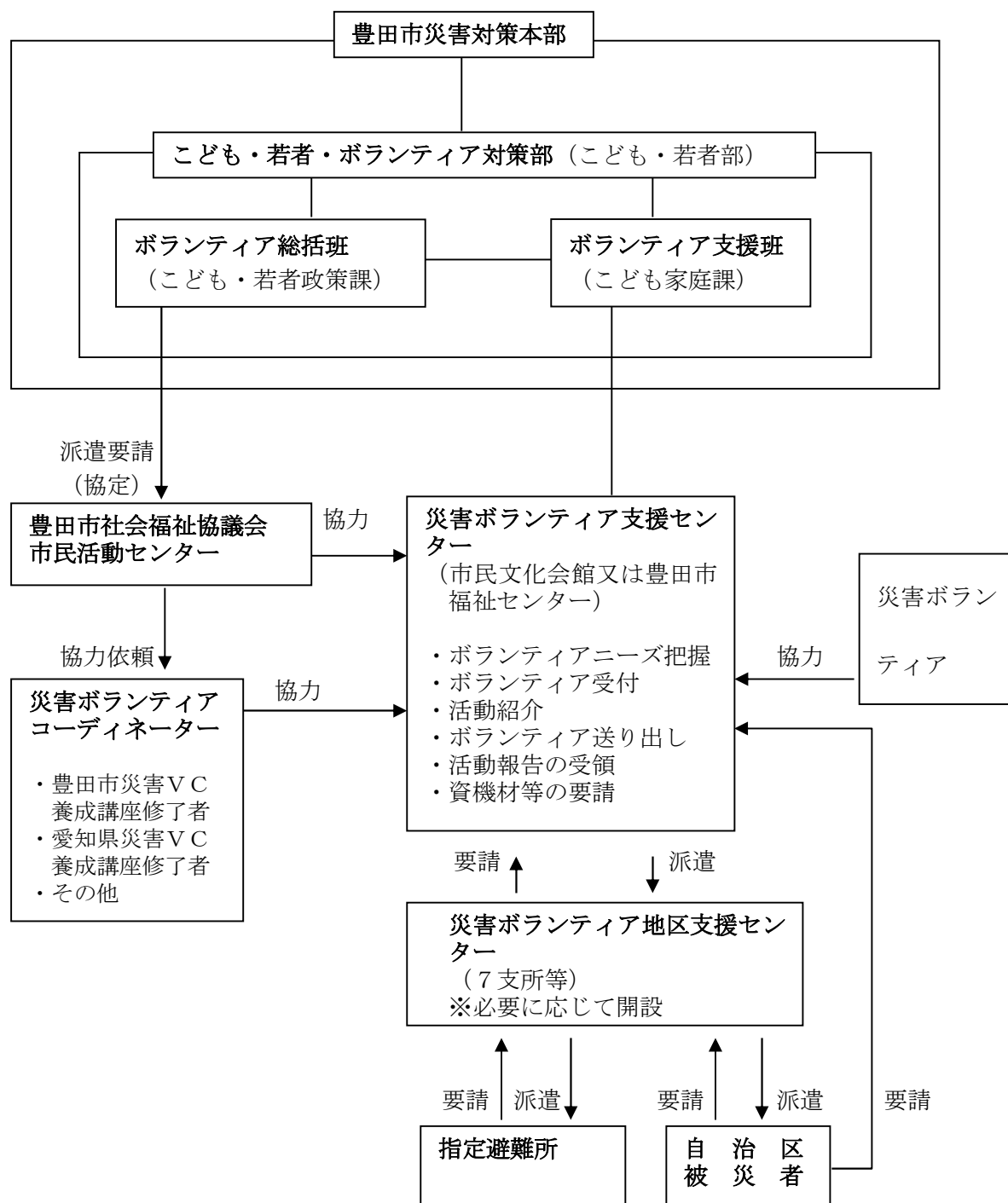
登録証番号	グループ名	活動員	活動内容	活動地域
58消第25-22号	東海ミニパワークラブ	8	アマチュア無線	県内
58消第25-30号	協豊製作所アマチュア無線クラブ	16	アマチュア無線	豊田市
58消第25-33号	三国ハムクラブ	24	アマチュア無線	豊田市
58消第25-55号	小原無線クラブ	11	アマチュア無線	豊田市(旧小原村)
7消第21-3号	中部防災ボランティア	11	一般作業、物資運搬、船舶、太陽光発電等	全国
7消第21-4号	小操研(こそうけん)	14	一般作業	三河地区
10消第21-5号	愛知災害救助犬協会	20	搜索	県内
11消第21-4号	SeRV中京	90	一般作業	愛知、岐阜、三重
11消第21-5号	名古屋レインボークラブ	19	アマチュア無線	県内
12消第21-1号	小牧災害ボランティアネットの会	43	一般作業	県内
14防第21-1号	愛知県少林寺拳法連盟	34	一般作業	県内
14防第21-2号	特定非営利活動法人レスキューストックヤード	37	一般作業	県内
14防第21-4号	一宮防災VCネット	31	一般作業	県内
16防第21-2号	アマチュア無線防災ネットワーク豊田	19	アマチュア無線	豊田市
17防第21-3号	D.R.E.T	8	救援物資の運搬等	日本全国
26防危第171-1号	一般社団法人aichikara	123	一般作業	県内

(注) 上記に掲載したグループは、本市を活動地域としている。

(愛知県地域防災計画付属資料編)

(防災対策課)

2 ボランティア受け入れ体制の整備



(こども・若者政策課、こども家庭課)

第7 地震防災緊急事業五箇年計画事業

地震防災緊急事業五箇年計画事業概要一覧（豊田市分）

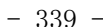
事業項目	事業名	事業量※ 1	経費の概算額 (百万円)	整備予定 年度※2	備考
1号 避難地					
2号 避難路	地方創生道整備推進交付金 (河上瀬柏洞線・田平沢平 瀬線)	2箇所 3.91km	700	H28～H32	豊田
3号 消防用施設	消防防災施設整備事業	28箇所	324	H29～H32	豊田
4号 消防活動用道路					
5-1号 緊急輸送道路					
5-2号 緊急輸送交通管制施設					
6号 共同溝等	道路事業	7箇所 4.7km	2,400	H28～H32	豊田
7号 医療機関	災害時拠点強靱化緊急促進 事業（豊田厚生病院）	1施設	16	H28	豊田
9-1号 公立小中学校等（校舎）					
11号 公的建造物					
13-1号 砂防設備					
13-2号 保安施設					
13-3号 地すべり防止施設					
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設※2	急傾斜地崩壊対策事業	22箇所	2,559	H28～H32	豊田他
	急傾斜地崩壊対策事業 (県)	4箇所	392	H28～H32	豊田他
13-5号 ため池	農村地域防災減災事業(防災 ダム事業)	9箇所	111	R4～R8	豊田
15号 防災行政無線					
16号 飲料水・電源施設等					
17号 備蓄倉庫					
19号 老朽住宅密集対策					

※1 事業量は整備予定の総数を記載。

※2 事業が完了していない場合は予定事業数を記載。

(防災対策課)

(1) 豊田市災害対策本部



(2) 豊田市災害対策本部事務分掌

対策部名・対策班名			事務分掌	
災害対策本部事務局 事務局長：地域振興部市民安全室長 事務局長補佐：防災対策課長			1 災害対策本部の運営統括に関すること。	
更新！	総合調整班（防災対策課） 班 長：防災対策課長（兼務）		1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 県災害対策本部及び豊田加茂駐在との連絡調整に関すること。 3 防災関係機関等との連絡調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請に関すること。 5 災害救助法事務の取りまとめに関すること。 6 防災情報機器の管理、運用に関すること。 7 災害対策に係る全体調整に関すること。 8 各対策部の総合調整に関すること。	
	市長公室	長…市長公室長	総合調整班（秘書課、経営戦略課） 班 長：秘書課長 副班長：経営戦略課長	1 災害対策本部員会議に関すること。 2 災害情報の分析に関すること。 3 各対策部の総合調整に関すること。 4 災害巡視に関すること。 5 災害視察者及び見舞者の対応に関すること。
			報道班（市政発信課） 班 長：市政発信課長	1 災害広報の統括に関すること。 2 報道機関への対応に関すること。 3 災害写真・ビデオ等の作成に関すること。
			東京事務所班（東京事務所） 班 長：東京事務所長	1 各省庁、その他関係機関との連絡調整に関すること。 2 出向職員の安否確認
	議会班（（議）総務課、議事調査課） 班 長：議会局長		1 議員との連絡調整に関すること。	
	受援調整班（別途選任者） （人事課、行政改革推進課、（総）庶務課、契約課、企画課、財政課、都市計画課、生活福祉課、福祉医療課、清掃施設課） 班 長：別途選任者		1 県及び他の地方公共団体等に対する人的・物的支援の要請及び、受入れに関すること。 2 企業、NPO 等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 3 物資調達及び受入れに関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 4 物資の受入れ及び配分に関すること。 5 市が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。 6 災害対策本部職員の応援に関すること。	
	情報集計班（情報システム課） 班 長：情報システム課長		1 災害情報の取りまとめに関すること。 2 災害情報の記録に関すること。 3 災害対策本部内への情報提供に関すること。	

	情報受理班（技術管理課、用地審査課、連絡要員（各対策部 1 名※）） 班 長：検査監 副班長：別途選任者 ➤ ※地域振興部は自治区対策班員及び地域情報総括班員が兼務	1 市民等からの情報受理に関すること。 2 各対策部の受援連絡に関すること。
	情報収集班（監査委員事務局） 班 長：監査委員事務局長 副班長：監査委員事務局副局長	1 国、県管理道路の被害状況及び交通規制等の情報収集に関すること。 2 ライフラインの被害状況及び対応状況等の情報収集に関すること。 3 公共交通機関の被害及び運行状況等の情報収集に関すること。 4 雨量、水位、気象等の情報収集に関すること。 5 周辺市町村の被災状況の情報収集に関すること。 6 災害対策本部内への情報提供に関すること。 7 国、県、警察、公共交通機関、ライフライン等関係機関との連絡調整に関すること。
	自治区対策班（地域支援課（別途選任者）） 班 長：地域支援課長	1 自治区との連絡調整に関すること。 2 自治区安否確認に関すること。
	地域情報総括班（交通安全防犯課（別途選任者）） 班 長：交通安全防犯課長	1 避難者名簿の取りまとめに関すること。 2 避難所施設管理者との連絡調整に関すること。
	停電対策班(未来都市推進課、環境政策課(別途選任者)) 班 長：未来都市推進課長	1 停電発生時、ライフライン事業者や建設部局と調整、給電車の配車に関すること。 2 受援調整班(庁内応援)等との連絡調整に関すること。
	企画政策対策部（企画政策部） 部 長：企画政策部長 副部長：企画政策部副部長	1 災害に伴う予算に関すること。 2 復興計画の総括に関すること。
	企画班（企画課） 班 長：企画課長 副班長：未来都市推進課長	1 部内の応援に関すること。
	財政班（財政課） 班 長：財政課長	1 災害救助に伴う予算経理に関すること。
	都市計画班（都市計画課） 班 長：都市計画課長	1 復興計画の総括に関すること。 2 土地利用の総合調整に関すること。

更新！

総務対策部（総務部、選挙管理委員会事務局、会計課） 部 長：総務部長 副部長：総務部副部長		1 災害時行政一般に関すること。 2 職員に関すること。 3 緊急物品等に関すること。 4 本庁舎の管理に関すること。
	庶務班 （（総）庶務課、法務課、選挙管理委員会事務局 情報戦略課） 班 長：（総）庶務課長 副班長：法務課長	1 公用車の管理・運用に関すること。 2 支援物資の緊急輸送に関すること。 3 法律相談に関すること。
	人事班（人事課、行政改革推進課） 班 長：人事課長 副班長：行政改革推進課長	1 職員の動員及び服務に関すること。 2 職員の厚生及び給食に関すること。
	契約班（契約課） 班 長：契約課長	1 緊急物品等の調達、保管、配分に関すること。
	財産管理班（財産管理課） 班 長：財産管理課長	1 本庁舎の防災対策の総括に関すること。 2 庁舎及び所管財産の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 3 庁舎及び所管財産の管理、運用に関すること。 4 公有財産の緊急使用に関すること。
	会計班（会計課） 班 長：会計管理者兼会計課長	1 災害対策における出納に関すること。
地区対策部（地域振興部） 部 長：地域振興部長 副部長：地域振興部自治推進室長		1 自治区に関すること。 2 地域に関すること。 3 避難所、緊急避難場所に関すること。 4 地区対策班・避難所運営班の総括に関すること。
	高橋支所班（高橋支所） 班 長：高橋支所長	1 部内の応援に関すること。
	高岡支所班（高岡支所） 班 長：高岡支所長	1 ボランティア地区支援センターの開設及び運営支援に関すること。 2 部内の応援に関すること。
	自治区対策班（地域支援課） 班 長：地域支援課	1 自治区との連絡調整に関すること。 2 自治区安否確認に関すること。 ※ 災害対策本部事務局と連携対応
	地域情報総括班（交通安全防犯課） 班 長：交通安全防犯課長	1 避難者名簿の取りまとめに関すること。 2 避難所施設管理者との連絡調整に関すること。 ※ 災害対策本部事務局と連携対応

崇化館地区対策班（別途選任者） 梅坪台地区対策班（別途選任者） 浄水地区対策班（別途選任者）※ 朝日丘地区対策班（別途選任者）※ 逢妻地区対策班（別途選任者）※ 高橋地区対策班（別途選任者） 美里地区対策班（別途選任者）※ 益富地区対策班（別途選任者） 豊南地区対策班（別途選任者）※ 末野原地区対策班（別途選任者）※ 竜神地区対策班（別途選任者）※ 若林地区対策班（別途選任者）※ 前林地区対策班（別途選任者）※ 若園地区対策班（別途選任者）※ 猿投台地区対策班（別途選任者） 猿投地区対策班（別途選任者） 保見地区対策班：保見出張所（別途選任者） 石野地区対策班：石野出張所（別途選任者） 上郷地区対策班：上郷支所（別途選任者）※ 井郷地区対策班：猿投支所（別途選任者）※ 松平地区対策班：松平支所（別途選任者） 班長：別途選任者 副班長：別途選任者	1 地区内の被害情報の収集に関すること。 2 地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した災害対応に関すること。 3 地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。 4 地区内の避難者名簿の取りまとめに関すること。 5 地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。 6 備蓄倉庫の運用管理に関すること。 7 福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 8 応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。（該当の地区対策班のみ（左記※印）） 9 ボランティアの派遣要請に関すること。 10 遺体安置所の運営等に関すること。 11 担当地区対策班内の人員調整に関すること（地区対⇔避難所、避難所⇔避難所） 12 一時車両退避場所の開設に関すること
旭地区対策班（旭支所） 班長：旭支所長 足助地区対策班（足助支所）※ 班長：足助支所長 稲武地区対策班（稲武支所） 班長：稲武支所長 小原地区対策班（小原支所） 班長：小原支所長 下山地区対策班（下山支所） 班長：下山支所長 藤岡地区対策班（藤岡支所）※ 班長：藤岡支所長	1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 地区内の被害情報の収集に関すること。 3 地区内の公共施設の応急復旧に関すること。 4 地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した災害対応に関すること。 5 地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。 6 地区内の避難者名簿の取りまとめに関すること。 7 地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。 8 地区内の広報活動に関すること。 9 備蓄倉庫の運用管理に関すること。 10 福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 11 応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。（該当の地区対策班のみ（左記※印）） 12 ボランティアの派遣要請に関すること 13 ボランティア地区支援センターの開設及び運営支

		援に関すること。 14 遺体安置所の運営等に関すること。 15 担当地区対策班内の人員調整に関すること (地区対⇔避難所、避難所⇔避難所) 16 一時車両退避場所の開設に関すること
	避難所運営班（別途選任者） 班 長：別途選任者 副班長：別途選任者	1 避難所、緊急避難場所の開設、閉鎖に関すること。 2 避難所、緊急避難場所の運営支援に関すること。 3 避難所、緊急避難場所の避難者名簿作成に関すること。
	広報・被害調査対策部（市民部） 部 長：市民部長 副部長：市民部副部長	1 広報活動に関すること。 2 被害調査に関すること。 3 り災証明に関すること。 4 被災者相談に関すること。
	広報・被害調査 1 班～5 班（市民税課、資産税課、債権管理課、市民課、国保年金課） 1 班 長：市民税課長 2 班 長：資産税課長 3 班 長：債権管理課長 4 班 長：市民課長 5 班 長：国保年金課長	1 広報車による広報活動に関すること。 2 被災家屋等の被害調査に関すること。 3 り災台帳の作成に関すること。 4 り災証明の発行に関すること。 5 住民票情報の提供及び埋火葬に関すること。
	市民相談班（市民相談課） 班 長：市民相談課長	1 被災者相談窓口の総括に関すること。
	生涯活躍対策部（生涯活躍部） 部 長：生涯活躍部長 副部長：生涯活躍室長、美術・博物室長	1 文化施設に関すること。 2 体育施設に関すること。
	市民活躍対策班（市民活躍支援課） 班 長：市民活躍支援課長	1 社会教育施設及び生涯学習関連施設の被害調査に関すること。 2 社会教育施設及び生涯学習関連施設の応急復旧及び対応状況の把握に関すること。 3 災害ボランティア支援センター及び地区支援センター関連業務の応援に関すること。
	文化班（文化振興課） 班 長：文化振興課長	1 文化施設の被害調査及び対応状況の把握に関すること。 2 文化振興財団との連絡調整に関すること。

更新！

更新！

更新！	スポーツ班（スポーツ振興課） 班 長：スポーツ振興課長 副班長：スポーツ振興副課長	1 体育施設の被害調査及び対応状況の把握に関する こと。
	文化財班（文化財課） 班 長：文化財課長	1 文化財施設の被害調査及び対応状況の把握に関する こと。
	美術館班（美術館） 班 長：美術館副館長	1 美術館の被害調査及び対応状況の把握に関する こと。 2 部内の応援に関すること。
	博物館班（博物館準備課） 班 長：博物館準備課長	1 博物館の被害調査及び対応状況の把握に関する こと。 2 部内の応援に関すること。
	外国人対策班 （国際まちづくり推進課、 ラリーまちづくり推進課、別途選任者） 班 長：国際まちづくり推進課長 副班長：ラリーまちづくり推進課長	1 外国人対応の総括に関すること。（国際交流協会 との連携）
更新！	こども・若者・ボランティア対策部（こども・若者 部） 部 長：こども・若者部長 副部長：こども・若者部副部長	1 災害ボランティア支援センター及び地区支援セン ターに関すること。 2 児童及び家庭の支援に関すること。 3 こども園に関すること。 4 青少年施設に関すること。 5 放課後児童クラブに関すること。
更新！	ボランティア総括班（こども・若者政策課） 班 長：こども・若者政策課長	1 災害ボランティア支援センター及び地区支援セン ターの総括に関すること。 2 青少年施設及び放課後児童クラブの被害状況及び 対応状況の取りまとめに関すること。 3 青少年施設及び放課後児童クラブの被害調査及び 応急復旧に関すること。 4 被災児童（放課後児童クラブ）の対策に関するこ と。

	ボランティア支援班（こども家庭課） 班 長：こども家庭課長	1 災害ボランティア支援センターの運営支援に関すること。 2 災害ボランティア地区支援センターとの連絡調整に関すること。 3 震災遺児・孤児の対応に関すること。 4 豊田加茂児童・障害者相談センターとの連絡調整に関すること。 5 母子生活支援施設及び児童養護施設との連絡調整に関すること。 6 災害時保健活動に関すること。
	保育班（保育課） 班 長：保育課長	1 所管する施設の被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。 2 被災園児等の対策に関すること。
環境対策部（環境部） 部 長：環境部長 副部長：環境部副部長		1 環境保全に関すること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
	環境 1～6 班（環境政策班、環境保全班、廃棄物対策班、循環型社会推進班、清掃業務班、清掃施設班） 1 班 長：環境政策課長 2 班 長：環境保全課長 3 班 長：廃棄物対策課長 4 班 長：循環型社会推進課長 5 班 長：清掃業務課長 6 班 長：清掃施設課長	1 災害廃棄物処理に関すること。 2 環境汚染物の処理対策に関すること。 3 ごみ、し尿処理に関すること。
福祉対策部（福祉部） 部 長：福祉部長 副部長：福祉部副部長		1 要配慮者に関すること。 2 福祉に関すること。 3 災害見舞金等の支給に関すること。
	総務監査班（総務監査課） 班 長：総務監査課長	1 福祉対策部の総括に関すること。 2 社会福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 3 火葬に関すること。 4 義援金の受入れ及び配分に関すること。
	地域包括ケア企画班（地域包括ケア企画課） 班 長：地域包括ケア企画課長	1 福祉総合相談班の応援に関すること。
	高齢福祉班（高齢福祉課） 班 長：高齢福祉課長	1 要配慮者（高齢者）対策に関すること。

福祉総合相談班（福祉総合相談課） 班 長：福祉総合相談課長	1 避難行動要支援者に関すること。 2 民生委員との連絡調整に関すること。 3 災害見舞金、災害弔慰金の支給に関すること。 4 被災者の生活支援に関すること。
生活福祉班（生活福祉課） 班 長：生活福祉課長	1 身元が判明しない又は身元引受人がいない遺体の扱いに関すること。 2 生活保護受給者の安否確認及び支援措置に関すること。
障がい福祉班（障がい福祉課） 班 長：障がい福祉課長	1 要配慮者（障がい者）対策に関すること。
介護保険班（介護保険課） 班 長：介護保険課長	1 介護保険事業の運営に関すること。 2 災害減免に関すること。 3 介護保険認定業務に関すること。
福祉医療班（福祉医療課） 班 長：福祉医療課長	1 生活福祉班の応援に関すること。
医療保健対策部（保健部） 部 長：保健部長 副部長：保健部副部長、 保健部保健担当専門監 保健部健康危機管理担当専門監	1 災害時医療に関すること。 2 保健衛生に関すること。
保健所運営班（別途選任者） 班 長：（保）総務課長 副班長：保健支援課長	1 医療保健対策部の総括に関すること。 2 医療救護本部の準備及び運営に関すること。 3 個別ケースの調整に関すること。 4 医療機関、応急救護所、避難所等の情報の収集及び 分析（の準備）に関すること。 5 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関 すること。 6 国・他自治体等との連絡調整に関すること。 7 外部応援医療救護チーム等との連絡調整に関すること。 8 重軽傷者数の把握に関すること。 9 医薬品等の調達に関すること。
保健活動班（別途選任者） 班 長：地域保健課長	1 応急救護所の運営・支援に関すること。 2 応急救護所・避難所等の保健活動に関すること。 3 派遣保健師らの活動の調整に関すること。
衛生活動班（別途選任者） 班 長：感染症予防課長 副班長：保健衛生課長	1 食品衛生に関すること。 2 災害時のペットに関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫活動に関すること。

産業対策部（産業部、農業委員会事務局） 部 長：産業部長 副部長：商工振興室長、 農林振興室長		1 農業、林業及び水産業に関すること。 2 工業、商業及び労働行政に関すること。
	産業労働班（産業労働課） 班 長：産業労働課長	1 工業被害の調査及び状況把握に関すること。 2 被災勤労者対策に関すること。
	次世代産業班（次世代産業課） 班 長：次世代産業課長	1 産業労働班の応援に関すること。
	商業観光班（商業観光課） 班 長：商業観光課長	1 商業及び観光施設の被害調査及び状況把握に関すること。 2 被災事業者対策に関すること。 3 豊田市駅前の帰宅困難者対策に関すること。
	農政班（農政企画課、農業振興課、農業委員会事務局） 班 長：農政企画課長 副班長：農業振興課長	1 農業の被害調査及び状況把握に関すること。 2 被災農家対策に関すること。
	農地整備班（農地整備課） 班 長：農地整備課長	1 農地及び農業用施設の被害調査及び状況把握に関すること。 2 農業用排水機場及び排水路等所管施設の保全並びに運用管理に関すること。 3 農業用排水機場及び排水路等所管施設の応急復旧に関すること。 4 土地改良区との連絡調整に関すること。
	森林班（森林課） 班 長：森林課長	1 林道等所管施設の応急復旧に関すること。 2 山地被害地の状況把握及び治山事業等の要望に関すること。
	卸売市場班（卸売市場） 班 長：卸売市場長	1 生鮮食品等の調達に係る公設市場間調整に関すること。
建設対策部（建設部） 部 長：建設部長 副部長：建設部副部長 用地担当専門監 維持管理担当専門監		1 道路に関すること。 2 河川に関すること。

更新！

	道路・河川班（建設企画課、幹線道路推進課、土木管理課、道路維持課、道路予防保全課、街路課、土木課、河川課） 班 長：別途選任者	1 道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の被災情報収集に関する事。 2 道路・橋りょう等危険箇所について通行止めなど2次災害防止のための措置に関する事(道路法46条通行の禁止又は制限の事項を含む。)。 3 道路・橋りょう・河川・水路等所管施設の被害状況調査に関する事。 4 豊田市災害対策協定業者等との連携による、応急復旧。 5 河川、水路等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 排水ポンプ車の配備に関する事。
	地域建設班（地域建設課） 班 長：地域建設課長	1 足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の被災情報の収集に関する事。 2 足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路・橋りょう等危険箇所について通行止めなど2次災害防止のための措置に関する事(道路法46条通行の禁止又は制限の事項を含む。)。 3 足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の被害状況調査に関する事。 4 足助、下山、旭、稲武支所管内における豊田市災害対策協定業者等との連携による、応急復旧に関する事。
	消防対策部（消防本部） 部 長：消防長 副部長：消防次長 総務担当管理監 警防救急・指令担当専門監 予防担当専門監	1 消防事務に関する事。
	統制班（警防救急課） 班 長：警防救急課長	1 消防指揮本部各班の調整に関する事。 2 消防活動組織の編成及び運用調整に関する事。 3 消防指揮本部会議の運営に関する事。 4 消防機関との連絡調整に関する事。 5 県・市内進出拠点及び活動拠点への誘導に関する事。 6 指揮支援本部の設置に関する事。 7 緊急援助隊に関する総括事務に関する事。

指令班（指令課） 班 長：指令課長	1 緊急通報の受信、指令に関すること。 2 消防無線の運用に関すること。 3 非常招集の実施に関すること。 4 一般電話の転送に関すること。 5 署迂回に関すること。
調整班（（消）総務課） 班 長：（消）総務課長	1 市災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 消防装備等の確保・配備に関すること。 3 消防職員及び家族の安否に関すること。 4 県調整本部への職員派遣に関すること。 5 消防庁舎の保全・修理に関すること。
消防団班（（消）総務課） 班 長：消防団業務担当消防指司令長	1 消防団との連絡調整に関すること。 2 消防団の活動に関すること。 3 消防団活動の情報に関すること。
情報班（予防課） 班 長：予防課長	1 緊急通報、出動状況の情報収集に関すること。 2 署指揮本部からの情報収集と連絡に関すること。 3 医療機関との調整に関すること。 4 災害即報に関すること。 5 ライフラインの情報に関すること。 6 情報整理と分析に関すること。 7 災害状況等の情報収集に関すること。 8 総括的な記録作成に関すること。
足助消防班（足助消防署） 班 長：足助消防署長 北消防班（北消防署） 班 長：北消防署長 中消防班（中消防署） 班 長：中消防署長 南消防班（南消防署） 班 長：南消防署長	1 災害の警戒及び防止活動に関すること。 2 人命救助・救急及び避難に関すること。 3 被害状況等の収集に関すること。
上下水道対策部（上下水道局） 部 長：上下水道局長 副部長：上下水道局副局長	1 水道事業に関すること。 2 下水道事業に関すること。
総務班（（上下水）総務課） 班 長：（上下水）総務課長	1 上下水道対策部の総括に関すること。 2 上下水道施設の被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。
外部支援班（経営管理課） 班 長：経営管理課長	1 受援体制の手続き及び取りまとめに関すること。 2 災害対応に伴う予算経理に関すること。 3 各班の応援補助、現場支援に関すること。
給水広報班（（上下水）企画課、料金課） 班 長：（上下水）企画課長 副班長：料金課長	1 応急給水活動に関すること。 2 災害対応広報活動に関すること。

	水道管路班（水道維持課、水道整備課） 班 長：水道維持課長 副班長：水道整備課長	1 水道管路の応急復旧に関すること。 2 水道管路の被害調査に関すること。 3 水道応急復旧資機材の調達に関すること。 4 水道関係業者との連絡調整に関すること。
	水道施設班（上水運用センター） 班 長：上水運用センター所長	1 水道施設の応急復旧に関すること。 2 水道施設の被害調査に関すること。 3 水運用管理に関すること。
	下水道管路班（下水道建設課） 班 長：下水道建設課長	1 下水道管路の応急復旧に関すること。 2 下水道管路の被害調査に関すること。 3 下水管路応急復旧資機材の調達に関すること。 4 下水道関係業者との連絡調整に関すること。 5 災害用便槽の排水に関すること。
	下水道施設班（下水道施設課） 班 長：下水道施設課長	1 下水処理場及びポンプ場の応急復旧に関すること。 2 下水処理場及びポンプ場の被害調査に関すること。 3 下水処理場及びポンプ場応急復旧資機材の調達に関すること。 4 下水道関係業者との連絡調整に関すること。
教育対策部（教育部） 部 長：教育部長 副部長：教育部副部長 教育監		1 学校及びその他の教育施設に関すること。 2 学校に関すること。 3 児童生徒に関すること。
	教育政策班（教育政策課） 班 長：教育政策課長	1 学校及びその他の教育施設の被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。 2 市内のその他学校との連絡調整に関すること。
	図書館班（図書館管理課） 班 長：図書館管理課長	1 図書館の被害調査及び対応状況の把握に関すること。 2 部内の応援に関すること。
	学校教育班（学校教育課） 班 長：学校教育課長	1 被災児童生徒対策に関すること。 2 教職員の避難場所運営支援に関すること。
	学校施設班（学校づくり推進課） 班 長：学校づくり推進課長	1 市立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 市立学校等所管施設との連絡調整に関すること。

	保健給食班（保健給食課） 班 長：保健給食課長	1 被災児童生徒及び教職員の健康管理に関する こと。 2 学校給食センターの被害調査及び応急復旧に 関すること。 3 学校給食センター及び給食関係団体を活用した 給食対策に関すること。
	都市整備対策部（都市整備部） 部 長：都市整備部長 副部長：都市整備部副部長、 区画整理担当副参事	1 公共施設に関すること。 2 住宅に関すること。 3 公園に関すること。
	交通政策班（交通政策課） 班 長：交通政策課長	1 所管する公共交通の運行に関すること。
	都市整備班（都市整備課） 班 長：都市整備課長	1 所管する公共施設等の保安措置に関する こと。 2 所管する公共施設等の被害調査及び応急復 旧に関すること。
	開発調整班（開発調整課） 班 長：開発調整課長	1 被災宅地の危険度判定に関すること。
	建築相談班（建築相談課） 班 長：建築相談課長	1 被災建築物等の応急危険度判定に関する こと。 2 被災市街地の建築制限に関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。
	公共建築班（建築整備課、建築予防保全課、 資産経営課） 班 長：建築整備課長 副班長：建築予防保全課長 副班長：資産経営課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 公共建築物及び附帯建築設備等の保安 措置に関すること。 3 公共建築物及び附帯建築設備等の被害 調査及び応急復旧に関すること。
	住宅班（定住促進課） 班 長：定住促進課長	1 市営住宅の保安措置に関すること。 2 市営住宅の被害調査及び応急復旧に 関すること。 3 応急仮設住宅の入居管理に関する こと。
	公共区画整理班（市街地整備課） 班 長：市街地整備課長	1 所管する公共施設等の保安措置に 関すること。 2 所管する公共施設等の被害調査 及び応急復旧に関すること。
	組合区画整理班（区画整理支援課） 班 長：区画整理支援課長	1 所管する公共施設等の保安措置に 関すること。 2 所管する公共施設等の被害調査 及び応急復旧に関すること。

更新！

公園班（公園緑地つくる課、公園緑地つかう課） 班 長：公園緑地つくる課長 副班長：公園緑地つかう課長	1 所管する公共施設等の保安措置に関すること。 2 所管する公共施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 河川占用条件に基づく占用物件の引上作業に関すること。
木瀬ダム班（別途選任者） 班 長：公園緑地つかう課長（兼務）	1 木瀬ダムの監視と愛知県との連絡調整に関すること。

(3) 豊田市地震災害警戒本部事務分掌

対策部名・対策班名			事務分掌
災害対策本部事務局 事務局長：地域振興部 市民安全室長 事務局長補佐：防災対策課長			1 災害対策本部の運営統括に関すること。
市長公室 長…市長公室長	総合調整班（防災対策課） 班 長：防災対策課長（兼務）		1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 県災害対策本部及び豊田加茂駐在との連絡調整に関すること。 3 防災関係機関等との連絡調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請に関すること。 5 防災情報機器の動作確認に関すること。 6 災害対策に係る全体調整に関すること。 7 地震災害警戒本部員会議に関すること。 8 各種情報の分析に関すること。 9 地震防災応急対策の企画に関すること。
		総合調整班（秘書課、経営戦略課） 班 長：秘書課長 副班長：経営戦略課長	1 災害対策本部員会議に関すること。 2 災害情報の分析に関すること。 3 各対策部の総合調整に関すること。 4 災害巡視に関すること。 5 災害視察者及び見舞者の対応に関すること。
		報道班（市政発信課） 班 長：市政発信課長	1 災害広報の統括に関すること。 2 報道機関への対応に関すること。 3 災害写真・ビデオ等の作成に関すること。
		東京事務所班（東京事務所） 班 長：東京事務所長	1 各省庁、その他関係機関との連絡調整に関すること。 2 出向職員の安否確認
	議会班（議）総務課、議事調査課） 班 長：議会局長		1 議員との連絡調整に関すること。
	受援調整班（別途選任者） （人事課、行政改革推進課、（総）庶務課、契約課、企画課、財政課、都市計画課、生活福祉課、福祉医療課、清掃施設課） 班 長：別途選任者		1 県及び他の地方公共団体等に対する人的・物的支援の要請及び、受入れに関すること。 2 企業、NPO 等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 3 物資調達及び受入れに関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 4 物資の受入れ及び配分に関すること。 5 市が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。 6 災害対策本部職員の応援に関すること。
情報集計班（情報システム課） 班 長：情報システム課長		1 地震防災応急対策実施状況の情報収集及び記録に関すること。 2 地震災害警戒本部内への情報提供に関すること。	

情報受理班（技術管理課、用地審査課、連絡要員（各対策部 1 名※）） 班 長：検査監 副班長：別途選任者 ➤ ※地域振興部は自治区対策班員及び地域情報総括班員が兼務	1 市民等からの問い合わせ対応に関する事。 2 各対策部の受援調整に関する事。
情報収集班（監査委員事務局） 班 長：監査委員事務局長 副班長：監査委員事務局副局長	1 国、県管理道路の交通規制等、地震防災応急対策の情報収集に関する事。 2 ライフラインの地震防災応急対策の情報収集に関する事。 3 公共交通機関の運行状況等、地震防災応急対策の情報収集に関する事。 4 周辺市町村の地震防災応急対策の情報収集に関する事。 5 地震災害警戒本部内への情報提供に関する事。 6 国、県、警察、公共交通機関、ライフライン等関係機関との連絡調整に関する事。
自治区対策班（地域支援課（別途選任者）） 班 長：地域支援課長	1 自治区との連絡調整に関する事。
地域情報総括班（交通安全防犯課（別途選任者）） 班 長：交通安全防犯課長	1 避難者名簿のとりまとめに関する事。 2 避難所施設管理者との連絡調整に関する事。
停電対策班(未来都市推進課、環境政策課(別途選任者)) 班 長：未来都市推進課長	1 停電発生時、ライフライン事業者や建設部局と調整、給電車の配車に関する事。 2 受援調整班(庁内応援)等との連絡調整に関する事。
企画政策対策部（企画政策部） 部 長：企画政策部長 副部長：企画政策部副部長	1 災害に伴う予算に関する事。 2 復興計画の総括に関する事。
企画班（企画課） 班 長：企画課長	1 部内の応援に関する事。
財政班（財政課） 班 長：財政課長	1 地震防災応急対策に伴う予算経理に関する事。
都市計画班（都市計画課） 班 長：都市計画課長	1 復興計画の総括に関する事。 2 土地利用の総合調整に関する事。
総務対策部（総務部、選挙管理委員会事務局、会計課） 部 長：総務部長 副部長：総務部副部長	1 災害時行政一般に関する事。 2 職員に関する事。 3 緊急物品等に関する事。 4 本庁舎の管理に関する事。

	庶務班 （（総）庶務課、法務課、選挙管理委員会事務局 情報戦略課） 班 長：（総）庶務課長 副班長：法務課長	1 公用車の管理・運用に関すること。 2 支援物資の緊急輸送に関すること。 3 法律相談に関すること。
	人事班（人事課、行政改革推進課） 班 長：人事課長 副班長：行政改革推進課長	1 職員の動員及び服務に関すること。 2 職員の厚生及び給食に関すること。
	契約班（契約課） 班 長：契約課長	1 緊急物品等の調達、保管、配分に関すること。
	財産管理班（財産管理課） 班 長：財産管理課長	1 庁舎及び所管財産の地震防災応急対策に関すること。 2 庁舎及び所管財産の管理、運用に関すること。 3 公有財産の緊急使用に関すること。
	会計班（会計課） 班 長：会計管理者兼会計課長	1 災害防災応急対策における出納に関すること。
地区対策部（地域振興部） 部 長：地域振興部長 副部長：地域振興部自治推進室長		1 自治区に関すること。 2 地域に関すること。 3 避難所、緊急避難場所に関すること。 4 文化施設に関すること。 5 体育施設に関すること。 6 地区対策班・避難所運営班の総括に関すること。
	高橋支所班（高橋支所） 班 長：高橋支所長	1 部内の応援に関すること。
	高岡支所班（高岡支所） 班 長：高岡支所長	1 ボランティア地区支援センターの開設及び運営支援に関すること。 2 部内の応援に関すること。
	自治区対策班（地域支援課） 班 長：地域支援課	1 自治区との連絡調整に関すること。 2 自治区安否確認に関すること。 ※ 災害対策本部事務局と連携対応
	地域情報総括班（交通安全防犯課） 班 長：交通安全防犯課長	1 地区対策班・避難所運営班の総括に関すること。 2 避難者名簿の取りまとめに関すること。 3 避難所施設管理者との連絡調整に関すること。 ※ 災害対策本部事務局と連携対応

崇化館地区対策班（別途選任者） 梅坪台地区対策班（別途選任者） 浄水地区対策班（別途選任者）※ 朝日丘地区対策班（別途選任者）※ 逢妻地区対策班（別途選任者）※ 高橋地区対策班（別途選任者） 美里地区対策班（別途選任者）※ 益富地区対策班（別途選任者） 豊南地区対策班（別途選任者）※ 末野原地区対策班（別途選任者）※ 竜神地区対策班（別途選任者）※ 若林地区対策班（別途選任者）※ 前林地区対策班（別途選任者）※ 若園地区対策班（別途選任者）※ 猿投台地区対策班（別途選任者） 猿投地区対策班（別途選任者） 保見地区対策班：保見出張所（別途選任者） 石野地区対策班：石野出張所（別途選任者） 上郷地区対策班：上郷支所（別途選任者） ※ 井郷地区対策班：猿投支所（別途選任者） ※ 松平地区対策班：松平支所（別途選任者） 班 長：別途選任者 副班長：別途選任者	1 地区内の被害情報の収集に関すること。 2 地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した災害対応に関すること。 3 地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。 4 地区内の避難者名簿の取りまとめに関すること。 5 地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。 6 備蓄倉庫の運用管理に関すること。 7 福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 8 応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。（該当の地区対策班のみ（左記※印）） 9 ボランティアの派遣要請に関すること。 10 遺体安置所の運営等に関すること。 11 担当地区対策班内の人員調整に関すること（地区対⇔避難所、避難所⇔避難所） 12 一時車両退避場所の開設に関すること
旭地区対策班（旭支所） 班 長：旭支所長 足助地区対策班（足助支所）※ 班 長：足助支所長 稲武地区対策班（稲武支所） 班 長：稲武支所長 小原地区対策班（小原支所） 班 長：小原支所長 下山地区対策班（下山支所） 班 長：下山支所長 藤岡地区対策班（藤岡支所）※ 班 長：藤岡支所長	1 地震災害警戒本部との連絡調整に関すること。 2 地区内の自治区、自主防災会、消防団等との連絡調整及び連携した地区の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 3 地区内の避難所、緊急避難場所の総括に関すること。 4 地区内の避難者名簿のとりまとめに関すること。 5 地区内の避難所、緊急避難場所への物資輸送に関すること。 6 地区内の広報活動に関すること。 7 備蓄倉庫の運用管理に関すること。 8 福祉避難所の開設及び人員派遣の要請に関すること。 9 応急救護所の開設及び人員派遣の要請に関すること。（該当の地区対策班のみ（左記※印）） 10 ボランティアの派遣要請に関すること 11 ボランティア地区支援センターの開設及び運営支援

		にすること。 12 遺体安置所の運営等に関するすること。 13 担当地区対策班内の人員調整に関するすること (地区対⇔避難所、避難所⇔避難所) 14 一時車両退避場所の開設に関するすること
	避難所運営班（別途選任者） 班 長：別途選任者 副班長：別途選任者	1 避難所、緊急避難場所の開設、閉鎖に関するすること。 2 避難所、緊急避難場所の運営支援に関するすること。 3 避難所、緊急避難場所の避難者名簿作成に関するすること。
	広報・被害調査対策部（市民部） 部 長：市民部長 副部長：市民部副部長	1 広報活動に関するすること。 2 被災者相談窓口の準備に関するすること。
	広報・被害調査1班～5班（市民税課、資産税課、債権管理課、市民課、国保年金課） 1班 長：市民税課長 2班 長：資産税課長 3班 長：債権管理課長 4班 長：市民課長 5班 長：国保年金課長	1 広報車による広報活動に関するすること。
	市民相談班（市民相談課） 班 長：市民相談課長	1 被災者相談窓口の準備に関するすること。
	生涯活躍対策部（生涯活躍部） 部 長：生涯活躍部長 副部長：市民活躍室長、美術・博物室長	1 文化施設に関するすること。 2 体育施設に関するすること。

更新！

更新！	市民活躍対策班（市民活躍支援課） 班 長：市民活躍支援課長	1 社会教育施設及び生涯学習関連施設の被害調査に関すること。 2 社会教育施設及び生涯学習関連施設の応急復旧及び対応状況の把握に関すること。 3 災害ボランティア支援センター及び地区支援センター関連業務の応援に関すること。
	文化班（文化振興課） 班 長：文化振興課長	1 文化施設の被害調査及び対応状況の把握に関すること。 2 文化振興財団との連絡調整に関すること。
	スポーツ班（スポーツ振興課） 班 長：スポーツ振興課長 副班長：スポーツ振興副課長	1 体育施設の被害調査及び対応状況の把握に関すること。
更新！	文化財班（文化財課） 班 長：文化財課長	1 文化財施設の地震防災応急対策の実施に関すること。
	美術館班（美術館） 班 長：美術館副館長	1 美術館の地震防災応急対策の実施に関すること。
	博物館班（博物館準備課） 班 長：博物館準備課長	1 博物館の地震防災応急対策の実施に関すること。
更新！	外国人対策班 （国際まちづくり推進課、 ラリーまちづくり推進課、別途選任者） 班 長：国際まちづくり推進課長 副班長：ラリーまちづくり推進課長	1 外国人対応の総括に関すること。（国際交流協会との連携）
更新！	こども・若者・ボランティア対策部（こども・若者部） 部 長：こども・若者部長 副部長：こども・若者部副部長	1 災害ボランティア支援センター及び地区支援センターに関すること。 2 児童及び家庭の支援に関すること。 3 こども園に関すること。 4 青少年施設に関すること。 5 放課後児童クラブに関すること。
	ボランティア総括班（こども・若者政策課） 班 長：こども・若者政策課長	1 災害ボランティア支援センター及び地区支援センターの総括に関すること。 2 青少年施設及び放課後児童クラブの被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。 3 青少年施設及び放課後児童クラブの被害調査及び応急復旧に関すること。 4 被災児童（放課後児童クラブ）の対策に関すること。
更新！		

	ボランティア支援班（こども家庭課） 班 長：こども家庭課長	1 災害ボランティア支援センターの運営支援に関する こと。 2 災害ボランティア地区支援センターとの連絡調整に 関すること。 3 震災遺児・孤児の対応に関すること。 4 豊田加茂児童・障害者相談センターとの連絡調整に 関すること。 5 母子生活支援施設及び児童養護施設との連絡調整に 関すること。 6 災害時保健活動に関すること。
	保育班（保育課） 班 長：保育課長	1 所管する施設の被害状況及び対応状況の取りまとめ に関すること。 2 被災園児等の対策に関すること。
	環境対策部（環境部） 部 長：環境部長 副部長：環境部副部長	1 環境保全に関すること。 2 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
	環境１～６班（環境政策班、環境保全班、廃棄物対策班、循環型社会推進班、清掃業務班、清掃施設班） １班 長：環境政策課長 ２班 長：環境保全課長 ３班 長：廃棄物対策課長 ４班 長：循環型社会推進課長 ５班 長：清掃業務課長 ６班 長：清掃施設課長	1 避難所等のごみ及びし尿収集に関すること。 2 一般廃棄物及び産業廃棄物業者の地震防災応急対策の指導に関すること。
	福祉対策部（福祉部） 部 長：福祉部長 副部長：福祉部副部長、	1 要配慮者に関すること。 2 福祉に関すること。 3 災害見舞金等の支給に関すること。
	総務監査班（総務監査課） 班 長：総務監査課長	1 福祉対策部の総括に関すること。 2 社会福祉施設の地震防災応急対策の実施促進に関する こと。 3 火葬に関すること。 4 義援金の受入れ及び配分に関すること。

地域包括ケア企画班（地域包括ケア企画課） 班 長：地域包括ケア企画課長	1 福祉総合相談班の応援に関する事。
高齢福祉班（高齢福祉課） 班 長：高齢福祉課長	1 要配慮者（高齢者）対策に関する事。
福祉総合相談班（福祉総合相談課） 班 長：福祉総合相談課長	1 避難行動要支援者に関する事。 2 民生委員との連絡調整に関する事。 3 災害見舞金、災害弔慰金の支給に関する事。 4 被災者の生活支援に関する事。
生活福祉班（生活福祉課） 班 長：生活福祉課長	1 身元が判明しない又は身元引受人がいない遺体の扱いに関する事。 2 生活保護受給者の安否確認及び支援措置に関する事。
障がい福祉班（障がい福祉課） 班 長：障がい福祉課長	1 要配慮者（障がい者）対策に関する事。
介護保険班（介護保険課） 班 長：介護保険課長	1 介護保険事業の運営に関する事。 2 災害減免に関する事。 3 介護保険認定業務に関する事。
福祉医療班（福祉医療課） 班 長：福祉医療課長	1 生活福祉班の応援に関する事。
医療保健対策部（保健部） 部 長：保健部長 副部長：保健部副部長、 保健部保健担当専門監 保健部健康危機管理担当専門監	1 災害時医療に関する事。 2 保健衛生に関する事。

	保健所運営班（別途選任者） 班 長：（保）総務課長 副班長：保健支援課長	1 医療保健対策部の総括に関すること。 2 医療救護本部の準備及び運営に関すること。 3 個別ケースの調整に関すること。 4 医療機関、応急救護所、避難所等の情報の収集及び分析（の準備）に関すること。 5 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること。 6 国・他自治体等との連絡調整に関すること。 7 外部応援医療救護チーム等との連絡調整に関すること。 8 重軽傷者数の把握に関すること。 9 医薬品等の調達に関すること。
	保健活動班（別途選任者） 班 長：地域保健課長	1 応急救護所の運営・支援に関すること。 2 応急救護所・避難所等の保健活動に関すること。 3 派遣保健師らの活動の調整に関すること。
	衛生活動班（別途選任者） 班 長：感染症予防課長 副班長：保健衛生課長	1 食品衛生に関すること。 2 災害時のペットに関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫活動に関すること。
	産業対策部（産業部、農業委員会事務局） 部 長：産業部長 副部長：商工振興室長、 農林振興室長	1 農業、林業及び水産業に関すること。 2 工業、商業及び労働行政に関すること。
	産業労働班（産業労働課） 班 長：産業労働課長	1 事業所の地震防災応急対策の実施促進に関すること。
	次世代産業班（次世代産業課） 班 長：次世代産業課長	1 産業労働班の応援に関すること。
	商業観光班（商業観光課） 班 長：商業観光課長	1 商業及び観光施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 商工会議所との連絡調整に関すること。 3 売り惜しみ及び買占めなど市場混乱の防止に関すること。 4 豊田市駅前の帰宅困難者対策に関すること。
	農政班（農政企画課、農業振興課、農業委員会事務局） 班 長：農政企画課長 副班長：農業振興課長	1 農業者の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 農業協同組合との連絡調整に関すること。

	農地整備班（農地整備課） 班 長：農地整備課長	1 農地及び農業用施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 土地改良区との連絡調整に関すること。
	森林班（森林課） 班 長：森林課長	1 林道等所管施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 森林組合との連絡調整に関すること。
	卸売市場班（卸売市場） 班 長：卸売市場長	1 施設の地震防災応急対策の実施に関すること。
更新！	建設対策部（建設部） 部 長：建設部長 副部長：建設部副部長 用地担当専門監 維持管理担当専門監	1 道路に関すること。 2 河川に関すること。
	道路班・河川班（建設企画課、幹線道路推進課、土木管理課、道路維持課、道路予防保全課、街路課、土木課、河川課） 班 長：別途選任者	1 道路・橋りょう・河川、水路等所管施設の点検及び応急復旧に対する準備に関すること。 2 県公安委員会が実施する交通規制の協力に関すること。 3 緊急輸送道路等の確保に関すること。
	地域建設班（地域建設課） 班 長：地域建設課長	1 足助、下山、旭、稲武支所管内における、道路、橋りょう、河川、水路等所管施設の応急復旧に対する準備に関すること。 2 足助、下山、旭、稲武支所管内における、県公安委員会が実施する交通規制の協力に関すること。
	消防対策部（消防本部） 部 長：消防長 副部長：消防次長 総務担当管理監 警防救急・指令担当専門監 予防担当専門監	1 消防事務に関すること。

更新！	統制班（警防救急課） 班 長：警防救急課長	1 消防指揮本部各班の調整に関する事。 2 消防活動組織の編成及び運用調整に関する事。 3 消防指揮本部会議の運営に関する事。 4 消防機関との連絡調整に関する事。 5 県・市内進出拠点及び活動拠点への誘導に関する事。 6 指揮支援本部の設置に関する事。 7 緊急援助隊に関する総括事務に関する事。
	指令班（指令課） 班 長：指令課長	1 緊急通報の受信、指令に関する事。 2 消防無線の運用に関する事。 3 非常招集の実施に関する事。 4 一般電話の転送に関する事。 5 署迂回に関する事。
	調整班（（消）総務課） 班 長：（消）総務課長	1 市災害対策本部との連絡調整に関する事。 2 消防装備等の確保・配備に関する事。 3 消防職員及び家族の安否に関する事。 4 県調整本部への職員派遣に関する事。 5 消防庁舎の保全・修理に関する事。
	消防団班（（消）総務課） 班 長：消防団業務担当消防指司令長	1 消防団との連絡調整に関する事。 2 消防団の活動に関する事。 3 消防団活動の情報に関する事。
	情報班（予防課） 班 長：予防課長	1 緊急通報、出動状況の情報収集に関する事。 2 署指揮本部からの情報収集と連絡に関する事。 3 医療機関との調整に関する事。 4 災害即報に関する事。 5 ライフラインの情報に関する事。 6 情報整理と分析に関する事。 7 災害状況等の情報収集に関する事。 8 総括的な記録作成に関する事。
	足助消防班（足助消防署） 班 長：足助消防署長	1 災害の警戒及び防止活動に関する事。 2 人命救助・救急及び避難に関する事。 3 被害状況等の収集に関する事。
	北消防班（北消防署） 班 長：北消防署長	
	中消防班（中消防署） 班 長：中消防署長	
	南消防班（南消防署） 班 長：南消防署長	
上下水道対策部（上下水道局） 部 長：上下水道局長 副部長：上下水道局副局長		1 水道事業に関する事。 2 下水道事業に関する事。
	総務班（（上下水）総務課） 班 長：（上下水）総務課長	1 上下水道対策部の総括に関する事。 2 上下水道施設の地震防災応急対策の実施状況のとりまとめに関する事。

	外部支援班（経営管理課） 班 長：経営管理課長	1 受援体制の手続き及び取りまとめに関する事 2 災害対応に伴う予算経理に関する事 3 各班の応援補助、現場支援に関する事
	給水広報班（（上下水）企画課、料金課） 班 長：（上下水）企画課長 副班長：料金課長	1 応急給水活動に関する事 2 災害対応広報活動に関する事
	水道管路班（水道維持課、水道整備課） 班 長：水道維持課長 副班長：水道整備課長	1 水道管路の地震防災応急対策の実施に関する事 2 水道応急復旧資機材の調達に関する事 3 水道関係業者との連絡調整に関する事
	水道施設班（上水運用センター） 班 長：上水運用センター所長	1 水道施設の地震防災応急対策の実施に関する事 2 水道無線の動作確認に関する事
	下水道管路班（下水道建設課） 班 長：下水道建設課長	1 下水道管路の地震防災応急対策の実施に関する事 2 下水道管路応急復旧資機材の調達に関する事 3 下水道関係業者との連絡調整に関する事 4 災害用便槽の排水に関する事
	下水道施設班（下水道施設課） 班 長：下水道施設課長	1 下水処理場及びポンプ場の地震防災応急対策の実施に関する事 2 下水処理場及びポンプ場応急復旧資機材の調達に関する事 3 下水道関係業者との連絡調整に関する事
教育対策部（教育部） 部 長：教育部長 副部長：教育部副部長 教育監		1 学校及びその他の教育施設に関する事 2 学校に関する事 3 児童生徒に関する事
	教育政策班（教育政策課） 班 長：教育政策課長	1 学校及びその他の教育施設の地震防災応急対策の実施状況のとりまとめに関する事 2 市内のその他学校との連絡調整に関する事
	図書館班（図書館管理課） 班 長：図書館管理課長	1 図書館の地震防災応急対策の実施に関する事
	学校教育班（学校教育課） 班 長：学校教育課長	1 教職員の避難場所運営支援に関する事
	学校施設班（学校づくり推進課） 班 長：学校づくり推進課長	1 市立学校等の地震防災応急対策の実施促進に関する事 2 市立学校等所管施設との連絡調整に関する事
	保健給食班（保健給食課） 班 長：保健給食課長	1 児童生徒及び教職員の健康管理に関する事 2 学校給食センターの地震防災応急対策の実施に関する事 3 学校給食センター及び給食関係団体を活用した給食対策に関する事

都市整備対策部（都市整備部） 部 長：都市整備部長 副部長：都市整備部副部長、 区画整理担当副参事		1 公共施設に関すること。 2 住宅に関すること。 3 公園に関すること。
更新！	交通政策班（交通政策課） 班 長：交通政策課長	1 所管する公共交通の運行に関すること。
	都市整備班（都市整備課） 班 長：都市整備課長	1 所管する公共施設等の保安措置に関すること。
	開発調整班（開発調整課） 班 長：開発調整課長	1 被災宅地の危険度判定に関すること。
	建築相談班（建築相談課） 班 長：建築相談課長	1 被災建築物等の応急危険度判定に関すること。 2 被災市街地の建築制限に関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。
	公共建築班（建築整備課、建築予防保全課、 資産経営課） 班 長：建築整備課長 副班長：建築予防保全課長 副班長：資産経営課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 公共建築物及び附帯建築設備等の保安措置に関すること。 3 公共建築物及び附帯建築設備等の被害調査及び応急復旧に関すること。
	住宅班（定住促進課） 班 長：定住促進課長	1 市営住宅の保安措置に関すること。
	公共区画整理班（市街地整備課） 班 長：市街地整備課長	1 所管する公共施設等の保安措置に関すること。
	組合区画整理班（区画整理支援課） 班 長：区画整理支援課長	1 所管する公共施設等の保安措置に関すること。
	公園班（公園緑地つくる課、公園緑地つかう課） 班 長：公園緑地つくる課長 副班長：公園緑地つかう課長	1 所管する公共施設等の保安措置に関すること。
	木瀬ダム班（別途選任者） 班 長：公園緑地つかう課長（兼務）	1 木瀬ダムの監視と愛知県との連絡調整に関すること。

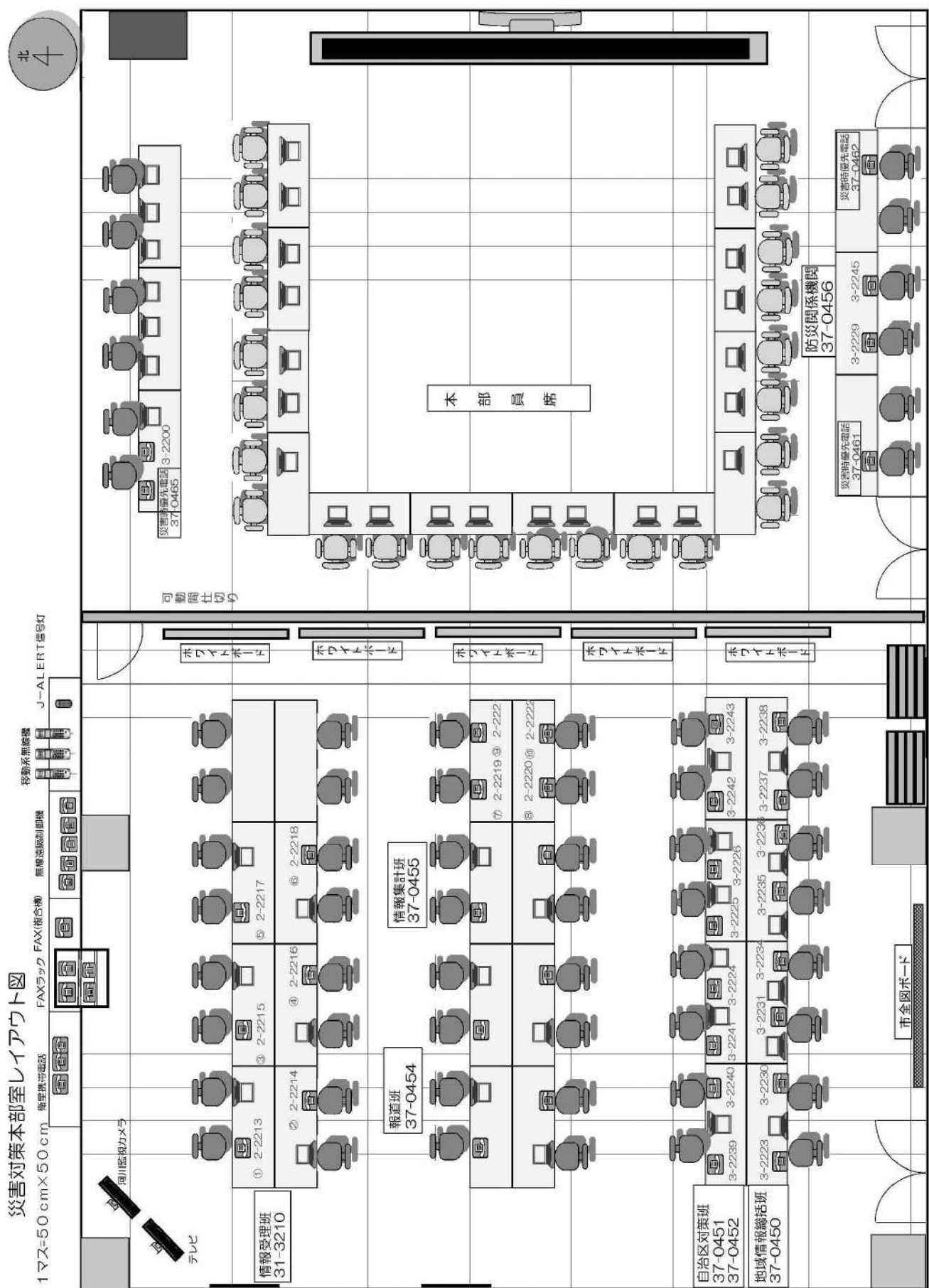
(4) 豊田市災害対策本部(風水害・突発災害用) 配備基準表

種別		配 備 基 準	参集方法	配 備 要 員	《 消 防 本 部 》 配備基準及び配備委員 参集方法	《 消 防 団 》 配 備 基 準 及 び 配 備 委 員 参集方法
準備体制	1 大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合	2 災害対策本部事務局長が必要と認めた場合 (竜巻注意情報発表、河川水位の上昇時、大雪警報発表など)		●災害対策本部事務局長(総合調整班) = 1名以上	【別表のとおり】	
	●建設対策部 = 2名以上 地域建設班 = 1名以上 (豊田市東部に注意報が発表された場合) ●地区対策部 (藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区対策班) = 各1名以上 ※災害対策本部事務局長が必要と認めた場合は、状況及び地域に応じて招集及び配備を継続又は縮小					
第1非常配備体制	1 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪特別警報が発表された場合	2 次の場合で、本部長が必要と認めたとき。 (1) 突発的な災害が発生した場合 (2) 小規模な災害の発生が予想される場合		●災害対策本部事務局長(総合調整班) = 5名以上 (事務局長又は所長補佐を含む) (自治体対策班、地域情報総括班、議会班) = 各1名以上、(情報集計班、情報受理班、情報収集班) = 各2名以上 (班長又は副班長を含む。) 市民公室(総合調整班) = 1名以上※配備体制に関わらず、本部員会議、副部長会議を行う場合は、別途参集する。 (情報班) = 1名以上	【別表のとおり】	●突発的な災害等が発生した場合で、団長が必要と認めたとき。 ※災害発生地区の団員のみ ※通常の災害対応
	●総務対策部 (財産管理班)、福祉対策部 (福祉総合相談班)、産業対策部 (森林班) 都市整備対策部 (交通政策班、公園班 ※公園班については、別途定める規程の基準による。) ●建設対策部 = 4名以上、地域建設班 = 2名以上 (豊田市東部に警報が発表された場合) ●地区対策部 (藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区対策班) = 各2名以上 松平地区対策班 (豊田市東部に大雨警報又は洪水警報が発表された場合) = 2名以上 ●上下水道対策部 (総務班・外部支援班) = 2名以上 ●各対策部連絡要員 = 各1名以上 ※災害対策本部事務局長が必要と認めた場合は、状況及び地域に応じて招集及び配備を継続又は縮小 ※ 以下は必要な状況及び地域に応じて招集 ●地区対策部 (旧豊田地区各対策班) = 各2名以上 (班長又は副班長を含む。) ●避難所運営班 = 各2名以上 (班長又は副班長を含む。) ●停電対策班、受電調整班(市内広域) = 必要に応じて参集人員を決定					
第2非常配備体制	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	2 矢作川は人混み警報(洪水注意報)が発表された場合 3 次の場合で、本部長が必要と認めたとき。 (1) 広域的な災害の発生が予想される場合 (2) 局地的に災害が発生した場合又は発生が予想される場合	呼出参集	●副本部長 = 1名 ●各対策部副部長 = 各1名以上 (代理可) ●災害対策本部事務局長(総合調整班) = 5名以上 (事務局長又は所長補佐を含む) 自治体対策班、地域情報総括班 = 各1名以上 (情報集計班) = 各3名以上、(情報受理班、情報収集班) = 各2名以上 (班長又は副班長を含む。) 市民公室(総合調整班) = 1名以上※配備体制に関わらず、本部員会議、副部長会議を行う場合は、別途参集する。 (情報班) = 1名以上	【別表のとおり】	●局地的に災害が発生した場合又は発生が予想される場合で、団長が必要と認めたとき。 ●副団長 = 待機 (自宅、職場等) ●方面隊長 = 災害現場 ※災害発生地区の団員のみ ※通常の災害対応
	●総務対策部 (総務班、人事班、財産管理班)、 広報・被害調査対策部 (広報・被害調査班)、福祉対策部 (福祉総合相談班、地域包括ケア企画班、高齢福祉班、障がい福祉班、介護保険班) 産業対策部 (農地整備班、森林班)、都市整備対策部 (交通政策班、公園班 ※公園班については、別途定める規程の基準による。) 教育対策部 (学校教育班)、こども・若者・ボランティア対策部 (保育班) = 各1名以上 ●建設対策部、上下水道対策部 = 各対策班配備体制 ●地区対策部 (藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区対策班) = 各3名以上 (班長又は副班長を含む。) 松平地区対策班 (第1非常配備から継続の場合) = 2名以上 ●各対策部連絡要員 = 各1名以上 ※ 災害本部副本部長が必要と認めた場合は、状況及び地域に応じて招集及び配備を継続又は縮小 ※ 以下は必要な状況及び地域に応じて招集 ●地区対策部 (旧豊田地区各対策班) = 各2名以上 (班長又は副班長を含む。) ●避難所運営班 = 各2名以上 (班長又は副班長を含む。) ●停電対策班、受電調整班(市内広域) = 必要に応じて参集人員を決定					
第3非常配備体制	1 大雨特別警報、暴風特別警報又は暴風雪特別警報が発表された場合	2 次の場合で、本部長が必要と認めたとき。 (1) 広域的に災害の発生が予想される場合 (2) 矢作川は人混み警報(洪水警報)が発表された場合 (3) 人的被害が発生した場合		●本部長 = 全員 ●副本部長 = 全員 ●各対策部副部長 = 1名以上 (代理可) ●災害対策本部事務局長(総合調整班) = 全員 (事務局長を含む。)、(事務局内各対策班) = 配備グループ1グループ以上 ※各対策班で配備グループを編成 ●各対策部、各対策班 = 1グループ以上 ※各対策班で配備グループを編成 ●各対策部連絡要員 = 各1名以上 ●地区対策部 (旧豊田地区各対策班) = 各2名以上 (班長又は副班長を含む。) ※ 災害本部本部長が必要と認めた場合は、状況及び地域に応じて招集及び配備を継続又は縮小 ※ 以下は必要な状況及び地域に応じて招集 ●避難所運営班 = 各2名以上 (班長又は副班長を含む。) ●全職員	【別表のとおり】	次の場合で、団長が必要と認めたとき。 1 広域的に災害が発生が予想される場合 2 矢作川は人混み警報(洪水警報)が発表された場合 ●団長 = 指定場所 ●副団長 = 指定場所 ●方面隊長 = 指定場所 ●分団長、部長、班長、団員 = 待機 (自宅、職場等) ※必要に応じて団員を招集
	●全職員					
第4非常配備体制	1 次の場合で、本部長が必要と認めたとき。 1 広域的に災害が発生した場合 2 市域全域にわたる甚大な災害が予想される場合			●全職員	【別表のとおり】	次の場合で、団長が必要と認めたとき。 1 広域的に災害が発生した場合 2 市域全域にわたる甚大な災害が予想される場合 ●全団員 = 指定場所
※注意報・警報発表時の地区対策班の配備は、気象観測区域(豊田市西部、豊田市東部)単位とする。 ※藤岡、小原地区対策班については、大雨注意報(洪水害)は、自宅待機とする。 ※東京事務所用の配備は本部長が必要と認めた場合とする。 ※矢作川は人混み警報及び矢作川は人混み警報(洪水警報)は豊田市が対象(高橋観測所、岩津観測所)となる場合とする。 ※呼出参集 = 配備要請の連絡により参集する。ただし、配備を要する事態を確認した時点で、呼出しがなくても参集する。あらかじめ決められている場所に参集できない場合は、最寄りの交流館・支所に参集する。 ※突発的な災害等 = 大規模な火災及び航空機の墜落、旅客列車の転覆、旅客列車の転覆、力士爆発、テロ災害等大規模な事件・事故により、多数の死者等が発生し、通常の消防力では対応が困難な場合は、市民生活に不安を招く事態が生じた場合 ※配備グループ = あらかじめ各対策班で複数のグループを編成を行い、配備に依り、別班参集				※消防団の指定場所 団員(団本部)、副団長(中野、北野、足助班)、方面隊長(1・2中野、3南野、4北野、5藤岡支所、6小原支所、7足助班、8下山出張所、9旭出張所、10稲武出張所)、分団長(分団の代表者班)、部長、班長、団員(所属の班所格納庫)		

(5) 豊田市災害対策本部（地震災害用）・地震災害警戒本部（含む警戒準備本部）配備基準表

(豊田市災害対策本部運営要綱別表第2)		■令和5年度豊田市災害対策本部（地震災害用）配備基準表及び【消防との連携体制】						
種別	配 備 基 準	参集方法	配 備 要 員	種別	《 消 防 本 部 》		《 消 防 団 》	
					配 備 基 準	配 備 要 員	参集方法	配 備 基 準 及 び 配 備 要 員
第1非常配備体制	◆ 南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表された場合	呼出参集	●本部長＝1名 ●各対策部副部長＝各1名以上（代理可） ●災害対策本部事務局（総合調整班）＝全員（事務局長含む） （自治区対策班、地域情報総括班、議会班）＝各対策班長 （情報集計班、情報受理班、情報収集班）＝各2名以上（班長又は副班長を含む） 市県公署（総合調整班）＝1名以上※配備体制に関わらず、本部員会議、副部長会議を行う場合は、別途参集する。 （総通班）＝各対策班長 ●総務対策部（庶務班、人事班、財産管理班） ＝各対策班班長 ●地区対策部（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲沢地区対策班） ＝各3名以上（班長又は副班長を含む。） ●都市整備対策部（交通政策班）＝1名以上 ●上下水道対策部（総務班・外部支援班）＝2名以上 ●各対策部連絡要員＝各1名以上	第1消防非常配備体制	I 南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表された場合	【市災害対策本部】 ●消防次長 ●連絡要員 1名 【消防指揮本部】 ●統制班 1名以上 ●指令班 8名以上 ●調整班 1名以上 ●消防班 1名以上 ●情報班 1名以上 ●管理班 1名以上 ●消防班 1名以上 ●情報班 1名以上 ●管理班 1名以上	呼出参集	
	◆ 市内で震度4を観測した場合	自動参集		II 市内で震度4を観測した場合		※ 各班1名は、監督職以上とする。	自動参集	
第2非常配備体制	◆ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	呼出参集	●本部長 ●副本部長＝全員 ●各対策部部長、副部長＝全員 ●各対策班管理職以上＝全員 ●災害対策本部事務局（総合調整班）＝全員（事務局長含む） （自治区対策班、地域情報総括班、情報集計班、情報受理班） 情報収集班、受理調整班）＝各2名以上（班長又は副班長を含む） 市県公署（総合調整班）＝1名以上※配備体制に関わらず、本部員会議、副部長会議を行う場合は、別途参集する。 （総通班）2名以上（班長又は副班長を含む） ●地区対策部 （旧豊田地区各対策班）＝班長、副班長 （藤岡、小原、足助、下山、旭、稲沢地区対策班） ＝管理職以上全員、その他の班員3名以上 ●避難所運営班＝班長、副班長 ●各対策部連絡要員＝各1名以上	第2消防非常配備体制	I 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	【市災害対策本部】 ●消防長（市災害対策本部） ●連絡要員 1名 【消防指揮本部】 ●消防次長 ●専門監・管理監 ●統制班 4名以上 ●指令班 12名以上 ●調整班 4名以上 ●消防班 3名以上 ●情報班 8名以上 ●警長、副警長・管理班 1名以上	呼出参集	I 南海トラフ地震臨時情報において（巨大地震注意）が発表された場合で、団長が必要と認めたととき。 ●団長＝消防団本部（消防指揮本部） ●副団長＝（北瀬、生野、足助班、南野） ●方面隊長＝指定された消防署、所 ●分団長＝（自宅待機）
	◆ 市内で震度5弱を観測した場合	自動参集	※全対策班において、班長等が必要に応じて班員を招集	II 市内で震度5弱を観測した場合		※ 各班、管理職及び監督職を1名以上とする。	II 市内で震度5弱を観測した場合で、団長が必要と認めたととき。 ●団長＝指定場所	
第3非常配備体制	◆ 市内で震度5強以上を観測した場合	自動参集	●全職員	第3消防非常配備体制	II 市内で震度5強以上を観測した場合で、消防長が管区の消防力の増強が必要と認めたととき。	【現場指揮本部】 ●北消防署職員 ●中消防署職員 ●南消防署職員 ●足助消防署職員 ※該当する署所の必要な人員とする。	呼出参集	●副団長＝指定場所 ●方面隊長＝指定場所 ●分団長、部長、班長＝待機（自宅、職場等） ※必要に応じて班員を招集
					市内で震度5強以上を観測した場合	【市災害対策本部】 ●連絡要員 1名 【消防指揮本部・若指津本部・現場指揮本部】 ●全職員	自動参集	I 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ●全団員＝指定場所 II 市内で震度5強以上を観測した場合で、団長が必要と認めたととき。 ●市内で震度5強以上を観測した場合 ●全団員＝指定場所
※呼出参集＝配備要員の連絡により参集する。ただし、あらかじめ決められている場所に参集できない場合は、最寄りの交通路・支所とする。				※第2非常招集からの配備要員は、追加で配備される要員。				
※自動参集＝配備を要する事態を確認した時点で、呼出がなくても参集する。ただし、参集できない場合は、最寄りの交通路・支所とする。				※消防団の指定場所 団長（団本部）、副団長（中野、北野、足助班）、方面隊長（1・2中野、3南野、4北野、5藤岡支所、6小原支所、7足助班、8下山出張所、9旭出張所、10稲沢出張所）、分団長（分団の代表班長）、部長、班長、班員（所属の班所格納庫）				
※東京事務所班の配備は本部長が必要と認めた場合とする。								

(6) 豊田市災害対策本部室配置図



2 自主防災組織等

(1) 自主防災組織設置状況一覧

(令和4年4月1日)

番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
1	手呂町自主防災会	高橋	33	高橋町自主防災会	高橋
2	県営初吹自治区自主防災会	高橋	34	永覚新町事業団自主防災会	上郷
3	岩滝町自主防災会	高橋	35	県営鷺鴨住宅自主防災会	上郷
4	水源町自主防災会	拳母	36	青木町自主防災会	猿投
5	陣中町自主防災会	拳母	37	星ヶ丘自治区防災会	高岡
6	東山町自主防災会	高橋	38	美里四区自主防災会	高橋
7	豊栄町一区自主防災会	上郷	39	第一永覚アパート自主防災会	上郷
8	県営畝部団地自主防災会	上郷	40	広美町自主防災会	上郷
9	東広瀬上切自主防災会	猿投	41	御幸本町自主防災会	上郷
10	くすのき台自治会防災会	拳母	42	今自主防災会	拳母
11	豊田団地自主防災会	拳母	43	川田自治区自主防災会	上郷
12	上原自主防災会	拳母	44	大林町自主防災会	上郷
13	加納町防災会	猿投	45	本田町防災会	高岡
14	志賀ニュータウン防災会	高橋	46	平山第一自主防災会	拳母
15	下古屋自主防災会	猿投	47	平山第二自主防災会	拳母
16	中和会自主防災会	上郷	48	高岡町自主防災会	高岡
17	天王団地自主防災会	拳母	49	逢妻町自治区自主防災会	拳母
18	西岡町自主防災会	高岡	50	美里二区自主防災会	高橋
19	美山自治区自主防災会	拳母	51	公団保見ヶ丘自主防災会	猿投
20	栄町自治区防災会	拳母	52	堤町自治区自主防災会	高岡
21	インター西自主防災会	拳母	53	石野町自主防災会	猿投
22	柿本町自主防災会	拳母	54	市木町自主防災会	高橋
23	深田町自主防災会	拳母	55	保見町自主防災会	猿投
24	伊保町自主防災会	猿投	56	山之手自主防災会	拳母
25	丸山自治区自主防災会	拳母	57	永覚新町自主防災会	上郷
26	小坂本町地区自主防災会	拳母	58	保見ヶ丘六区自治区自主防災会	猿投
27	渡合自主防災会	拳母	59	広久手町自主防災会	拳母
28	高美町自主防災会	高岡	60	西広瀬町自治区防災・防犯会	猿投
29	本町自治区防災会	高岡	61	野見山自治区自主防災会	高橋
30	東田自治区自主防災会	高岡	62	井上自治区防災会	猿投

31	田中第二自主防災会	拳母	63	竹中自治区自主防災会	高岡
32	浄水町自治区防災会	拳母	64	五ヶ丘第6自治区防災会	高橋
番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
65	五ヶ丘第7自治区防災会	高橋	100	巴町自主防災会	松平
66	五ヶ丘第8自治区防災会	高橋	101	美里一区自主防災会	高橋
67	さなげ台自治区防災会	猿投	102	枹塚西町自治区防災会	上郷
68	天道自治区防災会	猿投	103	第2宝来防災会	高橋
69	梅坪町自治区自主防災会	拳母	104	キングスコート豊田下林防災会	拳母
70	五ヶ丘第3自治区防災会	高橋	105	京町防災会	拳母
71	岩倉南自治区防災会	松平	106	渡刈町自主防災会	上郷
72	小坂町地区自主防災会	拳母	107	岩倉東自主防災会	松平
73	美和町自治区自主防災会	高橋	108	扶桑町防災会	高橋
74	竹下自治区自主防災会	高岡	109	御船自治区自主防災会	猿投
75	枹塚東町自主防災会	上郷	110	鷺鴨町自主防災会	上郷
76	朝日町地区自主防災会	拳母	111	豊栄二区自主防災会	上郷
77	畝部中切自治区自主防災会	上郷	112	下野見自治区防災会	拳母
78	五ヶ丘第5自治区防災会	高橋	113	上野自治区自主防災会	高橋
79	大島町自主防災会	高岡	114	本地新田自治区防災会	拳母
80	宗定自主防災会	上郷	115	長興寺自主防災会	拳母
81	五ヶ丘第2自治区防災会	高橋	116	中田自治区自主防災会	高岡
82	竹上自主防災会	高岡	117	幸町自治区自主防災会	上郷
83	矢並町自主防災会	高橋	118	二区西部自治区自主防災防犯会	拳母
84	松平志賀町自主防災会	松平	119	樹木中部地区自主防災会	拳母
85	五ヶ丘第1自治区防災会	高橋	120	樹木西部地区自主防災会	拳母
86	神池自治区自主防災会	高橋	121	幸海町自主防災会	松平
87	若林宿舎自主防災会	高岡	122	一区自主防災会	拳母
88	永覚町自主防災会	上郷	123	隣松寺自主防災会	上郷
89	加茂川町自主防災会	松平	124	鍋田町防災会	松平
90	古瀬間グリーンパーク自治区防災会	高橋	125	保見緑苑防災会	猿投
91	鵜ヶ瀬町自主防災会	松平	126	高町防災会	猿投
92	花園町自治区防災隊	高岡	127	上郷大成自主防災会	上郷
93	五ヶ丘第4自治区防災会	高橋	128	伊保原自治区防災会	拳母
94	平和町自主防災会	拳母	129	岩倉西自主防災会	松平

95	下和会防災会	上郷	130	中区防災会	拳母
96	乙部ヶ丘第1自治区自主防災会	猿投	131	本地自治区自主防災会	拳母
97	平芝自主防災会	拳母	132	駒場自治区自主防災会	高岡
98	上高町自治区自主防災会	猿投	133	西区自治区防災会	拳母
99	堤本町自主防災会	高岡	134	下林自治区防災会	拳母
番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
135	前山自治区防災会	拳母	170	県営保見自治区自主防災会	猿投
136	東区防災会	拳母	171	貝津町自治区自主防災会	猿投
137	平戸橋一区防災会	猿投	172	中越戸自治区自主防災会	猿投
138	向山自治区防災会	拳母	173	大清水自主防災会	拳母
139	広川自治区自主防災会	高橋	174	東梅坪町自主防災会	拳母
140	土橋自主防災会	高岡	175	花本自治区自主防災会	猿投
141	緑ヶ丘自治区自主防災会	高岡	176	池田町自主防災会	高橋
142	成合町防災会	猿投	177	樹木北部地区自主防災会	拳母
143	上和会自主防災会	上郷	178	樹木南部地区自主防災会	拳母
144	宮口新田自主防災会	拳母	179	泉町自主防災会	高橋
145	一色自主防災会	拳母	180	御立自治区自主防災会	高橋
146	福受町自主防災会	上郷	181	富田自治区自主防災会	猿投
147	第1宝来自主防災会	高橋	182	下室自主防災会	猿投
148	百々自主防災会	高橋	183	豊松自主防災会	松平
149	美里三区自主防災会	高橋	184	大内自治区自主防災会	松平
150	上丘自治区自主防災会	高岡	185	外根自治区自主防災会	高岡
151	荒井自治区防災会	猿投	186	小峯自治区自主防災会	猿投
152	青木台区自治区自主防災会	猿投	187	前林自治区自主防災会	高岡
153	第二永覚アパート自主防災会	上郷	188	田粕町自治区自主防災会	猿投
154	広久手自治区防災会	拳母	189	王滝自主防災会	松平
155	平芝前自主防災会	拳母	190	広幡町自治区自主防災会	猿投
156	県営神池自治区防災会	高橋	191	藤沢自治区自主防災会	猿投
157	配津町自主防災会	上郷	192	大畑自治区自主防災会	猿投
158	西山自治区防災会	拳母	193	八草自治区自主防災会	猿投
159	宮口上自主防災会	拳母	194	石楠自治区自主防災会	松平
160	下越戸自治区防災会	猿投	195	猿投自主防災会	猿投
161	平井町自治区防災会	高橋	196	勘八自治区自主防災会	猿投

162	中垣内町自治区自主防災会	松平	197	東広瀬下切自主防災会	猿投
163	牛車住宅自主防災会	拳母	198	桂野町自治区自主防災会	松平
164	若林区自主防災会	高岡	199	山中町自主防災会	高橋
165	川端自主防災会	上郷	200	滝脇町自主防災会	松平
166	西田町自主防災会	高岡	201	九久平自主防災会	松平
167	千足町自治区自主防災会	拳母	202	力石町自治区自主防災会	猿投
168	平戸橋二区自主防災会	猿投	203	舞木町自治区自主防災会	猿投
169	吉原町自治区防犯・防災隊	高岡	204	乙部自治区自主防災会	猿投
番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
205	篠原自治区自主防災会	猿投	240	野見自主防災会	高橋
206	穂積町自主防災会	松平	241	千鳥自主防災会	猿投
207	古瀬間自主防災会	高橋	242	下市場自治区自主防災会	拳母
208	三区自主防災会	拳母	243	亀首自治区自主防災会	猿投
209	七重自主防災会	猿投	244	東保見町自治区自主防災会	猿投
210	大見自治区自主防災会	高橋	245	本徳町自治区自主防災会	猿投
211	国附町自主防災会	猿投	246	二区東部自主防災会	拳母
212	金谷自治区自主防災会	拳母	247	平戸橋自主防災会	猿投
213	枝下町自主防災会	猿投	248	エバグリーン自主防災会	高岡
214	森自主防災会	高橋	249	公営美和自治区自主防災会	高橋
215	長沢町自治区自主防災会	松平	250	樫尾組自主防災会	高橋
216	国江自治区自主防災会	上郷	251	藤岡飯野自治区自主防災会	藤岡
217	上中島自主防災会	上郷	252	藤源自主防災会	藤岡
218	寺部自治区自主防災会	高橋	253	石飛自主防災会	藤岡
219	松嶺町自主防災会	猿投	254	北一色自主防災会	藤岡
220	中根自治区自主防災会	高岡	255	迫町自治区自主防災会	藤岡
221	阿弥陀堂自治区自主防災会	上郷	256	豊田深見自主防災会	藤岡
222	押沢自主防災会	猿投	257	西中山自主防災会	藤岡
223	中切自治区自主防災会	猿投	258	藤宮自主防災会	藤岡
224	芳友町自主防災会	猿投	259	田茂平自主防災会	藤岡
225	城見町自主防災会	猿投	260	御作町自主防災会	藤岡
226	中金町自治区自主防災会	猿投	261	上川口自主防災会	藤岡
227	坂上町自治区自主防災会	松平	262	下川口自主防災会	藤岡
228	高上2丁目自主防災会	高橋	263	木瀬自主防災会	藤岡

229	高上1丁目自主防災会	高橋	264	三箇町自治区自主防災会	藤岡
230	三軒屋自治区自主防災会	拳母	265	大岩町自主防災会	藤岡
231	松平自治区自主防災会	松平	266	白川町自主防災会	藤岡
232	野口自治区自主防災会	猿投	267	西市野々自治区自主防災会	藤岡
233	志賀町自主防災会	高橋	268	石畳自治区自主防災会	藤岡
234	市営京ヶ峰住宅自主防災会	高橋	269	北曾木町自主防災会	藤岡
235	林添自治区自主防災会	松平	270	藤岡折平自主防災会	藤岡
236	市営初吹自主防災会	高橋	271	上渡合区自主防災会	藤岡
237	京ヶ峰分譲自主防災会	高橋	272	藤岡ニューハイツ自主防災会	藤岡
238	ビレッジハウス自主防災会	高橋	273	藤岡緑ヶ丘自主防災会	藤岡
239	京ヶ峰1丁目自主防災会	高橋	274	ファーツリー自治区自主防災会	藤岡
番号	自主防災会名	支所名	番号	自主防災会名	支所名
275	大平自治区自主防災会	小原	310	小渡自主防災会	旭
276	道慈自治区自主防災会	小原	311	笹戸自主防災会	旭
277	小原西自治区自主防災会	小原	312	敷島自主防災会	旭
278	上仁木自治区自主防災会	小原	313	築羽自主防災会	旭
279	旭自治区自主防災会	小原	314	稲武町自主防災会	稲武
280	高原自治区自主防災会	小原	315	大野瀬町自主防災会	稲武
281	小原中自治区自主防災会	小原	316	押山自主防災会	稲武
282	小原東自治区自主防災会	小原	317	小田木自主防災会	稲武
283	栄自治区自主防災会	小原	318	川手自主防災会	稲武
284	大草自治区自主防災会	小原	319	黒田町自主防災会	稲武
285	城東自治区自主防災会	小原	320	桑原町自主防災会	稲武
286	矢作自治区自主防災会	小原	321	御所貝津町自主防災会	稲武
287	足助自治区自主防災会	足助	322	富永町自治区自主防災会	稲武
288	追分学区自主防災会	足助	323	中当自主防災会	稲武
289	則定自主防災会	足助	324	夏焼町自主防災会	稲武
290	佐切自治区自主防災会	足助	325	野入町自主防災会	稲武
291	冷田自治区自主防災会	足助	326	武節町自主防災会	稲武
292	萩野自主防災会	足助			
293	明和自主防災会	足助			
294	大多賀自治区自主防災会	足助			
295	椿立自治区自主防災会	足助			

296	足助大見自主防災会	足助			
297	御内自治区自主防災会	足助			
298	新盛自主防災会	足助			
299	大蔵自治区自主防災会	足助			
300	御蔵自治区自主防災会	足助			
301	大河原自主防災会	足助			
302	阿蔵自主防災会	下山			
303	大沼自主防災会	下山			
304	三巴自主防災会	下山			
305	田平沢自主防災会	下山			
306	花山自主防災会	下山			
307	羽布自主防災会	下山			
308	和合自主防災会	下山			
309	浅野自治区自主防災会	旭			

(防災対策課)

(2) 女性消防クラブ一覧

(令和5年4月1日現在)

支部名	ク ラ ブ 名	人員
1	亀首女性消防クラブ	1 2
2	藤岡女性防火クラブ	2 2
3	ひまわり隊婦人消防クラブ	1 3
4	渡刈女性消防クラブ	3 2
5	堤婦人消防クラブ	3 8
合 計	5クラブ	1 1 7

(予防課)

第9 協定書・覚書等

1 市町村間における応援協定等

(1) 愛知県内広域消防相互応援協定

(警防救急課)

愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

(3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故

(4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

(1) 災害の発生日時、場所及び状況

(2) 必要とする人員、車両及び資機材等

(3) 集結場所及び連絡担当者

(4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長	松原 武久
豊橋市長	早川 勝
岡崎市長	柴田 紘一
一宮市長	谷 一夫
瀬戸市長	増岡 錦也
知多中部広域事務組合管理者半田市長	榊原 伊三
春日井市長	鷗飼 一郎
豊川市長	中野 勝之
津島市長	水谷 尚
豊田市長	鈴木 公平
西尾市長	本田 忠彦
蒲郡市長	金原 久雄
犬山市長	石田 芳弘
常滑市長	石橋 誠晃
江南市長	大池 良平
尾西市長	大島 晋作
小牧市長	中野 直輝
稲沢中島広域事務組合管理者	服部 幸道

新城市長	山本 芳央
東海市長	鈴木 淳雄
大府市長	福島 務
知多市長	加藤 功
尾張旭市長	谷口 幸治
岩倉市長	石黒 靖明
豊明市長	都築 龍治
長久手町	加藤 梅雄
木曽川町長	山口 昭雄
蟹江町長	佐藤 篤松
幸田町長	近藤 徳光
田原町長	白井 孝市
渥美町長	山本 道雄
衣浦東部広域連合長	永田 太三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬 保章
海部東部消防組合管理者	桑野 章
尾三消防組合管理者	久野 知英
海部南部消防組合管理者	佐野 峰夫
海部西部広域事務組合管理者	鷲野 聡明
丹羽広域事務組合管理者	河田 幸男
幡豆郡消防組合管理者	大河内 光行
知多南部消防組合管理者	齋藤 宏一
あすけ地域消防組合管理者	太田 雅清

(2) 西三河地区消防相互応援協定書

(警防救急課)

西三河地区消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に規定する消防の相互の応援に関し、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市、幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町の西三河地区市町並びに尾三消防組合、幡豆郡消防組合及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町等」という。）は、火災その他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため相互に応援することを協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、協定市町等の区域において消防業務及び救急業務（以下「消防業務等」という。）が発生した場合、協定市町等が相互に応援協力し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援を行う場合)

第2条 協定市町等は、その区域内において消防業務等が発生した場合は相互に応援するものとする。

(応援の種別)

第3条 前条の規定による相互の応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 消防業務の場合 普通応援及び特別応援

(2) 救急業務の場合 特別応援

2 普通応援は、協定市町等の区域内において、当該市町の近隣地域に災害が発生したと認めた場合に自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援は、協定市町等の区域内において、特殊的防ぎよを必要とする災害が発生した場合又は当該災害により事故が発生した場合に受援市町長、広域連合長及び消防組合管理者又は消防長の要請に基づいて出動する応援をいう。

4 前2項の規定による出動の範囲は、関係市町等が協議のうえ別に定める。

(応援力)

第4条 この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の所属する市町等が所有する全消防力の4分の1以内とする。

2 関係市町等は、消防業務の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、全消防力の3分の1まで応援することができる。

3 第3条第1項第2号の規定による特別応援は、原則として応援隊の所属する市町等において支障を生じない限度で行うものとする。

(応援の方法)

第5条 第2条の規定による応援の円滑を期するため、協定市町等は、それぞれ別に定める連絡担当部を設置するものとする。

2 協定市町等は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、とりあえず電話等により連絡担当部を通じ関係市町等に要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

(1) 災害の発生日時、場所及び状況

(2) 必要とする人員、車両及び資機材等

(3) 集結場所及び連絡担当者

(4) その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第 6 条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

(報告)

第 7 条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

(費用の負担)

第 8 条 応援に要する費用の負担については、法令その他特別の定めのあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

(1) 普通応援の場合

応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2) 特別応援の場合

ア 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する費用は、応援隊の所属する市町等の負担とする。

イ 機械器具の大破損の修理、消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する費用は、その都度関係市町等において協議して定めるものとする。

(協定外の費用)

第 9 条 前条に規定する費用以外で応援したことにより重大な費用の支出を必要とした場合及び費用負担について疑義を生じた事項については、関係市町等において協議決定する。

(資料の交換)

第 10 条 協定市町等は、毎年 4 月 1 日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。ただし、当該消防力に変動が生じた際は、その都度通知するものとする。

(協定市町等の変更に伴う取り扱い)

第 11 条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を承継した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取扱う。

ただし、新たな名称の市町等ができた場合はこの限りでない。

(雑則)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協定は、昭和 43 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は、昭和 51 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は、昭和 58 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は、平成 15 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この協定は、平成19年4月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し、記名捺印のうえ、協定市町等各1通を保管する。

平成19年4月1日

岡	崎	市	長	柴	田	紘	一
碧	南	市	長	永	島	邦	卓
刈	谷	市	長	榎	並	公	夫
豊	田	市	長	鈴	木		平
安	城	市	長	神	谷		学
西	尾	市	長	中	村	晃	毅
知	立	市	長	本	多	正	幸
高	浜	市	長	森		貞	述
幡	豆	郡	一色町長	都	築		讓
同	吉	良	町長	山	本	一	義
同	幡	豆	町長	渡	辺		靖
額	田	郡	幸田町長	近	藤	徳	光
西	加	茂	郡三好町長	久	野	知	英
尾	三	消	防組合管者	久	野		英
幡	豆	郡	消防組合管理者	都	野		讓
衣	浦	東	部広域連合長	永	築		卓
					島		

(3) 愛知県下高速道路における消防相互応援協定書

(警防救急課)

愛知県下高速道路における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、名古屋市長、豊橋市長、一宮市長、岡崎市長、豊川市長、春日井市長、津島市長、衣浦東部広域連合、豊田市長、瀬戸市長、稲沢市長、小牧市長、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合及び愛西市（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第 1 条 この協定は、協定市町組合の区域内の東名高速道路、中央自動車道、名神高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海北陸自動車道、新東名高速道路、伊勢湾岸自動車道（伊勢湾岸道路を含む。）、名古屋高速道路 4 号東海線、名古屋高速道路 6 号清須線、名古屋高速道路 11 号小牧線、名古屋高速道路 16 号一宮線、名古屋瀬戸道路及び東海環状自動車道（以下「高速道路」という。）において災害（消火、救急等の消防業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、消防隊、救急隊又は災害の処理に必要な隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第 3 条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、災害発生地の消防隊等が出動しない場合においては、この限りでないものとする。

第 4 条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第 2 条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第 5 条 第 2 条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。

(2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。

(3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定める

ものとする。

第 6 条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成 30 年 7 月 31 日から効力を生ずる。

2 平成 28 年 3 月 10 日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成 30 年 7 月 31 日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書 25 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保管する。

平成 30 年 7 月 31 日

名古屋市長	河村 たかし
豊橋市長	佐原 光一
一宮市長	中野 正康
岡崎市長	内田 康宏
豊川市長	山脇 実
春日井市長	伊藤 太
津島市長	日比 一昭
衣浦東部広域連合長	竹中 良則
豊田市長	太田 稔彦
瀬戸市長	伊藤 保徳
稲沢市長	加藤 錠司朗
小牧市長	山下 史守朗
新城市長	穂積 亮次
東海市長	鈴木 淳雄
大府市長	岡村 秀人
尾張旭市長	水野 義則
岩倉市長	久保田 桂朗
西春日井広域事務組合管理者	永田 純夫
蟹江町長	横江 淳一
海部東部消防組合管理者	村上 浩司
尾三消防組合管理者	萩野 幸三
海部南部消防組合管理者	久野 時男
愛西市長	日永 貴章

(4) 豊田市・瀬戸市消防相互応援協定

(警防救急課)

豊田市・瀬戸市消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、瀬戸市（以下「甲」という。）と豊田市（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第1条 甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生し、相手側から応援の要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請に応じて消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。ただし、甲又は乙の消防機関が火災報知専用電話等により、甲と乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、応援の要請があったものとみなし、必要な消防隊等を派遣するものとする。

2 前項の派遣によってもなお、災害等に対処できない場合は、愛知県下広域消防相互応援協定の定めるところによる。

第2条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

第3条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 消防機械器具（車両及び救急救助器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防隊員、救急隊員又は救助隊員（以下「消防隊員等」という。）の手当等の通常経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受けた側の負担とする。

(2) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第4条 この協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に係る細部の事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は平成10年4月1日から施行する。

2 昭和43年8月1日に締結した、瀬戸市、豊田市消防本部相互応援協定は、平成10年4月1日付けをもって廃止する。

この協定は成立を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成10年2月25日

甲	瀬戸市	代表者	瀬戸市長	井上博通	(印)
乙	豊田市	代表者	豊田市長	加藤正一	(印)

(5) 豊田市・尾三消防組合消防相互応援協定

(警防救急課)

消防相互応援協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と尾三消防組合（以下「乙」という。）の消防に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(消防隊等の派遣)

第 2 条 甲又は乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害若しくは救急業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生し、又は火災の予防に関し、相手側から応援の要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請に応じて消防隊、救助隊、救急隊又は担当員（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2 甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲と乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、応援の要請があったものとみなし、消防隊等を派遣するものとする。

(消防隊等の指揮)

第 3 条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

(経費分担)

第 4 条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 応援のための出動による消防機械器具（救急車及び救急器具を含む。）の故障の修理費、燃料費及び消防隊員等の手当等の経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

(2) 応援のための出動による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費等その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

(情報の提供)

第 5 条 この協定に基づく応援を円滑に実施するため、甲及び乙の消防長は、適宜消防力の現況その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第 6 条 この協定の実施に係る細目的事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定は、平成 1 0 年 9 月 1 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保管する。

平成10年8月31日

甲 豊田市

代表者 豊 田 市 長 加 藤 正 一
乙 尾三消防組合
代表者 尾三消防組合管理者 塚 本 三 千 雄

(6) 豊田市・日進市消防相互応援協定書

(警 防 救 急 課)

豊田市・日進市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、豊田市と日進市は、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、豊田市、日進市における火災、その他の災害に際し、相互に消防力を応援活用して災害地における人的及び物的被害を最小限に防圧することを目的とする。

(応 援 の 種 別)

第2条 応援を分けて次の二種とする。

(1) 普通応援

普通応援とは、別に定める区域内に発生した火災、その他の災害を認知、又は受報した場合、別命なく出動応援するものをいう。

(2) 特別応援

特別応援とは、大火又は非常災害が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、要請により市長若しくは消防長の命令により出動応援するものをいう。

(応 援 の 部 隊 数)

第3条 普通応援出動隊は1隊とし、特別応援は災害の状況により応援地又は被応援地の責任者の命令若しくは要請によって決定する。

(応 援 部 隊 の 指 揮)

第4条 応援出動部隊は、すべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮下に入るものとする。

(報 告 等)

第5条 出動隊の長は、現場到着及び引き揚げ時並びに消防活動の状況を、現場最高指揮者に報告するものとする。

2 応援市の長は、毎月1回応援出動の記録をとりまとめ、被応援市の長に通報するものとする。

(費 用 負 担)

第6条 普通応援に使用した燃料及び隊員の手当等の諸費は応援市の負担とする。

2 特別応援に係る費用は、別に定める外重大な費用の支出を必要とする場合が生じた際は、相互において協議決定する。

(協 定 外 の 事 項)

第7条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度双方が協議のうえ決定する。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し記名捺印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成9年9月1日から実施する。

平成9年9月1日

豊田市長	加 藤 正 一
日進市長	山 田 一 磨

(7) 豊田市・三好町消防相互応援協定書

(警 防 救 急 課)

豊田市・三好町消防相互応援協定書

(相互応援の目的)

第 1 条 この協定は、豊田市、三好町における火災及び救急事故に際し、相互に消防力を応援活用して災害地における人的及び物的被害を最小限度に防圧することを目的とする。

(応援の種類)

第 2 条 応援を分けて次の二種とする。

(1) 普通応援

普通応援とは別に定める区域内に発生した火災及び救急事故を認知、又は受報した場合別命なく出動応援するものをいう。

(2) 特別応援

特別応援とは、大火又は非常火災が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、要請により市（町）若しくは消防署長の命令により出動応援するものをいう。

(応援の部隊数)

第 3 条 普通応援出動隊は 1 隊とし、特別応援は災害の状況により応援地又は被応援地の責任者の命令若しくは要請によって決定する。

(応援部隊の指揮)

第 4 条 応援出動隊はすべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮下に入るものとする。

(報告等)

第 5 条 出動隊の長は現場到着及び引き揚げ時並びに消防活動の状況を、現場最高指揮者に報告するものとする。

2 応援市（町）の長は、毎月 1 回応援出動の記録をとりまとめ、被応援市（町）長に通報するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 普通応援出動に使用した燃料及び隊員の手当等の諸費は市（町）の負担とする。

2 特別応援に係る費用は別に定める外重大な費用の支出を必要とする場合が生じた際は相互において協議決定する。

(協定外の事項)

第 7 条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議の上決定するものとする。

附 則

この協定は、昭和 43 年 3 月 1 日より実施する。

上記協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し記名捺印の上各 1 通を保管する。

昭和 43 年 3 月 1 日

豊 田 市 長	佐 藤 保
三 好 町 長	山 田 紀 夫

(8) 豊田市・土岐市消防相互応援協定書

(警 防 救 急 課)

豊田市・土岐市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と土岐市（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第1条 甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生し、相手側から応援の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じて消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2 甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲又は乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、前項の応援の要請があったものとみなし、必要な消防隊等を派遣するものとする。

第2条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

第3条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 消防機械器具（車両及び救急救助器具を含む。以下同じ）の故障の修理費、燃料費、及び消防職員又は消防団員（以下「消防隊員等」という。）の手当等の通常経費は、応援をする側の負担とする。

ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

(2) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費、その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第4条 この協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に係る細部の事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は平成10年9月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成10年8月25日

甲	豊田市	代表者	豊田市長	加藤正一
乙	土岐市	代表者	土岐市長	塚本保夫

(9) 豊田市・恵那市消防本部消防相互応援協定書

(警防救急課)

豊田市・恵那市消防本部消防相互応援協定書

この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と恵那市（以下「乙」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第 1 条 この協定は、甲及び乙の区域内において火災又は救急業務を必要とする事故等（以下「災害」という。）が発生した際の甲乙相互間の消防力の活用に関して定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条 甲及び乙の長は、災害の処理のため災害発生地から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲又は乙の境界付近に災害等の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、必要な消防隊等を派遣するものとする。

第 3 条 前条の規定により応援のために出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

第 4 条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要があると認めたときは、第 2 条の規定により出動した甲又は乙の消防隊等に対し、災害の状況について通報を求めることができる。

第 5 条 第 2 条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、応援した甲又は乙の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合であって、災害現地における燃料の補給、消防隊員などの給食等に要した費用については、応援を受けた甲又は乙の負担とする。

(2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する市の負担とする。

(3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第 6 条 この協定の実施について必要な事項は、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保管する。

平成 17 年 4 月 1 日

甲	豊田市		
	豊田市長	鈴木	公平
乙	恵那市		
	恵那市長	可知	義明

(1 0) 豊田市・瑞浪市消防相互応援協定書

(警 防 救 急 課)

豊田市・瑞浪市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と瑞浪市（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第1条 甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生し、相手側から応援の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じて消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2 甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲又は乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、前項の応援があったものとみなし、必要な消防隊等を派遣するものとする。

第2条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

第3条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（ア）消防機械器具（車両及び救急救助器具を含む。以下同じ）の故障の修理費、燃料費、及び消防職員又は消防団員（以下「消防隊員」という。）の手当等の通常経費は、応援をする側の負担とする。

ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

（イ）消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費、その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第4条 この協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に係る細部的事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は平成10年9月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成10年8月25日

甲	豊田市	代表者	豊田市長	加藤正一
乙	瑞浪市	代表者	瑞浪市長	高嶋芳男

(1 1) 豊田市・南信州広域連合消防相互応援協定書

(警 防 救 急 課)

豊田市・南信州広域連合消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と南信州広域連合（以下「乙」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙の区域内において火災又は救急業務を必要とする事故等（以下「災害」という。）が発生したとき甲乙相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援隊派遣）

第 2 条 甲及び乙の長は、災害の処理のため災害発生地 of 甲及び乙の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 甲又は乙の長若しくは消防長は、甲又は乙の境界付近に災害等の発生を覚知した場合で応援の必要があると認めたときは、前項の応援の要請があったものとみなし、必要な応援隊等を派遣することができるものとする。

（指揮）

第 3 条 前条の規定により応援のために出動した応援隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

（災害情報提供）

第 4 条 災害発生地の消防長は、必要があると認めたときは、第 2 条の規定により出動した甲又は乙の応援隊等に対し、災害の状況について通報を求めることができる。

（応援経費等の負担）

第 5 条 応援隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

（ 1 ）応援した隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の経常的な経費は、応援側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合災害現地における燃料の補給、隊員などの給食等に要するときは、受援側がその経費を負担するものとする。

（ 2 ）応援した隊等の公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する市又は南信州広域連合の負担とする。

（ 3 ）消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（実施細目）

第 7 条 この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保管する。

平成 1 7 年 4 月 1 日

愛知県豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
甲 豊田市
豊田市長 鈴木 公 平
長野県飯田市追手町 2 丁目 678 番地
乙 南信州広域連合
広域連合長 牧 野 光 朗

(1 2) 愛知県防災ヘリコプター支援協定 (愛知県以下 7 2 自治体及び一部事務組合)

(警 防 救 急 課)

愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 30 条第 2 項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合 (以下「市町村等」という。) が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター (以下「航空機」という。) の支援を求めることに必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第 2 条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において、災害とは、消防組織法第 1 条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第 4 条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第 30 条第 1 項に基づき、災害が発生した市町村等 (以下「要請市町村等」という。) の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事 (以下「知事」という。) に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第 5 条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

第 6 条 前条第 1 項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第 7 条 愛知県は、第 4 条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第 8 条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。
(その他)

第 9 条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第 10 条 この協定書は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

平成 8 年 10 月 1 日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成 19 年 6 月 30 日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 72 通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ 1 通を保管する。

平成 19 年 8 月 1 日

愛知県知事	神田真秋
名古屋市長	松原武久
豊橋市長	早川 勝
岡崎市長	柴田紘一
一宮市長	谷 一夫
瀬戸市長	増岡錦也
半田市長	榊原伊三
春日井市長	伊藤 太
豊川市長	中野勝之
津島市長	三輪 優
碧南市長	永島 卓
刈谷市長	榎並邦夫
豊田市長	鈴木公平
安城市長	神谷 学
西尾市長	中村晃毅
蒲郡市長	金原久雄
犬山市長	田中志典
常滑市長	石橋誠晃
江南市長	堀 元
小牧市長	中野直輝
稲沢市長	大野紀明
新城市長	穂積亮次
東海市長	鈴木淳雄
大府市長	久野孝保
知多市長	加藤 功
知立市長	本田正幸
尾張旭市長	谷口幸治
高浜市長	森 貞述
岩倉市長	石黒靖明
豊明市長	都築龍治
日進市長	佐護 彰

田原市長	鈴木克幸
愛西市市長	八木忠男
清須市長	加藤静治
北名古屋市長	長瀬 保
弥富市長	服部彰文
東郷町長	川瀬雅喜
長久手町長	加藤梅雄
豊山町長	鈴木幸育
春日町長	河合幹雄
大口町長	酒井 鎧
扶桑町長	江戸 満
七宝町長	近藤 智
美和町長	加藤龍夫
甚目寺町長	村上浩司
大治町長	小林 隆
飛島村長	久野時男
阿久比町長	竹内啓二
東浦町長	井村徳光
南知多町長	澤田壽一
美浜町長	山下治夫
武豊町長	粕山芳輝
一色町長	都築 讓
吉良町長	山本一義
幡豆町長	渡辺 靖
幸田町長	近藤徳光
三好町長	久野知英
設楽町長	加藤和年
東栄町長	森田昭夫
豊根村長	熊谷卓也
音羽町長	宇都野 武
小坂井町長	伊藤憲男
御津町長	深谷泰範
知多中部広域事務組合管理者	榊原伊三
海部東部消防組合管理者	近藤 智
尾三消防組合管理者	久野知英
丹羽広域事務組合管理者	江戸 満
海部南部消防組合管理者	服部彰文
幡豆郡消防組合管理者	都築 讓
知多南部消防組合管理者	澤田壽一
西春日井広域事務組合管理者	長瀬 保
衣浦東部広域連合長	永島 卓

(1 3) 衣浦豊田道路における消防相互応援協定書

(警 防 救 急 課)

衣浦豊田道路における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、豊田市（以下「甲」という。）と衣浦東部広域連合（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第1条 この協定は、甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に存する衣浦豊田道路（豊田市生駒町国道155号線合流点を含む）において災害（火災又は救急業務を必要とする事故をいう。以下同じ）が発生した際の甲乙相互間の消防力の活用に関して定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 甲及び乙の長は、衣浦豊田道路における災害の処理のため災害発生地から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 衣浦豊田道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、甲及び乙の消防長が定める区分により、災害発生地に対し応援のための消防隊等を派遣するものとする。

第3条 前条の規定により応援のために出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

第4条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要があると認めるときは、第2条の規定により出動した甲又は乙の消防隊等に対し、災害の状況について通報を求めることができる。

第5条 第2条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、応援した甲又は乙の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合であって、災害現地における燃料の補給、消防隊などの給食等に要した経費については、応援を受けた甲又は乙の負担とする。

(2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する市又は広域連合の負担とする。

(3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

第6条 この協定の実施について必要な事項は、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成16年4月1日

甲	豊田市	豊田市長	鈴木公平
乙	衣浦東部広域連合	広域連合長	榎並邦夫

(1 4) 水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会愛知県支部・愛知県）
（（上下水）総務課）

水道災害相互応援に関する覚書

（趣旨）

第 1 条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第 2 条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替えるよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第 3 条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第 4 条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 応急給水作業
- （ 2 ） 応急復旧作業（原則として仮復旧、第 1 次応急復旧作業）
- （ 3 ） 応急復旧資器材の供出
- （ 4 ） 工事業者のあっせん

2 前項第 1 号及び第 2 号の作業の期間は、原則として 7 日以内とする。

（要請の方法）

第 5 条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

（ 1 ） 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

（ 2 ） 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

（ 3 ） 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

（ 4 ） 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第 1 号及び第 3 号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- (応援体制)

第 6 条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

- 2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受け入れ体制)

第 7 条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

- 2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 第 4 条第 1 項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第 1 号に要する費用については、応援期間が 2 日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第 9 条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第 10 条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第 11 条 会員は、救援体制表（別表第 1）10部を毎年 4 月末日までに支部長へ提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑 則)

第 12 条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なを、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長 豊橋市長 早 川 勝

愛知県公営企業管理者 企業庁長 深 谷 憲 彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者 上下水道局長 山 田 雅 雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市
地域会長 県水道北部ブロック協議会
会長 瀬戸市長 増 岡 錦 也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿
久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団
地域会長 県水道南部ブロック協議会
会長 常滑市長 石 橋 誠 晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市
尾西市 小牧市 岩倉市 清洲町 木曽川町
七宝町 美和町 蟹江市 佐織町 春日町
八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東
部水道企業団 海部南部水道企業団 丹羽広域
事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鷗 飼 一 郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知
立市 高浜市 西尾幡豆広域連合 幸田町
藤岡町 額田町 小原村 足助町 下山村
旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴 田 紘 一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音
羽市 一宮市 小坂井市 御津町 渥美町
設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村
鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早 川 勝

立会人

愛知県健康福祉部長

新 家 正 義

(1 5) 災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書 (知立市)

((上下水) 総務課)

災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書

災害等の発生により豊田市又は知立市において給水できない場合における給水援助に係る緊急連絡管 (以下「連絡管」という。) の使用に関して次のとおり協定を締結する。

第 1 条 受給側 (以下「甲」という。) は連絡管により給水しなければならない場合は、供給側 (以下「乙」という。) とすみやかに協議しなければならない。

第 2 条 乙は、協議の結果、連絡管の使用を必要と認めた場合は、ただちに甲乙立会のうえ甲側バルブは甲が、乙側バルブは乙が開閉する。

第 3 条 料金は、使用水量に浄水単価 (県水の受水単価とする。) を乗じて得たものとする。この場合において使用水量の算定は水理公式による。

第 4 条 維持管理の境界は、甲乙両者の工事区間とする。

第 5 条 連絡管の撤去等、断水を伴う工事は、両者協議のうえ誠意をもって工事に着手することとする。

第 6 条 協定に定めのない事項については、両当事者協議のうえ定めるものとする。
上記協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和 50 年 6 月 18 日

豊田市西町 3 丁目 60 番地

豊田市代表者

豊田市長 佐 藤 保

知立市新富 1 丁目 1 番地

知立市水道事業管理者

知立市長 永 井 五 三

(1 6) 災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書（愛知県中部水道企業団）
（（上下水）総務課）
災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書

災害等の発生により豊田市又は企業団において給水できない場合における給水援助に係る緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用に関して次のとおり協定を締結する。

- 第 1 条 受給側（以下「甲」という。）は、連絡管により給水しなければならない場合は、供給側（以下「乙」という。）とすみやかに協議しなければならない。
- 第 2 条 乙は、協議の結果連絡管の使用を必要と認めた場合は、ただちに甲乙立会のうえ甲側バルブは甲が、乙側バルブは乙が開閉する。
- 第 3 条 料金は、使用水量に浄水単価（県水の受水単価とする。）を乗じて得たものとする。この場合において使用水量の算定は水理公式による。
- 第 4 条 維持管理の境界は、甲乙両者の工事区間とする。
- 第 5 条 連絡管の撤去等、断水を伴う工事は、両者協議のうえ誠意をもって工事に着手することとする。
- 第 6 条 協定に定めのない事項については、両当事者協議のうえ定めるものとする。
上記協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和51年12月 1 日

豊田市西町 3 丁目60番地
豊田市代表者
豊田市長 西 山 孝

愛知県東郷町大字春木字北野淵 2345－

3

愛知中部水道企業団
企業長 石 川 勇

(1 7) 緊急連絡管の取扱いに関する協定書 (刈谷市)

((上下水) 総務課)

緊急連絡管の取扱いに関する協定書

災害時等緊急時における住民の飲料水確保をはかるため、豊田市 (以下「甲」という。) と刈谷市 (以下「乙」という。) を連絡するすべての緊急連絡管 (以下「連絡管」という。) の取扱いに関して次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 隣接する水道事業者間を事前に配管連絡して緊急時の水道水の相互援助体制の確立を図る。

(財産区分及び管理区分)

第 2 条 財産区分及び管理区分は、両者で協議された接続地点とする。

(維持管理)

第 3 条 維持管理は平素より管理区分に従い台帳、図面等整備するとともに施設の管理点検を行い円滑なる目的の達成に努力しなければならない。

(応援要請)

第 4 条 災害等緊急事態が発生し、当該施設を使用する必要が生じたときは、必要水量、使用期間等を定めて応援の要請をする。この場合応援側は自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとする。

(使用方法)

第 5 条 本施設の使用は、甲、乙双方の水道技術管理者又は、水道技術管理者の指名した者の立合のもとで使用操作する。

なお、本施設使用により発生する給水状況の異常は甲、乙双方において処理するものとする。

(水質管理)

第 6 条 使用水の水質については、それぞれ給水を受ける者の責任において処置するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 供給の対価は、双方の協議によって定めるものとする。

(雑 則)

第 8 条 この協定に疑義を生じたときは、又はこの協定に定めのない事項に関しては別に甲、乙協議して決定するものとする。

第 9 条 この協定は、甲、乙双方の申し出がない限り毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

昭和 56 年 6 月 22 日

甲 豊 田 市
水道事業管理者

竹 尾 淳

乙 刈 谷 市
水道事業刈谷市長

宮 田 一 松

(1 8) 緊急連絡管に関する協定書 (安城市)

((上下水) 総務課)

緊急連絡管に関する協定書

(趣 旨)

第 1 条 緊急時における市民の飲用水確保をはかるため、豊田市と安城市は水道水の相互供給を目的として連絡管を設置する。

(維持管理)

第 2 条 緊急連絡管は豊田市と安城市の接続点を管理界とし、それぞれ維持管理点検し、円滑なる目的の達成に努力しなければならない。

(使用の範囲)

第 3 条 非常災害等緊急時の連絡管の使用開始・停止は、要請に応じてすみやかに豊田市と安城市で協議決定する。

(経費の負担)

第 4 条 相互供給に要した経費並びに水道料金は原則として要請側が負担するが、料金等の算出基礎については豊田市と安城市で協議決定する。

(雑 則)

第 5 条 この協定に定めがない事項、並びに相互供給により不測の事態が発生したときは、豊田市と安城市で協議のうえ円滑なる解決に努力するものとする。

第 6 条 この協定は当事者双方の申し出がない限り、毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

昭和 60 年 3 月 10 日

豊田市水道事業管理者

畑 田 守 昭

安城市水道事業

安城市長

岩 月 収 二

(1 9) 水道緊急連絡管に関する協定書 (岡崎市)

((上下水) 総務課)

水道緊急連絡管に関する協定書

(趣 旨)

第 1 条 緊急時における市民の飲料水を確保するため、岡崎市と豊田市とは、水道水の相互供給を目的として、緊急連絡管 (以下「連絡管」という。)を設置する。

(設置の場所)

第 2 条 連絡管布設の場所は次のとおりとする。

(1) 岡崎市側岡崎市北野町地内

(2) 豊田市側豊田市柵塚東町地内

別図の箇所

(施設の内容)

第 3 条 連絡管は口径φ 100ミリメートルとする。

(施設の維持管理)

第 4 条 連絡管等の維持管理は、市域境界を管理界とし、それぞれ維持管理をするものとし、非常災害等緊急時に円滑な運用が出来るよう努めなければならないものとする。

(使用の方法)

第 5 条 非常災害等緊急事態の発生により連絡管を使用しようとする時はその都度当事者間で協議する。

(経費の負担)

第 6 条 水道水の供給に要した経費及び水道料金は原則として要請側が負担するものとし、額の算出方法はその都度協議する。

(雑 則)

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議し円滑なる解決に努力するものとする。

第 8 条 この協定は、当事者双方の申出がないかぎり、毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

昭和 63 年 9 月 30 日

岡崎市水道事業

岡崎市 長 中 根 鎮 夫

豊田市水道事業

管 理 者 神 谷 和 典

(2 0) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書
(愛知県、県下水道管理者、県内全市町村、県内市町下水道管理者及び一部事務組合 1 2 6 者)
(循環型社会推進課、下水道施設課)

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第 2 条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第 3 条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第 4 条 県は、第 3 条第 5 項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

る。

（経費の負担）

第 5 条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

（民間業者の活用）

第 6 条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

（実施細目）

第 7 条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成 26 年 1 月 1 日から効力を生ずるものとする。

平成 8 年 3 月 12 日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書 126 通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 1 日

中核市災害相互応援協定

中核市各市 (以下「協定市」という) は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市 (以下「被災市」という) が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な

資器材及び物資の提供

- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
- 2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

(応援要請の手続き)

第 2 条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第 5 条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 1 項第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第 3 条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第 4 条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第 5 条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第 6 条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第 7 条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第 8 条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第 9 条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第 10 条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第 11 条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第 12 条 この協定は、令和 2 年 4 月 1 日から効力を発生するものとする。

令和 2 年 4 月 1 日

水戸市	水戸市長	高橋靖
吹田市	吹田市長	後藤圭二
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林眞
秋田市	秋田市長	穂積志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹

協定締結権者
豊 田

(2 2) 榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定（上越市、館林市、姫路市）

（防災対策課）

榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定

豊田市と上越市、館林市、姫路市（以下「ゆかり都市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、ゆかり都市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- （4）救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第2条 応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援期間
- （7）その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援都市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請都市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として要請都市の負担とする。

- 2 要請都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請都市から要請があった場合には、応援都市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度ゆかり都市が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾

病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第7条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当部局）

第8条 ゆかり都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の交換）

第9条 ゆかり都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、ゆかり都市が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成8年（1996年）5月29日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書4通を作成し、各市長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年5月29日

豊田市長 加藤 正 一

上越市長 宮越 馨

館林市長 山本 達 司

姫路市長 堀川 和 洋

(2 3) 東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定

(防災対策課)

東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定

(目的)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律 2 2 3 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、東海環状自動車道で結ばれる多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、瀬戸市、豊田市、（以下「沿線都市」という。）において災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請手続)

第 3 条 応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第 9 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して、電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 応援を要請された市（以下「応援都市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第 5 条 応援のために派遣された職員は、要請都市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として要請都市の負担とする。

2 要請都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請都市から要請があった場合には、応援都市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度沿線都市が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第6条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第9条 沿線都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(情報提供等)

第10条 沿線都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、沿線都市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成17年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定書を証するため、本協定書9通を作成し、各市長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年3月16日

多治見市長	西 寺 雅 也
関 市 長	後 藤 昭 夫
美 濃 市 長	石 川 道 政
瑞 浪 市 長	高 嶋 芳 男
美濃加茂市長	川 合 良 樹
土 岐 市 長	塚 本 保 夫
可 児 市 長	山 田 豊
瀬 戸 市 長	増 岡 錦 也
豊 田 市 長	鈴 木 公 平

(2 4) 広域幹線道路ネットワーク都市災害時相互応援に関する協定 (中津川市)
(防災対策課)

広域幹線道路ネットワーク都市災害時相互応援に関する協定

(目的)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法 (昭和 3 6 年法律 2 2 3 号) 第 8 条第 2 項の規定に基づき、広域幹線道路ネットワークで結ばれる豊田市と中津川市 (以下「ネットワーク都市」という。) において災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請手続)

第 3 条 応援を要請する市 (以下「要請都市」という。) は、次の事項を明らかにして、第 9 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して、電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 応援を要請された市 (以下「応援都市」という。) は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第 5 条 応援のために派遣された職員は、要請都市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として要請都市の負担とする。

- 2 要請都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請都市から要請があった場合には、応援都市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度ネットワーク都市が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第 7 条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾

病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第8条 災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、第6条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当部局）

第9条 ネットワーク都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（情報提供等）

第10条 ネットワーク都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、ネットワーク都市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成17年7月16日から効力を生じるものとする。

この協定書を証するため、本協定書4通を作成し、各市長及び各議長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年7月16日

豊 田 市
中 津 川 市

豊田市長
中津川市長

鈴 木 公 平
大 山 耕 二

立会人

豊 田 市
中 津 川 市

豊田市議会議長
中津川市議会議長

湯 浅 利 衛
平 岩 正 光

(2 5) 外国人集住都市会議災害時相互応援協定

(国際まちづくり推進課)

外国人集住都市会議災害時相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、外国人集住都市会議会員都市（以下「会員都市」という。）の所在する地域で地震等による災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援等が必要な外国人に対し十分な応急措置が困難である場合に、応急対策及び復旧対策に関し相互に応援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(担当窓口)

第 2 条 この協定に関する窓口（以下「担当窓口」という。）は、外国人集住都市会議担当部署とする。

2 担当窓口は、会員都市の所在する地域において地震等による災害が発生し、他の会員都市の応援が必要となった際には、速やかに連絡調整を行うものとする。

(応援の種類)

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) インターネット等を活用した翻訳支援又は通訳支援
- (2) 外国人に対する応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等
- (3) 報道機関、大使館等に関する連絡調整
- (4) 前 3 号に定めるもののほか外国人の支援のために特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第 4 条 応援を受けようとする会員都市（以下「被災都市」という。）は、被害の状況を明らかにし、担当窓口を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、被災都市以外の会員都市は相互に連絡調整し、自主応援活動を行うことができるものとする。

(応援の実施)

第 5 条 応援の要請を受けた会員都市は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第 6 条 応援に要する経費の負担は、第 9 条の規定に基づく実施細目のとおりとする。

(情報の共有)

第 7 条 会員都市は、平常時より災害時における相互の応援に備えるために、防災に対する情報を交換し、共有するように努めるものとする。

(他の協定との関係)

第 8 条 この協定は、会員都市が別に災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 6 7 条及び消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 9 条第 2 項の規定により締結した相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

（実施細目）

第 9 条 この協定の実施に関し必要な事項については、会員都市が協議して別に実施細目を定めるものとする。

（雑則）

第 1 0 条 外国人集住都市会議の新規加入都市又は退会都市は、特段の事情のない限り、加入承認通知書又は退会承認通知書の受領をもって、この協定を締結し、又は解約したものとみなす。

（協議）

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員都市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第 1 2 条 この協定は、平成 2 2 年 1 1 月 8 日から効力を発生するものとする。

この協定は、座長都市へのすべての会員都市による同意書の提出をもって、成立したものとみなす。

平成 2 2 年 1 1 月 8 日

群	馬	県	伊	勢	崎	市
			太		田	市
			大		泉	町
長	野	県	上		田	市
			飯		田	市
岐	阜	県	大		垣	市
			美	濃	加	茂
			可		児	市
静	岡	県	浜		松	市
			富		土	市
			磐		田	市
			掛		川	市
			袋		井	市
			湖		西	市
			菊		川	市
愛	知	県	豊		橋	市
			豊		田	市
			小		牧	市
			知		立	市
三	重	県	津			市

市市市市市市市

市鹿山賀浜賀南社

日

四鈴龜伊長甲湖総

県県

賀山

滋岡

※令和 5 年度現在の会員都市は、以下の 1 1 都市。

群馬県	伊太	勢田	崎市
長野県	太	泉	市
静岡県	大	田	市
	上	田	市
	飯	松	市
	浜	橋	市
	豊	田	市
	豊	牧	市
三	小	鹿	市
岡	鈴	社	市
	総		

(2 6) 西三河災害時相互応援協定

(防災対策課)

西三河災害時相互応援協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条の 2 の規定に基づき、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び幸田町（以下「西三河 9 市 1 町」という。）において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続き)

第 3 条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第 8 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 大規模災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合には、被災市町以外の西三河 9 市 1 町が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第 5 条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は原則として要請市町の負担とする。

- 2 要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度西三河9市1町が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口は、西三河9市1町の防災担当主管課とする。

- 2 連絡担当部局は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。
- 3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(共同事業)

第9条 西三河9市1町は、この協定による応援を円滑に行うために、共同して防災対策を行うことができる。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、締結市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、西三河9市1町が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年7月3日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書10通を作成し、西三河9市1町が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 7 月 3 日

岡崎市

代表者 岡 崎 市 長 内 田 康 宏

碧南市

代表者 碧 南 市 長 禰 宜 田 政 信

刈谷市

代表者 刈 谷 市 長 竹 中 良 則

豊田市

代表者 豊 田 市 長 太 田 稔 彦

安城市

代表者 安 城 市 長 神 谷 学

西尾市

代表者 西 尾 市 長 榊 原 康 正

知立市

代表者 知 立 市 長 林 郁 夫

高浜市

代表者 高 浜 市 長 吉 岡 初 浩

みよし市

代表者 みよし市長 久 野 知 英

幸田町

代表者 幸 田 町 長 大 須 賀 一 誠

(27) 災害時相互応援に関する協定（東北1市4町）

（防災対策課）

豊田市と〇〇〇〇（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- （4）救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援期間
- （7）その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として被災市町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

(相互応援体制の整備)

第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月8日

愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市

代表者 豊 田 市 長 太 田 稔 彦

協定所在地
自治体名

代表者名

締結先

自治体名	代表者名	所在地
矢吹町	町長 野崎 吉郎	福島県西白河郡矢吹町一本木 101
女川町	町長 須田 善明	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原 316
七ヶ浜町	町長 渡邊 善夫	宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
東松島市	市長 阿部 秀保	宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1
亘理町	町長 齋藤 邦男	宮城県亘理郡亘理町字下小路 7-4

(2 8) 災害時相互応援に関する協定 (海老名市)

(防災対策課)

災害時相互応援に関する協定

愛知県豊田市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第1項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第8条第1項の規定に基づき、あらかじめ定めた連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備及び平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月18日

愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田稔彦

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

海老名市

代表者 海老名市長 内野優

(2 9) 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書 (掛川市)
(防災対策課)

原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書

愛知県西三河地区 10 市町 (以下「避難受入市町」という。) と静岡県掛川市 (以下「掛川市」という。) とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の広域避難 (以下「広域避難」という。) について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、避難受入市町及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。) 第 86 条の 9 の規定及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う掛川市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域避難の基本的事項)

第 2 条 原子力災害時に、掛川市民の生命若しくは身体を保護するため、避難受入市町へ避難又は一時移転の必要があると認められ、掛川市から受入要請があった時には、避難受入市町は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、愛知県と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 避難所の開設等の避難所運営は、掛川市の要請を踏まえて、初動対応 (3 日程度を目安) は避難受入市町で対応し、できる限り速やかに掛川市に引き継ぐ。

3 掛川市が静岡県を通じて避難受入市町に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

(1) 避難経由所の開設、運営等

(2) 避難所の開設、掛川市による運営体制に移行するまでの避難所の運営等

4 掛川市は、愛知県及び避難受入市町等の協力を得て、あらかじめ前項の避難所及び避難経由所を把握しておくものとする。

5 掛川市は、静岡県と共に、国や関係事業者、愛知県、避難受入市町と連携して、広域避難に係る避難所や避難経由所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、避難受入市町の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

(広域避難の受入要請等)

第 3 条 避難受入市町に対する広域避難の受入要請は、法第 86 条の 9 第 1 項に基づき、掛川市が静岡県及び愛知県を通して行うものとする。

2 避難受入市町は、愛知県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市町が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県が調整する。

（避難退域時検査等）

第5条 広域避難を行う掛川市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。

（費用の負担）

第6条 避難者の受入に要した費用は、原則として掛川市が負担するものとする。

2 掛川市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

（情報の交換）

第7条 避難受入市町及び掛川市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び掛川市の担当課長とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び掛川市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を11通作成し、各市町が記名・押印のうえ、各1通を所持する。

令和3年1月31日

愛知県岡崎市長	中根 康浩
愛知県碧南市長	禰宜田 政信
愛知県刈谷市長	稲垣 武
愛知県豊田市長	太田 稔彦
愛知県安城市長	神谷 学
愛知県西尾市長	中村 健
愛知県知立市長	林 郁夫
愛知県高浜市長	吉岡 初浩
愛知県みよし市長	小野田 賢治
愛知県幸田町長	成瀬 敦
静岡県掛川市長	松井 三郎

2 市及び関係団体間における協力協定

(1) 消防・防災に関する応援活動協定書（トヨタ自動車株式会社）

(警防救急課)

消防・防災に関する応援活動協定書

豊田市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、火災等災害時における消防・防災に関する応援活動につき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、火災等の災害が発生した場合において、乙の所有する自衛消防隊（以下「応援隊」という。）が、甲の行う消防・防災に応援（以下「応援活動」という。）をするに際しての基本的事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 本協定の対象となる災害は、以下の各号に定めるものとする。

(1) 建物等に関する火災

(2) 地震、風水害等の自然災害

(3) 前各号の他、集団事故等、甲もしくは乙が応援活動が必要であると判断した災害

2 応援活動の内容は、以下の各号に定めるものとする。

(1) 甲の消防車への給水活動等、後方支援活動

(2) 緊急やむ得ない事態が生じ、乙が必要であると判断した場合に限り乙の消防車による消火等、後方支援以外の活動

(応援活動の実施)

第3条 乙は、第4条に定める応援要請があった場合、可能な限り、応援活動を行うものとする。

2 前項の他、乙の近隣の火災等、緊急やむを得ない場合も、前項に定める応援要請があったものとみなし、本協定の各条項を適用するものとする。

(応援要請)

第4条 甲の乙に対する応援要請は、豊田市消防本部の消防長が行う。この場合、甲は乙に対し、以下の各号に定める事項を明らかにして応援要請を行うものとする。

(1) 災害の発生場所

(2) 応援活動を行う場所（以下「応援場所」という。）

(3) 災害の状況

(4) 応援要請人員、機械器具、資機材等の数量

(5) 前各号の他、必要事項

2 甲は乙が応援活動の完了後、前項各号の事項を記載した書面を、乙に交付するものとする。

3 乙は、前項の応援要請時における連絡先を連絡先届（別記様式）により甲に届け出るものとし、当該届出事項に変更が生じた時は、速やかに変更の届出をするものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 乙は、応援活動を行う場合、速やかに応援隊を応援場所に出動させ、甲の

現場指揮本部の指揮者の指揮により、応援活動を行うものとする。ただし、甲の現場指揮本部の指揮者が到着するまでの間は、乙は、応援隊の責任者に応援活動を指揮させるものとする。

（報 告）

第 6 条 応援隊の責任者は、応援場所に到着したときは、責任者の氏名、出勤時間、隊員数、搬入する資機材等について、甲の現場指揮本部の指揮者に報告しなければならない。また、応援活動が完了したときも、同様とする。

（経費の負担）

第 7 条 乙が応援活動に要した燃料費、消防機械器具の経費については甲が負担するものとする。

（第三者に与えた損害の賠償）

第 8 条 応援活動に際し、乙（応援隊及び応援隊員を含む）が第三者に損害を与えた場合、当該損害については、甲がその責任と負担により補償するものとする。

（応援隊員に対する補償）

第 9 条 応援活動に際し、乙（応援隊員及び応援隊員を含む）に損害が発生した場合、豊田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）等に基づき、甲がその責任と負担により補償するものとする。

（合同訓練の実施）

第 1 0 条 甲及び乙は、消防・防災活動を円滑に推進するため、甲乙協議の上、必要に応じ合同訓練を実施するものとする。

（解 除）

第 1 1 条 甲及び乙は、時期の如何にかかわらず、1 か月前に通知のうえ本協定を解除することができるものとする。

（本協定の有効期間）

第 1 2 条 本協定は、締結日から1 年間有効とし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がなければ、自動的に更新されるものとする。

（協議事項）

第 1 3 条 本協定に定めのない事項または、本協定の各条項の解釈につき疑義を生じた場合については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成13年10月5日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市長 鈴木公平

乙 豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社
常務取締役 木下光男

(2) 水道施設の応急復旧に関する協定書 (豊田市管工事業協同組合)

((上下水) 総務課)

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

豊田市事業管理者 (以下「甲」という。) と豊田市管工事業協同組合理事長 (以下「乙」という。) は、地震、風水害その他による災害 (以下「災害」という。) の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、災害の発生時における給水機能を早急に回復するため、甲の要請により乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 水道施設とは、導水管、送水管、配水管、公道内給水装置 (屋内給水装置は含まない。) をいう。

(応援の要請)

第 3 条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

(要請手続)

第 4 条 前条に定める要請 (以下「要請」という。) は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

(応援)

第 5 条 乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、機材等を準備し、必要な人員を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 乙の調整にもとづき実施された応急復旧活動について、これに要した費用の負担は、甲と応急復旧に参加した乙の組合員との間においてそれぞれ別に協議するものとする。

(労災補償)

第 7 条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第 9 条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況の把握に努め、甲の求めにより報告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙両者が、協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成16年8月20日から施行する。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年8月20日

甲 豊田市事業管理者

鈴木 善 實

乙 豊田市管工事業協同組合

理事長 中 根 鍵 治

（３）災害時における簡易水道施設応急対策に関する協定書（豊田北部簡易水道組合）

（（上下水）総務課）

災害時における応急支援活動に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と豊田北部簡易水道組合（以下「乙」という。）は、地震や風水害等の大規模災害が発生し、甲が被災した際（以下「災害時」という。）における応急支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は豊田市内において、災害時における上下水道環境の保全及び復旧を円滑に遂行するための応急支援活動について、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定における「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生じるものをいう。

（協力要請）

第３条 甲は、災害時において応急支援活動の協力が必要と判断する場合には、乙に対して協力要請を行うことができるものとする。

２ 乙は、甲から協力要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、可能な範囲で協力を行うものとする。

３ 甲が、乙に対して行う協力要請は災害時における協力要請書（様式第１号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話など口頭で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）要請業務の内容

ア 応援人員数

イ 応援資器材

ウ 応援期間

（３）その他必要な事項

（応急支援活動の協力）

第４条 乙は、第３条に基づく協力要請があった場合、優先的かつ速やかに出動し、甲の指示に従い、応急支援活動に従事するものとする。

２ 乙は、応急支援活動の終了後、遅滞なく災害時における協力実績報告書（様式第２号）により活動内容、活動時間及び活動人数等を甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第５条 本協定における応急支援活動に要した費用の負担は、甲と参加した乙の組合員との間の協議により決定するものとする。

（災害補償等）

第6条 この協定に基づき応急支援活動に従事した乙の組合員の従業員が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、乙の組合員の責任において行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 6月13日

（甲） 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市事業管理者 今井 弘明

（乙） 豊田市大沼町大官屋敷95番地2

豊田北部簡易水道組合

代表者 組合長 澤田 文雄

(4) 災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂医師会）

((保)総務課)

災害時の医療救護活動に関する協定書（豊田加茂医師会）

災害時における医療救護活動について、その万全を期するため、豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人豊田加茂医師会（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づいて甲が行う災害時（大規模な車両事故、航空機事故その他の集団的に傷病者が発生する重大な事故を含む。）の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合には、乙に対し、医師、看護師その他医療に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から医療従事者の派遣の要請を受けた場合は、速やかに甲が定めた応急救護所等に、医療従事者を派遣するものとする。

3 乙は、災害発生時において甲と連絡が取れない場合その他緊急かつやむを得ない場合には、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の応急救護所等に医療従事者を派遣するものとする。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が医療従事者の派遣を承認したときは、当該医療従事者の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、乙は、災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、関係団体等に対し必要な調整を行うものとする。

（計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動を円滑に実施するため、出動計画その他の医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定に当たっては、関係団体等と密接な連携を図りつつ、これを行うものとする。

（医療従事者の業務）

第4条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

（1）重症患者、中等症患者及び軽症患者の振分けに関すること。

（2）応急救護所等での応急処置に関すること。

（3）救急病院等への収容の指示に関すること。

（4）救急病院等での治療に関すること。

（5）豊田市災害対策本部及び豊田市消防本部での医療救護活動に対する指示、調整等に関すること。

（6）死体の検案に関すること。

（7）医療救護活動の記録に関すること。

（8）助産に関すること。

(医療従事者に対する指示等)

第5条 乙が派遣した医療従事者に対する応急救護所等における指示及び医療救護活動の連絡・調整は、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者が行うものとする。この場合において、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者は、乙が派遣した医療従事者の意見を尊重するものとする。

(医療従事者の搬送等)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療従事者の搬送、通信の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

(扶助金等)

第7条 医療従事者が、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第7条若しくは第8条又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条の規定に基づき、医療救護活動に従事し、又は協力したことにより、負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合等における扶助金、損害補償等については、法第12条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第7条から第15条まで、災害対策基本法第84条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第36条、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令に定めるところによるものとする。

(実費弁償)

第8条 医療従事者が、法第7条又は第8条の規定に基づき、医療救護活動に関する業務に従事し、又は協力した場合における費用の負担は、法第18条及び政令第5条に定めるところによる。

2 前項の規定による費用の負担がされない場合は、甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

(1) 医療従事者を派遣したときの人件費、法の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲・乙協議して定める額とする。

(2) 医療従事者が調達した医薬品等を使用したとき、その使用した医薬品等の費用は実費の額とする。

(3) 応急救護所及び救急病院等において行った医療救護に伴い、当該応急救護所及び救急病院等の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は実費の額とする。

(医事紛争の措置)

第9条 医療従事者が医療救護により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため措置を講ずるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令等の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（従来の協定の取扱い）

第 1 2 条 平成 15 年 3 月 31 日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」は、この協定の締結の日の翌日から効力を失うものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 9 年 4 月 1 日

（甲）豊田市西町 3 丁目 60 番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦

（乙）豊田市西山町 3 丁目 30 番地 1

一般社団法人 豊田加茂医師会

代表者 会 長 野場 万司

(5) 災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂歯科医師会）

((保)総務課)

災害時の医療救護活動に関する協定書（豊田加茂歯科医師会）

災害時における医療救護活動について、その万全を期するため、豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人豊田加茂歯科医師会（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づいて甲が行う災害時（大規模な車両事故、航空機事故その他の集団的に傷病者が発生する重大な事故を含む。）の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合には、乙に対し、歯科医師、歯科衛生師その他歯科医療に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から医療従事者の派遣の要請を受けた場合は、速やかに甲が定めた応急救護所等に、医療従事者を派遣するものとする。

3 乙は、災害発生時において甲と連絡が取れない場合その他緊急かつやむを得ない場合には、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の応急救護所等に医療従事者を派遣するものとする。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が医療従事者の派遣を承認したときは、当該医療従事者の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、乙は、災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、関係団体等に対し必要な調整を行うものとする。

（計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動を円滑に実施するため、出動計画その他の医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定に当たっては、関係団体等と密接な連携を図りつつ、これを行うものとする。

（医療従事者の業務）

第4条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

（1）応急救護所等での応急処置に関すること。

（2）豊田市災害対策本部での医療救護活動の指示、調整等に関すること。

（3）死体の身元確認に関すること。

（4）医療救護活動の記録に関すること。

（医療従事者に対する指示等）

第5条 乙が派遣した医療従事者に対する応急救護所等における指示及び医療救護活動の連絡・調整は、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者が行うものとする。この場合において、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者は、乙が派遣した医療従事者の意見を尊重するものとする。

(医療従事者の搬送等)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療従事者の搬送、通信の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

(扶助金等)

第7条 医療従事者が、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第7条若しくは第8条又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条の規定に基づき、医療救護活動に従事し、又は協力したことにより、負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合等における扶助金、損害補償等については、法第12条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第7条から第15条まで、災害対策基本法第84条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第36条、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令に定めるところによるものとする。

(実費弁償)

第8条 医療従事者が、法第7条又は第8条の規定に基づき、医療救護活動に関する業務に従事し、又は協力した場合における費用の負担は、法第18条及び政令第5条に定めるところによる。

2 前項の規定による費用の負担がされない場合は、甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

(1) 医療従事者を派遣したときの人件費、法の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲・乙協議して定める額とする。

(2) 医療従事者が調達した医薬品等を使用したとき、その使用した医薬品等の費用は実費の額とする。

(3) 応急救護所及び救急病院等において行った医療救護に伴い、当該応急救護所及び救急病院等の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は実費の額とする。

(医事紛争の措置)

第9条 医療従事者が医療救護により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため措置を講ずるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令等の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 2 9 年 4 月 1 日

(甲) 豊田市西町 3 丁目 60 番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦

(乙) 豊田市西山町 3 丁目 19 番地 9

一般社団法人 豊田加茂歯科医師会

代表者 会 長 中野 幸彦

(6) 災害時の医療救護活動に関する協定 (豊田加茂薬剤師会)

((保)総務課)

災害時の医療救護活動に関する協定書 (豊田加茂薬剤師会)

災害時における医療救護活動について、その万全を期するため、豊田市 (以下「甲」という。) と一般社団法人豊田加茂薬剤師会 (以下「乙」という。) との間で、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づいて甲が行う災害時 (大規模な車両事故、航空機事故その他の集団的に傷病者が発生する重大な事故を含む。) の医療救護活動 (以下「医療救護活動」という。) に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療救護活動への協力)

第 2 条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合には、乙に対し、薬剤師、その他医療に従事する者 (以下「医療従事者」という。) の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から医療従事者の派遣の要請を受けた場合は、速やかに甲が定めた応急救護所等に、医療従事者を派遣するものとする。

3 乙は、災害発生時において甲と連絡が取れない場合その他緊急かつやむを得ない場合には、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の応急救護所等に医療従事者を派遣するものとする。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が医療従事者の派遣を承認したときは、当該医療従事者の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、乙は、災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、関係団体等に対し必要な調整を行うものとする。

(計画の策定及び提出)

第 3 条 乙は、前条に定める医療救護活動を円滑に実施するため、出動計画その他の医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定に当たっては、関係団体等と密接な連携を図りつつ、これを行うものとする。

(医療従事者の業務)

第 4 条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する調剤業務に関すること。

(2) 豊田市災害対策本部での医療救護活動の指示、調整等に関すること。

(3) 応急救護所等における医薬品等の管理に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

(医療従事者に対する指示等)

第 5 条 乙が派遣した医療従事者に対する応急救護所等における指示及び医療救護活動の連絡・調整は、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者が行うものとする。この場合において、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者は、乙が派遣した医療従事者の意見を尊重するものとする。

(医療従事者の搬送等)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療従事者の搬送、通信の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は応急救護所等が設置された施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

(扶助金等)

第7条 医療従事者が、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第7条若しくは第8条又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条の規定に基づき、医療救護活動に従事し、又は協力したことにより、負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合等における扶助金、損害補償等については、法第12条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第7条から第15条まで、災害対策基本法第84条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第36条、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令に定めるところによるものとする。

(実費弁償)

第8条 医療従事者が、法第7条又は第8条の規定に基づき、医療救護活動に関する業務に従事し、又は協力した場合における費用の負担は、法第18条及び政令第5条に定めるところによる。

2 前項の規定による費用の負担がされない場合は、甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

(1) 医療従事者を派遣したときの人件費、法の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲・乙協議して定める額とする。

(2) 医療従事者が調達した医薬品等を使用したとき、その使用した医薬品等の費用は実費の額とする。

(3) 応急救護所及び救急病院等において行った医療救護に伴い、当該応急救護所及び救急病院等の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は実費の額とする。

(医事紛争の措置)

第9条 医療従事者が医療救護により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため措置を講ずるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令等の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 29 年 4 月 1 日

(甲) 豊田市西町 3 丁目 60 番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦

(乙) 豊田市山之手 3 丁目 94 番地 吉野ビル 2

F

一般社団法人 豊田加茂薬剤師会

代表者 会長 浦野 滋行

（参考）豊田市医療救護計画

第１ 医療救護計画策定の目的

この計画は、地震、風水害等の自然災害や大事故、その他の災害等により大規模な健康被害が発生した場合に、市民の生命と健康を守るための医療救護体制を確立することを目的とする。

なお、医療救護計画とは、災害対策基本法にもとづく豊田市地域防災計画で定められた防災上実施すべき応急の対策となるものをいう。

第２ 医療救護計画の基本的な考え方

- １ 災害等による大規模な健康被害発生時には応急救護所や後方医療機関及び後方拠点医療機関の運営等医療救護に関連する情報拠点として、医療救護本部を設ける。
- ２ 健康被害への対応が豊田市健康危機管理対策要綱に基づいて行われる場合は、以下の計画中の豊田市災害対策本部を豊田市健康危機管理対策本部に置き換える。
- ３ 医療救護活動の実施と終了
 - （１）救護施設及び巡回医療班の医療救護活動は、原則として施設及び班ごとの活動に携わる医師の指示により行い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、豊田市災害対策本部長（以下「本部長」という）、の指示により行う。
 - （２）救護施設および巡回医療班は、医療救護本部と連絡をとりながら連携して医療救護を行う。
 - （３）災害時に必要な連絡手段は豊田市が準備し、定期的な訓練を行う。
- ４ 急性期の応急救護体制
 - （１）急性期の応急救護は、災害により引き起こされた急性の傷害に対する救急救命が主な目的である。応急救護は救護施設で行う。
 - （２）救護施設は、災害拠点病院等別表３に示す医療機関及び応急救護所とし、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担する。
 - （３）医療救護対象者は、直接災害による負傷者及び災害時における救急患者とし、以下の分類による救護方法をとる。
- ア 重症者（トリアージタグ赤）

応急救護所において応急手当てを行い、災害拠点病院及び後方拠点医療機関への振分け指示により、これらの医療機関において処置するものとする。
- イ 中等症者（トリアージタグ黄）

応急救護所において応急手当てを行い、後方拠点医療機関及び後方医療機関が対応するものとする。
- ウ 軽症者（トリアージタグ緑）

応急救護所において応急手当て処置を行う。また、平常時からの応急手当の方法等を啓発・普及することにより、発災後に備えておくものとする。
- エ 不処置群（トリアージタグ黒）

死亡が確認された後、死体の検案を行い、必要に応じて身元確認を行い安置する。なお、検案が終わった遺体については、必要に応じて市の指定する遺体安置所へ搬送を行う。

５ 亜急性期以降の医療救護体制

亜急性期以降の医療救護は、慢性疾患の管理、感染症発生の予防と対応、生活機能低下予防、心理的外傷や精神疾患への対応等を行うことを目的とする。医療救護は救護施設及び巡回医療班が行う。

6 医療救護にかかる費用

災害対策基本法、災害救助法その他法令に特別の定めがある場合を除くほか、災害時の医療救護活動に関する協定書及び現行保険制度その他により取り扱うものとする。

第3 医療救護本部

1 設置場所

豊田市役所本庁内

2 設置と参集

(1) 地震の場合

ア 豊田市は気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合、または「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の有無にかかわらず市内で震度5強の地震を観測した場合直ちに医療救護本部を開設する。

イ 一般社団法人豊田加茂医師会（以下「医師会」という）、一般社団法人豊田加茂歯科医師会（以下「歯科医師会」という）、一般社団法人豊田加茂薬剤師会（以下「薬剤師会」という）、の代表者は、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合、または気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の有無にかかわらず市内で震度5強の地震を観測した場合直ちに医療救護本部に参集するものとする。

(2) その他の災害等の場合

本部長は必要に応じ医療救護本部の設置を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表者に参集を要請する。

3 運営体制

豊田市が、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て医療救護に支障が無いよう運営を行う。なお、設置された医療救護本部にはそれぞれの団体の代表者が常駐するものとし、医療救護本部長は医師会長を、医療救護本部副本部長は保健所長を充て、事務局は医療保健対策部保健所運営班が対応する。

4 担当業務

(1) 救護施設の状況等を集約し、活動状況の把握をする。

(2) 救護施設への活動を指示する。

(3) 豊田市の保健師等が行う災害時保健活動を指示する。

(4) 救護施設における医薬品等や輸血用血液の過不足状況を把握し、不足分供給のための連絡・調整を行う。

(5) 豊田市と各種団体間の連携を図り、医療救護に関する対策の検討を行う。

(6) 他団体からの応援者等との連携を図り、医療救護に関する対策の検討を行う。

(7) 医療救護活動の縮小及び終了についての検討を行う。

5 閉鎖

医療救護本部の閉鎖は本部長が決定する。

6 医療救護委員会

災害時の医療救護が円滑に行われるよう日頃から情報交換をするとともに、医療救護計画等についても調査研究を行うため、関係者による医療救護委員会を設

置する。

第4 応急救護所

応急救護所では、主として急性期の患者のトリアージ、軽症者に対する処置及び重症者、中等症者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置等を行う。

1 設置場所

応急救護所は、地区対策班が置かれる交流館、支所及び必要に応じて本部長の指定した場所とする。

応急救護所となる交流館及び支所の名称、所在地等は、別表1のとおりとする。

2 設置数

応急救護所の設置数は災害発生状況により本部長が決定する。

3 設置と参集

(1) 地震の場合

ア 気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合は、豊田市は直ちに応急救護所の点検を行い、発災後に医療救護活動を開始できるよう準備をする。

イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の有無にかかわらず市内で震度5強の地震を観測した場合は、豊田市は直ちに応急救護所の開設を準備し、医療救護活動を開始できるようにする。

ウ 医師会員は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の有無にかかわらず、市内で震度6弱以上の地震を観測した場合は直ちに所定の応急救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。なお、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合は、必要に応じ、医療救護活動を開始できるように準備をする。

(2) その他の災害等の場合

本部長は必要に応じ応急救護所の設置を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会へ医療従事者の参集を要請する。

4 運営

(1) 応急救護所での医療救護活動は、医師会が派遣する医師の指示により、医師会派遣の医師及び看護師で行う。

(2) 必要に応じて歯科医師会、薬剤師会は応急救護所にて医療救護を行う。

(3) 応急救護所の運営及び医療救護活動の連絡・調整は、豊田市災害対策本部地区対策部地区対策班班長（以下「地区対策班長」という。）が行うものとする。この場合において、地区対策班長は、医師会等が派遣した医療従事者の意見を尊重するものとする。

(4) 応急救護所の医療救護活動は、参集した医師会の医師、看護師を中心とし、状況に応じ、他の医療従事者の増員を図るほか、補助者として市職員等の協力を求めるものとする。

(5) 応急救護所へ医師会が派遣する医師及び看護師は、医師会が予め決めておくこととする。但し、被災状況に応じて、本部長の要請を受けた場合は、他地区からの医療従事者の移動を図るものとする。

5 担当業務

(1) 重症者、中等症者、軽症者、不処置群の振分け（トリアージ）

- (2) 応急救護所等での応急処置
- (3) 災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関等への収容指示
- (4) 死体の検案
- (5) 医療救護活動の記録

6 施設設備等

- (1) 応急救護所における資機材及び医薬品は、標準的に定める設備とし、別表2のとおりとする。また、医師会員は応急救護所へ参集する場合に、必要に応じて応急救護用の資機材及び医薬品を携行するものとする。
- (2) 応急救護所における給食・給水については、避難場所に対する措置と併せて行う。

7 閉鎖

応急救護所の閉鎖は本部長が決定する。

第5 巡回医療班

巡回医療班は、避難の長期化及び仮設住宅設置時など、救護施設や通常の医療体制では十分な対応ができない場合に現場を巡回して診療を行う。

1 活動場所

巡回医療班の活動場所は避難所及び必要に応じて本部長の指定した場所とする。

2 班編成と班数

- (1) 班編成は医師1名、看護師2名、事務担当者1名を基本とする。
- (2) 班数は必要に応じて本部長が決定する。

3 設置と参集

本部長は必要に応じ巡回医療班の設置を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会へ医療従事者の派遣を要請する。

4 運営

- (1) 巡回医療班の活動は、各班の医師の指示に基づく。
- (2) 巡回医療班は医師会が派遣する医師及び看護師等と、必要に応じて豊田市職員、他団体からの応援者等で構成する。
- (3) 必要に応じて歯科医師会、薬剤師会は巡回医療班に加わる。
- (4) 巡回医療班の運営及び連絡・調整は、医療救護本部が行うものとする。ただし、医療救護本部が解散後も活動が続く場合は医療保健対策部医療対策班がその任を引き継ぐ。
- (5) 巡回医療班の活動は豊田市災害時保健活動と連携して行うものとする。

5 担当業務

- (1) 巡回診療
- (2) 医療機関への受診、収容指示
- (3) 巡回健康診断
- (4) 医療救護活動の記録

第6 災害拠点病院

災害拠点病院は、愛知県が指定する病院であって、主として重症者の処置及び収容を行う。対象施設は別表3に示すとおり。

第7 後方拠点医療機関及び後方医療機関

後方拠点医療機関及び後方医療機関は、主として重症者、中等症者の処置及び収容を行う。

1 対象施設

後方拠点医療機関及び後方医療機関は、救急指定を受けた既存病院で医療救護活動が期待できる病院について、医師会と協議のうえ決定するものであり、当該後方拠点医療機関及び後方医療機関は、別表3のとおりとする。

2 運営担当者

後方拠点医療機関及び後方医療機関の医療スタッフは、既存病院のスタッフをもって充てるが、後方拠点医療機関及び後方医療機関の要請により医師会員、他団体からの応援者等を充てる。

3 担当業務

- (1) 重症者、中等症者、軽症者、不処置群の振分け
- (2) 重症者、中等症者の処置と収容
- (3) 死体の検案
- (4) 医療救護活動の記録
- (5) その他救急患者等の処置、他地域への搬送指示

4 運営体制

- (1) 後方拠点医療機関及び後方医療機関は、災害等発生時の医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画をあらかじめ作成するものとする。
- (2) 発災した場合は、当該病院ごとに地震防災応急計画等に基づく措置を直ちに実施した後、速やかに医療救護計画に基づく医療救護活動に移行する。
- (3) 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合は、当該病院ごとに定める地震防災応急計画に基づく活動を開始するとともに、医療救護計画に基づく準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施するものとする。
- (4) 後方拠点医療機関及び後方医療機関の管理者は、当該病院が被災等により後方拠点医療機関及び後方医療機関としての機能に支障を生じたと認める場合は、直ちに本部長にその状況を報告し、医療救護活動に必要な措置を要請する。その他医療救護活動を継続する上に必要な措置についても同様とする。

5 施設設備等

後方拠点医療機関及び後方医療機関施設設備等は、後方拠点医療機関及び後方医療機関となる病院が現に有する施設設備とする。

第8 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送は、被災場所の傷病者数、応急救護所、災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関の状況、搬送手段等を考慮し、医師又は地区対策班、避難場所運営班、地区自主防災組織等の現場責任者の指揮により効率的に実施する。

1 搬送区分及び搬送方法

- (1) 被災場所から応急救護所への搬送

ア 自主防災組織

イ 避難場所にいる住民

- (2) 応急救護所から災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関への搬送

ア 救急車

イ 救急用臨時車両

ウ 公用車

エ 自主防災組織又は避難場所にいる住民

(後方拠点医療機関及び後方医療機関が至近距離にある場合)

(3) 救急車等の通行が不能の場合には、自主防災組織又は避難場所にいる住民により担架等を使用して災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関へ搬送する。

(4) ヘリコプターによる搬送

市内救護施設の被害の程度により、愛知県防災ヘリコプター等の出動を要請し、県内外他市町村の医療機関へ搬送する。

2 傷病程度別搬送方法

(1) 重症者

救急車、一般車両、救急用臨時車両による搬送を行うが、被災状況により、ヘリコプターでの搬送を行う。

(2) 中等症者

救急車、一般車両、救急用臨時車両による搬送を行うが、被災状況、地域により人力での搬送を行う。

(3) 軽傷者

人力での搬送

家庭救護

自主防災組織等の自主的救護

第9 日常的に医療を必要とする患者等への対応

日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児、産婦等については後方拠点医療機関及び後方医療機関等で対応する。

1 医療救護体制

(1) 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発せられた場合、後方拠点医療機関及び後方医療機関等は、日常的に医療を必要とする患者等に対する通常診療を継続する準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施する。

(2) 日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者等の医療機関は、病診連携による医療救護体制に関する計画をあらかじめ作成するものとする。

(3) 産婦人科医療機関は、妊婦の緊急出産に備え、医療救護体制に関する計画をあらかじめ作成するものとする。

2 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発せられた場合の搬送の方法

南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発せられた場合の交通事情の悪化を勘案し、救急車等による搬送の方法をとるものとする。

3 発災した場合の搬送の方法

医療救護計画に準じた搬送の方法とする。

第10 医薬品等及び輸血用血液の確保計画

救護施設における不足医薬品等及び輸血用血液の確保については、次のとおりとする。

1 医薬品等の確保

- (1) 医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに医療救護本部に必要な医薬品等の数量を連絡し、医療救護本部は、薬剤師会からこれを調達する。
- (2) 前号の規定による調達が困難な場合、医療救護本部は西三河北部医療圏地域災害医療対策会議を通じて愛知県災害医療調整本部に供給を要請する。

2 輸血用血液の確保

- (1) 医療救護本部は、市内の病院の輸血用血液の保有状況を把握する。
- (2) 輸血用血液の供給を要請する場合は、医療救護本部に輸血用血液の必要量を連絡し、医療救護本部は市内の病院間の調整を行い、調達が困難な場合、西三河北部医療圏地域災害医療対策会議を通じて愛知県災害医療調整本部に供給を要請する。

3 医薬品等及び輸血用血液の輸送

医薬品等及び輸血用血液は、薬剤師会、医薬品卸売業者、愛知県赤十字血液センター・豊田献血ルームによる輸送を原則とし、輸送困難な場合は、豊田市災害対策本部を通じ、緊急車両の出動を要請する。

第11 市民及び自主防災組織が中心となって実施すべき事項

市民及び自主防災組織との連携を図り、迅速かつ円滑な医療救護活動を確保するため、それぞれの実施すべき事項を定める。

1 市民が実施すべき事項

- (1) 軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品を準備する。
- (2) 医療救護を受けるまでの応急処置及び救護看護技術を習得する。
- (3) 軽度のものについては、自助及び助け合いにより処置する。

2 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- (1) 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。
- (2) 医療関係団体、市等の協力を得て、応急処置及び救急看護技術に関する講習会を開催する。
- (3) 担架、救急医療セット等の応急救護機材等を整備する。
- (4) 医師の処置が必要な傷病者を応急救護所へ搬送する。
- (5) 重症者の応急救護所から災害拠点病院、後方拠点医療機関及び後方医療機関までの搬送について協力をする。

第12 看護師養成施設等への協力要請

災害が発生し、医療救護活動において必要と認めるときは、看護師養成施設等の教員及び看護学生の応援協力を要請するものとする。

(7) 災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等の使用の協力に関する協定

(豊田福寿園以下高齢者施設32施設、サンホーム豊田以下障がい者施設7施設)
(福祉総合相談課、障がい福祉課)

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等の 使用の協力に関する協定書(例)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、豊田市(以下「甲」という。)が、法人〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)に対して行う、民間社会福祉施設等を要配慮者の避難施設として使用すること及び要配慮者の受け入れに可能な範囲での協力を要請すること(以下これらを「施設使用等の協力」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 療育手帳所持者
- (3) 上記に準じる者

(施設使用等の協力の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅での生活が困難となった要配慮者及びあらかじめ指定する避難所(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7に基づく指定避難場所をいう。)では対応が困難な要配慮者のために、乙に対し第4条に掲げる施設の施設使用等の協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇

(手続き等)

第5条 甲は、第3条の規定により乙に対し施設使用等の協力を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を電話等で連絡し、協力の可否を確認のうえ、協力が可能である場合は、施設使用等の協力要請書(様式第1号)及び移送要請書(様式第2号)で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、乙による移送の必要性の有無、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

2 要配慮者に同伴者がいる場合は、甲は乙に対してその者の受入可否について確認し、受け入れが可能である場合は、同伴者情報もあわせて送付するものとする。

(協力体制の確保)

第6条 乙は、施設使用等の協力をするにあたり、次に掲げる体制の確保に可能な範囲で努めるものとする。

(1) 要配慮者の相談や日常生活上の支援等に対応できる体制の確保

(2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 要配慮者の移送体制の確保

(施設使用等の協力の期間)

第7条 この協定における施設使用等の協力要請の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。

(物資の調達及び人員の確保等)

第8条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の確保に努めるものとする。

3 甲は、乙による要配慮者の移送体制の確保が困難な場合は、代替手段の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、施設使用等の協力要請をし、乙による要配慮者の受け入れがされた場合には、施設で要配慮者が避難生活に要した経費であって、次に掲げるものについて負担をするものとする。

(1) 居住費

(2) 食費

(3) 日常生活費

2 前項第1号から第3号に掲げる経費は、1人1日当たり3,500円とし、施設による受け入れを行った日数を乗じて得た額を甲が負担する。なお、要配慮者に同伴する者を受け入れた場合は、その者を要配慮者とみなし経費を算出し、甲が負担するものとする。

(実績報告等)

第10条 乙は、甲からの要請に応じ施設使用等の協力を行ったときは、協力の終了後に要配慮者等の受け入れに係る実践報告書兼請求書(様式第3号)を遅滞なく甲へ提出するものとする。

2 甲は、前項により乙から実績報告書兼請求書の提出がなされたときは、遅滞なくその内容を審査したうえで、必要な経費を乙に支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た要配慮者及び同伴する者の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第13条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第14条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、施設使用等の協力実施後5年間はこれを保管するものとする。

(協定の解除)

第15条 甲又は乙が、この協定に基づく内容に違反、又は体制等の維持が困難となったこと等により、この協定の目的を達成、維持することができないと認める場合は、双方いずれかの申し出によりこれを解除できるものとする。

(協定の有効期限)

第16条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 豊田市西町三丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦

(乙) 豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇〇法人 〇〇〇〇

理事長 〇〇〇〇

災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等の
使用の協力に関する協定書についての解釈基準

条 項	解 釈 の 基 準
第1条 (避難を余儀なくされた 場合)	・ 住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・ 介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場 合 ・ その他これに準ずると認められる場合
第3条第2項 (可能な範囲で協力)	・ 介護保険法に基づく契約によらない受け入れを、施 設にある空床やその他活用できる居室、設備等を使用 して行うこと。
第6条 (協力体制の確保)	・ 各号に掲げる体制について、可能な範囲で確保でき るように努めること。

第 7 条 (施設使用等の協力の期間)	・原則、災害発生から最大 7 日間とし、延長の必要がある場合は、必要最小限で延長する。
第 8 条 (介護支援者の確保人員の確保)	・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
第 9 条第 1 項 (経費の負担)	・経費の負担については、施設使用等の協力を要した経費を勘案し、甲が負担する。なお、災害救助法等の適用を受けた場合は、国費等に対応する。 ※光熱費等は、施設で負担する。
第 1 1 条 (受入れ可能人員、必要物資等)	・受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数） ・必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
第 1 1 条 (あらかじめ協議)	・別紙「受入れ可能人員等調査書」にて協議する。
第 1 6 条 (疑義の解決)	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

締結先

高齢者施設：３２施設 障がい者施設：７施設、合計：３９施設（ は障がい者施設）

法人名	施設名	施設所在地	施設の種別	締結日
(社福)福寿園	豊田福寿園	高町東山7-46	特別養護老人ホーム	平成16年1月19日
	みなみ福寿園	永覚新町5-194	特別養護老人ホーム	平成16年1月19日
	ひまわりの街	本町本竜48	特別養護老人ホーム	平成19年5月1日
	ひまわり邸	栄生町5-20	特別養護老人ホーム	平成24年7月1日
(社福)恩賜財団 愛知県同胞援護会	とよた苑	野見山町5-80-1	特別養護老人ホーム	平成16年3月10日
	サンホーム豊田		知的障がい者支援施設	平成16年3月10日
	第2とよた苑	大清水町 大清水179番地1	特別養護老人ホーム	平成20年5月23日
	保見の里	保見町南山109-1	特別養護老人ホーム	平成25年5月20日
(社福)徳永会すばる	すばる	本新町7-50-7	特別養護老人ホーム	平成16年3月8日
	第2すばる	上丘町八ツ田25-1	特別養護老人ホーム	平成25年3月18日
(社福)みどりの里	豊水園	今町5-40-1	特別養護老人ホーム	平成16年3月8日
	笑いの家	滝脇町杉長入23	特別養護老人ホーム	平成20年8月21日
(医)寿光会	豊田老人保健施設	川田町1-36	介護老人保健施設	平成16年3月16日
トヨタ自動車 健康保険組合	老人保健施設 ジョイステイ	平和町1-1	介護老人保健施設	平成16年3月16日
(医)豊成会	老人保健施設 ウェルビー	昭和町1-1	介護老人保健施設	平成16年3月10日
(医)豊和会	老人保健施設 かずえの郷	和会町東郷148	介護老人保健施設	平成16年3月9日
	ビブレ	広美町郷西73-1	精神障がい者グループホーム	平成16年3月1日
	介護老人保健施設 さなげ	浄水町原山1-54	介護老人保健施設	平成16年5月11日
(社福)とよた光の里	光の家	高町東山7-44	身体障がい者支援施設	平成16年1月19日

法 人 名	施 設 名	施設所在地	施設の種類	締結日
	ひかりの丘	宝町玉泉102-7	身体障がい者福祉ホーム	平成16年1月19日
(社福)無門福祉会	障害者支援施設むもん	高町東山7-43	知的障がい者支援施設	平成16年3月1日
(医)研精会	サン・ドーム	保見町横山100	精神障がい者グループホーム	平成16年3月1日
(社福)豊田みのり福祉会	豊田みのり園	中根町男松14	特別養護老人ホーム	平成16年4月15日
	豊田つつみ園	堤町堤18-1	特別養護老人ホーム	平成24年7月1日
	豊田わかばやし園	若林西町北山76	特別養護老人ホーム	平成26年11月1日
(医)フジタ	フジオカ	御作町振ヶ洞1157-1	介護老人保健施設	平成17年6月30日
(社福)昭徳会	小原安立	沢田町座内22	特別養護老人ホーム	平成17年12月8日
	小原寮		知的障がい者支援施設	平成17年12月8日
(社福)東加茂福祉会	巴の里	岩神町沖田38-5	特別養護老人ホーム	平成17年7月20日
	石野の里	東広瀬町神田26-1	特別養護老人ホーム	平成26年11月1日
(医)豊田山之手会	高岡介護老人保健施設	広田町西山75	介護老人保健施設	平成20年5月7日
(社福)旭会	くらがいけ	岩滝町高入40-1	特別養護老人ホーム	平成21年5月29日
(社福)おかざき福祉会	うねべの里	畝部西町西裏100	特別養護老人ホーム	平成23年7月1日
	こささの里	越戸町上西小笹116	特別養護老人ホーム	平成23年7月1日
(社福)志楽園福祉会	猿投の楽園	加納町向井山9-1	特別養護老人ホーム	平成29年9月15日
	藤岡の学園	西中山町オケ洞10-5	特別養護老人ホーム	令和3年11月26日
	益富の学園	古瀬間町古宿131	特別養護老人ホーム	令和3年11月26日
(社福)旭会	アメニティ豊田駅前	喜多町2-170	特別養護老人ホーム	令和3年12月1日
(社福)三九朗福祉会	三九園	本地町9-63	特別養護老人ホーム	令和3年12月1日

(8) 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

(防災対策課)

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と ○○○○○○ （以下「乙」という。）は、豊田市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺等葬祭用品の供給について、乙が甲の要請により実施する協力その他必要な事項を定めるものとする。

(業務の種類)

第 2 条 甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる葬祭用品の供給

① 内張り棺（ 8 分板厚桐張りを基準とし、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）

② 骨壺（瀬戸白 7 寸を基準とし、箱覆、骨壺箱等を含む。）

③ ドライアイス

④ 遺体安置所用防腐剤その他遺体を安置するために必要な資材

(2) 前項各号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

(要請)

第 3 条 甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(要請業務の実施)

第 4 条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により、甲が設置する遺体収容所、古瀬間聖苑等へ、速やかに棺等葬祭用品の供給等を実施する。

(報告)

第 5 条 乙は、第 2 条の規定に基づく業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第 2 号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 第 2 条の規定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第 7 条 乙は、要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

(価格の決定)

第 8 条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく基準額を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第 9 条 乙は、災害時において第 2 条に掲げる業務を円滑に実施するため、応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲及び乙は、災害時における伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 月までに、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に 1 年間この協定を更新するものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 8 月 1 日

甲 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市長 鈴木 公平

乙 豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地
〇〇〇〇〇〇

年 月 日

様

豊田市長

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力要請書

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定第 3 条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請する棺等葬祭用品の名称及び数量、供給場所及び履行期限	名 称 数 量 供給場所 履行期限
備 考	

年 月 日

豊田市長 様

印

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する業務実施報告書

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定第 3 条に基づく要請により実施した内容について、協定第 5 条に基づき、次のとおり報告します。

協 力 要 請 書 の 日 時	年 月 日 時 分
供給した棺等葬祭用品 の名称及び数量、供給 場所及び履行日時	名 称 数 量 供給場所 履行日時
備 考	

〇〇〇〇〇〇に入る事業者一覧

事業者名	代表者名	所在地	電話番号	FAX番号
(株)出雲殿	代表取締役 浅井秀明	豊田市小坂本町2丁目 43番地1	34-0661	34-0013
(有)奥村商事	代表取締役 奥村二郎	豊田市野見山町1丁目 104-5	89-2000	89-1889
(有)金原生花	代表取締役 増田賢信	豊田市足助西町14の2	62-0442	62-2048
(株)さかの葬 祭センター	代表取締役 坂野正康	豊田市喜多町3丁目69 番地	32-0276	32-0218
(株)JA あいち 豊田サービ ス	代表取締役 柴田文志	豊田市松平志賀町横 19	58-5588	58-4949
(株)高上総本 店	代表取締役 今井義孝	豊田市高上2丁目1-13 番地	80-2221	80-1188
(株)ちごの口 グループ(平 安会館)	代表取締役 小島哲夫	豊田市井上町3丁目114 番地	44-2121	45-2479
(株)トキワ	代表取締役社 長 木戸範明	豊田市森町6-74	89-1688	89-1689
トヨタ生活 協同組合	理事長 山本哲夫	豊田市前山町4丁目9 番地1	24-3655	24-3666
(有)深見栄晃 社	代表取締役 深見賢次	豊田市近岡町藤ノ木55	62-2111	62-2112
(株)F U N E	代表取締役 三浦直樹	豊田市小坂本町6丁目 15番地	35-3535	31-1820
(株)トヨタ冠 婚 葬祭互助会	代表取締役 金森茂明	豊田市若林東町棚田92 番地1	52-0004	52-4200

(9) 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

(防災対策課)

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と ○○○○○○ （以下「乙」という。）は、豊田市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における霊柩自動車による輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における霊柩自動車等による遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供について、乙が甲の要請に対する協力その他必要な事項を定めるものとする。

(業務の種類)

第 2 条 甲が乙に要請する業務の種類は、次のとおりとする。

(1) 遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供

(2) 前号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

(要請)

第 3 条 甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(要請業務の実施)

第 4 条 乙は、甲の指示に従い、第 2 条の業務を実施するものとする。

(報告)

第 5 条 乙は、前条の規定に基づき第 2 条の業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第 2 号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は電話で報告し、後日報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 第 2 条の業務に使用した遺体の搬送及び搬送に必要な資機材等の提供に要した経費は甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第 7 条 乙は、要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第 8 条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第 9 条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第 10 条 乙は、災害時における円滑な遺体の搬送等の協力が図れるよう、応援体制及び情報受理体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 1 1 条 甲及び乙は、災害時における伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(職員の同乗等)

第 1 2 条 甲は、必要に応じ、乙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に対し職員の同乗を要請することができるものとする。

(協議)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 1 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 月までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に 1 年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 1 8 年 8 月 1 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市長 鈴木公平

乙 豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地
〇〇〇〇〇〇

様

豊田市長

災害時における霊柩自動車輸送の協力要請書

災 害 時 に お け る 霊 柩 自 動 車 輸 送 の 協 力 に 関 す る 豊 田 市 と
との協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

口頭、電話等による連絡の日時	平成 年 月 日 時 分
要 請 理 由	
車 両 台 数 (内 訳)	
資 機 材	
履 行 期 間	
備 考	

豊田市長 様

印

災害時における霊柩自動車輸送の要請業務実施報告者

災 害 時 に お け る 霊 柩 自 動 車 輸 送 の 協 力 に 関 す る 豊 田 市 と
との協定に基づき、次のとおり要請業務を実施したことを報告いたします。

要 請 業 務 内 容	
従 事 者	
資 機 材	
従 事 日 数	平成 年 月 日 から平成 年 月 日までの間
走 行 距 離	日数 日 距離 k m
搬 送 回 数	回数 回
搬 送 人 員	人数 人
備 考	

〇〇〇〇〇〇に入る事業者一覧

事業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
(株) 出雲殿	代表取締役 浅井秀明	471- 0034	豊田市小坂本町 2 丁目 43 番地 1	34- 0661	34- 0013
(有) 奥村商 事	代表取締役 奥村二郎	471- 0813	豊田市野見山町 1 丁目 104-5	89- 2000	89- 1889
豊 田 霊 柩 (株)	代表取締役 坂野鉦一	471- 0852	豊田市御幸町 3-65	29- 5936	29- 5938
(株) 高上総 本店	代表取締役 今井義孝	471- 0013	豊田市高上 2 丁目 1-13 番 地	80- 2221	80- 1188
(株) トキワ	代表取締役 社長 木戸範明	471- 0806	豊田市森町 6-74	89- 1688	89- 1689
ゼロナイント ヨタ (有)	代表取締役 三浦直樹	471- 0034	豊田市小坂本町 6 丁目 15 番地	36- 0909	36- 0911
(株) トヨタ冠婚 葬祭互助会	代表取締役 金森茂明	473- 0914	豊田市若林東町棚田 92 番地 1	52- 0004	52- 4200

(1 0) 避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定書

(保健衛生課)

避難所等における食品の衛生確保の協力に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と豊田市食品衛生協会（以下「乙」という。）とは、豊田市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における食品の衛生確保の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、食品の衛生確保を図ることにより災害時における被災者への食品の提供による食中毒の防止について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

(業務の種類)

第 2 条 甲が乙に要請する業務の種類は、次のとおりとする。

(1) 避難所等での食品の衛生確保に関する衛生指導

(2) 前号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

(要請)

第 3 条 甲による要請は、災害時における協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

(緊急要請)

第 4 条 前条の規定による要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(要請業務の実施)

第 5 条 乙は、甲の指示に従い、第2条の業務を実施するものとする。

(報告)

第 6 条 乙は、前条の規定に基づき第2条の業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は電話で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第2条の業務に使用した資機材等の経費は甲が負担するものとする。ただし、人件費は除く。

(経費の請求)

第 8 条 乙は、乙の会員の要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第 9 条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第10条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては豊田市災害対策本部医療保健対策部長、乙にあっては豊田市食品衛生協会会長とする。

（通知）

第12条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が図れるよう、この協定に協力できる乙の会員名簿（第3号様式）を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年4月5日

豊田市西町3丁目60番地
（甲）
豊田市長 鈴木 公平

豊田市西町3丁目60番地
（乙）
豊田市食品衛生協会
会長 神谷 幸男

(1 1) 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書
(東邦ガス株式会社)
(防災対策課)

災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が豊田市内で発生した場合、甲の所有する用地を、乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第 1 条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

	名 称	所 在 地
候補地 1	新生公園	豊田市新生町 2 丁目 1 1 番地 1
候補地 2	山之手公園	豊田市山之手 7 丁目 4 5 番地 1
候補地 3	高岡公園	豊田市中田町川向 6 3 番地
候補地 4	柳川瀬公園	豊田市畝部東町柳川瀬 1 番地 1

（災害復旧用オープンスペースの使用要請）

第 2 条 乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、前条に掲げる候補地から甲乙協議の上 1 ヶ所を選定し、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

2 甲は、前項の規定による使用要請があったときは、これに協力する。ただし、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続）

第 3 条 乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話、ファックス等をもって要請するものとし、甲の使用承認の後、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

2 乙は、前項の使用承認を受けたときは、速やかに、都市公園法第 6 条第 1 項及び第 3 項に基づく都市公園の占用の許可等の手続を行う。

（原状復旧等）

第 4 条 乙は、甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

（用地の使用方法）

第 5 条 乙は、原則として災害復旧用オープンスペース内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

2 電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3 災害復旧用オープンスペース内の施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は

乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4 施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

(使用料)

第6条 甲は、乙が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合の使用料は、無料とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年 4月 1日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市長 鈴木 公 平

乙 名古屋市熱田区桜田町19番地18号
東邦ガス株式会社
取締役社長 水 野 耕 太 郎

(1 2) 災害時における応急措置資機材の提供等に関する協定

(豊田加茂石油業協同組合、愛

知県石油商業組合)

(防災対策課)

災害時における応急措置資機材の提供等に関する協定

(趣旨)

第 1 条 豊田市 (以下「甲」という。) と豊田加茂石油業協同組合及び愛知県石油商業組合西三河第 5 地区 (以下「乙」という。) は、広域的な大規模災害時において、甲が効果的な災害応急活動を実施する上で必要とする乙の組合員が所有する応急措置資機材の提供及び甲が実施する災害応急活動に供する自動車用燃料の優先供給 (以下「応急措置資機材の提供等」という。) について、その円滑な運用を期するため協定を締結するものとする。

(要請)

第 2 条 甲は、広域的な大規模災害時において応急活動を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして応急措置資機材の提供等について要請するものとする。

(1) 災害の状況及び要請する理由

(2) 必要な応急措置資機材及び自動車用燃料の種類、数量等

(3) その他必要な事項

2 前項の要請は、事後、甲乙双方の協議の上必要に応じて文書等によって確認するものとする。

(応急措置資機材の提供等)

第 3 条 乙は、前条の規定により要請がなされた場合、その内容に従って、可能な範囲で応急措置資機材の提供を甲に対して行うものとする。

2 乙は、応急措置資機材の提供等を行った場合は、甲に対して資機材名、燃料の種類、数量等を書面により速やかに通知するものとする。

(補償)

第 4 条 提供された応急措置資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

(事業所台帳)

第 5 条 乙は、この協定に基づき応急措置資機材の提供等を行う給油取扱所の名称、代表者名、所在地、電話番号、所有する応急措置資機材及び自動車用燃料の最大貯蔵数量を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

(協議)

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定する。

この協定の成立を証するため、この協定書 3 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成13年 8 月30日

甲	豊田市長	鈴木 公 平
乙	豊田加茂石油業協同組合理事長	竹 内 銑 冶
		愛知県石油商業組合
	西三河第5地区地区長	田 口 敏 男

(1 3) 災害時の放送に関する協定 (ひまわりネットワーク株式会社)

(防災対策課)

災害時の放送に関する協定 (ひまわりネットワーク株式会社)

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、豊田市 (以下「甲」という。) が、ひまわりネットワーク株式会社 (以下「乙」という。) に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第 2 条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続)

第 3 条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

(1) 放送依頼の理由

(2) 放送の内容

(3) 希望する放送の日時

(4) その他必要な事項

(放送の実施)

第 4 条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容、及び時刻を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第 5 条 第 3 条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

(雑則)

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第 7 条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

第 8 条 この協定の期間は 1 年間とし、平成 8 年 9 月 1 日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議がない場合には、1 年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成 8 年 8 月 30 日

甲 豊田市
代表者 豊田市長 加 藤 正 一

乙 ひまわりネットワーク株式会社
代表取締役社長 中 岡 一男

(1 4) 災害緊急放送に関する協定 (エフエムとよた株式会社)

(防災対策課)

災害緊急放送に関する協定 (エフエムとよた株式会社)

豊田市 (以下「甲」という。) とエフエムとよた株式会社 (以下「乙」という。) とは、豊田市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、豊田市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲は乙の放送設備を利用して災害に関する緊急放送を行なうことについて、必要な事項を定めるものとする。

(遵 守)

第 2 条 甲及び乙は、互いに豊田市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供するように努めるものとする。

(緊急放送の実施)

第 3 条 災害緊急放送は、乙が管理する放送設備を利用し、乙が予定する放送番組に優先して行なうものとする。

2 災害緊急放送は、別に定める豊田市災害緊急放送要領に基づき行なうものとする。

(費用負担)

第 4 条 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人件費その他災害緊急放送に要する一切の費用を請求しないものとする。ただし、災害緊急放送の時間が長時間になる場合は、甲と乙が協議するものとする。

2 災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙は、自己の責任と負担において、その解決を図るものとする。

(放送区域の確保)

第 5 条 市民への公平性を保つため、乙は、豊田市全域で明瞭な音質が得られるよう対策を図るものとする。

(協 議)

第 6 条 災害緊急放送の実施において、協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の機関)

第 7 条 この協定の効力は、協定締結の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。

2 協定期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合は、協定期間は、更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 13 年 1 月 17 日

甲 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市
代表者 豊田市長 鈴木公平

乙 豊田市若草町 3 丁目 32 番地 8
エフエムとよた株式会社
代表取締役社長 中岡一男

(1 5) 災害救助物資の緊急調達に関する協定

((株) エイデンサカキヤホームエキスポ豊田 他 7 団体)

(防災対策課)

災害救助物資の緊急調達に関する協定 (例)

豊田市 (以下「甲」という。) と〇〇 (以下「乙」という。) は、豊田市域において災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、被災者に対する災害救助に必要な生活関連物資 (以下「災害救助物資」という。) の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 甲の行う災害救助物資の緊急調達に関し、乙はこれに協力するものとする。

(災害救助物資の品目)

第2条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

(災害救助物資の価格)

第3条 災害救助物資の価格は、甲乙協議のうえ、当該災害発生直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

(連絡責任者の選任)

第4条 乙は、あらかじめ当該従業員のうちから災害救助物資の緊急調達に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(災害発生時等における措置)

第5条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請があったときは、乙は、関係従業員を豊田市災害対策本部に派遣し、災害救助物資の緊急調達に関して必要な連絡調整にあたるものとする。

(協 議)

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 豊田市西町3丁目60番地

豊田市 市長 加藤 正 一

(乙)

別 表 1

生活物資緊急調達協定事業者一覧

(平成25年4月1日現在)

協 定 団 体 の 名 称	所 在 地	連 絡 先
(株) エイデンサカキヤホームエキスポ豊田	〒471-0866 上挙母4-1-1	36 - 2000 (店)
カシマゴビルディング(株)	〒471-0025 西町5-5	31 - 2311 (店)
(株) カーマホームセンター豊田宮上店	〒471-0038 宮上町4-50-3	34 - 1727 (店)
(株) カーマホームセンター豊田若林店	〒473-0914 若林東町竹陽73-1	53 - 2201 (店)
イオン(株) 高橋店	〒471-0014 東山町1-5-1	88 - 6511 (店)
イオン(株) 豊田店	〒471-0864 広路町1-1	33 - 8111 (店)
トヨタ生活協同組合	〒470-1201 豊栄町2-111	28 - 4817 (店)
あいち豊田農業協同組合	〒471-0025 西町4-5	52 - 5155 (店)

別 表 2

区 分	主 な 品 目
食 料	乾パン、アルファ米、米飯缶詰、パン、牛乳、インスタント、麺、レトルト食品、魚肉缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、育児用粉ミルクなど
医 薬 品	消毒薬、傷薬、かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬、包帯、ガーゼ、綿花、絆創膏、生理用品、紙おむつ(成人用・乳児用)など
寝具・衣料	毛布、ふとん、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒着、さらし、タオルなど

日 用 品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、割り箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレトペーパー、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石けん、使い捨てカイロ、ガムテープ、ロープ、軍手、靴、スリッパ、雨具など
そ の 他	ビニールシート、マット、じゅうたん、畳、ござ、間仕切板、簡易ベッド、仮設トイレ、扇風機、電気ストーブ、ペット用品など

（注）品目については、店舗ごとに削除又は追加する。

(1 6) 災害救助活動のための施設の利用に関する協定 (豊田市農業協同組合)
(防災対策課)

災害救助活動のための施設の利用に関する協定

豊田市 (以下「甲」という。) と豊田市農業協同組合 (以下「乙」という。) は、
豊田市域において災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第 2 条第 1 号に規定す
る災害が発生した場合において、災害救助活動のための乙の所有する倉庫その他の
施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 乙は、次の各号に掲げる目的のために、乙の業務に支障のない範囲におい
て、当該施設を甲の利用に供するものとする。

(1) 被災者に対する災害救助のために甲が緊急調達し、又は寄託を受けた生活関
連物資の保管及び集配を目的とする倉庫等

(2) 災害対策活動のために来援した自衛隊その他応援団体の宿泊等を目的とする
会議室等

(対象施設)

第 2 条 対象施設としては、おおむね別表 1 及び別表 2 に掲げるとおりとする。

(費用負担)

第 3 条 施設の利用に伴う使用料については、豊田市公有財産管理規則の規定によ
る、公有財産の借上料の例に準拠し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協 議)

第 4 条 この協定書の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲
乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自
一通を保有する。

平成 9 年 1 月 10 日

(甲) 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市 市長 加 藤 正 一

(乙) 豊田市西町 4 丁目 5 番地
豊田市農業協同組合
代表理事組合長 川 合 直 道

別表第 1

倉庫等

(平成13年 4 月

1 日現在)

名 称	所 在 地	面積 (㎡)
豊田営農センター	本新町 8 - 6 0 - 2	732
上郷ライスセンター資材倉庫	上郷町下本川 30 - 1	1,275
前林大豆集荷所	前林町嫁木 2	406
猿投ライスセンター	上原町上河原 8 - 1	479
松平営農センター米倉庫	松平志賀町丸山 5 - 1	181

別表第 2

会議室等

(平成13年 4 月

1 日現在)

名 称	所 在 地	面積 (㎡)
本店 2 F ふれあいホール	西町 4 - 5	954
上郷支店 3 F 会議室	上郷町 4 - 2 - 5	330
高岡支店 2 F 会議室	高岡町長根 13 - 1	417
猿投支店 2 F 会議室	四郷町東畑 143	286
松平営農センター 2 F 会議室	松平志賀町丸山 5 - 1	242

(1 7) 豊 田 市 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 セ ン タ ー 等 に 関 す る 協 定 書
(社会福祉法人豊田市社会福祉協議会)

(防 災 対 策 課)

豊 田 市 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 セ ン タ ー 等 に 関 す る 協 定 書

豊田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害の発生時におけるボランティア活動を支援するために、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第 1 条 大規模な災害が発生した場合にボランティアを混乱なくスムーズに受け入れ、被災地住民の速やかな自立・復興の支援を目的とするボランティア活動を効果的に援助するため、ボランティアの受け入れ体制の整備を推進し、甲乙が連携、協力を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(甲 の 役 割)

第 2 条 甲は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの窓口となる豊田市災害ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）の開設及び閉鎖に関すること。
- (2) 支援センターの開設及び運営のために必要な資機材及び場所を確保すること。
- (3) 支援センターの広報活動に関すること。
- (4) 乙が行う、ボランティアと被災地市民等からの支援依頼の調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の育成及び事前登録への支援に関すること。

(乙 の 役 割)

第 3 条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援センターの運営に関すること。
- (2) 支援センター開設時に、コーディネーターを招集すること。
- (3) 支援センターが開設又は閉鎖されたことを周知すること。
- (4) 平常時において、コーディネーターの育成及び事前登録並びにボランティアの受入体制を整備すること。

(支 援 セ ン タ ー 等 の 開 設)

第 4 条 支援センターは、市民文化会館又は豊田市福祉センターに開設する。また、必要に応じて豊田市災害ボランティア地区支援センター（以下「地区支援センター」という。）を行政支所等に開設する。

- 2 甲は、支援センターの開設に当たってコーディネーターの派遣を乙に要請する。
- 3 乙は、支援センター運営のためのコーディネーターを速やかに招集するよう努めるものとする。

(支 援 セ ン タ ー 等 の 運 営)

第 5 条 甲は、支援センター及び地区支援センター（以下「支援センター等」という。）の運営を乙に委任するものとする。

- 2 乙は支援センター等の運営にあたり、コーディネーターの自主性を尊重するも

のとする。

（支援センター等の閉鎖）

第 6 条 甲乙は、ボランティアによる災害応急活動が概ね完了したときは、支援センター等の閉鎖について協議し、決定するものとする。

2 乙は、支援センター等が閉鎖されるときは、コーディネーターが行った当該活動について、甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第 7 条 甲は、原則として支援センター等の設置及び運営に関し必要な経費を負担するものとする。

（協 議）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（適 用）

第 9 条 この協定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

2 この協定の適用に伴い、平成 2 2 年 4 月 1 日付けで締結した「豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書」は、平成 3 1 年 4 月 1 日をもってその効力を失う。

（協定の期間）

第 1 0 条 この協定の効力は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

2 協定期間満了日の 1 か月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協定期間を更に 1 年間延長できるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印の上、各 1 部を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

（甲）豊田市代表者

豊田市長 太 田 稔 彦

（乙）社会福祉法人豊田市社会福祉協議会

会 長 柿 島 喜 重

(1 8) 災害救助物資の緊急調達に関する協定 (キングパン協同組合)

(防災対策課)

災害救助物資の緊急調達に関する協定

豊田市 (以下「甲」という。) とキングパン協業組合 (以下「乙」という。) とは、
豊田市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被災者等
に対する災害救助に必要な食料の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 甲の行う炊き出し用食料の緊急調達に関し、乙は学校給食用の設備等を活
用し、これに協力するものとする。なお、本協定は、本来業務である学校給食へ
の配食に大きな支障をきたさない範囲での緊急調達の協定とする。

(食料の種類)

第 2 条 炊き出し用食料の品目は、学校給食の主食となる炊飯及び食パン等とする。

(食料の価格)

第 3 条 炊き出し用食料の価格は、通常の学校給食納入価格を参考にして、甲乙協
議の上で決定する。

(原材料の調達)

第 4 条 炊き出し用食料の原材料となる精米及び小麦粉等は、乙の所有する原材料
をもって充てることとする。乙の原材料が不足する場合は、甲乙が連携して原材
料の確保を図るものとする。

(連絡責任者の選任)

第 5 条 乙は、あらかじめ当該従業員のうちから本協定の実施に関する連絡責任者
を選任し、その氏名及び連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変
更した場合も同様とする。

(災害発生時等における措置)

第 6 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請により、
乙は、第 5 条で定めた連絡責任者等を豊田市災害対策本部に派遣し、炊き出し用
食料の緊急調達に関して、必要な連絡調整にあたるものとする。

(協議)

第 7 条 この協定の実施に関して、協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上決定する。

(協定の期間)

第 8 条 この協定の効力は、協定締結の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

2 協定期間満了日の 1 ヶ月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協
定期間を更に 1 年間延長できるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各自
1 通を保有するものとする。

平成 17 年 2 月 23 日

甲 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市 代表者 豊田市長 鈴木 公平

乙 豊田市広美町北繁 1 - 1
キングパン協業組合 代表者 理事長 倉橋 良一

(1 9) 災害救助物資の緊急調達に関する協定 (豊田製パン株式会社)

(防災対策課)

災害救助物資の緊急調達に関する協定

豊田市 (以下「甲」という。) と豊田製パン株式会社 (以下「乙」という。) とは、豊田市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被災者等に対する災害救助に必要な食料の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 甲の行う炊き出し用食料の緊急調達に関し、乙は学校給食用の設備等を活用し、これに協力するものとする。なお、本協定は、本来業務である学校給食への配食に大きな支障をきたさない範囲での緊急調達の協定とする。

(食料の種類)

第 2 条 炊き出し用食料の品目は、学校給食の主食となる炊飯とする。

(食料の価格)

第 3 条 炊き出し用食料の価格は、通常の学校給食納入価格を参考にして、甲乙協議の上で決定する。

(原材料の調達)

第 4 条 炊き出し用食料の原材料となる精米は、乙の所有する原材料をもって充てることとする。乙の原材料が不足する場合は、甲乙が連携して原材料の確保を図るものとする。

(連絡責任者の選任)

第 5 条 乙は、あらかじめ当該従業員のうちから本協定の実施に関する連絡責任者を選任し、その氏名及び連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(災害発生時等における措置)

第 6 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請により、乙は、第 5 条で定めた連絡責任者等を豊田市災害対策本部に派遣し、炊き出し用食料の緊急調達に関して、必要な連絡調整にあたるものとする。

(協議)

第 7 条 この協定の実施に関して、協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

(協定の期間)

第 8 条 この協定の効力は、協定締結の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

2 協定期間満了日の 1 ヶ月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協定期間を更に 1 年間延長できるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 2 月 23 日

甲 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市 代表者 豊田市長 鈴木 公平

乙 豊田市西山町 2 丁目 10 番地 1
豊田製パン株式会社 代表者 代表取締役 奥平 昭男

(2 0) 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定
(一般社団法人愛知県産業資源循環協会)
(廃棄物対策課)

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定

豊田市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、豊田市内に地震等大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）に、甲が、国の特例補助の適用を受けて実施するがれき等災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等（以下「災害廃棄物の処理」という。）を、乙の協力を得て速やかに行えるよう、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 地震等大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 国の特例補助 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条第 2 項及び同施行令第22条第 3 項により、国が特に必要と認めた場合、廃棄物処理に要する費用の 1 / 2 以内の額について国庫補助の対象としていることをいう。
- (3) 災害廃棄物 地震等大規模災害により倒壊、焼失した家屋及び建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、がれき類、金属くず等及びこれらの混合物をいう。
- (4) 災害廃棄物の処理 災害廃棄物の撤去並びに収集・運搬及び処理・処分のことをいう。

(協力要請)

第 3 条 甲は、大規模災害時に、乙に対して災害廃棄物処理の協力を要請することができるものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第 4 条 乙は、前条の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

(費用の負担)

第 5 条 乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担し、その金額は甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第 6 条 この協定に定めのない事項、又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 協定の実施に関し、必要な細目は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 1 5 年 8 月 1 日

甲 豊田市
代表者 豊田市長 鈴木 公 平

乙 名古屋市中区金山 2 丁目 1 0 番 9 号
第 8 フクマルビル 5 階
社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会 長 近 藤 成 章

(2 1) 災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書 ((株) 陣内工業所ほか 4 6 業者)

((上下水) 総務課)

災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書

豊田市事業管理者 (以下「甲」という。) と (株) 陣内工業所 (以下「乙」という。) は、災害時における水道施設の復旧活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害 (以下「災害」という。) により、甲の水道施設に被害が発生し、速やかに復旧活動を行わなければならない場合において、甲が乙に対して復旧活動を要請する必要な事項を定めるものとする。

(活動範囲)

第 2 条 甲が乙に対して要請する復旧活動の範囲は、次のとおりとする。

(1) 水道施設として、導水管、送水管、配水管、公道内給水装置 (屋内給水装置は含まない。) の復旧、応急給水の給水補助及び現場支援

(2) 応急復旧資材として、水道施設の応急復旧活動に必要な水道管、弁栓類及び水道管修繕器具の提供及び材料メーカーからの調達

(3) 水道機材類の提供として、乙が所有する不斷水器具類による復旧

2 乙は、前項各号の活動以外においても、甲が乙に対して復旧活動の協力が必要となった場合の支援について、甲に協力するものとする。

(復旧要請)

第 3 条 甲は、災害により水道施設に被害が発生し、給水機能を早急に回復するため水道施設の復旧活動が必要と認めたときは、次の内容を記載した復旧活動の要請書に基づき、乙に要請するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 被害施設の場所及び区域

(3) 復旧活動の内容、要員及び復旧に関する甲の連絡部署

(4) 必要な資機材の調達、水道機材類の提供

(5) その他復旧活動に関して必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合においては、電話等により復旧活動の要請を行うことができるものとする。この場合においては、甲は乙に対し事後に要請書を提出するものとする。

(復旧活動)

第 4 条 甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

(1) 水道施設の被災箇所の復旧修繕及び機能復旧

(2) 被災箇所の調査及び点検

(3) 応急給水活動の現場支援

(4) 応急復旧資機材の調達及び提供

(5) 水道機材類の提供及び復旧活動

(6) その他復旧活動に関して必要な事項

2 乙は、前項各号の復旧活動の要請を受けたときは、水道施設の給水機能を早急に回復するために甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙がこの協定に基づく復旧活動に要した費用の負担は、甲と別に協議するものとする。

(労災補償)

第6条 応急活動により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ担当責任者及び連絡体制を定めるとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生が予測されるときは、必要な情報を随時、交換するものとする。また、乙は、連絡責任者及び連絡体制を甲に対して提出するものとする。

2 甲及び乙は、前号の連絡体制を定めたときは、文章により相手方に通知するものとする。変更が生じたときも同様とする。

(報告事項)

第8条 乙は、この協定による復旧活動に協力できる人員及び機材の状況把握に努め、別に定める報告書に必要な事項を記入し提出するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関して必要事項は、別に定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成23年2月24日

甲 豊田市事業管理者
横 地 清 明

乙 (株)陣内工業所
代表取締役 陣 内 洋 明

※水道施設施工業者47業者と同様に災害協定を締結
別添 締結業者一覧参照

災害協定締結業者一覧

整理番号	本店商号	契約者氏名	契約先所在地	契約先電話番号
1	(株) 陣内工業所	陣内 洋明	愛知県豊田市御幸町 6 - 2 8	0565-36-6611
2	三河商事 (株)	梅村 泰弘	愛知県豊田市元城町 2 - 6 6	0565-31-0772
3	日京工設 (株)	水野 佑威	愛知県豊田市美山町 5 - 4 6	0565-28-0900
4	(株) 安藤組	安藤 和央	愛知県豊田市小田木町大水別 8	0565-82-2505
5	コメジ・ソシオ (株)	永野 卓司	愛知県豊田市九久平町築場 2 6 - 3	0565-58-1100
6	東洋工業 (株)	近藤 直哉	愛知県豊田市鴛鴨町新林 1 3 0	0565-28-1924
7	(株) 高岡管工建設	渡辺 繁光	愛知県豊田市竹町豊 2 2 - 2	0565-52-3536
8	碧洋管工 (株)	宇佐美 克幸	愛知県豊田市宮上町 3 - 2 2	0565-31-0541
9	愛豊管工 (株)	松岡 秀政	愛知県豊田市寿町 8 - 6 6 - 1	0565-27-0171
10	澤組 (株)	澤田 文雄	愛知県豊田市大沼町大官屋敷 9 5 - 2	0565-90-2003
11	桶兼住設 (株)	兼子 勝美	愛知県豊田市陣中町 1 - 1 6 - 6	0565-32-1420
12	安藤建設 (株)	安藤 康男	愛知県豊田市近岡町吉田 1 - 3	0565-62-1168
13	羽布建設 (株)	川合 克昌	愛知県豊田市羽布町井戸谷下 8 8	0565-90-3518
14	(株) 小松	小松 伸介	愛知県豊田市近岡町和合 2 4	0565-62-0316
15	(株) 鈴木工務店	鈴木 卓朗	愛知県豊田市明川町柳戸 2 0 - 1	0565-67-2820
16	中根管工 (株)	水野 崇	愛知県豊田市栄町 6 - 3 - 7	0565-31-0545
17	森島設備管工 (株)	森島 巖	愛知県豊田市大島町錦 9 - 1	0565-53-2621
18	稲武土建 (株)	三江 元博	愛知県豊田市武節町下ハリ原 1 9 - 4	0565-82-2208
19	小谷設備 (株)	小谷 泰幸	愛知県豊田市西中山町又吉洞 1 8 - 4	0565-76-4102
20	(株) 河合組	河合 英世	愛知県豊田市足助白山町柳クゴ 1 9	0565-64-2008
21	(有) コジマ設備	岡安 浩美	愛知県豊田市高岡町池端 4 3 -	0565-52-

整理番号	本店商号	契約者氏名	契約先所在地	契約先電話番号
			3	3962
22	フジイ設備（株）	藤井 秀嘉	愛知県豊田市藤岡飯野町坂口 8 6 0 - 2	0565-76- 2551
23	中日管工（株）	兼子 雅吉	愛知県豊田市若林東町高根下 9 3 - 2	0565-52- 3851
24	（有）八百正住宅 機器	鈴木 弘美	愛知県豊田市上郷町市場 1 5 1 - 1	0565-21- 0826
25	青木建設（株）	青木 久議	愛知県豊田市御所貝津町二貫目 2 2	0565-82- 2561
26	（株）西島産業	西嶋 康夫	愛知県豊田市美里 5 - 1 5 - 3	0565-80- 6879
27	安藤工務（株）	安藤 卓男	愛知県豊田市島崎町石原 3 0 8 6 - 1	0565-68- 2667
28	豊水管工（有）	水野 貴司	愛知県豊田市田代町 4 - 6 - 1	0565-33- 5587
29	（有）中根工産	中根 真人	愛知県豊田市寿町 1 - 2 5	0565-27- 9020
30	（株）宇井工務店	宇井 伸和	愛知県豊田市足助町真弓 1 1	0565-62- 0365
31	（株）オオテック スプラント	大城 英泰	愛知県豊田市中垣内町大洞 1 1 - 1 1	0565-58- 3827
32	マルコ（株）	鈴木 忠敏	愛知県豊田市大沼町八沢 8	0565-90- 2005
33	豊田管工（株）	梅谷 尚樹	愛知県豊田市大林町 1 2 - 1 2 - 1 0	0565-28- 5148
34	（有）宮口設備	熊谷 種男	愛知県豊田市汐見町 2 - 1 - 2 4	0565-31- 3082
35	住設テクノ（株）	中根 伸也	愛知県豊田市栄町 6 - 3 - 7	0565-33- 2319
36	藤村産業（株）	藤村 清隆	愛知県豊田市昭和町 4 - 1 8 - 2	0565-31- 3331
37	（有）山田水道工 事	山田 将史	愛知県豊田市若林東町木ノ前 3 2 - 1	0565-52- 2903
38	（有）武田工業	武田 泰司	愛知県豊田市山之手 1 - 5 3 - 2	0565-28- 8658
39	酒井水道設備	酒井 信二	愛知県豊田市市場町小原 7 1	0565-65- 2268
40	（資）アサヒ管工 設備	鈴木 望	愛知県豊田市杉本町北垣内 2 - 2	0565-68- 2637
41	（有）中日設備	中野 祐一 郎	愛知県豊田市久保町 3 - 2 7 - 1 9	0565-35- 8544
42	（有）山田設備	山田 良稻	愛知県豊田市小田木町井戸川 3	0565-82-

整 理 番 号	本店商号	契約者氏名	契約先所在地	契約先電話 番号
			3	3437
43	(有) 伸和設備	永田 壽彦	愛知県豊田市大林町 1 3 - 5 - 1 2	0565-27- 3523
44	(有) 鈴木工業	鈴木 洋次	愛知県豊田市足助町西町 7	0565-62- 0248
45	(有) 利根設備	利根 勝彦	愛知県豊田市平戸橋町永和 1 1 0 - 3	0565-45- 1100
46	(有) 松井設備工 業	松井 徹	愛知県豊田市稲武町深沢 2 - 3	0565-82- 3385
47	(株) 成瀬組	成瀬 丙午	愛知県豊田市青木町 4 - 3 5 - 2	0565-46- 1180

（２２）災害時における応急支援活動に関する協定書

（（上下水）総務課）

災害時における応急支援活動に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と株式会社石垣名古屋支店（以下「乙」という。）は、地震や風水害等の大規模災害が発生し、甲が被災した際（以下「災害時」という。）における応急支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は豊田市内において、災害時における上下水道環境の保全及び復旧を円滑に遂行するための応急支援活動について、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定における「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生じるものをいう。

（協力要請）

第３条 甲は、災害時において応急支援活動の協力が必要と判断する場合には、乙に対して協力要請を行うことができるものとする。

２ 乙は、甲から協力要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、可能な範囲で協力を行うものとする。

３ 甲が、乙に対して行う協力要請は災害時における協力要請書（様式第１号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話など口頭で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）要請業務の内容

ア 応援人員数

イ 応援資器材

ウ 応援期間

（３）その他必要な事項

（応急支援活動の協力）

第４条 乙は、第３条に基づく協力要請があった場合、優先的かつ速やかに出動し、甲の指示に従い、応急支援活動に従事するものとする。

２ 乙は、応急支援活動の終了後、遅滞なく災害時における協力実績報告書（様式第２号）により活動内容、活動時間及び活動人数等を甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第５条 本協定における応急支援活動に要した費用の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償等）

第６条 この協定に基づき応急支援活動に従事した乙の職員が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、乙の

責任において行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 4月 3日

（甲） 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市事業管理者

（乙） 名古屋市中区錦二丁目4番3号
株式会社 石垣 名古屋支店
支店長

(2 3) 水道事業の災害対策に伴う応援協定書

((上下水)総務課)

水道事業の災害対策に伴う応援協定書

豊田市事業管理者（以下「甲」という。）と株式会社ジェネッツ（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生により水道施設が被災した場合、甲の要請に基づき乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、豊田市水道災害対策要綱に基づき、水道災害対策本部が設置された場合とする。

（応援要請）

第 3 条 甲は、災害の発生時において、水道施設の復旧作業に乙の応援業務が必要であると認めたときは、これを乙に対し要請することができる。

（応援要請の手続）

第 4 条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに支書を送付するものとする。

（ 1 ） 災害の状況

（ 2 ） 必要とする人員

（ 3 ） 応援業務内容

（ 4 ） 応援の期間

（ 5 ） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）

第 5 条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、乙の災害時の対応手順を遵守し、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第 6 条 乙が行う応援業務は次のとおりとする。

（ 1 ） 広報

（ 2 ） 電話対応

（ 3 ） 応急給水

（ 4 ） 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（経費の負担）

第 7 条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、「豊田市水道受付、料金徴収及び検針等業務委託」に基づく業務時間内における費用負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応援

業務に要した農用を請求するものとする。

（労災補償）

第 8 条 乙の応援従業員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第 9 条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第 10 条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに1年間延長するものとし、その後もまだ同様とする。

この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
豊田市事業管理者

乙 名古屋市中区丸の内3丁目16番19号
株式会社ジェネッツ中部支店
支店長

(2 4) 消防活動の協力に関する協定書（一般社団法人全国クレーン建設業協会愛知支部）

（警防救急課）

消防活動の協力に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国クレーン建設業協会愛知支部（以下「乙」という。）は、甲の消防隊が出動する区域内において大規模な事故等が発生した場合の甲の消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙に加入する支部会員（以下「支部会員」という。）が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲の消防長（以下「消防長」という。）は、次に掲げる事故等が発生し、甲の消防力によっては十分な消防活動を実施することが困難であると認めた場合、乙の長（以下「支部長」という。）に対して協力を要請することができる。

- （1）列車又は自動車の衝突、転覆等による事故
- （2）航空機の墜落事故
- （3）建築物の倒壊事故
- （4）重量物の落下事故
- （5）消火、その他の消防の活動に支障となる障害物等を排除する必要があるもの。
- （6）前各号のほか、緊急に人命を救助する必要があるもの。

2 協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害の発生日時、場所及び状況
- （2）必要とする人員、車両、資機材等
- （3）集結場所及び連絡責任者
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第 3 条 支部長は、消防長から協力の要請を受けたときは業務に支障がない限り、これに協力するものとする。

2 協力の要請を受けた支部長は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに消防長に通報するものとする。

3 協力を実施するために派遣された組合員は、消防長の指揮の下に行動し、障害物の排除等、消防長が指示する活動を行うものとする。

（通報）

第 4 条 支部長は、活動終了後速やかに次の事項を別紙 1 により、消防長に通報するものとする。

- （1）派遣した日時、人員、車両、資機材等
- （2）実施した活動の内容
- （3）協力による支部会員の死傷事案等の有無及びその状況

（経費）

第 5 条 消防長の要請による支部会員の活動に要した経費については、支部会員が定める料金に基づき、原則として甲が負担するものとする。

2 支部会員の死傷若しくは車両、資機材等の破損に伴う補償又は経費の負担につ

いては、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（情報提供）

第6条 甲及び乙は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種の情報を別紙2により、相互に通報するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
豊田市長 太田稔彦

乙 名古屋市熱田区花表町13番地1 ふじビル302号
一般社団法人全国クレーン建設業協会愛知支部
支部長 大山永吉

(2 5) 災害時における L P ガス等の供給に関する協定 (社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部)

(防災対策課)

災害時における L P ガス等の供給に関する協定

豊田市 (以下「甲」という。) と社団法人 愛知県エルピーガス協会西三河支部豊田分会 (以下「乙」という。) は、豊田市内に広域的な大規模災害 (以下「災害時」という。) が発生し、甲が効果的な災害応急活動を実施する上で必要とする L P ガス等の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時に甲が効果的な災害応急活動を実施する上で必要とする L P ガス等の優先供給について、甲の要請により乙が実施する協力その他必要な事項を定めるものとする。

(業務の種類)

第 2 条 甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる L P ガス等の優先供給

- ① L P ガス燃料
- ② L P ガス用コンロ
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用ガスボンベ
- ④ その他甲の応急活動で必要とする資機材

(2) 前項各号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

(要請)

第 3 条 甲による要請は、災害時における協力要請書 (様式第 1 号。以下「要請書」という。) により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

(緊急要請)

第 4 条 前条の規定による要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(要請業務の実施)

第 5 条 乙は、第 3 条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により、甲が設置する指定避難場所等へ、速やかに第 2 条の供給等を実施する。

(報告)

第 6 条 乙は、第 2 条の規定に基づく業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書 (様式第 2 号。以下「報告書」という。) を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 2 条の規定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第 8 条 乙は、乙の会員の要請業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

(価格の決定)

第 9 条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における通常の価格を基礎として算出し、甲乙協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては豊田市災害対策本部事務局長、乙にあっては社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部豊田分会長とする。

(通知)

第 11 条 乙は、災害時において円滑に業務を実施するため、この協定に協力することができる乙の会員名簿(様式第 3 号)を毎年 3 月末日までに甲へ提出するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 ヶ月までに、甲、乙いずれから何ら意思表示がないときは、更に 1 年間この協定を更新するものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 2 月 17 日

甲 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市長 鈴木 公平

乙 豊田市寺部町 3 丁目 15 番地
社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部
豊田分会 分会長 下 林 幾 治

災害時におけるLPガス等の供給に関する業務実施報告書

協力要請書の日時・番号	年	月	日	付第	号
供給した L P ガス等の数量、 供給場所及び履行日時	用 品 名 数 量 供給場所 履行期限				
連 絡 担 当 者	電 話				
備 考					

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協力会員名簿

[illegible]

（２６）災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書（公益財団法人豊田加茂環境整備公社）

（循環型社会推進課）

災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と公益財団法人豊田加茂環境整備公社（以下「乙」という。）は、乙の所有する埋立処分場の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、地震等大規模災害で発生した災害廃棄物を適正処理するために利用する一時保管場所について、必要な事項を定めることにより、災害廃棄物の円滑な処理を図り、もって、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（施設利用の範囲）

第 2 条 乙は、次に掲げる目的のために、乙の業務に支障のない範囲において、所有する施設を無料で甲の利用に供するものとする。

- （１）地震等大規模災害時の応急対策等に必要な物品等の保管
- （２）地震等大規模災害時の災害廃棄物の、選別や電化製品等の解体処理
- （３）地震等大規模災害時の災害廃棄物一時保管場所としての利用

（利用施設等）

第 3 条 この協定において甲が利用する乙の施設は、次のとおりとする。

施設名称	所 在 地	面積等	備考
埋立処分場	豊田市御船町山ノ神 5 6 番地 8	9 5 , 0 0 0 m ² の一部	覆土等により既埋立廃棄物と区別できる範囲

（施設利用の要請等）

第 4 条 この協定に基づく施設利用の要請は、電話等で行うものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合、自らの業務に支障が生じない限り協力を行うものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は、地震等大規模災害時に災害廃棄物一時保管場所として利用することで生ずる費用を負担するものとする。

（協定の期間）

第 6 条 この協定の効力は、令和 5 年 1 0 月 1 7 日から 1 年間とする。

2 協定期間満了日の 1 か月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協定期間を更に 1 年間延長できるものとし、以後も同様とする。

（前協定の取り扱い）

第 7 条 本協定の締結により、令和 5 年 1 0 月 1 7 日をもって、平成 2 4 年 3 月 3

0 日付け締結の災害廃棄物処理に係る施設利用に関する協定を解除するものとする。

（協 議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、
 甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和 5 年 1 0 月 1 7 日

（甲） 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
 豊田市 市長 太 田 稔 彦

（乙） 豊田市御船町山ノ神 5 6 番地 8
 公益財団法人 豊田加茂環境整備公社
 理事長 三 宅 英 臣

(2 7) 災害時における応急対策業務に関する協定 (豊田都市整備研究会)
(道路維持課)

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が豊田都市整備研究会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 豊田市(以下「甲」という。)は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により豊田都市整備研究会(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第 3 条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設費機材等」という。)の提供を求めるものとする。

2 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の内容)

第 4 条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路、河川等における損壊箇所の応急措置及び障害物の除去(以下本業務」という。)とする。

(業務実施区間)

第 5 条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの(以下「従事会員」という。)の業務実施区間は、豊田市全域とする。

2 前項の業務実施区間又は従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

(建設費機材等の提供)

第 6 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

(建設費機材等の報告)

第 7 条 乙は、あらかじめ従事会員が保有する災害時に可動可能な建設費機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は河野要求があった場合は、保有状況を速やかに報告するものとする。

(出勤の要請)

第 8 条 甲は乙に対し、第 5 条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、建設資機材等の出勤を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

2 乙は、前項の甲による出勤要請が不可能な場合には、状況に応じ、自主的に出勤するものとする。

(業務の実施)

第 9 条 乙は、前項に規定する出勤要請があったときは、従事会員をして建設資機材等を業務実施区間へ出勤させ、業務を実施させるものとする。

2 従事会員は、出勤要請があったときは、業務実施区間へ出勤し、業務を実施するものとする。

3 従事会員は、出勤後直ちに、現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

(業務の完了)

第 1 0 条 従事会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 1 1 条 従事会員の使用した建設資機材等に対する費用は、甲が負担する。

(請求)

第 1 2 条 従事会員は業務の終了後、甲の認定を受けて別紙様式により当該地域における地位上の実費用を甲に請求するものとする。

(支払い)

第 1 3 条 甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事会員の損害補償)

第 1 4 条 甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第 1 5 条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第 1 6 条 この協定は、平成 1 7 年 2 月 2 5 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 3 0 年 1 月 2 9 日

豊田市西町三丁目 6 0 番地

豊 田 市

代表者 豊田市長 太 田 稔 彦

豊田市八幡町 3 丁目 2 1 - 1

豊田都市整備研究会

代 表 者 会 長 大 矢 伸 明

（２８）災害時における外国人支援への協力に関する協定（公益財団法人豊田市国際交流協会）

（国際まちづくり推進課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益財団法人豊田市国際交流協会（以下「乙」という。）は、豊田市内に地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における外国人支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時において、日本語が不慣れなことにより、多くの困難に見舞われることが予想される外国人の安全確保を行い、被害を最小限にとどめるとともに、災害時の不安を低減し、応急対策及び復旧対策に関する支援等を的確に行うために必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第２条 乙の甲に対する支援の内容は、次のとおりとする。

- （１）翻訳支援及び通訳支援
 - （２）外国人に対する言語支援等に必要な職員の派遣及び乙の所管するボランティア等への協力要請
 - （３）災害に関する情報及び外国人の被災・避難状況の把握・整理
 - （４）外国人からの相談及び問合せに関する支援
 - （５）前４号に定めるもののほか外国人の支援のために特に必要となる事項
- ２ 前項の支援に係る乙の職員の活動場所は、原則、豊田市災害対策本部外国人対策班（以下「外国人対策班」という。）開設場所及び乙の事務所とする。

（支援要請の手続き）

- 第３条 甲の乙に対する支援要請は、外国人対策班を通じて、電話等により要請し、後日 速やかに文書を送付するものとする。
- ２ 通信等の途絶等により甲乙相互の連絡が取れない場合には、乙は自主的な判断により、必要な支援活動を行うことができるものとする。

（支援の実施）

第４条 前条に定める支援要請があった場合、乙は、自らの被災状況、安全配慮への状況等を踏まえ、可能な限りこれに応じ、支援に努めるものとする。

（支援経費の負担）

- 第５条 支援に要する経費のうち、甲に帰属すべき内容の物件費については、甲の負担とする。
- ２ 前項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、その都度甲乙双方協議の上、定めるものとする。

（損害賠償等）

第６条 支援活動に従事した乙の職員が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の規程により補償するものとする。

2 支援活動に従事した乙の職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が乙の責に帰するものを除き、甲の負担により補償するものとする。

（情報提供等）

第7条 甲及び乙は、この協定による支援が円滑に行われるよう、平時より支障のない範囲で防災に関する情報を交換し、共有するように努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から毎年度末とし、有効期間満了の1カ月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がなければ、自動的に更新されるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 4月 1日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦 (印)

乙 豊田市小坂本町1丁目25番地
公益財団法人豊田市国際交流協会
理事長 豊田 彬子 (印)

(2 9) 災害時における応急対策業務に関する協定 (豊田市アーバングリーン協会)

(道路維持課)

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が豊田市アーバングリーン協会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 豊田市 (以下「甲」という) は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により豊田市アーバングリーン協会 (以下「乙」という) に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる、

(業務の指示)

第 3 条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等 (以下「建設資機材等」という。) の提供を求めるものとする。

2 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の内容)

第 4 条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路等における障害物の除去 (以下「本業務」という。) とする。

(業務実施区間)

第 5 条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの (以下「従事会員」という。) の業務実施区間は、豊田市全域とする。

2 前項の業務実施区間又は従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

(建設器機材等の提供)

第 6 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設器機材等を提供するものとする。

(建設器機材等の報告)

第 7 条 乙は、あらかじめ従事会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに報告するものとする。

(出動の要請)

第 8 条 甲は乙に対し、第 5 条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、建設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

2 乙は、前項の甲による出動要請が不可能な場合は、状況に応じ、自主的に出動するものとする。

(業務の実施)

第 9 条 乙は、前条に規定する出動要請があったときは、従事会員をして建設資機材等を業務区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 従事会員は、出動要請があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

3 従事会員は、出勤後直ちに、現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

(業務の完了)

第10条 従事会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第11条 従事会員の使用した建設費機材等に対する費用は、甲が負担する。

(請求)

第12条 従事会員は業務の終了後、甲の認定を受けて別紙様式により当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(支払い)

第13条 甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事会員の損害補償)

第14条 甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第15条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、この都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第16条 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

契約期間について期間満了1ヶ月前までに甲・乙何れからも書面による別段の意思表示の無き場合、本契約は引き続き同一条件を以って、さらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月1日

豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田稔彦 (印)

豊田市田代町8丁目10番地2

豊田市アーバングリーン協会

代表者 会長 板倉重治 (印)

(3 0) 災害時における応急対策業務に関する協定（豊田環境ビジョン協議会）
（道路維持課）

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が豊田環境ビジョン協議会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 豊田市(以下「甲」という。)は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により豊田環境ビジョン協議会(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第 3 条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

2 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の内容）

第 4 条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路、河川等における損壊箇所の応急措置、障害物の除去及び現地調査等(以下「本業務」という。)とする。

（業務実施区間）

第 5 条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの(以下「従事会員」という。)の業務実施区間は、豊田市全域とする。

2 前項の業務実施区間又は従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の提供）

第 6 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

（建設資機材等の報告）

第 7 条 乙は、あらかじめ従事会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに報告するものとする。

（出動の要請）

第 8 条 甲は乙に対し、第5条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、建設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

2 乙は、前項の甲による出動要請が不可能な場合は、状況に応じ、自主的に出動する。

（業務の実施）

第 9 条 乙は、前条に規定する出動要請があったときは、建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施するものとする。

2 従事会員は、出動要請があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

3 従事会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲

に報告しなければならない。

(業務の完了)

第10条 従事会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 従事会員の使用した建設資機材等に対する費用は、甲が負担する。

(請求)

第12条 従事会員は業務終了後、甲の認定を受けて別紙様式により当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(支払い)

第13条 甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事会員の損害補償)

第14条 甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第15条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、この都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第16条 この協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了1ヶ月前までに甲・乙何れからも書面による別段の意思表示の無き場合、本契約は引き続き同一条件を以って、さらに1年間の自動的延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年4月1日

豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長

太田稔彦

豊田市田代町8丁目16番2

豊田環境ビジョン協議会

会長 タカオカワークス有限公司 代表取締役 板倉武

(3 1) 災害応急対策実施のために使用される緊急通行車両の事前届出に関する協定

(株式会社NXワンビシアーカイズ名古屋支店)
(情報システム課)

豊田市 (以下「甲」という) と株式会社ワンビシアーカイズ (以下「乙」という) は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される緊急通行車両の事前届け出に関し、下記の通り協定する。

記

1 . 緊急通行車両の事前届け出の手続き

甲は、災害時において甲の輸送理由による緊急通行車両を確保するため、乙所有の専用車両を指定し、乙は、滋賀県公安委員会に事前の届け出をおこなうこと

2 . 緊急輸送する品目及び理由

品目：災害対策用バックアップ (磁気テープ) 等の記録媒体

理由：○災害対策として上記品目を乙の事業所施設に疎開保管するため、同社の専用車両による定期の輸送業務を委託契約していること
○災害発生時において、コンピュータによる情報処理の早急な復旧稼動のため緊急にデータの輸送を確保すること

3 . 出発地及び輸送先

出発地：滋賀県東近江市寺町 6 1 4 - 1

輸送先：甲の施設或いは指定先

4 . その他

本協定書は、輸送品目に関する甲・乙間の保管・集配契約締結期間を有効とする

令和元年 9 月 1 8 日

甲 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市
代表者 豊田市長 太田稔彦 (印)

乙 愛知県名古屋市東区東桜 1-3-10
(株) NX ワンビシアーカイズ 名古屋支店
支店長 森北 智幸 (印)

(3 2) 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定（中部電力株式会社）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が豊田市内で発生した場合、甲の所有する用地を、乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第 1 条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

	名 称	所 在 地
候補地 1	新生公園	豊田市新生町 2 丁目 1 1 番地 1
候補地 2	高岡公園	豊田市中田町川向 6 3 番地
候補地 3	柳川瀬公園	豊田市畝部東町柳川瀬 1 番地 1
候補地 4	緑の公園	豊田市市場町陣出 8 7 9 番地
候補地 5	足助グラウンド	豊田市足助町真弓 5 番地 1
候補地 6	下山運動場	豊田市大沼町船橋 2 8 番地 1
候補地 7	稲武夏焼グラウンド	豊田市夏焼町クルミサワ 1 3 1 番地

（災害復旧用オープンスペースの使用要請）

第 2 条 乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、前条に掲げる候補地から甲乙協議の上使用場所を選定し、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。ただし、候補地 1、候補地 2 及び候補地 3 については、いずれか 1 か所の要請とする。

2 甲は、前項の規定による使用要請があったときは、これに協力する。ただし、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続）

第 3 条 乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話、ファックス等をもって要請するものとし、甲の使用承認の後、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

2 乙は、前項の使用承認を受けたときは、速やかに、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の使用許可、都市公園法第 6 条第 1 項及び第 3 項に基づく都市公園の占用の許可等の手続を行う。

（原状復旧等）

第 4 条 乙は、甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

（用地の使用方法）

第 5 条 乙は、原則として災害復旧用オープンスペース内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用す

る。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

2 電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3 災害復旧用オープンスペース内の施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4 施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

（使用料）

第6条 甲は、乙が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合の使用料は、減免する。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦

乙 名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 水野 明久

(3 3) 災害時における応急対策業務に関する協定 (協働組合豊田土木建設協力会)

(道路維持課)

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が協同組合豊田土木建設協力会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 豊田市(以下「甲」という。)は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により協同組合豊田土木建設協力会(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第 2 条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

2 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の内容)

第 4 条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路、河川等における損壊箇所の応急措置及び障害物の除去及び現地調査等(以下「本業務」という。)とする。

(業務実施区間)

第 5 条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの(以下「従事会員」という。)の業務実施区間は、豊田市全域とする。

2 前項の業務実施区間又は従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 6 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

(建設資機材等の報告)

第 7 条 乙は、あらかじめ従事会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材等を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき～又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに報告するものとする。

(出勤の要請)

第 8 条 甲は乙に対し、第5条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、建設資機材等の出勤を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

2 乙は、前項の甲による出勤要請が不可能な場合は、状況に応じ、自主的に出勤するものとする。

(業務の実施)

第 9 条 乙は、前条に規定する出勤要請があったときは、建設資機材等を業務実施区間へ出勤させ、業務を実施させるものとする。

2 従事会員は、出勤要請があったときは、業務実施区間へ出勤し、業務を実施するものとする。

3 従事会員は、出勤後直ちに、現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を甲

に報告しなければならない。

(業務の完了)

第10条 従事会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 従事会員の使用した建設資機材等に対する費用は、甲が負担する。

(請求)

第12条 従事会員は業務の終了後、甲の認定を受けて別紙様式により当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(支払い)

第13条 甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事会員の損害補償)

第14条 甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第15条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、この都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第16条 この協定は、平成25年10月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年10月1日

豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田稔彦

豊田市保見町南山123番地5

協同組合 豊田土木建設協力会

理事長

呉山和博

(3 4) 災害時における支援協力に関する協定書 (トヨタ自動車株式会社)

(防災対策課)

豊田市 (以下「甲」という。) とトヨタ自動車株式会社 (以下「乙」という。) は、甲の目指す市民、事業者との共働による災害に強いまちづくりを実現し、また、地域の復旧を優先させる乙の基本方針の実効性を高めるために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、豊田市で大規模な災害が発生した場合に、甲が行う救援及び応急復旧活動に対する乙の支援協力に関し、平素からの連携を含め、基本的な事項を定めるものとする。

(支援協力の内容)

第 2 条 乙の支援協力の内容は、次のとおりとし、可能な範囲で対応するものとする。

- (1) 災害発生時の救援・救護活動
- (2) 大規模震災時における一時避難場所の提供
- (3) 指定避難場所用施設の提供
- (4) 食料、飲料水、生活物資等の提供
- (5) 甲が設置する救援物資等受入施設における荷役支援
- (6) 復旧工事等に必要な用地の提供
- (7) 地域復旧活動への参画

2 前項の支援を円滑に行うため甲及び乙は、災害関連情報の相互提供に努める。

(費用負担)

第 3 条 前条第 1 項各号に規定する支援協力に係る費用の負担については、それぞれについて、別に定めるものとする。

(平素からの連携)

第 4 条 甲及び乙は、災害時における連絡先や連絡方法など、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。

(効力)

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間の満了日までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解除)

第 6 条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれかが解除予定の日 1 か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(委任)

第 7 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に関し、疑義及び定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年10月30日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市

代表者 豊田市長 太 田 稔 彦

乙 豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社

専務役員 宮 崎 直 樹

(3 5) 災害時における被災要保護児童の受入れに関する協定 (社会福祉法人愛知玉葉会)

(子ども家庭課)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害 (以下「災害」という。) により被災した援護を要する児童 (以下「被災要保護児童」という。) が避難を余儀なくされた場合に、豊田市 (以下「甲」という。) が、社会福祉法人愛知玉葉会 (以下「乙」という。) に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「被災要保護児童」とは、満 2 歳から 1 8 歳に達する日以降の最初の 3 月 3 1 日までの間にある高校生であって、施設の入所基準に該当し、又は該当すると甲が認める者で、災害時に何らかの援護を求めるものをいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第 3 条 甲は、災害において被災要保護児童の受入れを乙に要請できるものとする。
2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第 4 条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

社会福祉法人愛知玉葉会 梅ヶ丘学園

(手続等)

第 5 条 甲は、第 3 条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 被災要保護児童の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 受入を要請する期間

(避難者の移送)

第 6 条 被災要保護児童の移送は、甲が行う。ただし、甲が乙に対し移送協力を要請した場合には、乙は甲に協力するよう努めるものとする。

(物資の調達)

第 7 条 被災要保護児童に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資は、乙が保有する物資を提供するものとする。乙は必要とする物資の提供について、甲に協力を要請することができる。

(経費の負担)

第 8 条 乙は、被災要保護児童が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第 9 条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第 10 条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じた時、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 26 年 1 月 27 日

(甲) 豊田市西町三丁目 60 番地

豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦

(乙) 豊田市梅坪町 5 の 3

社会福祉法人 愛知玉葉会

梅ヶ丘学園

園長 中屋 浩二

災害時における被災要保護児童の受入れに関する協定についての
解釈基準

条 項	解 釈 の 基 準
第 1 条第 1 項 (避難を余儀なく された場合)	・ 保護者が死亡、負傷等により自宅で監護養育できない場合 ・ その他これに準ずると認められる場合
第 3 条第 2 項 (できる限り受 託)	・ 入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。
第 5 条 (手続等)	・ 被災要保護児童に関する乙への情報提供は「被災要保護児童アセスメントシート」を使用する。 ・ 使用する期間は受入れ開始の日から 7 日以内とし、甲又は避難者の家族等でその後の居所の確保に努める。ただし、災害等の状況により、使用期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議するものとする。
第 8 条 (経費の負担)	・ 経費の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。
第 9 条 (受 入 れ 可 能 人 員、介 護 支 援 者 数、必要物資)	・ 受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・ 施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数） ・ 必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
第 9 条 (あ ら か じ め 協 議)	・ 別紙「受入れ可能人員等調査書」にて協議する。
第 10 条	・ 協定の解除・変更を希望する場合は有効期限の 1 ヶ月前までに行うものとする。
第 11 条 (協議)	・ 疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

(3 6) 災害時における民間住宅等の修繕及び応急修理等に関する協定書（豊田都市整備研究会）
（建築相談課）

豊田市（以下「甲」という。）と豊田都市整備研究会（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時に必要となる民間住宅修繕相談等に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の内容）

第 2 条 甲は、災害時における次の事項について乙に協力を要請する。

- （ 1 ）住宅の応急修理に係る相談及び技術支援、関係事業所の紹介に関すること。
- （ 2 ）住宅の修繕に係る相談及び技術支援、関係事業所の紹介に関すること。
- （ 3 ）前 2 号に掲げるもののほか、乙の業務であって協力可能なこと。

（協力要請の手続）

第 3 条 甲は、災害時に前条に規定する事項について協力要請する必要があると判断した場合は、乙に対して当該事項に係る協力の要請を行う。

- 2 前項の規定による要請は、要請内容等を明らかにした要請書を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日要請書を乙に提出するものとする。

（要請内容の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請内容について速やかに実施するとともに、その実施状況を甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるように相談会場の提供等必要な措置を講ずる。

（実施報告）

第 5 条 乙は、要請内容が完了したときは、その作業内容を記載した完了報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 要請内容に要した費用は乙の負担とする。ただし、甲の負担すべき協力内容が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日までとする。ただし、この期間満了日の1箇月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、同一内容で更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定書の解釈に疑義が生じたときは、法令に定めるもののほか、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年 3月30日

甲 豊田市西町三丁目60番地
豊田市長 鈴木 公 平

乙 豊田市八幡町三丁目21-1
豊田都市整備研究会
会 長 大 矢 伸 明

（３７）地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知建築士会）

（建築相談課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、地震災害が豊田市内において発生した場合に、乙の豊田支部の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第２条 甲が乙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次に掲げるとおりとする。

- （１）甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への、応急危険度判定士による安全確認支援
- （２）応急危険度判定における自動参集
- （３）建築物の復旧に関する相談業務支援

（応急対策活動業務の基準）

第３条 前条第１号の支援は愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱により登録された判定士が、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準に従って行う。

（協力の要請）

第４条 甲は、乙による第２条第１号及び第３号の支援が必要と認められるときは、乙の豊田支部に対し次に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

- （１）災害の状況及び協力を要請する事由
- （２）応急危険度判定士による安全確認支援及び建築物の復旧に関する相談業務支援の実施内容
- （３）前２号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２ 前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出する。

３ 乙の豊田支部は、第１項の規定による要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第５条 市内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、乙の豊田支部は、甲から第２条の規定による要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

(報告)

第6条 乙の豊田支部は、第2条第1号の支援に従事したときは、当該施設の避難場所運営班員及び施設管理者に対し判定内容を報告する。

(補償等)

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し、必要な補償を行うものとする。

(協定期間及び更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月19日

甲 豊田市西町3丁目60番地

豊田市長 太田 稔彦

乙 名古屋市中区栄4丁目3番26号

公益社団法人愛知建築士会

会長 佐藤 東亜男

(3 8) 地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書 (公益社団法人愛知県建築士事務所協会)

(建築相談課)

豊田市 (以下「甲」という。) と公益社団法人愛知県建築士事務所協会 (以下「乙」という。) は、地震災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、地震災害が豊田市内において発生した場合に、乙の豊田支部の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

(支援協力)

第 2 条 甲が乙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への、応急危険度判定士による安全確認支援
- (2) 応急危険度判定における自動参集
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務支援

(応急対策活動業務の基準)

第 3 条 前条第 1 号の支援は愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱により登録された判定士が、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準に従って行う。

(協力の要請)

第 4 条 甲は、乙による第 2 条第 1 号及び第 3 号の支援が必要と認められるときは、乙の豊田支部に対し次に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定士による安全確認支援及び建築物の復旧に関する相談業務支援の実施内容
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出する。

3 乙の豊田支部は、第 1 項の規定による要請を受けたときは、これに協力するものとする。

(協力要請の自動発動)

第 5 条 市内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、乙の豊田支部は、甲から第 2 条の規定による要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

(報告)

第6条 乙の豊田支部は、第2条第1号の支援に従事したときは、当該施設の避難場所運営班員及び施設管理者に対し判定内容を報告する。

(補償等)

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し、必要な補償を行うものとする。

(協定期間及び更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月19日

甲 豊田市西町3丁目60番地

豊田市長 太田 稔彦

乙 名古屋市中区栄4丁目3番地26号

公益社団法人愛知県建築士事務所協会

会長 朝岡 市郎

(3 9) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 ((株) ゼンリン)
(防災対策課)

豊田市 (以下「甲」という。) と株式会社ゼンリン (以下「乙」という。) とは、第 1 条第 1 号に定める災害時において、乙が第 2 条に定義される地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 本協定は、以下の各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 2 3 条の 2 に基づく災害対策本部 (以下「災害対策本部」という。) を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定 義)

第 2 条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、豊田市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、豊田市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第 3 条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書 (以下「要請書」という。) を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定する

ものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により本協定添付別紙1に定める住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

（1）災害対策本部設置期間中の閲覧

（2）災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙2のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第 8 条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 2 6 年 7 月 3 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦

乙 名古屋市熱田区沢上 2 丁目 1 番 3 2 号
株式会社ゼンリン中部エリア統括部

統括部長 荒木 康博

(4 0) 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

(防災対策課)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(協定当事者)

第 2 条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

(協力事項の発動)

第 3 条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 2 条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第 2 条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第 4 条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 7 0 条第 1 項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第 5 条 乙は、第 3 条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第 6 条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第 7 条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。
この協定を証するため本書 40 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成 26 年 7 月 22 日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市
愛西市長 日永 貴章

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
阿久比町
阿久比町長 竹内 啓二

愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1
あま市
あま市長 村上 浩司

愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
一宮市
一宮市長 谷 一夫

愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市
稲沢市長 大野 紀明

愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市
犬山市長 田中 志典

愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市
岩倉市長 片岡 恵一

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地

大口町

大口町長 鈴木 雅博

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

大治町

大治町長 村上 昌生

愛知県大府市中央町五丁目70番地

大府市

大府市長 久野 孝保

愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市

尾張旭市長 水野 義則

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市

春日井市長 伊藤 太

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

蟹江町長 横江 淳一

愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市

刈谷市長 竹中 良則

愛知県北名古屋市西之保清水田15番地

北名古屋市

北名古屋市長 長瀬 保

愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市

清須市長 加藤 静治

愛知県江南市赤童子町大堀 9 0 番地

江南市

江南市長 堀 元

愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地

小牧市

小牧市長 山下 史守朗

愛知県瀬戸市追分町 6 4 番地の 1

瀬戸市

瀬戸市長 増岡 錦也

愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地

武豊町

武豊町長 粕山 芳輝

愛知県知多市緑町 1 番地

知多市

知多市長 宮島 壽男

愛知県津島市立込町二丁目 2 1 番地

津島市

津島市長 日比 一昭

愛知県東海市中央町一丁目 1 番地

東海市

東海市長 鈴木 淳雄

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

東郷町

東郷町長 川瀬 雅喜

愛知県常滑市新開町4丁目1番地
常滑市
常滑市長 片岡 憲彦

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地
飛島村
飛島村長 久野 時男

愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市
豊明市長 石川 英明

愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市
豊田市長 太田 稔彦

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地
豊山町
豊山町長 鈴木 幸育

愛知県長久手市岩作城の内60番地1
長久手市
長久手市長 榆田 一平

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
名古屋市長 河村 たかし

愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市
日進市長 萩野 幸三

愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市

半田市長 榊原 純夫

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 2 0 番地

東浦町

東浦町長 神谷 明彦

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 3 3 0 番地

扶桑町

扶桑町長 江戸 満

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 1 8 番地

南知多町

南知多町長 石黒 和彦

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 1 0 6 番地

美浜町

美浜町長 山下 治夫

愛知県みよし市三好町小坂 5 0 番地

みよし市

みよし市長 小野田 賢治

愛知県弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5 番地

弥富市

弥富市長 服部 彰文

乙 愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 2 5 番地の 1

生協法人 生活協同組合コープあいち

理事長 夏目 有人

（４１）防疫活動等に関する協定書（公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）

（感染症予防課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、防疫活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、豊田市内において地震、風水害等が発生した場合における感染症の発生及びまん延を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動及び平時における防疫活動に必要な知識（以下「防疫知識」という。）の向上のための普及啓発活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（防疫活動の内容）

第２条 甲が乙に協力を要請する防疫活動は、次に掲げる活動とする。

- （１）地震、風水害等の発生時における消毒活動
- （２）地震、風水害等の発生時におけるねずみ及び衛生害虫の駆除活動
- （３）前２号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

（要請）

第３条 甲は、地震、風水害等が発生し、甲のみでは被災地等における防疫措置を十分に実施することが困難であると認めた場合には、乙に対し、前条各号に規定する防疫活動への協力を要請することができる。

２ 甲は、防疫活動への協力を要請するときは、防疫活動協力要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

３ 乙は、第１項の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労務の提供（以下「薬剤、労務等」という。）を可能な限り行うものとする。

（防疫活動の実施）

第４条 乙は、前条第１項の要請を受けたときは、要請された防疫活動の実施場所に直ちに出勤し、甲の指示により防疫活動を実施するものとする。

２ 前項の場合において、乙は、防疫活動の実施場所に甲の職員が同行できないときは、甲からの要請に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第５条 乙は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第６条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等に係る費用は、甲の負担とする。

２ 前項の費用は、地震、風水害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第7条 甲は、第5条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、防疫活動の実施に当たり、豊田市個人情報保護条例（平成15年条例第33号）第10条第2項第1号又は第5号の規定により甲から提供を受けた個人情報を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

(平時からの連携)

第9条 甲及び乙は、地震、風水害等の発生時における連絡先や連絡方法を確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

2 乙は、甲から依頼があった場合には、甲が実施する防疫知識の向上のための普及啓発活動に協力し、及び必要かつ技術的な防疫知識の提供を行うものとする。

3 前項に係る費用は、甲の負担とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙いずれから異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦

乙 名古屋市中村区亀島2丁目1番1号
公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
代表理事 川瀬 充

様式第 1 号

年 月 日

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会代表理事 様

豊田市長 印

防疫活動協力要請書

防疫活動等に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害発生状況等

(1) 日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分

(2) 発生場所 豊田市

(3) 災害状況

2 要請日時

3 要請場所

4 要請内容

5 備考

様式第 2 号

年 月 日

豊田市長 様

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
代表理事 印

防疫活動実施報告書

防疫活動等に関する協定書第 5 条の規定に基づき、次のとおり防疫活動を実施しましたので報告します。

1 活動日時

年	月	日 ()	午前・午後	時	分から
年	月	日 ()	午前・午後	時	分まで

2 活動場所

3 活動内容

4 薬剤、労務等

5 備考

(4 2) 災害時における応急対策業務に関する協定（豊田広域測量設計研究会）
（土木管理課）

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、豊田市地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、豊田市が豊田広域測量設計研究会に対し、災害応急業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 豊田市（以下「甲」という。）は、災害が発生し、豊田市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により豊田広域測量設計研究会（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第 3 条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、業務内容、日時場所を指定して測量及び設計労力等（以下「測量設計等」という。）の提供を求めるものとする。
2 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の内容）

第 4 条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路、河川等における緊急を要する損壊箇所の応急処置に向けた測量設計業務作業等（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第 5 条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「従事会員」という。）の業務実施区間は、豊田市全域とする。
2 前項の業務実施区間又は従事会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（測量設計等の提供）

第 6 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由が無い限り、甲に対し本業務を提供するものとする。

（出動の要請）

第 7 条 甲は乙に対し、第 5 条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、本業務の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

（業務の実施）

第 8 条 乙は、前条に規定する出動要請があったときは、従事会員を業務実施区間へ出動させ、本業務を実施させるものとする。
2 従事会員は、出動要請があったときは、業務実施区間へ出動し、本業務を実施するものとする。
3 従事会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び測量設計工程等を甲に報告しなければならない。

（業務の完了）

第 9 条 従事会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 10 条 従事会員の実施した測量設計等に対する費用は、甲が負担する。

（請求）

第 11 条 従事会員は業務の終了後、甲の確認を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（支払い）

第 12 条 甲は、前条の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事会員の損害補償）

第 13 条 甲は、従事会員が本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第 14 条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第 15 条 この協定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 1 日

豊田市西町 3 丁目 60 番地

豊 田 市

代 表 者 豊田市長 太 田 稔 彦

豊田市土橋町 5 丁目 9 番地 3

豊田広域測量設計研究会

代 表 者 会 長 西 尾 榮 司

(4 3) 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書

(土木管理課)

豊田市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、豊田市の防災計画に基づき、豊田市地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応急対策等の内容)

第 3 条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 豊田市の管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 豊田市の管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における豊田市の管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

(協力要請の方法)

第 4 条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(協力)

第 5 条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という）の社員を動員するものとする。

(業務の完了)

第 6 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告し成果品を提出するものとする。

(費用の負担)

第 7 条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（名簿等の提出）

第 8 条 乙は、毎年 1 回次の書類を甲に提出するものとする。

- （1） 応急対策業務に関する乙の組織図
- （2） 応急対策業務に関する連絡担当者
- （3） 応急対策業務に従事できる社員名簿
- （4） その他、必要と認められる事項

（資料の交換及び協議）

第 9 条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- （1） 地域防災計画
- （2） 公共施設等の筆界管理に関する情報
- （3） その他、必要な事項

（従事社員の災害補償）

第 10 条 甲は、乙又は丙の社員が応急対策業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき、これを補償する。

（その他）

第 11 条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第 12 条 この協定は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 6 月 1 日

甲 豊田市西町三丁目 60 番地
豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦

乙 名古屋市中区新栄二丁目 2 番 1 号
公益社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 伊藤 秀樹

(4 4) 災害時における避難者等の受入れに関する協定 ((株) 善都)
(防災対策課)

豊田市 (以下「甲」という。) と株式会社善都 (以下「乙」という。) は、甲の
目指す市民、事業者との共働による災害に強いまちづくりを実現するために、大規
模災害時の避難者等の受入れについて次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、豊田市で大規模災害が発生した場合に、避難者等の一時避難
場所として乙が所有する店舗を使用すること等について、平素からの連携を含め、
基本的な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第 2 条 この協定の対象とする大規模災害とは、多数の火災又は救急救助事故が発
生する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模地震災害
- (2) 大規模風水害
- (3) その他前各号に準ずる大規模な災害

(支援協力の内容)

第 3 条 乙の支援協力の内容は、次のとおりとし、可能な範囲で対応するものとし
る。

- (1) 一時避難場所としての施設及び敷地の提供
- (2) 食料、飲料水、生活物資等の提供
- (3) 自動体外式除細動器 (A E D) の提供及び救命活動の協力

2 一時避難場所として使用する施設は、次に掲げる店舗とする。

店舗名	所在地
Z E N T 豊田本店	豊田市若林西町北長根 1 3 - 1 2
Z E N T 小坂店	豊田市小坂本町 4 - 7 - 1 2
Z E N T 梅坪店	豊田市東梅坪町 1 - 1 1 - 1
Z E N T 吉原店	豊田市吉原町平池 1 5 0
Z E N T 大清水店	豊田市大清水町 4 1 - 2
Z E N T 下市場店	豊田市下市場町 7 - 1 2 - 1
Z E N T 若林店	豊田市若林東町雁股 5 - 1
Z E N T 田中店	豊田市田中町 5 - 3 9 - 2 0

(支援の実施)

第 4 条 支援協力は、乙の自衛消防活動又は他の応援協定に基づく応援活動その他
事業所運営を阻害しない範囲において行うものとする。

2 支援協力の対象範囲、開始時期及び使用施設は、乙の判断により決定するもの
とする。

(資機材の準備)

第 5 条 乙は支援協力に必要な資機材の充実に努めるものとする。

（経費の負担）

第 6 条 乙が支援協力の実施に伴い要した経費は、乙の負担とする。ただし、甲の要請により乙が提供した物資に要した経費については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（平素からの連携）

第 7 条 甲及び乙は、災害時における連絡先や連絡方法など、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。

（地域との連携）

第 8 条 乙は避難者を円滑に受け入れる為、自治区、自主防災会などの地域活動への協力を努めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了日の 2 か月前までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 1 0 条 この協定に関し、疑義及び定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、令和 2 年 3 月 3 日から効力を生じるものとする。
- 2 平成 2 7 年 3 月 3 日に締結した「災害時における避難者等の受入れに関する協定」は令和 2 年 3 月 3 日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 2 年 3 月 3 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市
代表者 豊田市長 太 田 稔 彦

乙 豊田市若宮町 7 丁目 1 番地 1 1
株式会社善都
代表取締役社長 都 筑 善 雄

(4 5) 災害に係る情報発信等に関する協定

(ヤフー (株))

(防災対策課)

豊田市 (以下、「甲」という。) とヤフー株式会社 (以下、「乙」という。) は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定は、甲内の暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高波、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象に備え、甲が地域住民及び当該地域の来訪者、滞在者などに対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

(実施内容)

第 2 条 この協定により、次に掲げるものを実施するものとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 甲が指定する避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 甲が発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 この協定により、次に掲げるもののうちから、甲乙両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものについて実施するものとする。

(1) 甲が、災害発生時における被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(2) 甲が、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ (以下「災害ブログ」という。) にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

(4) 甲が、避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

3 甲及び乙は、前 2 項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 同条第 1 項及び第 2 項に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費 用)

第 3 条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 この協定締結の事実及び内容を公表する場合、その時期、方法および内容について、で別途協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1か月前までに甲乙いずれからもこの協定の延長に対して書面による異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙は、誠実に協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年 4月 1日

甲 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市
豊田市長 太田 稔彦

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

(4 6) 衣浦豊田道路における消防活動に関する覚書 (愛知県道路公社)

(警防救急課)

豊田市消防本部 (以下「甲」という。) 及び愛知県道路公社 (以下「乙」という。) は、乙が管理する衣浦豊田道路 (以下「本件道路」という。) における消防活動について、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第 1 条 この覚書は、本件道路における火災等の災害若しくは救急業務を必要とする事故 (以下「災害等」という。) の発生を防止し、又は災害等による被害の軽減を図るため、甲及び乙が緊密な協力を行い、円滑かつ効果的な消防活動 (その訓練を含む。以下同じ。) を行うことを目的とする。

(乙があらかじめ講ずる措置)

第 2 条 乙は、次に掲げる措置をあらかじめ講ずることにより、前条の目的を達成するよう努めるものとする。

(1) 乾燥砂、漏油処理剤等の備蓄及び散布体制の整備

(2) 距離標の設置

(災害等の通報)

第 3 条 乙は、本件道路において災害等 (火災発生のおそれがない漏油事故その他の軽微な事故等を除く。) が発生したときは、次に掲げる事項を直ちに甲に通報するものとする。

(1) 災害等が発生した場所及び時刻

(2) 災害等の種類及び規模

(3) 乙が既に講じた措置 (前条に規定するものを除く。) の内容

(4) 前三号に掲げるもののほか、甲が消防活動を行うために必要な事項

(通行の協力)

第 4 条 乙は、甲が消防活動のために出動し、又は調査を実施するために本件道路を通行しようとするときは、これに協力するものとする。

(災害等での活動の分担)

第 5 条 消火、救助又は救急搬送を必要とする災害等 (火災発生のおそれがある漏油事故等を含む。) が発生したときは、原則として、甲が消防活動を行い、乙が交通事故その他の二次的災害の防止に努めるものとする。

2 前項に規定する災害等以外の災害等が発生したときは、原則として、乙が必要な活動を行うものとする。ただし、甲は、必要と認めるときは、出動するものとする。

(連絡調整)

第 6 条 甲及び乙は、必要に応じて会議を開催し、連絡調整を行うものとする。

(協議)

第 7 条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

甲 豊田市長興寺 5 丁目 1 7 番 1
豊田市消防本部
消防長 大 内 茂 樹

乙 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号
愛知県道路公社
理事長 川 崎 昭 弘

(４７) 猿投グリーンロードにおける消防活動に関する覚書（愛知県道路公社）
（警防救急課）

豊田市消防本部（以下「甲」という。）及び愛知県道路公社（以下「乙」という。）は、乙が管理する猿投グリーンロード（以下「本件道路」という。）における消防活動について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第１条 この覚書は、本件道路における火災等の災害若しくは救急業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）の発生を防止し、又は災害等による被害の軽減を図るため、甲及び乙が緊密な協力を行い、円滑かつ効果的な消防活動（その訓練を含む。以下同じ。）を行うことを目的とする。

（乙があらかじめ講ずる措置）

第２条 乙は、次に掲げる措置をあらかじめ講ずることにより、前条の目的を達成するよう努めるものとする。

（１） 乾燥砂、漏油処理剤等の備蓄及び散布体制の整備

（２） 距離標の設置

（災害等の通報）

第３条 乙は、本件道路において災害等（火災発生のおそれがない漏油事故その他の軽微な事故等を除く。）が発生したときは、次に掲げる事項を直ちに甲に通報するものとする。

（１） 災害等が発生した場所及び時刻

（２） 災害等の種類及び規模

（３） 乙が既に講じた措置（前条に規定するものを除く。）の内容

（４） 前三号に掲げるもののほか、甲が消防活動を行うために必要な事項

（通行の協力）

第４条 乙は、甲が消防活動のために出動し、又は調査を実施するために本件道路を通行しようとするときは、これに協力するものとする。

（災害等での活動の分担）

第５条 消火、救助又は救急搬送を必要とする災害等（火災発生のおそれがある漏油事故等を含む。）が発生したときは、原則として、甲が消防活動を行い、乙が交通事故その他の二次的災害の防止に努めるものとする。

２ 前項に規定する災害等以外の災害等が発生したときは、原則として、乙が必要な活動を行うものとする。ただし、甲は、必要と認めるときは、出動するものとする。

（連絡調整）

第６条 甲及び乙は、必要に応じて会議を開催し、連絡調整を行うものとする。

（協議）

第７条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

平成２８年３月２５日

甲 豊田市長興寺 5 丁目 1 7 番 1
豊田市消防本部
消防長 大 内 茂 樹

乙 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号
愛知県道路公社
理事長 川 崎 昭 弘

(4 8) 災害時における環境調査に関する協定書 ((一 社) 愛知県環境測定分析協会)

(環境保全課)

豊田市 (以下「甲」という。) と一般社団法人愛知県環境測定分析協会 (以下「乙」という。) とは、災害時における環境調査に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、災害時において化学物質等が環境中へ漏えいしたことなどにより必要となった環境調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある物質、その他甲が必要があると認めるものとする。

(要 請)

第 3 条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第 1 号により文書で行う。ただし、文書で要請する時間的余裕がないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第 4 条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 化学物質等の試料の採取
- (2) 化学物質等の測定及び分析
- (3) 調査地点周辺状況の記録
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

(業務の実施)

第 5 条 乙は、第 3 条の規定により要請を受けたときは、乙に所属する会員 (以下「会員」という。) に対して、甲が必要とする業務を優先的に実施させるものとする。

2 会員は、業務の実施にあたり、身体に危険が生じると判断した場合は、速やかに当該業務の実施を中止し、乙へ連絡し、乙はその旨を甲へ報告する。

(測定結果の報告)

第 6 条 前条の業務を実施した会員は、第 4 条第 2 号及び第 3 号に規定する測定等の結果について、速やかに甲へ報告する。

(業務実施報告)

第 7 条 乙は、第 5 条に規定する業務を終了したときは、速やかに様式第 2 号により業務実施報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 5 条の規定により会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

（協力体制）

第 9 条 乙は、甲に円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第 1 0 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

（有効期間）

第 1 1 条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成 2 8 年 5 月 3 0 日

甲 豊田市西町三丁目 6 0 番地
豊田市
代表者 豊田市長 太 田 稔 彦

乙 名古屋市中区金山一丁目 2 番 4 号
一般社団法人愛知県環境測定分析協会
代表理事 河 野 達 郎

災害時における環境調査の協力要請書

一般社団法人愛知県環境測定分析協会

代表理事 氏 名 様

豊田市長 氏 名

災害時における環境調査に関する協定書第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

なお、業務の実施報告を別紙様式第 2 号により報告願います。

記

災害の状況及び協力を要請する事由	
調査地点	
調査対象とする化学物質等及び調査内容	
調査期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他参考となる事項	

担 当 環境部 環境保全課
電 話
F A X
E-mail

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

災害時における環境調査業務実績報告書

豊田市長 氏 名 様

一般社団法人愛知県環境測定分析協会

代表理事 氏 名

災害時における環境調査に関する協定書第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

調査地点	
調査実施者名 及び調査実績 (分析項目検体数)	別紙のとおり
調査期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他参考 となる事項	
連絡先	

（４９）防災・減災に関する協定書

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と〇〇大学（所在地：〇〇〇〇（以下「乙」という。））は、平成２５年３月２９日に締結した包括連携に関する協定に基づき、甲が目指す共働による災害に強いまちづくりを実現するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、大規模な災害等を想定し、甲及び乙が連携して災害に強いまちづくりを進めるとともに、発災時には相互に協力し市民・学生の生命を守るために必要な事項を定めるものとする。

（連携・協力の内容）

第２条 甲及び乙は平時から、相互に協力し防災・減災力向上に関する連携を図るものとする。

２ 発災時における乙の協力内容は次のとおりとし、可能な範囲で対応するものとする。

（１）避難者、要配慮者及び帰宅困難者の受入れに関すること。

（２）支援物資等の受入れに関すること。

（３）災害ボランティアの滞在場所の提供に関すること。

（４）バス等車両の提供に関すること。

（５）その他、災害対応上必要な内容に関すること。

３ 乙は協力可能な施設について、毎年度４月末までに利用可能施設報告書（様式第１号）により、甲に報告するものとする。

（協力要請の手続）

第３条 甲は乙に前条に関する協力を要請しようとする際は、第６条に定める連絡担当部局に対して、電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第４条 協力を要請された乙は、大学の運営に支障がない限り、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（費用負担）

第５条 乙は、第２条に規定する防災に関する協力をに係る費用の負担については、乙の負担とする。ただし、甲の要請により乙が提供した物資に要した経費については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（連絡担当部局）

第６条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとし、毎年度４月末までに連絡責任者報告書（様式２号）を相互に提出するものとする。

（地域との連携）

第 7 条 乙は避難者等を円滑に受け入れるため、自治区、自主防災会などの地域活動への協力を努めるものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の 1 月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない限り、本協定はさらに 1 年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第 9 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 8 年 9 月 1 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市
代表者 豊田市長 太 田 稔 彦

乙 ○○市○○町○○○
○○大学
代表者 ○○○ ○ ○ ○ ○

締結先

大学等名	代表者名	所在地
愛知学泉大学	学校法人安城学園 理事長 寺部 暁	安城市小堤町 4 番 2 5 号
愛知工業大学	学校法人名古屋電気学園 愛知工業大学 学長 後藤 泰之	豊田市八草八千草 1 2 4 7
中京大学	学校法人梅村学園 中京大学 学長 安村 仁志	名古屋市昭和区八事本町 1 0 1 - 2
日本赤十字豊田看護大学	学校法人日本赤十字学園 日本赤十字豊田看護大学 学長 鎌倉 やよい	豊田市白山町七曲 1 2 番 3 3
豊田工業高等専門学校	独立行政法人国立高等専門学校機構 豊田工業高等専門学校 校長 高井 吉明	豊田市栄生町 2 丁目 1 番地

年 月 日

豊田市長 様

〇〇大学
代表者 〇〇〇〇

利用可能施設報告書

災害時における防災に関する協定書第 2 条の 3 項に基づき、次のとおり報告します。

施設名称	面積（㎡）	備考

【担当】
部署名：
担当者：
電 話：
F A X：
E - mail：

年 月 日

豊田市長 様

〇〇大学
代表者 〇〇〇〇

連絡責任者報告書

災害時における防災に関する協定書第 6 条に基づき、次のとおり報告します。

責任者	氏名		所属	
	連絡先	電 話 : F A X : E -mail :		
副責任者	氏名		所属	
	連絡先	電 話 : F A X : E -mail :		

年 月 日

〇〇大学 様

豊田市長
（公印省略）

連絡責任者報告書

災害時における防災に関する協定書第 6 条に基づき、次のとおり報告します。

責任者	氏名		所属	
	連絡先	電 話 : F A X : E -mail :		
副責任者	氏名		所属	
	連絡先	電 話 : F A X : E -mail :		

（５０）災害時の物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸（株））

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と、ヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）や物資拠点の運営等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で、対応するように努めるものとする。

- （１） 甲が管理する備蓄品等の豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への配送
- （２） 支援物資等について甲が管理する物資集積所等から豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への配送
- （３） 甲の管理する支援物資集積拠点の運営管理（物資の受入、保管、在庫管理 等）
- （４） 乙の管理する物資拠点の支援物資集積拠点としての提供
- （５） 乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- （６） 前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力に可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）

- 第4条 甲が第 2 条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、
文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

- （１）輸送費用については、実勢相場相当
- （２）資機材の使用料については、時価相場相当
- （３）荷役作業の人件費については、日当費

（費用の支払）

第6条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（平素からの連携）

第7条 甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（委任）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年 9月 8日

甲 豊田市西町3丁目60番地

豊 田 市

市 長 太 田 稔 彦

乙 愛知県豊田市生駒町切戸21番地1

ヤマト運輸株式会社 三河主管支店

主管支店長 山 口 泰 博

(5 1) 災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定（豊田環境事業協同組合）

（清掃業務課）

豊田市（以下「甲」という。）と豊田環境事業協同組合（以下「乙 1」という。）、株式会社東海環境衛生社愛知営業所（以下「乙 2」という。）（以下乙 1 及び乙 2 を「乙」と総称する。）は、地震、風水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、豊田市内において、災害時における生活環境の保全を図るためのし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うことについて、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ）大規模災害 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- （ 2 ）し尿等の収集運搬 災害時において処理する必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水の収集運搬をいう。

（協力事項の発動）

第 3 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し協力要請を行った時をもって発動する。

（連絡責任者）

第 4 条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため連絡責任者を定め、これを相互に通知するものとする。

（協力要請）

- 第 5 条 甲は、災害時に、乙に対し協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、可能な範囲において協力を行うものとする。
 - 3 甲が乙に対して行う協力要請は、災害時における協力要請書（様式第 1 号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。
 - （ 1 ）被害の状況
 - （ 2 ）要請業務の内容
 - ア 収集運搬場所（区域を含む。）、災害用便槽数及び仮設トイレ数
 - イ 収集運搬に必要な車両台数

ウ 収集期間等

(3) その他必要な事項

(情報提供等)

第6条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑なし尿等の収集運搬のため、協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、し尿等の収集運搬が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。

4 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(し尿等の収集運搬の実施)

第7条 乙は、第5条第1項の協力要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、当該要請に係るし尿等の収集運搬を可能な限り優先的に実施するものとする。

2 乙は、前項の規定によりし尿等の収集運搬を実施したときは、災害時における協力実績報告書（様式第2号）により、次の事項を甲に報告するものとする。

(1) し尿等の収集運搬を実施した場所

(2) し尿等の収集運搬量

(3) し尿等の収集運搬に従事した要員、車両、資機材等

(4) し尿等の収集運搬に従事した期間

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 前条の規定により乙が実施したし尿等の収集運搬にかかる費用は、緊急性を鑑み、発災後一定期間は無償で行うものとし、甲に応援協力を要する費用負担を求めないものとする。ただし、発災後一定期間を超えて実施したし尿等の収集運搬にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項ただし書に規定する費用は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬にかかる適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 前条第1項ただし書の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を請求者に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

(災害補償等)

第10条 この協定に基づいてし尿等の収集運搬の業務に従事した乙の職員が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、当該業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、甲乙が協議し、定めるものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書 3 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 9 年 1 月 1 7 日

(甲) 愛知県豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市
代表者 豊田市長 太 田 稔 彦

(乙 1) 愛知県豊田市元城町 1 丁目 6 1 番地
豊田環境事業協同組合
代表理事 杉 本 芳 政

(乙 1) である豊田環境事業協同組合の関係組合員

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員 トヨタ衛生保繕株式会社
代表取締役 杉本 芳政

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員 有限会社猿投衛生社
代表取締役 辰巳 健

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者

組合員 株式会社豊環
代表取締役 杉本 忠行

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員 東邦清掃株式会社
代表取締役 田中 健二

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
組合員 有限会社ヤハギエコノス
代表取締役 林 敬之

浄化槽清掃業者
組合員 浄化槽管理センター株式会社
代表取締役 井上 君子

し尿収集業者及び浄化槽清掃業者
(乙2) 愛知県北設楽郡設楽町清崎字町浦3-10
株式会社東海環境衛生社愛知営業所
代表取締役 岡本 眞由美

災害時における協力要請書

年 月 日

様

協力要請者 豊田市長

年 月 日の大規模災害により被害が発生したので、下記のとおり協力
要請します。

記

1 被害の状況

2 要請業務の内容

（１）収集運搬場所	
（２）災害用便槽数	
（３）仮設トイレ数	
（４）必要車両台数	
（５）収集期間等	

3 その他必要な事項

※災害時における協力実績報告書（様式第 2 号）提出時には、収集量明細、写真、
従事した要員者名等、収集運搬状況が把握できるもの添付してください。
様式第 2 号（第 7 条関係）

災害時における協力実績報告書

年 月 日

豊田市長 様

住 所
名 称
代表者

年 月 日付けで豊田市から協力要請があったこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 実施内容等

(1) し尿等の収集 運搬を実施した 場所	
(2) し尿等の収集 運搬量	
(3) 従事した要員 数	
(4) 使用車両台数 及び資機材等	
(5) 従事した期間	

2 その他必要な事項

※添付書類等

- 1 収集量明細、写真、従事した要員者名等、収集運搬状況が把握できるもの
- 2 その他

(5 2) 災害時における帰宅困難者の受入に関する協定

(防災対策課)

豊田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（団体名）（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の発生時に、豊田市駅・新豊田駅周辺において公共交通機関が運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合（以下「災害時」という。）における帰宅困難者の受入に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時において、相互に協力し帰宅困難者の受入を行うため、乙が所有する下記の施設（以下「本施設」という。）の一部を帰宅困難者が一時的に滞在する場所（以下「一時滞在場所」という。）として提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

名 称 〇〇〇〇（施設名）

所 在 地 豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地

(使用範囲)

第 2 条 本施設における一時滞在場所については、次のとおりとする。

提供場所 〇〇〇〇（場所名）（〇階・〇〇〇.〇㎡・〇〇人収容）

〇〇〇〇（場所名）（〇階・〇〇〇.〇㎡・〇〇人収容）

2 甲は乙の合意に基づき、本施設における一時滞在場所の名称や所在地を、あらかじめ公表するものとする。

(協力の内容等)

第 3 条 第 1 条に定める帰宅困難者に対する甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

(1) 甲は、災害時に帰宅困難者が発生し、又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに乙に連絡し、本施設の一時的滞在場所の全部又は一部に帰宅困難者の受入を要請するとともに情報の共有化に努めること。

(2) 乙は、本施設において、帰宅困難者の災害時における一時滞在場所を可能な範囲で提供すること。また、本施設周辺の浸水により、緊急的な避難が必要になるときは、浸水想定を考慮し、高層階等浸水の恐れのない場所を可能な範囲で提供すること。

(3) 乙は、帰宅困難者に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。

(4) 乙は帰宅困難者に対し、必要に応じて備蓄品（飲料水、食料、トイレ、毛布等）を可能な範囲で提供すること。また、備蓄品の提供に伴うごみ処理等の衛生管理を行うこと。

2 備蓄品の備蓄、供給方法等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 第 1 項第 2 号に基づく一時滞在場所の提供期間は、原則として発災後 7 2 時間を上限とする。ただし、相当の事由が発生したときは、甲乙協議の上、これを変更できるものとする。

4 乙は、第 1 項に定めのない事項であっても、甲が行う災害対策上必要とする事項に対し可能な限り協力するものとする。

(協力の要請)

第 4 条 前条第 1 項の規定に関する協力の要請は、甲から乙に対し行うものとする。

2 乙は、前条第 1 項の規定に関する協力の要請に応じられない事由があるときは、

その旨を甲に連絡するものとする。

- 3 乙は、前条第1項の規定に関する協力の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者の受入を行うことができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

（一時滞在場所の運営）

第5条 乙は、災害時において、帰宅困難者の受入に必要な措置を講じるものとする。

- 2 一時滞在場所の運営は、原則、乙が行うものとする。

- 3 甲は、必要に応じて、乙が行う一時滞在場所の運営への協力に努めるものとする。

- 4 乙の一時滞在場所の運営については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」を基準とする。

（一時滞在場所の閉鎖）

第6条 乙は、一時滞在場所を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- 2 甲は、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在場所の必要がなくなったと判断した場合、又は乙と協議の上、乙の本施設における一時滞在場所の安全確保等が困難と判断した場合、その旨を乙に対して連絡するものとする。

- 3 乙は、前項の連絡を受けたとき又は第3条第3項の期間が経過したときは、一時滞在場所を閉鎖する旨を宣言し、これを閉鎖するものとする。

- 4 甲及び乙は、前項の宣言時に、遠距離などの理由により帰宅できない帰宅困難者がいるときは、この者を甲があらかじめ指定している緊急避難場所等へ誘導するものとする。

（連絡担当等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について、別途定めておくものとする。

（平時からの連携）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平時から必要に応じて災害対応等に係る情報の交換、訓練等を行い、連携を深めるものとする。

（費用負担）

第9条 乙は第3条に基づき実施した帰宅困難者の受入に要した費用について、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の費用について、甲が負担することを原則として、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、この協定に基づき、本施設を一時滞在場所として利用した結果、施設、設備又は備品の一部若しくは全部に損傷、棄損又は汚損が生じた場合又は受入れた帰宅困難者に損害が生じた場合は、乙又は受入れた帰宅困難者にその損害の発生原因について故意又は重過失が無い限り、甲の費用負担により補償するものとする。

（定期的な訓練）

第11条 乙は、一時滞在場所の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）

第12条 甲は、乙が一時滞在場所への帰宅困難者の受入れのため、平時から、物

資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するように努めるものとする。

(有効期限と見直し)

第 1 3 条 この協定の有効期限は協定締結の日から 5 年を経過する日までとする。
ただし、有効期限の 2 か月前までに甲乙いずれからもこの協定の廃止又は見直し等の意思表示が無い場合には、引き続き 5 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(期間内解約)

第 1 4 条 甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、2 か月前までに相手方に通知することによってこの協定を終了させることができる。

(協議)

第 1 5 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自 1 通保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市
代表者 豊田市長

乙 豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地
〇〇〇〇 (団体名)
代表者 〇〇〇〇 (肩書)

締結先

団体名	代表者名	所在地	締結日
豊田参合館管理協議会	渡邊眞宏始め 1 5 名 代表者 渡邊 眞宏	豊田市西町 1 丁目 2 0 0 番地	平成 29 年 3 月 13 日
コモスクエア・ウェスト管理組合	理事長 板倉 猛	豊田市喜多町 2 丁目 1 6 0 番地	平成 29 年 3 月 13 日
株式会社ホテル豊田キャッスル	代表取締役社長 新井 利和	豊田市喜多町 2 丁目 1 6 0 番地	平成 29 年 3 月 13 日
株式会社名鉄トヨタホテル	代表取締役社長 大西 哲郎	豊田市喜多町 1 丁目 1 4 0 番地	平成 29 年 3 月 13 日
豊田まちづくり株式会社	代表者 代表取締役 河木 照雄	豊田市若宮町 1 丁目 5 7 番地 1	平成 29 年 3 月 13 日
KiTARA 施設棟管理組合	理事長 伊藤 発次	豊田市喜多町 2 丁目 1 7 0 番地	平成 30 年 3 月 13 日
豊田喜多町開発株式会社	代表取締役 河木 照雄	豊田市喜多町 2 丁目 1 7 0 番地	平成 30 年 3 月 13 日

（５３）災害時における電気施設の応急復旧に関する協定書（豊田電気工事協同組合）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と豊田電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における公共施設等の電気設備（以下「電気設備」という。）の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害の発生時における公共施設等の電気設備を早急に回復するため、甲の要請により乙が甲に協力して実施する公共施設等の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条 電気設備とは、受変電設備（変台キュービクル等）、構内配電幹線、分電盤、建物電灯照明設備、屋外電灯照明設備、給排水設備電源配線（動力）、給排気設備電源配線（動力）及びその他付帯設備電源配線をいう。

（応急復旧業者名簿の提供）

第３条 乙は、応急復旧に係る業務担当者名簿及び乙に加盟する会員（応急復旧を行うことができる者に限る。）の名簿を毎年１回甲に提供するものとする。

（応急復旧の内容）

第４条 この協定により、甲が乙に応援を要請する応急復旧は次のとおりとする。

- （１）公共施設等の電気設備についての機能確保等、緊急を要する電気設備の応急復旧
- （２）緊急を要する設備資機材等の調達及び輸送
- （３）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第５条 甲は、災害の発生時において実施する電気設備の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の協力を要請することができる。

（要請手続）

第６条 甲が前条に掲げる応援を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。

２ 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（協力実施）

第７条 乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、機材等を準備し、必要な人員を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

（費用負担）

第 8 条 乙の調整に基づき実施された応急復旧活動について、これに要した費用の負担は、甲と応急復旧に参加した乙の組合員との間においてそれぞれ別に協議するものとする。

（労災補償）

第 9 条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（事前の実施方法）

第 10 条 甲は、応急復旧の実施に係る事前準備及び実施体制に関する方針を作成又は改正した場合は、速やかに乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第 11 条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第 12 条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況の把握に努め、甲の求めにより報告するものとする。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙両者が、協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 14 日

甲 豊田市西町 3 丁目 60 番地

豊 田 市

市 長

太 田 稔 彦

乙 豊田市元宮町 2 丁目 105 番地 2

豊田電気工事協同組合

理 事 長

梅 村 憲 一

(5 4) 災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定書（西三河生コンクリート協同組合豊田支部）

（警防救急課）

豊田市（以下「甲」という。）と西三河生コンクリート協同組合豊田支部（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における消火活動支援及び生活用水の確保等に関し、甲が乙に対して依頼又は発注をし、乙が承諾又は受注をした場合の取り決めとして次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 災害時において、乙の組合員が保有する大量の水と保有するミキサー車により、消火用水の輸送並びに消火水槽への充水作業に係る防災活動への協力及び生活用水の確保等の支援活動（以下「支援活動」という。）を実施する。

（支援活動の出動要請）

第 2 条 甲が、乙に対して支援活動を要請する場合は、書面又は電話等の方法により行うものとする。

2 乙は、甲からの支援活動実施の要請を承諾する場合、甲に対し書面又は電話等の方法によりその旨を報告する。また乙は、出動する場合は速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

（実施区域）

第 3 条 支援活動実施区域は、豊田市全域とする。

（支援活動の実施報告）

第 4 条 乙は、支援活動を行ったときは、作業開始時間、作業終了時間及び支援活動内容等の内訳を書面により、速やかに甲へ報告するものとする。

（費用の請求）

第 5 条 乙は、支援活動の完了後、当該支援活動に要した費用を甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第 6 条 甲は、前条の規定による請求があったときは、内容を甲乙協議の上決定し、その費用を支払うものとする。

（災害補償）

第 7 条 支援活動において、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償する。ただし、乙の支援活動が「豊田市消防団員等公務災害補償条例」による損害補償の対象となる場合は、甲はこれを補償する。

（協定期間）

第 8 条 この協定期間は平成 2 9 年 3 月 1 4 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この期間満了日の 1 か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示

示がないときは、同一内容で更に 1 年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

(補足)

第 9 条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、
 甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙各署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 9 年 3 月 1 4 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
 豊田市長 太 田 稔 彦

乙 知立市山町御手洗 2 番地 3 6
 西三河生コンクリート協同組合
 理事長 大 嶽 岩 雄

豊田支部 豊田市御船町大釜 5 5 番地
 (生駒生コンクリート株式会社内)
 支部長 金 田 浩 伺
 (株式会社 太啓)

（５５）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（愛知県行政書士会豊田支部）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会豊田支部（以下「乙」という。）は、豊田市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び第１条の３の業務をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第３条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

- （１）甲が開設する被災者相談窓口における相談業務
- （２）その他甲乙が必要と認める業務

（要請手続き等）

第４条 第２条の要請は、災害時協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

- ２ 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。
- ３ 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整等に努めるものとする。

（実施報告）

第５条 乙は業務を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条 第３条の行政書士業務の実施に必要な費用は、乙が負担するものとする。

（損害の補償）

第７条 乙が、甲の要請により第３条に定める行政書士業務を行う際に、乙の会員が事故により傷害を被った場合、またはそれにより死亡した場合においても、甲は一切の責任を負わないものとする。

（相談者の負担）

第 8 条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の 3 ヶ月前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）

第 10 条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 9 月 1 日

甲 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市

豊 田 市 長 太 田 稔 彦

乙 豊田市小坂本町 5 丁目 13 番地 8
愛知県行政書士会 豊田支部

支 部 長 岩 崎 智 也

(5 6) 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書 (4 8 市場)

(卸売市場)

(趣旨)

第 1 条 全国公設地方卸売市場協議会各会員 (以下「会員」という。) は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市 (以下「被災市」という。) が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続き)

第 3 条 被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長 (以下「会長」という。) に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3) 前条第 2 号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第 3 号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 連絡窓口
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第 4 条 会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

2 会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

第 5 条 会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

- 2 応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。
- 3 応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則

- 1 この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。
- 2 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成 29 年 9 月 1 日

【東日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	千歳市公設地方卸売市場	千歳市長 山口 幸太郎	青果・水産
2	苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市長 岩倉 博文	青果・水産・花き
3	函館市水産物地方卸売市場	函館市長 工藤 壽樹	水産
	函館市青果物地方卸売市場		青果
4	地方卸売市場八戸市第一魚市場	八戸市長 小林 眞	水産
	地方卸売市場八戸市第二魚市場		
	地方卸売市場八戸市第三魚市場		
5	秋田市公設地方卸売市場	秋田市長 穂積 志	青果・水産
6	公設庄内青果物地方卸売市場	庄内広域行政組合理事長 榎本 政規	青果
7	米沢市青果物地方卸売市場	米沢市長 中川 勝	青果
8	山形市公設地方卸売市場	山形市長 佐藤 孝弘	青果・水産
9	郡山市総合地方卸売市場	郡山市長 品川 萬里	青果・水産・花き
10	福島市公設地方卸売市場	福島市長 小林 香	青果・水産・花き
11	水戸市公設地方卸売市場	水戸市長 高橋 靖	青果・水産・花き
12	公設鹿島地方卸売市場	鹿島地方事務組合管理者 保立 一男	青果
13	黒磯那須公設地方卸売市場	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 組合長 君島 寛	青果・水産
14	鹿沼市公設地方卸売市場	鹿沼市長 佐藤 信	青果・水産
15	秩父市公設地方卸売市場	秩父市長 久喜 邦康	青果・水産
16	柏市公設総合地方卸売市場	柏市長 秋山 浩保	青果・水産・花き
17	成田市公設地方卸売市場	成田市長 小泉 一成	青果・水産
18	千葉市地方卸売市場	千葉市長 熊谷 俊人	青果・水産

19	船橋市地方卸売市場	船橋市長 松戸 徹	青果・水産
20	三浦市三崎水産物 公設地方卸売市場	三浦市長 吉田 英男	水産
21	小田原市公設青果地方卸売市場	小田原市長 加藤 憲一	青果
	小田原市公設水産地方卸売市場		水産
22	川崎市地方卸売市場南部市場	川崎市長 福田 紀彦	青果・水産・ 花き
23	松本市公設地方卸売市場	松本市長 菅谷 昭	青果・水産 食肉・花き
24	諏訪市公設地方卸売市場	諏訪市長 金子 ゆかり	青果・水産
25	飯田市公設地方卸売市場	飯田市長 牧野 光朗	青果・水産
26	甲府市地方卸売市場	甲府市長 樋口 雄一	青果・水産

【西日本ブロック】

NO	市場名	開設者名	部類
1	南加賀公設地方卸売市場	南加賀広域圏事務組合 管理者 和田 愼司	青果・水産
2	七尾市公設地方卸売市場	七尾市長 不嶋 豊和	青果・水産
3	高山市公設地方卸売市場	高山市長 國島 芳明	青果・水産
4	中濃公設地方卸売市場	関市長 尾関 健治	青果
5	豊田市公設地方卸売市場	豊田市長 太田 稔彦	青果・水産
6	富山市公設地方卸売市場	富山市長 森 雅志	青果・水産・ 花き
7	東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市長 小椋 正清	青果・水産・ 花き
8	大津市公設地方卸売市場	大津市長 越 直美	青果・水産
9	福知山市公設地方卸売市場	福知山市長 大橋 一夫	青果
10	新宮広域圏公設地方卸売市場	新宮周辺広域市町村圏事務組合 管理者 田岡 実千年	青果・水産
11	明石市公設地方卸売市場	明石市長 泉 房穂	青果・水産

12	尼崎市公設地方卸売市場	尼崎市長 稲村 和美	青果・水産
13	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市長 深澤 義彦	青果・水産・花き
14	岩国市公設地方卸売市場	岩国市長 福田 良彦	青果・水産
15	宇部市公設地方卸売市場	宇部市長 久保田 后子	水産
16	下関市地方卸売市場唐戸市場	下関市長 前田 晋太郎	水産
	下関市地方卸売市場南風泊市場		
	下関市地方卸売市場特牛市場		青果
	下関市地方卸売市場新下関市場		
17	北九州市公設地方卸売市場	北九州市長 北橋 健治	水産
18	飯塚市公設地方卸売市場	飯塚市長 片峯 誠	青果・水産・花き
19	大分市公設地方卸売市場	大分市長 佐藤 樹一郎	青果・水産
20	別府市公設地方卸売市場	別府市長 長野 恭紘	青果・水産・花き
21	佐伯市公設水産地方卸売市場(葛港市場)	佐伯市長 田中 利明	水産
	佐伯市公設水産地方卸売市場(鶴見市場)		
22	都城市公設地方卸売市場	都城市長 池田 宜永	青果・水産・花き

（５７）災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書（（一社）建築物石綿含有建材調査者協会）

（環境保全課）

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康又は生活環境に係る被害の防止を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において「被災建築物」とは、甲が実施する建築物の応急危険度判定の結果及び耐火区画の情報等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物・工作物等とする。

（協力の要請）

第３条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、アスベスト調査の協力を要請する。
２ 甲が前項の規定による要請を行う場合は、様式第１号の文書（以下「協力要請書」という。）により行う。ただし、協力要請書による時間的余裕がない場合は、甲は乙に対して口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに協力要請書を送付する。

（業務内容）

第４条 この協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「本協力業務」という。）は、次のとおりとする。
（１）甲が実施するアスベスト調査への支援
（２）被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
（３）建材中のアスベスト含有の有無の調査
（４）前各号に規定する業務以外で、被災建築物等のアスベスト飛散防止のために必要となる具体的な提案・助言等

（協力の実施）

第５条 乙は、第３条の規定により甲からアスベスト調査の協力要請を受けたときは、乙に所属する会員から必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力する。
２ 乙によるアスベスト調査が円滑に実施できるよう、甲と乙は相互に協力し、甲の職員の同行、建築物の情報の開示又は提供、甲が保有・管理する設備の使用について協力する。

（調査結果の報告）

第 6 条 乙が、第 4 条第 2 号及び第 3 号に基づき調査を実施した場合には、その調査結果を速やかに甲に報告する。

（実施報告）

第 7 条 乙は、本協力業務を終了したときは、甲に対し、速やかに様式第 2 号の業務実施報告書を提出する。

（費用の負担）

第 8 条 本協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する平常時における適正価格を基準とする実費（人件費、機器費を除く）とし、甲乙協議して定める。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定は、協定締結の日から発効し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、自動更新とする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 1 月 17 日

甲 愛知県豊田市西町三丁目 60 番地
豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦

乙 東京都千代田区神田神保町二丁目 2 番 31 号
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 貴田 晶子

（５８）大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定（豊田環境技術研究会、豊田一般廃棄物協同組合）

（循環型社会推進課）

豊田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の大規模災害時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の処理の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、豊田市内において、災害時における災害廃棄物の撤去、収集・運搬、保管及び処分等（以下「災害廃棄物の処理」という。）に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- （１）大規模災害 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- （２）災害廃棄物 地震、風水害等の災害により発生する廃棄物及び被災後の避難生活等により発生する廃棄物をいう。
- （３）災害廃棄物の処理 災害廃棄物の分別、撤去、収集・運搬、保管及び処分のことをいう。

（連絡責任者）

第３条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため連絡責任者を定め、これを相互に通知するものとする。

（協力要請）

第４条 甲は、災害時に、乙に対し協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

２ 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において協力を行うものとする。

３ 甲が乙に対して行う協力要請は、災害時における協力要請書（様式第１号）に次の各号に掲げる事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

- （１）被害の状況
- （２）災害廃棄物の処理を行う地区
- （３）災害廃棄物の処理の内容
- （４）災害廃棄物の処理に従事する期間
- （５）その他必要な事項

（情報共有等）

第 5 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理が円滑に行われるように、災害時に対応が可能な自らが保有する要員、車両、資機材、施設等を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。

3 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理をするため、協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

4 甲は、災害時に乙から円滑な協力が得られるように、乙に対して市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

（災害廃棄物の処理の実施）

第 6 条 乙は第 4 条第 1 項の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理を行うものとする。

2 乙は前項の規定により災害廃棄物の処理をしたときは、災害時における協力実績報告書（様式第 2 号）により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

（1）実施した災害廃棄物の処理の内容

（2）災害廃棄物の処理の実績

（3）災害廃棄物の処理に従事した要員、車両、資機材等

（4）災害廃棄物の処理に従事した期間

（5）その他必要な事項

（費用負担）

第 7 条 乙は、前条第 1 項の規定により実施した災害廃棄物の処理は、その緊急性に鑑み、発災後一定期間は無償で行うものとし、当該災害廃棄物の処理に要した費用を甲に請求しないものとする。ただし、一定期間を超えて実施した災害廃棄物の処理に要した費用は、必要に応じて甲が負担するものとする。

2 前項ただし書に規定する費用は、災害発生直前における廃棄物の処理に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第 8 条 前条第 1 項ただし書の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を請求者に支払うものとする。

（災害補償）

第 9 条 この協定に基づいて災害廃棄物の処理に係る業務に従事した乙の会員の従事者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の雇用主の責任において行うものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、甲乙が協議し、定めるものとする。

(有効期間)

第 1 1 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 3 0 年 1 月 1 7 日

(甲) 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市
代表者 豊田市長

(乙) 豊田市〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇

締結先

団体名	代表者名	所在地
豊田環境技術研究会	会長 河木一春	豊田市中金町塚ノ本 1 1 1 番地 3
豊田一般廃棄物協同組合	代表理事 餅原幹也	豊田市錦町 1 丁目 9 5 番地

（５９）災害時の物資輸送等に関する協定書（株式会社山信商店、えぷろんフーズ株式会社）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への輸送（以下「緊急輸送」という。）や生活関連物資の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して緊急輸送及び生活関連物資の緊急調達の協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で、対応するように努めるものとする。

- （１）甲が管理する備蓄品等の豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への搬送
- （２）支援物資等について甲が管理する物資集積所等から豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への搬送
- （３）乙が管理する生活関連物資の供給
- （４）甲の要請に基づく、緊急輸送及び生活関連物資の緊急調達にかかる資機材及び車両の提供
- （５）前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力実施）

第３条 乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、緊急輸送の協力を可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）

第４条 甲が第２条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、
文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。
２ 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。
２ 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して、速やかに決定する。

（費用の支払）

第６条 前条第１項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２ 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混

乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（平時からの連携）

第 7 条 甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制 整備に努めるものとする。また、平時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して、決定するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市

豊 田 市 長 太 田 稔 彦

乙 豊田市〇〇〇
〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇

締結先

団体名	代表者名	所在地
株式会社山信商会	代表取締役 山中浩晃	豊田市梅坪町 9 丁目 3 番地 2
えぷろんフーズ株式会社	代表取締役社長 河合 岳史	豊田市宮上町 3 丁目 3 9 番 地 3

(6 0) 1 1 9 番通報に関する協定 (愛知県タクシー協会豊田支部)

(指令課)

豊田市 (以下「甲」という。) と愛知県タクシー協会豊田支部 (以下「乙」という。) は、屋外等における災害発見時の迅速な 1 1 9 番通報 (以下「通報」という。) の方法及び内容について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 乙の会員会社は、その従業員が業務中において、消防車等が必要だと判断した場合は、業務に支障がなく、自身の安全を確保した場合に限り、災害の発生場所や状況等について、速やかに甲に通報するものとする。

(構 成 員)

第 2 条 乙は、構成する会員会社について、この協定の締結後速やかに甲に報告するものとし、乙への加盟、退会等の変更があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

(通報方法)

第 3 条 乙の会員会社の従業員は、携帯電話又は固定電話を使用し、甲に通報するものとする。

2 前項が困難な場合は、車載無線機等を使用し、配車センターから甲に通報するものとする。ただし、豊田市外の配車センターから甲に掛ける場合の番号は、「 0 5 6 5 - 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 」とする。なお、この番号は他へ開示しないものとする。

(通報内容)

第 4 条 乙の会員会社の従業員は、災害の発生場所の特定について、次のいずれかの事項について、甲の通信指令員の求めに答えるものとする。

(1) 災害が発生した場所やその隣接した場所の「住所」、「施設名」又は「信号交差点名」

(2) 高速道路の場合は、災害が発生した場所の「高速自動車国道等の名称」、「上下線等の区分」及び「キロポスト数」

(3) 前各号に掲げるもののほか、発生場所の特定に有効な事項

2 乙の会員会社の従業員は、災害種別や出動部隊の選別に係る次の事項について、甲の通信指令員の求めに答えるものとする。

(1) 災害の種類

(2) 災害の状況

(3) 傷病者数

(4) 傷病者の意識状態

(5) 負傷の状況

(6) 燃料の漏洩及び車内への閉込めの有無

(7) 前各号に掲げるもののほか、災害種別や出動部隊の選別に有効な事項

3 乙の会員会社の従業員は、通報した者の会社名と氏名を甲に伝えるものとする。

(実施区域)

第 5 条 乙の会員会社の従業員が通報を行う区域は、豊田市内全域とする。

(費用負担)

第 6 条 協定に係る費用は、甲乙がそれぞれ負担するものとする。

(災害補償)

第 7 条 通報において、乙の会員会社の従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙の会員会社の労働者災害補償保険で補償する。ただし、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」による損害補償の対象となる場合は、甲がこれを補償する。

(協定期間)

第 8 条 この協定期間は、平成 30 年 3 月 13 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了日の 1 か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、同一内容で更に 1 年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

(実績提供)

第 9 条 甲は、通報に関する実績について、乙の会員会社及び関係者の個人情報を含まない範囲内で外部に提供できるものとする。

(補 足)

第 10 条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議し、定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 3 月 13 日

甲 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市長 太田 稔彦

乙 愛知県タクシー協会豊田支部

(豊田市広久手町 2 丁目 28 番地 1 名鉄東部交通株式会社)

支部長 加藤 憲治

（６１）災害時における応急支援活動に関する協定書（（株）日立製作所 中部支社）

（上下水道局 （上下水）
総務課）

災害時における応急支援活動に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と株式会社日立製作所中部支社（以下「乙」という。）は、地震や風水害等の大規模災害が発生し、甲が被災した際（以下「災害時」という。）における応急支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は豊田市内において、災害時における上下水道環境の保全及び復旧を円滑に遂行するための応急支援活動について、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定における「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生じるものをいう。

（応急支援活動の内容）

第３条 応急支援活動の内容は、甲が所管する上下水道施設のうち、乙が当該施設に納入した機械設備及び電気設備（以下「対象設備」という。）について、故障の調査、応急措置及び復旧作業とする。

（協力要請）

第４条 甲は、災害時において応急支援活動の協力が必要と判断する場合には、乙に対して協力要請を行うことができるものとする。

２ 甲が、乙に対して行う協力要請は災害時における協力要請書（様式第１号）に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話など口頭で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

（１）被害の状況

（２）要請業務の内容

ア 応援人員数

イ 応援資器材

ウ 応援期間

（３）その他必要な事項

（応急支援活動の協力）

第５条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、速やかに出動し、応急支援活動を実施するものとする。

２ 乙は、応急支援活動の終了後、遅滞なく災害時における協力実績報告書（様式第２号）により活動内容、活動時間及び活動人数等を甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第 6 条 本協定における応急支援活動に要した費用は甲の負担とする。

（緊急連絡体制）

第 7 条 乙は、毎年 4 月 1 日現在において災害時の応急支援活動に備えて、乙の緊急連絡体制及び協力会社の体制を甲に書面で報告するものとする。

（情報共有）

第 8 条 災害時の応急支援活動を円滑に実施できるよう、甲と乙は平時から情報共有を図るものとする。また、乙は応急支援活動に必要となる対象設備の図面及び関連資料について、毎年 4 月 1 日現在における保有状況を甲に書面で報告するものとする。

（共同訓練）

第 9 条 災害時において本協定を効果的に実施するため、災害時を想定した訓練を実施する場合、乙は甲に協力し、共同訓練を実施するものとする。

（災害補償等）

第 10 条 この協定に基づき応急支援活動に従事した乙の職員が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 5 月 1 日

（甲） 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市
代表者 豊田市事業管理者 今井 弘明

（乙） 名古屋市中区栄三丁目 17 番 12 号
株式会社日立製作所 中部支社
支社長 菊野 仁史

（６２）上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書（（一財）豊田市水道サービス協会）

（上下水道局 （上下水）総務課）

上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書

豊田市（以下「甲」という。）と一般財団法人豊田市水道サービス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害により上下水道局の庁舎及び上下水道の施設に被害が生じた場合に、甲の要請に基づき乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条 この協定の対象となる災害は、豊田市上下水道局災害対応レベル表に基づき、豊田市上下水道災害対策本部が設置される規模以上とする。

（応援要請）

第３条 甲は、災害の発生時において、乙の応援業務が必要であると認めた場合に要請を行う。

（応援要請の手続）

第４条 前条の規定による応援要請は、次の事項を明らかにし文書（様式第１）により行うものとする。

- （１）被害の状況
- （２）応援業務
- （３）要請人員
- （４）要請資機材
- （５）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）

第５条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、甲の指示により応援業務を行うものとする。

（応援業務）

第６条 乙が行う応援業務は次のとおりとする。

- （１）広報活動
- （２）電話対応
- （３）応急給水
- （４）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（経費の負担）

第 7 条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（労災補償）

第 8 条 応援業務に従事する乙の職員が応援業務中に負傷等した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに 1 年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 9 月 4 日

甲 豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市
代表者 豊田市事業管理者 今 井 弘 明

乙 豊田市元宮町 4 丁目 1 番地
一般財団法人 豊田市水道サービス協会
理事長 横 地 清 明

（６３）災害時における畳の提供に関する協定書

（５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と、「５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、豊田市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時に、被災者の救援活動が円滑に実施されるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時の協力依頼）

第２条 災害時において甲が畳を必要とするときは、甲は、物資提供要請書（様式第１号）（以下「要請書」という。）により乙に畳の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第３条 甲が乙に対して畳の提供を依頼した場合、乙は可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

２ 甲及び乙は、協力して次の作業を行う。

（１）畳の調達

（２）避難所等までの畳の搬送及び設置

３ 乙は、畳を提供するときは、甲に物資提供報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（費用等）

第４条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。ただし、利用後の畳の処分等については、甲が行うものとする。

（情報の交換）

第５条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第６条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、連絡責任者確認書（様式第３号）（以下「確認書」という。）により相互報告するものとする。

２ 甲及び乙は、確認書の内容に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（訓練への参加）

第７条 乙は、この協定に基づく作業が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協定の有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに、甲乙いずれかから特段の意思表示がないときは、この協定をさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 3 1 年 1 月 1 8 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地

豊田市

豊 田 市 長

太田 稔彦

乙 名古屋市守山区藪田町 7 0 6 番地

5 日で 5 0 0 0 枚の約束。プロジェクト実行委員会

東海地区委員長

角田 和春

(6 4) 上下水道事業の災害対策に伴う応援協定書 (豊田水建株式会社)

(上下水道局 (上下水) 総務課)

災害時における水道施設の復旧活動に関する協定書

豊田市事業管理者 (以下「甲」という。) と 豊田水建株式会社 (以下「乙」という。) は、災害時における水道施設の復旧活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害 (以下「災害」という。) により、甲の水道施設に被害が発生し、速やかに復旧活動を行わなければならない場合において、甲が乙に対して復旧活動を要請する必要な事項を定めるものとする。

(活動範囲)

第 2 条 甲が乙に対して要請する復旧活動の範囲は、次のとおりとする。

(1) 水道施設として、導水管、送水管、配水管、公道内給水装置 (屋内給水装置は含まない。) の復旧、応急給水の給水補助及び現場支援

(2) 応急復旧資材として、水道施設の応急復旧活動に必要な水道管、弁栓類及び水道管修繕器具の提供及び材料メーカーからの調達

(3) 水道機材類の提供として、乙が所有する不断水器具類による復旧

2 乙は、前項各号の活動以外においても、甲が乙に対して復旧活動の協力が必要となった場合の支援について、甲に協力するものとする。

(復旧要請)

第 3 条 甲は、災害により水道施設に被害が発生し、給水機能を早急に回復するため水道施設の復旧活動が必要と認めたときは、次の内容を記載した復旧活動の要請書に基づき、乙に要請するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 被害施設の場所及び区域

(3) 復旧活動の内容、要員及び復旧に関する甲の連絡部署

(4) 必要な資機材の調達、水道機材類の提供

(5) その他復旧活動に関して必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合においては、電話等により復旧活動の要請を行うことができるものとする。この場合においては、甲は乙に対し事後に要請書を提出するものとする。

(復旧活動)

第 4 条 甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

(1) 水道施設の被災箇所の復旧修繕及び機能復旧

(2) 被災箇所の調査及び点検

(3) 応急給水活動の現場支援

(4) 応急復旧資機材の調達及び提供

(5) 水道機材類の提供及び復旧活動

(6) その他復旧活動に関して必要な事項

2 乙は、前項各号の復旧活動の要請を受けたときは、水道施設の給水機能を早急に回復するために甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙がこの協定に基づく復旧活動に要した費用の負担は、甲と別に協議するものとする。

（労災補償）

第6条 応急活動により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ担当責任者及び連絡体制を定めるとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生が予測されるときは、必要な情報を随時、交換するものとする。また、乙は、連絡責任者及び連絡体制を甲に対して提出するものとする。

2 甲及び乙は、前号の連絡体制を定めたときは、文章により相手方に通知するものとする。変更が生じたときも同様とする。

（報告事項）

第8条 乙は、この協定による復旧活動に協力できる人員及び機材の状況把握に努め、別に定める報告書に必要な事項を記入し提出するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（雑則）

第10条 この協定の実施に関して必要事項は、別に定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和元年8月1日

甲 豊田市事業管理者 今 井 弘 明

乙 豊田水建株式会社 代表取締役 森 下 博
明

（６５）災害時の物資輸送等に関する協定書（株式会社ケー・ツー）

（防災対策課）

災害時の物資輸送等に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と、株式会社ケー・ツー（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への搬送（以下「緊急輸送」という。）や物資拠点の運営等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で、対応するように努めるものとする。

（１）甲が管理する備蓄品等の豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への搬送

（２）支援物資等について甲が管理する物資集積所等から豊田市内の指定避難所、福祉避難所等への搬送

（３）甲の管理する支援物資集積拠点の運営管理（物資の受入、保管、在庫管理等）

（４）乙の管理する物資拠点の支援物資集積拠点としての提供

（５）乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管

（６）乙の管理する施設の防災拠点及び避難施設などとしての提供

（７）前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力実施）

第３条 乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力に可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）

第４条 甲が第２条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。

２ 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（１）輸送費用については、実勢相場相当

(2) 資機材の使用料については、時価相場相当

(3) 荷役作業の人件費については、日当費

(費用の支払)

第6条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(平素からの連携)

第7条 甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上各1通を保有するものとする。

令和2年1月16日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
市長 太田 稔彦

乙 豊田市猿投町神郷94番5
株式会社ケー・ツー
代表取締役 加納 康史

（ 6 6 ） 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

（資産税課）

豊田市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- （1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- （2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。
- 甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

- 第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

- 第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市長 太田 稔彦

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 伊藤 直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会 長 安田 商基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

号

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿
（ 団 体 名 会 長 殿 ）

豊 田 市 長 氏 名

災害時における家屋被害認定業務の応援要請について

災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書第 4 条第 1 項（災害時における家屋被害認定業務に関する協定書第 3 条）の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び応援を要する事由

2 必要な人員等の内容

従事人数	従事期間	業務内容等
人	期間（自） 月 日 （至） 月 日	
人	期間（自） 月 日 （至） 月 日	

（適宜行を追加すること）

3 口頭による要請をした場合の日付
年 月 日

4 その他必要な事項

5 要請担当者
（職名）
（氏名）
（電話番号）
（FAX）
（E-mail）

(6 7) 災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定書
(特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク)

(防災対策課)

災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、豊田市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の避難生活の早期安定を図ることを目的に、避難所用間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッド（以下「間仕切り等」という。）の供給に関し、必要な事項について定めるものとする。

(要請等)

第 2 条 甲は、豊田市内において、災害時に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対してその供給を要請することができる。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練時又は会議時に、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対して要請を行うことができる。

3 甲は、間仕切り等について改善を要すると認めた場合は、乙に対して要請することができる。

4 前 3 項の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、書面により要請することが困難な場合には、口頭にて要請を行い、速やかに書面を提出するものとする。

(協力等)

第 3 条 乙は、前条第 1 項の要請を受けたときは、可能な限り、当該要請に必要な協力を行うものとする。

2 乙は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による要請を受けたときは、実施方法等について甲と協議の上、必要な協力を行うものとする。

(引渡し等)

第 4 条 間仕切り等の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとし、当該提供場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第 5 条 乙は、第 3 条又は前条の規定により業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告することが困難な場合には、口頭にて報告し、その後速やかに文書にて報告するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 この協定に基づき乙が供給した間仕切り等の対価及び乙が輸送に要した費用等、協力の実施に要した費用は甲が負担するものとする。

2 経費は、災害発生直前における市場価格を基準として、協議のうえ決定するものとする。

（連絡体制）

第 7 条 甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、文書により、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。担当責任者を変更したときも同様とする。

（協定の有効期間）

第 8 条 この協定は、協定が締結された日から効力を有するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を有するものとする。

（疑義等の決定）

第 9 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊 田 市
市 長

乙 東京都世田谷区松原五丁目 2 番 4 号
特定非営利活動法人
ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク
代表理事

(6 8) 消防活動の協力に関する協定書 (豊田都市整備研究会)

(警防救急課)

消防活動の協力に関する協定書

豊田市消防本部 (以下「甲」という。) と豊田都市整備研究会 (以下「乙」という。) は、甲の消防隊が出動する区域内において大規模な事故等が発生した場合の甲の消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙に加入する会員 (以下「会員」という。) が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第 2 条 甲は、次に掲げる事故等が発生し、甲の消防力によっては、十分な消防活動を実施することが困難であると認めた場合、乙に対して協力を要請することができる。

(1) 消防の活動に支障となる障害物等を排除する必要があるもの。

(2) 前号のほか、緊急に人命を救助する必要があるもの。

2 協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の発生日時、場所及び状況

(2) 必要とする人員、車両、資機材等

(3) 集結場所及び連絡責任者

(4) その他必要な事項

(協力の実施)

第 3 条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは業務に支障がない限り、これに協力するものとする。

2 協力の要請を受けた乙は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

3 協力を実施するために派遣された会員は、甲の指揮の下に行動し、障害物の排除等、甲が指示する活動を行うものとする。

(連絡)

第 4 条 乙は、活動終了後速やかに次の事項を別紙により、甲に連絡するものとする。

(1) 派遣した日時、人員、車両、資機材等

(2) 実施した活動の内容

(3) 協力による会員の死傷事案等の有無及びその状況

(経費)

第 5 条 甲の要請による従事会員の活動に要した経費については、通常の実費を甲に請求するものとし、原則として甲が負担するものとする。

2 活動に伴い、従事会員が本業務において死傷若しくは疾病にかかった場合は、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき補償する。

(情報提供)

第 6 条 甲及び乙は、この協定の効率的な運用を図るために、相互の連絡先を共有し、必要な各種の情報を相互に報告するものとする。

(協議)

第 7 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項について

は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定の機関は、協定締結日より令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年8月31日

甲 豊田市長興寺5丁目17番地1
豊田市消防本部
消防長 山内 純 朗

乙 豊田市八幡町三丁目21番地1
豊田都市整備研究会
会長 大矢 伸 明

(6 9) 消防活動の協力に関する協定書 (豊田土木建設協力会)

(警防救急課)

消防活動の協力に関する協定書

豊田市消防本部 (以下「甲」という。) と豊田土木建設協力会 (以下「乙」という。) は、甲の消防隊が出動する区域内において大規模な事故等が発生した場合の甲の消防活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙に加入する会員 (以下「会員」という。) が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第 2 条 甲は、次に掲げる事故等が発生し、甲の消防力によっては、十分な消防活動を実施することが困難であると認めた場合、乙に対して協力を要請することができる。

(1) 消防の活動に支障となる障害物等を排除する必要があるもの。

(2) 前号のほか、緊急に人命を救助する必要があるもの。

2 協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の発生日時、場所及び状況

(2) 必要とする人員、車両、資機材等

(3) 集結場所及び連絡責任者

(4) その他必要な事項

(協力の実施)

第 3 条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは業務に支障がない限り、これに協力するものとする。

2 協力の要請を受けた乙は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

3 協力を実施するために派遣された会員は、甲の指揮の下に行動し、障害物の排除等、甲が指示する活動を行うものとする。

(連絡)

第 4 条 乙は、活動終了後速やかに次の事項を別紙により、甲に連絡するものとする。

(1) 派遣した日時、人員、車両、資機材等

(2) 実施した活動の内容

(3) 協力による会員の死傷事案等の有無及びその状況

(経費)

第 5 条 甲の要請による従事会員の活動に要した経費については、通常の実費を甲に請求するものとし、原則として甲が負担するものとする。

2 活動に伴い、従事会員が本業務において死傷若しくは疾病にかかった場合は、「豊田市消防団員等公務災害補償条例」に基づき補償する。

(情報提供)

第 6 条 甲及び乙は、この協定の効率的な運用を図るために、相互の連絡先を共有し、必要な各種の情報を相互に報告するものとする。

(協議)

第 7 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項について

は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定の機関は、協定締結日より令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年9月30日

甲 豊田市長興寺5丁目17番地1
豊田市消防本部
消防長 山内 純 朗

乙 豊田市保見町南山123番地5
協同組合 豊田土木建設協力会
理事長 天野 宏 和

(7 0) 災害時における相互連携・協力に関する協定書 (中部電力パワーグリッド株式会社豊田営業所)
(防災対策課)

災害時における相互連携・協力に関する協定書

豊田市 (以下「甲」という。) と中部電力パワーグリッド株式会社豊田営業所 (以下「乙」という。) は、災害時における相互連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲の管轄する地域 (以下「豊田市区域」という。) で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合または発生する恐れがある場合 (以下「災害時」という。) に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害発生時の連絡体制の確立)

第 2 条 甲及び乙は、豊田市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定することとする。

(施設の電力復旧)

第 3 条 乙は、豊田市区域において災害時に停電が発生した場合、電力の復旧が迅速に必要な施設へ、可能な限り優先的に電力の供給を行うこととする。

2 前項の規定に基づく施設及びその優先順位は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定することとする。

(道路の啓開)

第 4 条 甲は、乙の災害復旧活動のため、甲の管轄する道路の啓開処置を、可能な限り行う。

(電力供給施設に関する伐採)

第 5 条 乙は甲と協議のうえ、災害時に電力供給に支障をきたしている、または支障をきたす恐れのある樹木について伐採を緊急的に実施することができる。ただし、その伐採は必要最低限にとどめるものとする。

(停電情報の共有)

第 6 条 乙は、甲があらかじめ指定した施設の停電情報を可能な限り甲に提供するものとする。

2 乙は、甲から停電情報等に関する情報連絡要員の派遣要請を受けた場合は可能な限り要員を派遣することとする。

(停電情報の広報)

第 7 条 乙は、必要に応じて甲の所有する情報発信設備を活用した市民への周知を依頼できるものとする。

(定期的な情報交換の実施)

第 8 条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施することとする。

（情報管理の徹底）

第 9 条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報について、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に甲及び乙の両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第 10 条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に連携・協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第 11 条 損害賠償は次の各号による。

なお、各号に該当しない補償は、甲及び乙の両者間で協議のうえ解決にあたる。

（1）甲（乙）が故意または過失により乙（甲）の物品を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。

（2）第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意または過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。

（協定の有効期間）

第 12 条 本協定の有効期間は、協定の締結日から 1 年間とする。

なお、期間満了 3 か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更または廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の解決）

第 13 条 本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の両者間で協議のうえ、必要な事項について定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 月 29 日

豊田市西町 3 丁目 60 番地

甲 豊田市

豊田市長 太田 稔彦

豊田市十塚町一丁目 1 番地 1

乙 中部電力パワーグリッド株式会社

豊田営業所長 近藤 琢也

(7 1) 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書 ((株) カインズ)

(防災対策課)

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

豊田市 (以下「甲」という。) と、株式会社カインズ (以下「乙」という。) とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第 3 条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1)日用品等の生活必需品

(2)災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

(要請手続き)

第 4 条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(協力実施)

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める

「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

(生活物資の運搬)

第 6 条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙また

は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第 7 条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第 8 条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 9 条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊 田 市
市 長 太 田 稔 彦

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号
株式会社 カ イ ン ズ
代表取締役 高 家 正 行

(7 2) 災害時のフォークリフトの提供等に関する協定書（スズヒロフォークリフト（株））

（防災対策課）

災害時のフォークリフトの提供等に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と、スズヒロフォークリフト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるフォークリフトの提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対してフォークリフト等の提供の支援協力を要請することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第 2 条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で、対応するように努めるものとする。

（ 1 ）甲の管理する支援物資集積拠点において使用するフォークリフト、電動ハンドリフト及びバッテリー式非常用電源の提供（拠点への輸送及び維持管理を含む）

（ 2 ）前号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、フォークリフト等の提供の支援協力を可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）

第 4 条 甲が第 2 条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行ない、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（ 1 ）フォークリフト等の輸送費用については、実勢相場相当

（ 2 ）フォークリフト等の借用料については、時価相場相当

（費用の支払）

第 6 条 前条第 1 項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（平素からの連携）

第7条 甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（委任）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上各1通を保有するものとする。

令和3年3月9日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊 田 市
市 長 太 田 稔 彦

乙 豊田市広久手町7丁目12番地
スズヒロフォークリフト株式会社
代表取締役 鈴木 宏 延

(7 3) 災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書（一般社団法人
日本 R V ・トレーラーハウス協会）

（防災対策課）

災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書

豊田市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本 R V ・トレーラーハウス協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震・暴風雨、洪水その他の災害時におけるトレーラーハウス提供に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条（目的）

この協定は、豊田市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合、又はそのおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲の要請に応じて、乙が取り扱うトレーラーハウスを避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、ボランティアセンター等として活用することにより、避難環境の向上を目的とする。

第 2 条（要請及び内容）

甲は、災害時において緊急の必要があるときは、乙にトレーラーハウスの提供を優先して要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関する事
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

3 前項の規定によるトレーラーハウスとは 13 m²以上、39 m²未満の国土交通省住宅局で言う

「トレーラーハウス」であり建築基準法及び他法令に準拠し吸気・換気・化学物質が日本の基準に適合する事、国土交通省自動車局で言う大型の「トレーラ・ハウス」及び車両制限令以内のトレーラー・ハウスとして必要な基準に適合した製品とする。

第 3 条（要請手続）

甲は、前条に基づく要請を行う場合には、トレーラーハウス提供要請書（様式第 1 号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

第 4 条（組織、体制）

乙は、前条の規定により要請を受けたときは、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の要請に応じるものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により従事するものとする。

第 5 条（費用の負担）

乙が、トレーラーハウスを提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担す

るものとする。

(1) トレーラーハウスの提供に関する経費

(2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費

(3) 前各号に掲げるもののほか、トレーラーハウスの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

第6条（報告）

乙は、トレーラーハウスを提供したときは、トレーラーハウス提供報告書（様式第2号）を速やかに提出するものとする。

第7条（防災訓練への参加）

乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、本協定はさらに1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

第9条（疑義の決定）

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し相互が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 3 年 3 月 1 1 日

愛知県豊田市西町3丁目60番地

甲 豊田市

豊田市長 太田 稔彦

東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル2-227

乙 一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会

代表理事 稲吉 啓

様式第 1 号 (第 3 条関係)

令和 年 月 日

一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会
代表理事 様

豊田市長

トレーラーハウス提供要請書

災害発生により、次のとおり要請します。

1	災害発生日時 年 月 日 () 時 分
2	災害の状況及び要請理由
3	必要とするトレーラーハウス及び数量
4	設置場所等
5	備考

[連絡担当 氏名・電話・FAX]

令和 年 月 日

豊田市長 様

一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会
代表理事 様

トレーラーハウス提供報告書

次のとおり、報告します。

1	災害の名称
2	提供したトレーラーハウス及び数量
3	設置場所及び提供期間
4	活動人員
5	備考

[連絡担当 氏名・電話・FAX]

担当者氏名

連絡先 0 2 6 - 2 2 1 - 9 9 9 7

FAX 0 2 6 - 2 2 1 - 4 8 4 8

(7 4) 災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書 ((株) オウルテック)

(防災対策課)

災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書

豊田市 (以下「甲」という。) と株式会社オウルテック (以下「乙」という。) は、災害時における電子関連物品等 (別紙に掲げるものをいい、以下「物品等」という。) の供給に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生した場合 (以下「災害」という。) において、甲の要請に基づき、乙が保有する物品等を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害時において物品等を必要とするときは、乙に対し電子関連物品等供給要請書 (第 1 号様式) により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに電子関連物品等供給要請書 (第 1 号様式) を提出するものとする。

(要請に対する措置)

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な物品等を可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を電子関連物品等供給報告書 (第 2 号様式) により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

(引渡し)

第 4 条 物品等の引渡場所は原則として甲の定める場所とし、乙は、当該引渡場所に物品等を運搬し、甲は物品等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(連絡責任者)

第 5 条 要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、乙の連絡責任者は執行役員とし、甲の連絡責任者は防災対策課長とする。

(費用負担及び価格の決定)

第 6 条 乙が実施した物品等の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第 7 条 この協定は、締結の日から効力を生じ、令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の 1 カ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第 8 条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その

1 通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 3 1 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市
市 長 太 田 稔 彦

乙 海老名市中新田五丁目 2 4 番 1 号
株式会社 オウルテック
代表取締役 東海林 春 男

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

株式会社 オウルテック
代表取締役 殿

豊田市長

電子関連物品等供給要請書

電子関連物品等の供給について、次のとおり要請します。

項 目	内 容
必要物品 （品目、数量等）	
希望引渡日及び 希望引渡場所等	
その他必要事項	

年 月 日

豊田市長 殿

株式会社 オウルテック
代表取締役

電子関連物品等供給報告書

電子関連物品等の供給について、次のとおり報告します。

項 目	内 容
供給物品 （品目、数量等）	
引渡日及び 引渡場所等	
その他報告事項	

(7 5) 災害時における応急給水活動に関する協定書 (トヨタ記念病院)

((上下水) 総務課)

災害時における応急給水活動に関する協定書

豊田市 (以下「甲」という。) と トヨタ記念病院 (以下「乙」という。) は、地震や風水害等の大規模災害が発生し、甲の管理する水道管などの施設が被災し、水道水の供給が停止した際 (以下「災害時」という。) の乙の応急給水活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は甲の地域防災計画における災害拠点病院である乙について、市民の生命を守るために優先的に水道水を供給するため、甲と乙が協力して応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定における「大規模災害」とは、災害対策基本法 (昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号) 第 2 条第 1 号に規定する災害で被害が大規模なものをいう。

(協力する内容)

第 3 条 甲は、災害時に乙への応急給水が必要と判断した場合には、被災した甲の管理する施設が復旧して乙への水道水の供給が可能になるまでの間、乙に対し甲の管理する補水場所を指定し、応急給水活動を許可するものとする。

2 前項の応急給水活動の許可は、乙から甲への電話などによる口頭での申出により行われるものとする。

3 甲は乙からの前項の申出を適当と認めた場合は、乙に対して次の事項を示した災害時における応急給水活動許可書 (様式第 1 号) を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で許可し、事後、速やかに文書で通知するものとする。

(1) 給水車に補水する場所

(2) その他必要な事項

(応急給水活動の協力)

第 4 条 乙は、応急給水活動を行う際には、自ら用意した給水車及び人員により応急給水活動を行うものとし、甲の指示した場所において給水車への補水を行うものとする。

2 乙は、応急給水活動の終了後、「応急給水活動実績報告書 (様式第 2 号) 」により、活動内容等を甲へ報告するものとする。

(費用負担)

第 5 条 本協定における応急給水活動に要した費用の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

(損害補償等)

第 6 条 この協定に基づき実施された応急給水活動により、乙の給水車が損傷し、又は人員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合の損害補償等について

は、乙の責任において行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月1日

（甲）愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市

代表者 豊田市事業管理者 今井 弘明

（乙）愛知県豊田市平和町1-1

トヨタ自動車株式会社

トヨタ記念病院

病院長 岩瀬 三紀

様式第 1 号（第 3 条関係）

災害時における応急給水活動許可書

年 月 日

トヨタ記念病院
病院長

様

豊田市事業管理者

申出のありました応急給水活動について、下記のとおり許可します。
給水車への補水は、下記の場所で実施してください。

記

1 給水車に補水する場所

2 その他

応急給水活動実績報告書

年 月 日

豊田市事業管理者 様

住 所 愛知県豊田市平和町 1 - 1
名 称 トヨタ自動車株式会社
トヨタ記念病院
代表者 病院長

応急給水活動を下記のとおり行いましたので報告します。

記

1 活動内容

実施項目	実施内容
(1) 活動延べ人数	
(2) 活動期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日 (日間)
(3) 補水回数	回

2 その他 報告事項

(7 6) 災害拠点給水施設の運用に関する協定書 ((一財) 水道サービス協会)

((上下水) 総務課)

災害拠点給水施設の運用に関する協定書

豊田市 (以下「甲」という。) と一般財団法人豊田市水道サービス協会 (以下「乙」という。) は、災害拠点給水施設の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、地震災害が発生した際に、甲乙双方が協力して市民に応急給水を行うため、災害拠点給水施設の開設及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(災害拠点給水施設)

第 2 条 この協定における災害拠点給水施設とは、別紙 1 「災害拠点給水施設一覧表」によるものとするが、施設の増設及び改良が現在実施されているため、甲が毎年 4 月 1 日付で一覧表の内容を更新し、甲乙双方がその内容を確認するものとする。

(災害拠点給水施設の運用)

第 3 条 この協定による災害拠点給水施設の運用とは、施設の開設、開設後の運営及び施設の閉設までの一連の業務をいう。

(災害拠点給水施設の開設)

第 4 条 乙は、大規模 (市内で震度 6 弱以上が観測される地震で豊田市業務継続計画が自動発動される規模) の地震が発生した場合には、甲の要請を待たずして、別紙 1 「災害拠点給水施設一覧表」に記載された災害拠点給水施設の開設を行う。
2 乙は、前項の規模を下回る地震の発生により上水道施設が被災し、断水が生じた場合において、甲からの要請により災害拠点給水施設の開設を行う。
3 前項の場合においては、要請のあった施設のための開設を行う。

(開設要請の手続)

第 5 条 前条第 2 項の規定による開設の要請は、口頭により行う。

(要員の派遣)

第 6 条 乙は、第 4 条により災害拠点給水施設を開設するときは、速やかに現地に要員を派遣し、開設を行うものとする。

(開設の報告)

第 7 条 乙は、開設した施設について、甲に当日中に報告するものとする。
2 乙は、現地にたどり着けないなどの理由で開設できなかった施設と、被災、又は異常により開設できなかった施設について、甲に直ちに報告するものとする。

(市民への公表)

第 8 条 甲は、前条により開設の報告を受けた施設について、ホームページなどに

より、市民に応急給水場所として公表する。

- 2 甲は、前条第2項により施設の被災、又は異常の報告を受けた場合は、速やかにその事実と代替となる災害拠点給水施設について市民に公表する。

（開設後の運営）

第9条 乙は、第4条により災害拠点給水施設の開設を行った場合は、施設の利用状況を巡回により確認し、付近道路の著しい渋滞や利用者からの苦情などの問題を把握した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙から問題の報告を受けたときは、甲の責任において対処するものとする。

（災害拠点給水施設の閉設）

第10条 甲は、通常給水の開始により市民への応急給水の必要がなくなった場合は、乙に対して運営の終了を口頭で通知する。

- 2 甲は、前項の場合において、速やかに災害拠点給水施設の閉設を行う。

（経費の負担）

第11条 この協定に基づき、乙が行った災害拠点給水施設の開設及び運営に要した費用については、甲乙が協議して決定するものとする。

（第三者への損害）

第12条 乙が、この協定に基づく業務により、第三者に損害を与えたときは、乙の責任において対応するものとする。

（労災補償）

第13条 この協定に基づき、開設及び運営に従事する乙の職員がその業務中に負傷等した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市 代表者
豊田市事業管理者 前 田 雄 治

乙 豊田市元宮町 4 丁目 1 番地
一般財団法人 豊田市水道サービス協会
理事長 横 地 清 明

別紙 1

災害拠点給水施設一覧表

災害拠点給水施設名称	所在地	備考
篠原配水場	篠原町切山 2 - 1 0	
乙部ヶ丘高区配水場	乙部ヶ丘 4 - 4 - 5	
高町配水場	高町東山 8 - 9	
花本配水場	花本町青木 9 7 - 9	
川田水源送水場	水間町 1 - 3 0	
竜宮水源送水場	竜宮町 1	
五ヶ丘配水場	五ヶ丘 8 - 3 2 - 1	
高岡配水場	上丘町三笠 1 2 1	
中切水源配水場	畝部東町池田 3 2 - 2	
西中山送配水場	西中山町十七屋 1 2 4 - 1 6	
深見配水場	深見町岩屋 1 0 6 7 - 1 6	
第 2 京ヶ峰配水場	東山町 6 - 1 4 5 0	

(7 7) 物 流 ド ロ ー ン の 災 害 時 活 用 及 び 社 会 実 装 促 進 に 向 け た 協 定

((株) SkyDrive) (次 世 代 産 業 課)

豊田市（以下「甲」という。）と、株式会社 SkyDrive（以下「乙」という。）は、物流ドローンの災害時活用及び社会実装促進に関して、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第11条 この協定は、乙が開発する物流ドローンについて、災害時の活用及び社会実装促進を図り、豊田市民の安全と地域の持続的な発展を実現することを目的とする。

(協 定 の 内 容)

第12条 豊田市で大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して物流ドローン及び関連資材等（以下「物流ドローン等」という）の提供の支援協力を要請することができる範囲は以下のとおりとし、乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲で対応するように努めるものとする。

- (1) 甲の管理する地域内輸送拠点において使用する物流ドローン等の提供（拠点への輸送及び維持管理を含む）
 - (2) 甲の組織するドローン飛行隊のパイロットに対し、乙が開発する物流ドローン向けの操作トレーニング実施
 - (3) 乙が開発する物流ドローンのパイロット派遣
 - (4) その他甲乙が災害に関する支援協力として行うことを相当と認めたもの
- 2 物流ドローンの社会実装の促進のため、前項以外の物流ドローンの活用の検討及び必要な実証実験等を甲乙連携して実施するものとする。

(要 請 手 続)

第13条 甲が第 2 条第 1 項に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、文書にて甲に報告するものとする。
- 3 甲は、第 2 条第 1 項に掲げる支援協力を受けようとする場合、乙が機体提供に際して遵守を求める安全ガイドラインやユーザーマニュアル等を遵守することを前提に物流ドローン運用を行うものとする。

(費 用 負 担)

第14条 第 2 条第 1 項に規定する甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

- (1) 物流ドローン等の借用費 実勢相場相当
- (2) 物流ドローン等の輸送費用 実勢相場相当
- (3) 物流ドローンのパイロット派遣費用 実勢相場相当

(費用の支払)

第15条 前条第 1 項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(平常時からの連携)

第16条 第 2 条第 1 項における協力のため、甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法等を定め、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(委任)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 6 月 2 5 日

甲 豊田市西町 3 丁目 6 0 番地

豊 田 市

市 長

乙 東京都新宿区大久保 3 - 8 - 1 - 1 4 0 4

株式会社 SkyDrive

代表取締役

(7 8) 飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書 (足助自治区)

((上下水) 総務課)

豊田市 (以下「甲」という。) と足助自治区 (以下「乙」という。) は、飲料用循環式耐震性貯水槽 (以下「飲料用貯水槽」という。) の運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第 1 条 この覚書は、地震災害等が発生した際に、甲乙双方が協力して市民に応急給水を行うため、飲料用貯水槽の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象となる飲料用貯水槽)

第 2 条 この覚書の対象となる施設は、豊田市足助町宮平 3 4 番地 2 及び 3 5 番地 8 (宮町駐車場) に甲が設置した飲料用貯水槽とする。

(飲料用貯水槽の開設)

第 3 条 乙は、次の各項に該当する場合は、前条の飲料用貯水槽を開設し、飲料用貯水槽の給水栓から水が出る状態にする。

- 2 市内で震度 6 弱以上が観測される地震が発生した場合
- 3 地域で断水が発生し地元が必要と判断した場合
- 4 甲から乙へ開設の依頼があった場合

(開設の報告)

第 4 条 乙は、第 2 条の飲料用貯水槽の開設が完了したら、甲に当日中に報告するものとする。何らかの理由により開設できなかった場合も同様とする。

(開設後の運営)

第 5 条 乙は、前条により飲料用貯水槽の開設を行った場合は、施設の利用状況を巡回により確認し、付近道路の著しい渋滞や利用者からの苦情などの問題を把握した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙から報告を受けたときは、甲の責任において対処するものとする。

(開設の手続き)

第 6 条 甲は、市民への応急給水が不要となった場合は、乙に対して運用の終了を口頭で通知し、飲料用貯水槽の閉設を行う。

(協議)

第 7 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 8 条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日の翌日から起算して 1 年間とする。ただし、当事者が、契約満了の 1 か月前までに相手方に対して書面により更新

しない旨の通知をしない限り、本覚書は期間満了日の翌日より起算して同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

この覚書の成立を証するため、覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年 7月 1日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市事業管理者 前 田 雄 治

乙 豊田市足助町新町13番地5
足助自治区
区 長 三 宅 利 幸

(7 9) 飲料用循環式耐震性貯水槽の運用に関する覚書 (花山自治区)

((上下水) 総務課)

豊田市 (以下「甲」という。) と花山自治区 (以下「乙」という。) は、飲料用循環式耐震性貯水槽 (以下「飲料用貯水槽」という。) の運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第 1 条 この覚書は、地震災害等が発生した際に、甲乙双方が協力して市民に応急給水を行うため、飲料用貯水槽の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象となる飲料用貯水槽)

第 2 条 この覚書の対象となる施設は、豊田市花沢町南川 2 3 番 1 9 地先 (地域建設課所管資材置き場) に甲が設置した飲料用貯水槽とする。

(飲料用貯水槽の開設)

第 3 条 乙は、次の各項に該当する場合は、前条の飲料用貯水槽を開設し、飲料用貯水槽の給水栓から水が出る状態にする。

- 2 市内で震度 6 弱以上が観測される地震が発生した場合
- 3 地域で断水が発生し地元が必要と判断した場合
- 4 甲から乙へ開設の依頼があった場合

(開設の報告)

第 4 条 乙は、第 2 条の飲料用貯水槽の開設が完了したら、甲に当日中に報告するものとする。何らかの理由により開設できなかった場合も同様とする。

(開設後の運営)

第 5 条 乙は、前条により飲料用貯水槽の開設を行った場合は、施設の利用状況を巡回により確認し、付近道路の著しい渋滞や利用者からの苦情などの問題を把握した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙から報告を受けたときは、甲の責任において対処するものとする。

(閉設の手続き)

第 6 条 甲は、市民への応急給水が不要となった場合は、乙に対して運用の終了を口頭で通知し、飲料用貯水槽の閉設を行う。

(協議)

第 7 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 8 条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日の翌日から起算して 1 年間とする。ただし、当事者が、契約満了の 1 か月前までに相手方に対して書面により更新

しない旨の通知をしない限り、本覚書は期間満了日の翌日より起算して同一条件にて更新されるものとし、以後同様とする。

この覚書の成立を証するため、覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 4 月 1 日

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市事業管理者 前 田 雄 治

乙 豊田市町花沢町ハマイバ30・31番1
花山自治区
区 長 加 藤 繁 廣

(8 0) 災害時における応急支援活動に関する協定書 (荏原商事株式会社中部支社)
((上下水) 総務課)

豊田市 (以下「甲」という。) と荏原商事株式会社中部支社
(以下「乙」という。) は、地震や風水害等の大規模災害が発生し、甲が被災した際
(以下「災害時」という。) における応急支援活動について、次のとおり協定を締結
する。

(目的)

第 1 条 この協定は豊田市内において、災害時における上下水道環境の保全及び復旧
を円滑に遂行するための応急支援活動について、甲が乙に協力を要請するに当たり、
必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定における「大規模災害」とは、災害対策基本法 (昭和 3 6 年法律第
2 2 3 号) 第 2 条第 1 号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生じるものをいう。

(協力要請)

第 3 条 甲は、災害時において応急支援活動の協力が必要と判断する場合には、乙に
対して協力要請を行うことができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けたときは、その緊急性を鑑み、可能な範囲で協力を
行うものとする。

3 甲が、乙に対して行う協力要請は災害時における協力要請書 (様式第 1 号) に次
の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要す
るときは電話など口頭で要請し、事後、速やかに文書で連絡するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 要請業務の内容

ア 応援人員数

イ 応援資器材

ウ 応援期間

(3) その他必要な事項

(応急支援活動の協力)

第 4 条 乙は、第 3 条に基づく協力要請があった場合、優先的かつ速やかに出勤し、
甲の指示に従い、応急支援活動に従事するものとする。

2 乙は、応急支援活動の終了後、遅滞なく災害時における協力実績報告書 (様式第
2 号) により活動内容、活動時間及び活動人数等を甲へ報告するものとする。

(費用負担)

第 5 条 本協定における応急支援活動に要した費用の負担は、甲乙協議して決定する
ものとする。

(災害補償等)

第 6 条 この協定に基づき応急支援活動に従事した乙の職員が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 1 月 1 日

（甲）愛知県豊田市西町 3 丁目 6 0 番地
豊田市
代表者 豊田市事業管理者 前田 雄治

（乙）名古屋市中村区名駅 1 - 1 - 4
荏原商事株式会社中部支社
支社長 山本 和正

(8 1) 災害時における応急資機材等の提供に関する協定書 (明和工業 (株))

((上下水) 総務課)

豊田市事業管理者 (以下「甲」という。) と 明和工業株式会社 (以下「乙」という。) は、災害時における応急資機材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害 (以下「災害」という。) により、甲が被災し水道水の供給に支障が生じた場合、若しくは生ずる可能性がある場合において、甲が乙に対して応急資機材等の提供を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

(提供を受ける応急資機材等)

第 2 条 甲が乙に対して提供を要請する応急資機材等は、次のとおりとする。

- (1) 水道本管の仮配管に使用する仮設レンタル管 (R E P C S φ 50 ~ 400 A)
- (2) 応急給水栓 (レスキュータップ)
- (3) レスキュータンク (1.0 t)
- (4) 仮設貯水タンク (3 t 、 6 t 、 20 t 、 40 t)
- (5) 蓄電池 (可搬型、車両接続型)

2 乙は、前項各号の応急資機材等について、甲から乙に対して要請がされた場合は、できる限りの提供を行うものとする。

(提供の要請)

第 3 条 甲は、第 1 条の定めにより応急資機材等の提供が必要なときは、次の内容を記載した要請書 (別紙 1) により、乙に要請するものとする。

- (1) 提供を要請する応急資機材等の名称と数量
- (2) 提供を開始する希望日
- (3) 応急資機材等の配送場所
- (4) 甲の担当者の連絡先
- (5) その他提供に関して必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合においては、電話等により応急資機材等の提供の要請を行うことができるものとする。この場合においては、甲は乙に対し事後に要請書を提出するものとする。

(要請への回答・報告)

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた場合は、速やかに対応の可否を甲に回答する。

2 乙は、提供が可能な場合は、乙の担当者氏名、連絡先を速やかに甲に報告するものとし、夜間、休日等の連絡先が異なる場合は、夜間、休日等の連絡先も含めて報告するものとする。

(応急資機材等の提供と回収)

第 5 条 甲は、乙から提供が可能であると回答を受けた場合は、第 3 条第 1 項第 4 号及び第 4 条第 2 項の甲乙双方の担当者により、提供の日時、配送経路などの詳細を

調整するものとする。

- 2 甲は、乙から提供を受けた応急資機材等について、善良な管理者の注意のもと取扱うものとする。
- 3 甲は、乙から提供を受けた応急資機材等に不具合等があり、使用に支障がある場合は、速やかに乙に報告し、代替品の提供を受けるものとする。ただし、不具合の理由が甲にある場合は、不具合のある応急資機材等も提供を受けたものとして、提供数量に計上するものとする。
- 4 甲は、提供を受けた応急資機材等について不要となった場合は、速やかに乙に連絡し、回収の方法などを調整する。
- 5 乙は、甲から提供の終了の連絡を受けた場合は、甲との調整結果に基づき、応急資機材等を回収するものとする。

（費用の負担）

- 第6条 乙がこの協定に基づき提供した応急資機材等の提供及び回収に要する費用は、甲乙が別に協議し、甲が負担するものとする。
- 2 甲は、乙から提供を受けた応急資機材等に破損、故障を生じさせた場合は、その費用負担について乙と別に協議するものとする。

（労災補償）

- 第7条 本協定の要請に基づく応急資機材等の提供のための荷造り、輸送活動などにより、乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡体制の整備）

- 第8条 甲及び乙は、第3条第1項第4号及び第4条第2項に基づく甲乙双方の担当者により、必要な情報を随時、交換するものとする。
- 2 甲及び乙は、担当者の氏名等に変更がある場合は、遅滞なく電話等により相手方に通知するものとする。

（数量の把握と紛失時の補償）

- 第9条 乙は、この協定により提供した応急資機材等の数量等の把握に努め、提供時と回収時の数量に差がある場合は、甲に報告するものとする。
- 2 甲は、前項により報告を受けた場合は、速やかに調査を実施し、その結果を乙に報告するものとする。
 - 3 甲は、数量の差が甲の責任による紛失などを理由とする場合は、その損失を乙に補償しなければならない。

（協議事項）

- 第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

- 第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(代表者の変更)

第 12 条 甲又は乙の代表者に変更があるときは、協定書の効力に影響は生じないものとし、新たな代表者名での協定書の再締結は行わないものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 11 月 1 日

甲 豊田市事業管理者 前 田 雄 治

乙 明和工業株式会社
代表取締役社長 関 根 聡 史

(別紙 1)

応急資機材等の提供要請書

年 月 日

明和工業株式会社 様

豊田市事業管理者

災害時における応急資機材等の提供に関する協定書に基づき、下記のとおり応急資機材等の提供を要請します。

記

1	応急資機材等の名称及び数量 ・仮設レンタル管 Φ 50mm L = m - Φ 80mm L = m - Φ 100mm L = m - Φ 150mm L = m - Φ mm L = m - Φ mm L = m ・応急給水栓 基 ・応急給水タンク 基 ・緊急用飲料水備蓄タンク（20 t、40 t） 基 ・蓄電池（可搬型、車両接続型） 基
2	提供開始希望日 年 月 日（あくまで希望日となります。） 希望日までに提供が不可能な場合は、別途提供日を協議します。
3	配送場所 ※詳細な場所は添付図面をご覧ください。 豊田市 町 地先（ ） 豊田市 町 地先（ ）
4	担当者連絡先 上下水道局 課 担当 電話 — F A X —
5	その他

(8 2) 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書（市内キッチンカー事業者）

（防災対策課）

豊田市（以下「甲」という。）と「事業者名」（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、豊田市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続等を定めることを目的とする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙 に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において甲だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- (3) 乙が調達可能な物資の供給
- (4) 甲が提供する米等の食材の調理
- (5) その他甲が指定する支援

（要請の方法）

第 4 条 前条の要請は、別に定める協力要請書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に伴う措置）

第 5 条 甲から第 3 条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合は、特定原材料 7 品目及び特定原材料に準じるもの 2 1 品目について、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（実施報告）

第 6 条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式により実施報告を行うものとする。

（費用の負担）

第 7 条 乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担する

ものとする。ただし、移動が広範囲に渡る場合等、通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲と乙が協議の上、負担額を調整するものとする。

（連絡体制の整備）

第8条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（暴力団排除）

第10条 乙が第5条第1項の規定により協力を行う場合において、協力の実施に関わる個人又は団体が豊田市暴力団排除条例（平成23年豊田市条例第30号）第2条第1号及び第2号のいずれかに該当または該当のおそれがあることが判明した場合には、この協定を終了する。

2 前項によりこの協定が終了したときは、甲、乙は協定終了により乙に生じた一切の損害について、賠償責任を負わないものとする。

（有効期間等）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲と乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県豊田市西町 3-60
豊田市
豊田市長 太田稔彦

乙 ○○
屋号
代表者名

豊田市（以下「甲」という。）と市内仏教会 4 団体（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、豊田市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する被災者支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 被災者及び帰宅困難者を一時的に受け入れることを目的とした、災害時協力避難場所としての場所の提供
- (2) 洪水や内水氾濫時における、車両の待避場所としての場所の提供
- (3) 遺体の一時安置所としての場所の提供
- (4) 遺体の一時安置所における枕経等の読経
- (5) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 協力の要請は、予め協力の意向を示した、乙に加盟している寺院（以下「加盟寺院」という。）に対して、甲が依頼するものとする。

3 前項における依頼を受けた加盟寺院は、可能な範囲において、応じるものとする。

（利用可能な期間）

第 3 条 前条第 1 項第 1 号から第 3 号における施設の利用期間は、原則として要請を受けたときから 1 週間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は加盟寺院と協議のうえ、延長を申請することができるものとする。

（業務の履行）

第 4 条 乙は、第 2 条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えるものとする。ただし、乙は、地域住民等が施設に避難した際に発生した避難所等の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、第 2 条に基づく業務を実施したときは、以下の内容を甲に報告するものとする。

- (1) 被災者及び帰宅困難者の受け入れ人数
- (2) 遺体を受け入れた数
- (3) その他、業務実施により要した消耗品等の品目と数量

（経費の負担及び価格）

第 6 条 甲の要請に基づく第 2 条の支援業務の遂行に関する消耗品等の経費については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ決定する。ただし、役務に関しては原則無償とする。

（経費の請求）

第 7 条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、書面により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費

用を支払うものとする。

3 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合の経費は、その要請を行った遺族等に請求する。

（一時受け入れ等の終了）

第8条 甲は、第2条第1項第1号から第3号の要請事項を終了する際には、当該加盟寺院に対して速やかに連絡するものとする。

（施設及び備品の保全）

第9条 甲は、当該加盟寺院の施設使用時は、施設及び備品等の保安に努めるものとする。また、施設使用後は、乙の立ち合いのもと、施設の破損等について確認した結果、寺院からの指摘事項については、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（被災時の補償）

第10条 甲の第2条の要請に応じた当該加盟寺院の従業員（寺院の依頼により従事した者を含む。）が要請された業務を理由に負傷等した場合は、甲が補償するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、協定期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月21日

甲 豊田市
豊田市西町3丁目60番地
豊田市長 太田稔彦

乙 市内仏教会4団体

(8 4) 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 (佐川急便株式会社)
(防災対策課)

豊田市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、豊田市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる豊田市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、豊田市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
 - (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
 - (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
 - (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(平素からの連携)

第8条 甲と乙は、災害時における連絡先や連絡方法を定め、相互の連絡に必要な体制、整備に努めるものとする。また、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて訓練等を実施し連携の強化を図るものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第10条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第11条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 5 年 3 月 1 0 日

甲 愛知県豊田市西町 3-60
豊田市
豊田市市長

乙 静岡県浜松市中区高丘西 4 丁目 7 番 22 号
佐川急便株式会社 東海支店
執行役員 支店長

豊田市（以下「甲」という。）と学校法人藤田学園 藤田医科大学（以下「乙」という。）は、地域防災力向上及び災害時における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、大規模な災害等を想定し、甲及び乙が連携して平時の地域防災力の向上を図るとともに、発災時には災害により被災した者又は被災する恐れのある者（以下これらを「被災者」という。）を支援するために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲及び乙は、平時から相互に協力し防災・減災力向上に関する連携を図るものとする。

2 甲は、災害時に乙に対し、指定する避難場所への人的支援を依頼し、次の事項について支援を要請することができる。乙は、甲の要請に対して可能な範囲で協力するものとする。

(1) 避難場所における被災者支援

乙は、甲から要請を受けた場合、指定された避難場所に職員及び学生を派遣して、被災者支援に当たるものとする。

(2) 避難場所の衛生管理

乙は、甲から要請を受けた場合、避難所の感染症等まん延防止のため、派遣先の避難場所の衛生管理を指導するものとする。

(3) その他

乙は、甲から被災者の支援に関してその他の要請を受けた場合、甲乙が協議して決めるものとする。

(情報の共有)

第3条 甲及び乙は、災害時にはあらゆる通信手段を使用し連絡を取り合い、互いに情報を共有するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における被災者支援に関して円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報交換を行うとともに、その他防災活動についての情報交換も行うものとする。

(費用の負担)

第4条 前条の規定により、乙が支援活動を行う場合に要する経費は、乙の負担とする。ただし、乙が支援活動を行うに当たり、乙が調達した物資については、甲がその実費を負担する。

2 第3条の規定により、乙が支援を実施する際に、第三者に損害が発生した場合（乙の故意又は重過失による場合を除く。）は、乙は一切の責任を免れるものとし、甲が一切の責任を負担するものとする。

(災害補償)

第5条 第3条の規定により支援活動に従事した者が、当該業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費用は、甲が負担するものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和6年8月29日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、その後において有効期間が満了したときも、同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して必要な事項は、その都度、甲乙協議の

うえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、両者署名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市役所
市長

乙 愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1 番地 98
学校法人藤田学園 藤田医科大学
理事長

(8 6) 大規模災害発生時における物資供給等の協力に関する協定書 (株式会社ドン・キホーテ)
(警棒救急課)

(趣旨)

第 1 条 豊田市 (以下「甲」という。) と株式会社ドン・キホーテ (以下「乙」という。) は、他県へ応援出動 (緊急消防援助隊や、相互応援協定に基づく支援活動) する甲に対し、乙が物資供給する事項について、次のとおり協定を締結する。なお、乙の有効店舗は豊田市内の店舗 (MEGA ドン・キホーテ豊田本店、ドン・キホーテ豊田店) とする。

(協力事項の発動)

第 2 条 この協定に定める協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときとする。

(物資供給の要請手続等)

第 3 条 甲の乙に対する要請手続は、物資供給要請書 (別紙 1) をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話で要請し、事後速やかに物資供給要請書 (別紙 1) を提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡を受けたとき、営業時間内において可能な限り物資の供給に努めるものとする。

(物資供給の協力)

第 4 条 災害発生時において、甲は、乙に対して次の物資について供給の要請をすることができる。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) その他甲が指定する物資

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、供給に対する協力を積極的に努めるものとする。

(物資の運搬)

第 5 条 物資の運搬は、甲が行うものとする。

(連絡体制)

第 6 条 甲と乙は、連絡体制について、災害発生時緊急連絡体制表 (別紙 2) により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(費用の負担)

第 7 条 第 4 条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用については、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により、乙から費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、購入当日に請求金額を支払うものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1 年間とする。

2 前項の有効期間が満了する 1 か月前までに、甲、乙がいずれからも異議の申し立てがないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議する。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市
豊田市長

乙 東京都目黒区青葉台2-19-10
株式会社ドン・キホーテ
代表取締役社長

(8 7) 災害時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書

(中日本高速道路株式会社 名古屋支社 豊田保全・サービスセンター)
(防災対策課)

豊田市（以下、「甲」という。）と中日本高速道路株式会社名古屋支社豊田保全・サービスセンター（以下、「乙」という。）は、甲が災害から地域住民等の生命を守るため、乙が管理する高速道路区域の一部を甲が一時的に使用すること（以下、「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第 1 条 この協定は、豊田市内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、乙の管理する高速道路区域の一部を地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所として甲が使用することについて、必要な事項を定めるもの。

(使用目的)

第 2 条 甲は、豊田市内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合で地域住民等が他の避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、当該地域住民等の生命を守るための緊急かつ一時的な避難場所として次条に定める区域を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、事前に乙と協議の上、避難訓練を実施することができるものとする。

(使用区域)

第 3 条 甲が使用できる高速道路の区域（以下「使用区域」という。）は、乙が管理する高速道路区域（原則本線部を除く）とする。ただし、使用区域への地域住民等の流入方法等については、別途確認書等で定めるものとする。

2 甲は、使用区域の一時使用に当たり、使用区域に存する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は使用区域内に新たな施設を設けようとするときは、あらかじめ乙と協議の上、道路法その他関係法令に基づく手続き又は必要な協議を行う。なお、詳細については、別途確認書等で定めるものとする。

(目的外の使用の禁止)

第 4 条 甲は、使用区域を第 2 条の目的以外に使用してはならない。

(使用期間)

第 5 条 甲が使用区域を一時使用できる期間は、豊田市内で災害が発生し、又はそのおそれが生じたときから避難の必要がなくなったとき（豊田市内に発表された避難指示等が解除されたとき。）まで及び避難訓練を実施するとき。

(使用料)

第 6 条 甲がこの協定による使用区域の一時使用に係る使用料は、無償とする。

(原状復旧)

第 7 条 この協定による一時使用に起因して使用区域内の道路施設が損傷したときは、甲の負担

により原形に復旧するものとし、その復旧方法について、甲、乙協議するものとする。

（安全対策）

第8条 甲は、使用区域の一時使用に当たっては、その安全確保について一切の責任を負うものとし、具体の安全対策について、乙と協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 甲は、一時使用又は安全対策により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、事故の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙いずれからの解除の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除の申し入れを行うものとする。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月17日

甲 愛知県豊田市西町3丁目60

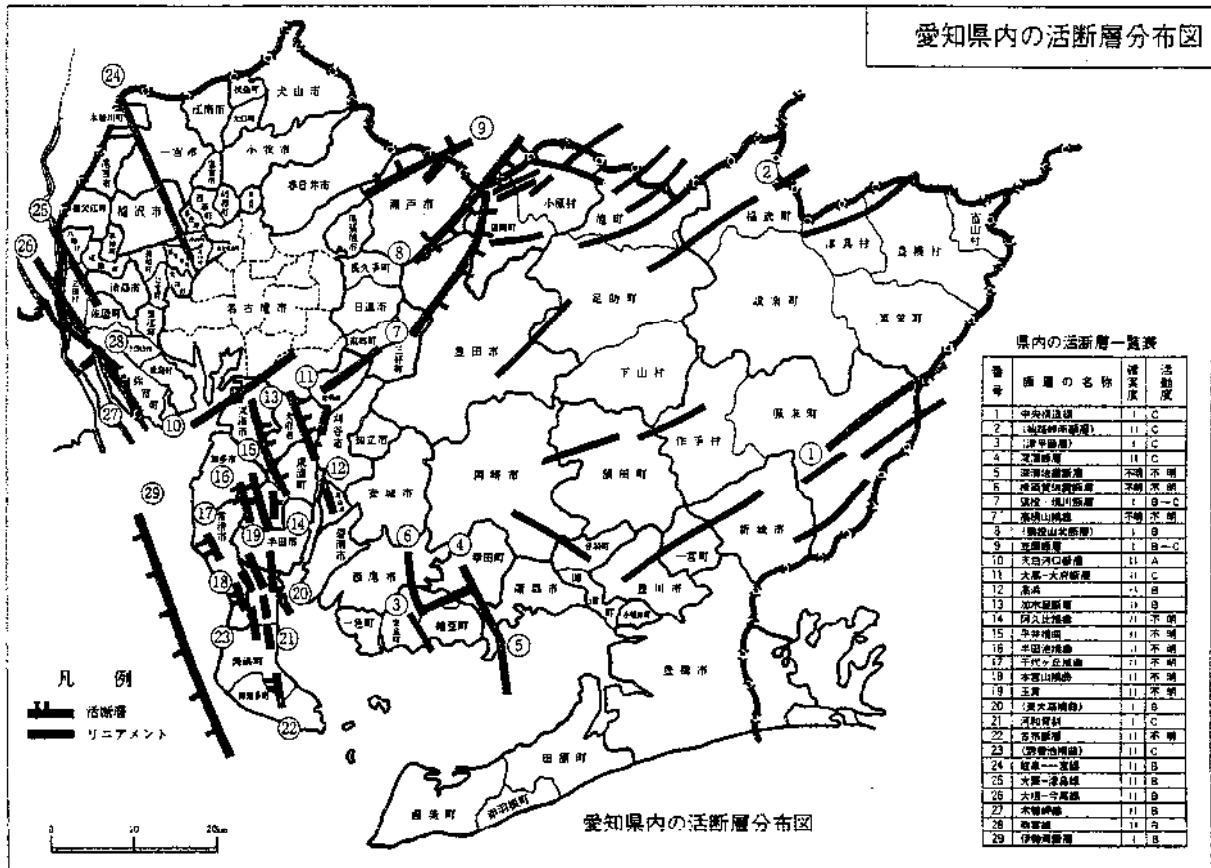
豊田市長 太田 稔彦

乙 愛知県豊田市大屋敷57
中日本高速道路株式会社 名古屋支社
豊田保全・サービスセンター

所長 木村 秀之

第10 その他

1 活断層分布図



愛知県防災会館地質部 愛知県下型大地震対策調査研究報告書

2 気象庁震度階

気象庁「計測震度の算出方法」参照

気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5未満	5 弱	4.5以上5.0未満
1	0.5以上1.5未満	5 強	5.0以上5.5未満
2	1.5以上2.5未満	6 弱	5.5以上6.0未満
3	2.5以上3.5未満	6 強	6.0以上6.5未満
4	3.5以上4.5未満	7	6.5以上

注) 計測震度は、震度計内部で以下のようなデジタル処理によって計算されます。

- 1 デジタル加速度記録3成分（水平動2成分、上下動1成分）のそれぞれに、フーリエ変換を求める
- 2 地震波の周期による影響を補正するフィルターを掛ける。
- 3 逆フーリエ変換を行い、時刻歴の波形にもどす。
- 4 得られたフィルター処理済みの3成分の波形をベクトルの的に合成する。
- 5 ベクトル波形の絶対値がある値 a 以上となる時間の合計を計算したとき、これがちょうど0.3秒となるような a を求める。
- 6 この a から $I = 2 \log a + 0.94$ により計測震度 I を計算する。計算された I の小数第3位を四捨五入し、小数第2位を切り捨てたものを計算震度とする。

気象庁「気象庁震度階級関連解説表」参照

気象庁震度階級関連解説表

« 使用にあたっての留意事項 »

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。

5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しいなど、 行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本 で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることが ある。固定していない家具が 倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちること がある。補強されていないブ ロック塀が崩れることがあ る。据付けが不十分な自動販 売機が倒れることがある。自 動車の運転が困難となり、停 止する車もある。
6弱	立っていることが困難にな る。	固定していない家具の大半が 移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがあ る。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下することがある。
6強	立っていることができず、は わなないと動くことができな い。揺れにほんろうされ、動 くこともできず、飛ばされる こともある。	固定していない家具のほとん どが移動し、倒れるものが多 くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下する建物が多くな る。補強されていないブロッ ク塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとん どが移動したり倒れたりし、 飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下する建物がさらに多 くなる。補強されているブロッ ク塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。
		壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。

		瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。
		傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が増える。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	まれに傾くことがある。	

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。
		1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 地震観測所

震度観測点一覧表（豊田市及び近隣市町村分）

「愛知県地域防災計画附属資料」参照

所属の分類 気：気象庁 県：愛知県 市：市町村

市町村名	震度観測点名称	観測点所在地	所属
豊田市	保見町	豊田市保見町権堂坊 1 0	市
〃	百々町	豊田市百々町 5 - 2 7	市
〃	坂上町	豊田市坂上町郷敷 1 - 1	市
〃	畝部西町	豊田市畝部西町蓮台 6 9 - 1	市
〃	駒場町	豊田市駒場町新生 5 8	市
〃	豊田市消防本部	豊田市長興寺 5 - 17 - 1	県
〃	藤岡支所	藤岡飯野町田中245	県
〃	小原支所	小原町上平441 - 1	県
〃	足助支所	足助町宮ノ後26 - 2	県
〃	下山支所	大沼町越田和37 - 1	県
〃	旭支所	小渡町船戸15 - 1	県
〃	稲武支所	稲武町竹ノ下 1 - 1	県
〃	豊田市小坂本町	豊田市小坂本町	気
〃	豊田市大洞町	豊田市大洞町鎌ヶ平	気
岡崎市	岡崎市役所額田支所	岡崎市榎山町字山ノ神21 - 1	県
〃	岡崎市若宮町	岡崎市若宮町	気
瀬戸市	瀬戸市市役所	瀬戸市追分町64-1	県
刈谷市	衣浦東部広域連合 刈谷消防署	刈谷市寿町 1 - 201 - 1	県
安城市	衣浦東部広域連合 安城市消防署	安城市横山町浜畔上111	県
新城市	新城市役所	新城市字東入船115	県
〃	新城市役所鳳来総合支所	新城市長篠字仲野16-11	県
〃	新城市役所作手総合支所	新城市作手高里字縄手上60	県
〃	新城市乗本	新城市乗本字長筋	気
〃	新城市作手清岳	新城市作手清岳字ドンボリ	気

知立市	衣浦東部広域連合 知立消防署	知立市弘法 2 - 1 - 5	県
日進市	日進市役所	日進市蟹甲町池下268	県
みよし市	みよし市役所	みよし市三好町小坂50	県
長久手市	長久手市役所	長久手市岩作城の内 6 0 - 1	県
設楽町	設楽町役場	設楽町田口辻前 1 4	県
〃	設楽町役場津具総合支所	設楽町津具字下川原 5 - 1	県

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

4 予警報等の種類と発表基準

(1) 特別警報

ア 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表されます。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm※2以上となった格子のみをカウント対象とする）。

※1 降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※2 1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表されます。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下、最大風速60m/s以上としています。

台風については、指標となる中心気圧、最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されます。

温帯低気圧については、指標となる最大風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されます。

(ウ) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報が発表されます。

イ 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

(ア) 略語の意味は以下のとおり。

R 48 : 48時間降水量(mm)

R 03 : 3時間降水量(mm)

S W I : 土壌雨量指数 (Soil Water Index) 。

(イ) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

(ウ) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5 km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5 km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一時細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R 48	R 03	S W I
愛知県	愛知県	西部	西三河北西部	豊田市西部	355	142	227
〃	〃	東部	西三河北東部	豊田市東部	402	145	250

ウ 各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪部下 (cm)	既往最深積雪 (cm)
愛知県	名古屋	23*	49
〃	伊良湖※	—	12

(ア) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。

(イ) 値が“-”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。

(ウ) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。

(エ) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

(オ) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(2) 気象・水象に関する予報警報

愛知県の警報基準

警報の種類	基準
暴風（平均風速）	陸上 20 m/s 海上 23 m/s
暴風雪（平均風速）	陸上 20 m/s 海上 23 m/s 雪を伴う
大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合
洪水	区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合
大雪（12 時間降雪の深さ）	平地 10 cm 山地 20 cm

※ 1 警報名の欄の（ ）内は基準となる気象要素等を示す（T P は東京湾平均海面）。

※ 2 基準における「…以上」の「以上」を省略した。

愛知県の注意報基準

注意報の種類	基準
強風（平均風速）	陸上 13 m/s 海上 16 m/s
風雪（平均風速）	陸上 13 m/s 海上 16 m/s 雪を伴う
大雨	区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合
洪水	区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合
大雪（12 時間降雪の深さ）	平地 5 cm 山地 10 cm
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾燥	最小湿度 30 % で、実効湿度 60 %
濃霧（視程）	陸上 100 m 海上 500 m
霜（最低気温）	早霜・晩霜期に最低気温 3℃
低温（最低気温）	冬季：最低気温 - 4℃
着氷・着雪	著しい着氷（着雪）が予想される場合

※ 1 注意報名の欄の（ ）内は基準となる気象要素等を示す（T P は東京湾平均海面）。

※ 2 風雪、強風、波浪、高潮、大雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。

乾燥、濃霧、霜注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示し、RTは総雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- (2) 大雨及び洪水の欄中、「and」は2つの指標による基準を示す。例えば、「R1=70 and R3=150」であれば、「1時間雨量70mmかつ3時間雨量150mm以上」を意味する。
- (3) 大雨及び洪水の欄中、「,」は2つの基準を示す。例えば「R1=30, R3=70」であれば、「1時間雨量30mm以上あるいは3時間雨量70mm以上」を意味する。
- (4) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は下図の「平坦地、平坦地以外の地域」を参照。
- (5) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

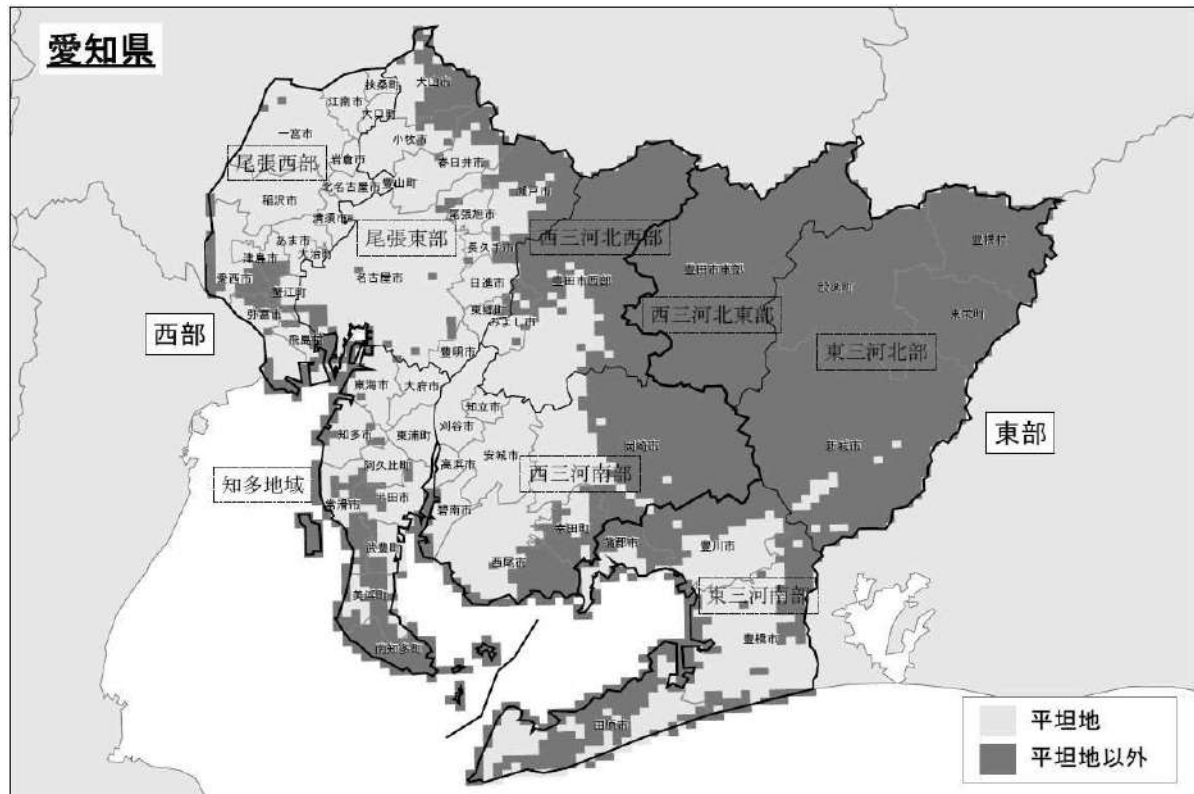
流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が30パーミル（1000分の1）以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

平坦地、平坦地以外の地域



(気象庁「警報・注意報発表基準－愛知県」)

(別表 1) 大雨警報基準

(愛知県地域防災計画附属資料)

市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
尾張東部	名古屋市	23	130
	瀬戸市	25	88
	春日井市	22	138
	犬山市	23	104
	小牧市	24	143
	尾張旭市	19	152
	豊明市	24	130
	日進市	24	143
	長久手市	25	152
	東郷町	24	143
尾張西部	一宮市	23	-
	津島市	20	-
	江南市	17	-
	稲沢市	23	-
	岩倉市	23	-
	愛西市	23	-
	清須市	22	-
	北名古屋市	22	-
	弥富市	23	-
	あま市	18	
	豊山町	19	-
	大口町	22	-
	扶桑町	23	-
	大治町	23	-
	蟹江町	22	-
	飛島村	22	-
知多地域	半田市	20	171
	常滑市	18	129
	東海市	22	138
	大府市	22	138
	知多市	20	130
	阿久比町	25	171
	東浦町	22	177
	南知多町	21	138
	美浜町	19	147
	武豊町	19	160

市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	岡崎市	22	136
	碧南市	23	150
	刈谷市	24	194
	安城市	25	150
	西尾市	22	137
	知立市	25	-
	高浜市	23	187
	幸田町	24	140
西三河北西部	豊田市西部（※1）	19	88
	みよし市	18	157
西三河北東部	豊田市東部（※2）	18	132
東三河北部	新城市	19	133
	設楽町	20	133
	東栄町	18	163
	豊根村	18	147
東三河南部	豊橋市	24	136
	豊川市	21	138
	蒲郡市	23	130
	田原市	19	142

※震度5強以上の地震等によって地盤が脆弱となり、雨による土砂災害発生の可能性が通常より高いと考えられる地域では、土壌雨量指数基準を暫定的に引き下げて運用することとする

豊田市西部（※1）：豊田市東部の区域を除く

豊田市東部（※2）：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(別表2) 洪水警報基準

(愛知県地域防災計画附属資料)

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
尾張東部	名古屋市	堀川流域=24.8, 荒子川流域=18.5, 地藏川流域=10.2, 香流川流域=14.6, 戸田川流域=7.3, 山崎川流域=11.2, 扇川流域=12.8	堀川流域= (11, 16.9) 荒子川流域= (11, 15) 地藏川流域= (11, 9.1) 香流川流域= (11, 13.6) 山崎川流域= (11, 9.6) 扇川流域= (11, 11.5) 庄内川流域= (15, 29.8) 新川流域= (11, 22.9) 矢田川流域= (11, 26.7) 天白川流域= (13, 11.7) 日光川流域= (11, 27.6)	木曽川中流〔犬山・笠松〕, 庄内川〔志段味・枇杷島・瀬古〕, 愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕, 愛知県日光川水系 日光川〔古瀬〕, 愛知県庄内川水系 新川〔水場川外水位〕
	瀬戸市	水野川流域=16.3, 矢田川流域=19	矢田川流域= (11, 17.1)	庄内川〔志段味〕
	春日井市	内津川流域=16.8, 八田川流域=12.4, 地藏川流域=9.8	内津川流域= (9, 16.5) 八田川流域= (9, 11.1) 地藏川流域= (21, 6.6) 庄内川流域= (9, 45.4)	庄内川〔志段味〕
	犬山市	五条川流域=16.7, 合瀬川流域=6, 薬師川流域=6.9, 郷瀬川流域=13.1	－	木曽川中流〔犬山〕
	小牧市	大山川流域=15.2, 合瀬川流域=11.3, 薬師川流域=8.4	薬師川流域= (18, 6.1)	木曽川中流〔犬山〕
	尾張旭市	矢田川流域=22.1	矢田川流域= (11, 19.8)	－
	豊明市	正戸川流域=7, 皆瀬川流域=7.3	正戸川流域= (11, 6.3) 皆瀬川流域= (11, 6.5)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	日進市	天白川流域=9.6	天白川流域= (11, 8.6)	－
	長久手市	香流川流域=11.7	－	－
	東郷町	境川流域=15.1	－	－
尾張西部	一宮市	五条川流域=19.6, 青木川流域=11.3, 大江用水流域=10, 光堂川流域=6.4, 野府川流域=6.1	五条川流域= (11, 19.3) 青木川流域= (17, 7.6), 大江用水流域= (21, 5.7), 野府川流域= (11, 5.4), 日光川流域= (17, 14.5)	木曽川中流〔犬山・笠松〕, 愛知県日光川水系 日光川〔戸茱・古瀬〕

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基 準
	津島市	善太川流域=7.6	善太川流域= (11, 6.2) 日光川流域= (11, 23.8)	木曽川中流 [犬山・笠松] , 木曽川下流 [木曽成戸] , 愛知県日光川水系 日光川 [古瀬]
	江南市	五条川流域=17.9, 青木 川流域=9.2, 日光川流域=7.7	五条川流域= (18, 12) , 青木川流域= (16, 7.5) , 日光川流域= (8, 6.2)	木曽川中流 [犬山・笠松]
	稲沢市	青木川流域=15.7, 大江 用水流域=12.3, 三宅川 流域=7.2, 領内川流域 =7.2, 福田川流域=11	青木川流域= (8, 14.1) , 三宅川流域= (8, 6.4) , 領内川流域= (22, 5.7) , 福田川流域= (8, 10.6) , 日光川流域= (18, 19.5)	木曽川中流 [笠松] , 木曽川下流 [木曽成戸] , 愛知県日光川水系 日光川 [戸苅・古瀬]
	岩倉市	五条川流域=12.7	五条川流域= (10, 12.6)	木曽川中流 [犬山]
	愛西市	善太川流域=11, 領内川 流域=11.5	—	木曽川中流 [犬山・笠松] , 木曽川下流 [木曽成戸] , 長良川下流 [長良成戸] , 愛知県日光川水系 日光川 [戸苅・古瀬]
	清須市	五条川流域=26	新川流域= (9, 28.8)	木曽川中流 [犬山・笠松] , 庄内川 [志段味・枇杷 島] , 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	北名古屋	五条川流域=17.8, 水場 川流域 6.3, 合瀬川流域 =12.8	五条川流域= (11, 16) , 水場川流域= (11, 5.6) , 合瀬川流域= (13, 11.4) , 新川流域= (11, 25.9)	木曽川中流 [犬山・笠 松] , 庄内川 [志段味・枇杷 島] , 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	弥富市	善太川流域=11, 筏川流 域=13.4	—	木曽川中流 [犬山・笠 松] , 木曽川下流 [木曽成戸] , 愛知県日光川水系 日光川 [戸苅・古瀬]

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基 準
	あま市	五条川流域=25.7, 蟹江 川流域=13.6, 福田川流 域=12.9	蟹江川流域= (10, 13.1) , 福田川流域= (10, 12.6) , 新川流域= (10, 34.4)	木曽川中流 [犬山・笠 松] , 庄内川 [志段味・枇杷 島] , 愛知県日光川水系 日光川 [古瀬] , 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	豊山町	大山川流域=21	－	庄内川 [志段味] , 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	大口町	五条川流域=16.6	五条川流域= (11, 14.9)	木曽川中流 [犬山]
	扶桑町	青木川流域=5.6	青木川流域 (8,5)	木曽川中流 [犬山]
	大治町	福田川流域=14.1	福田川流域= (10, 13.8) , 新川流域= (10, 34.5)	木曽川中流 [犬山・笠 松] , 庄内川 [枇杷島] , 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	蟹江町	蟹江川流域=14.4, 福田 川流域=14.8	蟹江川流域= (10, 12.9)	木曽川中流 [犬山・笠 松] , 木曽川下流 [木曽成戸] , 愛知県日光川水系 日光川 [古瀬] , 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	飛島村	－	－	木曽川中流 [犬山・笠 松] , 愛知県日光川水系 日光川 [古瀬]
知多地域	半田市	阿久比川流域=20.3, 神 戸川流域=11.3	阿久比川流域= (12, 19.1) , 神戸川流域= (12, 9.8)	－
	常滑市	稲早川流域=7.1, 矢田川 流域=14.9, 前山川流域 =10	矢田川流域= (11, 9.1) , 前山川流域= (11, 9.1)	－
	東海市	大田川流域=13.7	大田川流域= (11, 12.3)	愛知県天白川水系 天白川 [天白川]

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基 準
	大府市	五ヶ村川流域=9.3, 鞍流瀬川流域=12.4, 皆瀬川流域=10.2, 石ヶ瀬川流域=8	五ヶ村川流域= (12, 9) , 鞍流瀬川流域= (12, 12.2) , 皆瀬川流域= (12, 9.1) , 石ヶ瀬川流域= (12, 7.2)	愛知県境川水系 境川・逢妻川 [泉田]
	知多市	信濃川流域=10	信濃川流域= (12, 12.5)	－
	阿久比町	阿久比川流域=13.9	阿久比川流域= (12, 12.5)	－
	東浦町	五ヶ村川流域=20.4, 明 徳寺川流域=8.8, 石ヶ瀬 川流域=18	石ヶ瀬川流域= (12, 17.8)	愛知県境川水系 境川・逢妻川 [泉田]
	南知多町	内海川流域=10.6	内海川流域= (10, 10.3)	－
	美浜町	稲早川流域=9.9	－	－
	武豊町	堀川流域=8.8	堀川流域= (12, 7.9)	－
西三河南部	岡崎市	広田川流域=23, 鹿乗川 流域=7.4, 乙川流域 =28.5, 占部川流域 =10.3, 砂川流域=4.8, 伊賀川流域=9.3	広田川流域= (10, 20.7) , 鹿乗川流域= (10, 5.1) , 乙川流域= (14, 25.6) , 占部川流域= (10, 8.5) , 砂川流域= (10, 4.3) , 矢作川流域= (10, 78.7)	矢作川 [高橋・岩津]
西三河南部	碧南市	蜷川流域=10.5, 長田川 流域=10.6	蜷川流域= (10, 10) , 長田川流域= (18, 5.7)	矢作川 [岩津・米津]
	刈谷市	猿渡川流域=16.5, 発杭 川流域=9.3	発杭川流域= (10, 9.2) 境川流域= (10, 24.3) ,	矢作川 [高橋・岩津] , 愛知県境川水系 境川・逢妻川 [泉田・一 ツ木逢妻川]
	安城市	鹿乗川流域=12, 西鹿乗 川流域=7.5, 猿渡川流域 =13.4, 長田川流域 =10.3, 半場川流域=6.7	鹿乗川流域= (10, 10.8) , 西鹿乗川流域= (10, 6.9)	矢作川 [高橋・岩津・米 津]
	西尾市	矢作古川流域=5.4, 北浜 川流域=11.4, 広田川流 域=24.1, 矢崎川流域 =9, 朝鮮川流域=7.2	北浜川流域= (8, 9.1) , 矢崎川流域= (8, 7.5)	矢作川 [岩津・米津]

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基 準
	知立市	猿渡川流域=11.4	猿渡川流域= (10, 10.2) , 逢妻川流域= (10, 22.1)	矢作川 [高橋・岩津] , 愛知県境川水系 境川・逢妻川 [泉田・一 ツ木逢妻川]
	高浜市	稗田川流域=6.6	稗田川流域= (10, 5.9)	矢作川 [岩津・米津]
	幸田町	広田川 (永野) 流域 =22.9, 須美川流域 =4.2, 広田川 (町役場付 近) 流域=11.2, 相見川 流域=8.8	須美川流域= (8, 3.7) , 広田川 (町役場付近) 流域 = (8, 10) , 相見川流域= (8, 7.9)	矢作川 [岩津]
西三河北西部	豊田市西部	家下川流域=9, 巴川流域 =40.7, 安永川流域 =7.3, 加納川流域=7.2, 猿渡川流域 9.5, 逢妻男川 流域=12.2, 逢妻女川流 域=17.6	家下川流域= (10, 8.1) , 巴川流域= (10, 36.6) , 安永川流域= (10, 6.5) , 加納川流域= (10, 6.4) , 逢妻男川流域= (10, 10.9) , 逢妻女川流域= (10, 15.8) , 矢作川流域= (10, 58.5)	矢作川 [高橋・岩津] , 愛知県境川水系 境川・逢妻川 [一ツ木逢 妻川]
	みよし市	境川流域=14.2	－	－
西三河北東部	豊田市東部	矢作川流域=58.1, 名倉 川流域=20.4, 巴川流域 =33.2, 阿摺川流域 =15.8, 大桑川流域 =12.2	矢作川流域= (11, 52.2) , 巴川流域= (13, 30.9) , 阿摺川流域= (11, 14.2) , 大桑川流域= (11, 10.9)	－
東三河北部	新城市	宇連川流域=32.4, 当貝 津川流域=16.6, 海老川 流域 16.1, 巴川 (豊川水 系) 流域=18.1, 巴川 (矢作川水系) 流域 =20.5	－	豊川及び豊川放水路 [石 田]
	設楽町	大入川流域=12, 当貝津 川流域=19.3, 豊川流域 31.9, 名倉川流域=15	－	－
	東栄町	大千瀬川流域=28.6	－	－
	豊根村	大入川流域=21.9, 古真 立川流域=15.6	－	－

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基 準
東三河南部	豊橋市	神田川流域=12, 間川流 域=8.5, 柳生川流域 =9.8, 梅田川流域 =15.2, 紙田川流域=9, 内張川流域=5.4	間川流域= (12, 7.6) , 柳生川流域= (12, 8.8) , 梅田川流域= (12, 11) , 内張川流域= (12, 4.8) , 豊川流域= (16, 44.9)	豊川及び豊川放水路 〔石田・当古・放水路第 1〕
	豊川市	佐奈川流域=13.5, 白川 流域=11.4, 音羽川流域 =12.9	－	豊川及び豊川放水路 〔石田・当古・放水路第 1〕
	蒲郡市	西田川流域=9, 落合川流 域=8.2	－	－
	田原市	汐川流域=13.8, 新堀川 流域=6.8, 免々田川流域 =8.2, 天白川流域=7.5	汐川流域= (12, 13.7) , 天白川流域= (12, 7.1)	－

※複合基準…（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す

(別表3) 大雨注意報基準

(愛知県地域防災計画附属資料)

市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
尾張東部	名古屋市	11	92
	瀬戸市	14	62
	春日井市	12	97
	犬山市	15	73
	小牧市	10	101
	尾張旭市	15	107
	豊明市	15	92
	日進市	12	101
	長久手市	14	107
	東郷町	15	101
尾張西部	一宮市	13	127
	津島市	10	127
	江南市	7	127
	稲沢市	11	127
	岩倉市	13	127
	愛西市	12	127
	清須市	11	127
	北名古屋市	13	127
	弥富市	12	127
	あま市	13	127
	豊山町	13	127
	大口町	13	127
	扶桑町	12	127
	大治町	13	127
	蟹江町	13	127
	飛島村	13	127
知多地域	半田市	16	121
	常滑市	14	91
	東海市	10	97
	大府市	16	97
	知多市	15	92
	阿久比町	15	121
	東浦町	16	125
	南知多町	13	97
	美浜町	15	104
	武豊町	15	113

市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	岡崎市	9	96
	碧南市	13	106
	刈谷市	13	137
	安城市	10	106
	西尾市	9	97
	知立市	16	143
	高浜市	14	132
西三河南部	幸田町	13	99
西三河北西部	豊田市西部（※1）	13	62
	みよし市	14	111
西三河北東部	豊田市東部（※2）	14	93
東三河北部	新城市	13	94
	設楽町	16	94
	東栄町	14	115
	豊根村	14	104
東三河南部	豊橋市	13	96
	豊川市	12	97
	蒲郡市	11	92
	田原市	15	100

※震度5強以上の地震等によって地盤が脆弱となり、雨による土砂災害発生の可能性が通常より高いと考えられる地域では、土壌雨量指数基準を暫定的に引き下げて運用することとする。

豊田市西部（※1）：豊田市東部の区域を除く

豊田市東部（※2）：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(別表4) 洪水注意報基準

(愛知県地域防災計画附属資料)

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
尾張東部	名古屋市	堀川流域=19.8, 荒子川流域=14.8, 地藏川流域=8.1, 香流川流域=11.6, 戸田川流域=5.8, 山崎川流域=8.9, 扇川流域=10.2	堀川流域= (7, 15.2) , 荒子川流域= (7, 13.5) , 地藏川流域= (7, 7.7) , 香流川流域= (7, 11.6) , 戸田川流域= (11, 4.6) , 山崎川流域= (11, 4.9) , 扇川流域= (11, 6) , 庄内川流域= (11, 20.6) , 新川流域= (7, 16.2) , 矢田川流域= (11, 17.3) , 天白川流域= (13, 10.5) , 日光川流域= (7, 24.5)	庄内川〔志段味・枇杷 島・瀬古〕, 愛知県天白川水系 天白 川〔天白川〕, 愛知県日光川水系 日光 川〔古瀬〕, 愛知県庄内川水系 新川 〔水場川外水位〕
	瀬戸市	水野川流域=13, 矢田川流域=15.2	水野川流域= (7, 13) , 矢 田川流域= (7, 15.2) , 庄 内川流域= (7, 3.47)	庄内川〔志段味〕
	春日井市	内津川流域=13.4, 八田川流域=9.9, 地藏川流域=7.8	内津川流域= (6, 11.2) , 八田川流域= (6, 9.2) , 地藏川流域= (6, 5.9) , 庄内川流域= (8, 30.2)	庄内川〔志段味〕
	犬山市	五条川流域=13.3, 合瀬川流域=4.8, 薬師川流域=5.5, 郷瀬川流域=10.4	五条川流域= (6, 13.3) , 合瀬川流域= (6, 4.8) , 薬師川流域= (6, 5.5) , 郷瀬川流域= (6, 9.8) , 木曽川流域= (6, 75.4)	木曽川中流〔犬山〕
	小牧市	大山川流域=12.1, 合瀬川流域=9, 薬師川流域=6.7	大山川流域= (5, 12.1) , 合瀬川流域= (5, 9) , 薬師川流域= (5, 5.5)	—
	尾張旭市	矢田川流域=17.6	矢田川流域= (7, 17.6)	—
	豊明市	正戸川流域=5.6, 皆瀬川流域=5.8	正戸川流域= (7, 5.6) , 皆瀬川流域= (7, 3.7)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	日進市	天白川流域=7.6	天白川流域= (7, 7.6)	—
	長久手市	香流川流域=9.3	香流川流域= (7, 9.3)	—
	東郷町	境川流域=12	境川流域= (7, 12)	—

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
尾張西部	一宮市	五条川流域=12.9, 青木川流域=5.9, 大江用水流域=8, 光堂川流域=5.1, 野府川流域=4.8	五条川流域= (11, 12.5) , 青木川流域= (11, 5.7) , 大江用水流域= (7, 5.1) , 光堂川流域= (9, 2.8) , 野府川流域= (7, 3.6) , 木曽川流域= (11, 77.5) , 日光川流域= (7, 9)	木曽川中流 [犬山・笠 松] , 愛知県日光川水系 日光 川 [戸苅]
	津島市	善太川流域=6	善太川流域= (11, 4.7) , 日光川流域= (11, 17)	愛知県日光川水系 日光 川 [古瀬]
	江南市	五条川流域=14.3, 青木川流域=7.3, 日光川流域=6.1	五条川流域= (9, 10.8) , 青木川流域= (5, 5.1) , 日光川流域= (7, 3.2)	木曽川中流 [犬山]
	稲沢市	青木川流域=12.5, 大江用水流域=9.8, 三宅川流域=5.6, 領内川流域=5.7, 福田川流域=8.8	青木川流域= (8, 7.7) , 三宅川流域= (5, 4.7) , 領内川流域= (5, 5.1) , 福田川流域= (5, 5.2) , 日光川流域= (5, 17.3)	木曽川中流 [笠松] , 愛知県日光川水系 日光 川 [戸苅・古瀬]
	岩倉市	五条川流域=9.7	五条川流域= (10, 7.8)	－
	愛西市	善太川流域=8.8, 領内川流域=9.2	善太川流域= (11, 8.8) , 領内川流域= (11, 7.4) , 日光川流域= (11, 20.5)	木曽川中流 [笠松] , 木曽川下流 [木曽成 戸] , 長良川下流 [長良成 戸] , 愛知県日光川水系 日光 川 [戸苅・古瀬] －
	清須市	五条川流域=20.8	五条川流域= (10, 16.6) , 新川流域= (6, 19.8)	庄内川 [枇杷島] , 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	北名古屋	五条川流域=14.2, 水場川流域=5, 合瀬川流域=10.2	五条川流域= (11, 14.2) , 水場川流域= (7, 3.3) , 合瀬川流域= (13, 10.2) , 新川流域= (7, 22.4)	愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	弥富市	善太川流域=8.8, 筏川流域=10.7	善太川流域= (6, 8.8) , 筏川流域= (6, 10.7) , 日光川流域= (10, 17.4)	木曽川下流 [木曽成 戸] , 愛知県日光川水系 日光川 [古瀬]

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
	あま市	五条川流域=20.5, 蟹江川流域=10.8, 福田川流域=10.3	五条川流域= (6, 20.5) , 蟹江川流域= (6, 10.8) , 福田川流域= (6, 8.5) , 新川流域= (10, 22.1)	庄内川〔枇杷島〕, 愛知県庄内川水系 新川 〔水場川外水位〕－
	豊山町	大山川流域=16.8	－	－
	大口町	五条川流域=13.2	五条川流域= (11, 11.6)	－
	扶桑町	青木川流域=3.5	青木川流域= (5, 3.3)	木曽川中流〔犬山〕
	大治町	福田川流域=11.2	福田川流域= (6, 9.3) , 庄内川流域= (12, 26.4) , 新川流域= (6, 26.7)	庄内川〔枇杷島〕, 愛知県庄内川水系 新川 〔水場川外水位〕
	蟹江町	蟹江川流域=7.9, 福田川流域=11.8	蟹江川流域= (10, 7.9) 福田川流域= (10, 11.8) , 日光川流域= (10, 17.4)	愛知県日光川水系 日光 川〔古瀬〕
	飛島村	－	日光川流域= (7, 28.6)	愛知県日光川水系 日光 川〔古瀬〕
知多地域	半田市	阿久比川流域=16.2, 神戸 川流域=9	阿久比川流域= (8, 13.8) , 神戸川流域= (8, 7.5)	－
	常滑市	稲早川流域=5.6, 矢田川流域=11.9, 前山川流域=8	稲早川流域= (11, 4.5) , 矢田川流域= (7, 8.2) , 前山川流域= (7, 8)	－
	東海市	大田川流域=10.9	大田川流域= (7, 10.9)	愛知県天白川水系 天白 川〔天白川〕
	大府市	五ヶ村川流域=7.4, 鞍流瀬川流域=9.9, 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域=6.4	五ヶ村川流域= (8, 7.4) , 鞍流瀬川流域= (8, 9.9) , 皆瀬川流域= (8, 8.1) , 石ヶ瀬川流域= (8, 6.4) , 境川流域= (13, 17.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	知多市	信濃川流域=8	信濃川流域= (7, 8)	－
	阿久比町	阿久比川流域=11.1	阿久比川流域= (7, 11.1)	－
	東浦町	五ヶ村川流域=14.3, 明徳寺川流域=7, 石ヶ瀬川流域=14.4	明徳寺川流域= (8, 7) , 石ヶ瀬川流域= (8, 10.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	南知多町	内海川流域=8.4	内海川流域= (6, 8.4)	－
	美浜町	稲早川流域=7.9	稲早川流域= (8, 7.9)	－
	武豊町	堀川流域=7	堀川流域= (7, 7.9)	－

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
西三河南部	岡崎市	広田川流域=18.4, 鹿乗川流域=5.9, 乙川流域=22.8, 占部川流域=8.2, 砂川流域=3.8, 伊賀川流域=7.4	広田川流域= (6, 18.4) , 鹿乗川流域= (8, 3.3) , 乙川流域= (12, 22.8) , 占部川流域= (6, 7.7) , 砂川流域= (10, 3) , 矢作川流域= (10, 70)	矢作川 [高橋・岩津]
	碧南市	蜷川流域=8.4, 長田川流域=8.4	蜷川流域= (6, 8) , 長田川流域= (10, 5.1)	矢作川 [米津]
	刈谷市	猿渡川流域=13.2, 発杭川流域=7.4	猿渡川流域= (6, 13) , 発杭川流域= (6, 7.4) , 境川流域= (6, 21.6) , 逢妻川流域= (6, 19)	愛知県境川水系 境川・逢妻川 [泉田・ 一ツ木逢妻川]
	安城市	鹿乗川流域=9.6, 西鹿乗川流域=6, 猿渡川流域=10.7, 長田川流域=8.2, 半場川流域=5.3	鹿乗川流域= (10, 7.7) , 西鹿乗川流域= (6, 4.9) , 猿渡川流域= (6, 10.7) , 長田川流域= (6, 4.4) , 半場川流域= (8, 4.9)	矢作川 [岩津]
西三河南部	西尾市	矢作古川流域=4.3, 北浜川流域=9.1, 広田川流域=19.2, 矢崎川流域=7.2, 朝鮮川流域=5.7	北浜川流域= (5, 8.2) , 矢崎川流域= (8, 6.7) , 朝鮮川流域= (5, 5.7) , 矢作川流域= (5, 74.5)	矢作川 [岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=9.1	猿渡川流域= (10, 7.3) , 逢妻川流域= (6, 19.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川 [一ツ木 逢妻川]
	高浜市	稗田川流域=5	稗田川流域= (6, 5)	—
	幸田町	広田川（永野）流域 =18.3, 須美川流域=3.3, 広田川（町役場付近）流域 =8.9, 相見川流域=7	須美川流域= (5, 3.3) , 広田川（町役場付近）流域= (5, 8.6) , 相見川流域= (5, 6.6)	—

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
西三河北西部	豊田市西部	家下川流域=7.2, 巴川流域=32.5, 安永川流域=5.8, 加納川流域=5.7, 猿渡川流域=7.6, 逢妻男川流域=9.7, 逢妻女川流域=14	家下川流域= (6, 7.2) , 巴川流域= (10, 26) , 安永川流域= (6, 5.8) , 加納川流域= (10, 5.7) , 猿渡川流域= (6, 7.6) , 逢妻男川流域= (6, 9.7) , 逢妻女川流域= (6, 14) , 矢作川流域= (10, 41.6)	矢作川〔高橋・岩津〕, 愛知県境川水系 境川・逢妻川〔一ツ木 逢妻川〕
	みよし市	境川流域= 11.3	境川流域= (6, 11.3)	－
西三河北東部	豊田市東部	矢作川流域=46.4, 名倉川流域=16.3, 巴川流域=26.5, 阿摺川流域=12.6, 大桑川流域=9.7	矢作川流域= (11, 37.1) , 名倉川流域= (11, 13) , 巴川流域= (13, 26.5) , 阿摺川流域= (11, 10.1) , 大桑川流域= (11, 9.7)	－
東三河北部	新城市	宇連川流域=25.9, 当貝津川流域=13.2, 海老川流域=12.8, 巴川（豊川水系）流域 =14.4, 巴川（矢作川水系）流域 =16.4	海老川流域= (6, 12.8) , 巴川（矢作川水系）流域= (10, 13.1) , 豊川流域= (10, 37.4)	豊川及び豊川放水路〔石 田〕
	設楽町	油戸川流域=9.6, 当貝津川流域=15.4, 豊川流域=25.5, 名倉川流域=12	当貝津川流域= (11, 12.3)	－
	東栄町	大千瀬川流域=22.8	－	－
	豊根村	大入川流域=17.5, 古真立川流域=12.4	－	－
東三河南部	豊橋市	神田川流域=9.6, 間川流域=6.8, 柳生川流域=7.8, 梅田川流域=12.1, 紙田川流域=7.2, 内張川流域=4.3	間川流域= (12, 6.8) , 柳生川流域= (7, 7.8) , 梅田川流域= (9, 7.5) , 紙田川流域= (12, 5.8) , 内張川流域= (7, 4.3) , 豊川流域= (12, 35.5)	豊川及び豊川放水路 〔石田・当古・放水路第 1〕
	豊川市	佐奈川流域=10.8, 白川流域=9.1, 音羽川流域=10.3	佐奈川流域= (6, 10.5) , 音羽川流域= (10, 10.3) , 豊川流域= (6, 48.6)	豊川及び豊川放水路 〔石田・当古・放水路第 1〕

市町村等を まとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
	蒲郡市	西田川流域=7.2, 落合川流域=6.5	落合川流域= (6, 6.5)	－
	田原市	汐川流域=6.9, 新堀川流域=5.4, 免々田川流域=6.5, 天白川流域=6	汐川流域= (12, 5) , 新堀川流域= (12, 4.3) , 免々田川流域= (12, 5.2) , 天白川流域= (7, 5.4)	－

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す

(3) 洪水予報

ア 洪水予報を行う河川及び実施区域

河川名	区 域
矢作川	左岸：豊田市川田町二丁目29番地先 右岸：豊田市荒井町松島321番4地先 から海まで
逢妻川	右左岸 逢妻女川及び逢妻男川合流点 から海まで

イ 洪水予報に関する基準地点

河川名	基準 地点	所在地	河口から の距離 km	水防団 待機水位 (指定水位) m	はん濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 m
矢作川	高橋	豊田市中島町	右岸40.4	1.00	2.70	5.90	6.80
	岩津	岡崎市西藏前町	左岸29.2	4.00	4.90	7.80	8.50
	米津	西尾市米津町	右岸 9.8	4.90	6.00	9.90	10.30
逢妻川	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町	8.45	2.70	3.35	4.00	4.80

ウ 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難

(警報解除)」	(警戒情報解除)」	判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

（県建設部河川課、名古屋地方気象台、中部地方整備局）

(4) 水防警報

ア 水防警報を行う河川とその区域

河川名	区 域
矢作川	左岸：豊田市川田町2丁目29番地先 右岸：豊田市荒井町松島321番地4地先 から海まで
逢妻川	右左岸 逢妻女川、逢妻男川合流点 から海まで

イ 水防警報を発する基準

(単位：メートル)

河川名	観測 所名	所 在 地 (位置)	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	出 動 水 位	計画高 水 位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発報者
矢作川	高橋	豊田市中島町 (右岸40.4km付近)	1.00	2.70	3.40	7.22	8.6 9.4	豊橋河 川事務 所長
	岩津	岡崎市西蔵前町 (左岸29.2km付近)	4.00	4.90	6.40	10.89	11.2 12.1	
逢妻川	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町 (左岸河口から 8.45km)	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.80	T. P 5.90 5.90	知立建 設事務 所長

(県建設部河川課、中部地方整備局)

ウ 水防警報の段階と内容

段 階	内 容
準 備	はん濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

(5) 水位情報の周知

ア 水位情報の周知を行う河川及びその区域

河川名	区 域 (起点～終点)	
籠 川	伊保川合流点から	矢作川合流点まで
逢妻女川	布袋子川合流点から	逢妻川合流点まで

イ 水位情報の周知を行う水位観測所における基準水位

河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者
		水防団 待機 (通報)	はん濫 注意 (警戒)	出 動	避難判断 (特別警戒)	はん濫 危険 (危険)	
籠川	京町 (右岸0.55km付近)	T.P. (1.65)	T.P. (2.10)	T.P. (2.45)	T.P. 2.65	T.P. 2.95	豊田加茂 建設事務 所長
逢妻女川	千足 (左岸10.12km付近)	T.P. (1.45)	T.P. (1.80)	T.P. (1.90)	T.P. 1.90	T.P. 2.20	

※水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

(6) 火災気象通報

ア 通報基準

名古屋地方気象台が定めた「乾燥注意報」、「強風注意報」の基準と同一とする。

イ 通報対象区域等

火災気象通報の実施部署、対象区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

通報実施部署	通報対象区域	通 報 先	通報手段
名古屋地方気象台 観測予報グループ	愛知県と名古屋 地方気象台にお いて定めた、概 ね市町村を単位 とする「二次 細分区域」単位	愛知県防災安全局 防災部消防保安課	気象情報 伝送処理システム

ウ 通報時刻等

毎日05時頃、翌日09時までの気象状況の概況を気象概況として通報する。通報の際、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以って火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合には、その旨を通報する。

名古屋地方気象台（「愛知県地域防災計画附属資料」）

(7) 河川情報に基づく災害対策活動基準（避難情報の発令）

(ア) 実測による避難情報の発令判断基準

河川名	観測所名	出水時の通常水位	堤防高	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	解除
矢作川	小渡	0.28 m	—	4.00m	5.00m	・異常な漏水、亀裂、すべりの発生 ・決壊や越水の発生	4.00 mを下回った場合
	猿投	1.10 m	—	5.00m	6.00m		5.00 mを下回った場合
	高橋	-1.59 m	8.60 m	5.90m (避難判断水位)	6.80m (氾濫危険水位)	7.22m (計画高水位)	・避難判断水位を下回った場合 ・ダム放流量が 800 m ³ /s を下回った場合
	岩津	0.21 m	11.20 m	7.80m (避難判断水位)	8.50m (氾濫危険水位)	10.89m (計画高水位)	
	矢作ダム	—	—	ダム操作に関する重要情報	異常洪水時防災操作に関する事前通知	異常洪水時防災操作開始の通知	
籠川	京町	0.28 m	6.00 m	2.65m (避難判断水位)	2.95m (氾濫危険水位)	・異常な漏水、亀裂、すべりの発生 ・決壊や越水の発生	2.65 mを下回った場合
巴川	九久	0.43 m	—	3.50m	4.50m		・3.50 mを下回った場合 ・羽生ダム放流量が 80 m ³ /s を下回った場合
逢妻男川	若林	0.26 m	4.50 m	3.00m	3.90m		3.00 mを下回った場合
逢妻女川	千足	0.12 m	3.30 m	1.90m (避難判断水位)	2.20m (氾濫危険水位)		1.90 mを下回った場合

※高橋、岩津観測所は実測だけでなく予測等（次ページ）も考慮し判断すること。

※河川管理者等から漏水、浸食、決壊、越水に関する情報提供にも留意すること。

※避難勧告等の解除は、基準のほか上流域での降雨状況や水位の低下傾向が顕著であることも留意すること。

(イ) 予測による避難情報の発令判断基準（洪水予報）

観測所名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
高橋	・ 水位が 5.90m（避難判断水位）に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・ 水位が 2.70m（氾濫注意水位）を超えた状態で、氾濫注意情報の予測水位が、5.90m（避難判断水位）を超えている場合	水位が 5.90m（避難判断水位）を超えた状態で、氾濫警戒情報の予測水位が、6.80m（氾濫危険水位）を超えている場合	水位が、6.80m（氾濫危険水位）を超えた状態で、氾濫危険情報の予測水位が、7.22m（計画高水位）を超えている場合
岩津	・ 水位が 7.80m（避難判断水位）に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・ 水位が 4.90m（氾濫注意水位）を超えた状態で、氾濫注意情報の予測水位が、7.80m（避難判断水位）を超えている場合	水位が 7.80m（避難判断水位）を超えた状態で、氾濫警戒情報の予測水位が、8.50m（氾濫危険水位）を超えている場合	水位が、8.50m（氾濫危険水位）を超えた状態で、氾濫危険情報の予測水位が、10.89m（計画高水位）を超えている場合

(ウ) 避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合の避難情報の発令判断基準
【矢作川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、②の○項目が半数以上該当する場合、
高齢者等避難（避難指示）を発令

項 目			小渡	猿投	高橋	岩津	備 考
①	基準水位	高齢者等避難	3.0 0 m	4.0 0 m	2.70m (氾濫注意水位)	4.90m (氾濫注意水位)	
		避難指示	4.0 0 m	5.0 0 m	5.90m (避難判断水位)	7.80m (避難判断水位)	
②	大雨警報（浸水害）・洪水警報		○	○	○	○	判断時点で、西部・東部のいずれかで大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されている場合
	流域雨量指数		○	○	○	○	6 時間先までの予測値が、西部・東部のいずれかで警報基準を超過している場合

項 目		小渡	猿投	高橋	岩津	備 考
②	矢作ダム	○	○	○	○	防災操作事前通知で、18：00～6：00 の時間帯において、800 m ³ /s を超える放流が予定されている場合
	越戸ダム	－	－	○	○	全放流量が 1,600 m ³ /s を超えた場合
	氾濫注意（警戒） 情報	－	－	○	○	3 時間先までの予測水位が上昇している場合 (※) 発表時のみ

【籠川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、かつ、②の項目に該当する場合、高齢者等避難（避難指示）を発令

項 目		京町	備 考
高齢者等避難	2.10m（氾濫注意水位）		
避難指示	2.65m（避難判断水位）		
規格版流域雨量指数		猿投・保見地区の現在値または予測値が 0.9 以上の場合	

【巴川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、②の項目が半数以上該当する場合、高齢者等避難（避難指示）を発令

項 目			九久平	備 考
①	基準水位	高齢者等避難	3.00m	
		避難指示	3.50m	
②	大雨警報（浸水害）・洪水警報		判断時点で、西部・東部のいずれかで大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されている場合	
	流域雨量指数		6 時間先までの予測値が、警報基準を超過している場合	
	羽布ダム		事前放流通知で、18：00～6：00 の時間帯において、80 m³/s を超える放流が予定されている場合	
	予測水位		6 時間先までの予測水位が上昇している場合	

【逢妻男川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、かつ、②の項目に該当する場合、避難準備・高齢者等避難開始（避難勧告）を発令

項 目			若林	備 考
①	基準水位	避難準備・高齢者等避難開始	2.40m（氾濫注意水位）	
		避難勧告	3.00m	
②	予測水位		6 時間先までの予測水位が上昇している場合	

【逢妻女川】判断時点（17：00）で、①の基準水位を超過し、かつ、②の項目に該当する場合、避難準備・高齢者等避難開始（避難勧告）を発令

項 目			千足	備 考
①	基準水位	避難準備・高齢者等避難開始	1.80m（氾濫注意水位）	
		避難勧告	1.90m（避難判断水位）	
②	予測水位		6 時間先までの予測水位が上昇している場合	
	流域雨量指数		現在値または予測値が注意報基準値の 18 以上の場合	

第11 参 考

1 豊田市防災基本条例（平成25年10月2日条例第38号）

豊田市防災基本条例

最終改正 平成27年3月26日条例第31号

（前文）

本市では、昭和47年7月豪雨や平成12年東海豪雨など、市民の生命や財産に大きな被害をもたらした災害が度々発生してきた。また、南海トラフの巨大地震などの地震の発生が危惧されており、これまでの災害を超える甚大な被害を受けるおそれがある。平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を超える未曾有の被害が発生し、行政による災害対応の限界が明らかになる一方で、地域社会による助け合いの重要性が改めて認識された。

広大な市域を持つ本市で、災害から市民の生命と暮らしを守るためには、自らのことは自らが守る自助の理念、地域において助け合いお互いを守る共助の理念及び市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念に基づき、市民、事業者及び市が相互に連携し、協力し合い、継続して防災対策及び減災対策に取り組むことが必要不可欠である。また、市域を越えた広域で被害を受けた際には、内陸部に位置することや高規格道路等の交通の便の良い立地条件を生かして、本市が、他の地方公共団体の支援のための拠点としての役割を担っていく必要がある。

それらを実現するためには、地域社会における防災活動の基盤となる人と人との^{きずな}絆を大切にし、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいかなければならない。

ここに、市民、事業者及び市が適切な役割分担の下、共働して地域防災力の更なる向上を図り、一体となって災害に立ち向かう決意を表明するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害対策に関する市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市民の生命、身体及び財産を守る上で必要な基本理念並びに災害の予防対策、応急復旧対策、復興対策及び応援協力に関する基本的事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、被害を最小限にとどめ、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。
- （2） 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- （3） 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。
- （4） 防災関係機関 警察、法第2条第4号に規定する指定地方行政機関、自衛隊、同条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関及び地域防災計画（法第42条第1項の規定により豊田市防災会議（法第16条第1項の規定により設置したものをいう。以下同じ。）が作成した豊田市地域防災計画をいう。以下同じ。）で定める公共的団体をいう。
- （5） 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。
- （6） 避難所 避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設をいう。
- （7） 避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難

のために一時的に滞在する施設又は場所をいう。

(8) 帰宅困難者 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は来所する者で災害の発生により帰宅することが困難になったものをいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる理念に基づき、それぞれの責務と役割を果たし、共働により継続的に災害対策を充実させるよう努めなければならない。

- (1) 自らのことは自らが守る自助の理念
- (2) 地域において助け合いお互いを守る共助の理念
- (3) 市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 豊田市防災会議は、法第42条第1項の規定により地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、地域の一員として協力し、相互の安全の確保に努めなければならない。

2 市民は、国、県、市及び防災関係機関が実施する災害対策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 所有し、又は管理する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策
- (2) 家具の転倒の防止
- (3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
- (5) 外出先からの帰宅方法及び家族間の連絡方法の確認
- (6) 避難所及び避難場所並びに避難の経路及び方法の確認
- (7) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員及び事業所に来所する者並びに管理する施設及び設備の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 所有し、又は管理する建築物等の耐震性の確認、耐震改修の実施その他の対策
- (2) 事業活動で使用する物品、機器設備等の転倒の防止
- (3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 災害時に従業員及び事業所に来所する者を一時的に待機させる場所の確保
- (5) 食品、飲料水その他の災害時において必要となる物資の備蓄
- (6) 避難所及び避難場所並びに避難の経路及び方法の確認並びに従業員及び事業所に来所する者への周知
- (7) 災害時における情報の収集及び伝達の方法に係る確認及び確保並びにその方法の従業員及び事業所に来所する者への周知

(8) 被災後に事業を早期に再開し、及び継続するための計画の策定及び災害に対する危機管理体制の整備

(9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

(市の責務)

第7条 市は、市民の生命、身体及び財産並びに事業者の財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

(1) 災害対策に関する計画の策定及び必要な体制の整備

(2) 国、県及び防災関係機関並びに市民、自治区、自主防災組織及び事業者と連携した災害対策の実施

(3) 被災者の支援のための体制の整備

(4) 市民及び事業者の防災意識の高揚及び災害に対する対応力の向上のための啓発活動

(5) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導、助言及び支援

(6) 市が所有する建築物の必要に応じた耐震診断及びその結果に基づく耐震改修の実施

(7) 市が管理する道路、橋りょう、河川、排水路施設、上下水道施設等の安全の確保

(8) 避難者等に必要な食品、飲料水その他の物資の備蓄

(9) 前各号に掲げるもののほか、災害対策の推進に関し必要な事項

(議会の責務)

第8条 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、広大な市域を持つ本市の多様な地域特性を勘案した災害対策に関する必要な調査及び研究並びに市長への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

2 議会は、市内の被害の状況に関する情報を収集し及び整理し、並びに市長に提供するとともに、市長と協力し災害に関する必要な情報を市民に発信するよう努めなければならない。

3 議会は、市長と協力し国及び県への働きかけを行い、災害の予防対策、復旧対策及び復興対策の推進に努めなければならない。

第2章 予防対策

(災害に強いまちづくりの推進)

第9条 市は、道路、河川、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。

(防災に関する知識の普及等)

第10条 市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民及び事業者の防災意識の高揚を図るものとする。

2 市は、防災に関する市民の理解を深め、防災活動を支える人材を育成するため、学校教育その他の機会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための教育を充実させるものとする。

3 市は、自治区、自主防災組織、事業所等が行う防災に関する啓発活動に対し、必要な支援を行うものとする。

4 市は、防災訓練、防災に係る研修等の実施により、職員の防災に関する知識を深めるとともに、技術の向上を図るものとする。

5 市民は、平常時から防災に関する知識及び技術を習得するとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

6 市民、自治区及び自主防災組織は、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へと引き継ぐよう努めるものとする。

7 事業者は、防災訓練、防災に係る研修等の実施により、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

(自主的な防災活動の推進)

第11条 市は、市民、自治区、自主防災組織その他防災に関する活動を行う団体が地域において

自発的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を推進するため、積極的に支援及び協力を行うものとする。

- 2 市民は、自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めるものとする。
- 4 自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）は、災害時の対応を円滑に行うため、平常時から連携を図るよう努めるものとする。

（災害に係るボランティア活動の推進）

第12条 市及び社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動拠点の提供その他必要な支援により、災害に係るボランティア活動の環境整備に努めなければならない。

- 2 市及び社会福祉協議会は、平常時から県及び特定非営利活動法人その他の団体との連携を図り、災害に係るボランティア活動の啓発及びボランティアの育成に努めなければならない。

（要配慮者への支援）

第13条 市は、要配慮者に配慮し、避難所のバリアフリー化、物資の備蓄その他の支援対策を行うものとする。

- 2 自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員は、相互に協力して要配慮者の支援に努めるものとする。
- 3 要配慮者は、自らの住まいの安全の確保に努めるとともに、避難の支援を受けるために必要な情報の提供、近隣との交流及び地域の関係団体、福祉関係者等との関係づくりに努めるものとする。
- 4 市は、要配慮者への支援を促進するため、法第49条の11第2項の規定に基づき、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者として地域防災計画で定める者の名簿又は当該名簿に記載し、若しくは記録された情報（以下「名簿情報」という。）を避難支援等関係者に対し提供するものとする。
- 5 前項の規定により、名簿情報の提供を受けるものは、避難行動要支援者の支援を円滑に行うための体制の整備に努めなければならない。
- 6 第4項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、当該名簿情報を適正に管理するとともに、正当な理由なく避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（情報収集及び提供）

第14条 市は、災害に関する情報基盤を整備し、防災のために必要な情報を収集し、及び伝達する方法を確保するものとする。

- 2 市は、市内で予想される災害に関する情報を収集し、災害対策に反映するものとする。
- 3 市は、市民、自治区、自主防災組織及び事業者に対し、あらかじめ、避難所及び避難場所の位置その他避難するために必要な情報を提供するものとする。
- 4 市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、災害時に適切な行動をとるため、防災に関する情報を自ら積極的に収集するよう努めるものとする。

（災害の防止対策の推進）

第15条 市は、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるものとする。

- 2 市内の土地の所有者又は管理者は、当該土地の適切な管理に努めるものとする。
- 3 市内の建築物等の所有者又は管理者は、当該建築物等の安全の確保に努めるものとする。
- 4 市内の森林の所有者又は管理者は、森林の持つ公益的機能が発揮されるよう当該森林の適正な整備及び保全に努めるものとする。

- 5 市内の屋外広告物、建築物の屋外に面している壁面タイルその他災害時において落下のおそれのある物（この項において「落下対象物」という。）及び道路その他の公共の場所に沿って設けられているブロック塀、自動販売機その他災害時において転倒のおそれのある物（この項において「転倒対象物」という。）を所有し、又は管理する者は、当該落下対象物の落下の防止及び当該転倒対象物の転倒の防止に努めるものとする。
- 6 市は、第2項から前項までに規定する措置を講ずる者に対し、必要に応じて助言又は指導を行い、又は報告を求めることができる。

第3章 応急復旧対策

（応急復旧活動）

第16条 市は、災害時における救援活動及び迅速な応急復旧活動を行うため、国、県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民、自治区、自主防災組織及び事業者に対し、直ちに、避難及び被害の状況、応急措置等に関する情報を提供するものとする。

（災害時の活動）

第17条 市、市民、自治区、自主防災組織、消防団、民生委員、特定非営利活動法人その他の団体及び事業者は、災害時においては、相互に連携し及び補完して、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- （1） 災害に関する情報の収集及び伝達
- （2） 出火防止及び初期消火
- （3） 被災者の救出、救護、搬送等
- （4） 要配慮者への支援
- （5） 帰宅困難者への支援
- （6） 前各号に掲げるもののほか、災害時の応急対応に関し必要な事項

- 2 市民、自治区、自主防災組織、民生委員、特定非営利活動法人その他の団体及び事業者は、災害時に市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。

（避難対策）

第18条 市は、食品、飲料水その他の被災した市民の生活に必要な物資の確保及び供給のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、避難所及び避難場所を確保し、及び整備するものとする。
- 3 市民は、防災関係機関からの災害に関する情報の収集に努め、危険を認知したときは、自主的に避難するとともに、市から避難に関する情報の提供があったときは、これを考慮して自らの身の安全を確保するよう努めるものとする。
- 4 自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員は、相互に連携し、災害時における市民の避難誘導に努めるものとする。
- 5 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

（緊急輸送対策）

第19条 市は、災害時又は東海地震に関する警戒宣言の発令時において、消火、被災者の救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）を確保するため、道路の啓開及び車両その他の輸送手段の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うものとする。

- 2 前項の場合において、市民及び事業者は、自動車の使用の自粛等により緊急輸送の確保に協力するよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策）

第20条 市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供その他の必要な支援を行う

ものとする。

2 事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

3 帰宅困難者は、自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、市及び事業者が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

第4章 復興対策

第21条 市は、災害により甚大な被害を受けた場合において、市民生活の再建及び安定を図るため、国、県及び防災関係機関と連携を図りながら災害復興の事業計画を策定し、被災した区域の復興に関する事業を行うものとする。

2 前項の場合において、市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、相互に協力し速やかに、市民生活及び事業活動を再建し、及び被災した区域の復興を図るよう努めるものとする。

3 市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、市の実施する被災した区域の復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

第5章 応援協力

(協定の締結)

第22条 市は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

(被災地及び被災者に対する支援)

第23条 市は、甚大な被害を受けた被災地及び被災者に対し、市民及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関と共に必要な支援を行うものとする。

2 市民及び事業者は、国、県、市及び防災関係機関が行う支援に協力するよう努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第4項から第6項までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成26年3月規則第4号で、同26年4月1日から施行)

附 則 (平成27年3月26日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 豊田市防災会議条例（昭和38年10月2日条例第26号）

豊田市防災会議条例

最終改正 令和2年12月24日条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、豊田市防災会議の所掌事務、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 豊田市防災会議（以下「防災会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）豊田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、その権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1）市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関のうちから市長が任命する者
- （2）市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- （3）愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- （4）愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- （5）市長がその部内の職員のうちから指名する者
- （6）市の教育委員会の教育長
- （7）市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
- （8）市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- （9）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- （10）市長が特に必要と認めて任命する者

6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第5条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の特例）

第6条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又

は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもつて会議の議決に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、前条第2項中「防災会議」とあるのは「会議における審議」と、「の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

（幹事）

第7条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（昭和50年条例第27号の改正附則 省略）

附 則（平成4年7月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第38号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第49号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊田市地域自治区条例、豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例、豊田市行政不服審査会条例、豊田市財産区まちづくり支援条例、豊田市財産区管理会条例、豊田市生涯学習審議会条例、豊田市文化財保護条例、豊田市スポーツ推進審議会条例、豊田市社会福祉審議会条例、豊田市食育推進会議条例、豊田市感染症診査協議会条例、豊田市開発審査会条例、豊田市建築審査会条例、豊田市国民保護協議会条例及び豊田市防災会議条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（防災対策課）

3 豊田市防災会議運営要綱

豊田市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市防災会議条例（昭和38年条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、豊田市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(会長の代理)

第2条 会長に事故あるときは、会長の指名する豊田市副市長がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる

(異動の報告)

第4条 条例第3条第5項1号から第4号及び第8号の委員に異動があった場合は、その役職名、氏名及び異動年月日をただちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 所掌事務を遂行するため必要があると認めるとき、関係行政機関の長等に対し資料または情報の提供、意見を聞く等その他必要な協力を求めること。

(2) 豊田市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会はあらかじめ会長が指名するものが議長となる。

3 幹事会は次の事項を処理する。

(1) 防災会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

(事務局)

第8条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を地域振興部市民安全室防災対策課に置く。

2 事務局の職員は、豊田市の職員のうちから市長が任命する。

(会議録)

第9条 事務局は会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の日時、場所

(2) 出席者の職、氏名

(3) 議会に付した案件および議事の経過

(4) 決議した事項

(5) その他参考事項

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はそのつど会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年9月6日から施行する。

この要綱は、平成7年6月30日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(防災対策課)

4 豊田市防災会議委員

令和5年3月1日現在

番号	役職	機関名	職名
	会長	豊田市	市長
1	委員	陸上自衛隊第10特科連隊 第1大隊	第1大隊長
2	委員	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所	所長
3	委員	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所	所長
4	委員	愛知県西三河県民事務所	所長
5	委員	愛知県豊田加茂建設事務所	所長
6	委員	愛知県豊田加茂農林水産事務所	所長
7	委員	愛知県豊田警察署	署長
8	委員	愛知県足助警察署	署長
9	委員	豊田市消防団	団長
10	委員	豊田市自主防災会連絡協議会	会長
11	委員	豊田市防火危険物安全協会	会長
12	委員	豊田土地改良区	理事長
13	委員	一般社団法人豊田加茂医師会	会長
14	委員	一般社団法人豊田加茂歯科医師会	会長
15	委員	一般社団法人豊田加茂薬剤師会	会長
16	委員	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	会長
17	委員	豊田市区長会	会長
18	委員	豊田市民生委員児童委員協議会	理事長
19	委員	豊田森林組合	代表理事組合長
20	委員	中部電力パワーグリッド株式会社 豊田営業所	所長
21	委員	西日本電信電話株式会社 東海支店 設備部	部長
22	委員	東邦ガスネットワーク株式会社 豊田営業所	所長
23	委員	名古屋鉄道株式会社 豊田市幹事駅	幹事駅長
24	委員	一般社団法人 愛知県トラック協会 西三支部 豊田部会	部会長
25	委員	ひまわりネットワーク株式会社	代表取締役社長
26	委員	愛知環状鉄道株式会社	常務取締役総務部長
27	委員	一般社団法人愛知県LPガス協会 西三河支部 豊田分会	分会長
28	委員	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 豊田保全・サービスセンター	所長
29	委員	トヨタ自動車株式会社 総務部 総務室	室長
30	委員	愛知工業大学 地域防災研究センター	センター長
31	委員	豊田市赤十字奉仕団	委員長
32	委員	豊田市男女共同参画推進懇話会	座長
33	委員	豊田市	副市長
34	委員	豊田市	副市長
35	委員	豊田市（上下水道局）	事業管理者
36	委員	豊田市（建設部）	部長
37	委員	豊田市（教育委員会）	教育長
38	委員	豊田市（消防本部）	消防長

5 豊田市災害対策本部条例（昭和38年10月2日条例第27号）

豊田市災害対策本部条例

最終改正 平成24年10月1日条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、豊田市災害対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部長及び災害対策副本部長）

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、豊田市災害対策本部(以下「本部」という。)の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部）

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

（防災対策課）

6 豊田市災害対策本部運営要綱

豊田市災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市災害対策本部条例（昭和38年条例第27号）第5条の規定に基づき、豊田市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び豊田市事業管理者をもって充てる。

(部及び班)

第3条 豊田市災害対策本部条例第3条第1項に定める部は別表第1によるものとし、同表事務分掌欄に定める事務を分担するために班を置く。

2 部には部長及び副本部長を置く。

3 班には、班長、副班長及び班員を置く。

4 部長及び副本部長並びに班長及び副班長は、別表第1の部名欄及び対策班名欄に掲げる者をもって充てる。

5 班長は部長の命を受けて自班の所掌事務を処理する。

6 班員は、班長の属する所属の職員をもって充てる。

(本部の設置及び廃止)

第4条 本部の設置及び廃止については、豊田市地域防災計画に定めるところによる。

2 本部を設置又は廃止したときは、関係機関及び地域住民に対し適当な方法で通知若しくは公表するものとする。

(本部室の開設)

第5条 本部が設置されたときは、本部室を開設する。

(本部員会議)

第6条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、各部の部長、保健所長及び渉外・危機管理担当からなる本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、次に掲げる災害対策に関する基本的事項について協議する。

(1) 応急対策の基本方針に関すること。

(2) 災害対策本部の非常配備体制及び廃止に関すること。

(3) 現地災害対策本部の設置に関すること。

(4) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。

(5) 各対策部の相互応援に関すること。

(6) 災害救助法の適用に関すること。

(7) 激甚災害の適用に関すること。

(8) 自衛隊の派遣要請に関すること。

(9) 協定都市等への応援要請に関すること。

(10) 災害応急対策に要する費用に関すること。

(11) 国及び県に対する要望及び陳情に関すること。

(12) その他応急対策の実施に関すること。

4 本部員会議は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生した場合に本部長が招集する。

(1) 風水害・突発災害第3非常配備体制又は地震災害第2非常配備体制が概ね完了したとき

- (2) 総合的な応急対策活動を要する事態が発生したとき
 - (3) 前項各号に規定するいずれかの協議事項が発生したとき
 - (4) 各対策部の連携強化を要する事態が発生したとき
 - (5) その他本部長が必要と認めたとき
- (副部長会議)

第7条 本部に副部長会議を置く。

2 副部長会議は、副本部長、各対策部の対策副部長及び渉外・危機管理担当をもって構成する。

3 副部長会議は、次に掲げる災害対策に関する基本的事項について協議する。

- (1) 応急対策の基本方針に関すること。
- (2) 災害対策本部の非常配備体制及び廃止に関すること。
- (3) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定の検討に関すること。
- (4) 各対策部の相互応援に関すること。
- (5) その他応急対策の実施に関すること。

4 副部長会議は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生した場合に副本部長が招集する。

- (1) 風水害・突発災害第2非常配備体制が概ね完了したとき。
- (2) 応急対策等の協議事項が発生したとき。
- (3) その他副本部長が必要と認めたとき

(配備体制)

第8条 本部の配備編成要員は別表第2に掲げるとおりとする。ただし、災害の状況により臨機応変の措置をとることができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

* 別表は省略

(防災対策課)

7 豊田市現地災害対策本部運営要綱

豊田市現地災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市災害対策本部条例（昭和38年条例第27号）第4条の規定に基づき、豊田市現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現地災害対策本部長及び現地災害対策副本部長)

第2条 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、豊田市現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の事務を総括し、現地本部の職員を指揮監督する。

2 現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 豊田市災害対策本部条例第4条の規定に基づき災害対策本部長（以下「本部長」という。）が現地本部長を指名する順位は別表1のとおりとする。

4 現地副本部長は建設部調整監及び現地本部を置く災害地に係る支所（旭、足助、稲武、小原、下山及び藤岡の各支所に限る。）の長をもって充てる。

(現地本部の機構及び構成)

第3条 現地本部の機構及び構成は、図1に定めるとおりとする。

(現地本部の設置及び廃止)

第4条 現地本部は、相当規模の災害が発生し、本部長が必要と認めたとき、原則として別表2に定めるコミュニティセンター及び支所の中から災害応急対策活動に適した場所に設置する。ただし、被災等によりコミュニティセンター及び支所に設置できない場合は、交流館等に設置するものとする。

2 現地本部は、現地における応急対策がおおむね完了と本部長が判断したとき廃止する。

(委任)

第5条 本部長は、現地本部を設置したときは、被災現地に応急対策を実施するために必要な権限を現地本部長に委任することができる。

(報告)

第6条 現地本部長は、委任された権限の範囲内で応急対策を実施した場合には速やかに本部長に報告するものとする。

(現地災害対策本部員会議)

第7条 現地本部に必要な応じて現地災害対策本部員会議（以下「現地本部員会議」という。）を置く。

2 現地本部員会議は、現地本部長、現地副本部長、図1に定める班長及び現地本部長が必要と認める者をもって構成する。

3 現地本部員会議は、災害地の応急対策に関する事項を協議し、速やかに対策を実施する。

(現地本部の所掌事務)

第8条 現地本部は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被害状況、被災地の対応状況、広域的支援状況の把握等これら情報の関係機関及び災害対策本部等への連絡

(2) 災害対策本部から委任された応急対策

(3) 現地本部が管轄する地区対策班及び避難場所の運営

(4) 職員派遣要請及び国、県に対する要望事項の把握

(5) その他現地本部の役割を果たすため必要な事務

(現地本部職員)

第9条 現地本部職員は災害対策本部職員から現地本部長が指名するものとする。

(情報連絡班)

第10条 現地本部長は、現地本部の円滑な事務进行处理するため現地本部職員による情報連絡班を設置する。

2 情報連絡班には、災害の種別や災害対策本部から現地本部へ委任された事務に応じて担当を設置する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

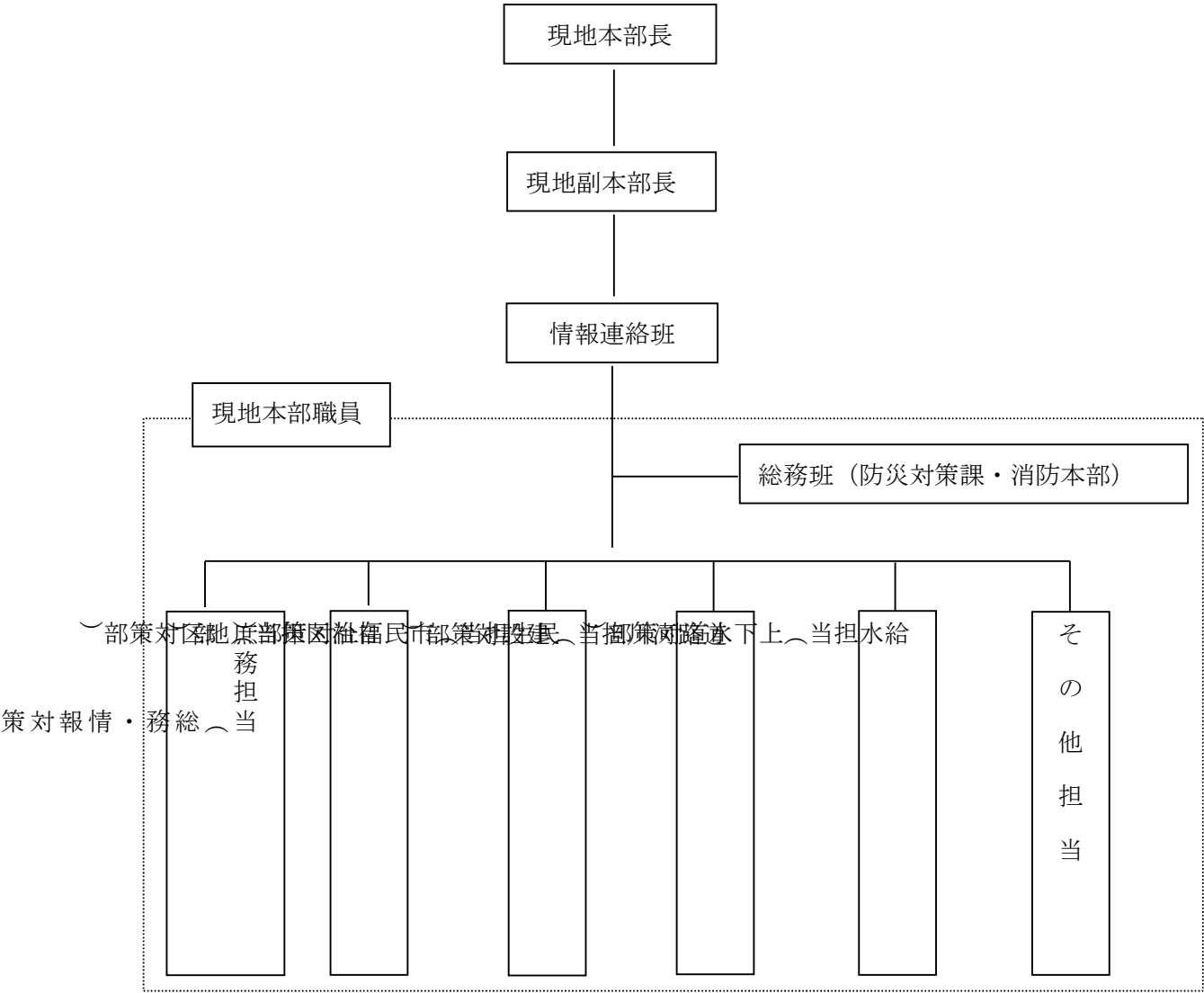
附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 3 項関係）

第 1 順位	豊田市長の職務代理者の順序に関する規則（平成 4 年規則第 1 1 号）第 2 条に定める第 1 順位副市長
第 2 順位	豊田市長の職務代理者の順序に関する規則（平成 4 年規則第 1 1 号）第 2 条に定める第 2 順位副市長

図 1（第 3 条関係）



別表第 2（第 4 条第 1 項関係）

1	豊田市上郷コミュニティセンター	6	豊田市旭支所
2	豊田市猿投コミュニティセンター	7	豊田市足助支所
3	豊田市高岡コミュニティセンター	8	豊田市稲武支所
4	豊田市高橋コミュニティセンター	9	豊田市小原支所
5	豊田市松平コミュニティセンター	10	豊田市下山支所
		11	豊田市藤岡支所

(防災対策課)

8 豊田市地震災害警戒本部運営要綱

豊田市地震災害警戒本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市地震災害警戒本部条例（平成14年条例第29号）第4条の規定に基づき、豊田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び事業管理者をもって充てる。

(本部員)

第3条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(部及び班)

第4条 警戒本部に別図第1に掲げる部及び班を置き、別表第2に掲げる事務を分掌する。

2 班に、班長及び班員を置く。

3 部長及び班長は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 部長は、副本部長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班長は、部長の命を受けて自班の所掌事務を処理する。

6 班員は、原則として班長の属する所属の職員をもって充てる。

(本部の設置)

第5条 副本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第16条の規定により警戒本部を設置したときは、直ちに関係機関及び地域住民に対し、通知又は公表するものとする。

(配備体制)

第6条 警戒本部体制は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づく豊田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の第4非常配備体制と同様とする。

(本部室の開設)

第7条 警戒本部が設置されたときは、警戒本部室を市役所大会議室に開設する。

(本部員会議)

第8条 警戒本部に本部員会議を置き、副本部長、副本部長、本部員及び副本部長が必要と認める者をもって構成する。

2 本部員会議は、地震防災応急対策について協議する。

3 本部員会議は、副本部長が必要に応じて招集する。

(本部の廃止)

第9条 副本部長は、法第19条第2項の規定により警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。

2 副本部長は、警戒本部が廃止されたときは、直ちに関係機関及び地域住民に対し、通知又は公表するものとする。

(災害対策本部への引継)

第10条 警戒本部は地震が発生し、災害対策本部が設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、廃止する。

2 前項の場合において、警戒本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項は、災害対策本部に引き継ぐものとする。

3 第1項の規定による警戒本部の廃止については、前条第2項の規定にかかわらず、警戒本部の

廃止の通知又は公表は行わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

* 別表第1、別表第2、別図第1は省略

(防災対策課)

9 豊田市自主防災会設置助成要綱

豊田市自主防災会設置助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の災害に備え、市民による地域の自主防災会の設置を推進するため、予算の範囲内で助成を行い、もって市民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災会」とは、地域の防災活動を行うため、自治区・自治会等を単位として、地域住民が自主的に組織した団体をいう。

(助成措置)

第3条 市長は、自主防災会を設置した地域団体に対して活動上必要な資器材を助成する。

(助成基準等)

第4条 助成は、別表1に掲げる助成資器材の中から、別表2の助成基準に基づいて、現物を支給する。

2 助成は、1団体につき1回限りとする。

(助成の申請)

第5条 この要綱による助成措置を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、自主防災会設置届（兼）助成措置申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 規約

(2) 事業計画

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定及び通知)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成措置を必要と認めたときは、助成措置の決定をし、自主防災会設置助成措置決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

(変更届)

第7条 申請団体は、第5条の規定により提出した申請書の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成の取消し等)

第8条 市長は、申請団体が次の各号の一に該当するときは、助成の決定を取り消し、又はすでに支給した資器材の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段で助成の決定を受けたとき。

(2) 自主防災会を解散したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成9年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成12年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成15年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成24年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の豊田市自主防災会設置助成要綱に基づいて作成されている帳票は、この要綱による改正後の豊田市自主防災会設置助成要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表 1

助 成 資 器 材

No.	品 名	規 格	1 品あたりの点数
1	ヘルメット	マーク入り	10点
2	燃料用携行缶	10リットル	50点
3	救急セット	ポシエット収納袋付き	50点
4	担 架	2ツ折、足付き	100点
5	メガホン	警報付	150点
6	トランシーバー	2台で1セット	300点
7	チェーンソー	歯の長さ30cm	400点
8	発電機 小	出力約 600ワット	500点
9	発電機 中	出力約1,500ワット	1,000点
10	発電機 大	出力約2,300ワット	1,200点

別表 2

助 成 基 準

団 体 の 世 帯 数	1 団体あたりの基準
700世帯未満	800点
700世帯以上 800世帯未満	900点
800世帯以上 900世帯未満	1,000点
900世帯以上 1,000世帯未満	1,100点
1,000世帯以上	1,200点

(防災対策課)

10 豊田市自主防災事業補助金交付要綱

豊田市自主防災事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市自主防災事業補助金に関し必要な事項を定め、市内の自主防災会の育成を推進するために、自主防災会が行う防災活動に必要な防災施設の整備、防災資機材の整備及び組織運営に対し予算の範囲内で補助金を交付し、もって市民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災会」とは、地域の防災活動を行うため、自治区・自治会等を単位とし、地域住民が自主的に組織した団体をいう。

(補助対象)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自主防災会が行う別表第1に掲げる防災施設の整備、防災マップの整備、防災資機材の整備及び組織運営の事業とする。

(補助率及び補助限度額)

第4条 この要綱に基づき交付される補助金の補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「申請団体」という。）は、自主防災事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 申請団体は次の各号に掲げる申請等については、あいち電子申請・届出システムにより行うことができる。

- (1) 前条に規定する交付申請
- (2) 第8条第1項に規定する変更承認申請
- (3) 第10条に規定する実績報告

2 前項の規定により同項各号の申請等がなされたときは、当該電子的記録は当該書類とみなす。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、自主防災事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

2 補助金交付の決定をする場合は、市長は補助金交付の目的を達成するため必要と認め たときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、直ちに自主防災事業変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）に見積書必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第9条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、自主防災事

業補助金変更決定通知書（様式第４号）により、申請団体に通知しなければならない。

（実績報告書の提出）

第１０条 補助金の交付の決定を受けた申請団体は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して３０日を経過した日、又は翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、自主防災事業実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に別表第１に掲げる書類及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（関係書類の保存）

第１１条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係るすべての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（額の確定及び交付）

第１２条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、自主防災事業補助金確定通知書（様式第６号）により申請団体に通知した後に、当該額を交付するものとする。

２ 申請団体が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払をすることができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第１３条 市長は、申請団体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（１）この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（２）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（３）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

（その他）

第１４条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるところによるものとする。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２ この要綱は、令和８年３月３１日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱による改正前の豊田市自主防災事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の豊田市自主防災事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

沿 革 昭和６０年４月１日制定

*別表第１は省略

（防災対策課）

1 1 地震防災消防活動基準

地震防災消防活動基準

消防本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この基準は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、豊田市地域防災計画地震災害対策計画及び豊田市消防活動基準（平成14年3月28日消防本部訓令第4号）に準拠して、予想される大規模地震時の消防活動について必要な事項を定めるものとする。

(組織と任務)

第2条 消防長は、大規模地震が発生した場合は、豊田市消防活動基準第17条及び第18条に基づき設置される消防指揮本部及び署指揮本部による初動体制の確立を円滑に行い、迅速かつ的確な消防活動を実施する。

2 組織の任務分担は、消防指揮本部等運営マニュアル（平成20年3月30日施行）及び震災対応マニュアル（平成26年4月1日施行）に定めるところによる。

(非常招集)

第3条 震災時における非常招集については、豊田市消防職員非常招集基準（平成14年3月28日消防本部訓令第5号）に定めるところによる。

(活動の基本事項)

第4条 震災時における消防活動については、震災対応マニュアルに定めるところによる。

(無線運用)

第5条 震災時における無線運用については、震災対応マニュアルに定めるところによる。

(情報収集、伝達)

第6条 消防長は、的確な消防活動を行うため、防災関係機関等と密接な連携をとり、迅速に情報の収集、処理、分析及び共有化を図る。

(部隊運用)

第7条 震災時における部隊運用については、震災対応マニュアルに定めるところによる。

(消防水利確保)

第8条 震災時における消防水利確保については、震災対応マニュアルに定めるところによる。

(応援要請及び受援体制)

第9条 応援要請及び受援体制については、豊田市消防受援マニュアル（平成26年4月1日施行）に定めるところによる。

附 則（平成15年3月28日消防本部訓令第1号）

1 この基準は、平成15年4月1日から適用する。

2 従前の地震防災警防活動基準（昭和60年4月1日）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年8月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年11月1日から適用する。

(警防救急課)

12 災害救助法施行細則

昭和40年10月29日規則第60号
最終改正 令和2年3月27日規則第16号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22

年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、

大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区

町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第三条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁

償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによるこ

とができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施す

るものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」

という。）は、次の各号に掲げる様式による。

1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1

2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2

3 公用変更令書 様式第3

4 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録

しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

② 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせない

なければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及び

その後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしな

なければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただ

し、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合におい

ては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・平成29年規則33号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

② 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

い。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨

の医師の

診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入

を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期

間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

（扶助金の支給基礎額）

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号平成29年33号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15 条関係）

1 令第4 条第1 号から第4 号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8 で除して得た額を勤務 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県

条例第3 号）第15 条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29 年愛知県条例第1 号）別表第1 の1 による一般職員相当額以内

2 令第4 条第5 号から第10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100の3の額を加算した額以内

一部改正〔昭和43年規則56号・44年49号・45年90号・46年79号・48年2号・73号・94号・50年81号・

51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77

号・87号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74

号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・12年125号・14年7号・76号・15年72号・16

年47号・19年50号・26年4号・29年33号〕

別表第2（第19 条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例による額

一部改正〔昭和42年規則55号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・19年50号・20年49号・24年39号・25年4号〕

様式第1
(第6条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

公 用 令 書				物資保管第 号	
愛知県知事 殿				領 書	
氏 名				年 月 日	
住所				住 所 印	
(名称及び代表者氏名)				(名称及び代表者氏名)	
災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。					
年 月 日		愛知県知事 氏 名 印			
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考	
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。					
公用令書を受領しました。					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

(第6条関係)

物 資 収 入 施 設 管 理 土 地 使 用 家 屋 第 号 物 資	

領 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名

(名称及び)
(代表者氏名)

物 資 収 入 施 設 管 理 土 地 使 用 家 屋 第 号 物 資	

令 書

災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり使用します。

年 月 日

愛知県知事 氏 名 印

種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考
						・ ・	
						・ ・	
						・ ・	

注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

損 失 補 償	種 類	請 求 額	請 求 日	請 求 者	補 償 額	補 償 日	備 考
	名 称		年 月 日			年 月 日	

(第6条関係)

公 用 変 更 令 書	第 号	愛 知 県 知 事 氏 名
公 用 変 更 令 書	第 号	愛 知 県 知 事 殿
住 氏 氏 名 (名 称 及 び) (代 表 者 氏 名)	所 名 (名 称 及 び) (代 表 者 氏 名)	年 月 日

災害救助法第9条第1項の規定による処分（公用令書（号）を、次のとおり変更しました。

変 更 前 の 処 分 の 内 容	愛 知 県 知 事 氏 名 印

注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

様式第 6

(第 9 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・19年29号・26年 4 号〕

受 領 調 書

災害救助法第 9 条第 1 項の規定により^{収用}_{使用}する物資を、次のとおり受領しました。
よつて、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。

年 月 日

受領者
愛知県職員

氏 名 印

物資の所有者又は占有者
氏 名 印

公 用 令 書	物資収用	第 号	年 月 日
	物資使用		
種類及び数量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7

(第 10 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

損 失 補 償 請 求 書			
愛知県知事 殿		年 月 日	
氏 名		住 所 印	
		(名 称 及 び) 代表者氏名	
災害救助法第 9 条第 2 項において準用する同法第 5 条の 2 第 3 項の規定による 損失補償として、下記の金額を請求します。			
請求金額		円	
請求理由			
公 用 令 書	物 資 保 管	第 号	年 月 日
	物 資 収 用		
	施 設 管 理		
	土地 家屋 使用 物資		
添付書類 1 算出明細書 2 受領調書（写し）			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8
(第 11 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

(表)

公 用 令 書		従事命令第 号	
愛知県知事 殿		受 領 書	
住所 職業 氏 名 年 月 日 生 日 所 在 地 職 業 印 章 年 月 日 生 日		住所 職業 氏 名 年 月 日 生 日 所 在 地 職 業 印 章 年 月 日 生 日	
災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印		公用令書を午前午後 時 分 受領しました。	
従事する業務 従事する場所 従事する期間 出頭する日時及び場所 備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出してください。
- 2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。
- 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出頭できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

様式第 9

(第 11 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

公 用 取 消 令 書		取消従事 命 令 第 号	
愛知県知事 殿		受 領 書	
年 月 日		年 月 日	
住 職 氏 名		住 所 印	
(名称及び 代表者氏名)		(名称及び 代表者氏名)	
災害救助法第 7 条第 1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日第 号）を取り消しました。		公用取消令書を受領しました。	
年 月 日		愛知県知事 氏 名 印	
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 10

(13 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号〕

救 助 従 事 者 台 帳										
公 用 令 書			第		号		年 月 日			
従事者	住 所				職 業					
	氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名)				生年月日					
従 事 す る 業 務										
従 事 す る 場 所										
従 事 す る 期 間			年 月 日		から		日 間			
出頭する日時及び場所										
公用令書取消理由										
負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所										
事故発生の原因及び状況										
傷病名、傷病の程度及び身体の状態										
備 考										
事故発生するとき、本人と親族関係にあった主な者の状況			氏 名		本人との続 き 柄		生年月日		職業	備 考
							・		・	
							・		・	
							・		・	
実 費 弁 償			実 費 弁 償 の 内 訳				支 年 月 給 日		備 考	
			日 当	超過勤務手	旅 費	計				
			円	円	円	円	・	・		
扶 助 金			扶 助 金 の 種 類		金 額		支給年月日		備 考	
					円		・		・	
							・		・	
							・		・	
							・		・	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 11

(第 14 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

従 事 不 能 届		年 月 日
愛知県知事 殿		
		住 所
		職 業
氏 名		印
年 月 日		生
		(名 称 及 び) 代表者氏名
災害救助法第 7 条第 1 項の規定による公用令書 (年 月 日従事命令第 号) の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができ ないので、関係書類を添えてお届けします。		
記		
理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 12

(第 16 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

実 費 弁 償 請 求 書			
愛知県知事 殿		年 月 日	
		住 所 職 業 氏 名 印	
		(名 称 及 び) 代表者氏名	
災害救助法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。			
請求金額		円	
公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日
従 事 し た 業 務			
従 事 し た 場 所			
従 事 し た 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで		
添付書類 算出明細書			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 13

(第 17 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成19年29号・26年 4 号〕

(表)

第	号	証	票	所 属
				職 名 氏 名
上記の者は、災害救助法第 10 条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。				
なお、この証票の有効期間は、 年 月 日までとする。				
年 月 日交付				
愛知県知事 氏				名 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

災害救助法抜粋 (都道府県知事等の立入検査等)
第 10 条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
2 都道府県知事等は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
3 第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。
(指定行政機関の長等の立入検査等)
第 6 条 1 及び 2 略
3 前 2 項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
4 当該職員が第 1 項又は第 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
5 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第 14

(第 18 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成 5 年74号・26年 4 号〕

療養 休業 障害 遺族 葬打		扶 助 金 支 給 申 請 書		年 月 日	
愛知県知事 殿					
氏 名				住 所 印	
災害救助法第 12 条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。					
申請金額		円			
公 用 令 書	第	号		年	月 日
従事者又は協力者	住 所			職 業	
	氏 名			生年月日	・ ・
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
療養又は休業を要する見込期間					
事故発生とき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続 き 柄	生年月日	職業	備 考
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
添付書類 算出明細書					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

1.3 災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急援助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市（区）、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市（区）町村の人口				住家滅失世帯数
5,000人未満				30世帯
5,000人以上	15,000	"		40 "
15,000	"	30,000	"	50 "
30,000	"	50,000	"	60 "
50,000	"	100,000	"	80 "
100,000	"	300,000	"	100 "
300,000	"			150 "

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第2号）。

市（区）町村の人口				住家滅失世帯数
5,000人未満				15世帯
5,000人以上	15,000	"		20 "
15,000	"	30,000	"	25 "
30,000	"	50,000	"	30 "
50,000	"	100,000	"	40 "
100,000	"	300,000	"	50 "
300,000	"			75 "

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

市(区)町村の人口	住家滅失世帯数
全ての市(区)町村	多数の世帯

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（注）適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家

の減失した一の世帯とみなす。

- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

14 名古屋市航空機隊訓練緊急運航要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県内の市町村並びに消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、消防組織法第30条第1項の規定に基づく名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するために必要な事項等を定めるものとする。

(支援要請の要件)

第2条 愛知県内の市町村等が、名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するための要件は以下のとおりとし、その詳細は別紙1に定める。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

(要請手続き)

第3条 市町村等は、前条各号に規定する要件に該当すると判断した場合には、第3項に規定する通報先に対して、口頭により次に掲げる内容を通報し、かつ、FAX通信により別記様式1を通報することにより、支援を要請するものとする。ただし、災害種別が救急であって、転院搬送の依頼の場合については、別記様式2を添付するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 航空機隊に求める活動の内容
- (3) 災害の発生場所
- (4) 災害発生場所の気象及び地形の状況
- (5) 離着陸場所の所在地
- (6) 現場指揮本部の無線の呼出名称
- (7) その他必要な事項

2 前項の各様式を送付するいとまがないときは、口頭による要請とすることができる。ただし、この場合においても、要請後、速やかに各様式を送付するものとする。

3 要請は、時間帯に応じ、次に掲げる通報先に通報するものとする。

区分	通報先
8時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電話：0568-54-1190 FAX：0568-28-0721
17時30分から 8時45分まで	名古屋市防災指令センター 電話：052-961-0119 FAX：052-953-0119

(要請の応諾)

第4条 名古屋市消防航空隊は、航空機の出発に際し、航空法に基づいて機長が確認することとされている事項、見込まれる活動の内容、気象の状況、地理的条件及び運航責任者による出発の承認を得て、要請を応諾するものとし、その可否は、支援を要請した市町村等に対して口頭で回答するものとする。

(航空機の出発承認の基準)

第5条 前条の運航責任者による出発の承認に関する基準は、別紙2に掲げるとおりとする。

(連携の保持)

第6条 支援の要請をした市町村等は、航空機隊による支援が円滑に行われるよう次に掲げる事項について準備し、連携を図るよう努めるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策

- (2) 傷病者等の搬送先離着陸場所又は搬送先医療機関の確保
- (3) 空中消火活動時における拠点の確保
- (4) その他支援活動が円滑に行われるために必要な事項
(支援活動後の報告)

第7条 名古屋市消防航空隊は、航空機隊による支援を行った場合は、その活動内容等を明らかにし、別記様式3により要請元の市町村等に報告するものとする。

(その他)

第8条 航空機隊による消防の支援は、本要領に定めるほか、消防航空隊規程（令和4年名古屋市消防局訓令第13号）等関係規定の定めるところにより実施するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

1 5 防災関係機関及び連絡窓口

(各関係機関)

(1) 指定行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	電話番号	所 在 地
消防庁	防災課 応急対策室 防災情報室	03-5253-7525 03-5253-7527 03-5253-7526	東京都千代田区霞が関2-1-2

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
名古屋国道工事事務所豊田維持出張所	32-6110	豊田市平芝町3-12-6
矢作ダム管理所豊田分室	35-4147	豊田市樹木町1-2
愛知陸運事務所西三河支所	52-2417	豊田市若林西町葉山46
愛知森林管理事務所豊田森林事務所	32-0366	豊田市昭和町3-75
豊田労働基準監督署	35-2323	豊田市常盤町3-25-2
豊田公共職業安定所	31-1400	豊田市常盤町3-25-7

(3) 自衛隊

機 関 名	連 絡 窓 口	電話番号	所 在 地
陸上自衛隊 第10特科連隊 (豊川駐屯地)	第3科	0533-86-3151	豊川市穂ノ原1-1

(4) 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	電話番号	所 在 地
西日本電信電話株式会社 名古屋支店		052-291-3226	名古屋市中区大須4-9-60
日本赤十字社 愛知県支部	救護・事業推進課	052-971-1591	名古屋市東区白壁1-50
日本郵便株式会社 東海支社	豊田郵便局	32-0403	豊田市十塚町2-16-1
東邦瓦斯株式会社 豊田営業所	営業課	32-3070	豊田市拳母町5-64
中部電力パワーグリッド 株式会社 豊田営業所	総務グループ	31-0390	豊田市十塚町1-1-1

(5) 指定地方公共機関及び公共の団体

機 関 名	連 絡 窓 口	電話番号	所 在 地
一般社団法人 愛知県トラック協会 西三支部豊田部会	事務局	35-4526	豊田市小坂本町1丁目49-8 グレイスヒル・ホズミ 102号
名古屋鉄道株式会社	豊田市幹事駅 豊田自動車営業所	32-0336 32-1371	豊田市若宮町1-35 豊田市神田町2-10-2
愛知環状鉄道株式会社	総務課	0564-32-3911	岡崎市北野町二番沢68
愛知高速交通株式会社	総務部総務課	0561-61-4781	長久手町大字熊張字茨ヶ廻間 1533-736
一般社団法人 豊田加茂医師会	事務局	31-7711	豊田市西山町3-30-1
一般社団法人 豊田加茂歯科医師会	事務局	35-8020	豊田市西山町3-19-9

(6) 県機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
愛知県庁 防災安全局 〔愛知県災害対策本部災害情報センター〕	052-961-2111 内線2512 直通052-971-7104	名古屋市中区三の丸3-1-2
愛知県西三河県民事務所	7105 FAX 971-	岡崎市明大寺本町1-4
〃 豊田庁舎	7106	豊田市元城町4-45
愛知県豊田加茂建設事務所	0564-23-1211	豊田市常盤町3-28
〃 足助支所	32-3381	豊田市足助町岡田3-1
愛知県豊田加茂農林水産事務所	35-1311	豊田市元城町4-45
〃 森林整備課	62-0047	豊田市足助町岡田3-1
愛知県家畜保健衛生所豊田加茂支所	32-7361	豊田市栄生町3-25
愛知県西三河水道事務所豊田浄水場	62-0501 32-0459 45-1500	豊田市浄水町原山62

(7) 警察機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
愛知県豊田警察署	35-0110	豊田市錦町1-59-1
愛知県足助警察署	62-0110	豊田市岩神町仲田6-4

(8) 消防機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
豊田市消防本部 指令課	35-9724	豊田市長興寺5-17-1

第 1 2 連絡先・様式一覧

1 重要な情報の伝達

(1) 県の連絡先

愛知県災害対策本部西三河方面本部 連絡先

令和4年4月1日現在

区 分		第 1 非常配備		第 2 非常配備 (準備体制)		第 2 非常配備 (準備強化体制)		第 2 非常配備 (警戒体制)		第 3 非常配備	
配備場所		西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎 2 階)				災害対策センター (西三河総合庁舎 4 階災害対策室)					
勤 務 時 間 内	N T T	庁舎代表		0564-23-1211		庁舎代表		0564-23-1211			
		防 災	内線	2265 2266 2267		内線		4115～4117,4124			
			直通	0564-27-2706		直通		0564-27-2795			
	NTTFAX	0564-23-4316				－					
	防災行政無線	防 災	605-2265		総括班		605-4110,4111,4112				
			605-2266		総務班		605-4113				
			605-2267		情報班		605-4115,4116,4117, 4124				
			605-2268								
			605-2269		緊急物資班		605-4120,4121,4122, 4125				
					支援班		605-4114				
	防災行政無線 (FAX)	605-1150				605-4123					
勤 務 時 間 外	N T T	庁舎代表		0564-23-1211				上記勤務時間内の欄に同じ			
		直通		0564-27-2706							
	NTTFAX	0564-23-4316									
	防災行政無線	605-2265～2270									
	防災行政無線 (FAX)	605-1150									

※ただし、西三河方面本部（西三河県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（防災局）とする。

愛知県災害対策本部西三河方面本部豊田加茂駐在 連絡先

令和3年4月1日現在

区 分		第 2 非常配備 (準備体制)		第 2 非常配備 (準備体制強化)		第 2 非常配備 (警戒体制)		第 3 非常配備	
配備場所		西三河県民事務所 防災安全課 豊田加茂防災保安グループ (豊田加茂総合庁舎 2 階)				豊田加茂駐在 災害対策センター (豊田加茂総合庁舎別館 2 階 第 1 会議室)			
勤 務 時 間 内	N T T	庁舎代表		-		庁舎代表		-	
		防 災	内線	260 261 262 263		内線	391 397		
			直通	0565-32-7492		直通	0565-33-8560		
	NTTFAX	0565-32-6470				0565-32-6470			
	防災行政無線	防 災	606-260		総括係		606-260		
			606-261		総務係		606-392		
			606-262		情報係		606-391又は397		
			606-263		緊急物資チーム		606-393,395		
						県民相談チーム		606-395又は396	
						支援班長		606-1104	
先遣チーム						606-390			
支援チーム									
災害情報員		606-394							
防災行政無線 (FAX)	606-1150又は1151				606-398				
勤 務 時 間 外	N T T	庁舎代表		-		上記勤務時間内の欄に同じ			
		直通		0565-32-7492					
	NTTFAX	0565-32-6470							
	防災行政無線	606-260～263							
	防災行政無線 (FAX)	606-1150又は1151							

※ただし、第 1 非常配備時に連絡を取る必要が生じた場合、西三河方面本部（西三河県民事務所）に連絡する。

本庁防災安全局及び災害情報センター 連絡先

令和3年4月1日現在

		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
		本庁舎 2 階 防災安全局内			自治センター6 階 災害情報センター		
勤 務 時 間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内 線 2512 (災害) 内 線 2512 (特殊災害) 内 線 2522 (火災) 内 線 2522 (危険物) 内 線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内 線 5302～5304 (総括部総括班) 内 線 5306～5307 (総括部渉外班) 内 線 5314～5316 (総括部復旧班) 内 線 5308～5310 (広報部広報班) 内 線 5311～5312 (情報部整理班) 内 線 5313～5316 (情報部局・公共機関班) 内 線 5317～5319 (情報部方面班) 内 線 5328 (情報部調査班) 内 線 5323～5324 (運用部庶務班) 内 線 5325～5327 (運用部運用班) 内 線 5328 (運用部財務会計班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2 階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6 階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2 階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6994 (1 階消防保安課内(救急・救助))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512 (2 階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2522 (火災) 600-2522 (危険物) 600-2539 (救急・救助)			600- 1360～1362 (総括部総括班) 600- 1363 (総括部渉外班) 600- 1367 (総括部復旧班) 600- 1364 (広報部広報班) 600- 1365 (情報部局・公共機関班) 600- 1366 (情報部方面班) 600- 1368 (情報部調査班) 600- 1321 (県警連絡員) 600- 1324 (自衛隊連絡員)		
	無線 (FAX)	600-1510			600-1514		
勤 務 時 間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同 上		
	防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同 上		
	無線 (FAX)	600-4695(宿日直室)			同 上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
						aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	
防災 web メール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)					

(2) 消防庁への連絡先

通常時（平日（祝日・年末・年始除く）9:00～17:00）（消防庁防災課応急対策室）

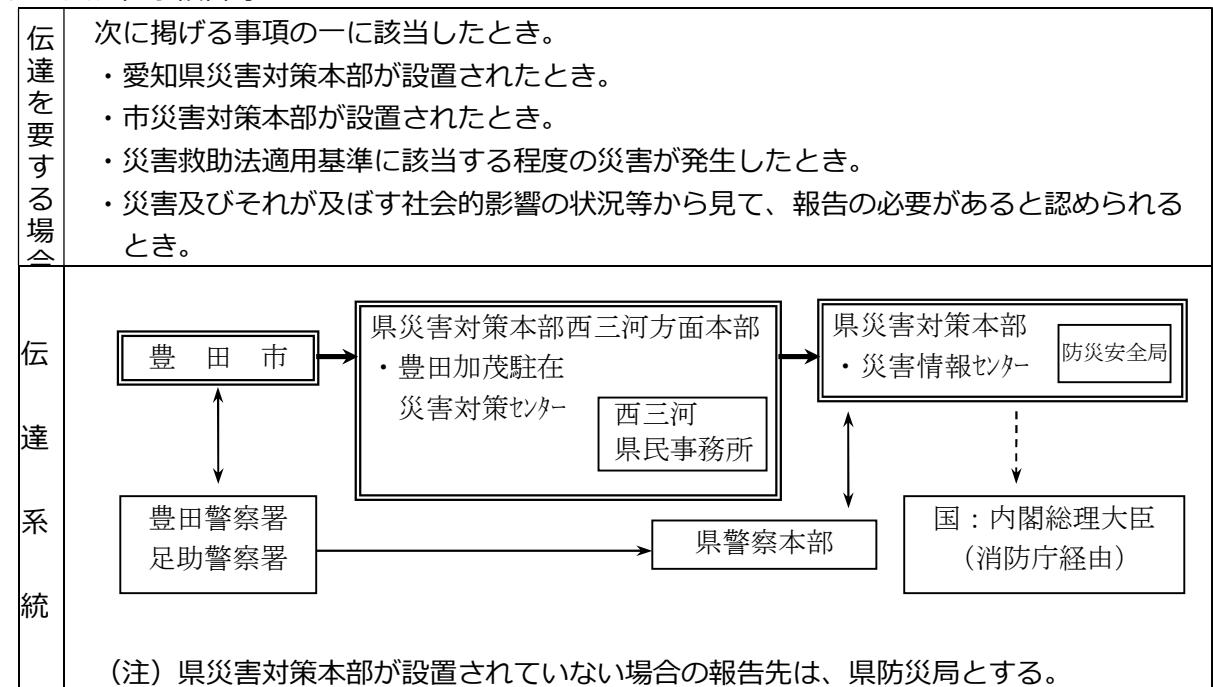
(NTT 回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	9#-92-xxx（無線専用電話のみ）	9-048-500-90-43xx (43xxx の下 3 桁は衛星電話番号簿を参照)
03-5253-7537 (FAX)	9#-92-9049033 (無線専用 FAX のみ)	9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

(NTT 回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	#-92-90-102（無線専用電話のみ）	9-048-500-90-49102
03-5253-7553 (FAX)	9#-92-90-49036（無線専用 FAX のみ）	9-048-500-90-49036 (FAX)

(3) 伝達要領

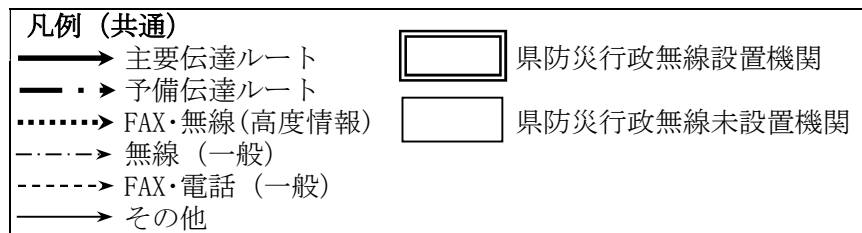
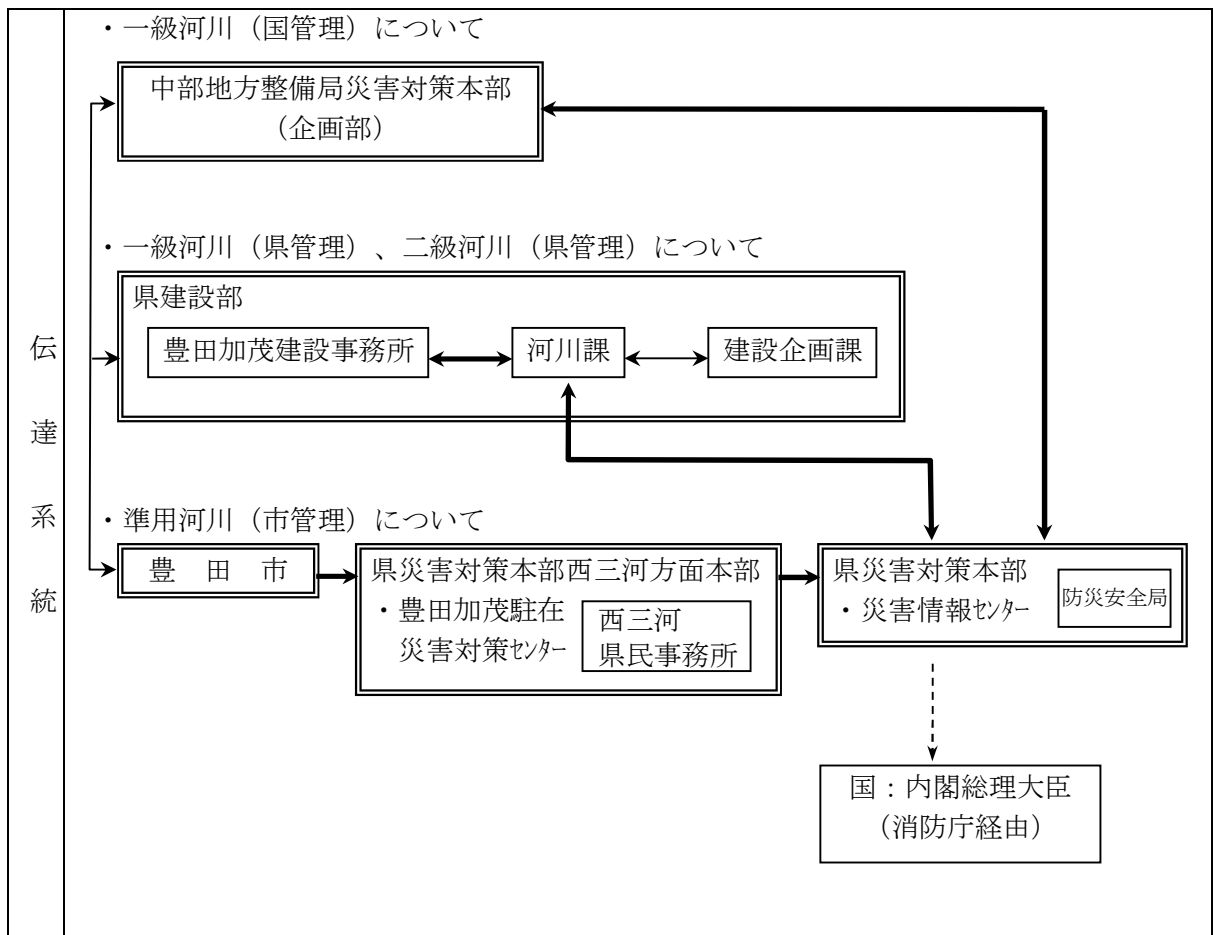
ア 人、住家被害等



イ 河川・貯水池・ため池等、砂防被害

(ア) 河川被害

伝達を要する場合	愛知県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。 ただし、市町村にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。 ・愛知県災害対策本部が設置されたとき。 ・市町村災害対策本部が設置されたとき。



(イ) 貯水池・ため池等被害

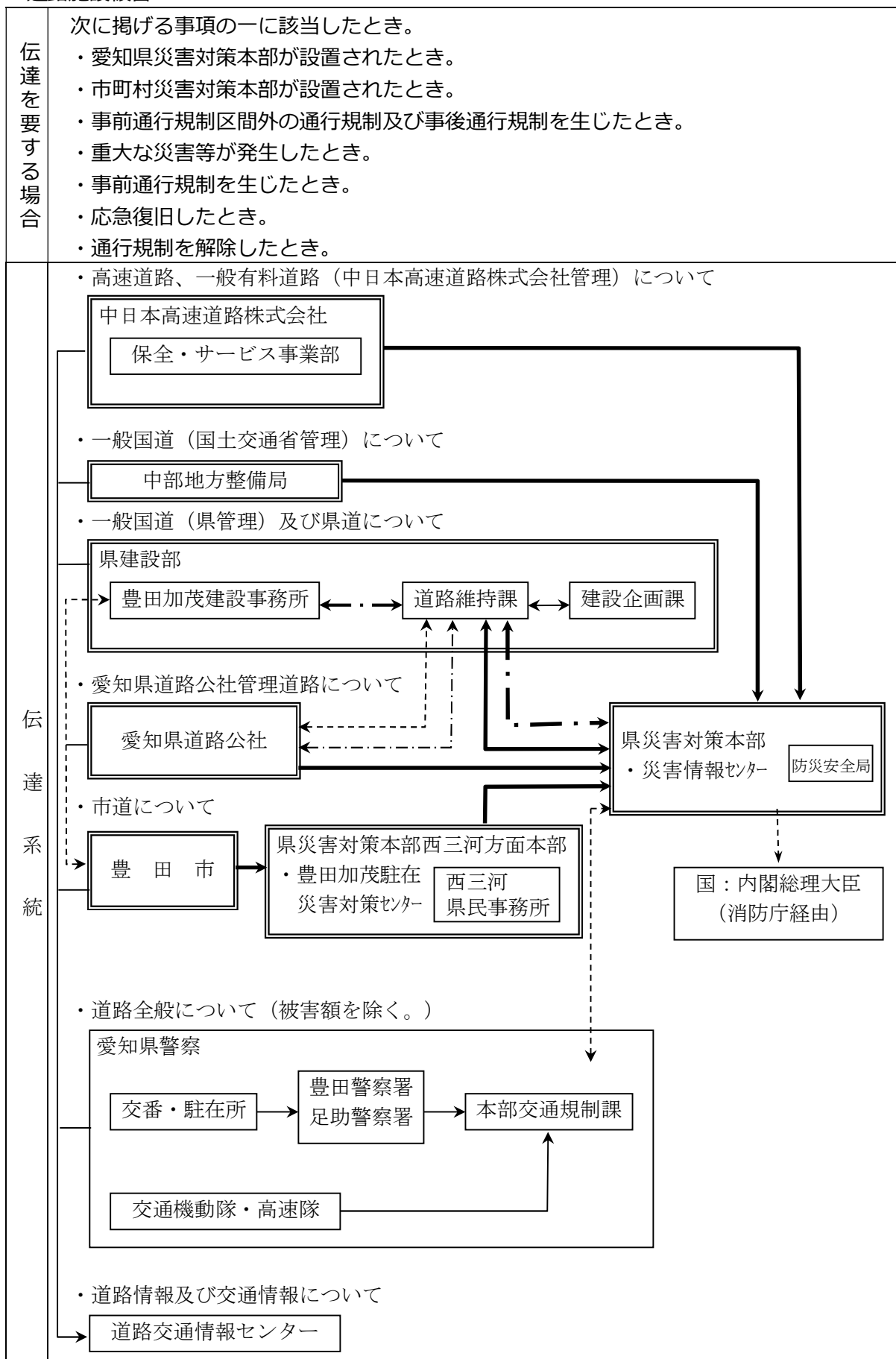
伝達を要する場合	愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん提本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき、余水吐及びゲートが決壊し家屋に浸水したとき。）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。 ただし、市にあつては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。 ・愛知県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。
伝達系統	・県管理貯水池（羽布ダム）について <pre> graph TD subgraph Prefecture [県農林水産部] A[農林水産事務所] --> B[農地計画課] B --> C[農地整備課] C --> D[農林政策課] end E[豊田市] --> F[県災害対策本部西三河方面本部 ・豊田加茂駐在災害対策センター 西三河県民事務所] F --> G[県災害対策本部 ・災害情報センター 防災安全局] G --> H[国：内閣総理大臣 (消防庁経由)] Prefecture <--> G </pre> ・豊田市、土地改良区、個人等の管理するため池について <pre> graph TD E[豊田市] --> F[県災害対策本部西三河方面本部 ・豊田加茂駐在災害対策センター 西三河県民事務所] F --> G[県災害対策本部 ・災害情報センター 防災安全局] G --> H[国：内閣総理大臣 (消防庁経由)] </pre>

凡例（共通） → 主要伝達ルート → 予備伝達ルート → FAX・無線（高度情報） → 無線（一般） → FAX・電話（一般） → その他	県防災行政無線設置機関 県防災行政無線未設置機関

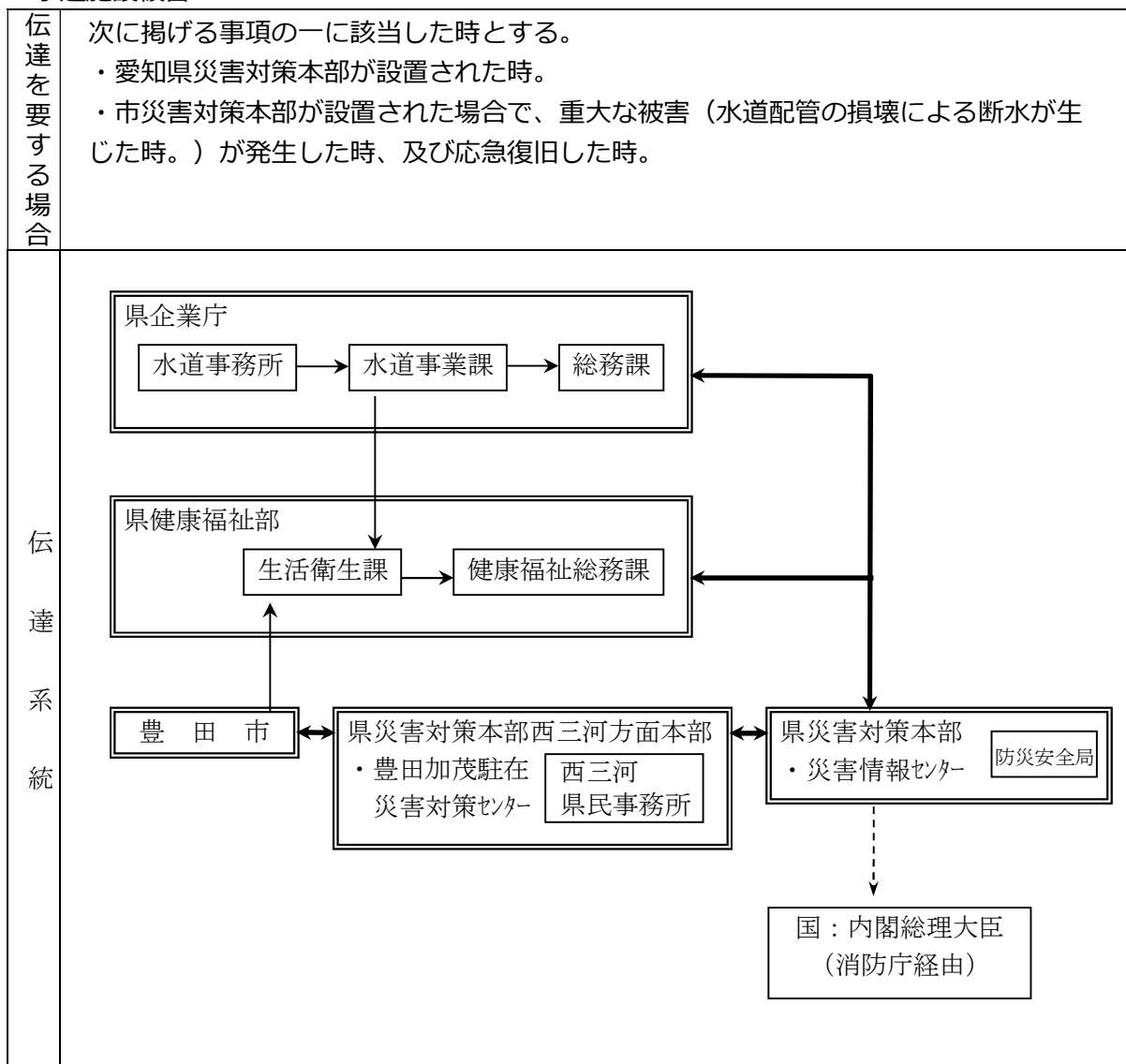
(ウ) 砂防施設被害

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・ 重大な被害（えん提本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に浸水したとき、又は、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。 ・ 土砂災害危険渓流において、土石流等の土砂流出が発生したとき。 ・ 土石流危険渓流以外であっても、土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部損壊以上の被害を生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所で斜面崩壊が生じたとき。 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等の一部破損以上の被害があったとき。 ・ 地すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき。
伝達系統	<pre> graph TD A[国：国土交通省砂防部] --> B[県建設部] subgraph B [県建設部] B1[豊田加茂建設事務所] <--> B2[砂防課] <--> B3[建設企画課] end B --> C[豊田市] C --> D[県災害対策本部西三河方面本部 ・ 豊田加茂駐在災害対策センター 西三河県民事務所] D --> E[県災害対策本部 ・ 災害情報センター 防災安全局] E --> F[国：内閣総理大臣 (消防庁経由)] E <--> B </pre>

ウ 道路施設被害

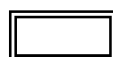


工 水道施設被害

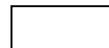


凡例（共通）

- ▶ 主要伝達ルート
- ・—▶ 予備伝達ルート
-▶ FAX・無線（高度情報）
- - - -▶ 無線（一般）
- - - -▶ FAX・電話（一般）
- ▶ その他

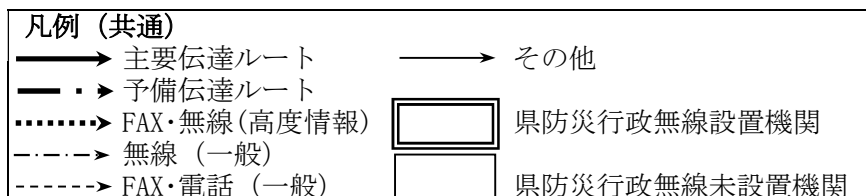
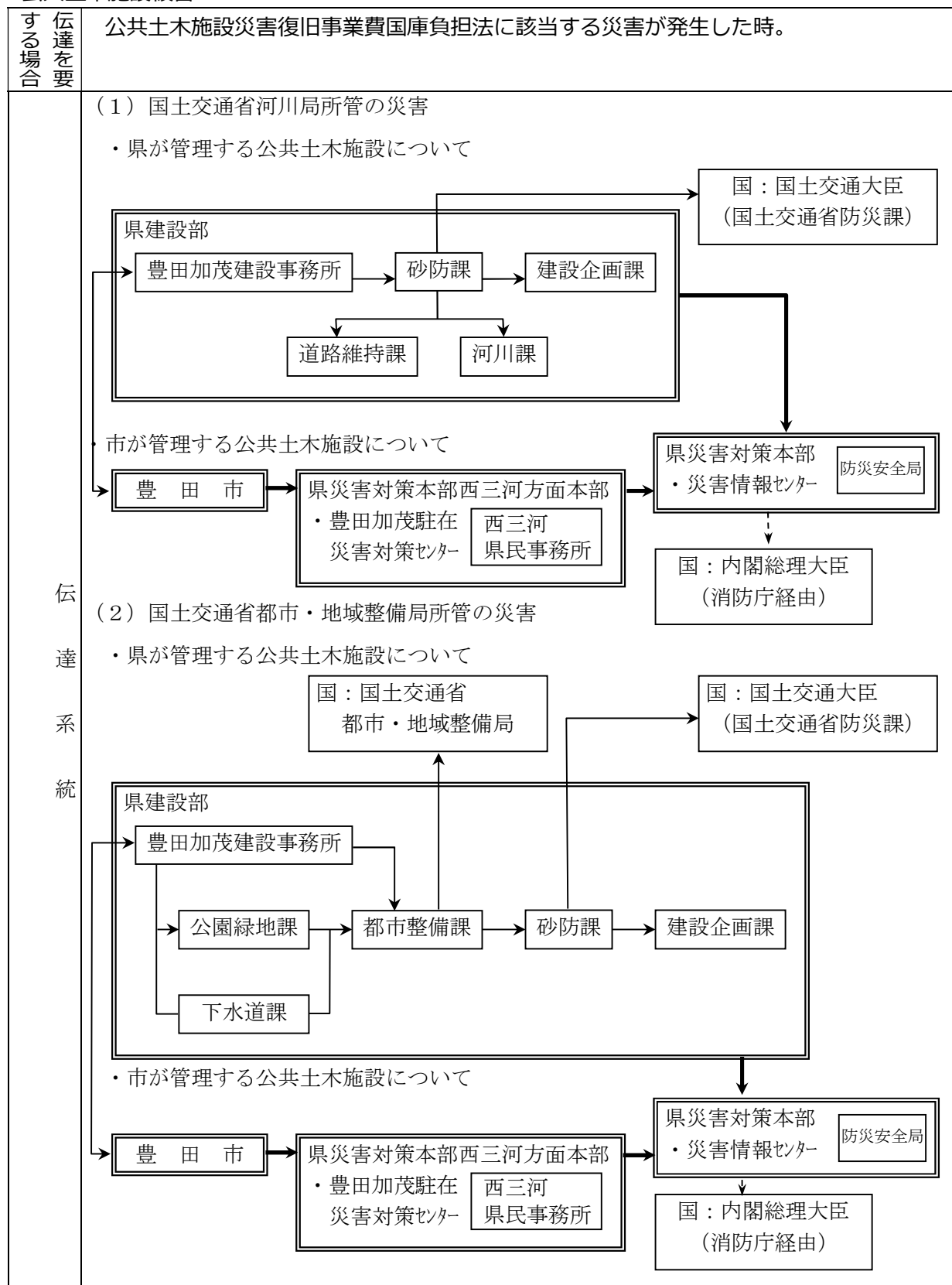


県防災行政無線設置機関



県防災行政無線未設置機関

オ 公共土木施設被害



様式 1

様式 1 (消防庁第 4 号様式 (その 1))
(災害概況即報)

消防庁受信者氏名
災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死 者		人	重 傷		人	住家被害	全 壊		棟	床上浸水		棟		
		不 明		人	軽 傷		人		半 壊		棟	床下浸水		棟		
									一部破損		棟	未分類		棟		
	119番通報の件数															
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式 1 別紙（消防庁第 4 号様式（その 1 別紙））

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時				年 月 日 時 分							
発 信 場 所															
発 信 機 関				発 信 者											
受 信 機 関				受 信 者											
区 分				被 害		区 分		被 害		区 分		被 害			
人 的 被 害	死 者		1	人	河 川	橋りょう		31	か所	そ の 他	水産被害		61	千円	
	行方不明者		2	人		破 堤		32	か所		商工被害		62	千円	
	負 傷 者	重傷	3	人		越 水		33	か所		その他		63	千円	
		軽傷	4	人		その他 (法面崩壊等)		34	か所		被害総額		64	千円	
住 家 被 害	全 壊		5	棟	そ の 他	港湾・漁港		35	か所	災害対策本部 設置状況	65	設置			
			6	世帯		砂 防		36	か所		66	廃止			
			7	人		清掃施設		37	か所	避難の勧告・ 指示等の状況	67	地区			
	半 壊		8	棟		崖くずれ		38	か所		68	世帯			
			9	世帯		地すべり		39	か所		69	人			
			10	人		土石流		40	か所	消防職員出動 延人数	70	人			
	一部破損		11	棟		鉄道不通		41	か所	消防団員出動 延人数	71	人			
			12	世帯		被害船舶		42	隻	避難所数	72	か所			
	床上浸水		13	人		水 道		43	戸	避難人数	73	人			
			14	棟		電 話		44	回線	避難人数 (うち自主避難)	74	人			
			15	世帯		電 気		45	戸	避難世帯数	75	世帯			
			16	人		ガ ス		46	戸	避難世帯数 (うち自主避難)	76	世帯			
	床下浸水		17	棟		ブロック塀 等		47	か所	被害程度及び応急対策状況（経過）					
			18	世帯		り災世帯数		48	世帯						
			19	人		り災者数		49	人						
	非 住 家	公共建物		20		棟	火 災 発 生	建 物		50	件				
		その他		21		棟		危 険 物		51	件				
	そ の 他	田	流失・埋没	22		ha	そ の 他	そ の 他		52	件				
			冠 水	23		ha		公立文教施設		53	千円				
畑		流失・埋没	24	ha	農林水産業施設		54	千円	要 請 事 項						
		冠 水	25	ha	公共土木施設		55	千円							
文教施設		26	か所	その他の公共施 設		56	千円								
病 院		27	か所	小 計		57	千円								
道 路		損 壊	28	か所	そ の 他	農産被害						58	千円		
		冠 水	29	か所		林産被害						59	千円		
		(うち通 行不能)	30	か所		畜産被害		60	千円						

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

人 的 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別 男 ・ 女 ・ 不明)	
	住 所		
	収容先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

避難状況・救護所開設状況 (第 報)

報 告 の 時 点			日 時 分現在		受 信 時 刻		時 分				
発 信 機 関					受 信 機 関						
発 信 者 名					受 信 者 名						
内 容											
避 難 状 況	避難先	地 区 名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名 設 置 場 所		患 者 数		実 施 機 関		収 容 人 数 の 最 大 値				
			受 入 搬 送				重 傷		軽 傷		

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

(第 報)

– 769 –

被害認定基準

被害区分		認 定 基 準
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みのもの。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みのもの。
住 家 の 被 害	(住 家)	現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全 壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 の 被 害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、 畑の冠水	田の例に準ずる。

被害区分		認 定 基 準
そ の 他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする
	損 壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	(通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破 堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港 湾 漁 港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
他	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。

被害区分		認 定 基 準
火 災 発 生	(火 災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路及び港湾とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

2 自衛隊の派遣

(1) 災害派遣の活動範囲

災害派遣の活動範囲は、おおむね次のとおりとする。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要がある時には、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

(2) 災害派遣依頼の手続き

自衛隊の災害派遣を依頼する場合には、災害派遣要請依頼書（様式 1）により、県西三河県民事務所長を通じ、知事に対してその旨を申し出る

様式 1

		豊防発 第 号	
		年 月 日	
災害派遣要請者 殿			
		豊田市長 ○ ○ ○ ○	
部 隊 等 の 派 遣 要 請 書			
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）			
派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間 （具体的に表現することが不可能な場合は、「救援活動終了するまでの間」等定性的な表現とする。）			
3 派遣を希望する区域及び活動内容 （1）区域 （2）活動内容（遭難者の搜索活動、道路啓開、水防輸送、防疫等）			
4 その他参考となるべき事項 その他細部については、○○○○○において調整する。			

（用紙は、日本工業規格 A 4 とする。）

(3) 撤収の手続き

自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合、又は必要がなくなった場合は、速やかに知事に撤収要請を依頼する。なお、撤収要請依頼書は、様式2のとおりとする。

様式2

		豊防発 第 号	
		年 月 日	
災害派遣要請者 殿			
		豊田市長 ○ ○ ○ ○	
災 害 派 遣 部 隊 撤 収 要 請 依 頼 書			
自衛隊災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収されるよう要請します。			

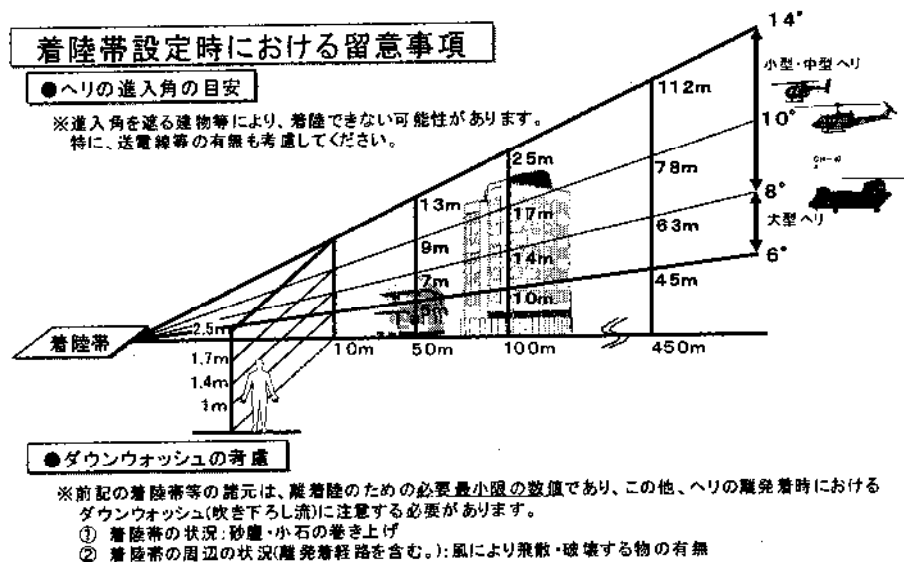
(用紙は、日本工業規格A4とする。)

3 災害派遣部隊の受入れ

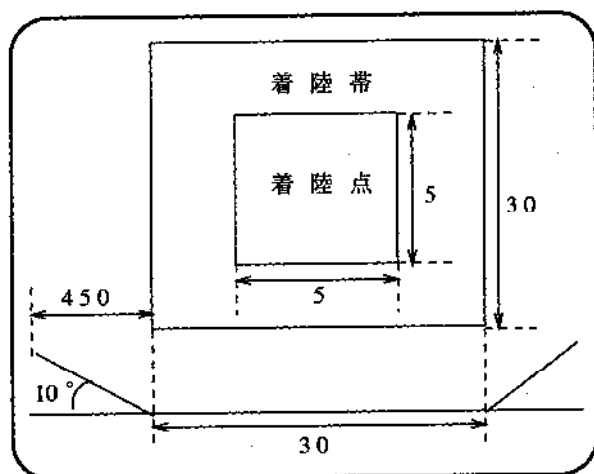
オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

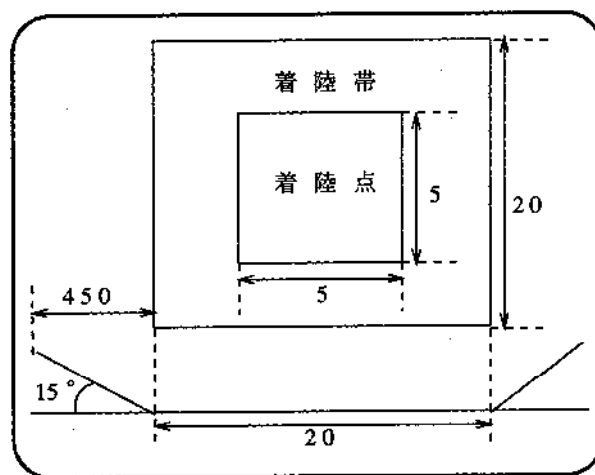
- ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を提供する。
- 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。



(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》

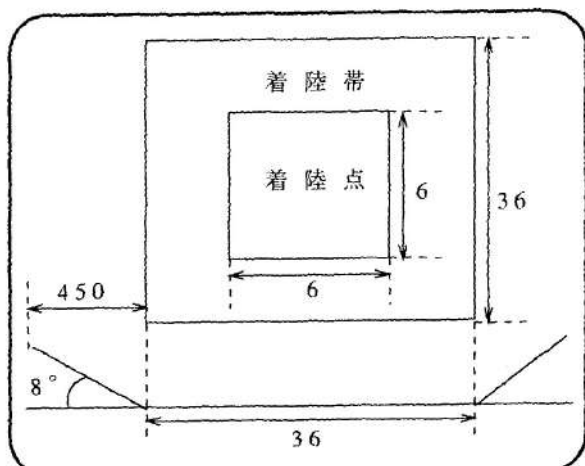


(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》

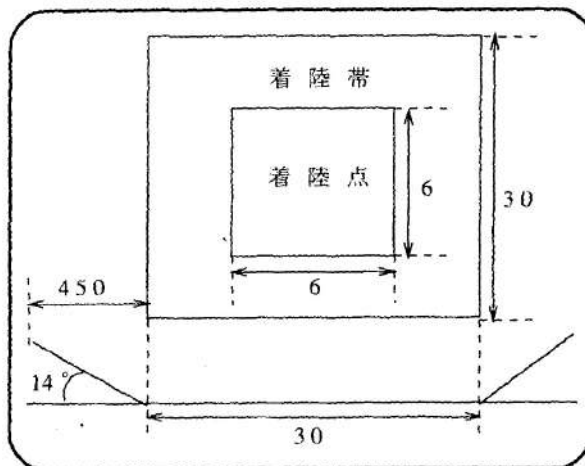


(単位: m)

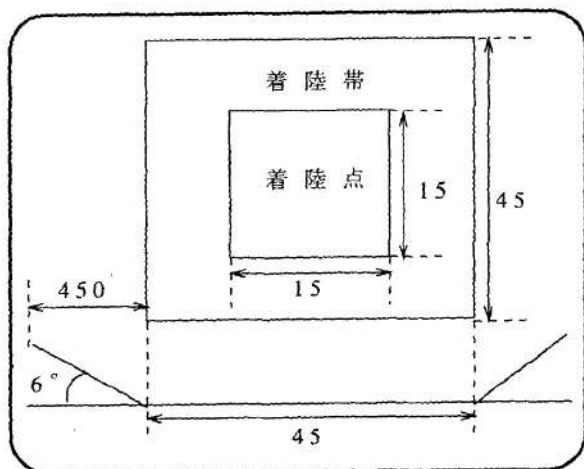
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》



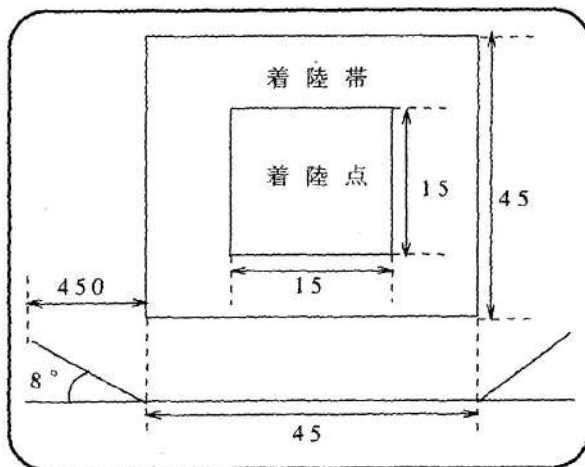
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》



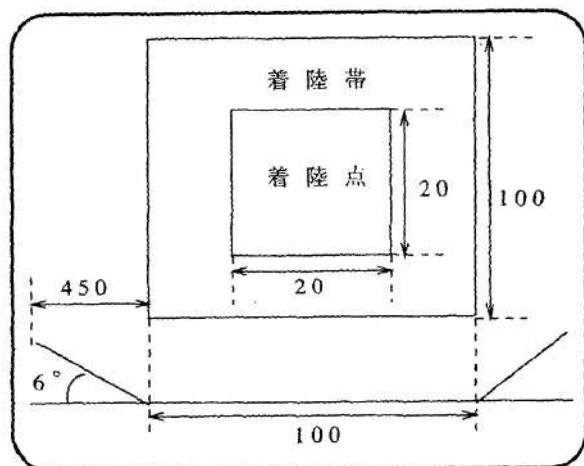
(c-1) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《標準》



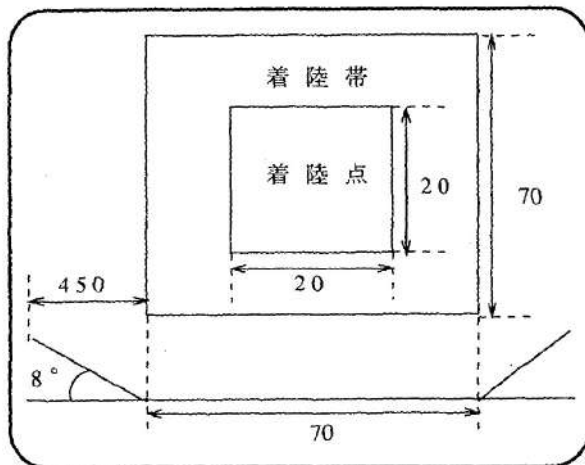
(c-2) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《標準》



(d-2) 大型機 (CH-47) の場合《応急》

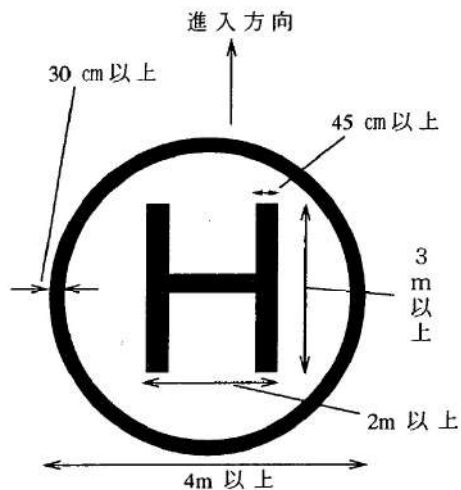


(単位 : m)

(イ) 受入れ時の準備

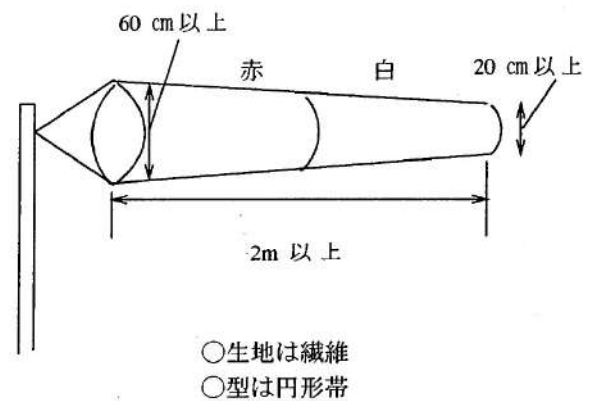
- a 着陸点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

(a) ⑨記号の基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

(b) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

4 緊急輸送車両の確認

(様式1)

年 月 日		
緊急通行車両等確認申請書		
愛知県知事 殿 愛知県公安委員会 殿		
申請者住所 (電 話) 氏 名		
印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用 者	住 所 (電話)	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(用紙は、日本工業規格A5とする。)

(様式 2)

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所 (電話)	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
		出 発 地	目 的 地
備 考			

(用紙は、日本工業規格A 5 とする。)

標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色[登録(車両)番号]、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

5 重要な情報の伝達（地震災害編）

県の報告

（様式 1）

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)		
①東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり（ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施）	
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

(様式2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状況 経過	①	危険事態、異常事態の発生状況		
	避難 の 経過			
		措置事項		
避難 状況	② 避難 の 完了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震 防災 応 急 対策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急救護を要すると認められる者の救護・保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備 考		